

# 朝霞市地域防災計画

令和7年2月

朝霞市防災会議



# 朝霞市地域防災計画

## 総則・予防計画編

第1章 総 則

第2章 災害予防計画



## 総則・予防計画編の目次

<b>第1章 総則</b> .....	<b>1(9)</b>
<b>第1節 計画の目的</b> .....	<b>3(11)</b>
第1 計画の目的.....	3(11)
第2 計画の策定.....	3(11)
第3 計画の構成.....	5(13)
<b>第2節 朝霞市の概況</b> .....	<b>6(14)</b>
第1 自然条件.....	6(14)
第2 社会条件.....	7(15)
第3 災害履歴.....	8(16)
第4 地震被害想定.....	12(20)
第5 災害危険箇所.....	14(22)
<b>第3節 防災関係機関の業務大綱等</b> .....	<b>15(23)</b>
第1 概要.....	15(23)
第2 市.....	15(23)
第3 消防.....	15(23)
第4 県.....	16(24)
第5 指定地方行政機関（災害対策基本法第2条第4号）.....	16(24)
第6 陸上自衛隊（陸上自衛隊第32普通科連隊（大宮駐屯地））.....	19(27)
第7 指定公共機関（災害対策基本法第2条第5号）.....	19(27)
第8 指定地方公共機関（災害対策基本法第2条第6号）.....	20(28)
第9 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者.....	21(29)
第10 市民.....	23(31)
第11 自主防災組織.....	23(31)
第12 事業所.....	23(31)
<b>第4節 減災目標</b> .....	<b>24(32)</b>
第1 基本目標.....	24(32)
第2 基本方針.....	24(32)
<b>第2章 災害予防計画</b> .....	<b>27(35)</b>
<b>第1節 建築物・施設等の耐震性向上</b> .....	<b>29(37)</b>
第1 建築物等.....	29(37)
第2 ライフライン施設.....	30(38)
第3 交通施設.....	31(39)
第4 河川.....	31(39)
<b>第2節 防災都市づくり</b> .....	<b>32(40)</b>
第1 防災都市づくりの基本.....	32(40)
第2 市街地の整備等.....	33(41)
第3 不燃化等の促進.....	33(41)
第4 オープンスペース等の確保.....	34(42)
<b>第3節 地盤災害の予防</b> .....	<b>35(43)</b>

第1 軟弱地盤地域の安全対策	35(43)
第2 宅地等の安全対策	35(43)
<b>第4節 火災・危険物災害の予防</b>	<b>36(44)</b>
第1 出火防止	36(44)
第2 初期消火体制の充実	37(45)
第3 危険物施設の安全化	37(45)
<b>第5節 災害に強い組織・地域づくり</b>	<b>38(46)</b>
第1 市の防災組織	38(46)
第2 協力体制の確立	38(46)
第3 自主防災組織の整備	39(47)
第4 民間防火組織の整備	40(48)
第5 事業所等の防災組織の整備	40(48)
第6 ボランティアの活動環境の整備	41(49)
第7 地域防災ネットワークの構築	42(50)
<b>第6節 防災教育</b>	<b>44(52)</b>
第1 市職員に対する防災教育	44(52)
第2 学校・事業所における防災教育	44(52)
第3 市民に対する防災知識の普及	45(53)
<b>第7節 防災訓練</b>	<b>46(54)</b>
第1 総合防災訓練	46(54)
第2 個別訓練	46(54)
第3 訓練の検証	47(55)
<b>第8節 調査研究</b>	<b>48(56)</b>
第1 防災計画の検証等	48(56)
第2 災害対策に関する調査研究	48(56)
<b>第9節 防災活動拠点の整備</b>	<b>49(57)</b>
第1 防災活動拠点の整備	49(57)
第2 緊急輸送ネットワークの整備	49(57)
<b>第10節 災害情報体制の整備</b>	<b>51(59)</b>
第1 情報通信設備の安全対策	51(59)
第2 情報収集・伝達体制の整備	51(59)
<b>第11節 災害に備えた体制整備</b>	<b>53(61)</b>
第1 消防力の強化	53(61)
第2 救急救助対策	54(62)
第3 医療救護対策	55(63)
第4 避難対策	55(63)
第5 給水、食料・生活必需品・資機材・医薬品の供給体制の整備	59(67)
第6 帰宅困難者対策	62(70)
第7 遺体の埋・火葬対策、防疫・清掃対策	63(71)
第8 被災住宅対策	64(72)
第9 文教対策	64(72)

第10 要配慮者の安全確保対策	65(73)
第11 女性や多様な性の人々などの視点からの防災対策	71(79)
第12 ペット対策	72(80)
<b>第12節 水害予防対策</b>	<b>73(81)</b>
第1 河川施設の整備	73(81)
第2 雨水対策の推進	73(81)
第3 浸水想定区域の周知徹底	74(82)
第4 水防体制の整備	74(82)
第5 流域治水等の推進	74(82)
第6 地下空間対策	74(82)
第7 要配慮者利用施設等の対策	74(82)
<b>第13節 複合災害予防対策</b>	<b>76(84)</b>
第1 複合災害に関する知識の普及	76(84)
第2 防災施設等の整備	76(84)
第3 複合災害時対策の検討	76(84)





# 第1章 総 則

第1節 計画の目的

第2節 朝霞市の概況

第3節 防災関係機関の業務大綱等

第4節 減災目標



## 第1節 計画の目的

### 第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、朝霞市の地域に係る災害対策全般に関し、次の事項を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

- 1 市、県、市域を管轄する指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱
- 2 防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防の計画
- 3 災害応急対策に関する計画
  - (1) 防災組織に関する計画
  - (2) 情報の収集及び伝達に関する計画
  - (3) 消防、水防等災害防除に関する計画
  - (4) 被災者の救助保護に関する計画
  - (5) 自衛隊等応援要請に関する計画
  - (6) その他の計画
- 4 災害の復旧、復興に関する計画
- 5 その他必要と認める計画

なお、本計画の対象災害は、災害対策基本法第2条第1項の規定による地震、豪雨、暴風等の自然災害又は大規模な火災及び事故とする。これらの災害、事故に起因しない感染症の大流行等の危機事象については、関係法令等に基づく対策計画により主管部署が対策本部等を設置して対処するものとする。

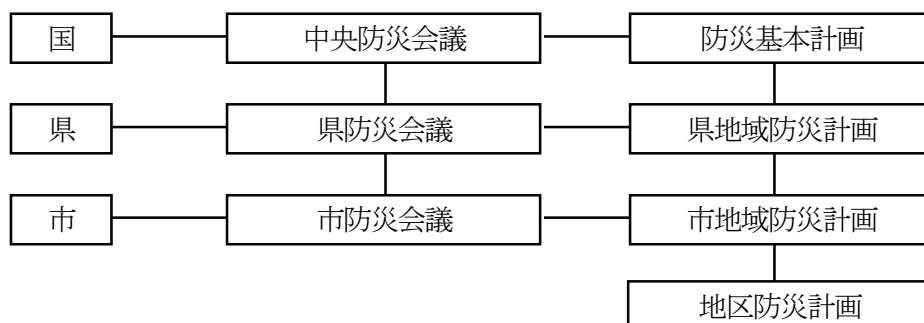
### 第2 計画の策定

- 【資料編】 2-1 朝霞市防災会議条例  
 2-2 朝霞市防災会議委員一覧

#### 1 地域防災計画の策定

市は、防災会議を設置し、地域防災計画を策定する。また、防災会議は地域防災計画に毎年検討を加え、必要に応じて修正を行う。

災害対策基本法によって定められている国、県、市の防災会議と防災計画の体系は以下のとおりである。



## 2 防災会議

市防災会議の組織及び運営については、関係法令、市防災会議条例の定めるところによる。その任務については、次のとおりである。

- (1) 市地域防災計画を作成し、その実施を推進すること
  - (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること
  - (3) 上記(2)に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること
  - (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務
- なお、防災会議の庶務は、危機管理室があたる。

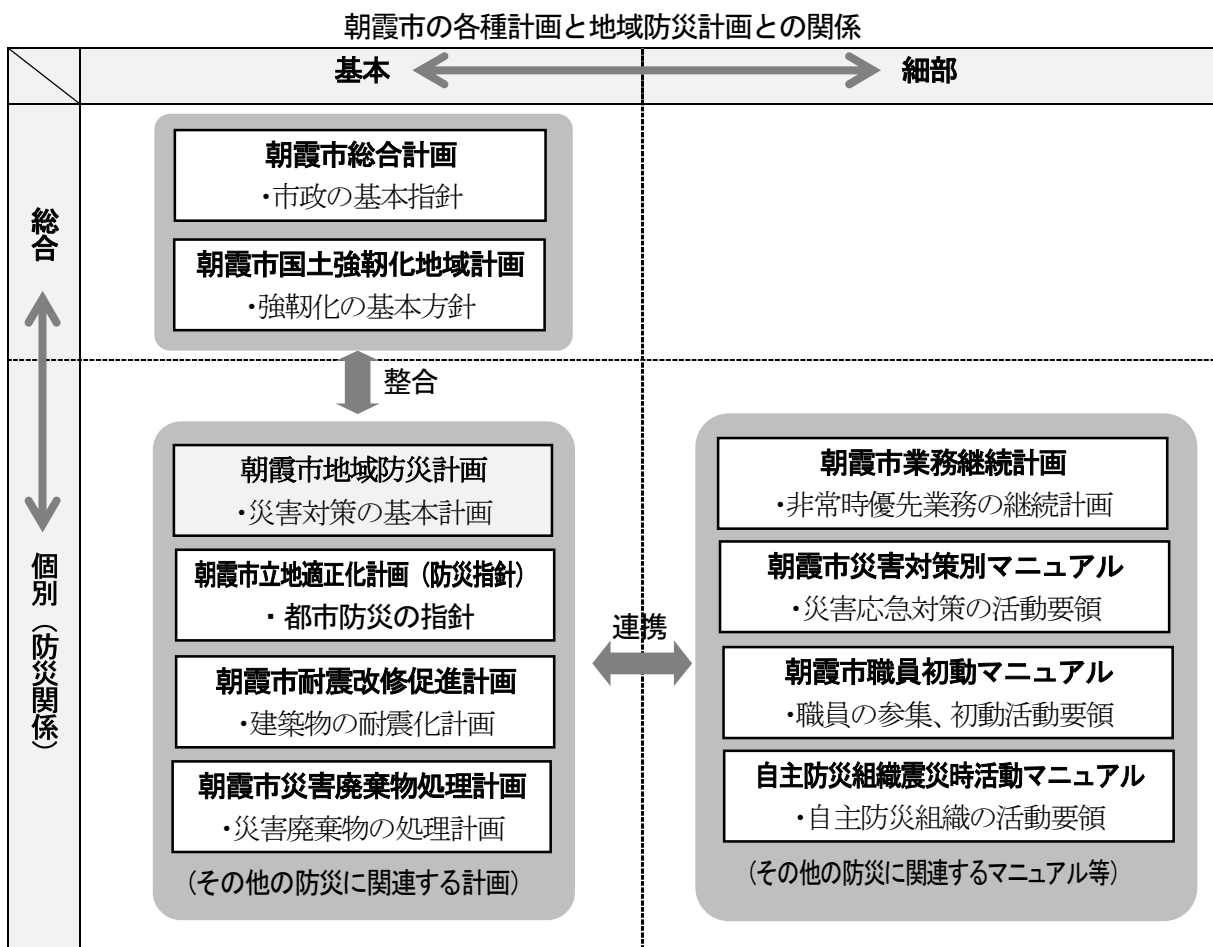
## 3 地区防災計画の位置付け

本市域の一定の地区内の居住者等から、災害対策基本法第42条の2の規定に基づく地区防災計画（一定の地区内の居住者及び事業者等が共同して行う防災活動、訓練、備蓄等の計画）の提案があった場合、防災会議において本計画への抵触等を判断し、必要と認める場合は当該地区防災計画を本計画に定める。なお、必要がないと判断した場合は、その理由等を提案者に通知する。

## 4 他の計画等との関係

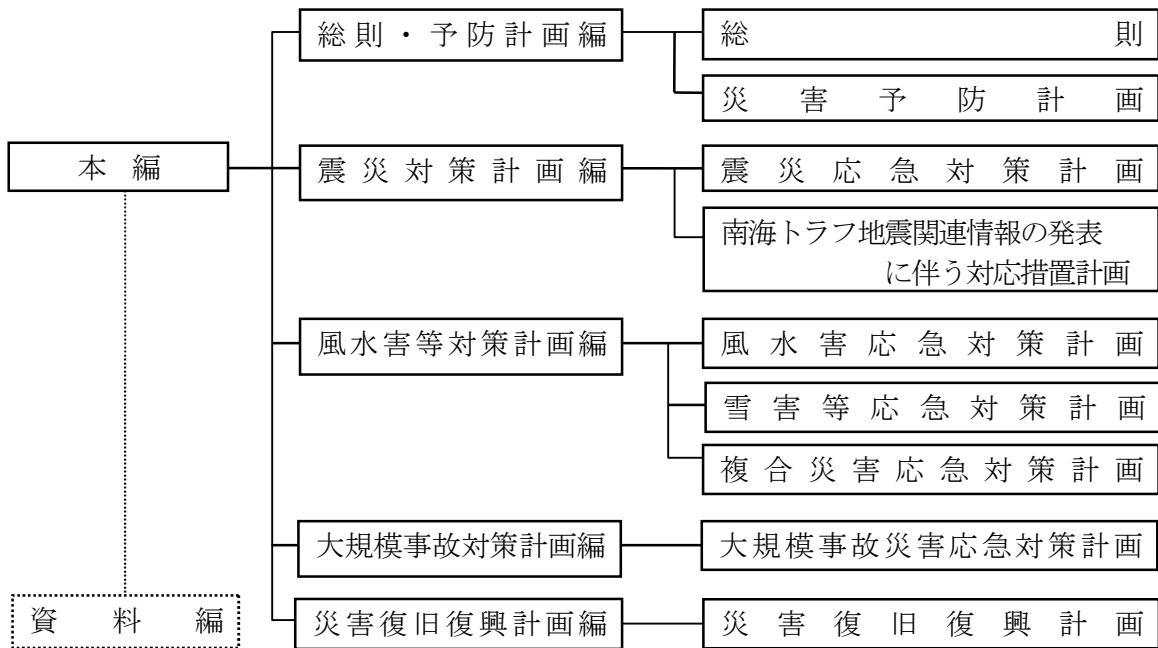
朝霞市地域防災計画は、地域の防災に関する基本計画であるが、市政の基本指針である朝霞市総合計画や市域の強靱化の基本方針である朝霞市国土強靱化地域計画と矛盾のないように定める。

また、朝霞市地域防災計画は、防災分野の個別計画であり、同じく防災分野の個別計画である朝霞市立地適正化計画等と整合するように定めるとともに、地域防災計画の実行性を確保するため、防災関連の細部計画や各種マニュアルに具体的なアクションプランや対応要領を定めるものとする。



### 第3 計画の構成

この計画は、本編及び資料編で構成する。構成は、次のとおりとする。



## 第2節 朝霞市の概況

### 第1 自然条件

#### 1 位置及び面積

朝霞市は、北緯35度47分、東経139度35分に位置し、東西4.6km、南北6.3km、総面積18.34km<sup>2</sup>の広さを有する。埼玉県南部に位置し、市の東側は戸田市に、北側はさいたま市及び志木市に、西側は新座市に、南側は和光市及び東京都練馬区に接し、都心からの距離はおよそ20kmである。

#### 2 地勢

朝霞市の地形は、市の中央から南西にかけて分布する標高30m～40mの台地と、台地の中央部を流れる黒目川沿いの低地及び荒川沿いの標高5m前後の低地に大別できる。標高は、台地部の54.92mを最高とし、最低は低地部の2.00mである。台地は、全体として南西から北東にむかって緩やかに傾斜している。

台地の中央部を流れる黒目川沿いには、低地が広がり起伏の少ない地形となっているが、水の流下方向にむかってやや勾配がある。荒川・新河岸川沿いの低地と黒目川沿いの低地の合流部には、自然堤防がみられ、周辺の低地に比べて標高が若干高くなっている。この自然堤防によって、黒目川の谷は閉塞される形状になるため水はけが悪く、岡から浜崎・溝沼にかけての地域では、湿地や浅い沼が形成されていた可能性がある。

荒川沿いの低地は、極めて起伏の少ない低地となっている。荒川と並行して流れる新河岸川との間には、細長い凹地形形状を呈す旧河道が非常に多くみられる。

なお、台地の縁辺部に急斜面が分布する。また、台地を刻んだ浅い谷には緩斜面が形成されている。急斜面、緩斜面とも過去に土砂崩壊が発生した形跡が残っているが、規模としてはいずれも小さい。

朝霞市の地質は、荒川低地が沖積層を主体とし、台地が河岸段丘堆積物（砂、砂礫層）と、その上部に存在する武蔵野、立川ローム層（関東ローム層）を主体としている。関東ローム層の下部には、第四紀更新世（数十万年～1万年前）の砂層・礫層・粘土層からなる上総層群が分布しており、同層群中の砂層・礫層は、質量ともに優勢な滞水層をなしており、良好な水質の地下水が多量に滞水している。

#### 3 気候・気象

気候・気象の特性は、次のとおりとなっている。

種類	気候・気象の特性
気温	平成26年から令和5年までの平均気温は16.5℃、最高気温は42.6℃（令和4年）最低気温は-5.1℃（平成30年）である。
湿度	夏季の6月から10月までが比較的高く、冬季の1月から3月が比較的低くなる。
降水量	6月及び7月の梅雨期と9月及び10月の台風の時期が多く、平成26年から令和5年までの年間総雨量の平均は1,509mmである。
風速	平成26年から令和5年までの平均風速は2.0m/秒である。月別では、目立って平均風速の強い時期はない。
天気日数	平成26年から令和5年までの平均晴れ日数は、198日、曇り日数は127日、雨日数は39日、雪日数は1日で、晴れの日が多い。

※資料：埼玉県南西部消防局

## 第2 社会条件

### 1 人口・世帯

朝霞市の総人口は、令和6年1月1日現在、144,964人、総世帯数70,127世帯である。

朝霞市は、東京圏に人口が集中しはじめた昭和30年代より人口増加が顕著化し、昭和35年から40年にかけての5年間に人口増加率が113%に達した。その後もJR武蔵野線の開通や東武東上線朝霞台駅の開設などにより住宅都市として人口増加を続けている。

人口動態でみると、1年あたり人口の約7%が転出・入する社会移動の激しい都市の特性を示している。

人口の構成比をみると、令和6年1月1日現在、年少人口（14歳以下）は13.1%、生産年齢人口（15～64歳）は67.4%、老年人口（65歳以上）は19.6%である。

一方、人口の移動状況をみると令和2年国勢調査では、流入人口の24,579人に対し、流出人口は48,680人と2倍近い流出超過となっている。昼夜間人口比率は、0.83と夜間人口が昼間人口を上回る東京隣接都市の特性を示している。

### 2 土地利用

地目別土地利用の状況は、次のとおりである。

■地目別土地面積（令和5年1月1日現在、単位ha）

総数	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地	その他
1,834.0	25.0	172.5	744.5	1.5	28.3	4.9	254.8	602.5

※資料：令和4年版統計あさか

### 3 交通

#### (1) 道路

市内には国道254号（川越街道）が通り、埼玉県北西部と東京とを結ぶ重要な交通路となっている。その他、近隣市とを結ぶ主要地方道朝霞蕨線、県道和光志木線が通っている。

#### (2) 鉄道

市内には、JR武蔵野線、東武東上線が通っており、東武東上線は、東急新横浜線、相鉄線、東京メトロとの相互乗り入れが行われている。

1日平均の乗降客数（令和4年度）は、朝霞駅が61,628人、朝霞台駅が143,856人、北朝霞駅が63,526人（乗車人員のみ）である。

### 第3 災害履歴

#### 1 地震

朝霞市周辺で発生した過去の地震被害は、次のとおりである。

##### ■地震被害

発生年月日	マグニチュード	朝霞市の震度	震源地域	被害記述
818. 7. 7	≥7.5	—	関東諸国	相模・武蔵・下総・常陸・上総・下野等、山崩れ谷埋まること数里（1里≒545m）、百姓の圧死者多数。
878. 11. 1	7.4	—	関東諸国	相模・武蔵が特にひどく、5～6日震動が止まらなかった。公私の屋舎1つも全きものなく、地陥り往還不通となる。圧死者多数。
1615. 6. 26	6.5	—	江戸	家屋破潰、死傷多く地割れを生じた。詳細不明。
1630. 8. 2	6.3	—	江戸	江戸城西の丸御門口の石垣崩れ、堀も多少損す。細川家上屋敷では白壁少々落ち、堀もゆり割れたが、下屋敷は異常なし。
1649. 7. 30	7.0	—	武蔵・下野	川越で大地震、町屋で700軒ばかり大破、500石の村、700石の村で田畑3尺（約1m）ゆり下る。江戸城二の丸石垣・堀破損、その他城の石垣崩れ、侍屋敷・長屋の破損・倒壊あり。上野東照宮の大仏の頭落ち、日光東照宮の石垣・石の井垣破損し、八王子、伊那で有感、余震日々40～50回。 （埼玉県）川越で被害があったことが最近わかったが、川越付近の地盤の悪さによるところが大きいと思われ、液状化現象らしい点もあるので、震源地を変更する必要はないと思われる。
1791. 1. 1	6.3	—	川越・蕨	蕨で堂塔の転倒、土蔵等の破損。川越で喜多院の本社屋根等破損。
1855. 11. 11	6.9	V	江戸	「江戸地震」激震地域は江戸の下町で、中でも本所・深川・浅草・下谷・小川町・曲輪内が強く、山の手は比較的軽かったが土蔵全きものは1つもなかった。民家の壊も多く、14,346軒という。また土蔵壊1,410。地震後30余箇所から出火し、焼失面積2町（0.22km）×2里19町（10km）に及んだ。幸いに風が静かで大事には至らず翌日の巳の刻には鎮火した。死者は計1万くらいであろう。 （埼玉県）推定震度 浦和、蕨、草加、志木、幸手、吹上、栗橋VI。荒川沿いに北の方熊谷あたりまで、土手割れ、噴泥砂等の被害があった。幸手から松戸付近までの荒川～利根川間の、52ヶ村総家数5,041軒中、壊家17軒人家・土蔵・物置等壊同然3,243軒。（村ごとの被害率9～73%）。殆どは液状化による被害か。越谷土蔵の小被害。蕨で宿壊3件。土蔵は全て瓦壁土落ちる。家の大破33軒、死1、傷1。見沼代用水の堤も多くの損害。行田で壊。半壊3。土蔵は所々で大破、壁落ち等あり。
1859. 1. 11	6.0	—	岩槻	居城本丸檜、多門その他所々破損、江戸・佐野・鹿沼で有感。
1864. 12. 23	8.4	～V	安政東海	「安政東海地震」（埼玉県）推定震度 蕨、桶川、行田V。
1894. 6. 20 （明治27）	7.0	V	東京湾北部	被害の大きかったのは東京、横浜等の東京湾岸で、内陸に行くにつれて軽く、安房、上総は微動がはるかに弱かった。東京府で死者24、負傷157人。家屋全半壊90、家屋破損4,922、煙突倒壊376、煙突亀裂453、地面の亀裂316箇所。（埼玉県）埼玉県は南部で被害があった。飯能では山崩れ（幅350間（約630m））あり、鳩ヶ谷で土蔵の崩壊10、家屋破損5、川口で家屋・土蔵の破損25。南平柳村で家屋小破50、土蔵の大破3、水田の亀裂から泥を噴出した。鴻巣や菖蒲では亀裂多く泥を噴出し、荒川・江戸川・綾瀬川筋の堤に亀裂を生じた。



発生年月日	マグニチュード	朝霞市の震度	震源地域	被害記述
1894. 10. 7 (明治27)	6.7	—	東京湾北部	芝区桜川町・赤坂ため池・下谷御徒町で建物の屋根や壁に小被害。南足立郡小台村は震動やや強く、煉瓦製造所の煙突3本折れ、屋根、壁等小破多し。
1923. 9. 1 (大正12)	7.9	V～VI	関東南部	「関東地震（関東大震災）」死者99,331名、負傷者103,733名、行方不明者43,476名、家屋全壊128,266軒、半壊126,233軒、焼失447,128軒、流失868軒。 (埼玉県) 死者316名、負傷者497名、行方不明者95名、家屋全壊9,268軒、半壊7,577軒。
1924. 1. 15 (大正13)	7.3	IV	丹沢山塊	関東地震の余震。神奈川県中南部で被害大。被害家屋のうちには関東地震後の家の修理が十分でないことによるものが多い。
1931. 9. 21 (昭和6)	6.9	IV～V	埼玉県中部	「西埼玉地震」(埼玉県) 死者11人、負傷者114人、全壊家屋172戸、中北部の荒川、利根川沿いの沖積地に被害が多い。
1968. 7. 1 (昭和38)	6.1	—	埼玉県中部	深さが50kmのため、規模の割に小被害で済んだ。東京で負傷6名、家屋一部破損15、非住家破損1、栃木で負傷1名。
1988. 9. 29 (昭和63)	5.0	—	埼玉県南部	—
1989. 2. 19 (平成元)	5.6	—	茨城県南西部	熊谷で震度Ⅲ、負傷者2人、火災2件、塀、壁、屋根瓦、窓ガラス等破損。
2011. 3. 11 (平成23)	9.0	IV～V弱	宮城県沖他	東日本大震災。 市内で負傷者3人、半壊3棟、一部破損35棟、火災2件。

※資料：東日本大震災は「総務省消防庁(2015)東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）について」、その他は「埼玉県（2014）平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査報告書」及び「宇佐実（1996）新編日本被害地震総覧、東京大学出版会」

## 2 風水害

平成元年以降に朝霞市で発生した気象災害は、次のとおりである。

水害は8月及び9月に多く、台風の通過や台風によって活発化した前線に伴う大雨及び夏季の局地的な集中豪雨が発生しやすい時期に集中している。

なお、平成26年6月25日の集中豪雨では、解析雨量によると、15時に朝霞市付近で約110mmを解析して記録的短時間大雨情報が発表されたほか、床上浸水65戸、床下浸水115戸、道路冠水による通行止め5ヶ所、車両水没1台、宅地擁壁の倒壊2ヶ所などの被害が発生した。

また、令和元年10月12日の台風19号（東日本台風）においては、避難所13ヶ所を開設し、956名の市民が避難したほか、床上浸水49戸、床下浸水92戸の被害が発生した。

その他、新河岸川については、昭和57年9月の洪水で朝霞市及び周辺市において計9,300戸ほどが浸水するなどの被害が発生し、国の激甚災害対策特別緊急事業により河川改修工事が行われた。さらに、平成3年9月の洪水でも朝霞市及び周辺市において計4,500戸ほどが浸水して自衛隊の出勤や激甚災害の指定を受けるなどの被害が発生し、朝霞調整池や朝霞水門が整備されることとなった。

### ■風水害被害

発生年月日		名称	被害状況			
			床上浸水	床下浸水	通行止	その他
1989 (平成元)	8.1	集中豪雨	31戸	38戸	2箇所	田2.8ha
1990 (平成2)	9.30	台風20号	2戸	23戸	2箇所	
	11.30 ～12.1	台風28号	35戸	84戸	8箇所	
1991 (平成3)	8.1	集中豪雨		31戸	1箇所	
	8.20	集中豪雨	1戸	43戸	6箇所	
	9.19～21	台風18号	579戸	418戸	10箇所	がけ崩れ1箇所、河川氾濫5箇所、田畑44.8ha
	10.11～12	台風21号	4戸	22戸	2箇所	田5.5ha
1992 (平成4)	10.8～9	集中豪雨		32戸	3箇所	
1993 (平成5)	6.21	集中豪雨	4戸	13戸	3箇所	
	8.27	台風11号	39戸	96戸	7箇所	
	11.13～14	集中豪雨	6戸	52戸	2箇所	
1996 (平成8)	9.22	台風17号	6戸	68戸	4箇所	
1997 (平成9)	5.17	集中豪雨	2戸	32戸	3箇所	
1998 (平成10)	8.28	台風4号	2戸	46戸	3箇所	
	9.15	台風5号	5戸	75戸	7箇所	
1999 (平成11)	7.21	集中豪雨	2戸	20戸		事業所の浸水27棟 交通規制2箇所
	8.14	集中豪雨	6戸	26戸	4箇所	事業所の浸水8棟
2000 (平成12)	7.7～8	台風3号	16戸	56戸	7箇所	
	9.12	集中豪雨	1戸	20戸	16箇所	
2001 (平成13)	8.28	集中豪雨	1戸	3戸	3箇所	
	9.10～11	台風15号		13戸		
	10.10	集中豪雨		12戸		
2002 (平成14)	10.1～2	台風21号		5戸	2箇所	

発生年月日		名称	被害状況			
			床上浸水	床下浸水	通行止	その他
2004 (平成16)	10.9	台風22号	2戸	79戸	21箇所	
	10.20~21	台風23号		6戸		
2005 (平成17)	6.4	集中豪雨		9戸		
	8.25~26	台風11号		2戸	2箇所	
	9.4~5	集中豪雨	40戸	80戸	6箇所	
2006 (平成18)	5.24	集中豪雨	1戸	12戸	4箇所	
	6.16	集中豪雨		2戸		
	12.26~27	集中豪雨		2戸	8箇所	
2009 (平成21)	6.15	集中豪雨		4戸	2箇所	
	10.7~8	台風18号		12戸	4箇所	
2010 (平成22)	7.4	集中豪雨		5戸	1箇所	
	7.5	集中豪雨	3戸	6戸	4箇所	
2011 (平成23)	9.21~22	台風15号		6戸	3箇所	
2013 (平成25)	7.23	集中豪雨	5戸	21戸	1箇所	
	9.15~16	台風18号		2戸	3箇所	
	10.15	台風26号		15戸	8箇所	
2014 (平成26)	6.25	集中豪雨	65戸	115戸	5箇所	記録的短時間大雨情報
	7.20	集中豪雨	1戸	14戸	5箇所	
	7.24	集中豪雨		2戸	3箇所	
	10.5~6	台風18号		8戸	3箇所	
2015 (平成27)	9.9~10	台風18号		2戸		
2016 (平成28)	7.14	集中豪雨		5戸		
	8.22	台風9号	14戸	91戸		
2017 (平成29)	8.19	集中豪雨	9戸	59戸		
	8.30	集中豪雨	5戸	48戸		
	10.22	台風21号		5戸		
2018 (平成30)	8.27	集中豪雨		1戸		
2019 (令和元)	10.12	台風19号	49戸	92戸		
2021 (令和2)	7.25	大雨		2戸		
	8.13	大雨		1戸		
2023 (令和5)	6.2	大雨	10戸	5戸	7箇所	
2024 (令和6)	7.6	大雨	2戸	8戸		
	7.24	突風				住宅損傷4件
	7.31	集中豪雨	120戸	85戸	5箇所	記録的短時間大雨情報
	8.7	大雨	1戸	2戸		

※資料：令和4年版統計あさか（2023～2024年（令和5～6年）については市の調査結果による）

## 第4 地震被害想定

### 1 想定地震

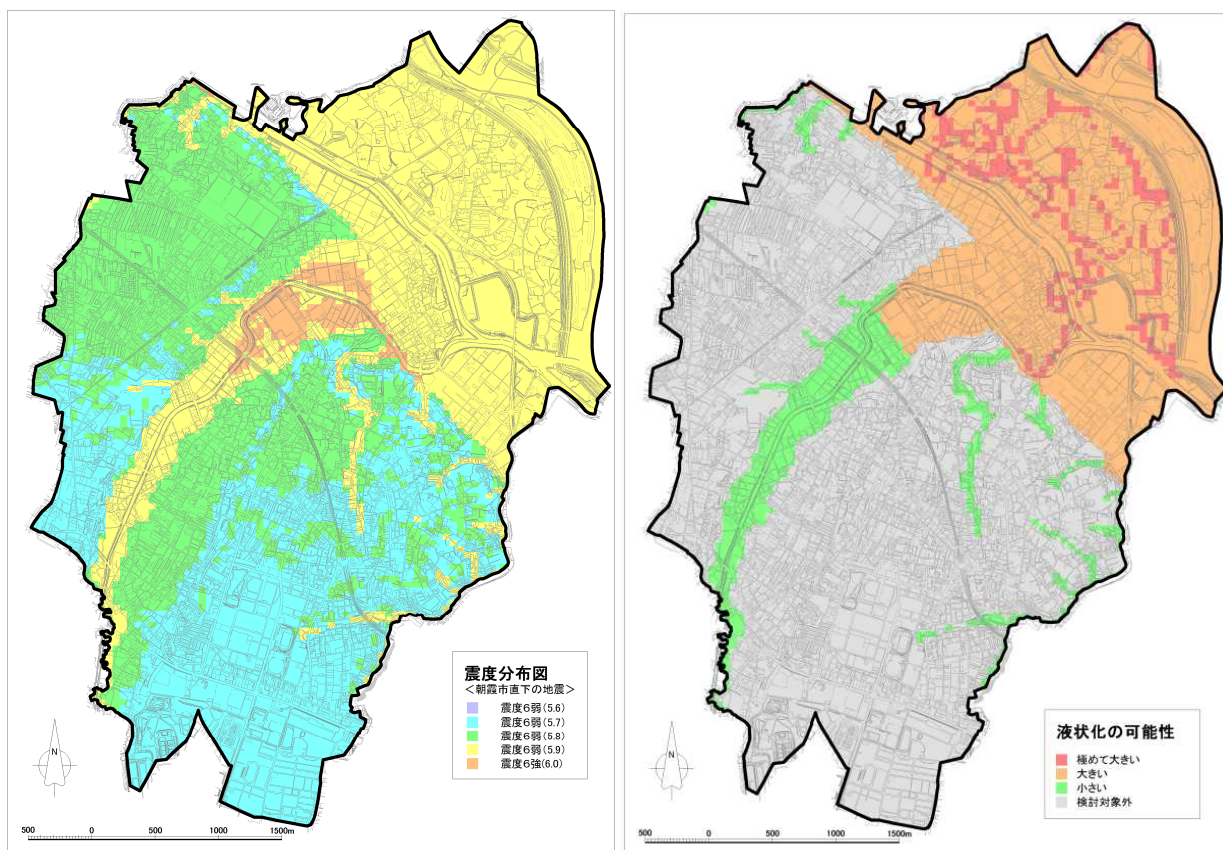
朝霞市防災アセスメント調査（令和5年度）では、朝霞市を含む南関東地域で今後発生する可能性が高く、朝霞市への影響が大きい地震として、朝霞市直下の北米プレートとフィリピン海プレートの境界部で発生するマグニチュード7.3の地震を想定した被害を予測した。

この地震（以下「朝霞市直下の地震（M7.3）」という。）を、朝霞市における震災対策を検討する上での基本的な想定地震とする。

### 2 震度・液状化予測結果

朝霞市直下の地震（M7.3）による震度は、岡、浜崎、田島の黒目川周辺低地で震度6強、その他は震度6弱と予測されている。

液状化危険度は、低地で危険度が高くなっている。



■朝霞市直下の地震（M7.3）の震度と液状化危険度の分布

この地震による予測被害量は、次表のとおりである。

前回調査（平成27年度）と比較すると被害量は全般的に減少しており、建物やライフラインの耐震化の進展が要因とみられる。一方、大規模半壊や負傷者数が増加しており、昼間人口の増加や液状化危険度が高い地区の建物の増加が要因とみられる。

■被害予測結果

①建物被害	建築物数	全壊数	大規模半壊数	半壊数		
棟数	28,213棟	214棟	49棟	1,723棟		
②火災	出火件数	炎上出火件数	残出火件数	焼失棟数		
●初期消火率67%の場合						
冬5時	1件	0件	0件	1棟		
夏12時	1件	0件	0件	1棟		
冬18時	3件	1件	0件	5棟		
●初期消火率30%の場合						
冬5時	1件	0件	0件	1棟		
夏12時	1件	1件	0件	1棟		
冬18時(風速3m)	3件	2件	0.3件	10棟		
冬18時(風速8m)			0.9件	38棟		
③ライフライン被害						
上水道(断水人口)	直後	3日後	1週間後	1ヶ月後		
	64,470人	49,524人	33,362人	2,849人		
下水道(支障人口)	3,693人					
④人的被害	死者数	重傷者数	軽傷者数	要救出者数		
●初期消火率67%の場合						
冬5時	14人	17人	228人	82人		
夏12時	7人	23人	291人	51人		
冬18時	8人	10人	131人	47人		
●初期消火率30%の場合						
冬5時	14人	17人	228人	82人		
夏12時	7人	23人	291人	51人		
冬18時(風速3m)	8人	10人	132人	47人		
冬18時(風速8m)	8人	10人	132人			
⑤避難者	建物被害による避難者			断水による避難者		
(冬18時・風速8m)	1日後	1週間後	1ヶ月後	1日後	1週間後	1ヶ月後
●初期消火率67%の場合						
全避難者	1,667人			14,687人	8,245人	2,535人
避難所避難者	1,000人	833人	500人	8,812人	4,122人	760人
●初期消火率30%の場合						
全避難者	1,896人			14,663人	8,231人	2,531人
避難所避難者	1,137人	948人	569人	8,798人	4,116人	759人
⑥災害廃棄物	冬季18時・風速8m(初期消火率67%)			冬季18時・風速8m(初期消火率30%)		
瓦礫量(重量)	24,954トン			30,002トン		
瓦礫量(体積)	22,683 m <sup>3</sup>			27,196 m <sup>3</sup>		

## 第5 災害危険箇所

---

- 【資料編】 5-1 水害ハザードマップ  
5-2 内水ハザードマップ  
5-3 地震防災マップ  
5-4 土砂災害ハザードマップ  
5-5 重要水防箇所・水位観測所

### 1 浸水想定区域

#### (1) 荒川

水防法による洪水予報を行う国管理河川で、浸水想定区域が指定されている。

荒川浸水想定区域は、おおむね1000年に1回程度起こる大雨（荒川流域の3日間総雨量632mm）による外水はん濫の想定で、荒川及び新河岸川沿いの低地と黒目川沿いの低地のほとんどが浸水するおそれがある。特に、上内間木、下内間木、根岸、台では、5m以上の浸水深となるおそれがある。

#### (2) 新河岸川・黒目川

新河岸川は、水防法による洪水予報を行う河川で、黒目川は水防法による水位情報周知を行う河川で、それぞれ埼玉県に管理され、浸水想定区域が指定されている。

浸水想定区域は、おおむね1,000年に1回程度起こる大雨（2日間総雨量746mm）による外水はん濫及び内水はん濫の想定で、荒川及び新河岸川沿いの低地と黒目川沿いの低地のほとんどが浸水するおそれがある。

### 2 土砂災害警戒区域等

市内には、台地の縁の部分に土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律による土砂災害警戒区域（急傾斜地）が33箇所（うち23箇所が土砂災害特別警戒区域）に指定されている。

## 第3節 防災関係機関の業務大綱等

### 第1 概要

防災に関し、市、県、指定地方行政機関、陸上自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱は、おおむね次のとおりとする。

(注) 以下、「災害予防」とは平時の取組、「災害応急対策」とは災害発生から約1か月間の取組、「災害復旧・復興」とは災害発生後約1か月～数年間の取組をいう。

#### 1 災害予防

- (1) 防災に関する組織の整備
- (2) 防災に関する訓練の実施
- (3) 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検
- (4) 防災に関する施設及び設備の整備及び点検
- (5) 前各号のほか、災害が発生した場合における災害応急対策の実施に支障となるべき状態等の改善

#### 2 災害応急対策

- (1) 警報の発令及び伝達並びに避難の指示
- (2) 消防、水防その他の応急措置
- (3) 被災者の救難、救助その他の保護
- (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急教育
- (5) 施設及び設備の応急の復旧
- (6) 清掃、防疫その他の保健衛生措置
- (7) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持
- (8) 緊急輸送の確保
- (9) 前各号のほか、災害の防御又は拡大防止のための措置

### 第2 市

市は、基礎的な地方公共団体として、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から守るため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、市の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。(災害対策基本法第5条第1項)

また、市域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、第1次的に災害応急対策を実施する機関として、法令、県地域防災計画及び市地域防災計画の定めるところにより、他の市町村、県及び指定地方行政機関並びに区域内の公共団体及び市民等の協力を得て、その有する全機能を有効に発揮して災害応急対策の実施に努める。

### 第3 消防

#### 1 埼玉県南西部消防局

- (1) 水防活動に関すること。
- (2) 救急体制の充実に関すること。
- (3) 消防計画に関すること。

- (4) 消防力の強化に関する事。
- (5) 危険物及び高圧ガスの防災対策に関する事。
- (6) 救急・救助に関する事。
- (7) 消火活動に関わる広域応援に関する事。
- (8) 市街地火災対策に関する事。
- (9) 建築物等の火災予防に関する事。

## 2 朝霞市消防団

- (1) 消防活動に関する事。
- (2) 水防活動に関する事。
- (3) 避難誘導及び救出、救助に関する事。
- (4) その他、市の災害対策業務への協力に関する事。

---

## 第4 県

---

県は、県の地域並びに県の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、その区域内の市町村及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務を有する。(災害対策基本法第4条第1項)

---

## 第5 指定地方行政機関（災害対策基本法第2条第4号）

---

国は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護する使命を有することにかんがみ、組織及び機能のすべてをあげて防災に関し万全の措置を講ずる責務を有する。(災害対策基本法第3条第1項)

### 1 関東管区警察局

- (1) 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関する事。
- (2) 他管区警察局、警視庁及び北海道警察との連携に関する事。
- (3) 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集並びに報告連絡に関する事。
- (4) 警察通信の確保及び統制に関する事。

### 2 関東財務局

- (1) 災害査定立会に関する事。
- (2) 金融機関等に対する金融上の措置に関する事。
- (3) 地方公共団体に対する融資に関する事。
- (4) 国有財産の管理処分に関する事。

### 3 関東信越厚生局

- (1) 管内の災害状況の情報収集及び通報に関する事。
- (2) 関係職員の派遣に関する事。
- (3) 関係機関との連絡調整に関する事。



#### 4 関東農政局

##### (1) 災害予防対策

ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等の点検・整備事業に関すること。

##### (2) 応急対策

ア 管内の農業・農地・農業用施設の被害状況の情報収集及び報告連絡に関すること。

イ 飲食料品、油脂、農畜産物、飼料及び種子等の安定供給に関すること。

ウ 農作物・蚕・家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関すること。

エ 営農技術指導、家畜の移動に関すること。

オ 災害応急用ポンプ等の貸出しに関すること。

カ 応急用食料・物資の支援に関すること。

キ 農業水利施設等の被災に起因する二次災害防止対策に関すること。

ク 食品の需給・価格動向や表示等に関すること。

ケ 関係職員の派遣に関すること。

##### (3) 復旧対策

ア 農地・農業用施設等の復旧事業に係る災害査定と査定前工事の承認に関すること。

イ 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関すること。

#### 5 関東森林管理局

(1) 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持造成に関すること。

(2) 災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること。

#### 6 関東経済産業局

(1) 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること。

(2) 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること。

(3) 被災中小企業の振興に関すること。

#### 7 関東東北産業保安監督部

(1) 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の保安の確保に関すること。

(2) 鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関すること。

#### 8 関東運輸局 埼玉運輸支局

(1) 災害時における自動車輸送業者に対する運送の協力要請に関すること。

(2) 災害時における自動車及び被災者、災害必要物資等の輸送調整に関すること。

(3) 災害時における不通区間の迂回輸送の指導に関すること。

#### 9 東京航空局東京空港事務所

(1) 災害時における航空機による輸送に関し、安全確保等必要な措置に関すること。

(2) 遭難航空機の捜索及び救助に関すること。

(3) 災害に関し、特に指定した地域の上空の飛行規制とその周知徹底に関すること。

#### 10 東京管区気象台（熊谷地方気象台）

(1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること。

(2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること。

(3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。

- (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。
- (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。

### 1.1 関東総合通信局

- (1) 非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること。
- (2) 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸出しに関すること。
- (3) 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること。
- (4) 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること。

### 1.2 埼玉労働局

- (1) 工場、事業場における労働災害の防止に関すること。
- (2) 職業の安定に関すること。

### 1.3 関東地方整備局

管轄する河川、道路、港湾・空港、官庁施設についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。

#### (1) 災害予防

- ア 震災対策の推進
- イ 危機管理体制の整備
- ウ 災害・防災に関する研究、観測等の推進
- エ 防災教育等の実施
- オ 防災訓練
- カ 再発防止対策の実施

#### (2) 災害応急対策

- ア 災害発生直後の情報の収集、連絡及び通信の確保
- イ 活動体制の確保
- ウ 災害発生直後の施設の緊急点検
- エ 災害対策用資機材、復旧資機材等の確保
- オ 災害時における応急工事等の実施
- カ 災害発生時における交通等の確保
- キ 緊急輸送
- ク 二次災害の防止対策
- ケ ライフライン施設の応急復旧
- コ 地方公共団体等への支援
- サ 「災害時の情報交換に関する協定」に基づく、「連絡情報員（リエゾン）」の派遣
- シ 支援要請等による「緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）」の派遣
- ス 被災者・被災事業者に対する措置

#### (3) 災害復旧・復興

- ア 災害復旧の実施
- イ 都市の復興
- ウ 被災事業者等への支援措置

## 第6 陸上自衛隊（陸上自衛隊第32普通科連隊（大宮駐屯地））

### (1) 災害派遣の準備

- ア 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集に関すること。
- イ 自衛隊災害派遣計画の作成に関すること。
- ウ 県防災計画と合致した防災訓練の実施。

### (2) 災害派遣の実施

- ア 人命、身体又は財産の保護のために緊急に部隊等を派遣して行う必要のある応急救援又は応急復旧の実施に関すること。
- イ 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与に関すること。

## 第7 指定公共機関（災害対策基本法第2条第5号）

指定公共機関は、その業務に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、この法律の規定による国、都道府県及び市町村の防災計画の作成及び実施が円滑に行われるように、その業務について、当該都道府県又は市町村に対し、協力する責務を有する。（災害対策基本法第6条第1項）

### 1 東日本旅客鉄道株式会社大宮支社

- (1) 災害時により線路が不通となった場合の旅客の輸送手配、不通区間を新幹線、自動車による代行輸送及び連絡社線の振替輸送を行うこと。
- (2) 災害により線路が不通となった場合
  - ア 列車の運転整理及び折り返し運転、う回を行うこと。
  - イ 線路の復旧及び脱線車両の復線、修理をし、検査の上速やかに開通手配をする。
- (3) 線路、架線、ずい道、橋りょう等の監視及び場合によっては巡回監視を行うこと。
- (4) 死傷者の救護及び処置を行うこと。
- (5) 事故の程度によっては、部外への救援要請及び報道機関への連絡を行うこと。
- (6) 停車場、その他輸送に直接関係のある建物、電力施設、信号保安施設通信施設の保守及び管理を行うこと。

### 2 東日本電信電話株式会社埼玉事業部、株式会社NTTドコモ

- (1) 電気通信設備の整備に関すること。
- (2) 災害時における非常通信の確保及び警報の伝達に関すること。
- (3) 被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧に関すること。

### 3 KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社

- (1) 重要通信の確保に関すること。
- (2) 災害時における電気通信の疎通の確保と被災通信設備等の復旧に関すること。

### 4 日本郵便株式会社

- (1) 郵便事業の業務運行管理及びこれらの施設等の保全に関すること。
- (2) 救助用物資を内容とする郵便物等の料金免除に関すること。

### 5 日本赤十字社埼玉県支部

- (1) 災害応急救護のうち、医療、助産及び死体の処理（死体の一時保存を除く。）を行うこと。

- (2) 救助に関し地方公共団体以外の団体又は個人がする協力の連絡調整を行うこと。
- (3) 主として赤十字奉仕団の組織を通じ、各種赤十字奉仕団の特性と能力に応じて炊き出し、物資配給、避難所作業、血液及び緊急物資の輸送、安否調査、通信連絡並びに義援金の募集、配分に関すること。

#### 6 日本放送協会（NHK）さいたま放送局

- (1) 県民に対する防災知識の普及に関すること。
- (2) 県民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること。
- (3) 災害時における広報活動並びに被害状況等の速報に関すること。

#### 7 日本通運株式会社埼玉支店、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社

災害応急活動のため、知事の車両借上げ要請に対する即応態勢の整備並びに配車に関すること。

#### 8 東京電力パワーグリッド株式会社志木支社

- (1) 災害時における電力供給に関すること。
- (2) 被災電力施設の応急対策及び災害復旧に関すること。

#### 9 東京ガス株式会社

- (1) ガス供給施設（製造施設も含む）の建設及び安全保安に関すること。
- (2) ガスの供給の確保に関すること。

### 第8 指定地方公共機関（災害対策基本法第2条第6号）

---

指定地方公共機関は、その業務に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、この法律の規定による国、都道府県及び市町村の防災計画の作成及び実施が円滑に行われるように、その業務について、当該都道府県又は市町村に対し、協力する責務を有する。（災害対策基本法第6条第1項）

#### 1 東武鉄道株式会社

- (1) 鉄道施設等の安全保安に関すること。
- (2) 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。

#### 2 一般社団法人埼玉県トラック協会

災害時におけるトラックによる救助物資等の輸送の協力に関すること。

#### 3 大東ガス株式会社

- (1) ガス供給施設（製造施設も含む。）の建設及び安全保安に関すること。
- (2) ガスの供給の確保に関すること。

#### 4 株式会社テレビ埼玉・株式会社エフエムナックファイブ

- (1) 県民に対する防災知識の普及啓発に関すること。
- (2) 県民に対する応急対策等の周知徹底に関すること。
- (3) 災害時における広報活動並びに被害状況等の速報に関すること。

## 5 一般社団法人埼玉県医師会・一般社団法人埼玉県歯科医師会・公益社団法人埼玉県看護協会

- (1) 医療及び助産活動の協力に関する事。
- (2) 防疫その他保健衛生活動の協力に関する事。
- (3) 災害時における医療救護活動の実施に関する事。

## 6 一般社団法人埼玉県バス協会

災害時におけるバスによる避難者の輸送の協力に関する事。

## 7 一般社団法人埼玉県LPガス協会

- (1) LPガス供給施設の安全保安に関する事。
- (2) LPガスの供給の確保に関する事。
- (3) カセットボンベを含むLPガス等の流通在庫による発災時の調達に関する事。
- (4) 自主防災組織等がLPガスを利用して行う炊出訓練の協力に関する事。

## 第9 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

地方公共団体の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定による防災に関する責務を有する者は、法令又は地域防災計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たさなければならない。(災害対策基本法第7条第1項)

### 1 朝霞市社会福祉協議会

- (1) 要配慮者の支援に関する事。
- (2) 災害時におけるボランティア活動の支援に関する事。
- (3) 福祉避難所の開設、運営に関する事。

### 2 あさか野農業協同組合

- (1) 市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関する事。
- (2) 農作物の災害応急対策の指導に関する事。
- (3) 被災農家に対する融資、あっせんに関する事。
- (4) 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関する事。
- (5) 農産物の需給調整に関する事。

### 3 生活協同組合

- (1) 応急生活物資の調達及び安定供給に関する事。
- (2) 災害時における組合員が参加するボランティア活動の支援に関する事。

### 4 朝霞市商工会

- (1) 市が行う商工業関係被害調査、融資希望者のとりまとめ、あっせん等の協力に関する事。
- (2) 災害時における物価安定についての協力に関する事。
- (3) 救援用物資、復旧資材の確保についての協力、あっせんに関する事。
- (4) BCP(事業継続計画)及びBCM(事業継続管理)の普及についての協力に関する事。
- (5) 建設資機材の提供に関する事

## 5 一般社団法人埼玉県建設業協会朝霞支部

- (1) 仮設住宅の建設の協力に関する事。
- (2) 倒壊住宅等の撤去の協力に関する事。
- (3) その他災害時における建設活動の協力に関する事。

## 6 一般社団法人朝霞地区医師会朝霞支部・一般社団法人朝霞地区歯科医師会

- (1) 医療及び助産活動の協力に関する事。
- (2) 防疫その他保健衛生活動の協力に関する事。
- (3) 災害時における医療救護活動の実施に関する事。

## 7 一般社団法人埼玉県薬剤師会朝霞支部

- (1) 医薬品の調剤、服薬指導及び医薬品の管理に関する事。
- (2) 医薬品の調達、供給に関する事。
- (3) 各機関と薬剤師との連絡活動に関する事。

## 8 病院経営者

- (1) 避難施設の整備と避難訓練の実施に関する事。
- (2) 被災時の病人等の収容、保護に関する事。
- (3) 災害時における負傷者の医療と助産救助に関する事。

## 9 社会福祉施設経営者

- (1) 避難施設の整備と避難等の訓練に関する事。
- (2) 災害時における収容者の保護に関する事。

## 10 金融機関

被災事業者等に対する資金の融資に関する事。

## 11 学校法人

- (1) 避難施設の整備と避難等の訓練の実施に関する事。
- (2) 被災時における教育対策に関する事。
- (3) 被災施設の災害復旧に関する事。
- (4) 災害時における避難所の開設の協力に関する事。

## 12 社会教育関係団体

市が実施する応急対策についての協力に関する事

## 13 その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

- (1) 避難施設の整備と避難訓練の実施に関する事。
- (2) 危険物等の安全措置に関する事。
- (3) 従業員、入所者等の安全確保に関する事。

## 第10 市民

- (1) 普段から災害に対する知識を深め、災害時の行動力の向上に努めること。また、過去の災害の教訓を伝承すること。
- (2) 食料等の備蓄や災害用伝言ダイヤル等の連絡手段の確保を行うとともに、家屋の耐震補強や家具等の固定を行うなどして、災害に備えること。
- (3) 災害時に自らの生命、身体及び財産を守るとともに、地域の中で応急対策に協力すること。

## 第11 自主防災組織

- (1) 防災訓練、防災知識の普及等自主防災活動を行うこと。
- (2) 防災用資機材の整備を行うこと。
- (3) 避難者の誘導及び救出救護を行うこと。
- (4) 被災者に対する避難所の運営業務等災害対策業務全般に協力すること。
- (5) 要配慮者への支援を行うこと。

## 第12 事業所

- (1) 災害に対する知識を深め、防災訓練等を通じて従業員の災害時の行動力の向上に努めること。
- (2) 災害の予防及び被害の軽減を図るため、災害防止設備の整備、危険物の管理徹底及び防災体制を整備するとともに、備蓄等を行い災害に備えること。
- (3) 従業員等の生命、身体を守るとともに、地域住民等と協力して避難活動等の応急対策に協力すること。
- (4) BCP（事業継続計画）の作成、更新により、一時も早く業務を再開できるよう努めること。
- (5) 交通網の混乱等による帰宅困難時に備え、従業員等が一時的に滞在するために、必要な資機材や食料等の備蓄に努めること。
- (6) 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を行う事業者は、災害時にも事業を継続するとともに、当該事業活動に関し、国、県又は市が実施する防災施策への協力を努めること。

## 第4節 減災目標

### 第1 基本目標

朝霞市の防災力や災害リスクを踏まえ、想定される被害を計画的に軽減するため、本計画の基本目標を「減災に向けた防災に強いまちづくり」とし、それを支える3つの柱となる目標を次のとおり掲げる。

#### 【目標1】震災による死者数を半減する。

朝霞市直下の地震（M7.3）による死者数は、最大14人（朝5時発生ケース）と予測されるが、そのすべてが“建物倒壊等”を被災原因とするものである。また、冬18時（風速8m、初期消火率30%）発生ケースでは死者数8人となり、その被災原因の3分の2が“建物倒壊等”を原因とし、3分の1が“延焼火災からの逃げ惑い”を被災原因とするものである。

これらの被災原因に対しては、建物の倒壊防止、家具の転倒防止、初期消火力及び適切な避難誘導体制の強化を図ることで死者数を大幅に軽減することができる。

#### 【目標2】水害による死者を出さない。

荒川、入間川、新河岸川流域（黒目川含む。）のいずれかが想定最大規模の大雨ではん濫した場合には、市北部の低地を中心に広範囲に浸水して一部の地域では深さが5m以上となり、多数の家屋が流失、水没することが想定される。

また、令和6年7月のような集中豪雨が発生した場合には、一瞬にして多数の家屋が床上浸水し、地下道の水没、崖くずれ等が発生することが予想される。

しかし、荒川等の河川のはん濫は、警報等を踏まえて早めの避難を行うことで、死者をゼロにすることが可能である。また、集中豪雨の予測技術には限界があるが、水没や浸水が深い場所、がけ崩れが発生する箇所は限られることから、浸水危険箇所の浸水防止や危険箇所への進入防止、浸水しない階への屋内待避（垂直避難）、崖地周辺からの迅速な退避を行うことで死者をゼロにすることができる。

#### 【目標3】自主防災組織の結成率を100%にする。

地域住民が協力して地震時の同時多発火災に対して初期消火を行い、また、延焼する火災から適切に避難するよう、安全な方向へと呼びかけあう必要がある。

また、荒川等の浸水想定区域は広範囲に及び、区域内には避難に時間を要したり、移動の支援が必要となる高齢者や障害のある人等が居住する。これらの方々を迅速に避難させるには、その身近にいる地域住民が協力して速やかに支援する必要がある。

なお、朝霞市の自主防災組織の結成率は約80%で、県平均は約92%、全国平均は約84%である。今後、市内の自主防災組織率を100%に向上させ、地域住民による初期消火や避難支援等を組織的かつ円滑に行える防災力を確保する必要がある。

### 第2 基本方針

上記の目標を達成するため、自助、共助、公助の観点から、それぞれ次の方針を掲げ、関連する防災・減災施策を重点的に推進する。



**【自助の方針】自分の身は自分で守る、災害への備え**

市民は、震災や風水害で被災しないよう、自身や家族の身の安全を自ら守るとともに、地域のインフラや経済機能等が著しく被災した場合でも自らの備えで生き延びることができるよう、次の取組を重点的に行うこととする。

**① 住宅の耐震化、家具の転倒防止を行う。**

〈主な関連施策〉災害予防計画・第1節・第1・2・「(1) 耐震改修の普及・啓発」

**② 家庭内備蓄に備える。**

〈主な関連施策〉災害予防計画・第11節・第5・「2 食料・物資等の供給体制の整備」

**③ 気象情報・防災情報をこまめに入手するとともに、災害用伝言ダイヤル等の連絡手段を確保する。**

〈主な関連施策〉災害予防計画・第6節・第3・「5 防災情報の受信・利用方法等の普及・啓発」

**④ 早めの避難行動を心がける**

〈主な関連施策〉災害予防計画・第3節・第2・「2 避難対策」

〃 第12節・第3「浸水想定区域の周知徹底」

**【共助の方針】顔の見える関係づくりによる地域防災力の強化**

市民は近隣住民と協力して、地震火災の初期消火や避難誘導及び高齢者や障害のある人等の避難支援を行い、自らが住むまちを守ることとする。

そのためには、近隣住民同士が日頃から顔の見える関係を築き、地域の防災力を強化することが重要であることから、市や防災関係機関は、次の取組を重点的に促進し、支援するものとする。

**① 自主防災組織の結成促進**

〈主な関連施策〉災害予防計画・第5節・第3・「1 組織化の推進」

**② 自主防災組織活動への積極的な参加促進による組織の活性化**

〈主な関連施策〉災害予防計画・第5節・第3・「2 活動の充実・強化」

**③ 朝霞市地域防災アドバイザー等による地域防災の担い手のネットワーク化**

〈主な関連施策〉災害予防計画・第5節・第7・「1 地域防災の担い手のネットワークづくり」

**④ 定期的な防災訓練の実施及び積極的参加の促進**

〈主な関連施策〉災害予防計画・第7節「防災訓練」

**【公助の方針】減災への取組の充実**

朝霞市は夜間人口に比べて昼間人口が少なく、平日の昼間に災害が発生した場合には女性や高齢者が地域の防災活動の担い手となる可能性がある。また、荒川等の浸水想定区域内には要介護高齢者や障害のある人が居住するため、自力避難が困難な市民の避難支援体制の整備が急務である。

さらに、事前に想定された災害や既に経験した災害から被害を防止し、軽減するには、過去の教訓、有効な対策事例、最新の科学的知見等を踏まえ、より効果的な体制や仕組みを検討して取り入れていくことが重要である。

このため、市は防災関係機関と連携し、市民や地域と協力して次の取組を重点的に推進する。

- ① **被害想定を踏まえた対策の検討**  
〈主な関連施策〉 災害予防計画・第5節・第1・「2 朝霞市災害対策本部」
- ② **避難行動要支援者の避難支援体制の整備**  
〈主な関連施策〉 災害予防計画・第11節・第10「要配慮者の安全確保対策」
- ③ **女性や多様な性の人々などの視点からの防災対策の推進**  
〈主な関連施策〉 災害予防計画・第11節・第11「女性や多様な性の人々などの視点からの防災対策」
- ④ **ゲリラ豪雨等の突発的な災害への迅速な対応**  
〈主な関連施策〉 風水害等対策計画・第1章・第1節・第5「突発災害への緊急対応体制」
- ⑤ **台風等を想定したタイムライン型の防災行動の推進**  
〈主な関連施策〉 風水害等対策計画・第1章・第1節・第6「台風接近時のタイムライン」
- ⑥ **洪水、土砂災害に対するリードタイムに基づく円滑な避難活動**  
〈主な関連施策〉 風水害等対策計画・第1章・第9節・第1「避難活動」
- ⑦ **雨水流出抑制対策の推進**  
〈主な関連施策〉 災害予防計画・第12節・第2「雨水対策の推進」

## 第2章 災害予防計画

- 第1節 建築物・施設等の耐震性向上
- 第2節 防災都市づくり
- 第3節 地盤災害の予防
- 第4節 火災・危険物災害の予防
- 第5節 災害に強い組織・地域づくり
- 第6節 防災教育
- 第7節 防災訓練
- 第8節 調査研究
- 第9節 防災活動拠点の整備
- 第10節 災害情報体制の整備
- 第11節 災害に備えた体制整備
- 第12節 水害予防対策
- 第13節 複合災害予防対策



## 第1節 建築物・施設等の耐震性向上

項目	担当
第1 建築物等	危機管理室、財産管理課、開発建築課、みどり公園課
第2 ライフライン施設	水道施設課、下水道施設課、東京電力パワーグリッド株式会社、東京ガス株式会社、大東ガス株式会社、東日本電信電話株式会社
第3 交通施設	道路整備課、朝霞県土整備事務所、東日本旅客鉄道株式会社、東武鉄道株式会社
第4 河川	朝霞県土整備事務所、荒川上流河川事務所

### 第1 建築物等

#### 1 公共建築物

財産管理課は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の趣旨に基づき策定した朝霞市公共施設等総合管理計画に基づき、現行耐震基準以前の基準で建築された建築物について耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修等を実施する。

また、各施設所管課は、拠点となる施設（本部、地域防災拠点、救護所、避難所、応援拠点）の機能を発揮するために必要な設備の整備に努める、特に、建替え、補修の際に検討する。

#### 2 一般建築物

開発建築課は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」及び埼玉県建築物耐震改修促進計画に基づいて策定した朝霞市建築物耐震改修促進計画に基づき、住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修を促進する。

##### (1) 耐震改修の普及・啓発

開発建築課は、現行の耐震基準に満たない既存建築物の所有者等に対する耐震診断及び耐震改修の普及・啓発を図るため、耐震診断等の相談窓口を設置し、助成制度、木造住宅の簡易な自己診断方法等の情報を提供する。また、不特定多数の者や要配慮者が利用する大規模建築物や緊急輸送道路閉塞建築物で現行の耐震基準に満たない既存建築物については、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく対策等を行うよう県に求める。

危機管理室は、市域の地盤のゆれやすさ等を示した地震防災マップを、ホームページ、広報紙等で周知する。

##### (2) 窓ガラス等の落下防止

開発建築課は、県が行う落下防止対策に協力し、建築物の所有者、管理者に対し、窓ガラス等の落下防止及び天井材等の非構造部材の脱落防止対策の普及・啓発を行う。

##### (3) ブロック塀の倒壊防止対策

開発建築課、みどり公園課は、県と連携し、地震によるブロック塀（れんが塀、石塀を含む。）の倒壊を防止するため以下の対策を推進する。

- ① ブロック塀の倒壊防止に関する情報及びブロック塀等撤去費補助金交付制度の周知・啓発
- ② 生け垣設置奨励補助制度による助成
- ③ 緊急輸送道路等におけるブロック塀の実態把握

#### (4) 自動販売機の倒壊防止対策

危機管理室は、県及び関係団体と連携し、自動販売機の転倒を防止するため以下の対策を推進する。

- ① 自動販売機の転倒防止に関する普及・啓発
- ② 緊急輸送道路等における自動販売機の実態把握

---

## 第2 ライフライン施設

---

### 1 電気・ガス・通信施設

#### (1) 電力施設

東京電力パワーグリッド株式会社は、各種耐震設計基準に基づいて施設の耐震化を進めるとともに、地震被害想定結果などを参考とし、さらに従来の経験を生かして万全の予防措置を講ずる。

#### (2) ガス施設

東京ガス株式会社、大東ガス株式会社は、ガス製造施設、供給設備及び導管の地震による被害を軽減するため、耐震設計指針等に基づき、耐震性にすぐれた材料及び接合により、耐震化をはかっている。

また、経年ガス導管については、計画的に取替えを実施する。

#### (3) 通信設備

東日本電信電話株式会社は、災害時においても重要通信の確保ができるよう平素から設備の防災構造化を実施し、かつ通信伝送路の整備拡充を図る。

また、災害用伝言ダイヤル171等のためのサービスのPRに努める。

なお、重要通信設備の設置されているビルには、商用電源のバックアップとして、蓄電池、自家発電機等を常備しているほか、主要地域に移動電源設備を配備している。

### 2 上下水道施設

#### (1) 水道施設の耐震化

水道施設課は、地震の揺れや液状化による被害を軽減するために、浄水場や配水管等の耐震化を推進する。

また、老朽配水管について、その分布を把握し、計画的に布設替えを実施する。

#### (2) 水道施設の整備

水道施設課は、今後、水需要に適切に対応し、安全な水を安定的に供給するため水道施設の維持管理の充実に努める。

#### (3) 下水道施設の耐震化

下水道施設課は、地震の揺れや液状化による被害を軽減するために、ポンプ場や管路など影響が特に大きいと考えられる施設の耐震化を推進する

## 第3 交通施設

### 1 鉄道施設

#### (1) 東日本旅客鉄道株式会社

- ① 防災情報システムの導入により、リアルタイムの情報を感知し、列車防護が速やかにできる体制をとっている。
- ② 震災予防対策は、鋭意施工中であり、さらに当面の措置として「既存の鉄道構造物に係る耐震補強の緊急措置について」（平成7年7月運輸省通達）により対応する。  
また、耐震設計基準の見直しについては、「鉄道施設耐震構造検討委員会」の結論により適切に対応する。

#### (2) 東武鉄道株式会社

阪神・淡路大震災の被害の甚大さに鑑み、既存の鉄道構造物について耐震診断を行い、耐震補強の必要なものについては、逐次耐震補強を行う。

### 2 道路施設

道路整備課及び朝霞県土整備事務所は、所管する道路施設における土砂崩落、落石等の危険箇所について、法面保護工等を実施し危険箇所の解消を図る。

また、老朽化した橋りょうは橋脚補強や落橋防止対策を行い、耐震性の向上を図る。

## 第4 河川

朝霞県土整備事務所、荒川上流河川事務所は、水害発生を未然に防ぐために、河道改修及びしゅんせつ等を実施する。また、地震による堤防等の河川管理施設の崩壊により、河川水が堤内地（堤防の居住側）に流入することが危惧される区間の耐震点検及び、対策の必要な区間の工事実施を促進する。

## 第2節 防災都市づくり

項 目	担 当
第1 防災都市づくりの基本	都市建設部
第2 市街地の整備等	まちづくり推進課、開発建築課、道路整備課
第3 不燃化等の促進	まちづくり推進課、開発建築課、県川越建築安全センター、埼玉県南西部消防局
第4 オープンスペース等の確保	危機管理室、産業振興課、まちづくり推進課、みどり公園課、道路整備課

### 第1 防災都市づくりの基本

#### 1 「都市における震災の予防に関する計画」の策定

都市建設部は、防災都市づくりのマスタープランとなる「都市における震災の予防に関する計画」に基づき、各種事業を総合的に展開するとともに、防災に配慮した計画的な土地利用を図り、災害に強い都市づくりを推進する。

##### (1) 都市における震災の予防に関する基本的な方針

###### ① 基本的な考え方

被害を最小限にするために、延焼の危険性、倒壊の危険性、避難の困難性、応急活動の困難性を改善し、防災機能の高い市街地にするるとともに、日常的にも安全・安心でゆとりある快適なまちを目指す。

###### ② 基本的方針

###### ア 密集市街地の改善と拡大防止

防災上危険な地域を把握し、課題に応じた適切な改善を図ると同時に、住宅・住環境の向上を目指す。

###### イ 都市施設の整備

広幅員幹線道路、緑道などの延焼遮断帯や公園・広場などの避難地等を確保する。

###### ウ 市街地の防災性能の保全

適切な土地利用の規制・誘導や、計画的な都市基盤施設の整備などを行うことにより、防災性能の維持・保全に努める。

###### エ 県と市の役割分担による震災予防対策の推進

県は、広域的な都市基盤の整備を担うとともに、情報提供や連絡調整など総合的な震災予防対策を推進する一方、地域の実情に応じた対策を進める市との連携、協力及び市に対する必要な支援を行う。

市は、必要に応じて都市における震災予防に関する基本的な計画の策定を行い、震災予防のまちづくりを総合的に推進する。

##### (2) まちの災害危険度データ整備

まちづくり推進課は、防災都市づくりを効率的に進めるとともに、市民の防災意識の高揚を図るため、災害に関する基礎的データを整備する。

また、県と市は、防災都市づくりを市民参加により計画的・重点的に促進するため、地盤特性や市街地形態、建物立地状況等を総合的に勘案して、都市レベル、地区レベルでの災害危険度を明らかにして、その公表に努めるものとする。



## 2 土地利用の適正化

まちづくり推進課は、防災都市づくりの基本である市民が安全に暮らせるまちづくりを推進するため、防災面に配慮し、適正な土地利用を計画的に行う。

市街化区域においては、土地区画整理事業の促進、住宅密集地の安全性の確保、都市計画における規制・誘導手法の活用により適正化を図る。

市街化調整区域においては、無秩序な市街化進行の抑制、自然的な利用を含めた計画的な土地利用を図る。

## 第2 市街地の整備等

### 1 土地区画整理事業

まちづくり推進課は、土地区画整理事業による一体的な面整備により、適正な住宅利用や公共施設の整備改善とともに、まちの防災、生活環境の改善などに配慮した住環境の整備を行う。

現在、実施している土地区画整理事業は、良好な市街地の形成を目指し、引き続き事業の推進を図る。

### 2 地区計画、建築協定の活用

まちづくり推進課、開発建築課は、住民の合意にもとづいて地区レベルのまちづくりを推進するために、地区計画、建築協定によってまちづくりを推進する。

地区計画により建築物の用途の制限、壁面の位置の制限、屋外広告物の設置制限等により、防災性を備えた都市づくりを推進する。

### 3 密集市街地の整備

まちづくり推進課、道路整備課は、既成市街地のうち、密集した市街地では、基盤未整備地域や密集市街地などの特性に応じて、狭あい道路の拡幅等の整備を行う。

### 4 地籍調査の推進

まちづくり推進課は、災害発生時に迅速な復旧・復興対策を行えるよう、土地の所有者や境界等を明確にする地籍調査を推進する。

## 第3 不燃化等の促進

### 1 防火地域又は準防火地域の指定

まちづくり推進課は、市街地における火災の危険を防除するため、都市計画法に基づく「防火地域」又は「準防火地域」の指定を推進し、火災に強い市街地の形成を促進する。

### 2 建築物の防火の推進

開発建築課及び消防局は、建築物の新築や増改築の際に、建築基準法に基づき防火の審査を行うとともに、既存建築物については、特定行政庁は、建築基準法の特殊建築物等定期調査報告制度等に基づき、防火上・避難上の各種改善指導を行う

## 第4 オープンスペース等の確保

### 1 公園の整備

公園は、レクリエーション空間、良好な都市環境の維持、都市景観の形成などの機能を有するとともに、延焼防止、避難場所等の防災活動拠点等の機能を持つなど防災上も重要なものである。

みどり公園課、危機管理室は、こうした公園の有用性を踏まえ、公園内に耐震性貯水槽、防災行政無線及び非常電源施設等を整備するなど、地域における防災力の向上に努めるものとする。

### 2 緑地の保全と緑のネットワークの充実

緑地は、延焼火災の拡大を遮断する機能をもち、市街地における災害危険性の軽減に効果があり、道路上では、避難経路確保の役割を果たす。また、降雨に対する保水機能をもち、水害の防止機能をもつほか、斜面においては、土砂災害を防止する機能をもつ。

みどり公園課、道路整備課は、市内の社寺、斜面などに残存する数少ない緑地の保全を積極的に行うとともに、河川沿いの緑地の保全や道路緑化による街路樹の充実などを図り、緑のネットワークの形成に努める。

### 3 農地の保全

農地は、農産物の供給や良好な環境の確保はもとより、火災の延焼防止、避難空間の確保等、防災上重要な役割を有する。

産業振興課は、防災協力農地制度などにより農地を適切に保全し、災害時における農地の有効活用を図る。

まちづくり推進課、道路整備課は、黒目川周辺、新河岸川周辺における無秩序な市街化の抑制と、自然環境としての機能を保つためにその保全に努める。

### 4 道路の整備

まちづくり推進課、道路整備課は、火災延焼遮断帯及び避難路等としての機能を併せ持つ幹線道路を計画的に整備する。

## 第3節 地盤災害の予防

項目	担当
第1 軟弱地盤地域の安全措置	危機管理室、県西部環境管理事務所
第2 宅地等の安全対策	危機管理室、開発建築課、道路整備課、下水道施設課

### 第1 軟弱地盤地域の安全対策

【資料編】 5-3 地震防災マップ

#### 1 液状化対策

危機管理室は、軟弱地盤地域について、防災アセスメントをはじめとする調査研究の結果を、地震防災マップ等を活用して周知徹底する。

#### 2 地盤沈下対策

県は、広域的な地盤沈下の原因である地下水の過剰揚水を規制し、地盤沈下の進行を抑制する。

### 第2 宅地等の安全対策

【資料編】 5-1 水害ハザードマップ

5-2 内水ハザードマップ

5-4 土砂災害ハザードマップ

#### 1 安全対策

##### (1) 開発規制等

開発建築課は、県と連携して、都市計画法及び建築基準法においてそれぞれ規定されている宅地造成における開発許可、建築確認等の審査並びに当該工事の施工に対する指導を通じて、造成地に発生する災害を防止する。また、工事期間中、梅雨期や台風期の巡視強化及び注意の呼びかけを実施する。

##### (2) 安全対策の推進

開発建築課、道路整備課、下水道施設課は、出水期には、朝霞県土整備事務所等と連携して、危険な箇所の点検、豪雨時等の警戒体制の充実に努める。

なお、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下、「土砂災害防止法」という。）による土砂災害特別警戒区域が指定された場合には、県が行う一定の開発行為や建築物の構造等の規制及び建築物の移転勧告等に協力する。

#### 2 避難対策

危機管理室は、地域防災計画や防災マップ等に土砂災害警戒区域を掲載するなどして、市民に公表し、危険性を周知する。

なお、土砂災害防止法による土砂災害警戒区域については、土砂災害関連情報の伝達方法、避難に関する事項その他警戒区域における円滑な避難を確保する上で必要な事項（避難情報の発令基準、情報伝達手段、指定緊急避難場所等）を本計画に定め、ハザードマップ等を通じて住民に周知する。

また、土砂災害を想定した避難訓練を定期的実施する。

## 第4節 火災・危険物災害の予防

項目	担当
第1 出火防止	埼玉県南西部消防局
第2 初期消火体制の充実	危機管理室、埼玉県南西部消防局
第3 危険物施設の安全化	埼玉県南西部消防局、県

### 第1 出火防止

消防局は、次の出火防止対策を行う。

#### 1 一般火気器具等からの出火防止

- ① ガスコンロや石油ストーブ等について、地震時には火を消すこと、器具周囲に可燃物を置かないこと、落下物に配慮した場所に設置すること等の防災教育を推進する。また、過熱防止機能の付いたガス器具の普及に努める。
- ② 地震時における一般火気器具からの出火を防止するため、対震自動ガス遮断装置の一層の普及を図る。また、石油ストーブ等で普及している対震自動消火装置が管理不良のためタールの付着や異物の混入等により作動しない場合があるため、管理の徹底を図る。
- ③ 通電火災の防止のため、地震が発生した場合には、使用中の電気器具のスイッチを切り、電源プラグを抜くとともに、避難時にはブレーカーを落とすことを啓発するとともに、感震ブレーカーの普及促進を図る。
- ④ 住宅火災による被害のさらなる軽減を図るため、住宅用火災警報器等を条例の規定に適合して設置するよう指導するとともに、適切な維持管理を徹底するよう普及啓発を図る。

#### 2 化学薬品からの出火防止

混合混融による出火の危険のある化学薬品は、分離して保管するなど適切な管理を指導する。また、自然発火性の化学薬品は、火気器具等から離れた場所に保管し、化学薬品の容器や棚の転倒防止措置の徹底を図ることを指導する。

#### 3 事業者等に対する指導

##### (1) 防火対象物の防火管理体制の確立

消防法第8条の規定により選任されている防火管理者に対し、防火対象物に係る消防計画の作成、消火訓練等の実施、消防設備等の点検、火気の使用等の監督、収容人員の管理、その他防火管理上必要な業務を適切に実施するように指導し、防火管理者制度の推進に努める。

##### (2) 予防査察の強化指導

消防法第4条及び第4条の2の規定による立入検査を強化し、消防対象物の用途に応じた計画的な査察等を実施し、消防対象物の状況を把握するとともに、火災発生危険の排除に努める。

##### (3) 防火対象物定期点検報告制度の推進

不特定多数の者が出入りする防火対象物の火災を防止するため、防火対象物定期点検報告制度等に基づく防火優良認定証及び防火基準点検済証又は防火対象物に係る表示制度に基づく表示を推進する。

#### (4) 防災管理定期点検報告制度の推進

大規模、高層防火対象物等における地震等の災害による被害の軽減を図るため、防災管理定期点検報告制度に基づく防災優良認定証及び防災基準点検済証の表示を推進する。

### 4 火災予防の啓発

毎年3月1日から3月7日までの春の全国火災予防運動期間、11月9日から11月15日までの秋の全国火災予防運動期間において、火災予防の啓発活動を実施する。

## 第2 初期消火体制の充実

- 【資料編】 1-2 消防署・消防団  
1-7 自主防災組織一覧

危機管理室は、消防局の協力を得て、地震時等に有効に機能するよう自主防災組織の育成と活動の一層の充実を図り、住民による消火器、バケツリレー等の初期消火力を高め、事業所(自衛消防隊等)、自主防災組織等と一体となった初期消火体制の充実を図る。

## 第3 危険物施設の安全化

県及び消防局は、危険物等施設の安全性に関する実態把握を行うとともに各種法令に基づく規制の強化や事業所に対する普及啓発を図る。

### ■危険物等施設の安全化対策

危険物貯蔵取扱施設	消防局は、法令基準の適用を受けない小規模施設の実態把握に努めるとともに、法令に基づく規制の強化、事業所に対する指導の強化及び普及啓発を図る。
毒物劇物取扱施設	県は、実態把握に努めるとともに、貯蔵設備及び配管の耐震化等に重点をおき、法令に基づく規制の強化や事業所に対する普及啓発を図る。
高圧ガス施設	県は、法令に基づく規制を徹底するとともに、事業所に対する指導の強化及び普及啓発を図る。
火薬類施設	県及び消防局は、法令に基づく規制の強化や事業所に対する普及啓発を図る。

## 第5節 災害に強い組織・地域づくり

項目	担当
第1 市の防災組織	全課
第2 協力体制の確立	全課、全機関
第3 自主防災組織の整備	危機管理室
第4 民間防火組織の整備	埼玉県南西部消防局
第5 事業所等の防災組織の整備	産業振興課、埼玉県南西部消防局
第6 ボランティアの活動環境の整備	福祉相談課、市社会福祉協議会、県
第7 地域防災ネットワークの構築	危機管理室、人権庶務課、地域づくり支援課、福祉相談課、障害福祉課、長寿はつらつ課、こども未来課、産業振興課、教育管理課

### 第1 市の防災組織

#### 1 朝霞市防災会議

市は、災害対策基本法第16条及び朝霞市防災会議条例に基づき、朝霞市防災会議を設置する。危機管理室は、防災会議を開催し、市及び関係機関相互の調整、地域防災計画の見直し等、災害対策を推進する。

#### 2 朝霞市災害対策本部

全課は、災害時に災害対策本部が設置された場合に、対策要員の参集・配備、応急対策活動が迅速かつ的確に行えるように、災害対策別マニュアル等を更新するとともに、職員がそれぞれの職務内容、手順の把握に努める。なお、災害対策別マニュアル等の更新に当たっては、想定被害量の軽減及び迅速な対応要領の具体化並びに想定を超える場合の対処法の明確化を図ることを目的として、災害対応の教訓や有効事例等を参考にしつつ、朝霞市において効果的な実施体制・実施方法を検討して内容を充実させていくものとする。また、危機管理室は、あらかじめ地域対応班の職員を指名する。

さらに、全課は毎年4月に所属職員の緊急連絡網、動員参集計画を作成する。

### 第2 協力体制の確立

【資料編】2-13 朝霞市地域防災アドバイザー設置要綱

#### 1 市町村間の相互応援

危機管理室及び全課は、災害対策基本法第67条の規定等による応援の要求に関し、大規模災害時の応援要請を想定し、近隣及び遠隔地の市町村との相互応援協定の締結に努める。

また、災害時の応援要請手続の円滑化のためのマニュアルの整備、平常時からの訓練、情報交換等を実施する。

#### 2 公共的団体等との協力体制の構築

危機管理室、全課及び関係機関は、それぞれの所掌事務に関する公共的団体と災害時に協力を得られるよう、災害時における協力業務及び協力の方法、連携について話し合い、協定を締結する。

### 3 企業・事業所の協力体制の確立

危機管理室は、県が整備する「埼玉県地域防災サポート企業・事業所登録制度」による登録内容を常に把握するとともに、災害時において、市内及び県内の登録企業・事業所による防災・救助活動支援が受けられるよう必要な体制を確立する。

### 4 地域防災アドバイザーとの協力体制の強化

危機管理室は、朝霞市地域防災アドバイザーとの協力体制を確保し、自治会等の防災訓練や地域防災ネットワークの構築等の支援体制を強化する。

## 第3 自主防災組織の整備

- 【資料編】 1-7 自主防災組織一覧  
 2-6 朝霞市自主防災資機材給付要綱  
 2-7 朝霞市防火防災訓練災害補償規則  
 2-8 朝霞市地域自主防災活動等事業費補助金交付要綱  
 2-9 朝霞市消火器設置詰替等事業費補助金交付要綱  
 2-10 朝霞市市民総合災害補償規則

### 1 組織化の推進

危機管理室は、地域防災アドバイザーと協力し、自主防災組織が結成されていない地域の組織化を推進する。自主防災組織の編成にあたっては、自治会等を単位に自主防災組織の結成を促進する。

また、自主防災組織は、平日昼間人口が少なくなるため、昼夜間及び休日・平日等においても支障のないよう組織の編成に努めるとともに、地域内の事業所の防災組織と連携を図る。

### 2 活動の充実・強化

#### (1) 自主防災組織活性化への支援

危機管理室は、地域防災アドバイザーと協力し、自主的な防災組織の結成促進を目的として、防災講演会や防災学習会を開催するとともに、自主防災マニュアルやその他パンフレットやリーフレットを作成・配布し、自主防災組織の活動の重要性や役割を啓発し、組織率の向上に努める。

さらに、自主防災組織へ地域防災アドバイザー等を派遣して防災活動を支援するほか、リーダーに対する教育、研修等を行う。

#### ■市が行う自主防災組織活性化活動

活 動	概 要
防災講演会	市民を対象に講話等を行い、自主防災の意識を高める。
防災学習会	自主防災の促進のため防災に関する情報等を提供するとともに、市民自らが学習する機会を提供し、もって自主防災意識の高揚を図り、地域における防災力の向上を図る。
自主防災リーダー講習会	災害用資機材等の取扱い方などの講習を行い、災害時においてリーダーとなり得る人材を育成する。

#### (2) 地区防災計画の普及

危機管理室は、地域の防災力の向上を図るため、自主防災組織を対象に、地区内の居住者及び事業者等が共同して行う防災活動、訓練、備蓄等の計画（以下「地区防災計画」という。）の作成を促進し、各地区の共助による計画的な防災活動の推進を図る。

このため、「地区防災計画ガイドライン」（内閣府 平成26年3月）や地区防災計画の事例等を活用し、自主防災組織に計画の作成方法、手順、提案の手続き等を普及、啓発する。

### (3) 訓練等の経費の補助

危機管理室は、「朝霞市地域自主防災活動等事業費補助金交付要綱」に基づき、町内会、自治会等が組織的に行う防災訓練や自主防災組織が整備する資機材の経費の一部を補助する。

### (4) 資機材の給付

危機管理室は、「朝霞市自主防災資機材給付要綱」に基づき、新たに結成された自主防災組織に、担架や救出用の工具等の資機材を給付する。

### (5) 防火防災訓練災害補償

危機管理室は、「朝霞市防火防災訓練災害補償規則」に基づいて、市又は市内の自主防災組織が行う防火防災訓練に参加した者が当該防火防災訓練に起因する事故により死亡し、又は傷害を受けた場合において、市が当該補償対象者に対して防火防災訓練災害補償を行う。

### (6) まちかど消火器の設置・詰替の補助

危機管理室は、初期消火活動の迅速化を図るため、「朝霞市消火器設置詰替等事業費補助金交付要綱」に基づき、自治会等が街角に消火器を設置し、又は詰替を行う経費の一部を補助する。

## 第4 民間防火組織の整備

消防局は、防火防災意識の高揚と知識の普及を図るため、民間の防火組織として、地域に密着した幼年消防クラブ、少年消防クラブ、女性防火クラブの組織づくりと育成強化を図る。

### ■民間防火組織

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 幼年消防クラブ……知識の習得、啓発活動</li><li>② 少年消防クラブ……知識の習得、啓発活動</li><li>③ 女性防火クラブ……啓発活動、初期消火・避難・救護等の防災活動</li></ul> |
|--|

## 第5 事業所等の防災組織の整備

### 1 一般事業所

消防局は、企業の行う事業所防災力の強化を支援するとともに、各事業所が設置する自衛消防隊と連携を図り、被害の拡大を防止する。

事業所は、災害時の企業の果たす役割を認識し、各事業所において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努める。

### 2 危険物施設

消防局は、危険物施設における予防規程及び防災組織の活動等に対し必要な助言指導を行い、自主的な防災組織の充実を図る。

また、危険物の特性を考慮し関係団体の行う防災活動に関する技術の向上、防災訓練等の実施に関し、指導・助言を行う。

### 3 集客施設

消防局は、学校、病院及び公共施設等不特定多数の人が出入りする施設に対し、防火管理者を主体に自主的な防災組織の育成指導を図る。



#### 4 高層建築物

消防局は、高層建築物（消防法第8条の2 高さ31mを超える建築物）の管理者に対し、防災組織の活動等について助言・指導を行い、自主的な防災組織の充実を図る。

#### 5 事業所内の防災組織の育成

消防局は、自衛消防隊等を中心とした自主防災体制の確立を支援する。また、地元地域への貢献という観点から事業所と協議の上、事業所内の防災組織を地域における自主防災組織の一員として位置付け、住民による自主防災組織との連携を図るとともに、これらの組織との防災訓練の実施や避難行動要支援者の避難支援への参加等を啓発する。

#### 6 事業所との連携強化

産業振興課は、埼玉県地域防災サポート企業・事業所登録制度への登録を促進する。

### 第6 ボランティアの活動環境の整備

#### 1 ボランティア関係機関等とのネットワーク化促進

福祉相談課は、市社会福祉協議会や県と連携し、ボランティア関係機関等との間に非常用連絡体制を構築するなど、日ごろからボランティア関係機関等の登録状況を確認するとともに、ネットワーク化を促進する。

#### 2 災害ボランティア登録制度の活用

県は、平常時に災害ボランティア登録を行い、必要な研修を実施するとともに、ボランティアに関する情報提供を行う。

福祉相談課は、市社会福祉協議会と連携して、住民に対し、県の災害ボランティア登録制度の周知を図っていくとともに、登録への呼びかけを行う。

##### ■災害ボランティアの登録（例）

名称	登録機関	活動内容
砂防ボランティア	彩の国砂防ボランティア協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・斜面、地盤等に生じる土砂災害発生に関する変状の発見及び行政等への連絡</li> <li>・土砂災害に関する知識の普及活動</li> <li>・土砂災害時の被災者の援助活動</li> </ul>
応急危険度判定士 被災宅地危険度判定士	県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災建築物の応急危険度判定</li> <li>・被災宅地の危険度判定</li> </ul>
災害時動物救護活動 ボランティア	県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所等での被災動物の世話、飼育施設の清掃</li> <li>・被災動物の一時的な保護</li> <li>・被災動物の適正飼育等の飼い主への助言</li> <li>・支援物資の運搬</li> </ul>

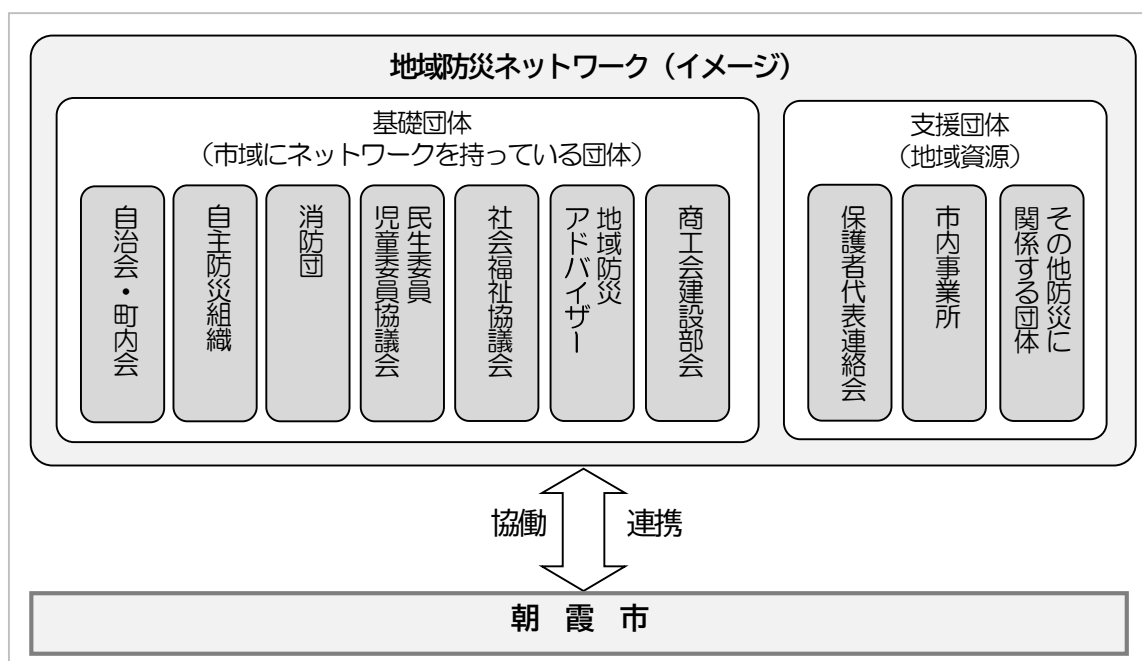
## 第7 地域防災ネットワークの構築

【資料編】 1-7 自主防災組織一覧

### 1 地域防災の担い手のネットワークづくり

危機管理室は、人権庶務課、地域づくり支援課、福祉相談課、障害福祉課及び長寿はつらつ課、こども未来課、産業振興課及び教育管理課と連携し、災害時における女性や子供、要配慮者、性的マイノリティ等多様な人々への支援体制を強化するため、平時から地域防災の担い手となる団体(基礎団体)及び支援団体(地域資源)が顔の見える関係づくり(地域防災ネットワーク)を推進する。

また、市域のネットワークから小学校通学区単位でのネットワークへの進展、顔の見える関係づくりの(連携強化)の推進、防災に関する地域資源の発掘・育成、その他防災に関する協働体制の構築を推進する。



(注) 地域防災ネットワークは、役職を決めて活動する組織ではなく、防災の担い手と本市が、防災に関する事案に対して協調し、防災・減災に向けて考え取り組む活動母体である。

#### ■朝霞市地域防災ネットワークの概念

## 2 地域の防災コミュニティづくり

地域づくり支援課は、地域防災ネットワークの要素となる地域コミュニティを充実させるため、様々な世代や立場が参加、交流するコミュニティづくりを検討する。

### ■検討概要

テーマ	検討内容	連携部署
世代間交流	○子育て世代とシニア世代の交流（地域の祭事の活用、防災・防犯等を一緒に考える会等） ○地域活動を活用した防災体験（宿泊、炊き出し等）の普及	危機管理室 こども未来課 長寿はつらつ課
地域間交流	○マンション住民と自治会・町内会の連携	危機管理室 開発建築課 地域づくり支援課 まちづくり推進課
新たなコミュニティづくり	○多様な世代、女性等を含む人材・団体が交流可能なコミュニティ・エリアづくり ○コミュニティ・エリア間の防災ネットワークの構築	危機管理室 人権庶務課 地域づくり支援課 福祉相談課 障害福祉課 長寿はつらつ課 こども未来課

## 第6節 防災教育

項目	担当
第1 市職員に対する防災教育	危機管理室、職員課
第2 学校・事業所における防災教育	教育指導課、埼玉県南西部消防局
第3 市民に対する防災知識の普及	危機管理室、シティ・プロモーション課、人権庶務課、福祉相談課、障害福祉課、長寿はつらつ課、こども未来課

### 第1 市職員に対する防災教育

#### 1 研修の実施

危機管理室及び職員課は、市職員の新任研修などの場を通して、防災対策要員としての知識の習熟を図る。特に、各部課の所掌事務を確認し、初動時の活動要領について重点をおくようにする。各課は、所掌事務について、随時、適切な指導を行う。

#### 2 防災マニュアルの習熟

危機管理室は、職員初動マニュアルを作成し、必要に応じて修正し、全職員へ配布する。全職員は、同マニュアルについて習熟し、自分の役割等について確認し、必要事項を記入して必携するとともに、各課の災害対策別マニュアルの内容についても習熟し、自分の役割等について確認する。

### 第2 学校・事業所における防災教育

#### 1 学校における防災教育

教育指導課は、小・中学校に対して、安全教育の一環として学級活動や学校行事を中心に、教育活動の全体を通じて防災教育を行うよう指導する。特に避難、発災時の危険及び安全な行動の仕方についての指導を、児童生徒の発達段階に即して行うよう指導する。

##### (1) 学校行事としての防災教育

防災意識の全校的な高揚を図るため、避難訓練を行うとともに防災専門家や災害体験者の講演、地震体験車による地震擬似体験等の実施及び防災教育拠点での体験学習などを実情に応じて実施する。また、その他の学校行事等も活用し、親又は親子が参加できる次のような防災教育等の機会を設ける。

- ① 小学校の児童引き取り訓練等を利用した、親子で参加する防災教育、防災訓練
- ② 小学校保護者代表連絡会等の「家庭教育学級」を利用した防災学習

##### (2) 教科等による防災教育

社会科や理科の一環として、災害の発生の仕組み、現在の防災対策、災害時の正しい行動及び災害時の危険等についてビデオ教材等を活用した教育を行う。

また、地域における防災施設や設備の見学・調査などを通じて、身の回りの環境を災害の観点から見直すことにより、防災を身近な問題として認識させる。

### (3) 教職員に対する防災研修

教職員に対し、災害時の教職員のとるべき行動とその意義、児童生徒に対する指導、火災発生時の初期消火要領等に関する研修を行い、その内容の周知徹底を図る。

## 2 事業所における防災教育

消防局は、防火・防災管理者講習会等を通じて、事業所等の従業員に対する防災教育を推進する。

## 第3 市民に対する防災知識の普及

### 1 防災広報

危機管理室は、防災の日等にあわせて、ホームページ・広報等を通じて防災知識の普及に努めるとともに、防災関係の視聴覚教材を準備し、希望する団体に、これらの貸し出しを行う。

### 2 災害教訓の風化防止

危機管理室は、過去の災害の教訓等の風化を防止するため、災害の記録や調査結果、その他過去の災害に関する資料を収集・整理し、適切に保管して公開するよう努める。

また、市内各地区における災害教訓の風化防止活動を啓発し、その取組を支援する。

### 3 防災学習、防災講演会

危機管理室は、市民の防災意識の高揚を図るため、関係課及び関係機関と連携を図り、防災講座及び防災講演会、防災展などを開催する。

また、危機管理室は、人権庶務課、こども未来課、障害福祉課、長寿はつらつ課及び福祉相談課と連携し、男女共同参画、人権、福祉、育児や介護など多様な視点を取り入れた継続的な防災学習の機会を確保し、女性が防災に参画することの重要性、積極的に女性が活躍できる訓練、男女共同参画の視点・子供の視点・要配慮者・性的マイノリティ等の多様な人々の人権への配慮の必要性などに多くの市民が気付くことができるようにする。

さらに、これらの防災教育、防災学習の機会に多くの市民が参加できる工夫を図る。

### 4 地震保険の加入促進

危機管理室は、国が再保険を引き受ける保険制度である地震保険を、住宅再建に有効な手段の一つとして、加入を促進する。

### 5 防災情報の受信・利用方法等の普及・啓発

危機管理室、シティ・プロモーション課は、携帯電話等を利用した緊急速報メール（エリアメール）や朝霞市メール配信サービスの受信及び災害時における安否確認のための災害用伝言ダイヤルの利用について、利用方法等の普及・啓発に努める。

また、防災訓練のシナリオに緊急情報の受信方法を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。

その他、市や防災関係機関が用意している様々な防災情報の伝達手段（防災行政無線（防災ラジオ含む）、ホームページ、SNS、ナナコライブリーエフエム、テレビ埼玉データ放送、Lアラート、Yahoo!防災等）について、その内容及び利用方法を周知するとともに、複数の受信手段を用意して、日頃から気象情報や防災情報をこまめに確認するよう啓発する。

## 第7節 防災訓練

項 目	担 当
第1 総合防災訓練	全課、全機関
第2 個別訓練	全課、全機関
第3 訓練の検証	危機管理室

### 第1 総合防災訓練

災害予防責任者（市長）は、災害対策基本法第48条に基づき、総合防災訓練を適宜実施し、県、市、自衛隊、防災関係機関、自主防災組織、市民等の参加により、応急対策活動の習熟、組織間の連携体制の確立・強化を図るものとする。

訓練は次のような内容を参考に実施する。

■防災訓練の種類

① 災害対策本部等の設置運営	⑧ 自衛隊災害派遣要請
② 災害情報の収集伝達・広報	⑨ 広域応援
③ 災害現地調査	⑩ 道路応急復旧
④ 避難情報の伝達	⑪ 水防活動
⑤ 避難誘導	⑫ 被災建築物の応急危険度判定
⑥ 避難所運営、炊き出し訓練	⑬ 自主防災組織等の活動支援
⑦ 救護所運営訓練	⑭ 交通対策訓練

### 第2 個別訓練

#### 1 水防訓練

消防局、朝霞市消防団、危機管理室、道路整備課及び下水道施設課は、河川、水路等の氾濫等に対する警戒、避難などの水防活動が的確に行えるよう、防災関係機関の協力を得て水防訓練を出水期前に実施する。

なお、地下空間の管理者等と協力して、地下空間の浸水災害を想定した訓練についても考慮する。

#### 2 消防訓練

消防局及び朝霞市消防団は、災害時における災害規模、災害事象に応じた消防計画の習熟を図り、あらゆる災害に対処できるようにするため、非常招集、通信連絡、火災防御技術、救助等の訓練を実施する。

#### 3 施設・事業所等の避難訓練

##### (1) 保育園、幼稚園、小学校、中学校、病院及び社会福祉施設における避難訓練

危機管理室及び関係各課は、施設管理者に対して避難訓練を中心とする防災訓練を実施するよう啓発する。施設管理者は、幼児、児童、生徒、負傷者、障害のある人及び高齢者等の災害対応力の比較的低い施設利用者の生命・身体の安全を図り、被害を最小限にとどめるため、避難訓練を実施する。

##### (2) 事業所等における訓練

学校、病院、興業場、百貨店及びその他消防法で定められた事業所は、消防法第8条の定め

よる消防計画に基づき避難訓練を毎年2回以上（学校については毎年1回以上）実施する。

また、地域の一員として、市、消防局及び地域の防災組織等の行う防災訓練にも積極的に参加する。

#### 4 職員防災訓練

全課は、迅速に応急対応活動が行えるように、各対策マニュアルに合わせた防災訓練の実施に努める。危機管理室は、これを推進するとともに訓練の実施状況を把握する。また、本部設置・運営訓練及び情報収集伝達訓練や炊き出し、初期消火、給水、避難所運営、応急処置及び非常参集訓練等を必要に応じて実施する。

#### 5 防災関係機関の訓練

各防災関係機関は、業務大綱に応じて水防訓練、救出救助訓練、救急救護訓練、災害医療訓練、学校・福祉施設・大型店舗・駅等における混乱防止訓練、ライフライン等生活関連施設応急復旧訓練、救援物資輸送訓練等を適宜行い、応急対策活動に関して習熟するものとする。

#### 6 地域の防災訓練

危機管理室は、関係各課及び地域防災アドバイザーと連携し、自主防災組織等における地域の防災訓練を促進するとともに、様々な世代、立場の市民が参加し、実践的な訓練が行われるよう支援する。

- (1) 地域の祭事（彩夏祭、地域の祭り等）で、親子で参加ができる防災訓練
- (2) 若い世代も参加しやすい時期や場所及び訓練内容（起震車体験、初期消火訓練、応急手当及び宿泊体験等）の企画と実践
- (3) 男女の役割を固定化しない訓練の企画、実践（男性が炊き出しや応急手当等を担当したり、女性が訓練の企画・立案、司会進行や資機材の取扱い等を担当するなど）
- (4) 多くの市民が参加できる工夫

### 第3 訓練の検証

危機管理室は、訓練の実施後に評価及び検証を行い、地域防災計画やマニュアル等の見直しの資料として活用する。

## 第8節 調査研究

項 目	担 当
第1 防災計画の検証等	危機管理室
第2 災害対策に関する調査研究	シティ・プロモーション課、危機管理室、人権庶務課、職員課、財産管理課、道路整備課、埼玉県南西部消防局

### 第1 防災計画の検証等

危機管理室は、地域防災計画等をより実効性の高いものとするために、防災訓練、台風や豪雨時の警戒活動や応急対策、地震時の非常参集等、災害発生時の実際の活動を通じて検証し、必要に応じて適宜見直し、防災会議を開催して地域防災計画の修正を行う。

また、国の防災基本計画や埼玉県地域防災計画が大幅に修正されたときは、その趣旨にあわせて地域防災計画を修正する。

### 第2 災害対策に関する調査研究

危機管理室は、市街地の拡大、災害環境の変化や災害に関する科学的手法の向上等により、新たに市域の危険度評価等を行う必要が生じたときは、防災アセスメントを実施し、防災計画等の検討の基礎資料とする。

また、市民に対しそれらのデータを公表し、自主防災活動等に活用できるようにする。

各担当課は、県の支援を受けて災害に対する次の分野における調査研究に取り組むよう努める。

■調査研究

分 野	内 容
地震火災対策に関する調査研究 (消防局)	特殊な消防対象物、建物密集区域、警防活動上重大な支障が予想される事象に対する、火災の拡大防止、延焼防止に必要な調査
避難住民の安全確保に関する調査研究 (危機管理室)	避難住民を安全に誘導するため、避難所や避難道路の安全性確保、円滑な避難誘導方法に関する調査研究
効果的な緊急輸送に関する調査研究 (道路整備課、財産管理課、危機管理室、人権庶務課、職員課)	地震災害発生時に効果的な輸送を行うため、緊急輸送路や鉄道・バス・トラック等の輸送手段の確保、地域防災拠点との連携、広域応援の受入れ等を視野に入れた調査研究
災害情報等の伝達等に関する調査研究 (シティ・プロモーション課)	適切な対策を行うために効果的な情報収集方法、情報伝達方法及び情報分析手法等に関する調査研究



## 第9節 防災活動拠点の整備

項目	担当
第1 防災活動拠点の整備	危機管理室、財産管理課、教育総務課
第2 緊急輸送ネットワークの整備	危機管理室、財産管理課、産業振興課、道路整備課、朝霞県土整備事務所

### 第1 防災活動拠点の整備

危機管理室、財産管理課は、市の防災活動の中核拠点である市役所の耐震性等の災害対応性能の向上に努める。

また、市役所被災時の代替施設については中央公民館・コミュニティセンター及び保健センターを第一候補とする。

危機管理室は、教育総務課と連携し、地域防災拠点である小学校の通信、備蓄、避難施設などの機能の向上に努める。

#### ■地域防災拠点

避難場所として指定され、かつ、災害直後に活用できる食料、資機材が備蓄されており、地域の自主防災活動の拠点となる施設である。地域対応班の非常参集場所としても指定されており、地域の情報収集、初動対応を行う場所である。

### 第2 緊急輸送ネットワークの整備

- 【資料編】
- 1-1 市役所・出張所一覧
  - 1-3 公民館・市民センター一覧
  - 7-1 避難場所等一覧
  - 8-1 市の緊急輸送道路

#### 1 緊急輸送道路の指定

危機管理室は、市内における効率的な緊急輸送を行うため、災害危険性の分布や地域の現況等に基づいて、あらかじめ県、隣接市、関係機関、関連企業と協議の上、市内の次に示す防災活動拠点等を結ぶ道路を選定し、緊急輸送道路として指定する。

#### ■防災活動拠点

- 市役所、出張所、支所
- 地域防災拠点・物資備蓄場所（各小学校、各市民センター等）
- ヘリコプター臨時離着陸場（朝霞中央公園陸上競技場、東洋大学朝霞キャンパスグラウンド2）
- 物資集積拠点（朝霞中央公園野球場、総合体育館）

■緊急輸送道路

県指定	① 一般国道254号 ② 一般県道東京朝霞線：朝霞市幸町（新座和光線との交差点）～新座市境 ③ 主要地方道保谷志木線：市内全線 ④ 一般県道新座和光線：朝霞市膝折町（保谷志木線との交差点）～朝霞市膝折町（朝霞蕨線との交差点） ⑤ 一般県道和光志木線：志木市境～朝霞市北原（武蔵野線が「ト」下付近の交差点） ⑥ 主要地方道朝霞蕨線：朝霞市役所～朝霞市幸町（国道254号との交差点） ⑦ 市道8号線：朝霞市幸町（新座和光線との交差点～朝霞市役所前交差点）
市指定	① 主要地方道朝霞蕨線：市中部の地域防災拠点と朝霞クリーンセンターを結ぶ南北連絡路 ② 一般県道和光志木線：市北西部～市中部の地域防災拠点を結ぶ連絡路 ③ 一般県道ふじみ野朝霞線：内間木支所、第三小学校への連絡路及び市北部の東西連絡路 ④ 市道1号線：溝沼市民センターへの連絡路及び市中部における東西連絡路 ⑤ 市道2号線：国道254号と主要地方道朝霞蕨線を結ぶ南北連絡路 ⑥ 市道7号線：国道254号との交点から主要地方道朝霞蕨線との交点 ⑦ 市道8号線：市中部の地域防災拠点を結ぶ南北連絡路 ⑧ 市道9号線：市西部の地域防災拠点を結ぶ南北連絡路 ⑨ 市道22号線：第九小学校への連絡路

2 緊急輸送道路及び沿線の整備

道路整備課及び朝霞県土整備事務所は、緊急輸送道路の耐震性の向上などを図る。

また、緊急輸送道路の応急対策上重要な箇所や大きな被害の発生する可能性のある箇所や沿道の建物やブロック塀の倒壊等により閉塞する可能性のある箇所について調査、改修を行うとともに、発災後に応急復旧作業の協力が得られるよう、あらかじめ関係機関等との応援体制を整備する。

3 応急復旧資機材の整備

道路整備課は、平常時から、応急復旧資機材の確保を行うとともに、（一社）埼玉県建設業協会との連絡を密にして、活用できる建設機械等の把握を行う。

4 緊急輸送拠点の整備

(1) 物資集積場所の確保

危機管理室は、朝霞中央公園野球場及び総合体育館を災害時の援助物資等の一次集積場所として位置づけ、各施設の管理者はその機能を有するよう整備を進める。

また、小学校を二次集積場所として食料・災害対応資機材等の物資を備蓄する。

(2) ヘリコプター臨時離着陸場の指定

危機管理室は、道路、橋梁の被害により負傷者や緊急物資の輸送が不可能な場合に、ヘリコプターによる輸送を確保するため、ヘリコプター臨時離着陸場を選定し、各施設の管理者は必要な整備を行う。

5 緊急輸送手段の確保

財産管理課、産業振興課は、災害時における物資等の輸送手段について、発災時に使用できる公用車の数を把握するとともに、市内事業者等との応援体制を整備する。

## 第10節 災害情報体制の整備

項目	担当
第1 情報通信設備の安全対策	シティ・プロモーション課、危機管理室、財産管理課、デジタル推進課、各施設の管理者
第2 情報収集・伝達体制の整備	シティ・プロモーション課、危機管理室、人権庶務課、こども未来課、健康づくり課、福祉相談課、障害福祉課、長寿はつらつ課

### 第1 情報通信設備の安全対策

#### 1 非常用電源の確保

財産管理課及び各施設の管理者は、停電や災害復旧時の活動に備え、無停電電源装置、自家発電設備、バッテリー、可搬型電源装置及び燃料等を確保するとともに、太陽光発電設備を導入して防災機器等の非常電源をバックアップする。

また、これらの設備等について定期的に保守点検を行う。

#### 2 地震への備え

財産管理課は、庁舎の耐震化等を進める。危機管理室及び財産管理課は、防災情報システムのコンピュータが設置される場所において、機器の固定をするなどして、落下、転倒の危険を排除するなど、必要な措置を講じる。

#### 3 システムのバックアップ

危機管理室は、円滑な災害対応を行うため、日頃から防災行政無線施設や消防団無線について、常に最良の状態を維持するよう整備する。また、シティ・プロモーション課、デジタル推進課及び財産管理課は、被災した場合でも、情報通信機能が保持できるよう、ネットワークシステムの多ルート化及びバックアップコンピュータの設置等に努める。

### 第2 情報収集・伝達体制の整備

#### 1 防災情報システムの整備

危機管理室は、関係各課と協力して防災情報システムを活用し、防災に関する情報を蓄積、整備する。データベースは、施設、地形地質、道路、ライフライン、災害履歴等の地図情報を地理情報システム（GIS）として整備する。

また、災害時には、被害の予測や被災者への支援を円滑に行うために、災害情報の収集、分析、災害応急対策の支援等が可能なコンピュータシステムの整備を検討する。

#### 2 情報収集・伝達体制の確立

危機管理室及びシティ・プロモーション課は、被害状況等の災害情報を伝達するための体制を整備する。

特に、集中豪雨時にはあらかじめ指定した浸水危険箇所にあらかじめ指名した現場連絡員を配置し、浸水や被害の状況を速やかに収集及び伝達ができる体制を確保する。

また、発災時に、市外にいる市民への情報伝達に配慮するとともに、防災行政無線（防災ラジオ含む）、消防団無線、アマチュア無線、タクシー無線、メール配信、ホームページ、SNS、ナナ

コライプリーエフエム、緊急速報メール（エリアメール）、テレビ埼玉データ放送、Lアラート、Yahoo!防災等を有効的に活用する。

### 3 防災行政無線の整備

#### (1) 防災行政無線の保守

危機管理室は、災害時の停電や電話が一時的に途絶した場合に備え、防災行政無線（固定系・移動系）の定期的な保守点検を行う。

#### (2) 通信設備使用方法の習熟

危機管理室は、防災行政無線等の使用方法に関するマニュアルを整備し、迅速に使用できるよう備える。

また、災害時に状況に応じた的確かつ迅速に広報活動が行えるよう非常時の広報文例を作成しておくものとする。

#### ■ 広報を行う事案

##### ○ 震災時

- ・ 地震発生・被害の状況
- ・ 避難指示
- ・ 応急対策（給水、食料・物資等の供給、廃棄物収集等）

##### ○ 風水害時

- ・ 風雨、土砂災害への注意喚起
- ・ 避難情報
- ・ 応急対策（給水、食料・物資等の供給、廃棄物収集、消毒等）

### 4 女性や要配慮者等の視点の防災情報提供体制の整備

危機管理室と関係各課は、女性や要配慮者等が、平時から情報収集手段を確保し、災害時には積極的に情報を収集、発信、受信できる環境整備を推進する。

#### (1) 防災情報の提供体制の充実

危機管理室、健康づくり課は、次の点を検討し、妊産婦や乳幼児を抱える保護者に、防災情報の提供や地域の防災組織等を紹介する機会やお知らせの場を充実させる。

- ① 転入、母子健康手帳の配布時及び乳幼児の定期健診時等を活用した家庭内備蓄や避難行動への備え並びに自治会・町内会及び自主防災組織や民生委員・児童委員の紹介
- ② 妊産婦や乳幼児を抱える保護者向けの防災研修会の開催

#### (2) 防災情報の迅速な発信の仕組みの充実

健康づくり課、こども未来課は、妊産婦や乳幼児を抱える保護者に災害発生時の防災情報を迅速かつ円滑に伝える方法を検討する。

#### (3) 防災情報発信環境の整備

危機管理室、人権庶務課及び関係各課は、災害時に、効果的な避難行動や適切な被災者支援が行われるよう、自主防災活動や避難所運営において、多様な世代・立場の女性や要配慮者等が発言・発信できる機会や仕組みづくりを研究・検討する。

## 第11節 災害に備えた体制整備

項目	担当
第1 消防力の強化	危機管理室、水道施設課、埼玉県南西部消防局、朝霞市消防団
第2 救急救助対策	埼玉県南西部消防局
第3 医療救護対策	危機管理室、健康づくり課、埼玉県南西部消防局
第4 避難対策	危機管理室、人権庶務課、地域づくり支援課、福祉相談課、障害福祉課、長寿はつらつ課、こども未来課、保育課、健康づくり課、まちづくり推進課、教育総務課、教育指導課、埼玉県南西部消防局、朝霞市消防団、各施設の管理者
第5 給水、食料・生活必需品・資機材・医薬品の供給体制の整備	危機管理室、人権庶務課、障害福祉課、長寿はつらつ課、環境推進課、健康づくり課、上下水道部
第6 帰宅困難者対策	危機管理室、シティ・プロモーション課、東日本旅客鉄道株式会社、東武鉄道株式会社
第7 遺体の埋・火葬対策、防疫・清掃対策	地域づくり支援課、環境推進課、資源リサイクル課、総合窓口課、健康づくり課
第8 被災住宅対策	財産管理課、開発建築課
第9 文教対策	保育課、教育総務課、教育管理課、教育指導課、文化財課
第10 要配慮者の安全確保対策	危機管理室、地域づくり支援課、総合窓口課、福祉相談課、障害福祉課、長寿はつらつ課、埼玉県南西部消防局、朝霞市消防団、朝霞警察署、市社会福祉協議会
第11 女性や多様な視点の防災対策	危機管理室、人権庶務課、デジタル推進課、地域づくり支援課、総合窓口課、こども未来課、保育課
第12 ペット対策	環境推進課、県

### 第1 消防力の強化

#### 1 消防施設、資機材の整備

消防局は、消防力の整備指針及び消防計画に基づき、消防施設、消防資機材の整備を図る。

危機管理室は、消防団の活動拠点となる詰所が新耐震基準を満たされるよう建て替え等の整備を促進する。

#### 2 消防水利の整備

危機管理室は、消防局と協力し、消防水利の基準に基づき、防火水槽等の充実を図る。また、水道施設課も消防局と協力し、消火栓の設置及び維持管理の充実を図る。

特に、地震時は、水道施設の破損により消火栓が使用できないことが想定されるため、耐震性を有する防火水槽を整備する。また、危機管理室は、消防局と消防水利について情報の共有化を図る。

#### 3 消防団の充実強化

消防団は、地域防災の中核的な役割を果たすことを踏まえ、消防団の強化を図りつつ自主防災組織等の活性化も促進して地域防災力の充実強化を図る。

### (1) 消防団員の確保

危機管理室は、消防団の活性化対策について計画し、消防団員の確保及び育成を図る。

- ① 若手リーダーの育成
- ② 地域との連携による消防団のイメージアップ戦略の展開
- ③ 女性消防団員の採用
- ④ 機能別団員制度の検討
- ⑤ 消防団協力事業所表示制度の活用
- ⑥ 消防団員の処遇改善の検討

### (2) 消防団の施設・設備の整備

危機管理室は、消防団の活動拠点となる詰所、車両、資機材及び装備等の整備、充実を図る。

### (3) 消防団員の活動能力及び技術の向上

危機管理室は、消防局と連携し、団員に対し消防活動や救助活動を効果的に行うための教育訓練を実施し、その活動能力及び技術の向上を図る。

また、教育訓練を受けた消防団員を活用し、自主防災組織等の教育訓練や地域の防災リーダーの育成を推進する。

## 第2 救急救助対策

消防局は、救急救助対策のため次の体制を整備する。

### 1 救急救助体制の整備

#### (1) 資機材の整備

同時に多数の救急救助活動ができるよう救出用資機材や応急処置のための医療用資器材を整備する。また、建設業者と協定を締結するなど連携を図る。

#### (2) 自主救護能力の向上

市民の自主救護能力の向上を図るため、救命講習等を開催し、応急救護知識・技術の普及活動に関するPR活動を推進する。

#### (3) 高層建築物等における救急救助体制の強化

消防法の定める高層建築物等の防火管理者に対し、消防訓練を通じて救急救助活動の指導を行い、救助救急体制の強化を図る。

### 2 傷病者搬送体制の整備

#### (1) 情報連絡体制

傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送するために、収容先医療機関の被害状況や空き病床数等、傷病者の搬送先を決定するのに必要な情報が把握できるよう、災害時医療情報体制を確立する。

#### (2) 搬送順位・経路

地域毎に医療機関の規模、位置及び診療科目等を基におよその搬送順位や道路被災を考慮した搬送経路を検討する。

#### (3) ヘリコプター搬送

ヘリコプター臨時離着陸場を考慮した受入可能な医療機関との連絡体制を確立する。

#### (4) 効率的な出動・搬送体制の整備

大規模災害時には、多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の重篤救急患者が多数発生するため、救急救命士の有効活用も含め、効率的な出動体制・搬送体制を整備する。

### 第3 医療救護対策

【資料編】 1-10 病院・救急診療所一覧

#### 1 初期医療体制の整備

##### (1) 初期医療体制の整備

健康づくり課は、地震発生時の医療救護班の編成等について、朝霞地区医師会、朝霞地区歯科医師会及び朝霞地区薬剤師会と締結した「災害時における医療救護活動に関する協定書」に基づき効果的に実施できるよう努めるとともに、消防局、医療機関等と連携し、初動医療体制を確立する。

- ① 救護所の設置場所
- ② 医療救護班の編成
- ③ 医療救護班の出動
- ④ 医薬品、医療用資器材等の確保方法
- ⑤ 救護所の活動方法

##### (2) 自主防災組織等による自主救護体制の整備

健康づくり課は、災害時の初期医療をより円滑に行うため、地域の自主防災組織等が救護所などにおいて軽微な負傷者に対し応急救護活動を行う等、救護班の活動を支援するための体制を整備する。

##### (3) 医療機関との通信体制の整備

健康づくり課は、危機管理室及び消防局と連携し、医療機関等と災害時に的確に連絡がとれるよう通信機器の整備、運用方法の確立、連絡方法の統一等を行うことを検討する。

#### 2 後方医療体制の整備

健康づくり課は、救護所と後方医療機関、搬送車両と後方医療機関及び後方医療機関と消防局間における十分な情報連絡機能を確保するべく災害時医療情報連絡体制の整備を進める。

#### 3 透析患者等への対応

健康づくり課は、県、医師会、各地域の公的医療機関等と協議し、人工透析等の継続的に医療措置を要する慢性疾患への対応について、マニュアル等の整備を進める。

### 第4 避難対策

【資料編】 7-1 避難場所等一覧

#### 1 避難計画の策定

##### (1) 要配慮者利用施設の避難計画

保育園、幼稚園、医療機関、社会福祉施設等の管理者は、施設の非常口、避難路等を確保し、施設利用者等を避難場所へ誘導又は搬送する体制を整備する。

福祉相談課、長寿はつらつ課、こども未来課、保育課、障害福祉課、健康づくり課は、これらの施設管理者に対して避難計画の策定を啓発する。

**(2) 学校の避難計画**

教育指導課は、児童・生徒の身体及び生命の安全を確保し、混乱なく、安全に避難させるために、各学校等の実態に即した適切な避難計画の策定を推進する。

**(3) その他施設の避難計画**

高層ビル、駅、大型店舗、公共施設及び社会教育施設等の管理者は、災害時に入館者、入居者等の安全を確保するために、各施設に災害の状況にあわせた避難情報の伝達方法、避難場所、避難誘導方法等を定めた避難計画を作成する。事業所は、従業員等の避難場所について取り決めておき、従業員等に周知させる。

消防局は、消防法第8条に基づくこれらの施設管理者に対して、避難誘導、避難施設の管理について消防計画に明記するよう指導する。

**2 緊急避難場所・避難所の選定と確保**

危機管理室は、災害（地震、大規模な火事、洪水、崖崩れ）時に市民その他の安全を確保するための緊急避難場所と住居を被災した市民等の避難生活を確保するための避難所を、学校、公民館、保育園、公園等から選定し、指定する。

緊急避難場所及び避難所の選定に当たっては、災害対策基本法の指定基準を踏まえ、災害危険性等を考慮して適宜見直しを行う。

■避難場所の種類

種 類	機 能
避 難 場 所	災害時に一時的に避難する場所。耐震性を有し、災害対策基本法による指定緊急避難場所（地震を対象）に該当する。 ※避難所、大雨洪水時の避難場所、広域避難場所の各施設を含む。
避 難 所	住居が被災した人などのための避難生活の場としての収容施設。 災害対策基本法による指定避難所に該当する。
大雨洪水時の避難場所	浸水や崖崩れが予測される地域及びその地域に近接する学校、公民館、保育園、市民センターを除いた高台等に位置する施設及び株式会社丸沼倉庫（上内間木682-1）、前田道路株式会社北関東支店（大字根岸字関尻771）、ジャムフレンドクラブ朝霞（膝折町4-13-33）、株式会社カインズ朝霞店（根岸台3-20-1）とする。 災害対策基本法による指定緊急避難場所（洪水、崖崩れを対象）に該当する。
福 祉 避 難 所	介護の必要な高齢者や障害のある人など一般の避難所では生活に支障を来す人に対してケアを行う二次的な避難所
広域避難場所	地震時の市街地延焼火災から身を守るための広いオープンスペース。 概ね10ha以上の空地（10ha未満の空地であっても、周辺に耐火建築物等が存在し、火災に対して有効な遮断が可能な場所を含む）、又は土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められるもの。災害対策基本法による指定緊急避難場所（大規模な火事を対象）に該当する。

**3 避難所等の整備**

**(1) 避難所内設備の整備**

危機管理室は、内閣府の「避難生活における良好な生活環境の確保に関する取組指針」、「避難所運営等避難生活支援のためのガイドライン（チェックリスト）」、「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」等を踏まえ、関係各課及び施設の管理者と協力して、避難所に指定した



施設について必要に応じ、スフィア基準を満たすことができるよう、次のような設備等の整備を進める。

- ① 炊事する場、炊き出し設備
- ② 避難所の規模や設備状況に応じた適切な冷暖房
- ③ 食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、パーティション、簡易ベッド、毛布、入浴設備等
- ④ 防災機能設備等（非常用発電機等、飲料水、冷暖房機器、ガス設備等、通信設備、断水時のトイレ対策等）

## (2) 避難誘導設備の整備

危機管理室は、避難場所の周知のために避難場所周辺に誘導標識の設置や避難場所に避難場所表示板を設置する。

## (3) バリアフリーの推進

施設管理者は、路面の平坦性や有効幅員を確保した避難路の整備、車いす使用者にも支障のない出入口のある避難地の整備、明るく大きめの文字を用いた防災標識の設置等、要配慮者を考慮したバリアフリーを推進する。

## (4) 車中泊避難スペースの確保

危機管理室は、災害協定を締結する事業者等の協力を得て車中泊避難スペースの確保を検討していく。

## 4 避難路の選定と確保

危機管理室及びまちづくり推進課は、広域避難場所を指定した場合、市街地状況に応じ、次の基準で避難路を選定し確保するよう努める。

- ① 避難路は、幅員 15m以上の道路又は幅員 10m以上の緑道とする。
- ② 避難路は、相互に交差しないものとする。
- ③ 避難路沿いには、火災・爆発等の危険性の高い施設がないよう配慮する。
- ④ 避難路の選択に当たっては、住民の理解と協力を得て選定する。
- ⑤ 避難路については、複数の道路を選定する等周辺地域の状況を勘案して行う。

## 5 避難活動の実践強化

### (1) 避難所運営方法の検討

教育班、福祉班、市民班は、避難所生活が長期化した場合に備え、避難者による自主運営方法について検討する。

また、市職員の誰もが避難所運営に携われるよう訓練を実施し、避難所運営に関するマニュアルに反映するなどの充実を図る。

さらに、人権庶務課、障害福祉課、長寿はつらつ課と連携し、要配慮者や女性、性的マイノリティなど多様な人々に配慮した避難生活環境を充実させるため、避難所に関する最新の動向、指針、政策等を踏まえて避難所運営マニュアルの継続的な見直しを行う。

#### ■要配慮者や女性等に配慮した避難所運営マニュアルの充実・強化の主な視点

- ① 福祉避難室用のスペースの設置方法、利用対象者の基準、福祉避難所との連携
- ② 更衣室や授乳室の設置、女性特有の物資の確保、要介護者及びアレルギー症状保有者等に配慮した対策
- ③ 女性をはじめ多様な世代・立場の市民が参画する避難所運営体制

## (2) 地域との連携による避難所運営体制の強化

危機管理室は、朝霞市地域防災アドバイザーや自主防災組織等による避難所の自主運営体制や多様な世代・立場の市民等が参加する避難所運営体制を確保するため、次の取組を推進する。

- ① 避難所運営マニュアルの公表
- ② 避難所施設の管理者及び避難所自主運営組織のリーダー等への避難所運営マニュアルの周知
- ③ 自治会・町内会、自主防災組織、マンション管理組合等への避難所マニュアルの配布、マニュアルを用いた避難所運営訓練、避難所運営に関する勉強会等の促進

## (3) 福祉避難所の整備

障害福祉課、長寿はつらつ課は、福祉避難所への要配慮者の受入れを円滑かつ的確に行えるよう、次の取組を進める。

- ① 通所施設等も含めて福祉施設との福祉避難所設置に関する協力協定の締結を推進し、福祉避難所の必要数の確保に努める。
- ② 介護サービス事業者等との災害協力協定の締結を推進し、福祉避難室や福祉避難所における専門介護スタッフや介護用品・資器材等の確保に努める。
- ③ 避難所に避難した要配慮者を、避難所内の福祉避難室、福祉避難所又は医療機関等に振り分ける判断基準（介護トリアージ）の導入を検討する。
- ④ 福祉避難所となる福祉施設に対し、福祉避難所の開設及び要配慮者の受入れを含む災害時の事業継続計画の策定を支援するとともに、福祉施設同士の協力体制の整備を促進する。
- ⑤ 災害対策基本法に基づく指定福祉避難所に指定する際は、受入れ対象者を特定して公示し、平時からその周知に努める。また、個別避難計画の作成等の際に、指定福祉避難所に受け入れる避難行動要支援者を調整し、避難行動要支援者が指定福祉避難所へ直接避難できる体制の整備に努める。

## (4) 避難誘導方法の検討

危機管理室は、地区別防災カルテを活用し、自主防災組織、消防団、自治会・町内会に避難誘導についての協力を依頼するとともに、危険な場所の周知などの注意点や方法について情報を交換する。

## (5) 地域対応班職員の指名

危機管理室は、年度ごとに地域対応班の職員を指名する。

地域対応班に指名された職員は自らの責務について認識し、所属するチームの役割分担、連絡方法について話し合っておく。また、訓練に参加して実践性を養うほか、防災倉庫のマスターキーを所持・保管しておく。

## 6 女性等に配慮した避難生活支援体制の整備

関係各課は、女性や子ども、要配慮者、性的マイノリティ等多様な人々が安全・安心な避難生活を送れる環境整備や防犯体制及び男女共同、福祉、多様な人々の視点による避難所運営体制の整備を推進する。

### (1) 支援拠点及び人材の確保

人権庶務課、こども未来課、障害福祉課、長寿はつらつ課及び福祉相談課は、災害時に女性や子供、要配慮者、性的マイノリティなど多様な人々の相談等に配慮した身近な対応がとれるように、地域防災拠点等に支援拠点を設置して女性や多様な人々に特化した被災者相談員を配置することを検討するとともに、拠点整備及び人材育成を推進する。

また、女性や多様な人々に配慮した物資の配備や支援体制を充実させるとともに、地域の中で調整できる連携体制を整備する。

以上のような女性や多様な人々に配慮した支援策を市民に周知するため、広報に努める。

**(2) 学校との連携体制の確保**

教育指導課は、避難所となる小学校等と避難所施設担当職員が平時から子どもの避難生活支援等について協議を行っておくとともに、学校が管理する在籍児童・生徒の要配慮データ（アレルギー等の状態等）を個人情報に配慮しつつ災害時の避難所運営等に利用できる仕組みを整備する。

**(3) 民間企業との連携**

産業振興課は、災害直後の子どもの安全確保等について、市内の商店・企業の支援を受けられる仕組みを検討していく。

**(4) 避難所の見守り体制の確保**

危機管理室及び人権庶務課は、朝霞消防署、朝霞市消防団等と連携し、市の女性職員、地域の女性リーダー、女性消防団員、女性防災士等を中心とした避難所の見守り・巡回体制の整備を推進する。

教育班、福祉班、市民班は、災害時の巡回の受入れについて配慮する。

**第5 給水、食料・生活必需品・資機材・医薬品の供給体制の整備**

- 【資料編】 4 災害応援協定一覧
  - 6-1 応急給水所開設場所一覧
  - 6-2 小中学校受水槽施設一覧
  - 6-3 防災備蓄倉庫一覧

**1 給水体制の整備**

**(1) 給水計画の策定**

上下水道部は、災害時に浄水場・配水池等から飲料水等を供給するために、他の水道事業者等と応援方法、供給要員、必要資機材、給水拠点等について協議をして、給水計画を策定する。

■1日あたりの目標給水量

災害発生からの期間	目標水量	水量の根拠
災害発生から3日	3リットル/人・日	生命維持に必要な最低限の水量
4日から10日	20リットル/人・日	炊事、洗面、トイレなど最低生活水準を維持するために必要な水量
11日から20日	100リットル/人・日	通常の生活で不便であるが、生活可能な必要水量
21日以降	250リットル/人・日	ほぼ通常の生活に必要な水量

**(2) 応急給水設備の整備**

上下水道部は、地震等に伴う上水道施設の被害による水供給の停止に備え、応急給水設備を整備する。また、指定避難場所等の施設を管理する関係各課は、施設の改修時等に応急給水設備の整備に努める。

各公共施設の管理者と協力し、非常時の飲料水を確保するため受水槽に緊急遮断装置の設置に努める。

**(3) 給水体制の整備**

上下水道部は、被災者に給水活動が行えるよう給水車、給水タンク、給水袋、ポリタンク、応急給水栓を整備するとともに、資機材の定期的なメンテナンスを行う。

また、販売業者等から給水用資機材の供給が受けられるように協力体制を整備する。

**(4) 災害時用井戸の整備**

上下水道部は、既設の水道事業用の井戸に応急給水設備を整備する。

また、危機管理室は、地下水を使用している民間事業者等と、災害時における井戸水の供給に関する協力が得られるよう協定等の締結に努める。

その他、施設管理者等に、災害時用井戸の設置、協力について推奨していく。

**(5) 検水体制の整備**

上下水道部及び環境推進課は、災害時における水源について、飲用の適否を調べるため、保健所等の検査機関等との協力体制を確立する。

**2 食料・物資等の供給体制の整備**

**(1) 食料備蓄計画の策定**

危機管理室は、次のような食料等備蓄計画を策定する。

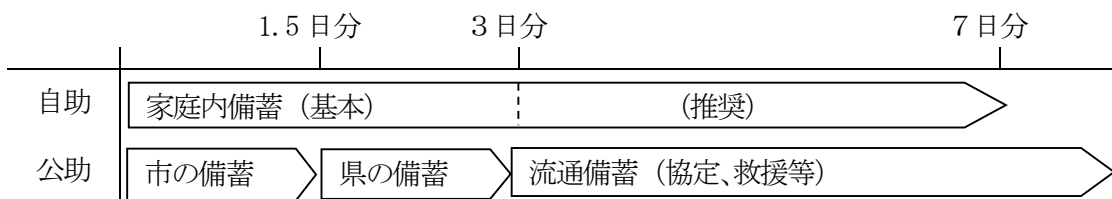
- ① 食料の備蓄は、県、市、市民がそれぞれ行うものとし、地震被害想定調査で想定した避難者数を基準とした目標とする。

■備蓄の目標

	県	市	市民	計
避難住民	1.5日分	1.5日分	3日分 (推奨1週間)	6日分
災害救助従事者	3日分	3日分	—	—

(注) 県の備蓄量は県が想定した東京湾北部地震の避難者数が基準となり、市及び市民の備蓄量は、市が想定した朝霞市直下の地震の予測避難者数を基準とする。

■物資確保の役割区分



- ② 備蓄品目は、保存期間が長く、かつ調理不要のものとし、避難住民の多様なニーズに対応したものとし、例示すると以下のとおりである。

■食料の備蓄品目の例示

主食品：アルファ米、乾パン、クラッカー等 乳児食：粉ミルク、離乳食等 その他：保存水、缶詰、レトルト食品、カップ麺等
--

- ③ 乳児や高齢者、障害のある人等の要配慮者に配慮して、口に入れやすい食品、アレルギー対応食品の供給にも留意する。

■想定される主な市の備蓄必要量（令和6年度現在）

	想定必要量（※1）	備考
避難所避難者数（人）	10,000	冬季18時風速8m/s（ $t^{-1}$ 時）
断水人口（人）	65,000	
下水道支障人口（人）	3,700	
非常用食料（食）	45,000	1.5日分として＝避難所避難者数×4.5食
お粥（食）	6,700	高齢者・幼児・病人用（1日分）（※2）
毛布（枚）	20,000	1人2枚（6歳未満1枚）（※3）
仮設トイレ等（個）	1,300	断水人口を対象（※4）
	80	下水道支障人口を対象（※4）
	210	避難所避難者を対象（※4）

※1 令和5年度の朝霞市直下の地震被害想定調査による。

※2 令和6年1月1日現在の70歳以上の人口構成比15.3%、6歳未満5.1%であり、その合計20.4%に病人を見込んで1割増して22.4%とする。

※3 令和6年1月1日現在の6歳未満の人口構成比5.1%から計算

※4 50人あたり1個として換算（平成28年4月 内閣府（防災担当）「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」）

(2) 生活必需品備蓄計画の策定

危機管理室は、次のような生活必需品備蓄計画を策定する。

- ① 食料に準じて、地震被害想定調査で想定した避難者数等を基準とした目標を設定し、県、市、市民の3者で備蓄する。
- ② 備蓄品目は、住民の基本的な生活を確保する上で必要な生活必需品のほか、間仕切りや、簡易トイレ・ウェットティッシュ等の衛生用品など、避難所生活を想定した物資等について備蓄する。

■生活必需品の備蓄品目の例示

食料（レトルト食品、インスタント食品、カンパン）、飲料水（1日1人3ℓ）、ほ乳瓶、毛布、救急医療セット、担架、懐中電灯、乾電池、ろうそく、ラジオ、救出工具、点火用具、炊飯装置、仮設・簡易トイレ、ろ水機、給水袋、防水シート、テント、石油ポンプ、発電機、投光器、ヘルメット、メガホン、住宅地図、車イス、簡易ベッド、紙おむつ、杖、燃料（ガソリン）、マスク、アルコール消毒液、非接触型体温計等

- ③ 危機管理室は、人権庶務課、健康づくり課、障害福祉課、長寿はつらつ課等と連携し、女性や要配慮者等の多様な人々に配慮した備蓄物資について、備蓄場所や数量、品目（乳幼児・アレルギー対応等）等を検討し、備蓄計画を見直していく。

また、避難所以外で避難生活を送る女性や子ども、多様な人々の在宅避難者にも、物資が円滑に提供できる体制を検討していく。

(3) 家庭における備蓄の推進

危機管理室は、災害発生当初の食料、飲料水、物資の家庭内備蓄の必要性について、広報あさか、防災パンフレット等で、市民への啓発活動を行う。

また、事業所についても食料、飲料水、必需品を備蓄するように広報する。

(4) 協定の締結推進

危機管理室は、食料、生活必需品について、市内の農協、大手スーパー等の民間業者、団体等と流通備蓄の優先的供給を受けられるように協定の締結に努める。

### (5) 集積場所の確保等

危機管理室は、関係機関と協力し、輸送及び連絡に便利であって、かつ管理が容易な施設（建築物）の中から災害時救援物資集積場所を定め、その所在地、経路等についてあらかじめ県に報告しておくものとする。

また、国の物資調達・輸送調整等支援システムに備蓄情報や物資集積所を登録、共有し、県の備蓄等の活用を図る

## 3 医療救護資器材、医薬品の供給体制の整備

### (1) 備蓄計画の策定

健康づくり課は、次のように医療救護資器材、医薬品の供給体制を整備する。

- ① 備蓄は、市が行い、県が補完するものとする。備蓄目標は、地震被害想定結果に基づく被害数を目安とする。
- ② 備蓄品目は、災害用医療資器材セットと軽治療用医薬品とする。
- ③ 朝霞地区医師会等と協力して、防災備蓄倉庫に備蓄してある救急セットのほか、保健センター等に災害時のための医薬品、医療用資器材を備蓄する。また、それらの定期的な保守点検を行う。
- ④ 乳幼児、女性、高齢者及び障害のある人に配慮した医薬品等の備蓄を行う。

### (2) 調達体制の整備

健康づくり課は、市内の薬局、医薬品業者等と連携するとともに、厚生労働省、県、近隣市町村及び関係業者と協議し、調達体制の整備を行うなど医療救護資器材、医薬品の調達体制を整備する。

## 第6 帰宅困難者対策

### 1 市民等への啓発

危機管理室は、「自らの安全は自ら守る」ことを基本とし、次の点について市民に啓発する。

- ① 徒歩帰宅に必要な装備（リュック、スニーカーなど）の準備、家族との連絡手段、徒歩帰宅経路を日頃から確認しておくこと
- ② 無理な帰宅行動は、自身の安全に危険をもたらす可能性があるばかりでなく、消火活動や救出活動などの災害対応業務に支障をきたすため、帰宅の判断は慎重に行うこと
- ③ 災害時伝言ダイヤル171等を利用した家族安否等の確認の方法
- ④ 地域での救出救護に協力すること
- ⑤ 飲料水や軽食品等の携行に心がけること
- ⑥ ホームページやX等を利用した情報の入手方法

### 2 関係機関との連携

#### (1) 鉄道事業者

- ① 鉄道事業者は、関係機関等と連携し、災害時における避難誘導についての計画を立案するとともに、円滑な避難誘導ができるよう、訓練を実施する。
- ② 危機管理室は、交通機関途絶による帰宅困難者に対する情報の提供方法等について、鉄道事業者と協議する。

## (2) 事業所等への要請

危機管理室は、職場や学校などで帰宅困難となった従業員や生徒等に対し、適切な対応を行うことができるよう、事業者等に次の点を要請する。

- ① 施設の安全化、帰宅困難者対策計画の策定、水、食料、情報の入手手段の確保
- ② 水や食料、毛布などの備蓄及び仮泊場所等の確保
- ③ 周辺地域との協働

## 3 情報発信手段の確保

危機管理室及びシティ・プロモーション課は、発災時に市外等にいる市民が無理な帰宅行動を起こさずにすむよう、市内の被災状況や一時滞在施設等についての情報を発信する手段を整備する。

# 第7 遺体の埋・火葬対策、防疫・清掃対策

## 1 遺体処置体制の確立

### (1) 警察との連携

地域づくり支援課は、災害発生時に遺体の捜索、検案所までの搬送、検案後の遺体安置所までの搬送などを円滑に行うために、災害時の遺体の処置に関して警察との協議を行う。

### (2) 医師会、歯科医師会との連携

地域づくり支援課、健康づくり課は、朝霞地区医師会及び朝霞地区歯科医師会と遺体検案の資格を有する医師等の派遣方法や検案場所等について協議する。

### (3) 葬祭業者との連携

地域づくり支援課、総合窓口課は、災害により死亡した遺体を安置するために、納棺に必要な納棺用品と納棺作業等の支援について、市内の葬祭業者等と協議し協定の締結等を行う。

## 2 防疫対策

### (1) 防疫活動体制の確立

環境推進課は、被害の程度に応じ迅速に防疫活動が行えるよう動員計画を樹立する。

### (2) 防疫用資機材の調達

環境推進課は、消毒薬剤の確保計画について、薬剤販売業者等を把握し、入手方法等についてあらかじめ協議を行う。

## 3 し尿収集・処理体制の整備

資源リサイクル課、環境推進課は、災害時に仮設トイレ等のし尿を収集・処理を円滑に行うために、衛生業者等を把握するとともに、確保できる収集車両や収集能力などを検討する。

## 4 廃棄物収集処理体制の整備

資源リサイクル課は、災害時に大量に発生する災害廃棄物を処理するための処理業者等を把握するとともに、収集車両等の確保について検討する。

また、県、周辺市及び関係団体と災害時の廃棄物処理に対する協力関係の強化を図る。

## 第8 被災住宅対策

【資料編】 2-11 朝霞市被災建築物応急危険度判定要綱

### 1 応急危険度判定体制の確立

開発建築課は、被災建築物の応急危険度判定、被災宅地危険度判定を行うために、県が行う判定士の講習会への参加等、応急危険度判定に対する体制を整備する。

また、余震等により倒壊のおそれのある建築物等による事故防止のための住民への広報活動等を行う。

### 2 応急仮設住宅の準備

#### (1) 用地の確保

財産管理課は、被災者の生活確保のために応急仮設住宅を建設する用地をリストアップする。建設用地は、ライフラインの設置や生活条件、交通条件を考慮し適切な場所を選定する。私有地については、土地所有者等との協定を結ぶなどの方策を講じる。

#### (2) 応急仮設住宅の確保

財産管理課は、関係各課・施設と協力し、小規模な災害の場合に備え、応急仮設住宅とする公民館等の公共施設等をあらかじめ選定する。大規模な災害発生時の応急仮設住宅は、県が主体となって資機材の調達、建設を実施する。

## 第9 文教対策

### 1 学校等の災害対策

#### (1) 市立学校の対策

教育総務課は、学校施設の耐震化を図る。

教育指導課は所管する学校を指導及び支援し、災害時の避難所開設、運営、閉鎖など管理運営協力マニュアルの作成、応急教育計画の策定をはじめとする事前対策を推進する。

教育総務課及び教育管理課、教育指導課は教材用品の調達及び配給の方法について、学校と連携して、あらかじめ計画する。

#### (2) 私立学校の対策

教育管理課は、市立学校の例に準じて計画を作成するよう要請する。

#### (3) 校長等が行う災害対策

- ① 災害時における校舎等の状態を想定し、応急教育計画を検討するとともに、指導方法等についてのマニュアルを整備するよう努める。
- ② 学校等の立地条件を踏まえ、園児、児童・生徒の安全を確保するための避難計画を策定するとともに、迅速な避難行動がとれるよう避難訓練を実施する。
- ③ 園児・児童・生徒への防災教育を実施するとともに、災害時における保護者等との連絡体制を確立し、その周知を図る。
- ④ 市の地域防災計画における学校の位置付けを確認し、学校の役割分担を明確にするるとともに、災害時の対応を検討して、その周知を図る。
- ⑤ 教育委員会、警察署、消防署(団)及び保護者への連絡網及び協力体制を確立する。
- ⑥ 勤務時間外における所属職員への連絡先や非常招集の方法を定め、職員に周知する。
- ⑦ 学校においては、不測の災害発生に対処する訓練を行う。



## 2 保育園等の災害対策

### (1) 公設保育園

保育課は、災害発生に備えて次の対策を行う。

- ① 引渡しカード(仮称)を作成し、緊急避難先(第1避難所、第2避難所)を事前に指定し、引き取り可能な保護者(親類含む)の事前指定を行う。
- ② 応急保育実施時における育児経験者ボランティア活用の広報を行う。
- ③ 災害発生に備えて、食料、粉ミルク、紙おむつ、簡易トイレ等の食料、生活必需品の備蓄を行う。
- ④ 保護者からの安否確認等に対応するための情報伝達手段を検討し、安否確認等の対応方法を周知する。

### (2) 民設保育園等

保育課は、公設保育園の例に準じて、災害対策を講じるよう、要請する。

### (3) 幼稚園

保育課は、公設保育園の例に準じて、災害対策を講じるよう、要請する。

## 3 文化財の災害対策

文化財課は、市内に存在する文化財に対して、過去の事例等を踏まえ、特に火災等による滅失及びびき損を防止するため、県教育委員会、消防、警察等の関係機関と協力して、所有者、管理者等に対し、次の予防対策を推進する。

- ① 防火管理体制の整備
- ② 火気への厳重警戒と発生時の迅速な対応
- ③ 火災発生時における措置の徹底
- ④ 警報設備(火災報知器等)の整備
- ⑤ 消防設備(消火器等)の整備
- ⑥ その他(文化財所有者等との連絡網の整備、文化財の災害に対する啓発活動、管理・保護についての助言・指導、関係者(所有者、管理者)の研修、防災施設の整備に対する助成)

## 第10 要配慮者の安全確保対策

- 【資料編】 1-8 社会福祉施設一覧  
 1-9 高齢者福祉施設一覧  
 7-2 浸水想定区域内の要配慮者等連絡施設

### 1 在宅要配慮者の安全確保

危機管理室、障害福祉課及び長寿はつらつ課、地域づくり支援課、福祉相談課は、災害対策基本法及び避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針(内閣府、令和3年5月)に基づき、地域防災の担い手(消防局、警察署、社会福祉協議会、自治会・町内会、自主防災組織、民生委員児童委員、消防団等)と連携して個々の避難行動要支援者の避難支援体制の確立に努める。

#### (1) 在宅の避難行動要支援者の支援体制の整備

在宅の避難行動要支援者の「名簿」あるいは「避難行動要支援者台帳(名簿登録者のうち避難支援等関係者への情報提供に同意をいただいた方の台帳)」等を作成し、在宅の避難行動要支援者の所在、緊急連絡先等を把握しておく。

なお、「名簿」及び「避難行動要支援者台帳」については、避難行動要支援者の個人情報であるため、その取扱いには十分配慮するものとする。

① 避難行動要支援者名簿の作成（災害対策基本法第49条の10第1項）

避難行動要支援者名簿に掲載する要支援者の範囲は次のとおりとする。

- ア 75歳以上の者のみで構成する世帯に属するもの
- イ 要介護1以上の認定を受けている者
- ウ 身体障害者手帳の交付を受けている者で、その障害の程度が1級から3級のものと及び4級で種別が第一種のもの
- エ 療育手帳の交付を受けている者で、その障害程度の等級が○A又はAのもの
- オ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で、その障害の程度が1級又は2級のもの
- カ 難病に係る医療費の助成を受けている者
- キ 障害支援区分の認定を受けている者
- ク 前各号に掲げる者のほか、本人又は避難支援等関係者からの申出により、支援が必要と認められたもの

② 名簿作成に必要な個人情報の入手等（災害対策基本法第49条の10第1項、第3項、第4項）

避難行動要支援者に該当する者について、市や県が管理する要介護認定者リストや障害者手帳交付台帳等を集約し、次の事項を記載した避難行動要支援者名簿を整備する。

なお、支援者（④参照）へ提供する名簿については、本人の同意を得ることとする。

- ア 氏名
- イ 生年月日
- ウ 性別
- エ 住所又は居所
- オ 電話番号その他の連絡先
- カ 避難支援等を必要とする事由（要介護度、障害者等級等）
- キ その他避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

また、支援者が使いやすく、より効果的な避難支援が行える名簿とするため、次の点を実施することを検討する。

- ア 要支援者の個別調査結果、要介護度や障害支援区分等の認定調査結果等の名簿への掲載について工夫する。
- イ 支援者への名簿の提供について要支援者の同意を確認する際には、同居家族の状況を調査する。家族による支援の要否を確認するほか、デイケア等の通所施設の利用状況等を把握する。また、家族による支援や施設の利用状況を考慮して支援の優先度を検討する。
- ウ 支援者への名簿の提供について要支援者の同意を確認する際には、同意の有無に関わらず、すべての確認書の回収に努め、返事がない場合は民生委員児童委員や地域包括支援センター等の職員が訪問する等の対策を検討する。

③ 名簿の更新（災害対策基本法第49条の10第1項）

避難行動要支援者名簿は、毎年度更新を行う。また、情報管理システムを導入して一元管理するなど更新事務の効率化を検討する。

④ 避難支援関係者（災害対策基本法第49条の11第2項）

避難行動要支援者名簿を提供する避難支援関係者は、消防署、警察署及び市社会福祉協議会のほか、朝霞市地域防災担い手ネットワークの核となる次に掲げる者とする。

- ア 埼玉県南西部消防局
- イ 朝霞警察署
- ウ 市社会福祉協議会
- エ 民生委員児童委員
- オ 自治会・町内会（自主防災組織）
- カ 消防団（各分団）
- キ その他市長が定める者

- ⑤ 名簿情報の提供における情報漏えい防止措置（災害対策基本法第49条の12）  
 避難支援関係者が避難行動要支援者のプライバシーを保護し、名簿情報を適正に管理するよう次の点について説明や指導を行う。

ア 災害対策基本法による守秘義務の認識と理解	イ 必要以上の名簿の複製の禁止
ウ 施錠可能な場所への名簿の保管	エ 団体内部での名簿取扱者の限定
オ 名簿の取扱状況についての市への定期報告	

- ⑥ 円滑な避難のための情報伝達の配慮（災害対策基本法第56条第1項・第2項）  
 避難行動要支援者名簿を活用した円滑な避難が行われるよう、次の点に配慮した情報伝達体制の整備に努める。

ア 高齢者や障害のある人等に必要な情報を迅速かつ的確に伝達できる手段や伝達内容
イ 高齢者や障害のある人等が必要な情報を選択し、受信できるシステム（情報選択型の登録制メール配信サービスなど）の活用
ウ 日常生活を支援する機器（受信メールを読み上げる携帯電話等）の活用

- ⑦ 避難支援関係者の安全確保（災害対策基本法第50条第2項）  
 避難支援関係者は、本人及び家族等の生命及び身体等を守ることを第一とし、災害の状況に応じて可能な範囲で避難支援を行うことを前提とする。

このため、平時から避難支援関係者へ災害危険区域や被害想定等の情報を提供し、また、訓練等を通じて安全な避難支援活動ができるように指導する。また、状況によっては避難支援関係者等が避難を支援できない可能性があることなどについて、避難行動要支援者の理解を促進する。

- ⑧ 情報の共有・活用体制の整備

避難所を被災者の支援拠点として位置付け、避難所と本庁が安否確認結果を共有する方法を検討する。また、集約した安否確認情報を、要配慮者の避難生活期の状況把握や支援体制の構築に活用することを検討する。

## (2) 個別避難計画の作成

民生委員児童委員、自治会・町内会、自主防災組織、地域包括支援センター等と連携し、避難行動要支援者ごとの個別避難計画の作成を推進する。

作成に当たっては、災害リスクや要介護度の高い避難行動要支援者を優先し、避難行動要支援者と具体的な打合せを行いながら進める。

また、個別避難計画には、名簿情報に加え、災害時に避難支援を行う者（避難支援等実施者）、避難支援を行うに当たっての留意点、避難支援の方法や避難場所、避難経路、本人不在で連絡が取れないときの対応など地域の実情に応じた内容を記載する。

その他、地区防災計画が定められている地区において個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合性を確保し、両計画の一体的な運用が図られるよう調整に努める。

なお、個別避難計画は、避難行動要支援者ごとの避難支援の実施計画であり、災害対策基本法に基づき、避難行動要支援の同意を得て作成するものである。

## (3) 緊急通報システムの普及

災害時における的確かつ迅速な救助活動を行うため、要配慮者に対する緊急通報装置の給付の促進など、緊急通報システムの普及に努める。

## (4) 防災基盤の整備

第4の3「(3) バリアフリーの推進」による。

**(5) 要配慮者に配慮した避難所運営体制等の整備**

要配慮者への災害情報の伝達を効果的に行うため、電光掲示板、文字放送テレビ、ファクシミリ  
の設置、外国語や絵文字による案内板の標記、要配慮者等に考慮した生活救援物資の備蓄及び  
調達先の確保など、要配慮者等に対して避難所での良好な生活環境が提供できるよう、要配慮者  
の意見の聴取に努め、避難所の運営計画を策定する。

**(6) コミュニティ支援ボードや聴覚障害者災害時援助用バンダナの普及**

要配慮者への効果的な救援・援護を行うため、要配慮者が援助を必要としている内容がわかる  
コミュニティ支援ボードや聴覚障害者災害時援助用バンダナを普及させる。

**(7) 防災教育及び訓練の実施**

災害に関する基礎的知識の普及・啓発のために、広報紙、パンフレット、ちらしの配布、ホーム  
ページなどのインターネット活用などを行う。

また、要配慮者に地域における防災訓練への参加を呼びかけ、実地訓練を体験させるとともに、  
市民に対しても災害時要援護者の救助・救援に関する訓練を実施する。

さらに、避難支援関係者と避難行動要支援者が協力し、安否確認や搬送等を行う訓練を実施す  
る。

その他、防災訓練への要配慮者の参加を促進するため、多様な広報活動を行う。

**(8) 地域との連携**

① 役割分担の明確化

市内をブロック化し、地域防災の担い手、避難所や病院、社会福祉施設、ホームヘルパー等  
の地域資源を確認してその役割分担を明確にするとともに、日常から連携体制を確立しておく。

② 社会福祉施設との連携

災害時に介護等が必要な被災者を速やかに施設入所できるよう、日常から社会福祉施設等と  
の連携を図っておく。

また、災害時には、被災者に対する給食サービスや介護相談など施設の有する機能の活用も  
図る。

③ 見守りネットワーク等の活用

高齢者、障害のある人等に対する近隣住民、民生委員・児童委員及びボランティアによる安  
否の確認などの見守りネットワーク等を活用し、災害時におけるきめ細かな支援体制を確立す  
る。

また、地域の防犯活動、社会福祉活動等とも連携し、災害時の要支援者の支援活動を一体的  
に行えるよう、コミュニティの強化を図る。

④ 支援の担い手の確保・支援体制の充実

地域防災の担い手ネットワークの核となる自治会・町内会（自主防災組織）、消防団及び民生  
委員児童委員のほか、次のような市民や団体等との連携体制の整備に努め、要配慮者の支援体  
制の充実を図る。

- ア 中学生、高校生、大学生等も参加できるよう、日頃から地域の中で連携しあえる環境  
の整備を進める。
- イ マンション居住の要配慮者を円滑に支援するため、マンション管理組合を支援の担い  
手とすることを検討する。
- ウ 要支援者と支援者の信頼関係を構築するため、高齢者等のサロン活動や老人クラブ活  
動を充実させる。また、要支援者がサロン活動や老人クラブ活動等の場を訪問し、避難  
行動要支援者名簿制度等について広報する。

**(9) 相談体制・ケア体制の確立等**

災害時、被災者からの相談（金銭、仕事、住宅、福祉、医療、保険、教育等）に的確に対応できるように日常から相談体制を整備しておく。

また、被災により精神的なダメージを受けたり、避難生活でのケアが必要となった被災者に対してメンタルケアや専門的なケア等が実施できるよう、医師、看護師、保健師、介護士、ヘルパー、保育士、教育関係者、福祉関係者、ソーシャルワーカー等の専門職員を確保しておくとともに、災害時の活動等について意見交換を行う環境の整備に努める。

**(10) 庁内の防災・福祉・自治振興の連携**

市の防災担当、高齢者・障害福祉担当及び自治振興担当等が横断的に連携し、平時から災害発生後の復旧・復興に至るまで地域の防災・福祉・コミュニティ対策が一体となった効果的な支援体制づくりを推進する。

**2 社会福祉施設入所者の安全確保****(1) 施設管理者**

施設管理者は、所管施設の耐震化を図るとともに、以下の対策を行うものとする。

**① 災害対策を網羅した消防計画の策定**

施設管理者は、消防法に基づく「消防計画」にとどまらず、大規模な災害の発生も想定した防災計画及び緊急時の職員の初期対応や指揮命令システムを定めたマニュアルを策定し、職員及び入所者への周知徹底を図る。

**② 緊急連絡体制の整備****ア 職員参集のための連絡体制の整備**

施設管理者は、災害発生時に迅速に対応するため、職員の緊急連絡網等を整備して職員の確保に努める。

**イ 安否情報の家族への連絡体制の整備**

施設管理者は、災害時に、入所者の安否を確認し、職員及び入所者の家族と迅速に連絡がとれるよう入所者家族等への緊急連絡体制を確立する。

**③ 避難誘導體制の整備**

第4の1の「(1) 要配慮者利用施設の避難計画」による。

**④ 施設間の相互支援システムの確立**

県及び市は、被災していない施設への一時的避難や職員の応援など地域内の施設が相互に支援できるシステムを確立する。施設等管理者は、これに伴い他施設からの避難者の受入体制の整備を行う。

**⑤ 被災した在宅要配慮者の受入体制の整備**

施設管理者は、災害時、通常の避難所では生活が困難な在宅の寝たきり高齢者等の要配慮者を受け入れるための体制整備を行う。

**⑥ 食料、防災資機材等の備蓄**

施設管理者は、以下に示す物資等を目安に、備蓄に努めるものとする。

**■社会福祉施設における備蓄物資**

- ・非常用食料（高齢者食等の特別食を含む。）（最低3日分、推奨1週間分）
- ・飲料水（最低3日分、推奨1週間分）
- ・常備薬（最低3日分、推奨1週間分）
- ・介護用品（オムツ、尿とりパッド等）（最低3日分、推奨1週間分）
- ・照明器具
- ・熱源（携帯カイロ、湯たんぽ等）
- ・移送用具（担架・ストレッチャー等）

⑦ 防災教育及び訓練の実施

施設管理者は、施設職員及び入所者に対し、防災に関する普及・啓発を定期的実施するとともに、各施設が策定した「防災計画」について周知徹底し、消防署や地域住民等との合同防災訓練、夜間や職員が少なくなる時間帯などの悪条件を考慮した防災訓練を定期的実施するものとし、県及び市はこれを促進する。

⑧ 地域との連携

施設管理者は、災害時の入所者の避難誘導、又は職員が被災した場合の施設の運営及び入所者の生活の安定について協力が得られるよう、日常から、近隣の自治会、町内会やボランティア団体及び近くの高校・大学等との連携を図っておく。

また、災害時の災害ボランティアの派遣要請等の手続きが円滑に行えるよう、市との連携を図っておく。

⑨ 施設の耐震対策

施設管理者は、震災時における建築物の安全を図るため、必要に応じ耐震診断、耐震改修を行う。

(2) 市

福祉相談課、障害福祉課、長寿はつらつ課及び消防局は、次の対策を実施する。

① 情報伝達体制の整備

社会福祉施設等を支援するために、あらかじめ連絡網の整備などを行い、気象警報等の情報伝達体制の整備を図る。

② 地震対策を網羅した消防計画の策定

消防法第8条に基づく消防計画に地震対策を明記し、職員及び入所者への周知徹底を指導する。

③ 施設間の相互支援システムの確立

県の行う県内の施設を地域ごとにブロック化して、災害時に施設の建物が崩壊した場合は、入所者を他の施設に一時的に避難させたり、職員が応援したりするなど地域内の施設が相互に支援できる体制の確立に協力する。

④ 社会福祉施設等の耐震性の確保

施設管理者が震災時における建築物の安全を図るため、必要に応じ耐震診断、耐震改修を行うよう指導する。

3 外国人の安全確保

(1) 外国人の所在の把握

総合窓口課は、災害時における外国人の安否確認等を迅速に行い円滑な支援ができるように、日常時における住民基本台帳への登録の推進を図り、外国人の人数や所在の把握に努める。

(2) 防災基盤の整備

危機管理室は、避難場所の表示等災害に関する案内について、外国語の併記表示に努める。

(3) 防災知識の普及・啓発

危機管理室は、地域づくり支援課と連携し日本語を理解できない外国人に対して外国語による防災に関するパンフレットを作成し、外国人との交流会や外国人雇用事業所等、様々な交流機会や受入機関などを通じて配布を行い、防災知識の普及・啓発に努める。

また、広報紙やガイドブック、ラジオ、インターネット通信等の広報媒体を利用して、生活情報や防災情報などの日常生活に係わる行政情報についての外国語による情報提供を行う。

#### (4) 防災訓練の実施

危機管理室は、平常時から外国人の防災への行動認識を高めるため、外国人を含めた防災訓練の実施に努める。

#### (5) 通訳・翻訳ボランティアの確保

総合窓口課は、地域づくり支援課と連携し、外国人が災害時にも円滑にコミュニケーションが図れるように外国語通訳や翻訳ボランティアなどの確保を図る。

### 第11 女性や多様な性の人々などの視点からの防災対策

#### 1 復旧・復興支援体制の整備

関係各課は、災害時の復旧・復興段階において、家庭生活を速やかに復旧させ、支援の担い手が支援活動に従事しやすくなるよう、次の環境整備を推進する。

##### (1) 災害時の保育支援

保育課は、保育園や幼稚園、放課後児童クラブ等に対し、防災マニュアルと業務継続計画を協調させながら、災害直後の情報発信、保護者が帰宅困難者となった場合の預かりルール、避難生活が長期化した場合の一時預かり支援等を検討するよう働きかけていく。

また、保育士、看護師、公務員等のOBが、災害時に保育や子育て支援に活躍できるよう、人材確保や登録制度の整備等を検討していく。

##### (2) 災害時の子育て支援

こども未来課、保育課は、市内だけでなく県内の広域的に子育て支援関係のNPOや民間企業等から災害時の協力が得られるよう、次の点を検討して災害協定の締結や官民連携等を推進する。

- ① 子どもの一時預かりの仕組みや、避難所等における子どもの遊戯等の支援が得られる体制
- ② NPO等の団体育成や官民が連携した大規模災害時の子育て支援の実施方法

また、ひとり親家庭や災害孤児等への対応についても、県内の広域的な連携による支援策を検討していく。

#### 2 人権を確保するための体制整備

人権庶務課は、DV等や多様な性の人々に対する被害を防止するとともに、次のような体制の整備を推進する。

##### (1) 女性センターの役割

災害時における人権庶務課が果たすべき役割・機能について、関係部署、朝霞市男女平等推進審議会等も含めた議論を進め、地域防災計画への位置づけを明確にするとともに、相談体制の維持、DV等や多様な性の人々の人権への配慮をするための取組についても検討する。

##### (2) 災害時のDV対策

人権庶務課は、デジタル推進課、総合窓口課と連携し、災害時に、DV被害者に不利益のないよう、個人情報を適切に取扱う仕組みと相談体制を整備する。

- ① DV被害者に関する安否情報システムへの問合せ等に対し、加害者に情報が提供されない仕組み
- ② NPO・NGO等と連携した、災害時のDV等の相談体制

### 3 女性等の防災リーダーの育成

危機管理室は、関係各課と連携し、女性や多様な性の人々などの視点からの意見が災害対策に反映される体制づくりを推進する。

#### (1) 女性等の意識改革の促進

人権庶務課は、女性や多様な性の人々が当たり前に意見を出せる意識を醸成し、防災への女性等の参画の必要性を女性等自身がしっかり理解するよう、普及啓発を推進する。

#### (2) 女性等の防災リーダーの育成

危機管理室、人権庶務課及び地域づくり支援課は、女性等の防災リーダーの発掘・育成を行う。

- ① 男女共同参画や人権の視点を踏まえた研修等の機会の拡大と女性等のリーダーの発掘・育成。
- ② 様々な機会や団体等との連携を活用した防災の視点をもつ女性等のリーダーの継続的な育成
- ③ 市内で活動するNPO・NGO等の女性等のリーダーを対象とした防災の視点をもつ女性等のリーダーの育成研修
- ④ 各自主防災組織に女性等の役員の登用、育成の促進

#### (3) 女性等の防災リーダーの育成対策の整備

危機管理室、人権庶務課は、女性等の防災リーダーを育成する体制を整備する。

- ① 女性等の防災リーダーの支援を行う体制づくりを検討する。
- ② 各分野の関係者と連携した、男女共同参画で防災に取り組む体制づくりを検討する。
- ③ 災害対策全般（発生時、復旧・復興期）において、女性の役員、委員及びリーダーを登用されるほか、女性や多様な人々の視点での意見や配慮等が対策に反映され、かつ指揮・調整できるよう、行政の機能と体制を検討する。

#### (4) 男性リーダー等の意識改革

危機管理室、人権庶務課及び地域づくり支援課は、女性等の視点の防災対策を整備、普及するため、男性リーダーの理解を得る工夫を施した次の取組を推進する。

- ① 男性リーダー等に対する自主防災リーダー養成講座や防災訓練等を活用した女性や多様な性の人々の参画の重要性についての普及・啓発
- ② 性別による役割を固定しない訓練の促進
- ③ 男女共同参画の視点、こどもの視点、要配慮者・性的マイノリティ等の多様な性の人々の人権への配慮などについて理解を得るための継続的な学習

## 第12 ペット対策

環境推進課は、県、獣医師会、動物関係団体等と連携し、災害時における避難所や仮設住宅でのトラブルを防止するため、ペットがケージやキャリーバッグで生活することに慣らしておくことや、ペット用の食料を用意しておくことなど、災害に備えた準備を日頃から行うよう普及啓発するとともに、災害時に迷子になった動物の飼い主を特定できるよう、マイクロチップ又は迷子札等の装着を促進する。

また、ペットの受入が可能な指定避難所、ペット防災手帳を飼い主に普及し、円滑なペット同行避難を啓発する。



## 第12節 水害予防対策

項目	担当
第1 河川施設の整備	道路整備課
第2 雨水対策の推進	下水道施設課、公共施設の所管課
第3 浸水想定区域の周知徹底	危機管理室
第4 水防体制の整備	危機管理室、道路整備課、埼玉県南西部消防局、朝霞市消防団、県、荒川上流河川事務所、荒川下流河川事務所
第5 流域治水等の推進	危機管理室、道路整備課、下水道施設課、朝霞県土整備事務所、荒川上流河川事務所、荒川下流河川事務所
第6 地下空間対策	危機管理室、開発建築課、埼玉県南西部消防局、朝霞市消防団
第7 要配慮者利用施設等の対策	危機管理室

### 第1 河川施設の整備

道路整備課は、総合治水対策における河川改修について、国・県に要望し、協力する。  
また、市管理の水路の改修やポンプ場の整備・充実を図る。

### 第2 雨水対策の推進

【資料編】5-2 内水ハザードマップ

#### 1 雨水流出抑制対策の推進

市及び関係機関は、都市型の水害を防止するため、公共施設において雨水流出抑制対策を推進する。

また、下水道施設課は、新たな住宅等の開発にあたっては、「朝霞市開発事業等の手続及び基準等に関する条例」に基づき、浸透トレンチ（浸透ます）等、貯留施設の設置を指導する。

#### 2 雨水対策施設の整備

下水道施設課は、下水道（雨水管）の計画的な整備と維持管理を推進する。また、豪雨時のマンホール蓋の浮上による転落を防止するため、圧力開放型マンホール蓋への取替を推進する。

#### 3 止水板の設置支援

下水道施設課は、過去に浸水被害が発生した区域又は発生のおそれがある区域の住宅、店舗等に設置する止水板について工事費の補助を行う。

#### 4 浸水危険箇所の周知

下水道施設課は、「朝霞市内水（浸水）ハザードマップ」を市民等に配布するとともに、浸水危険箇所の周知、集中豪雨への備え及び豪雨時の適切な避難行動の周知徹底を図る。

### 第3 浸水想定区域の周知徹底

#### 【資料編】 5-1 浸水想定区域

危機管理室は、荒川、新河岸川及び黒目川について、市が作成した水害ハザードマップ等により、河川のはん濫により想定される浸水区域や浸水深及び避難場所の位置、緊急連絡先や情報連絡体制など、市民・事業所等に対し周知徹底を図る。

### 第4 水防体制の整備

危機管理室、道路整備課、消防局及び消防団は、大雨時の情報連絡、参集・配備・警戒活動について、連携を強化する。また、国土交通省荒川上流河川事務所、荒川下流河川事務所、県、隣接市とも、情報連絡、水防活動等について連携の強化を図る。

### 第5 流域治水等の推進

危機管理室、道路整備課、下水道施設課は、減災対策協議会が策定した水防災意識社会再構築ビジョンに基づく減災に係る取組方針を推進し、円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な排水に関する取組に努める。また、荒川水系流域治水協議会が策定した流域治水プロジェクトを推進し、ハード・ソフト一体の事前防災対策に努める。

### 第6 地下空間対策

危機管理室は、浸水想定区域内外に関わらず、地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）及び地下に居室や駐車場等を有する施設（以下、本項において「地下保有施設」という。）の分布を把握するために、既存建築物については消防局と協力して特定防火対象物リスト等から、また、これから建設される地下保有施設については、開発建築課と協力して建築確認申請等から情報を得て、地下保有施設のリストを作成し、これらの施設の所有者又は管理者に対して、洪水警報や避難指示等を、消防団等と協力して、迅速に伝達する体制を確立する。

また、危機管理室は、水防法の規定に基づき、浸水想定区域内における地下街等の名称、所在等を本計画の資料編に掲載するとともに、所有者又は管理者に対し、国土交通省令に則した洪水時等の円滑かつ迅速な避難確保及び浸水防止に必要な訓練等に関する計画を作成し、又は自衛水防組織を設定して、速やかに市長に報告し、計画を公表するよう指導する（水防法第15条第3項）など、浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置を講じるものとする。

### 第7 要配慮者利用施設等の対策

#### 【資料編】 7-2 浸水想定区域内の要配慮者等連絡施設

危機管理室は、浸水想定区域内に要配慮者利用施設及び洪水時等に浸水防止を図る必要がある大規模工場等がある場合、水防法に基づきそれらの施設の名称及び所在地等を本計画（資料編）に掲載し、当該施設の管理者に対して同法に基づく次の措置を講ずるよう指導する。

#### 1 要配慮者利用施設の対策

本計画に記載された要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、施設の利用者を洪水時等に円滑、迅速に避難させるために必要な訓練等に関する計画（避難確保計画等）の作成及び訓練の実施並び

に自衛水防組織の設置に努める。

また、計画を作成若しくは変更し、又は自衛水防組織の設置若しくは当該組織の構成員等の変更を行った場合は、速やかに市長（危機管理室）に報告する。

## 2 大規模工場等の対策

本計画に記載された大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時等の浸水防止を図るために必要な訓練等に関する計画の作成及び訓練の実施並びに自衛水防組織の設置に努める。

また、計画を作成若しくは変更し、又は自衛水防組織の設置若しくは当該組織の構成員等の変更を行った場合は、速やかに市長（危機管理室）に報告する。

## 第13節 複合災害予防対策

項目	担当
第1 複合災害に関する知識の普及	危機管理室、各課、全機関
第2 防災施設等の整備	危機管理室、各課
第3 複合災害時対策の検討	危機管理室、各課

### 第1 複合災害に関する知識の普及

市及び防災関係機関は、自然災害は単独で発生するばかりではなく、発生の確率は低いとしても複合的に発生する可能性があること、さらに、その災害の組み合わせや発生の順序は多種多様であることを認識し、共有する。

危機管理室は、市民に対して、国、県等が実施する様々な複合災害の想定に関する知識について周知を図る。

### 第2 防災施設等の整備

#### 1 防災施設等の整備等

危機管理室及び関係各課は、大規模地震と大規模水害の複合災害等が発生した場合にも防災上重要な施設ができるかぎり使用可能となるよう施設の配置を検討し、整備を推進する。

各課は、複合災害により庁舎や出先事務所等が使用できなくなった場合の代替の活動場所をあらかじめ検討し、災害対応や業務継続性の確保を図る。

#### 2 非常時情報通信の整備

危機管理室は、県、警察、消防、救急医療機関、ライフライン事業者等との間で、被災状況の把握、応急対応に関する意思決定の支援、救援・救助活動の状況の把握等に必要な情報を、リアルタイムに共有できるシステムを検討する。

### 第3 複合災害時対策の検討

危機管理室は、大規模地震後に大規模水害等が発生するおそれがある場合に、タイムラインに基づく応急対策の実施要領について検討する。

また、関係各課と連携し、市外への広域避難に備え、避難先、輸送手段等の避難対策、医療体制、物資等の確保体制、要配慮者対策等についても検討する。

# 朝霞市地域防災計画

## 震災対策計画編

第1章 震災応急対策計画

第2章 南海トラフ地震関連情報の発表に伴う対応措置計画



## 震災対策計画編の目次

<b>第1章 震災応急対策計画</b> .....	<b>1(91)</b>
<b>第1節 防災体制の確立</b> .....	<b>3(93)</b>
第1 応急活動体制.....	3(93)
第2 警戒体制.....	4(94)
第3 非常体制（災害対策本部）.....	5(95)
第4 勤務時間外地震時初動体制.....	10(100)
第5 関係機関の活動体制.....	12(102)
<b>第2節 事前措置及び応急措置</b> .....	<b>13(103)</b>
第1 市長の事前措置及び応急措置.....	13(103)
第2 災害救助法の適用.....	14(104)
<b>第3節 災害情報の収集・伝達</b> .....	<b>17(107)</b>
第1 地震関連情報の伝達.....	17(107)
第2 被害情報の収集.....	18(108)
第3 災害通信体制の確保.....	22(112)
第4 安否情報の収集、管理.....	23(113)
第5 被災者台帳の作成.....	24(114)
<b>第4節 災害広報・広聴活動</b> .....	<b>26(116)</b>
第1 災害広報活動.....	26(116)
第2 広聴活動.....	28(118)
<b>第5節 応援派遣・受援</b> .....	<b>29(119)</b>
第1 受援体制の確立.....	29(119)
第2 自衛隊災害派遣要請.....	31(121)
第3 地方公共団体等への応援要請.....	34(124)
<b>第6節 消防活動</b> .....	<b>36(126)</b>
第1 消防活動.....	36(126)
第2 救急救助活動.....	38(128)
第3 危険物災害の防止.....	39(129)
第4 消防団の活動.....	39(129)
<b>第7節 応急医療救護活動</b> .....	<b>40(130)</b>
第1 応急医療活動.....	40(130)
第2 被災者等への医療.....	42(132)
<b>第8節 水防・土砂災害対策</b> .....	<b>43(133)</b>
第1 水防対策.....	43(133)
第2 土砂災害対策.....	43(133)
<b>第9節 避難</b> .....	<b>44(134)</b>
第1 避難活動.....	44(134)
第2 避難所の開設・運営.....	48(138)
第3 在宅避難者等への対応.....	51(141)

第4 広域一時滞在対策	51(141)
<b>第10節 災害警備活動・交通規制</b>	<b>52(142)</b>
第1 警察の災害警備	52(142)
第2 被災地の警備	52(142)
第3 交通規制	52(142)
<b>第11節 緊急輸送・燃料確保</b>	<b>56(146)</b>
第1 緊急通行車両の確認	56(146)
第2 緊急輸送路の確保	56(146)
第3 ヘリコプター臨時離着陸場の開設	58(148)
第4 緊急輸送	58(148)
第5 燃料の確保	59(149)
<b>第12節 給水、食料・生活必需品の供給</b>	<b>60(150)</b>
第1 飲料水の供給	60(150)
第2 食料の供給	62(152)
第3 生活必需品の供給	63(153)
第4 救援物資の受入れ・管理	64(154)
<b>第13節 帰宅困難者の支援</b>	<b>65(155)</b>
第1 情報の提供	65(155)
第2 帰宅活動への支援	65(155)
第3 一時滞在施設の提供	65(155)
<b>第14節 遺体の取扱い</b>	<b>66(156)</b>
第1 行方不明者の捜索	66(156)
第2 遺体の処理・収容	66(156)
第3 遺体の埋火葬	67(157)
<b>第15節 環境衛生</b>	<b>68(158)</b>
第1 廃棄物処理計画	68(158)
第2 防疫活動	69(159)
第3 食品衛生対策	70(160)
第4 公害対策	70(160)
第5 動物対策	71(161)
<b>第16節 公共施設等の応急対策</b>	<b>72(162)</b>
第1 公共建築物	72(162)
第2 ライフライン	72(162)
第3 交通施設	77(167)
第4 その他の施設	79(169)
<b>第17節 応急住宅対策</b>	<b>80(170)</b>
第1 住家の被災調査・罹災証明書等の発行	80(170)
第2 被災住宅等の応急修理	81(171)
第3 応急仮設住宅の建設等	82(172)
第4 住宅関係障害物の除去	83(173)



第5 建築物・宅地の危険度判定	83(173)
第6 住宅の解体	84(174)
第7 被災者住宅相談	84(174)
<b>第18節 文教対策・応急保育対策</b>	<b>85(175)</b>
第1 応急教育	85(175)
第2 幼稚園・保育園等の措置	87(177)
第3 文化財の応急措置	87(177)
第4 社会教育施設等の措置	87(177)
<b>第19節 要配慮者等の安全確保対策</b>	<b>88(178)</b>
第1 在宅要配慮者の安全確保	88(178)
第2 社会福祉施設入所者の安全確保	89(179)
第3 外国人の安全確保	90(180)
<b>第20節 ボランティアの受入体制の確保</b>	<b>91(181)</b>
第1 ボランティアの要請・受入れ	91(181)
第2 ボランティアの活動	91(181)
<b>第2章 南海トラフ地震関連情報の発表に伴う対応措置計画</b>	<b>93(183)</b>
<b>第1節 計画の位置づけ</b>	<b>95(185)</b>
第1 基本方針	95(185)
<b>第2節 活動体制</b>	<b>97(187)</b>
第1 活動体制	97(187)
第2 広報活動	98(188)



# 第1章 震災応急対策計画

- 第1節 防災体制の確立
- 第2節 事前措置及び応急措置
- 第3節 災害情報の収集・伝達
- 第4節 災害広報・広聴活動
- 第5節 応援派遣
- 第6節 消防活動
- 第7節 応急医療救護活動
- 第8節 水防・土砂災害対策
- 第9節 避難
- 第10節 災害警備活動・交通規制
- 第11節 緊急輸送・燃料確保
- 第12節 給水、食料・生活必需品の供給
- 第13節 帰宅困難者の支援
- 第14節 遺体の取扱い
- 第15節 環境衛生
- 第16節 公共施設等の応急対策
- 第17節 応急住宅対策
- 第18節 文教対策・応急保育対策
- 第19節 要配慮者等の安全確保対策
- 第20節 ボランティアの受入体制の確保



## 第1節 防災体制の確立

〔方針・目標〕

- 震度5弱以上の地震では、非常体制を敷き災害対策本部を設置する。震度4では、警戒体制を敷き災害対策本部に準じた配備体制をとる。
- 勤務時間外の地震発生では自主参集とし、震度5弱以上の場合、1時間以内に参集し、発災2時間以内に地域対応班が地域防災拠点で被災者への対応を開始する。

項目	担当
第1 応急活動体制	各班
第2 警戒体制	各班
第3 非常体制（災害対策本部）	各班
第4 勤務時間外地震時初動体制	各班
第5 関係機関の活動体制	本部班、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他防災関係機関

### 第1 応急活動体制

#### 1 体制の種別及び配備区分

災害対策の活動に当たってとるべき体制の種別及び配備レベル（1～5段階）は次のとおりとする。

体制・レベル	配備基準	活動方針
警戒体制	(レベル1) 警戒 第1配備 ① 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表され、危機管理監が必要と認めたとき ② その他状況により危機管理監が必要と認めたとき	被害の可能性は低く、地震情報等を収集する
	(レベル2) 警戒 第2配備 ① 朝霞市に震度4の地震が発生したとき ② 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき ③ その他状況により危機管理監が必要と認めたとき	地震情報や被害情報を収集し、状況に応じて配備を強化する
	(レベル3) 警戒 第3配備 ① 状況により危機管理監が必要と認めたとき	地震情報を監視し、市内のパトロールや被害状況を収集し、状況に応じて配備を強化する
(災害非常対策体制本部)	(レベル4) 非常 第1配備 ① 朝霞市に震度5弱・5強の地震が発生したとき ② 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき ③ その他状況により市長が必要と認めたとき	相当規模の災害の発生が予想される場合において、応急対策活動に即応できるように組織及び機能のすべてをあげて活動する
	(レベル5) 非常 第2配備 ① 朝霞市に震度6弱以上の地震が発生したとき ② 市の地域に相当規模以上の災害が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき ③ 市の地域に災害救助法が適用される災害	激甚な災害が発生した場合において、組織及び機能のすべてをあげて活動する

体制・レベル	配備基準	活動方針
	が発生したとき ④ その他状況により市長が必要と認めたとき	

※朝霞市の震度が発表されない場合は、近隣市（志木市、和光市、新座市）の最も高い震度を朝霞市の震度とみなす。

## 2 体制の施行及び配備区分の決定

災害対策の活動に当たってとるべき体制の施行及び配備区分の決定は、次のとおりとする。

- ① 警戒体制の施行及び配備区分の決定は、危機管理監が決定する。
- ② 災害対策本部の設置並びに非常体制の施行及び配備区分は、市長が決定する。
- ③ 体制の解除については、①及び②の規定を準用する。

### ■体制の施行及び配備の決定

体制等	決定者	備考
警戒体制	危機管理監	
非常体制 (災害対策本部)	市長（本部長） ※代理の順位 ①副市長（副本部長） ②教育長（副本部長）	市長、副市長、教育長ともに不在の場合、災害対策本部員3名以上が参集し協議して決定できる。
体制解散	上記を準用	

## 第2 警戒体制

### 1 警戒体制の発令・動員

危機管理監は、配備基準により、警戒体制を指示する。

各部長は、警戒体制のレベルに応じて職員を動員する。

また、休日・夜間の場合には震度に応じ「第4 勤務時間外地震時初動体制」に記するところにより参集し、活動を行う。

### ■警戒体制の配備職員

配備区分	配備職員
警戒第1 配備	危機管理室の必要な職員
警戒第2 配備	危機管理室及び市長公室、総務部、都市建設部、上下水道部、公共施設等を所管する部課の必要な職員
警戒第3 配備	

### 2 警戒体制の活動

警戒体制の活動は、概ね次のとおりである。

- ① 地震情報等の収集・伝達
- ② 被害情報の収集・伝達
- ③ 所管施設の点検
- ④ 市民等への情報の伝達
- ⑤ 関係機関等との連絡調整

### 3 災害対策本部への移行

災害が拡大したとき、若しくは拡大のおそれがあるときは、災害対策本部を設置し、警戒体制から災害対策本部の配備基準に移行する。

### 第3 非常体制（災害対策本部）

- 【資料編】 2-3 朝霞市災害対策本部条例  
6-4 災害対策本部室レイアウト

#### 1 非常体制の発令・動員

市長は、朝霞市に震度5弱以上の地震が発生したときなど、必要があると認めたときは、災害対策本部を設置し、非常配備体制を発令する。各部長は、非常体制のレベルに応じて、職員を動員する。

また、休日・夜間の場合には震度に応じ「第4 勤務時間外地震時初動体制」に記するところにより参集し、活動を行う。

#### 2 災害対策本部の設置

##### (1) 災害対策本部の設置基準

市長は、次の基準に達したとき、災害対策基本法第23条の2に基づき、災害対策本部を設置する。

###### ■災害対策本部の設置基準

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>① 朝霞市で震度5弱以上を観測したとき</li> <li>② 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき</li> <li>③ 市の地域に相当規模以上の災害が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき</li> <li>④ 市の地域に災害救助法が適用される災害が発生したとき</li> </ul> |
|--|

##### (2) 災害対策本部の設置場所

本部班は、本部長の指示により市役所別館5階大会議室または、その他庁舎内の適切な場所に災害対策本部を設置する。

本部長は、市庁舎が被災するなどして災害対策本部として十分に機能しないと認めるときは、公共施設の中から代替施設となるものを指定し、災害対策本部を設置する。

その際、設置場所は中央公民館・コミュニティセンター及び保健センターを第一候補とする。

なお、災害対策本部はその機能を維持するため、原則として避難者を受け入れない。

##### (3) 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害の状況により必要に応じて、被災地に近い公共施設等に現地災害対策本部を設置し、現地災害対策本部長を指名する。また、必要な職員を派遣する。

##### (4) 防災関係機関連絡室の設置

本部班は、朝霞市防災会議と密接に連絡をとるとともに、ライフライン関係機関、自衛隊などの防災関係機関との連絡調整を図るために市役所別館5階または、その他庁舎内の適切な場所に防災関係機関連絡室を設置する。また、関係機関に連絡員の派遣を要請する。

###### ■本部設置・解散の連絡先

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>① 県（災害対策課・南西部地域振興センター）</li> <li>② 朝霞警察署</li> <li>③ 防災関係機関</li> </ul> |
|---|

#### 3 職務等

本部長、副本部長、本部員等の職務は、次のとおりとする。

職名	担当者	職務
本部長	市長	本部の事務を総括し、災害対策に従事する全ての職員を指揮監督する。
副本部長	副市長、教育長	本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
本部員	危機管理監、市長公室長、各部長、審議監、会計管理者、議会事務局長、監査委員事務局長、理事、消防団長、朝霞消防署長、その他市長が必要と認める者	本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。本部長及び副本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

各職員は、災害対策本部事務分掌による活動を行う。なお、時間外については、職員初動マニュアルによる初動活動をそれぞれの参集場所において行う。

#### 4 本部会議

本部長は、必要に応じて副本部長、本部員を招集し、重要事項の決定、対策の総合調整等を審議する。本部長は議長を務めるものとする。

なお、担当する本部事務の本部員に事故があるときは、参集した他の本部員等をもって、その職務に充てる。

##### ■本部会議の主な審議事項

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 非常配備体制及び本部の解散に関する事。</li> <li>(2) 市各部の指揮総括及び調整に関する事。</li> <li>(3) 重要な災害情報の収集と伝達に関する事。</li> <li>(4) 避難情報に関する事。</li> <li>(5) 警戒区域の設定に関する事。</li> <li>(6) 県、自衛隊、他市町村及び公共機関等に対する応援要請に関する事。</li> <li>(7) 災害救助法の適用に関する事。</li> <li>(8) 激甚災害の指定に関する事。</li> <li>(9) 国、県等への要望及び陳情等に関する事。</li> </ul> |
|--|

#### 5 受援調整会議

危機管理監は、必要に応じて受援関係者を招集し、受援担当者は受援に関する調整会議を行う。詳細は、第5節・第1「受援体制の確立」による。

#### 6 災害対策本部の解散

本部長は、災害の危険が解消したと認めたとき、若しくは災害発生後における応急措置が完了したと認めたときは、災害対策本部を解散する。災害対策本部を解散したときは、設置時と同様に関係機関に連絡を行う。

なお、災害の規模等により、事後処理を必要とする場合は、関係課等において継続して対処する。



■災害対策本部事務分掌

部	所掌班	担当課・室・所等	事務分掌
総括部	本部班	危機管理室 政策企画課	1 本部の設置、解散に関する事。 2 本部会議に関する事。 3 国、県、防災関係機関の災害対策本部及び防災会議委員との連絡調整に関する事。 4 地震情報、気象情報及び警報等の伝達に関する事。 5 避難情報の発令に関する事。 6 予算編成が必要な災害関連物資に関する事。
		秘書課	7 本部長、副本部長の秘書に関する事。 8 視察者、見舞者等への対応に関する事。
	財務・情報班	市政情報課 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局	(情報担当) 1 防災情報センター立ち上げに関する事。 2 被害状況、活動状況(災害救助法適用事務の帳簿のとりまとめを含む)の把握、整理及び整理した情報に対する関係機関等からの照会への回答に関する事。 3 被災者台帳に関する事。
		シティ・プロモーション課	4 広報紙、HP、SNS、メール配信、Lアラート、防災行政無線、広報車等に関する事。 5 報道発表等報道機関に関する事。
		デジタル推進課	(システム担当) 6 システムインフラの動作状況・被害状況確認、復旧 7 安否情報システムに関する事。
		議会事務局	(議会担当) 8 議会との連絡調整に関する事。
		財政課 出納室	(財務担当) 9 災害予算編成及び財源対策に関する事。 10 災害予算の執行管理及び経理に関する事。 11 見舞金、義援金の受入れに関する事。
	職員班	職員課 人権庶務課	1 職員の安否確認に関する事。 2 職員の健康管理に関する事。 3 職員の食料等の供給に関する事。 4 応援職員の調整、受入れ、派遣に関する事。 5 受援体制の構築、運用に関する事。
	管財班	財産管理課 契約検査課	1 市庁舎の点検、応急措置、機能の確保に関する事。 2 公用車の配車、運行に関する事。 3 車両、燃料(車両以外の災害対策用燃料を含む)の確保に関する事。 4 緊急通行車両に関する事。 5 市内公共施設の被害状況の把握、災害対策拠点の移設に関する事。 6 市有建築物に係る工事、修繕の設計及び施工監理に関する事。 7 応急仮設住宅の建設等に関する事。
	調査班	課税課 収納課	1 住家の被害調査に関する事。 2 罹災証明の発行に関する事。

部	所掌班	担当課・室・所等	事務分掌
市民環境部	市民班	地域づくり支援課 総合窓口課 内間木支所 朝霞台出張所 朝霞駅前出張所	(被災者担当) 1 自治会・町内会との連絡調整に関する事 2 避難所（市民センター）の設置、運営に関する事 3 避難所及び仮設住宅の自治運営支援等に関する事 4 帰宅困難者に関する事 5 遺体の収容及び埋火葬に関する事 6 災害相談窓口に関する事 7 生活再建支援に関する事
		産業振興課 農業委員会事務局	(物流担当) 8 食料、生活必需品の供給に関する事 9 救援物資の受入れに関する事 10 農作物等農業被害調査に関する事 11 商工業被害調査に関する事 12 罹災に伴う農家・中小企業者に対する復旧資金援助に関する事
	環境班	環境推進課 資源リサイクル課	1 災害廃棄物の収集、処理に関する事 2 防疫に関する事 3 し尿の収集、仮設トイレの設置に関する事 4 死亡獣畜の処理、ペット等動物対策に関する事 5 環境汚染等の監視、井戸水の検査に関する事
福祉部 子ども・健康部	福祉班	福祉相談課 生活援護課 障害福祉課 こども未来課 保育課 保育園 長寿はつらつ課	1 要配慮者の把握、避難行動要支援者の避難支援に関する事 2 要配慮者への生活支援に関する事 3 避難所（保育園）の設置、運営に関する事 4 福祉避難所の設置、運営に関する事 5 ボランティアの対応等市社会福祉協議会との連絡調整に関する事 6 災害弔慰金、見舞金、援護資金等の支給及び関係機関への申請に関する事 7 災害救助法に係る対応措置に関する事 8 園児の安全確保・安否確認に関する事
	医療対策班	健康づくり課 保険年金課	1 救護所の設置や救護班の編成に関する事 2 災害時医療救護マネジメントセンターに関する事 3 災害時の医療対策（医薬品等の確保、人工透析者等慢性疾患への対応等）に関する事 4 被災者の健康管理に関する事 5 医療機関、医師会、歯科医師会、薬剤師会等との連携に関する事

部	所掌班	担当課・室・所等	事務分掌
都市建設部	建設活動班	まちづくり推進課 開発建築課 みどり公園課 道路整備課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 公共土木施設の被害調査に関する事。</li> <li>2 道路、河川、橋梁、崖地等の警戒、排水作業等応急作業及び復旧工事に関する事。</li> <li>3 土木、建設業者への協力要請に関する事。</li> <li>4 応急資機材等の調達に関する事。</li> <li>5 建築物の応急危険度判定、宅地の危険度判定に関する事。</li> <li>6 被災住宅の応急修理の実施に関する事。</li> <li>7 住宅の解体等に関する事。</li> <li>8 応急仮設住宅の確保、入居等に関する事。</li> <li>9 緊急交通路の把握、緊急輸送道路の指定に関する事。</li> <li>10 バス輸送に関する事。</li> </ol>
上下水道部	上下水道班	上下水道総務課 水道施設課 下水道施設課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 上下水道施設の被害調査に関する事。</li> <li>2 上下水道施設の応急復旧に関する事。</li> <li>3 上下水道業者等への協力要請に関する事。</li> <li>4 給排水用資機材等の調達に関する事。</li> <li>5 応急給水に関する事。</li> </ol>
教育部	教育班	教育総務課 教育管理課 教育指導課 学校給食課 生涯学習・スポーツ課 文化財課 公民館（コミュニティセンター） 図書館	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 学校施設の被害調査に関する事。</li> <li>2 児童・生徒の安全確保、安否確認に関する事。</li> <li>3 学校の休校措置等に関する事。</li> <li>4 避難所（小・中学校、高校、大学、公民館）の開設、運営に関する事。</li> <li>5 炊き出しに関する事。</li> <li>6 文化財の被害調査及び応急措置に関する事。</li> <li>7 ヘリポートの開設、運営に関する事。</li> <li>8 施設の利用に関する支援に関する事。</li> </ol>
各班共通			<ol style="list-style-type: none"> <li>1 所管施設及び関係施設の被害調査並びに所管施設の応急措置に関する事。 ※各班の所管施設は、第3節・第2・2「■被害調査の対象と担当」参照</li> <li>2 担当窓口として指定された災害協定締結団体との連絡調整に関する事。 (資料編「4 災害協定・覚書一覧」参照)</li> </ol>

## 第4 勤務時間外地震時初動体制

市職員は、休日・夜間などの勤務時間外に、震度4以上となる地震が発生した場合は、震度に応じて、以下に示す勤務時間外地震時参集基準及び勤務時間外地震時初動体制の事務分掌により行動する。

また、災害対策本部は勤務時間内の地震時においても、この体制を適用することができる。

なお、災害対策本部の体制が整い次第、災害対策本部からの指示により、災害応急対策事務分掌へ移行する。

### 1 参集配備

市職員は、地震が発生した場合には、テレビ、埼玉県防災情報メールの情報等により、震度に関する情報を得て、朝霞市又は近隣市における震度によって、次の参集体制を取る。

なお、情報が得られない場合においても、市内及び市周辺にいる場合には、自らの体感をもって、震度を予想し、適宜参集する。

#### ■勤務時間外地震時参集基準

震度	災害対策本部対応者 (災害対策本部員、本庁勤務職員)	地域対応班
震度4	次の部の警戒配備災害対策要員（各担当部長が定める）自主参集 <ul style="list-style-type: none"> <li>・危機管理室      ・市長公室</li> <li>・総務部            ・都市建設部</li> <li>・上下水道部      ・公共施設等を所管する部課</li> </ul>	(自宅待機)
震度5弱以上	全職員自主参集	全職員自主参集

## 2 勤務時間外地震時初動体制の事務分掌

地域対応班に指名されている職員は、震度に応じて自発的あるいは本部からの指示により、地域防災拠点での活動を実施する。

本庁においては暫定本部班及び専門活動班を設置し、職員の参集状況に応じて早期参集の職員から災害対策本部の立ち上げ等、優先的な実務を執り行い、各係分担により初動活動を実施する。

なお、災害対策本部の体制が整い次第、暫定本部班及び専門活動班の各係並びに地域対応班は、災害対策本部の各班へ業務を引き継ぐ。

### ■勤務時間外地震時初動体制の事務分掌

班		担当	事務分掌
暫定本部班	総括係	早期参集の本庁職員	災害対策本部員の補佐及び各活動班（係）への指示伝達、災害情報、活動状況等のとりまとめ ・指示担当：指示書の作成 ・記録担当：活動状況等の記録
	庶務係		車両の管理、配車、庁内連絡等
	情報整理係		・本庁担当：本庁参集職員の状況整理 本庁受付分の被害状況整理 ・地域対応班担当：地域対応班の参集職員の状況整理 地域対応班からの被害情報整理 地域対応班の活動状況整理 ・活動担当：派遣職員状況の整理 指示内容の整理 ・公共施設担当：公共施設の被害状況整理
	参集受付係		本庁参集職員の受付
	情報収集係		地域防災拠点との情報通信 市民からの電話等の対応
	派遣係等その他		その他の本部事務及び応援
専門活動班	人命救助・火災処理班	本部から指名された職員	1 救出・救護に関すること 2 消火活動の協力に関すること 3 二次災害防止に関すること 4 水利確保に関すること
	救急医療班		1 医師会との連絡調整及び医療班編成に関すること 2 緊急医療品の確保に関すること 3 医療機関の被害調査に関すること
	被害状況調査班		1 各地域防災活動拠点からの情報収集に関すること 2 道路・橋の被害調査に関すること 3 社会的混乱への対応に関すること 4 輸送道路確保に関すること 5 崖崩れ、建物倒壊の状況把握に関すること
	給水担当班		1 飲料水の確保に関すること 2 給水車等の確保及び給水に関すること
	食料・物資供給班		1 食料品の確保及び配布に関すること 2 物資運搬に関すること
	避難所運営班		1 避難者の把握及び避難所の開設・運営に関すること

班	担当	事務分掌
地域対応班	あらかじめ指名された職員	地域防災拠点における次の事務 1 負傷者の救護及び医療救護班との連携に関すること 2 避難状況、被害状況の把握及び報告に関すること 3 避難行動要支援者の安否情報の確認及び避難状況の把握に関すること 4 市民への広報及び避難誘導に関すること 5 救援物資の需要把握及び配給体制の確立に関すること 6 避難者の把握及び避難所の開設・運営に関すること 7 トイレの確保に関すること

## 第5 関係機関の活動体制

### 【資料編】 1-6 防災関係機関一覧

防災関係機関等は、市域に災害が発生し、又は発生しようとしているときは、法令、防災業務計画及び県、本計画の定めるところにより、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、市の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるよう必要な施策を講じるものとする。

## 第2節 事前措置及び応急措置

〔方針・目標〕

- 発災後3時間以内に被害の概要を把握し、県に災害救助法の適用を申請する。

項目	担当
第1 市長の事前措置及び応急措置	本部班、埼玉県南西部消防局、朝霞市消防団
第2 災害救助法の適用	各班

### 第1 市長の事前措置及び応急措置

#### 1 事前措置及び避難

##### (1) 出動命令等

市長は、災害が発生するおそれがあるときは、法令又は本計画の定めるところにより消防局、消防団に出動の準備を要請し、又は出動を求め、又は警察官の出動を求める等災害応急対策責任者に対し、応急措置の実施に必要な準備をすることを要請する。(根拠法：災害対策基本法第58条)

##### (2) 事前措置等

市長は、災害が発生するおそれがあるときは、災害が発生した場合においてその災害を拡大するおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害の拡大を防止するために必要最小限度において、設備又は物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示する。(根拠法：災害対策基本法第59条)

##### (3) 避難の指示等

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを指示する。また、避難のための立退きを行うことによりかえって危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らして緊急を要するときは、緊急安全確保措置を指示する。(根拠法：災害対策基本法第60条)

#### 2 応急措置

市長、消防局、消防団は、次の法令により、応急措置を行う。

##### ■ 応急措置

応急措置 協力の指 示	消防、水防、救助その他災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するために必要な措置（災害対策基本法第62条）
	市域内の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者、その他法令により応急措置の責任を有する者への協力の指示（災害対策基本法第62条）
物件の使 用、処分 等	応急措置のため、緊急の場合の次の措置 ・ 土地、建物等の一時使用、土砂、竹木等の一時使用、収用（災害対策基本法第64条第1項） ・ 工作物等の除去、保管（災害対策基本法第64条第2項）
	水防上、緊急の必要がある場所での、土地の一時使用、土砂、竹木等の一時使用、収用、障害物等の処分（水防法第28条）

	消火、延焼の防止又は人命救助のために必要な場合、消防局、消防団による土地、建物等の使用、処分又は使用制限（消防法第29条第1～3項）
応急対策の指示	応急措置のため、緊急の場合の、住民や現場にいる応急措置を行うべき者への応急措置の指示（災害対策基本法第65条）
	水防のためやむを得ない場合、住民、現場にいる者への水防活動への従事の指示（水防法第24条）
	消防団員による火災現場付近にいる者への消防活動への従事の指示（消防法第29条第5項）
警戒区域の設定	人命又は身体への危険を防止するための警戒区域の設定（災害対策基本法第63条）
	水防上、緊急の場所での、消防団による警戒区域の設定（水防法第21条）
	火災現場における、消防団員による消防警戒区域の設定（消防法第28条）

### 3 損害補償

市長は、応急措置の実施に伴う前記指示により通常生じた損失に対しては、補償を行う。また、応急措置の業務に従事又は協力した者が、そのために死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害の状態になったときは、法令の定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によって受ける損害を補償する。（根拠法：災害対策基本法第82条及び第84条）

## 第2 災害救助法の適用

【資料編】 3-1 被害の判定基準

3-2 災害救助法による救助の種類、方法、期間等

### 1 災害救助法の適用要請

本部班は、災害が発生し災害救助法の適用基準に該当する場合又は該当する見込みの場合は、遅滞なく被害状況を知事に報告し、災害救助法適用を要請する。

財務・情報班は、防災情報センター（第3節の第2の1の「(1) 情報管理体制」参照）の情報から、災害救助法の適用基準に関わる情報を速やかに整理する。

### 2 災害救助法の適用基準

#### (1) 災害が発生した場合

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条第1項の1～4の規定による。

市における具体的適用基準は、次のとおりである。

#### ■災害救助法の適用基準

- |  |
|--|
| <p>(1) 家屋の全壊、全焼、流失等によって住家を滅失した世帯（以下、「滅失世帯」という。）の数が、100世帯以上に達した場合</p> <p>(2) 県内の滅失世帯の数が2,500世帯以上に達する場合であって、市の滅失世帯の数が50世帯以上に達する場合</p> <p>(3) 県内の被害世帯の数が12,000世帯以上に達する場合、又は当該災害が隔離した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情（※1）がある場合で、市の滅失世帯数が多数である場合</p> <p>(4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準（※2）に該当するとき</p> |
|--|



※1) 第1項の3に係る特別の事情

①災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。

※2) 第1項の4に係る基準

①災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。

②災害に係った者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。

(2) 災害が発生するおそれがある場合

災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置し、本市域がその所管区域になった場合で、現に救助を必要とするときである。

3 滅失世帯の算定

災害救助法の適用基準の(1)と(2)の指標となる滅失世帯数は、調査班の被害家屋調査結果(第17節の第1の「1 住家の被災調査」参照)により算定する。

(1) 滅失世帯の算定基準

住家が滅失した世帯の数の算定は、住家の「全壊(全焼・流失)」した世帯を基準とする。

そこまで至らない半壊等については、災害救助法施行令第1条第2項の規定により以下のとおり、みなし換算を行う。

■滅失世帯の算定方法

全壊(全焼・流失)住家	1世帯
半壊(半焼)住家	1/2世帯
床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住できない状態になった住家	1/3世帯

4 災害救助法の適用

災害救助法による救助は、知事が行い(法定受託事務)、市長がこれを補助する。知事は、市が実施した方がより迅速に災害に対処できると判断される次に掲げる救助の実施について、市長へ個別の災害ごとに救助に関する事務を通知により委任する。

なお、災害救助の程度、方法及び期間については、特別な基準の適用を申請できる。申請は、知事に対して行うが、期間延長については救助期間内に行う。(内閣府「災害救助法事務取扱要領」)

また、災害救助法の適用対象事務は、災害救助法適用の有無に関わらず、各事務の担当班(災害対策本部事務分掌による)が、災害救助法の様式で実施状況を記録し、財務・情報班に提出する。財務・情報班はこれらを整理し、本部班が県に報告する。

災害救助法の適用後の救助業務の実施項目は、次のとおりとする。

■災害救助法の適用対象事務

適用対象事務	実施期間	緊急を要する場合の市実施項目
避難所の設置	7日以内	○
炊き出しその他による食品の給与	7日以内	○
飲料水の供給	7日以内	○
被服、寝具その他生活必需品の給貸与	10日以内	○

医療	14日以内	○ 医療班派遣（県及び日赤支部）
助産	分娩の日から7日以内	○ 医療班派遣（県及び日赤支部）
学用品の給与	教科書 1か月以内 文房具等 15日以内	○
災害にかかった者の救助	3日以内	○
埋葬	10日以内	○
応急仮設住宅の供与	20日以内に着工	対象者・設置箇所の選定○、設置は県 （ただし、委任されたときは○）
災害にかかった住宅の応急修理	1か月以内	○
遺体の搜索	10日以内	○
遺体の処理	10日以内	○
障害物の除去	10日以内	○

※災害が発生するおそれがある場合は、避難所の設置のみの適用となる。

※期間については、すべて災害発生の日から起算する。ただし、知事が内閣総理大臣と協議してその同意を得た場合、実施期間を延長することができる。

## 第3節 災害情報の収集・伝達

### 〔方針・目標〕

- 情報を一元的に管理するため災害発生直後に、災害対策本部内に「防災情報センター」を設置し、情報の収集・管理・提供を行う体制をとる。
- 被害情報は、市民、地域対応班職員などから収集し、発災後30分以内に第1報を県、国に報告する。
- 罹災証明の発行開始とともに被災者台帳の運用を開始し、被災状況に応じて被災者が受けられる支援措置の漏れや重複を防止する。

項目	担当
第1 地震関連情報の伝達	本部班
第2 被害情報の収集	本部班、財務・情報班、各班
第3 災害通信体制の確保	本部班、管財班
第4 安否情報の収集、管理	財務・情報班、各班
第5 被災者台帳の作成	財務・情報班、調査班、市民班、各班

### 第1 地震関連情報の伝達

【資料編】3-5 気象庁震度階級関連解説表

#### 1 地震情報等の発表

熊谷地方気象台は次のような地震情報を発表する。なお、地震情報の細分区域は、市町村単位で発令される。

##### ■地震情報の種類

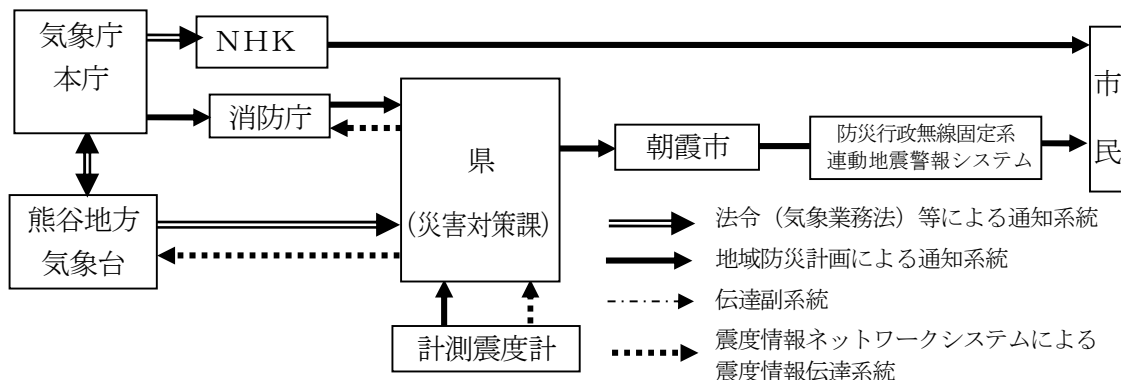
種類	内容
震度速報	地震発生約2分後、震度3以上の全国約180に区分した地域名（※朝霞市は「埼玉県南部」と地震の発生時刻を発表
震源に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）に「津波の心配なし」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はなし」を付加して発表
震源・震度に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表 なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表
その他の情報	地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報や顕著な地震の震源要素更新のお知らせなどを発表
緊急地震速報	地震の発生直後に、震源に近い地震計でとらえた観測データを解析して震源や地震の規模（マグニチュード）を直ちに推定し、これに基づいて各地での主要動の到達時刻や震度を推定し、可能な限り素早く知らせる情報

## 2 地震情報等の伝達経路

### (1) 地震情報等の伝達経路

地震情報等の伝達経路は、次のとおりである。

県内で震度4以上の地震を観測した場合に、県から防災行政無線の一斉FAXにより震度分布図と震度一覧が送信される。



■地震情報の伝達経路

### (2) 市民等への情報伝達

地域で震度5弱以上の地震の発生が予測される場合などの緊急情報を国から受信したときは、全国瞬時警報システム（通称：J-ALERT）により、自動的に市の防災行政無線からチャイム音とともに情報を提供する。

## 第2 被害情報の収集

- 【資料編】 3-1 被害の判定基準  
 3-4 火災・災害等即報要領  
 9-1 県報告様式  
 9-2 火災・災害等即報要領報告様式

### 1 被害情報の収集

#### (1) 情報管理体制

財務・情報班は、災害対策本部に防災情報センターを設置し、災害時に収集・伝達される情報を一元的に管理する。

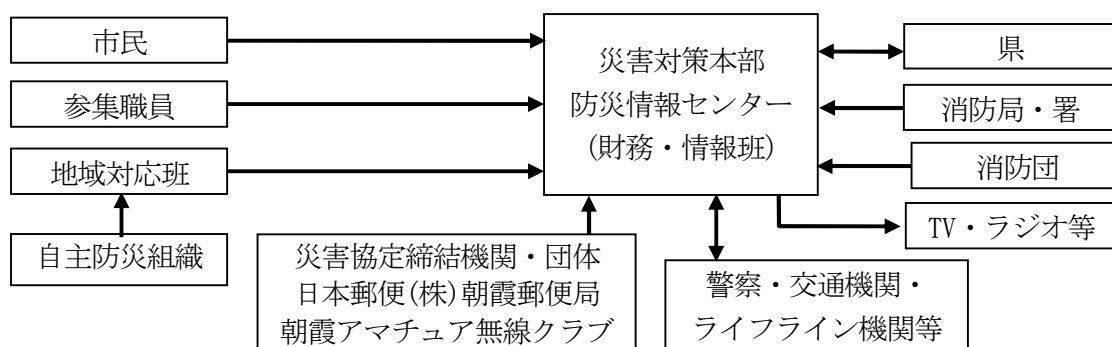
#### ■収集する被害情報

発災直後 （発生から 概ね3時間 以内）	①地震情報・余震情報 ②消防情報（火災の発生及び延焼の状況） ③人的被害状況 ・死者、負傷者、行方不明者に係る情報 ・避難の必要の有無及び避難の状況 ④物的損害状況 ・道路、橋梁等の被害状況及び交通の状況 ・建物の倒壊及び崖崩れ並びにそのおそれの有無 ・電気、ガス、上下水道、電話等ライフラインの被害状況
-------------------------------	--

<p>初動期 (発生から概ね72時間以内)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①地震情報・余震情報</li> <li>②消防情報                         <ul style="list-style-type: none"> <li>・火災の発生及び延焼の状況</li> <li>・危険物漏洩情報、ガス漏れ情報、救急・救助活動情報</li> </ul> </li> <li>③人的被害情報（人命救助・捜索情報）                         <ul style="list-style-type: none"> <li>・死者、負傷者、行方不明者に係る情報</li> <li>・避難の必要の有無及び避難の状況</li> <li>・人命救助・捜索に係る情報</li> </ul> </li> <li>④物的損害情報                         <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路、橋梁等の被害状況及び交通の状況</li> <li>・建物の倒壊及び崖崩れ並びにそのおそれの有無</li> <li>・電気、ガス、上下水道、電話等ライフラインの被害状況</li> </ul> </li> <li>⑤避難所情報                         <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難状況</li> <li>・避難所の開設状況</li> </ul> </li> <li>⑥応急医療・救護情報                         <ul style="list-style-type: none"> <li>・救護所の開設など応急医療体制に関する情報</li> <li>・医療機関情報</li> </ul> </li> </ul>
<p>応急対応期 (発生から概ね72時間以降)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①地震情報・余震情報                         <ul style="list-style-type: none"> <li>・二次災害につながるおそれのある気象情報</li> </ul> </li> <li>②消防情報                         <ul style="list-style-type: none"> <li>・火災の発生及び延焼の状況</li> <li>・危険物漏洩情報、ガス漏れ情報、救急・救助活動情報</li> </ul> </li> <li>③人的被害情報（人命救助・捜索情報）                         <ul style="list-style-type: none"> <li>・死者、負傷者、行方不明者に係る情報</li> <li>・避難の必要の有無及び避難の状況</li> <li>・人命救助・捜索に係る情報</li> </ul> </li> <li>④物的損害情報                         <ul style="list-style-type: none"> <li>・家屋の被害状況</li> <li>・道路、橋梁等の被害状況及び交通の状況</li> <li>・崖崩れ及び崖崩れのおそれの有無</li> <li>・電気、ガス、上下水道、電話等ライフラインの被害状況</li> <li>・交通機関・道路の不通・復旧見込み、ライフラインの障害・復旧見込み、その他の生活安定に関する情報</li> </ul> </li> <li>⑤避難所情報                         <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難者数・給食数</li> <li>・避難所の運営状況</li> </ul> </li> <li>⑥応急医療・救護情報                         <ul style="list-style-type: none"> <li>・救護所の開設など応急医療体制に関する情報</li> <li>・医療機関情報</li> </ul> </li> </ul>

**(2) 被害情報の収集方法**

被害情報は、市民からの通報、参集職員・地域対応班職員による報告、自主防災組織・消防団の報告等による。



■被害情報の収集伝達経路

## 2 被害調査

### (1) 被害の調査

各担当班は、「3 被害の報告」を目的とし、災害の危険が解消した段階で、住家・人的被害及び所管施設等の被害調査を行うとともに、市民への対応を行う。各担当班及び調査対象は、次のとおりである。

なお、被害の判定は、「資料編3-1 被害の判定基準」による。

#### ■被害調査の対象と担当

調査担当班	調査対象
調査班	住家被害※
建設活動班	道路、橋梁、河川、その他の公共土木施設、交通機関の被害
福祉班	社会福祉施設被害
医療対策班	病院被害、人的被害
市民班	非住家被害※、農作物、農業施設、商業及び工業の被害
環境班	廃棄物処理施設被害
上下水道班	上下水道施設被害
教育班	学校教育施設、社会教育施設及び文化財の被害
管財班	公共施設の被害
財務・情報班	ライフライン関係機関がとりまとめた被害情報

上記以外の被害については、災害対策本部の指示により調査する。

※調査班及び市民班が行う罹災証明書、り災届出証明書の発行のための調査は「第17節応急住宅対策 第1住家の被害調査・罹災証明書の発行」参照

### (2) 被害のとりまとめ

財務・情報班は、各担当班の調査結果をとりまとめ、本部班に報告し、災害対策本部で共有する。

## 3 被害の報告

本部班は、財務・情報班から報告された調査結果について、次により県に報告するものとする。なお、県に報告ができない場合は、直接消防庁を通じて内閣総理大臣に報告する。

### (1) 報告すべき災害

- ① 災害救助法の適用基準に合致するもの
- ② 県又は市が災害対策本部を設置したもの
- ③ 災害が2都道府県以上にまたがるもので、本市における被害が軽微であっても、全国的に

みた場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

- ④ 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの
- ⑤ 災害による被害が当初は軽微であっても、今後①～④の要件に該当する災害に進展するおそれがあるもの
- ⑥ 地震が発生し、市内で震度4以上を記録したもの
- ⑦ その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの

## (2) 報告の種別

### ① 被害速報

発生速報と経過速報に区分する。この場合、報告すべき被害の程度については、住家被害、非住家被害及び人的被害並びに市関係公共土木被害を優先して報告するものとする。

#### ア 発生速報

埼玉県災害オペレーション支援システムにより、被害の発生直後に必要事項を入力する。なお、防災情報システムが使用できない場合は、様式第1号の発生速報により防災無線FAX等で報告する。

#### イ 経過速報

埼玉県災害オペレーション支援システムにより、特に指示する場合のほか2時間ごとに逐次必要事項を入力する。なお、防災情報システムが使用できない場合は、様式第2号の経過速報により防災無線FAX等で報告する。

### ② 確定報告

様式第3号の被害状況調べにより、災害の応急対策が終了した後7日以内に文書で報告する。

## (3) 報告先

### ① 被害速報及び確定報告

被害速報及び確定報告は、県災害対策課に報告する。  
 なお、勤務時間外においては、危機管理防災部当直に報告する。

### ② 直接報告

県に報告ができない場合及び震度5強以上の震度を記録した場合（被害の有無は問わない）には、直接消防庁に報告する。

また、同時多発火災、あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到する場合は、その状況を電話により消防庁又は県に報告する。

### ■連絡先

県危機管理防災センター	勤務時間内 災害対策課 災害対策担当	①NTT 回線 TEL：048-830-8181（直通） FAX：048-830-8159 ②県（地上系）防災行政無線を利用する通信方法 TEL：6-8181 FAX：6-8159 ※TEL：68-6-8181 ③県衛星通信ネットワークを利用する通信方法 ※TEL：69-200-6-8181 FAX：69-200-6-8159
	勤務時間外 危機管理防災部当直 （宿直室）	①NTT 回線 TEL：048-830-8111（直通） FAX：048-830-8119 ②県（地上系）防災行政無線を利用する通信方法

		TEL : 6-8111 FAX : 6-8119 ※TEL : 68-6-8111 ③県衛星通信ネットワークを利用する通信方法 ※TEL : 69-200-6-8111 FAX : 69-200-6-8119
--	--	--

※庁内の電話機から発信する場合、電話番号の前に「0」をダイヤルしなくてよい。

消防庁	平日 (9 : 30~18 : 30) 応急対策室 応急対策係	①NTT 回線 TEL 03-5253-7527 FAX 03-5253-7537 ②地域衛星通信ネットワークを利用する通信方法 TEL 69-048-500-90-49013 FAX 69-048-500-90-49033
	休日・夜間(上記以外) 宿直室	①NTT 回線 TEL 03-5253-7777 FAX 03-5253-7553 ②地域衛星通信ネットワークを利用する通信方法 TEL 69-048-500-90-49102 FAX 69-048-500-90-49036

#### (4) 県派遣連絡員との連携

被害が相当規模に及ぶ場合は、県から派遣される市町村情報連絡員等の協力を得て県災害対策本部への報告を行う。

また、同連絡員又は県災害オペレーション支援システムにより県からフィードバックされる災害情報を確認し、災害対策に活用する。

### 第3 災害通信体制の確保

#### 1 災害対策本部の通信施設

災害時には、次の通信施設を活用する。

本部班は、災害発生後、防災行政無線、電話等の通信施設の機能確認を行う。また、無線機の貸し出し等の管理を行う。

管財班は、市庁舎の停電、機器の破損等の支障が生じている場合は、自家発電装置の運転、機器の修理等の措置をとる。

##### ■通信施設

主な通信手段	主な通信区間
一般加入電話・FAX	災害対策本部・防災関係機関との連絡
災害時優先電話	
地域衛星通信ネットワーク (財)自治体衛星通信機構	災害対策本部～全国自治体・防災関係機関等
県防災行政無線等	災害対策本部～県・近隣市・防災関係機関
市防災行政無線(固定系)	災害対策本部→市内各所
市防災行政無線(移動系)	災害対策本部～地域防災拠点
メール	災害対策本部～市民・職員

#### 2 その他の通信施設の利用

##### (1) 専用通信施設の利用

市は、災害対策基本法第57条の規定に基づいて、電話等の利用が不可能となり通信が緊急を要する場合は、他機関が設置する有線電気通信設備又は無線通信施設を利用することができる。



■専用通信施設等設置機関

① 警察	② 消防局	③消防団
④ 東日本旅客鉄道株式会社	⑤ 東武鉄道株式会社	
⑥ 東京電力パワーグリッド株式会社	⑦ 自衛隊	

(2) 非常通信の利用

市は、地震、台風、洪水、津波、大雪、火災、その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保等のための通信を行おうとする場合であって有線通信を利用することができないか又は著しく困難である場合は、電波法第 52 条の規定に基づいて埼玉地区非常通信協議会加入の無線局又は最寄りの無線局で非常通信を行うことができる。

第4 安否情報の収集、管理

被災者の安否情報について家族及び親族等から照会があった場合、災害対策基本法に基づき、被災者の利益侵害（暴力、ストーカー行為、DV、虐待、債権の取り立て、営業行為による被害等）のないように配慮して適切に回答する。

1 安否情報の収集、管理

財務・情報班は、市が管理する被災者の安否に関する情報（避難所収容者名簿、医療救護診療記録、避難行動要支援者名簿による安否確認結果等）を必要な限度で内部利用し、また、必要に応じて県、警察等に被災者の安否に関する情報提供を求め、被災者ごとの安否情報を整理する。

また、行方不明者・安否不明者（災害が原因で所在不明となった者）の救出・救助活動を迅速に行うため、所在情報を入手する必要がある、生命の保護のため緊急かつやむを得ないときは、県が当該行方不明者・安否不明者の氏名・市町村名を公表することとしており、市（財務・情報班）はこれに協力する。

2 安否照会の受付

財務・情報班は、災害相談窓口で安否照会を受け付け、照会者に対して運転免許証、健康保険の被保険証、在留カード、住民基本台帳カード及びマイナンバーカードなどの本人確認書類等の提示を求めて本人確認を行う。

■安否照会者の確認事項

- |                           |
|---------------------------|
| ① 照会者の氏名、住所               |
| ② 照会に係る被災者の氏名、住所、生年月日及び性別 |
| ③ 照会をする理由                 |

### 3 安否照会の回答

財務・情報班は、災害対策基本法に基づき、照会者の区分に応じて、次の安否情報を提供する。

#### ■照会者の区分と提供可能情報

照会者の区分	提供する情報
被災者の同居の親族	被災者の居所、負傷若しくは疾病の状況又は連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
被災者の親族（上記を除く） 又は職場の関係者	被災者の負傷又は疾病の状況
被災者の知人等	照会者が保有している安否情報の有無
上記のすべて	照会に際しその提供について被災者が同意した安否情報

## 第5 被災者台帳の作成

財務・情報班は、被害が甚大な場合等で市長が必要と認める場合、災害対策基本法による被災者台帳を作成し、被災者に関する次の情報を管理する。

また、被害が軽度等で被災者台帳の作成を要しない場合は、報告又は把握した情報を管理する。

- ① 氏名（住民基本台帳）
- ② 生年月日（住民基本台帳）
- ③ 性別（住民基本台帳）
- ④ 住所又は居所（住民基本台帳、安否情報システム）
- ⑤ 住家の被害その他市長が定める種類の被害状況
- ⑥ 援護の実施の状況（支援金等の支給、租税・公共料金の減免等）
- ⑦ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由（避難行動要支援者名簿等）
- ⑧ 個人番号※（住民基本台帳）
- ⑨ 電話番号その他の連絡先（安否情報システム等）
- ⑩ 世帯の構成（住民基本台帳）
- ⑪ 罹災証明書の交付状況（罹災証明書発行記録）
- ⑫ 台帳情報の提供先（市以外の者への台帳情報の提供に被災者本人が同意した場合）
- ⑬ 台帳情報を提供した旨及び日時（台帳情報を提供した場合）
- ⑭ その他被災者の援護の実施に関し市長が必要と認める事項

※個人番号とはマイナンバー（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律による）を指す。

### 1 被災者台帳の作成

財務・情報班及び被災者への各種援護措置を実施する班は、被災者ごとの被害状況や援護の実施状況等の情報を被災者台帳に整理し、被災状況に応じて被災者が受けられる援護措置に漏れや重複などの問題がないか確認する。

なお、災害救助法による救助が行われたときは、災害救助法第30条の規定により、必要に応じて県に対して被災者に関する情報提供を要請する。

### 2 被災者台帳の利用、提供

調査班は、被災者への罹災証明書交付の際に、市民班は災害相談窓口において、被害に応じて受けられる各種援護措置（支援金等の支給、税金・公共料金の減免等）の申請に当たっては被災者台帳の掲載情報を市が利用することで各種援護措置の効率化（支援金の支給申請における罹災証明書添付の省略等）などが図られることを説明する。

市民班は、災害相談窓口において、被災者本人又は家族等から被災者台帳情報についての照会を受け付け、当該情報を提供する。

### 3 被災者台帳の作成を要しない場合の情報管理

財務・情報班は、被災者台帳の作成を要しない災害において、被災者台帳で管理すべき項目について各班から報告され、又は把握した情報を管理する。

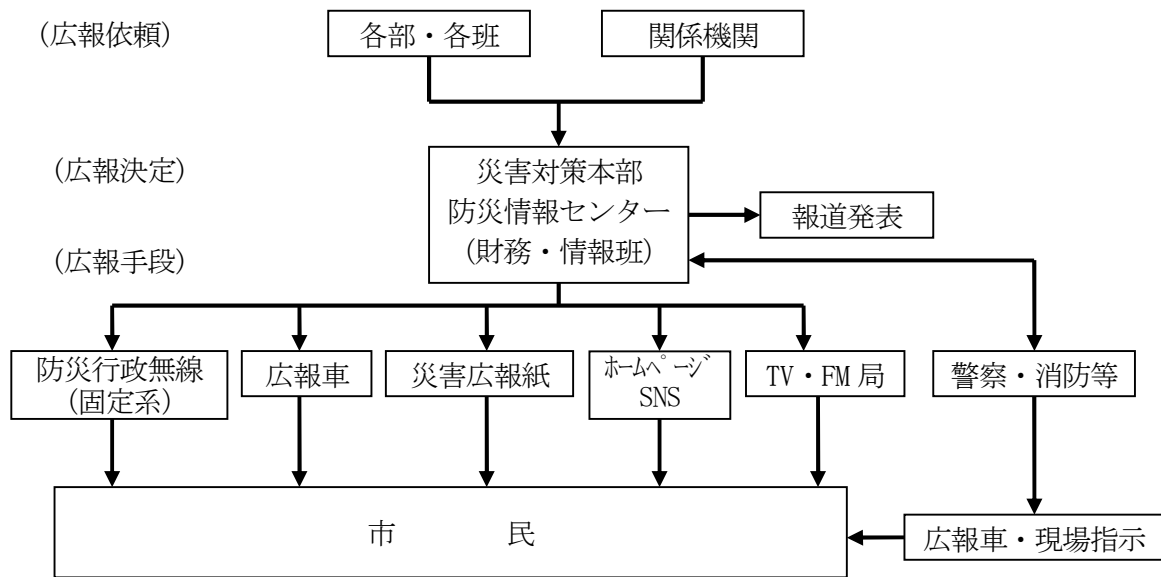
## 第4節 災害広報・広聴活動

〔方針・目標〕

- 発災後3時間以内に、防災情報センター内に、防災無線、広報車等により市民に情報を伝達する体制を構築する。
- 災害広報紙を発災後5日以内に発行するとともに、テレビ、ラジオ、ホームページ等により市民に情報を提供する。
- 手話通訳、外国語通訳ボランティア等の確保により、可能な限り要配慮者に配慮した広報体制をとる。
- 行方不明者の問い合わせ等に対応するため第1次相談窓口を設置、発災後5日目からは、第2次総合相談窓口を設置し、被災者の医療、福祉、罹災証明、生活支援等の申込みや相談に対応する。

項目	担当
第1 災害広報活動	財務・情報班、市民班、埼玉県南西部消防局
第2 広聴活動	市民班

### 第1 災害広報活動



■ 広報の手段と経路

## 1 災害時の広報

### (1) 地震直後の広報活動

財務・情報班は、防災行政無線（固定系）にて地震情報、避難等の広報を行う。さらに、必要により広報車等により広報を行う。

消防局は、広報車及び現場による指示にて避難等の広報を行う。

### (2) 応急活動期の広報活動

財務・情報班は、広報を防災行政無線、広報車、災害広報紙、ホームページ・SNS、テレビ・ラジオ等にて行う。また、報道機関への要請を行う。

## 2 避難所での広報

財務・情報班は、市民班と協力して、次の方法で避難所での広報を行う。

広報にあたっては、避難所運営組織、ボランティア等との連携を保ち、情報の混乱が生じないようにする。

なお、障害のある人、高齢者等情報の入手が困難な避難者に十分配慮する。

### ■避難所での広報

- |                  |             |
|------------------|-------------|
| ① 災害広報紙の配布       | ② 避難所広報板の設置 |
| ③ 避難所運営組織による口頭伝達 |             |

## 3 要配慮者への広報

財務・情報班は、外国人に対しては、通訳ボランティア等を活用する。また、視覚や聴覚に障害のある人に対しては、ラジオ、テレビの文字放送、FAXなどを可能な限り活用し要配慮者にも配慮する。

## 4 報道機関への発表

### (1) 記者発表

財務・情報班は、記者発表を行い、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関に対して、情報及び必要な資料を提供して市民への広報や物資等の支援を要請する。

### (2) 取材活動への要請

財務・情報班は、関係者以外の災害対策本部内への立入、取材は原則禁止する措置をとる。また、避難者への取材は、プライバシー等の配慮をするように要請する。

## 第2 広聴活動

### 1 相談窓口の設置

市民班は、市民からの問い合わせ、各種申請及び生活相談に対応するため、市役所に災害相談窓口を設置する。また、相談内容に応じた職員の配置について関係各部に要請し、災害相談窓口相談員を配置する。

#### ■相談窓口

第1次 臨時相談窓口	発災後 24 時間 以内に設置	・行方不明者の問い合わせ ・安否確認 等
第2次 総合相談窓口	5 日目から設置	・生活再建支援 ・住宅関係（応急修理、仮設住宅、障害物等） ・福祉関係（被災高齢者等生活支援、災害援護資金等） ・商工融資 ・罹災証明 等

### 2 被災者相談

#### (1) 相談事項

相談窓口で扱う事項は、次のとおりである。なお、市単独では対応できない事項については、県の災害情報相談センター（災害相談連絡会議）等との連携を図る。

#### ■相談窓口の内容（例）

① 総合案内	② 被災者生活再建支援制度
③ 各種減免申請	④ 応急修理（救助法）
⑤ 障害物除去（救助法）	⑥ 被災高齢者等生活支援事業
⑦ 災害援護資金貸付	⑧ 母子寡婦福祉資金貸付
⑨ 商工融資制度	⑩ 住宅復興補助制度
⑪ 倒壊家屋解体処理・支援事業	⑫ 罹災証明、再審査請求、届出証明
⑬ その他の相談事項	

#### (2) 広聴活動

市民班は、災害相談窓口での相談活動を通じて、被災者の要望等の収集を行い、関係各班に伝達する。

また、必要に応じて被災者の苦情等の把握・分析を行う。

## 第5節 応援派遣・受援

### 〔方針・目標〕

- 震度6弱以上の地震発生、多数の倒壊家屋発生、多数の避難者発生を確認し次第、発災後30分以内に直ちに県、自衛隊に連絡する。
- 大規模な地震の場合は、市だけでは対応できないため、協定に基づく応援を協定締結団体に要請する。

項目	担当
第1 受援体制の確立	本部班、職員班、各班
第2 自衛隊災害派遣要請	本部班、教育班
第3 地方公共団体等への応援要請	本部班、各班

### 第1 受援体制の確立

#### 【資料編】3 災害協定・覚書一覧

#### 1 情報連絡員の派遣要請

本部長は、情報連絡や災害対策の調整を図るため、必要があると認めるときは、防災関係機関等の長に対して、情報連絡員となる職員を本部又は災害現地に派遣するよう要請する。

#### 2 受援体制の確立

##### (1) 各部各班の措置

初動期の72時間は受援が期待できないため、各班内で人材の過不足を調整する。なお、班を超える人材配置の調整は、職員班が行う。

また、個別の対策の災害協定や応援制度の運用は、連絡窓口となる班（資料編「4 災害協定・覚書一覧」参照）が関係団体へ直接要請し、受援の迅速化を図る。

##### (2) 総括部職員班の措置

職員班は、各班の応援ニーズや受援状況を全体的に集約し、県や他市町村への総合的な応援の要請を検討する。なお、県、他市町村への要請連絡は、本部班を通じて行う。

職員班は、本部班の調整のもと受援を受け入れるために、次の体制を確保する。

#### ■受入体制

食料、飲料水	原則、自前で確保を要請する。 朝霞市職員と同様の方法で食料、物資等の手配
受入予定施設	中央公民館、図書館、博物館、災害協定を締結している宿泊施設
現場への案内	応援を受ける担当班

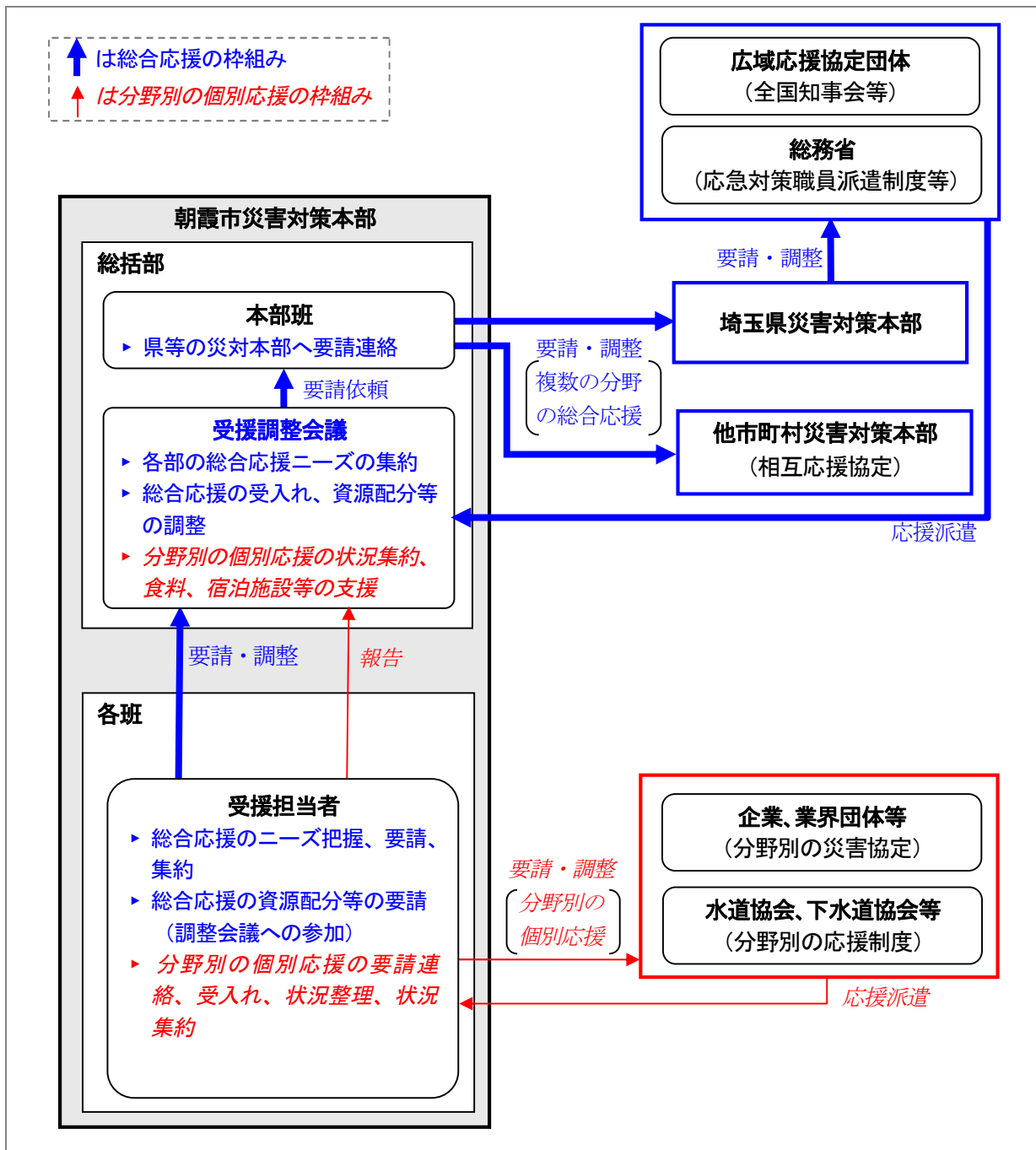
#### 3 調整会議の実施

危機管理監は、必要に応じて受援関係者を招集し、受援担当者は受援に関する調整会議を行う。

■ 応援調整会議の構成等

構 成	総括部の本部長、応援統括担当 <sup>※1</sup> 、各班の応援担当者 <sup>※2</sup>
事 務 局	職員班、本部班（オブザーバー）
審 議 事 項	① 応援に関する方針の決定 ② 応援体制の総合調整 ③ その他応援に関する重要事項の決定
備 考	※1 応援統括担当は、危機管理監が指名する総括部の職員で、応援に関する庁内全体の情報集約、総合調整等を行う。 ※2 応援担当者は、各班長が指名する班内の職員で、班内の応援に関する情報収集・整理、職員班と各班との応援に関する連絡調整等を行う。

■ 要請・受入れフロー





## 第2 自衛隊災害派遣要請

- 【資料編】 9-3 自衛隊災害派遣要請依頼書  
 9-4 自衛隊災害派遣撤収依頼書

### 1 災害派遣要請

#### (1) 要請依頼の手続き

自衛隊の災害派遣の要請は、人命の救助を優先して行うもので、次の3つの要件を勘案して行う。

##### ■自衛隊派遣要請の3つの要件

① 緊急性の原則	差し迫った必要性があること。
② 公共性の原則	公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護する必要性があること。
③ 非代替性の原則	自衛隊の部隊が派遣される以外に他に適切な手段がないこと。

本部長は、自衛隊の災害派遣の必要があると認められるときは、災害対策基本法第68条の2に基づき、知事に対して次の事項を明らかにした文書をもって依頼する。ただし、緊急を要する場合は、電話、無線で直接依頼し、後日文書を送付する。

また、緊急避難、人命救助が急迫し、知事に依頼するいとまがないと認められるとき、若しくは通信の途絶等で知事に依頼できないときは、直接最寄りの自衛隊の部隊の長に通報し、事後、所定の手続きを行う。

本部班は、これらの災害派遣要請依頼の手続きを行う。

##### ■災害派遣要請の手続及び連絡先

県危機管理防災センター 勤務時間内 危機管理課 危機管理担当	①NTT 回線 TEL：048-830-8131（直通） FAX：048-830-8129 ②県（地上系）防災行政無線を利用する通信方法 TEL：6-8131 FAX：6-8129 ※TEL：68-6-8131 ③県衛星通信ネットワークを利用する通信方法 ※TEL：69-200-6-8131 FAX：69-200-6-8129
勤務時間外 システム管理室 （宿直室）	①NTT 回線 TEL：048-830-8111（直通） FAX：048-830-8119 ②県（地上系）防災行政無線を利用する通信方法 TEL：6-8111 FAX：6-8119 ※TEL：68-6-8111 ③県衛星通信ネットワークを利用する通信方法 ※TEL：69-200-6-8111 FAX：69-200-6-8119

連絡方法	文書（緊急を要する場合は電話、無線で行い、事後文書送付）
要請事項	① 災害の状況及び派遣を要請する事由 ② 派遣を希望する期間 ③ 派遣を希望する区域及び活動内容 ④ その他、参考となるべき事項

※庁内の電話機から発信する場合、電話番号の前に「0」をダイヤルしなくてよい。

■最寄りの自衛隊連絡先

部隊名 (駐屯地等)	連絡責任者		電話番号
	時間内	時間外	
陸上自衛隊 第32普通科連隊 (大宮)	第3科長	部隊当直司令 (連隊夜間当直)	048-663-4241～5 時間内 内線：436～439 時間外 内線：402

(2) 自衛隊の派遣活動

災害派遣時における自衛隊の支援活動は、次のとおりである。

■自衛隊の支援活動

① 被害状況の把握	② 避難の援助
③ 遭難者の捜索救助	④ 水防活動
⑤ 消防活動	⑥ 道路又は水路の啓開
⑦ 応急医療、救護及び防疫	⑧ 人員及び物資の緊急輸送
⑨ 給食、給水及び入浴支援	⑩ 物資の無償貸付又は譲与
⑪ 危険物の保安及び除去	⑫ その他

2 自主派遣

自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、自衛隊法第83条に基づき、次の判断基準により部隊等を自主派遣することができる。

■自衛隊自主派遣の判断基準

① 関係機関に対して災害情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること
② 知事等が自衛隊の災害派遣の要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること
③ 航空機・海難事故の発生等を探知した場合、又は近傍等での災害発生に際し、直ちに人命救助の措置をとる必要があると認められること
④ その他上記に順じ、特に緊急を要し、知事等の要請を待ついとまがないと認められること

### 3 派遣部隊の受入れ

#### (1) 自衛隊の受入れ

本部班は、自衛隊の災害派遣要請を依頼した場合、作業計画を作成し、次のような対応を行う。応援を受ける各班は、資機材や自衛隊部隊を作業現地に案内するなど派遣された自衛隊の活動を支援する。また、連絡員を派遣して各班相互の連絡にあたるものとする。

なお、作業計画作成にあたっては、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう最も効率的に作業を分担するよう配慮するものとする。

#### ■自衛隊の受入体制

項目	内容
作業計画の作成	① 作業箇所及び作業内容 ② 作業の優先順位 ③ 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所 ④ 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所
資機材の準備	必要な資機材の確保に努める。
連絡窓口	① 本部班は連絡員を指名し派遣する。 ② 自衛隊からの連絡員の派遣を要請する。
本部事務室	朝霞市役所内（大会議室）
宿舎	災害協定を締結している宿泊施設
集結地	朝霞中央公園
現場への案内	各担当班が応援現場へ案内する。

#### (2) ヘリコプターの受入れ

ヘリコプター臨時離着陸場は、朝霞中央公園陸上競技場とする。教育班は、ヘリコプター臨時離着陸場予定地にヘリポートを開設する。

自衛隊との協議により他に設置する場合、本部班は土地の所有者又は管理者と調整する。

#### (3) 経費の負担区分

自衛隊の救助活動に要した費用は、原則として市が負担する。その他必要経費については、自衛隊と協議して決定する。

#### ■負担経費

① 救助活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕費
② 宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
③ 宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料金等
④ 救助活動実施の際生じた（自衛隊装備に係るものを除く。）損害の補償

### 4 撤収要請依頼

災害派遣の目的が達成されたとき、又はその必要がなくなったときは、本部長は、知事及び派遣部隊の長と協議の上、派遣部隊の撤収要請を行う。

### 第3 地方公共団体等への応援要請

#### 1 応援要請

##### (1) 県等への要請

本部長は、災害が発生し、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、以下のとおり知事又は指定地方行政機関等に対し、応援の要請又はあっせんの要請を行う。

■県への応援要請手続上必要な事項

要請の内容	事項	根拠法令
県への応援の要請 又は応急措置の実施の要請	① 災害の状況 ② 応援（応急措置の実施）を要請する理由 ③ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量 ④ 応援（応急措置の実施）を必要とする場所 ⑤ 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容） ⑥ その他必要な事項	災害対策基本法 第68条
指定地方行政機関、他都道府県の職員又は他都道府県の市町村の職員の派遣又はあっせんを求める場合	① 派遣要請又は派遣のあっせんを求める理由 ② 派遣要請又は派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数 ③ 派遣を必要とする期間 ④ 派遣される職員の給与その他勤務条件 ⑤ その他参考となるべき事項	派遣：災害対策基本法第29条 あっせん：災害対策基本法第30条、地方自治法第252条の17
消防庁長官への消防の応援の要請	① 災害の状況（負傷者、要救助者の状況）及び応援要請の理由 ② 派遣を必要とする期間（予定） ③ 応援要請を行う消防隊の種別と人員 ④ 市への進入経路及び集結場所（待機場所） ⑤ 応援消防隊の活動に対する支援能力の見込み	消防組織法第44条

##### (2) 他市町村への要請

本部班は、他市町村への要請が必要な場合、災害対策基本法第67条により、市町村長に対して応援の要請を行う。

##### (3) 協定締結機関・団体への要請

各担当班は、応援協定等に基づき、関係する機関、団体等に応援を要請する。

##### (4) 応急対策職員派遣制度の活用

本部班は、応急対策職員派遣制度により他の市区町村職員による災害マネジメント等の対口支援を確保する場合は、対口支援団体の決定前においては県を通じて総務省へ、対口支援団体の決定後においては対口支援団体へ、総括支援チーム\*の派遣を要請する。

\*災害マネジメント総括支援員（災害対応に関する知見を有し、地方公共団体における管理職の経験などを有する者）と災害マネジメント支援員（避難所運営業務や罹災証明の交付業務などの災害対応業務に関する知見を有する者）など数名で構成し、被災市区町村長の指揮下で災害マネジメントを総括的に支援するチーム。

**(5) 経費の負担**

応援に要した費用は、原則として市の負担とする。

**2 応援の撤収要請**

本部長は、応援の目的が達成されたとき、又はその必要がなくなったときは、要請先と協議の上、撤収要請を行う。

## 第6節 消防活動

### 〔方針・目標〕

- 倒壊建物からの救出、搬送、初期消火など、地域の市民、自主防災組織による初期対応を原則とする。
- 多数の要救出者、延焼火災の発生が予想される場合は、広域消防応援、緊急消防援助隊の派遣を求め活動にあたる。

項 目	担 当
第1 消防活動	本部班、埼玉県南西部消防局、朝霞市消防団
第2 救急救助活動	本部班、埼玉県南西部消防局、朝霞市消防団
第3 危険物災害の防止	埼玉県南西部消防局
第4 消防団の活動	朝霞市消防団

### 第1 消防活動

#### 1 消防本部

消防局は、次の業務を行う。

##### (1) 情報の収集及び伝達

###### ① 災害状況の把握

119番通報、かけこみ通報、消防無線、高見所（高層建物）からの物見、参集職員の情報等を総合し、被害の状況を把握し初動体制を整える。

###### ② 把握結果の緊急報告

消防局長は、災害の状況を本部長（場合によっては知事）に対して報告し、応援要請等の手続きに遅れのないよう対処する。

##### (2) 応援隊の受入れ

応援隊の受入場所を朝霞中央公園とする。

##### (3) 同時多発火災への対応

###### ① 避難地及び避難路確保優先の原則

大規模に延焼拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難地及び避難路確保の消防活動を行う。

###### ② 重要地域優先の原則

大規模に延焼拡大した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消防活動を行う。

###### ③ 消火可能地域優先の原則

大規模に延焼拡大した場合は、消火可能地域を優先して消防活動を行う。

###### ④ 市街地火災消防活動優先の原則

大工場、大量危険物貯蔵取扱施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消防活動を優先とする。

###### ⑤ 重要な消防対象物優先の原則

重要な消防対象物周辺と他の一般市街地から同時に火災が発生した場合は、重要な消防対象物の防護上に必要な消防活動を優先する。

**(4) 火災現場の活動原則**

- ① 出場隊の指揮者は、災害の態様を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助・救急活動の成算等を判断し、行動を決定する。
- ② 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢的現場活動により火災を鎮圧する。
- ③ 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火造建物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

**2 応援要請****(1) 消防相互応援協定による応援要請**

消防局長は、地域の消防力だけでは十分な活動が困難である場合には、あらかじめ結んだ消防相互応援協定に基づき他の消防機関に応援を要請する。

**(2) 緊急消防援助隊**

本部長は、消防相互応援協定による消防力では災害に対応できない場合又は特殊な災害が発生した場合は、以下の点に留意し県知事に消防庁長官へ緊急消防援助隊の出動を要請する。

なお、緊急消防援助隊の応援要請に際し、県知事と連絡が取れない場合には、直接消防庁長官に要請する。この場合、事後速やかに県知事に連絡する。

緊急消防援助隊の応援要請を行った場合には、消防局に緊急消防援助隊指揮支援本部を設置する。

**■知事への要請時の留意事項**

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> <li>① 災害の状況</li> <li>② 活動区域及び活動計画</li> <li>③ 必要な部隊及び資機材</li> </ol> |
|---|

**3 市民・自主防災組織・事業所等の活動**

市民・自主防災組織・町内会・自主防災組織等は、火災が発生した場合に初期消火活動を行い、消防機関が到着した場合にはその指示に従う。

事業所は、火災が発生した場合、出火防止措置及び初期消火活動を行う。火災の拡大、爆発等が発生するおそれのあるときは、次の措置をとる。

**■事業所の活動**

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> <li>① 警察、消防署等最寄りの防災機関への通報</li> <li>② 自衛消防隊等による初期消火、延焼防止活動</li> <li>③ 必要に応じて従業員、顧客等の避難</li> <li>④ 周辺地域の住民等に対する必要な情報の伝達</li> <li>⑤ 立ち入り禁止措置等の実施</li> </ol> |
|---|

**4 通電火災への警戒**

消防局は、消防団、市民、町内会・自治会・自主防災組織等と協力して電力復旧時の通電火災の発生、消火後の再燃、放火等を防止するために警戒巡視を行う。

## 第2 救急救助活動

### 1 情報の収集

要救助者を発見した者は、災害対策本部又は警察署等へ通報する。消防局は、自主防災組織及び警察署等から通報された情報を収集し管理する。

### 2 救助活動

#### (1) 救助チームの編成、指揮

消防局は、救助情報に基づいて、署員及び必要に応じて消防団員の中から救助チームを編成して出動する。

#### (2) 応援要請

消防局は、被害状況等に応じて埼玉県警察、隣接消防機関等の応援を要請し、必要に応じて建設業協会等に重機、資機材等の供給を要請する。また、高度な専門性を必要とする救急救助活動が必要で、管内の消防力では対応が困難である場合には、あらかじめ締結した埼玉県消防相互応援協定に基づき、他の消防機関に応援を要請する。多くの救助事象が発生した場合には、本部長は知事に対し、自衛隊の派遣要請を依頼する。

#### (3) 埼玉DMA Tへの応援要請

消防局長は、被災者の生命、身体等に重大な影響を及ぼすと判断される場合には直接、埼玉DMA T指定病院の長に対して埼玉DMA Tの出動を要請する。この場合、消防局長は、速やかに知事に報告し、その承認を得るものとする。

#### (4) 市民・自主防災組織・事業所の救出救護

市民・自主防災組織・事業所は、二次災害の発生に十分注意しながら地域及び事業所内の被害状況を調査し、行方不明者の確認を行う。

また、建物等の下敷きとなっている者がいるときは、可能な限り協力して救助し、応急手当を行う。

### 3 救急活動

消防局は、傷病者を救急車等で救護所又は後方医療機関へ搬送する。また、救急車が不足する場合は、他消防機関の救急車の応援を要請する。

本部班は、道路の被害等で救急車等による搬送ができない場合は、県に対して防災ヘリコプターの出動を要請する。

#### ■救助救急活動の原則

- ① 救助活動は、傷病者の救助・救護活動を最優先とし、消防部隊が相互に連携し効率的な組織活動を行う。
- ② 救急活動は、救命処置を優先し、傷病者の迅速、安全な搬送を原則とする。
- ③ 現場の市、医療機関、警察、その他の関係機関と連絡を密にし、傷病者の効率的な救護にあたる。
- ④ 延焼火災が多発し、同時に多数の救助救急事象が併発している場合は、火災現場付近を優先して救助・救急活動を行う。
- ⑤ 延焼火災が少なく、同時に多数の救助救急事象が併発している場合は、多数の人命を救護できる事象を優先に、効率的な救助・救急活動を行う。
- ⑥ 同時に小規模救助救急事象が発生した場合は、人命の危険度の高い事象を優先に救助・救急活動を行う。



### 第3 危険物災害の防止

#### 1 危険物施設の応急措置

地震が発生した場合、危険物施設管理者及び危険物取扱者は次のような措置をとる。

消防局は、許可申請時や立入検査において、施設管理者及び危険物取扱者に対し地震が発生した場合の適切な応急措置について指導する。

##### ■危険物施設の応急措置

- |                        |              |
|------------------------|--------------|
| ① 危険物の取扱い作業及び運搬の緊急停止措置 | ② 施設の応急点検    |
| ③ 出火及び流出の防止            | ④ 災害発生時の応急活動 |
| ⑤ 警察、消防への通報            |              |
| ⑥ 従業員及び周辺地域住民に対する避難、広報 |              |

#### 2 消防局の対応

消防局は、危険物施設の管理者から災害発生の通報を受けた場合、状況を調査して県に報告し、被害の拡大防止、消火活動、応急救護、住民広報、避難等必要な措置をとる。

ただし、被害の規模等により、対応が困難な場合は、必要により、警察及び関係機関等に協力を依頼する。

### 第4 消防団の活動

消防団は、消防局の指揮のもと、次の業務を行う。

#### (1) 出火防止

地震の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、居住地付近の住民に対し、出火防止（火気の使用停止、ガスの元栓閉鎖、電気のブレーカー遮断等）を広報するとともに、出火した場合は住民と協力して初期消火を図る。

#### (2) 消火活動

地域における消火活動や主要避難路確保のための消火活動を、単独もしくは消防局と協力して行う。

また、倒壊家屋、留守宅での通電時の出火等の警戒活動を行う。

#### (3) 救出救助

第2の「2 救助活動」によるほか、地域の被害状況に応じて、住民と協力し救出活動を行う。

#### (4) 避難誘導

避難の指示等がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させる。

#### (5) 情報の収集

早期の災害情報の収集を行う。

#### (6) 応援隊の受入準備

応援隊の受入準備及び活動地域の案内等を消防本部と協力して行う。

## 第7節 応急医療救護活動

### 〔方針・目標〕

- 保健センターに災害時医療救護マネジメントセンターを設置し、災害時応急医療救護活動の中心とする。
- 救護所設置予定施設に救護所を設置し、医師会、歯科医師会、薬剤師会と連携して傷病者の受け入れを行う。
- 発災後3日目から避難所で被災者の医療を開始する。

項目	担当
第1 応急医療活動	医療対策班、朝霞地区医師会、朝霞地区歯科医師会、朝霞地区薬剤師会、埼玉県南西部消防局
第2 被災者等への医療	医療対策班、朝霞地区医師会、朝霞地区歯科医師会、朝霞地区薬剤師会、朝霞保健所

### 第1 応急医療活動

【資料編】 1-10 病院・救急診療所一覧

#### 1 災害時医療救護マネジメントセンターの設置

医療対策班は、保健センター内に災害時医療救護マネジメントセンターを設置し、医療情報の収集、朝霞地区医師会等の医療関係団体、県等との連携を図る。

#### 2 救護所の設置

医療対策班は、次の場所（敷地内）に救護所を設置し、医療用資器材、電源、テント等、応急医療に必要な資器材を搬送する。第二次医療機関の状況の確認を行う。

##### ■救護所設置場所

- |          |             |
|----------|-------------|
| ① 地域防災拠点 | ② その他の必要な箇所 |
|----------|-------------|

##### ■第二次救急医療機関

- |                |          |        |
|----------------|----------|--------|
| ① TMGあさか医療センター | ② 朝霞厚生病院 | ③ 塩味病院 |
|----------------|----------|--------|

#### 3 医療救護班の活動

##### (1) 医療救護班の派遣

医療対策班は、必要に応じ朝霞地区医師会に医療救護班の派遣を要請する。医療救護班のみでは対応できない場合は、医療対策班は、県に埼玉医療救護班の出動を要請する。

朝霞地区医師会は、「災害時における医療救護活動に関する協定書」に基づき、速やかに医療救護班の編成を行う。特に医療救護班の出動要請がない場合も、朝霞地区医師会長又は代理者が被害状況を判断し、必要と認められる場合には、医療救護班を出動する。この場合には、市災害対策本部に事後報告する。

##### (2) 救護所での医療活動

救護所での医療活動は、次のとおりである。

#### ■救護所での医療活動

- ① 傷病者の応急手当
- ② 負傷者の傷害等の程度の選別（トリアージ）
- ③ 後方医療施設への搬送の要否及び搬送順位の決定
- ④ 搬送困難な患者に対する医療の実施
- ⑤ 死亡の確認
- ⑥ その他必要な措置

### (3) 埼玉DMATによる医療支援

埼玉DMATの活動内容については、次のとおりである。

#### ■埼玉DMATの活動内容

- ① 災害現場における医療情報の収集及び伝達
- ② 災害現場におけるトリアージ並びに応急治療及び搬送等
- ③ 広域搬送基地医療施設等での医療支援
- ④ 他の医療従事者に対する医療支援
- ⑤ その他災害現場における救命活動に必要な処置

## 4 医薬品、医療資器材等の確保

### (1) 医薬品・医療資器材の確保

救護所では、市備蓄の医薬品、医療資器材及び医師が持参する医薬品を使用する。不足する場合、医療対策班は、朝霞地区薬剤師会、医薬品業者に要請する。

調達が困難な場合、医療対策班は、県を通じて医薬品業者、他医療機関等に要請する。また、輸送については、県の物流オペレーションチームと連携する。

### (2) 血液製剤等の確保

医療対策班は、輸血用の血液及び血液製剤が必要なときは、日赤血液センターに要請する。また、必要に応じて市民へ献血の呼びかけを行う。

## 5 後方医療体制の確立

### (1) 医療施設の確保

医療対策班は、重症者等を第二次救急医療機関に収容するよう要請する。収容が困難なときは、県内の災害拠点病院に要請する。

### (2) 医療施設への搬送

医療対策班は、第二次救急医療機関等から災害拠点病院へ救急車で搬送する措置をとる。交通の状況により救急車で搬送が困難な場合は、県に防災ヘリコプター及び埼玉県ドクターヘリでの搬送を、自衛隊等にヘリコプターでの搬送を要請する。

#### ■後方医療機関

- ① 第二次救急医療機関：TMGあさか医療センター、朝霞厚生病院、塩味病院
- ② 災害拠点病院
  - 基幹災害医療センター：埼玉医科大学総合医療センター
  - 地域災害拠点病院：独立行政法人国立病院機構埼玉病院

## 第2 被災者等への医療

### 1 避難所等での医療、保健活動

医療対策班は、生活圈域単位に巡回医療班等を編成し、避難所、仮設住宅、自宅滞在者の医療、保健活動を実施する。

#### ■医療保健活動の実施項目

避難所	① 避難所の保健医療活動運営 ② 避難者の健康管理及び処遇調整 ③ 栄養対策 ④ 食中毒予防対策 ⑤ 感染症予防対策 ⑥ こころのケア対策の検討及び実施 ⑦ エコノミークラス症候群予防対策・介護予防対策 ⑧ 保健、医療、福祉の情報提供（広報や健康教育） ⑨ 仮設住宅入居予定者の健康状況把握のための検討及び準備
仮設住宅	① 健康状態の把握 ② 健康支援及び安否確認 ③ こころのケア対策の検討、実施（相談、健康教育） ④ 入居者同士の交流支援 ⑤ 仮設住宅から自宅に移る者への支援
在宅者	① 要配慮者の医療の継続支援、生活再建の支援調整、安否確認 ② 健康相談（窓口・電話・訪問）の実施 ③ こころのケア対策の実施（避難所内容と同様） ④ 保健、医療、福祉の情報提供（広報や健康教育） ⑤ 健康状態把握（要フォロー者の医療等への継続支援調整） ⑥ 新たな交流やコミュニティづくりの支援

### 2 慢性疾患への対応

#### (1) 慢性疾患患者への対応

医療対策班は、慢性疾患をもつ被災者の医療確保と継続を支援するため、主治医との調整、医薬品の調達、巡回医療班との連携をとる。

#### (2) 人工透析患者への対応

医療対策班は、人工透析患者への医療を確保するため、人工透析患者の把握、透析可能な医療機関の把握、患者の搬送、情報の周知等を行う。

### 3 精神科救急医療の確保

医療対策班は、相談窓口や巡回医療班等の対策活動を通じ、環境の急変等から病状が悪化し、緊急に入院が必要な精神障害のある人が認められた場合は、県内の精神科医療機関や臨床心理士の協力を得ながら、適切な診療体制を確保する。

## 第8節 水防・土砂災害対策

### 〔方針・目標〕

- 発災後 6 時間以内に河川堤防・護岸、水路等の被害調査を行い、応急復旧作業を開始する。
- 発災後 12 時間以内に崖地の被害状況等を収集して県に報告、12 日目からは応急的な復旧活動を実施する。降雨などにより危険がある場合は、避難の指示等を行う。

項目	担当
第1 水防対策	建設活動班、上下水道班、朝霞県土整備事務所、荒川上流河川事務所
第2 土砂災害対策	建設活動班、朝霞県土整備事務所

### 第1 水防対策

【資料編】 5－5 重要水防箇所・水位観測所

#### 1 河川施設の応急対策

建設活動班及び各河川管理者は、堤防及び護岸の被害、障害物の状況等を調査し、応急排水や二次災害の防止措置等を講ずる。また、速やかに復旧計画をたてて、施設の復旧を図る。

#### 2 水防活動

建設活動班、上下水道班は、降雨時に河川施設の被害箇所からの浸水被害を防ぐために、被害箇所及び重要な水防箇所を巡回し、異常を発見した場合は直ちに当該河川の管理者及び県土整備事務所長に報告するとともに水防活動を開始する。

### 第2 土砂災害対策

【資料編】 5－4 土砂災害ハザードマップ

#### 1 崖地の警戒・監視

建設活動班は、降雨時は、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域を巡視・点検し、崩壊の危険性を確認するとともに、危険性が高い場合は、速やかに関係者、周辺住民等にその旨を伝達する。

#### 2 崩壊箇所の応急対策

建設活動班は、崩壊した崖地の被害状況を確認し、必要に応じて、立入り禁止区域の設定、住民避難の指示、亀裂箇所をビニールシート等により覆うなど当面の安全措置を講ずる。また、砂防ボランティア等の協力を得て、点検調査を行うとともに、安全措置を講ずる。

## 第9節 避難

### 〔方針・目標〕

- 地震発生時には、市は、施設の管理者、自主防災組織と連携して避難所の開設と避難者の受入れを行う。この場合、夜間、休日を含め、地域対応班が駆け付け、対応する体制をとる。
- 避難所の運営は、自主防災組織等が避難所運営組織を立ち上げ自主運営を原則とする。市職員や施設管理者はその支援を行う。
- 避難所運営では、要配慮者の専用スペースの設置、介護ボランティア等の支援を行う。また、公共施設に福祉避難所を開設するなど、要配慮者の生活に配慮した対策を行う。

項目	担当
第1 避難活動	本部班、財務・情報班、福祉班、医療対策班、教育班
第2 避難所の開設・運営	本部班、財務・情報班、市民班、福祉班、教育班、各施設の管理者
第3 在宅避難者等への対応	財務・情報班、市民班、医療対策班
第4 広域一時滞在対策	本部班、市民班

### 第1 避難活動

【資料編】 7-3 県及び放送事業者の避難情報発令時の情報提供・連絡先

#### 1 避難指示等

##### (1) 避難指示等の発令

市長をはじめとする避難指示等の発令権者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要であると認めるときは、避難を要する地域の高齢者等に対し、「高齢者等避難」を発令する。ただし、事態が切迫し、急を要するときは、避難指示を発令する。高齢者等避難はその対象地域の高齢者を含む障害者等の避難行動要支援者に対し早期に避難する事を促すものである。「避難指示」は、被害の危険が切迫している場合に発し、住民等を立ち退かせるものである。なお、災害が発生し、又は切迫し、避難場所への移動が危険な場合、市長は、必要と認める地域の住民等に対し、「緊急安全確保」を発令することができる。

##### ■避難指示等発令の目安

- ① 延焼火災が拡大し、又は拡大のおそれがあるとき
- ② 建物が大きな被害を受け、居住を継続することが危険なとき、又は建物の倒壊により周囲に影響を及ぼすとき
- ③ ガス等の危険物の漏出により周辺の住民に危険が及ぶおそれがあるとき
- ④ がけ崩れ等の発生により建物等が被災するおそれがあるとき
- ⑤ 堤防等が破損し、浸水等のおそれがあるとき
- ⑥ その他住民の生命・身体を保護するため必要なとき

■避難指示等の発令権者及び要件

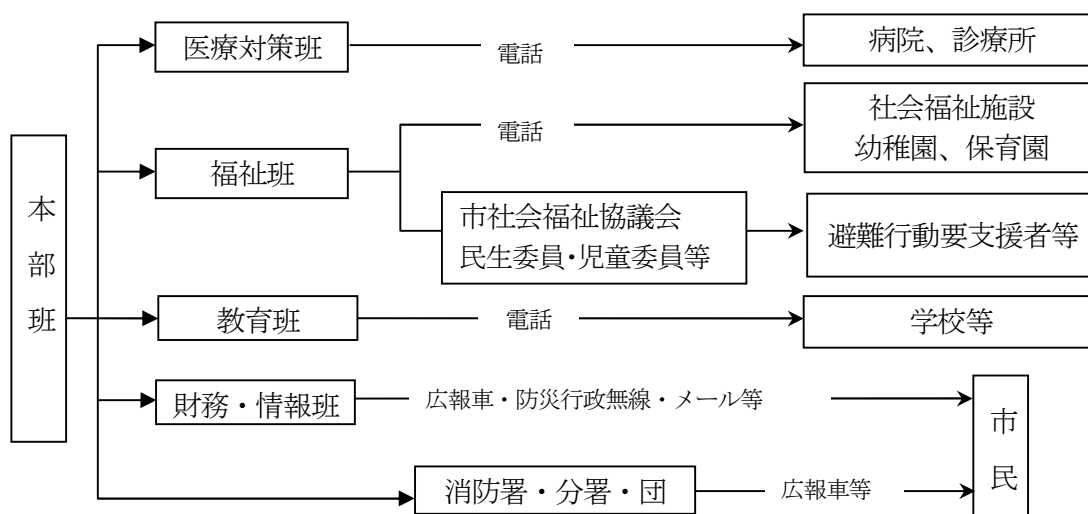
発令権者 (権限の種類)	避難指示等を行う要件	根拠法令
市長 (避難指示等)	○災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき	災害対策基本法 第60条
知事 (避難指示等)	○災害の発生により市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	災害対策基本法 第60条
警察官 (避難指示等)	○市長が避難のための立退きを指示することができないと認められるとき	災害対策基本法 第61条
	○市長から要求があったとき ○人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要するとき	警察官職務執行法 第4条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官(指示)	○人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要する場合で、その場に警察官がいないとき	自衛隊法第94条
知事又は知事の命を受けた県職員(指示)	○洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条
	○地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき	地すべり等防止法 第25条
水防管理者(指示)	○洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条

(2) 避難指示等の伝達

避難指示等の伝達経路は次のとおりとする。

本部班は、各部及び関係機関に避難指示等の広報を要請する。

また、知事に対し、避難指示等の実施時刻、避難先、避難者数、避難対象区域の人口等を速やかに報告する。



■避難指示等の伝達経路

**(3) 解除**

市長は、災害による危険がなくなつたと判断されるときには、避難指示等を解除し、住民に周知するとともに、速やかにその旨を知事に報告する。

**2 避難誘導**

**(1) 避難誘導**

災害の規模、状況に応じて、負傷者、要配慮者を優先して、避難場所へ誘導する。

**■避難誘導者**

誘導対象	避難誘導担当者
在宅者等	消防局、警察官、自治会・町内会、自主防災組織、民生委員・児童委員、消防団及びその他の地域防災の担い手等
市施設の利用者	施設管理者、教職員、施設職員
事業所等の従業員・利用者	施設の防火管理者及び管理責任者等
公共交通機関の利用者	施設管理者及び乗務員

**(2) 避難行動要支援者の避難誘導**

在宅の避難行動要支援者の避難は、自主防災組織及び民生委員・児童委員など、地域で協力・連携し、支援する。

ただし、自力及び家族等の支援による避難が困難な者については、福祉班が準備した車両で避難させるよう努める。

**(3) 携行品の制限**

携行品は、円滑な避難行動に支障をきたさない最小限度のものとする。

**3 広域避難**

市長は、避難指示等を行った場合の立退き先を市内の指定緊急避難場所等とすることが困難で、他市町村に滞在させる必要がある場合に、災害対策基本法第61条の4による広域避難を実施する。

**(1) 広域避難の要請**

県内の他市町村に受入れを要請する場合は、その旨を県に報告し、当該市町村と協議する。

県外の市町村への広域避難が必要な場合は、県に対して当該都道府県と協議するよう求める。緊急を要する場合は、県に報告して当該市町村と協議する。

**(2) 広域避難の受入れ**

他市町村または県から本市への広域避難の受入れを求められた場合は、正当な理由がある場合を除いてこれを受諾し、指定緊急避難場所等を提供する。

**4 警戒区域の設定**

市長をはじめとする警戒区域の設定権者は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずるなどの措置を講じる。



■警戒区域の設定権者及び要件・内容

設定権者	設定の要件・内容	根拠法令
市長	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入を制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。	災害対策基本法第63条
知事	災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、上記の全部又は一部を市長に代わって実施しなければならない。	災害対策基本法第73条
消防局長 又は 消防署長	ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認めるとき、火災警戒区域を設定してその区域内における火気の使用を禁止し、又は総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、若しくはその区域への出入を禁止し、若しくは制限することができる。	消防法第23条の2
消防吏員 又は消防団員	火災の現場においては、消防警戒区域を設定して、総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ又はその区域への出入を禁止し若しくは制限することができる。	消防法第28条
水防団長・団員、 消防機関に属する者	水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入を禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。	水防法第14条
警察官	次の場合、上記に記載する市長等の職権を行うことができる。 市長若しくは市長の委任を受けた市職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。	災害対策基本法第63条
	消防長若しくは消防署長又はこれらの者から委任を受けた消防吏員若しくは消防団員が現場にいないとき又は消防長若しくは消防署長から要求があったとき。	消防法第23条の2
	消防吏員又は消防団員が火災の現場にいないとき又は消防吏員又は消防団員の要求があったとき。	消防法第28条
	消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったとき。	水防法第21条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	市長若しくは市長の委任を受けた市職員及び警察官が現場にいないとき、上記に記載する市長等の職権を行うことができる。	災害対策基本法第63条

## 第2 避難所の開設・運営

- 【資料編】 7-1 避難場所等一覧  
9-5 避難所運営のための様式

### 1 避難所の開設

#### (1) 避難所の開設

強い地震により被害が発生した場合には、避難所に指定されている施設の管理者が、可能な限り自主的に避難所を開設する。

本部班は、被害の発生状況に応じて避難所の開設を決定し、教育班、福祉班、市民班に避難所開設を指示する。開設する避難所は指定避難所を選定するが、不足する場合は総合体育館、中央公民館・コミュニティセンターを一時的な避難場所として開設する。なお、避難所の開設にあたっては、施設の管理者に連絡をとる。

休日・夜間時に地震が発生した場合には、地域対応班が震度に応じて参集し、当面の避難所担当職員として避難所開設の準備を行う。

なお、地域防災拠点では、地域対応班は、地域の避難状況・被害状況の把握・報告、避難行動要支援者の安否確認・避難状況把握、市民への広報、物資の需要把握等、あらかじめ定められた活動を行う。

#### (2) 避難所の開設状況等の周知

財務・情報班は、埼玉県災害オペレーションシステムに避難所の開設状況を入力し、データ放送、FM放送等で市民等に周知する。また、避難所担当職員・地域対応班等が「VACANMaps」に入力した避難所の混雑状況を市民等に情報提供する。

#### (3) 避難施設の確認

避難所担当職員・地域対応班は、施設の管理者等と協力し、避難所施設の状況を確認する。避難所が施設損壊により危険な場合には、立ち入り禁止の表示をし、地域住民の協力を得る。必要に応じて、他の避難場所への誘導を行う。

#### (4) 災害対策本部への連絡

避難所担当職員・地域対応班は、避難所や避難者の状況を電話又は防災行政無線により災害対策本部へ連絡する。

財務・情報班は、本部で受けた避難情報を取りまとめる。

### 2 避難所の運営

#### (1) 避難所運営組織

避難所の運営は、原則として自主防災組織を中心とした避難者の自主運営にて行う。

自主防災組織は、組織のリーダーからなる避難所自主運営組織をつくり、自主的な運営を行う。避難所担当職員・地域対応班は、避難所自主運営組織の確立やボランティア等との調整を行う。

■避難所運営の役割分担

避難所自主運営組織	避難所担当職員・地域対応班
① 運営方法等の決定	① 災害対策本部との連絡
② 生活ルールの作成	② 広報
③ 避難者カード・名簿の作成	③ 施設管理者、ボランティア等との調整
④ 市からの連絡事項の伝達	④ 避難所運営記録
⑤ 食料・物資の配給	⑤ 避難者カード・名簿のとりまとめ
⑥ ボランティア等との調整	
⑦ 避難者の要望等のとりまとめ	

特に、男女双方の視点が運営ルール等に反映され、男女のニーズの違いが十分配慮された避難者支援が行われるよう、避難所自主運営組織の役員及び避難所担当職員・地域対応班には、それぞれ女性も配置されることに努める。

(2) 避難者の把握

避難所担当職員は、避難所自主運営組織の協力を得て、避難者カード、避難者名簿を作成する。また、自主防災組織と協力して、避難所施設以外の在宅避難者の把握も行う。

(3) ボランティアへの協力要請

避難所では、食料、生活必需品の供給、炊き出し等にボランティアの協力を得る。避難所担当職員は、必要に応じてボランティアセンターにボランティアの派遣を要請する。

(4) 避難所事務所の開設

避難所担当職員は、避難所内に避難所事務所を開設し、運営の拠点とする。

(5) 避難所運営記録の作成

避難所担当職員は、避難所の運営状況について、避難所運営記録を作成し、1日に1度、本部へ報告する。

また、病人発生等、特別な事情のあるときは、そのつど必要に応じて報告する。

財務・情報班は、避難所に関する情報をとりまとめる。本部班は、定期的に避難者収容状況を県に報告する。

3 避難所設備の整備

(1) スペースの配置

避難所担当職員は、施設管理者等と協力して避難所のスペースを用途に応じて配置する。また、生活スペース等は家族単位を原則とするが、その他のスペースは男女別に確保するように努め、特にトイレについては安全性等に配慮する。

■スペース例

① 生活スペース	② 休憩スペース	③ 更衣スペース
④ 洗面・洗濯スペース	⑤ 救護所スペース	⑥ 物資保管スペース
⑦ 配膳・配給スペース	⑧ 駐車スペース	⑨ トイレ
⑩ 避難所事務室	⑪ 授乳室	⑫ 育児室
⑬ 福祉避難室	⑭ ペット専用スペース	

**(2) 設備・備品の設置**

避難生活に必要な設備・備品を設置する。不足の設備、備品は市民班が確保に努める。

**■避難所の設備（例）**

① 暖房器具	② 冷房器具	③ 扇風機	④ 仮設トイレ
⑤ 公衆電話	⑥ 給湯設備	⑦ 掲示板	⑧ 間仕切り
⑨ 食器、調理器具	⑩ 清掃用具	⑪ 洗濯機、物干し	
⑫ 畳・マット	⑬ 段ボールベッド等の簡易ベッド		
⑭ 仮設風呂・シャワー	⑮ テレビ・ラジオ・情報通信機器（インターネット）		

**4 生活の支援****(1) 食料・物資の供給**

避難所担当職員は、必要な食料等を市民班に要請する。市民班は要請に応じ、本部班と連携して協定業者等に必要な食料等の供給を依頼する。避難者への配布は、避難所自主運営組織が実施する。

食料配布の際は、食物アレルギーの避難者のために原材料表示や献立表の掲示等を行う。

**(2) 衛生管理**

避難所担当職員は、避難所自主運営組織、保健師、ボランティア等と協力して、避難所の衛生及び感染症対策を行い、居住環境の保持や避難者の健康管理に努める。

**(3) 入浴支援**

市民班は、公共施設や自衛隊の入浴支援及びホテル、公衆浴場等の入浴施設を確保し、被災者に対し入浴サービスを提供する。

**5 女性や要配慮者、多様な人々への配慮****(1) 避難所での対策**

避難所運営において、高齢者、障害のある人、女性、子ども、外国人等の要配慮者、性的マイノリティなど多様な人々に対し、次のとおり配慮する。

- ① 要配慮者をはじめとした避難者のニーズの把握に努め、避難所の運営に反映する。また、障害のある人については、障害の状況によって支援内容が異なることから、必要な支援内容についての個別の確認を行う。
- ② 避難所における生活環境に注意し、良好な生活の確保に努め、間仕切りの設置など避難者のプライバシーの保護にも配慮する。
- ③ 避難生活では、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、避難者の健康状態を十分把握し、メンタルケアを含めた対応を行う。
- ④ 要介護高齢者、障害のある方、妊産婦等の専用スペース（福祉避難室）を設けるなどの特段の配慮を行い、医療機関への移送や福祉施設への入所、手話通訳者、ホームヘルパー、介護ボランティアの確保、派遣等の必要な措置をとる。
- ⑤ 外国人の避難者には、外国語の表示や通訳を確保する。
- ⑥ 女性や子育て家庭のニーズに配慮し、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置、生理用品や女性用下着の女性による配布、女性相談員の配置、防犯対策などを講じる。

## (2) 福祉避難所の開設

福祉班は、要介護高齢者、障害のある方の状況等により必要な場合は、災害協定を締結している社会福祉施設等に福祉避難所を開設して受入れを行う。

## (3) 車中泊避難スペースの確保

本部班は、災害協定を締結する事業者等の協力を得て車中泊避難スペースを確保する。

## 第3 在宅避難者等への対応

市は、市の避難所以外の自宅、車中泊等で生活を余儀なくされた在宅避難者に対しても避難所滞在者に準ずる支援に努める。

- (1) 市民班は、自治会・町内会、自主防災組織等に、在宅避難者や自主的な避難所の所在確認、在宅避難者等への情報提供を依頼する。

財務・情報班は、在宅避難者に関する情報提供内容を安否情報システムで管理する。

- (2) 市民班及び医療対策班は、避難所を各地区の在宅避難者の支援拠点とし、食料及び生活必需品の供給、保健師による巡回健康相談等の実施に努める。また、医療対策班は、車中泊の避難者に対し、深部静脈血栓（エコノミークラス症候群）の発症を防止するための保健指導を行う。

## 第4 広域一時滞在対策

災害により被災者の居住場所を市内に確保できない場合、災害対策基本法による他市町村への広域一時滞在を実施する。

### 1 広域一時滞在の要請

市長（本部班）は、県内の他市町村の受入れが可能と予想される場合は、本市の具体的な被災状況、受入れを要する被災者数等を示して当該市町村と協議する。

また、県内の被災状況等から県外への広域一時滞在が必要な場合は、県に対して他の都道府県と受入協議を行うよう要請する。

受入れが決定された場合、市民班は、避難先となる市町村に職員を派遣し、本市の避難者の受入方法等を調整する。

### 2 広域一時滞在の受入れ

他市町村又は県から本市への広域一時滞在の受入れを要請された場合は、本市も被災している場合等の理由がある場合を除いてこれを受諾し、一時滞在用の公共施設等を提供する。

## 第10節 災害警備活動・交通規制

### 〔方針・目標〕

- 避難後の被災地や避難所における放火、盗難等の防犯のため、警察、自主防災組織と連携して警戒巡視や避難所での警備を強化する。

項目	担当
第1 警察の災害警備	朝霞警察署
第2 被災地の警備	市民班、朝霞警察署
第3 交通規制	朝霞警察署

### 第1 警察の災害警備

警察は、県内に大規模な地震が発生した場合は、警察本部長を長とする埼玉県警察震災警備本部及び警察署長を長とする警察署震災警備本部をそれぞれ設置する。

朝霞警察署は、大規模地震発生時の警備活動を円滑に行うため、必要に応じて市や関係機関と連携する。また、朝霞警察署の被災時は、市長が特に認めた施設を代替施設として使用するものとする。

#### ■警察の警備活動

- ① 情報の収集
- ② 被害の実態の把握
- ③ 被災地域居住者等の避難所への避難誘導
- ④ 危険にさらされている者及び負傷者の救出、救助
- ⑤ 交通の混乱防止のための交通規制措置並びに避難誘導路、緊急交通路の確保
- ⑥ 行方不明者の捜索及び死体の見分、検視（見分）
- ⑦ 被災地及び避難所の警戒
- ⑧ 各種犯罪の予防検挙
- ⑨ 食料倉庫、救助物資集積所等の警戒
- ⑩ 防災関係機関との連絡協調
- ⑪ その他必要な警察活動

### 第2 被災地の警備

#### 1 被災地の警備

自主防災組織・自治会・町内会は、自らの居住区域の警戒巡視を行い、火災、盗難等を防止する。

#### 2 避難所の警備

市民班は、避難所の防犯対策を実施する。避難所担当職員は、避難所自主運営組織と連携して、避難所内における火災の防止や防犯に努めるようにする。

### 第3 交通規制

- 【資料編】 8-3 災害対策基本法に基づく交通規制表示  
8-4 市内の特殊通行規制区間

## 1 大地震発生後の交通規制

大地震発生後は、緊急輸送車両等の通行する道路（以下「緊急交通路」という。）を確保するため、交通機動隊、高速道路交通警察隊及び警察署においては、道路の陥没、橋の落下、その他の交通の障害状況等を的確に把握し、以下の交通規制を行うこととなっている。

### (1) 交通規制の内容

- ① 第1次交通規制（高速道路交通警察隊長（以下「高速隊長」という。）及び警察署長の命により行う交通規制）

緊急交通路を確保し、大震災発生と同時に災害応急対策を的確かつ円滑に実施するため、次により交通規制等の措置及び緊急通行車両の確認事務を実施する。

#### ア 第1次緊急交通路の確保

- (ア) 高速隊長は、次に掲げる高速自動車国道及び自動車専用道路を第1次の緊急交通路として確保する。

- |            |              |
|------------|--------------|
| ○ 常磐自動車道   | ○ 首都高速池袋線    |
| ○ 東北自動車道   | ○ 首都高速川口線    |
| ○ 関越自動車道   | ○ 首都高速三郷線    |
| ○ 東京外環自動車道 | ○ 首都高速埼玉大宮線  |
| ○ 首都圏中央連絡道 | ○ 首都高速埼玉新都心線 |

- (イ) 次に掲げる一般道路の区間を管轄する警察署長は、当該区間を第1次の緊急交通路として確保する。

- 国道4号線都県境谷塚陸橋から下間久里陸橋までの間
- 国道4号バイパス下間久里陸橋から茨城県境までの間
- 国道17号線都県境戸田橋から箕田交差点までの間
- 国道17号線四拾坂下交差点から群馬県境までの間
- 国道254号線都県境東埼橋から志賀交差点までの間
- 国道254号小川バイパス志賀交差点から金勝山交差点までの間
- 国道254号線金勝山交差点から群馬県境までの間

#### イ 路線規制及び地域規制

警察署長は、管轄区域内の道路状況等により交通規制が必要と認めた場合は、管轄区域内において、道路と区間を指定（以下「路線規制」という。）又は地域の範囲を指定（以下「地域規制」という。）して交通規制を実施する。

- ② 第2次交通規制（県警備本部長の命による交通規制）

県警備本部長は、第1次交通規制実施後、災害の規模及び被害の状況に応じて新たに交通規制又は既に実施中の交通規制の拡大、縮小、解除等の変更が必要と認めるときは、次により第2次交通規制を実施する。

#### ア 路線規制及び地域規制の実施

被災状況等から新たに必要となった交通規制並びに県警備本部長において必要と認められた交通規制について、路線規制又は地域規制を実施する。

#### イ 第2次緊急交通路の確保

第1次交通規制で確保した第1次緊急交通路のほか、更に災害応急対策上緊急交通路を確保する必要があるときは、次に掲げる道路を第2次緊急交通路として指定する。

- (ア) 第2次緊急交通路の指定路線

- 国道122号線都県境新荒川大橋から加倉北交差点までの間
- 国道122号バイパス加倉北交差点から閩戸交差点までの間

- 国道122号線閩戸交差点から群馬県境までの間
- 国道17号線線大宮バイパス都県境笹目橋から宮前インターまでの間
- (イ) 指定路線以外の道路の指定
 

被災状況及び災害応急対策上の必要から、緊急交通路以外の道路を緊急交通路として指定するときは、埼玉県地域防災計画に定める緊急輸送道路の中から指定する。
- ③ 都県境規制
 

緊急交通路を確保するとともに、県内及び都内の被災状況等に応じた交通管理を実施するため、次に掲げる交差点において、都内の交通規制を勘案し、県内又は都内への流出入規制を実施する。

  - ア 第1次交通規制実施時
    - 国道4号線谷塚仲町交差点
    - 国道17号線川岸1丁目交差点
    - 国道254号線和光陸橋下交差点
  - イ 第2次交通規制実施時
 

第2次交通規制実施時においては、前記アのほか次に掲げる交差点においても、流出入規制を実施する。

    - 国道122号線本町ロータリー交差点
    - 国道17号線新大宮バイパス早瀬交差点
- ④ 緊急通行車両等の確認及び交通検問所の設置
 

緊急通行車両等の確認並びに確認証明書及び確認標章の交付については、各警察署において実施するほか、次に掲げる料金所等に交通検問所を設置して実施する。

  - ア 第1次交通規制実施時の交通検問所
    - (ア) 高速道路等
      - 常磐自動車道三郷料金所
      - 東北自動車道浦和料金所
      - 関越自動車道新座料金所
    - (イ) 一般道路
      - 国道4号線谷塚仲町交差点及び庄和インター
      - 国道17号線川岸1丁目交差点及び吉野町インター
      - 国道254号線和光陸橋下交差点及び新宿北交差点
  - イ 第2次交通規制実施時の交通検問所
 

第2次交通規制実施においては、前記アのほか、次に掲げる交差点においても緊急通行車両等の確認等を行う。

    - 国道122号線本町ロータリー交差点及び加倉南交差点
    - 国道17号線新大宮バイパス早瀬交差点及び三橋5丁目交差点
  - ウ その他の道路の交通検問所
 

その他の道路を緊急交通路として指定する場合の交通検問所は、県警備本部長が指定する。

## (2) 広域交通規制に関する通報連絡

交通規制を実施した場合は、警察庁、管区警察局、関係都道府県警察に対し、規制の内容、路線名、区間、期間、理由等を通報・連絡する。解除の場合も同様とする。



## 2 直下地震に対応する交通規制措置

直下型地震（被害地域が局地的な地震）が発生した場合の交通規制は、前記1（1）に準じるほか次により実施することとなっている。

### (1) 第1次交通規制

第1次緊急交通路を確保するため、高速隊長は次に掲げるインターチェンジ及び首都高速道路の本線出口において、下り線を通行する緊急通行車両等以外の通行車両を本線から一般道路へ誘導排除する交通規制を実施する。また、警察署長にあつては、緊急通行車両等以外の車両を緊急交通路から交差する道路へ誘導排除するための車両通行禁止の措置を実施する。

- 関越自動車道所沢インター
- 首都圏中央自動車道入間インター
- 首都高速道路三郷線八潮南出口
- 首都高速道路川口線新郷出口
- 首都高速道路池袋線戸田南出口

### (2) 第2次交通規制

高速隊長及び警察署長は、前記1（1）②により、県警備本部長の命により第2次緊急交通路その他緊急交通路として指定された道路確保のための交通規制を実施する。

### (3) 都県境規制

前記1（1）③により実施するほか、県警備本部長が必要に応じてその都度指定する実施場所により交通規制を実施する。

### (4) 交通検問所の設置

交通検問所は、前記1（1）④に掲げる高速道路等料金所及び交差点のほか、次の地点に設置する。

- ① 第1次交通規制実施時
  - ・ 国道4号バイパス菱沼交差点
  - ・ 国道17号線若泉2丁目交差点、国道17号バイパス上之南交差点
  - ・ 国道254号線吉田林交差点、国道254号バイパス上唐子北交差点
- ② 第2次交通規制実施時
  - ・ 国道122号線昭和橋交差点

### (5) その他の交通規制

県警備本部長は、被災状況、災害応急対策状況及び交通規制状況に応じ、高速隊長及び警察署長に対し、次の措置を講じさせるとともに、必要により関係都県警察に対しても、交通量削減のため、協力を要請する。

- ① 高速隊長
  - 高速道路等の出口から被災地方面へ向かう交通量削減措置
- ② 警察署長
  - 管轄区域内の主要幹線道路（一般国道、主要地方道、県道等）において、被災地方面へ向かう交通量削減措置

## 第11節 緊急輸送・燃料確保

### 〔方針・目標〕

- 発災直後の傷病者の搬送、緊急物資の輸送は、ヘリコプターを中心とした輸送によるものとし、6時間以内にはヘリコプター臨時離着陸場を開設する。
- 発災後2時間以内に市道主要路線の被害状況を把握し応急復旧作業を開始、24時間以内に緊急輸送道路として通行可能となるようにする。
- 発災後24時間以内に、燃料供給協力業者に連絡して供給体制を確保する。

項目	担当
第1 緊急通行車両の確認	管財班、県、朝霞警察署
第2 緊急輸送路の確保	建設活動班、朝霞県土整備事務所、朝霞警察署
第3 ヘリコプター臨時離着陸場の開設	本部班、教育班、自衛隊
第4 緊急輸送	管財班、本部班
第5 燃料の確保	管財班

### 第1 緊急通行車両の確認

- 【資料編】 8-2 緊急通行車両標章  
 9-7 緊急通行車両申出書  
 9-8 規制除外車両確認申出書

#### 1 申請の手続き

知事又は公安委員会は、災害対策基本法第76条に基づく通行の禁止又は制限を行った場合、緊急輸送のための車両の使用者の申出により、災害対策基本法施行令第33条の規定により緊急通行車両の確認（緊急通行車両標章及び確認証明書の交付）を行う。

管財班は、災害対策に使用する車両について、「緊急通行車両確認申請書」を公安委員会に提出する。公安委員会は、緊急通行車両であることを確認したときは、緊急通行車両標章及び確認証明書を交付する。

交付された緊急通行車両標章は、運転者席の反対側（助手席）の内側ウインドウガラス上部の前面から見やすい箇所に貼付し、確認証明書は、当該車両に備えつける。

#### 2 緊急通行車両の事前申出について

県公安委員会では、緊急通行車両の迅速な確認手続きを実施するため、あらかじめ関係機関から緊急通行車両の事前申出を受理している。

管財班は申出済み車両に、交付を受けている緊急通行車両確認標章・証明書を配備する。

### 第2 緊急輸送路の確保

- 【資料編】 8-1 市の緊急輸送道路

#### 1 緊急輸送路の確保

建設活動班は、主要な市道について被災状況を把握し、応急復旧作業を行う。

また、災害による交通の途絶又は緊急的な輸送を必要とする場合は、国が整備した荒川右岸の

緊急河川敷道路及び船着場を利活用する。

道路管理者は、警察と連携して、緊急輸送道路の状況を把握し、状況に応じて点検・応急復旧などを行い、通行を確保する。

また、建設活動班は、道路の通行禁止、制限等の対策を実施し、緊急輸送道路の状況を警察署及び各部へ伝える。

## 2 緊急輸送路に関する交通規制対象道路

県は、災害発生時の被害者の救援、緊急物資の輸送への対処を目的として、県内の国道、主要地方道等を緊急輸送道路として指定している。市内の該当する緊急輸送道路は、次のとおりである。

また、建設活動班は、市の緊急輸送道路について、被害の状況等により必要に応じて、交通規制の実施を警察に依頼する。

### ■緊急輸送道路

県 指 定	① 一般国道254号 ② 一般県道東京朝霞線：朝霞市幸町（新座和光線との交差点）～新座市境 ③ 主要地方道保谷志木線：市内全線 ④ 一般県道新座和光線：朝霞市膝折町（保谷志木線との交差点）～朝霞市膝折町（朝霞蕨線との交差点） ⑤ 一般県道和光志木線：志木市境～朝霞市北原（武蔵野線が「ト」下付近の交差点） ⑥ 主要地方道朝霞蕨線：朝霞市役所～朝霞市幸町（国道254号との交差点） ⑦ 市道8号線：朝霞市幸町（新座和光線との交差点～朝霞市役所前交差点）
市 指 定	① 主要地方道朝霞蕨線：市中部の地域防災拠点と朝霞クリーンセンターを結ぶ南北連絡路 ② 一般県道和光志木線：市北西部～市中部の地域防災拠点を結ぶ連絡路 ③ 一般県道ふじみ野朝霞線：内間木支所、第三小学校への連絡路及び市北部の東西連絡路 ④ 市道1号線：溝沼市民センターへの連絡路及び市中部における東西連絡路 ⑤ 市道2号線：国道254号と主要地方道朝霞蕨線を結ぶ南北連絡路 ⑥ 市道7号線：国道254号との交点から主要地方道朝霞蕨線との交点 ⑦ 市道8号線：市中部の地域防災拠点を結ぶ南北連絡路 ⑧ 市道9号線：市西部の地域防災拠点を結ぶ南北連絡路 ⑨ 市道22号線：第九小学校への連絡路

## 3 放置車両等の移動

建設活動班は、放置車両や立ち往生車両等が発生し、緊急通行車両の通行を確保するため緊急を要するとき、国土交通大臣又は県知事から指示を受けたとき、又は県公安委員会から要請を受けたときは、災害対策基本法第76条の6の規定に基づき、区間を指定して運転者等に対して車両の移動等を命令する。また、運転者がいない場合等は、自ら車両の移動等を行う。

### 第3 ヘリコプター臨時離着陸場の開設

本部班は、県からの指示があった場合、若しくは航空輸送が必要と判断した場合、ヘリコプター臨時離着陸場の開設を決定し、教育班へ離着陸場周辺の被災状況の把握を指示する。

教育班は、ヘリコプター臨時離着陸場の開設が可能であるか、予定地の状況を早急に把握し、本部班に伝え、開設作業等について自衛隊等に協力する。

ヘリコプター臨時離着陸場は、次の候補地とする。

#### ■ヘリコプター臨時離着陸場候補地

- |              |                    |
|--------------|--------------------|
| ①朝霞中央公園陸上競技場 | ②東洋大学朝霞キャンパスグラウンド2 |
|--------------|--------------------|

### 第4 緊急輸送

#### 1 車両の確保

##### (1) 市有車両の確保・配車

管財班は、市有車両を管理し、災害時の配車計画に基づき、各班からの配車要請を踏まえて配車を行う。

##### (2) 車両の確保

管財班は、市有車両では不足する場合又は市有車両では輸送できない場合は、輸送業者等からトラック、バス等を調達する。必要とする車両等が調達不能となった場合、県に対して調達及びあっせんを要請する。なお、借上方式で調達した車両は、市有車両と同様に災害時の配車計画に組み込むものとする。

また、災害応急対策の実施のため緊急を要する場合は、災害対策基本法第86条の14及び第86条の18の規定を活用し、運送事業者である指定公共機関（日本通運(株)など）又は指定地方公共機関（県トラック協会、県バス協会）への運送要請を県に依頼する。この場合、運送すべき人、物資又は資材並びに運送すべき場所及び期日を示して運送を要請する。

#### 2 その他の輸送手段の確保

##### (1) 鉄道の輸送

本部班は、自動車による輸送が不可能な場合又は広域輸送が必要な場合は、東日本旅客鉄道株式会社及び東武鉄道株式会社に鉄道による輸送を要請する。

##### (2) 航空輸送

本部班は、災害による交通の途絶又は緊急的な輸送を必要とする場合は、県を通じてヘリコプターによる輸送を要請する。

### 3 緊急輸送

#### (1) 緊急輸送の範囲

市及び防災関係機関が実施する緊急輸送の対象は、次のとおりである。

##### ■緊急輸送の範囲

第1 段階	① 救助・応急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資 ② 消防活動等の災害の拡大防止のための人員、物資 ③ 初動の応急対策に必要な人員、物資 ④ 医療機関へ搬送する傷病者等 ⑤ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通対策等に必要な人員、物資
第2 段階	上記に加え ① 食料、水等生命の維持に必要な物資 ② 傷病者及び被災者の被災地外への輸送 ③ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員、物資
第3 段階	上記に加え ① 災害復旧に必要な人員、物資 ② 生活必需品

#### (2) 緊急輸送の実施

各担当班は、各班からの輸送要請に基づき、輸送業者等と連絡調整を行い、本部班と連携し、車両等の手配を行い、緊急輸送を実施する。

輸送を依頼する場合には、交通情報に注意し、なるべく使用可能な路線を通知するよう努める。

## 第5 燃料の確保

管財班は、市有車両、借上車両などに必要な燃料を、災害協定を締結した燃料供給協力業者から調達し、優先給油を受けられる給油所を各車両に伝達する。

また、災害対策や病院等の非常用発電機の燃料が不足する場合、避難所の暖房や炊き出し等に用いる燃料が不足する場合、災害協定を締結した燃料供給協力業者に石油燃料及びガス燃料の供給をそれぞれ要請する。

必要とする燃料等が調達不能となった場合、県に対して調達及びあっせんを要請する。

## 第12節 給水、食料・生活必需品の供給

〔方針・目標〕

- 発災から24時間以内に給水資機材、車両を確保し、応急給水を開始する。その後、全国からの応援を受け給水活動の充実を図る。
- 災害発生当初の食料、生活必需品は、①市民等の家庭内備蓄、②市の備蓄、③県の備蓄の順に充当することを基本とし、その後は食料販売業者、自衛隊の炊き出し等で供給する。
- 発災後、全国に救援物資の要請を行うが、原則として、自治体、企業、団体からの物資のみを受け入れる。

項目	担当
第1 飲料水の供給	上下水道班
第2 食料の供給	本部班、職員班、市民班、教育班
第3 生活必需品の供給	本部班、市民班、教育班
第4 救援物資の受入れ・管理	市民班

### 第1 飲料水の供給

【資料編】6-1 応急給水所開設場所一覧

6-2 小中学校受水槽施設一覧

#### 1 被災状況等の把握

上下水道班は、水道施設の被災状況、断水の状況、避難所、病院等の情報を収集し、給水需要を把握する。

#### 2 応急給水実施計画等の作成

##### (1) 応急給水実施計画等の作成

上下水道班は、被災状況等の情報に基づき次のような応急給水実施計画を作成する。

##### ■ 応急給水実施計画等の事項

給水方法	○給水拠点への運搬給水（給水車） ○泉水浄水場及び岡浄水場での応急給水 ○第5号及び第10号取水井での応急給水 ○県水送水管からの応急給水 ○東京都水道局朝霞浄水場での応急給水	
給水拠点	○地域防災拠点（各小学校）	○避難所等
応急給水 配備表	○輸送ルート ○給水場所の人員配置	○給水実施期間
応援要請	○朝霞市指定給水装置工事業業者 ○東京都水道局朝霞浄水場 ○自衛隊	○日本水道協会埼玉県支部 ○埼玉県災害対策本部給水部 ○災害応援協定締結先 等

**(2) 資機材、車両の確保**

上下水道班は、応急給水用資機材及び給水車等の車両を日本水道協会埼玉県支部、朝霞市指定給水装置工事事業者、災害応援協定締結先等に要請し確保する。

**(3) 給水所（拠点）の周知・広報**

給水所を開設したときは、市民に対する周知事項をとりまとめ、財務・情報班に広報を依頼する。

**3 応急給水**

**(1) 優先給水**

上下水道班は、医療施設、避難所、福祉施設、老人施設等の重要施設に対し、優先給水を行う。

**(2) 給水活動**

上下水道班は、浄水場から給水拠点まで給水車等で運搬するとともに、浄水場及び第5号及び第10号取水井に応急給水所を設置する。

給水拠点では、市民自らが持参したプラスチック製タンク、バケツ等に給水する。また、給水拠点は、原則として地域防災拠点である小学校の校庭とする。復旧に長期を要するときは、応急仮設配管などの措置をとる。

■給水量の基準

項目	経過日数			
	災害発生～3日	4日～10日	11日～20日	21日～復旧まで
目標応急給水水量	3リットル/人・日	20リットル/人・日	100リットル/人・日	250リットル/人・日
用途	生命維持に必要最低限の水	調理、洗面など最低生活に必要な水	調理、洗面及び最低の浴用、洗濯に必要な水	被災前と同様の生活に必要な水
給水方法	備蓄飲料水の配布、給水拠点への運搬給水、浄水場及び第5号及び第10号取水井での応急給水	給水拠点への運搬給水、浄水場、第5号及び第10号取水井、県水送水管での応急給水	一部は復旧した水道管での給水、その他は左記の給水の継続	順次本給水に移行

**4 給水施設等の応急復旧**

上下水道班は、給水施設等の応急復旧を概ね以下のとおり行う。

**(1) 給水活動被害箇所の調査と応急復旧**

朝霞市指定給水装置工事事業者、日本水道協会埼玉県支部及び災害応援協定締結先との連携により、給水施設等の被害状況の調査及び応急復旧工事を行う。

**(2) 技術者、資材の調達要請**

応急、復旧工事の技術者、復旧資材が不足する場合は、知事及び日本水道協会埼玉県支部に対して調達あっせんを要請する。

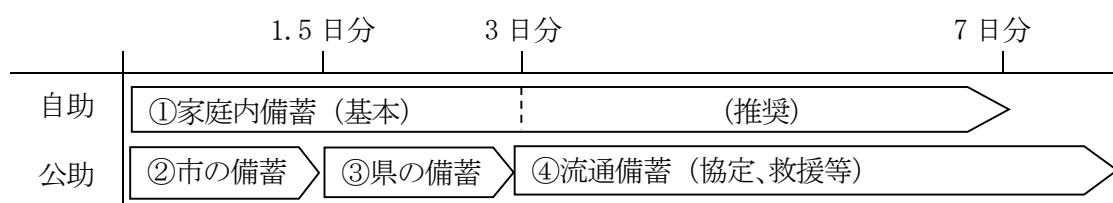
## 第2 食料の供給

- 【資料編】 3-3 米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（抜粋）  
 4 災害協定・覚書一覧  
 6-3 防災備蓄倉庫一覧  
 9-6 物資食料管理表

### 1 備蓄食料の供給

地震発生直後は、原則として、市民、事業所自らが備蓄した食料を充てる。  
 また、避難所担当職員は、備蓄倉庫に保管してある備蓄食料を必要に応じて避難者へ供給する。

#### ■物資確保の役割区分



### 2 食料の確保

#### (1) 食料供給の対象者

食料供給の対象者は、次のとおりである。

##### ■食料供給の対象者

- ① 避難指示等に基づき、避難所に收容された人
- ② 住家が被害を受け、炊事の不可能な人
- ③ 施設で調理することができない社会福祉施設等の入所者
- ④ 災害応急活動従事者（災害救助法の実費弁償の対象外）
- ⑤ 食料供給システムが麻痺し、食料の調達が可能なくなった人
- ⑥ 旅行者、市内通過者などで他に食料を得る手段のない人

#### (2) 需要の把握

市民班は、避難所等の被災者、職員、応援部隊等に対して、食料を供給するために必要な量を把握する。

#### (3) 食料の確保

市民班は、本部班と連携し、需要に基づき食品販売業者からの調達、県への要請、自衛隊への炊き出し要請により食料を確保する。確保すべき食品は、要配慮者やアレルギーに配慮した品目になるようにする。

#### (4) 政府所有の米穀の調達

県との通信等が途絶し、災害救助法が適用され応急食料が必要と認められる場合、本部長は、農林水産省農産局に対し、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき応急用米穀の緊急引渡を要請し、確保する。

市民班は、これらの調達手続きを行う。



### 3 食料の供給

#### (1) 食料の輸送

市民班は、食料調達業者が輸送困難なときは、食料の輸送を輸送業者に要請する。

食料の集積拠点は、朝霞中央公園野球場及び総合体育館とする。市民班は、集積拠点にて施設を管理する教育班と協力して食料等の物資の仕分け・管理を行う。

#### (2) 食料の分配

避難所担当職員は、避難所にて避難所自主運営組織、ボランティア等の協力により避難者へ食料を分配する。市民班は職員へ食料を分配し、職員班は災害現場、庁内等で活動する災害協定等により応援派遣された者に食料を分配する。

#### (3) 炊き出し

炊き出しにて食料を供給する場合、市民班は、学校給食課のほか、自衛隊、日赤奉仕団、自主防災組織等に要請する。

また、市民班は、避難者自ら避難所等において炊き出しを実施する意向がある場合は、必要な食料や資機材を準備する。

#### (4) 食料の管理

市民班は、集積拠点、避難所等における食料の管理を行い、受入れ、供給の状況を物資・食料管理表に記録する。また、備蓄物資の供給や物資の調達・輸送に関し、国の物資調達・輸送調整等支援システム等を活用し、県や関係機関との情報共有を図る。

避難所担当職員は、避難者等への食料と災害応急活動従事者への食料を明確に区分して記録する。

本部班は、炊き出し、食品の配分、その他食品の供給したとき（県の協力を得て実施した場合を含む）は、実施状況を速やかに県に報告するものとする。

## 第3 生活必需品の供給

- 【資料編】 4 災害協定・覚書一覧  
 6-3 防災備蓄倉庫一覧  
 9-6 物資食料管理表

### 1 備蓄品の供給

地震発生直後は、原則として、市民、事業所自らが備蓄した物資を充てる。

また、避難所担当職員は、地震発生直後に避難所において毛布等の備蓄物資を供給する。

### 2 生活必需品の確保

#### (1) 生活必需品供給の対象者

生活必需品供給の対象者は、次のとおりであり、このうち特に必要と認められる者に支給する。

##### ■生活必需品供給の対象者

- |  |
|--|
| ① 災害により住家に被害を受けた人<br>② 被服、寝具、その他生活上必要な最低限度の家財等を喪失した人<br>③ 被服、寝具、その他生活上必要な物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な人 |
|--|

**(2) 生活必需品の需要の把握**

生活必需品の必要量の把握は、食料と同様に行い、市民班が総括する。

**(3) 生活必需品の調達**

市民班は、協定業者等へ物資供給を依頼する。協定業者だけでは不足するときは、県、又は近隣市に対して物資の供給を依頼する。

**3 生活必需品の確保**

**(1) 生活必需品の輸送**

市民班は、物資調達業者が輸送困難なときは、生活必需品の輸送を輸送業者に要請する。輸送方法は食料と同じとする。

**(2) 生活必需品の保管**

調達した生活必需品の保管が必要なときは、朝霞中央公園野球場及び総合体育館を集積拠点とする。集積拠点では、市民班が施設を管理する教育班と協力して生活必需品等の物資の仕分け・管理を行う。

**(3) 生活必需品の分配**

避難所担当職員は、避難所において、避難所自主運営組織、ボランティア等の協力のもとに搬送された物資を避難者に分配する。

**第4 救援物資の受入れ・管理**

**1 救援物資の取扱い**

救援物資は、個人からは受け入れないことを原則とする。市民班は、公共団体や企業等からの申し出については、提供申出者を登録し、改めて配送先等を連絡する登録制とし、必要ときに供給を要請する。

**2 救援物資の受入れ・管理**

市民班は、朝霞中央公園野球場及び総合体育館に集積拠点を開設し、救援物資の受入れ・管理・分配を行う。

**3 物流オペレーションチームとの連携**

大規模災害時に他の自治体などから送られてくる救援物資を効率よく仕分け・配送する国の物資調達・輸送調整等支援システムを稼働させるため、県に物流オペレーションチームが編成された場合、市民班は同チームと連携し、救援物資等に関する情報の一元管理、支援物資の受入れ及び配送の調整に協力する。

## 第13節 帰宅困難者の支援

### 〔方針・目標〕

- 発災から3時間以内に帰宅困難者情報支援ステーションを出張所に開設し、帰宅情報の提供を行う。
- 必要がある場合は、一斉帰宅抑制の呼びかけや帰宅困難者のための一時滞在施設を提供するとともに、食料、飲料水、毛布等を提供する。

項目	担当
第1 情報の提供	市民班、東日本旅客鉄道株式会社、東武鉄道株式会社
第2 帰宅活動への支援	市民班
第3 一時滞在施設の提供	市民班

### 第1 情報の提供

市民班は、帰宅困難者情報支援ステーションを朝霞台出張所、朝霞駅前出張所に設置し、東日本旅客鉄道株式会社、東武鉄道株式会社と連携して、主に駅利用の帰宅困難者に対し、一斉帰宅の抑制の呼びかけ、交通情報、被害状況等の情報提供を行う。

市民班は、帰宅困難者の情報を本部に報告するとともに、必要に応じて市内の学校、企業等へ生徒、従業員、利用客等の一斉帰宅を抑制するため、施設内での一時待機を要請する。

### 第2 帰宅活動への支援

市民班は、帰宅活動を支援するために、駅等で飲料水、食料、地図の配布などを可能な限り行う。

また、県を通じて、災害協定に基づく災害時帰宅支援ステーション（ガソリンスタンド、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン等）でのトイレの利用及び一時休憩所の提供開始を要請する。

なお、県が市内に代替輸送の発着所を設置した場合は、医療対策班と連携して救護所等の設置に努める。

### 第3 一時滞在施設の提供

市民班は、必要に応じて一時滞在施設を開設し、食料、飲料水、毛布等を配付する。また、利用者に対し、定期的に交通機関等の情報を提供する。

なお、一時滞在施設を開設した場合は、その利用状況等を本部に報告する。

その他、状況に応じて災害協定を締結する宿泊施設を一時滞在施設として確保する。

#### ■一時滞在施設開設予定施設

①市民会館

②産業文化センター

③リサイクルプラザ

## 第14節 遺体の取扱い

### 〔方針・目標〕

- 発災後3時間以内に遺体安置所を設置し、警察、医師会等との連携により遺体の検視（見分）、検案を行い、検視、検案を終えた遺体を安置する。

項目	担当
第1 行方不明者の搜索	市民班、埼玉県南西部消防局、朝霞市消防団、朝霞警察署、自衛隊
第2 遺体の処理・収容	市民班、朝霞警察署、朝霞地区医師会、朝霞地区歯科医師会
第3 遺体の埋火葬	市民班

### 第1 行方不明者の搜索

【資料編】9-9 要搜索者名簿

#### 1 行方不明者の搜索

本部長は、消防・警察・自衛隊等の関係機関の協力により搜索チームを編成し、警察又は市民班より入手する要搜索者名簿に基づき搜索活動を行う。行方不明者を発見し、すでに死亡していると認められるときは、警察署に連絡し警察官の検視（見分）を受ける。

#### 2 行方不明者情報の収集

市民班は、臨時相談窓口（市役所）で行方不明者等の問い合わせに対応し、避難所・被災現場等での情報とともに要搜索者名簿を作成する。要搜索者名簿は、朝霞警察署、消防局に提出し密接に連携をとる。

### 第2 遺体の処理・収容

【資料編】9-10 遺体処理票

9-11 遺留品処理票

#### 1 遺体の収容

遺体の収容は、搜索チームにより行う。収容した遺体は、遺体安置所に搬送する。

#### 2 遺体の安置所の設置

市民班は、遺体の検視、検案等の遺体の処理、安置を行うため、朝霞市斎場に遺体安置所を開設する。

#### 3 遺体の処理

##### (1) 遺体の検視（見分）

警察署は、朝霞地区医師会等の協力のもと、死体取扱規則（国家公安委員会規則4号）等に基づき遺体の検視（見分）、検案を行う。検視（見分）、検案を終えた遺体は、市民班が朝霞市斎場に搬送する。

##### (2) 遺体の処理

市民班は、朝霞地区医師会等に対し、遺体の検案、洗浄、縫合消毒等の処理を要請する。災害

救助法が適用された場合には、県の協定に基づき日赤救護班が行う。

### (3) 身元の確認

警察署は、遺体の身元確認を行う。身元不明の遺体は、所持品、着衣、人相、特徴等撮影、記録など身元確認を容易にする措置をとり、市長に引き継ぐ。

市民班は、警察から身元不明の遺体の引き継ぎを受けた場合、資料をもとに、身元不明者の問い合わせに対応する。

## 4 遺体の安置

### (1) 納棺用品等の調達

市民班は、葬儀業者にドライアイス、納棺用品等の供給及び遺体の納棺等を要請する。

### (2) 遺体の安置

市民班は、遺体を安置し、一時保存、遺留品等の整理を行う。身元が判明した遺体は遺族に引き渡す。

### (3) 漂着遺体等の取扱い

市民班は、漂着遺体等を次のように処理する。

- ① 遺体の身元が判明している場合は、その遺族又は被災地の市区町村長に引き渡す。
- ② 遺体の身元が判明しない場合は、市が行旅病人及び行旅死亡人取扱法の規定により処理する。ただし、災害救助法が適用された市区町村から漂着したものであると推定される場合は、被災地の市区町村に引き渡す。

なお、遺品の保管、遺体の撮影記録を保存する。

## 第3 遺体の埋火葬

### 1 遺体の埋火葬

#### (1) 埋火葬の受付

市民班は、市役所・支所・出張所等で埋火葬許可証を発行する。

#### (2) 埋火葬の実施

市民班は、近隣の火葬場を確保し、遺体を火葬する。遺体が多数のため、処理できないときは、近隣の火葬場又は協定締結市に火葬を依頼する。また、遺族では遺体の搬送が困難なときは、葬儀業者等に協力を要請する。

#### (3) 埋火葬の調整・あっせん

身元が判明している遺体の埋・火葬は、原則として、その遺族・親戚縁者が行うものとするが、火葬場の損傷、葬儀業者の被災、柩やドライアイス等の不足等から埋・火葬が行えないと認める場合、市民班は業者や火葬場等の調整及びあっせんを行う。

### 2 遺骨の保存

市民班は、引き取り手のない遺骨等を遺留品とともに保管する。引き取り手がないときは、福祉班に引き渡し、納骨堂等に保管する。

遺族等から遺骨、遺留品の引き取り希望のあるときは、遺体及び遺留品処理票により整理の上、引き渡す。

なお、外国人の埋葬を行うときは、風俗、習慣、宗教等に配慮する。

## 第15節 環境衛生

### 〔方針・目標〕

- 避難所に備蓄の仮設トイレの設置を24時間以内に開始する。また、被災に伴い断水した地域に仮設トイレを5日以内に設置することを目標とする。
- 発災後3日以内に一般廃棄物の収集、処理を開始する。また、震災廃棄物についても14日以内に集積拠点を開設し処理にあたる。
- ペットは、飼養者が自己責任で保護するとともに、同行避難することも予想される。このため、発災後24時間以内に避難者間の合意形成のもと、避難所等を利用した飼育スペースの確保が図れるよう支援する。

項目	担当
第1 廃棄物処理計画	市民班、環境班
第2 防疫活動	市民班、環境班、医療対策班、朝霞保健所、朝霞地区医師会
第3 食品衛生対策	朝霞保健所
第4 公害対策	環境班
第5 動物対策	市民班、環境班

### 第1 廃棄物処理計画

#### 【資料編】1-4 清掃・し尿処理施設一覧

市は、朝霞市災害廃棄物処理計画に基づいて災害廃棄物処理実行計画を策定する。また、実行計画に基づいて進捗管理を行い、災害廃棄物の処理を適切に実施する。

#### 1 し尿の処理

##### (1) 仮設トイレの設置

環境班は、水道が断水した場合、避難者数等に応じて、仮設トイレを避難所、公園等に設置する。市備蓄分及び市内業者等からの調達で不足する場合は、県に対し支援を要請する。仮設トイレの設置基数は、50人に1基を基本とし、障害のある人等への配慮を行う。

また、断水により自宅トイレが使用不能な場合は、ポータブルトイレの活用を図る。

##### (2) し尿の収集・処理

環境班は、仮設トイレ等のし尿の収集・処理計画を作成し、許可業者等に収集を要請する。し尿収集・処理が困難な場合は、県や隣接市等に応援を要請する。

なお、仮設トイレの清掃及び消毒は、市が資機材、薬剤を提供し、使用者が行うこととする。

#### 2 生活ごみの処理

##### (1) 収集・処理の実施

環境班は、道路の被災、避難所の開設及び収集車の配車等の状況から収集計画を立案し、ごみの収集、処理を行う。

##### (2) 収集の広報

環境班は、災害広報紙等を通じて、ごみの分別などのごみ捨てのルールを守るよう市民に協

力を呼びかける。

また、市民班を通じ、避難所自主運営組織へ、避難所におけるごみ捨てルールの徹底を依頼する。

### (3) ごみ処理施設の確保

環境班は、市自らの処理機能を超えるごみが排出された場合は、県、近隣市及び民間の廃棄物処理業者等の協力を得て、仮置場や処理施設の確保を図る。

## 3 がれきの処理

### (1) がれき収集・処理計画の作成

環境班は、県等と連携し災害により生じたがれき等の災害廃棄物の量を推計し、必要な運搬・処理体制を検討し「がれき収集・処理計画」を作成する。

### (2) がれきの収集及び処理

環境班は、がれきのうち危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集する。

がれきが大量に発生した場合は、被災地に近い公有地の仮置場を設置する。収集運搬は、原則的に市及び委託業者が行う。

なお、がれきは破碎・分別等を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図るものとする。

## 4 不法投棄の監視

環境班は、廃棄物を空地や河川敷等に不法投棄しないように監視をするとともに、災害広報紙を通じて、不法投棄の防止や適正な処理方法について周知する。

## 5 環境汚染が懸念される廃棄物の処理

環境班は、有害物質を含む廃棄物の飛散防止対策や有害物質取扱い事業所からの混入を防止し、適正に処置する。

## 第2 防疫活動

### 1 防疫業務

県は、発病状況を調査し、感染症患者の早期発見に努め検体採取を行う。

また、感染症患者からの二次感染予防のための保菌検索を行うとともに、感染経路の調査のため、被災地区の井戸の水質検査等を行う。

さらに、被災地区の医療機関の状況を把握し、収容計画を樹立するとともに、患者発生に際しては、市及び収容施設と連絡調整を行い、迅速に患者収容を行う。

### 2 感染症患者への措置

医療対策班、環境班は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(以下「感染症法」という。)に規定する一類～三類感染症が発生した場合、又は四類感染症等の発生動向に通常とは異なる動向が認められる場合は、県の行う必要な措置について協力するとともに、県の指示により消毒の実施及び害虫の駆除を行う。

## ■感染症患者等への措置

- |                  |                   |
|------------------|-------------------|
| ① 発生状況、動向及び原因の調査 | ② 健康診断            |
| ③ 就業制限           | ④ 感染症指定医療機関への入院勧告 |
| ⑤ 消毒等            |                   |

**3 消毒等の実施**

環境班は、朝霞地区医師会・関係業者等と協力して、災害により感染症が発生し、又は発生のおそれのある地域に消毒及び害虫駆除の実施を行う。また、住民組織を通じて薬品を配布する。防疫用資機材・薬剤は、市内の応援協力協定締結業者等から調達する。

**4 避難所における衛生管理****(1) 衛生指導**

市民班は、避難所自主運営組織、ボランティア等と協力して、避難所の衛生管理を行うよう指導する。また、石けん、消毒薬品等の衛生物資が不足とならないよう調達し、避難所に配布する。

**(2) 食中毒等の予防**

市民班、医療対策班は、食中毒の予防のため、避難所では食料の管理、炊事場の清掃、炊き出し時の衛生管理を徹底するよう避難者に指導する。

また、食料供給業者に対しても、食中毒の予防を要請する。

**第3 食品衛生対策**

朝霞保健所長は、県から派遣された食品衛生監視班又は必要に応じて独自で編成した食品衛生監視班を指揮し、次のような食品衛生監視活動を行う。

- ① 救護食品の監視指導及び試験検査
- ② 飲料水の簡易検査
- ③ その他食品に起因する被害発生の防止

**第4 公害対策**

環境班は、工場、事業所等から有害物質が漏出し、周辺住民に影響のある場合は、注意喚起や避難等の措置を行う。



## 第5 動物対策

### 1 放浪動物への対応

環境班は、県、獣医師会及び動物関係団体等により構成される県動物救援本部等と連携して、飼い主の被災により遺棄又は逃げ出したペット等を保護する。

「動物の愛護及び管理に関する法律」に規定する特定動物（危険動物）が逸走した場合は、動物園及び警察の協力を得て収容、管理するよう県に要請する。

### 2 ペットへの対応

#### (1) ペットの避難等

環境班は、飼い主の自己責任においてペットを避難させることを広報するとともに、避難所においては飼い主とともに避難した動物の飼養に関して適切な指導を行う等、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。また、その他の避難者の合意を得て、避難者の生活スペースから離れたスペース等を利用して飼育スペースを確保できるよう支援する。

さらに、獣医師会と連携してペット相談窓口を開設し、被災ペットの飼育相談、保護・救護等を行う。

#### (2) 県動物救援本部との連携

環境班は、県動物救援本部に、避難所のペット飼育状況を報告、必要に応じて動物保護施設へのペットの一時預かり、必要な資機材や獣医師等の派遣等を要請する。

また、県の動物保護施設等が設置される場合は、市有施設や必要な資機材等の提供、確保に協力する。

その他、県動物救援本部に対し、所有者不明動物の所有者探しや情報提供、負傷動物の治療と保護収容、動物に関する相談等の対応を必要に応じて要請する。

### 3 家畜等への対応

市民班は、家畜及び畜産施設等の被害状況を速やかにまとめて県家畜保健衛生所に報告し、家畜の防疫及び飼料等の確保、病畜及び死亡獣畜等の処理等、衛生の確保に協力する。

## 第16節 公共施設等の応急対策

### 〔方針・目標〕

- 水道施設は発災後2日以内に配水管、給水管の破損による漏水箇所の止水、また、1週間以内に配水管、給水管の応急復旧を行い、2週間以内に復旧ができるよう作業を行う。
- 下水道施設は、発災後に汚水管渠を優先して被害調査を行い、1週間以内に応急復旧計画を作成して下水道（汚水）の使用が可能となるよう応急復旧を行う。その後、雨水管渠の復旧を行う。
- ライフライン事業者、公共交通機関等と復旧状況等を共有する。

項目	担当
第1 公共建築物	管財班、建設活動班、公共建築物を管理する班
第2 ライフライン	上下水道班、東京電力パワーグリッド株式会社、東京ガス株式会社、大東ガス株式会社、東日本電信電話株式会社
第3 交通施設	建設活動班、東武鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、朝霞県土整備事務所
第4 その他の施設	市民班、医療対策班

### 第1 公共建築物

公共建築物の管理者は、所管施設の被災状況を確認し、二次災害の防止措置を行う。

管財班は、公共建築物の管理者と連携して被災状況をまとめ、建設活動班は、避難所等の重要施設から応急危険度判定を行い、本部班へ報告する。

### 第2 ライフライン

#### 1 電力施設応急対策

東京電力パワーグリッド株式会社志木支社は、地震による電力施設の被害の軽減及び被害の早期復旧を図り、電力供給の使命を果たすとともに電気事故の防止を徹底する。

##### (1) 非常態勢の組織

災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合には、災害対策支部を設置し、被害情報の収集、設備被害の防止並びに設備復旧に努め、電力供給確保に対処する。

##### (2) 市災害対策本部との連絡

市災害対策本部は、停電時、災害発生時等の非常時には、東京電力パワーグリッド株式会社と情報の交換を行い、復旧状況や広報・復旧要請等の連絡を相互に行う。

##### (3) 災害時における広報

###### ① 広報活動

災害の発生が予想される場合、または発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況および復旧状況についての広報を行う。

また、公衆感電事故、電気火災を防止するため次のとおりの広報活動を行う。

- 無断昇柱、無断工事をしないこと。
- 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等設備の異常を発見した場合は、速やかに東京電力パワーグリッド株式会社の事業所に通報すること。
- 断線、垂下している電線には絶対にさわらないこと。

- ・浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこと。
- ・屋外に避難するときは安全器またはブレーカーを必ず切ること。
- ・電気器具を再使用する時は、ガス漏れや器具の安全を確認すること。
- ・その他事故防止のため留意すべき事項

② 広報の方法

広報については、テレビ、ラジオ、新聞、ウェブ、SNS及びインターネット等を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

**(4) 災害時における復旧資材の確保**

① 調達

支部長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、次のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

- ・現地調達
- ・本（支）部相互の流用
- ・他電力会社等からの融通

② 輸送

災害対策用の資機材の輸送は、原則としてあらかじめ契約をしている取引先の車両、舟艇、ヘリコプター、その他調達可能な運搬手段により行う。

③ 復旧資材置場等の確保

災害時において、復旧資材置場及び仮設用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体の災害対策本部に依頼して、迅速な確保を図る。

**(5) 災害時における危険予防措置**

電力需要の実態に鑑み、災害時においても原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、支部長は送電停止等適切な危険予防措置を講じる。

**(6) 災害時における応急工事**

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連ならびに情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速・適切に実施する。

**(7) 災害復旧に関する事項**

① 復旧計画

支部は、各設備の被害状況を把握し、次に掲げる項目を明らかにした復旧計画をたてる。

- ・復旧応援要員の必要の有無
- ・復旧要員の配置状況
- ・復旧資材の調達
- ・電力系統の復旧方法
- ・復旧作業の日程
- ・仮復旧の完了見込
- ・宿泊施設、食糧等の手配
- ・その他必要な対策

② 復旧準備

復旧計画の策定及び実施にあつては、次に定める各設備の復旧順位によることを原則とするが、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧を行う。

送電設備	1. 全回線送電不能の主要線路 2. 全回線送電不能のその他の線路 3. 一部回線送電不能の主要線路 4. 一部回線送電不能のその他の線路
変電設備	1. 主要幹線の復旧に係る送電用変電所 2. 重要施設に配電する中間・配電用変電所 (この場合重要施設とは、配電設備に記載されている施設を言う。)
配電設備	1. 病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所及びその他重要施設への供給回線 2. その他の回線

## 2 都市ガス施設応急対策

東京ガス株式会社、大東ガス株式会社は、ガス施設の被災による二次災害の防止及び速やかな応急復旧によって社会公共施設としての機能を維持する。

### (1) ガス施設応急対策

#### ① 情報の収集・報告

災害が発生した場合は、次に掲げる各情報を巡回点検、出社途上の調査等により迅速・的確に把握する。

ア 災害情報（気象情報・地震センサーにより観測した情報）

イ 被害情報（一般情報・地方自治体・官公庁・報道機関・お客様等の情報）

ウ その他災害に関する情報（ガス施設等の被害及び復旧に関する情報）

#### ② 情報の集約

被害推定を行い、被害の全体像の把握に努める。

#### ③ 広報活動

テレビ・ラジオ・インターネット・新聞等の報道機関を通じて行うほか、必要に応じて連携を図る。

ア 対策要員の確保

イ 他事業者等との協力（協力会社・日本ガス協会・他ガス事業者）

ウ 危険予防措置（避難区域の設定・火気使用禁止等）

エ 地震発生時の供給停止

オ 応急工事

カ その他必要な対策

### (2) 発災時のエネルギー供給機能の確保

都市ガス事業者は、災害時におけるガス供給の確保のため、移動式ガス発生設備等を用いて、被災した社会的重要度の高い施設（病院・福祉施設等）への優先的な供給に努める。

市は、避難所等でLPガスやLPガス機器を代替エネルギーとして使用する場合は、災害協定を締結する県LPガス協会に協力を要請する。

### (3) ガス施設復旧対策

#### ① 復旧計画の策定

救急病院、ゴミ焼却場、老人ホーム等の社会的な重要度の高い施設については、移動式ガス発生設備による臨時供給も含めて、優先的に復旧するように計画立案する。

#### ② 復旧作業（製造設備・供給設備）

復旧作業は、二次災害の発生防止に万全を期しつつ行う。

③ 復旧活動資機材の確保

ア 調達

各班長・各支部長は、予備品・貯蔵品等の復旧用資機材の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は、次のような方法により速やかに確保する。

- ・取引先・メーカー等からの調達
- ・被災していない他地域からの流用
- ・他ガス事業者等からの融通

イ 復旧用資機材置場等の確保

災害復旧は、復旧用資機材置場及び前進基地が必要となるため、あらかじめ調査した用地等の利用を検討する。また、この確保が困難な場合は、市災害対策本部に依頼して、迅速な確保を図る。

**3 上水道施設応急対策**

上下水道班は、速やかに被害状況を把握し、応急復旧実施計画を作成し、日本水道協会埼玉県支部、朝霞市指定給水装置工事事業者等へ協力を要請して応急復旧作業を実施する。

復旧作業は、原則として浄水場に近しい配水管から行うものとするが、作業の難易度及び復旧資機材の調達状況を考慮し、緊急度に応じて実施する。

なお、医療施設、避難所、福祉施設、老人施設等については、優先的に作業を行うものとする。

**4 下水道施設応急対策**

上下水道班は、速やかに被害状況を把握して作業体制を確立する。また、広域的な範囲で被害が発生し、上下水道班のみでは作業が困難な場合は、県及び県外の自治体、災害応援協定締結先等に対し協力を要請する。

下水管渠は、土砂の浚渫、ポンプによる下水の送水、仮水路、仮管渠の設置等を行い、排水機能の回復に努める。停電のため、ポンプ施設の機能が停止した場合は、自家発電により運転を行い、機能停止による排水不能が生じない措置をとる。

**5 電気通信設備応急対策**

災害等により電気通信設備に被害の発生、又は発生するおそれのある場合において、東日本電信電話株式会社埼玉事業部が実施する応急対策は次のとおりである。

**(1) 応急対策**

① 災害時の活動体制

ア 災害対策本部の設置

災害が発生、又は発生するおそれのある場合、災害の迅速かつ適切な復旧を図るため、社内規定により、埼玉事業部に災害対策本部を設置し対応する。

イ 情報連絡

災害が発生、又は発生するおそれのある場合、市対策本部、その他各関連機関と密接な連絡をとると共に、気象情報・報道機関等の情報等に留意し、被害の状況、その他各種情報の把握に努める。

② 応急措置

電気通信設備に被害が発生した場合は、次の各号の応急措置を講ずる。

ア 重要回線の確保

行政や災害救助活動等を担当する機関の通信を確保するため、応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置を講ずる。

イ 特設公衆電話の設置

災害救助法が適用された場合等には、避難所等に罹災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

ウ 通信の利用制限

通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保する必要がある時は、利用制限等の措置を行う。

エ 災害用伝言ダイヤル等の提供

地震等の災害発生により著しく通信のふくそうが発生した場合には、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル等を速やかに提供する。

③ 応急復旧対策

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。

ア 被災した電気通信設備の復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。

イ 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係ない工事に優先して、復旧工事に要する要員・資材及び輸送の手当てを行う。

ウ 復旧にあたっては、行政機関、ライフライン事業者と連携し、早期復旧に努める。

④ 災害時の広報

ア 災害の発生、又は発生するおそれのある場合において、通信の疎通及び利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧状況の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

イ テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じて広報車による巡回広報及びホームページ等により、直接当該被災地へ周知する。

ウ 災害用伝言ダイヤル等を提供した場合、交換機よりのふくそうトーキ案内、避難所等での利用案内を実施するほか、必要に応じて報道機関、自治体との協力体制により、テレビ・ラジオ等で利用案内を実施する。

**(2) 復旧対策**

① 復旧要員計画

ア 被災地の支店等要員のみでは短時間による復旧が困難な場合は、他支店等から応援措置を講ずる。

イ 被害が甚大で社内措置のみでは復旧が困難な場合は、社外復旧要員の措置を講ずる。

② 移動無線機、衛星車載局及び移動電源設備等の発動

③ 被災状況の把握

早期復旧に対処するため、電気通信設備の被災状況を迅速に把握するため、直通連絡回線、携帯無線等の利用のほかバイク隊等による情報収集活動等を行う。

④ 通信のふくそう対策

通信回線の被災等により通信がふくそうする場合は、臨時通信回線設定の考慮及び対地別の規制等の措置を講ずる。

⑤ 復旧工事は応急対策に引き続き、災害対策本部の指揮により実施する。

## 第3 交通施設

### 1 鉄道施設

#### (1) 東日本旅客鉄道株式会社（大宮支社）

東日本旅客鉄道株式会社大宮支社は、地震によって列車又は構造物等に被害を受けた場合は、旅客の生命及び財産を保護するため全力をあげて救出救護に努めるほか、関係機関と緊密な連携のもとに、輸送業務の早期復旧を図る。地震時の応急対策は概ね以下のとおりとなっている。

##### ① 地震災害対策本部の設置

地震被害の状況を早期に把握し、人命救助、災害応急対策及び迅速な復旧を図るため、地震災害対策本部を設置し、これに対処する。

##### ② 運転規制

地震が発生した場合の運転取扱いは、次のとおりである。

ア 12カイン以上の場合、列車の運転を中止し、全線の点検後安全を確認した区間から運転中止を解除する。

イ 6カイン以上12カイン未満の場合、徐行運転を行い、施設の点検後安全を確認した区間から速度規制を解除する。

ウ 6カイン未満の場合、特に運転規制は行わない。

※カインは、速度の単位。1カイン=1cm/秒

列車の運転方法は、その都度決定するが、概ね次により実施する。

- ・迂回又は折返運転
- ・バス代行又は徒歩連絡
- ・臨時列車の特発

##### ③ 大地震（震度6弱以上）発生時の対応

ア 震度6弱以上の地震が発生した場合は、本社、大宮支社等に直ちに対策本部を設置する。

イ 本社対策本部は、収集した情報から救助計画を策定し、救助を必要とする駅、箇所救助要員を派遣する。

#### (2) 東武鉄道株式会社

##### ① 災害時の活動組織の編成計画

鉄道事業部門災害対策本部長は、鉄道事業部門防災委員会の委員長がこれに当たり、必要な委員を対策委員に指名して常駐させ、災害復旧の計画及び指揮等を行う。

ア 現地対策本部（災害現場）

災害現場付近には、鉄道運転事故応急処理手続第14条による現地対策本部を設置して復旧に努める。

イ 駅・区・場の体制

鉄道運転事故応急処理手続第3条により「事故が発生し復旧等のために従事員を招集したときは、速やかに参集し事故の復旧に努める。」こととしている。

また、駅・区・場には、防災組織、自衛消防隊などが編成又は組織化され、その状況により全員が対処する。

##### ② 初動措置計画

災害発生時における被害を最小限にとどめるとともに、心理的動揺による二次災害の発生を防止することが初動措置の基本であることを前提として、平素から教育訓練を重ね、災害時の初動活動体制の確立を図る。

ア 列車の運転体制

指令者の取扱い	運転指令者は、強い地震を感知もしくは駅長から震度4以上の報告を受けたときは、運転取扱心得の定めに基づき、関係駅区長に運転見合わせ等必要な指示を行う。
駅長の取扱い	強い地震を感知又は地震計により震度4以上を把握し、列車運転上危険と認めたとときは、列車運転を見合わせ運転指令者に報告する。

イ 施設担当者の取扱い

強い地震を感知したときは、要注意箇所の点検を行い必要により列車防護、運転指令に対する速報、復旧手配等を行う。

ウ 電気指令の取扱い

東電電源（通常）が停止したときは、予備線からの受電に努める。（高圧配電線については自動切替送電する。）

③ 列車の脱線転覆時等の救出・救護計画

列車の脱線転覆等により死傷者が発生した場合の処置並びに事故現場の復旧や救急活動については、運転取扱心得及び鉄道運転事故応急処理手続により処理をする。

④ 災害時の通信、情報連絡体制

災害発生の場合、迅速、適切な処置を行うためには、正確、迅速な連絡体制が必要であり、社内通信網を活用し、社内及び関係他機関とも密接な情報連絡を行い、情報の収集に努めるとともに、復旧の迅速、適切化に努める。

⑤ 旅客に対する避難誘導計画

ア 駅における避難誘導

旅客の安全確保を第一とし、沈着冷静な判断と的確な行動で、適切な旅客誘導を図る。

イ 列車乗客の避難

通報連絡	車内放送等により、乗客の不安除去に努め、混乱防止を図るとともに、最寄駅に状況を知らせ、その指示を受ける。
放送案内	車掌業務放送の手引、事故時の取扱いによる。
避難誘導	乗客の安全確保を第一とし、状況に応じて適切、機敏に誘導する。

## 2 道路施設

地震が発生した場合、道路管理者（建設活動班、朝霞県土整備事務所）は、所管の道路、橋梁について被害状況を把握し、緊急輸送道路を最優先に、道路交通の確保を図る。

建設活動班は、市所管道路について、警察署と連携して危険な道路の通行の禁止又は制限等の措置などを講じるとともに、被災道路、橋梁に対する応急措置を行う。

### (1) 被災状況の把握

地震が発生したときは、所管道路の巡回、緊急点検を行い、道路及び占用物件の被災状況を把握する。

### (2) 道路上の障害物の除去

路肩の崩壊、がけ崩れ、倒壊物等により通行に支障がある場合には、建設業者等に出動を依頼して障害物の除去を行い、迅速に通行可能にする。

また、危険箇所には道路標識や警戒要員を配置するなどの措置をとる。なお、道路上の障害物の除去は、緊急輸送等に必要路線を優先して行う。



### (3) 道路・橋梁の復旧対策

緊急巡回、緊急点検によって得られた情報を整理検討のうえ、道路管理者及び占用者と協議し、応急復旧の方針を決定し、応急復旧を行う。

## 第4 その他の施設

### 1 不特定の人が利用する公共施設

不特定の人が利用する公共施設の管理者は、所管施設の被災状況を調査し、施設利用者等の安全確保を図るため、避難誘導措置を行うとともに、二次災害の防止等の応急措置を行う。また、施設ごとに再開計画を策定し、早急に再開する。

### 2 畜産施設等

市民班は、地震が発生した場合、家畜及び畜産施設等の被害状況を県中央家畜保健衛生所に報告する。

### 3 医療施設

医療施設の管理者は、あらかじめ策定した計画に基づき、患者の生命保護を最重点に対応する。各施設の責任者は通信手段の確保に努めるとともに、状況に応じて必要な措置をとり万全を期する。

医療対策班は、地震が発生した場合、市内の医療施設の状況を把握する。

## 第17節 応急住宅対策

### 〔方針・目標〕

- 応急危険度判定は、発災当日に応急危険度判定実施本部を設置し、3日目～11日目までに市内全棟の判定を終了する。
- 住家の被災調査は、一次調査を1ヶ月以内に完了し、発災4週間目までに罹災証明の発行を行う体制とする。
- 応急仮設住宅は、発災後1ヶ月以内の入居を目指して、県と連携して用地の確保、建設及び賃貸住宅の確保等を行う。
- 住宅の解体撤去は、建物の所有者が行うことを原則とし、市は、施工業者の紹介、がれきの処理等の支援を行う。2ヶ月までに解体作業、がれき類の撤去及び搬出を終了する。また、災害救助法に基づき、市は障害物の除去、応急修理を行う。

項目	担当
第1 住家の被災調査・罹災証明書等の発行	調査班、市民班
第2 被災住宅の応急修理	建設活動班
第3 応急仮設住宅の建設等	管財班、建設活動班
第4 住宅関係障害物の除去	建設活動班
第5 建築物・宅地の危険度判定	建設活動班
第6 住宅の解体	環境班、建設活動班
第7 被災者住宅相談	市民班、建設活動班

### 第1 住家の被災調査・罹災証明書等の発行

- 【資料編】 3-1 被害の判定基準  
 9-12 罹災証明申請書・罹災証明書  
 9-13 罹災届出証明願及び罹災届出証明書

#### 1 住家の被災調査

調査班は、被害住家の調査を行い、被害程度の認定を行う。認定の基準は、内閣府の「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」による。調査要員が不足する場合は、県、近隣市等に応援を要請する。

調査は、状況に応じて航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど適切な手法により実施する。

#### ■住家被害の程度と基準

被害程度	損壊割合※1	損害割合※2
全壊	70%以上	50%以上
大規模半壊	50%以上70%未満	40%以上50%未満
中規模半壊	30%以上50%未満	30%以上40%未満
半壊	20%以上30%未満	20%以上30%未満
準半壊	10%以上20%未満	10%以上20%未満
準半壊に至らない（一部損壊）	10%未満	10%未満

※1 損壊割合：住家の損壊、焼失又は流失した部分の延床面積に占める割合

※2 損害割合：住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める割合

(地震、水害、風害の場合は、原則として「※2 損害割合」により判定する。) 市民班は、上記に掲げる住家の損壊及び火災以外の非住家の被害調査を行う。

## 2 罹災証明書等の発行

調査班は、被災者からの住家に対する「罹災証明書」発行申請に対し、調査結果から作成した「罹災台帳」により発行する。また、住家の付帯物及び家財については、被害の事実ではなく届出があったことを証明する「り災届出証明書」を必要に応じて発行する。

市民班は、上記以外の、非住家等の被害については、被害の事実ではなく届出があったことを証明する「り災届出証明書」を必要に応じて発行する。

## 第2 被災住宅等の応急修理

### 1 応急修理の実施

災害救助法が適用された場合、災害により住宅が被災した者を修理対象者とし、被害の拡大を防止するための緊急修理又は日常生活に不可欠の部分について必要最小限の修理を行う。

#### (1) 需要の把握

建設活動班は、相談窓口にて、住宅の応急修理の申し込みを受付ける。住宅の応急修理の対象者は、次のすべての条件に該当する者である。

修理の種類	対象者
住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	○ 災害のため住家が半壊（焼）またはこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者 ※大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊が対象（全壊は修理することで居住することが可能な場合。）。
日常生活に必要な最小限度の部分の修理	○ 住家が半壊（焼）もしくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 ○ 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者 ※大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊が対象（全壊は修理することで居住することが可能な場合。）。

#### (2) 応急修理の実施

建設活動班は、応急修理支援制度の実施要領を作成し、被災者に周知する。また、相談窓口等において応急修理の申し込みを受付け、指定業者名簿に登載された業者のあっせん等を行う。なお、資材の調達や施工業者の決定は、関係機関と綿密に連携し、迅速に行う。

## 2 被災者が行う応急修繕工事等への支援

### (1) 建築確認等の制限の緩和

建設活動班は、必要に応じて、建築基準法に基づき、被災区域等における建築物の応急修繕工事等を行うものについての法定基準や建築確認等の制限を緩和することにより、応急仮設住宅建設・応急修理等の支援を行う。

### (2) 建築確認申請手数料の減免等

被災者が、災害により住宅等を滅失又は破損したとき、これを建築又は大規模の修繕をする場合は、建設活動班は、建築確認申請手数料等を免除又は減免する。

### (3) 災害復旧用材の供給

建設活動班は、被災者の救助、災害の復旧及び木材受給の安定のため、県・国等に対し調達・供給支援を要請する。

## 第3 応急仮設住宅の建設等

### 1 応急仮設住宅

災害救助法が適用された場合、県は応急仮設住宅を建設する。権限を委任された場合は市が行う。

#### (1) 需要の把握

建設活動班は、災害後に被害調査の結果から仮設住宅の必要な概数を把握し、県に報告する。また、災害相談窓口又は避難所にて、仮設住宅入居の申し込みを受け付ける。

応急仮設住宅への入居対象者は、罹災証明の発行を受けているなど、次の条件に該当する者である。これ以外の者への適用については、県との協議により決定する。

##### ■ 応急仮設住宅への入居対象者

次のすべての条件に該当する被災者

- ① 住宅が全焼、全壊又は流失した被災者
- ② 居住する住家がない被災者
- ③ 自らの資力をもってして、住宅を確保できない被災者

#### (2) 建設用地の確保

管財班は、仮設住宅の建設地としてライフライン、交通、教育等の利便性を考慮して、原則として公有地を優先して選定する。なお、候補施設をあらかじめ選定しておく。

ただし、やむを得ず私有地を使用する場合は所有者と市の間に賃貸契約を締結するものとし、その場合は飲料水が得やすく保健衛生上適当な場所とする。

#### (3) 仮設住宅の建設

管財班は、県の定める応急仮設住宅設置要領等に基づいて、仮設住宅を建設する。

なお、気象条件や要配慮者に配慮して、冷暖房設備の設置、段差の排除等に配慮する。また、応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置する。また、移動式宿泊施設の災害協定を締結する団体に、仮設住宅としての利用について協力を要請する。

#### (4) 入居者の選定

建設活動班は、入居者の選定にあたり、福祉班、民生委員・児童委員等による選考委員会を設置して決定する。

なお、入居に際しては、それまでの地域的な結びつきや近隣の状況、要配慮者及びペットの飼養状況に対する配慮を行い、コミュニティの形成にも考慮する。

#### (5) その他の措置

要配慮者への措置として、社会福祉施設等を福祉仮設住宅として利用することができる。

#### (6) 維持管理

建設活動班は、市営住宅に準じて応急仮設住宅の維持管理を行う。

## 2 既存住宅の活用

応急仮設住宅の確保が困難な場合等は、既存住宅の活用を図る。なお、入居者の基準等は、応急仮設住宅に準ずる。

### (1) 公営住宅の確保

建設活動班は、住宅を失った被災者に対して、市営住宅の空き部屋を確保・提供するほか、必要に応じて、県営住宅、他の自治体公営住宅、都市再生機構・公社等住宅の空き部屋の情報を収集し、被災者に提供する。なお、災害救助法が適用された場合は、県に対して、県営住宅等の空き部屋の提供を要請する。

### (2) 民間賃貸住宅の確保

建設活動班は、県に対し民間賃貸住宅の一時借り上げ又はあっせんによる提供を要請する。

## 第4 住宅関係障害物の除去

### 1 対象者

建設活動班は、日常生活に欠くことのできない場所（居室、炊事場、便所等）に堆積した土砂、立木などで日常生活に著しい支障を及ぼす障害物を除去する。

住宅関係の障害物除去の対象者は、次のとおりである。

- ① 障害物のため、当面の日常生活が営み得ない状態にあるもの。
- ② 障害物が日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれたもの。
- ③ 自らの資力をもってしては、障害物の除去ができないもの。
- ④ 住家が半壊又は床上浸水したものであること。
- ⑤ 原則として、当該災害により直接被害を受けたもの。

### 2 除去の実施

建設活動班は、市所有の資機材又は建設業協会等に応援を要請して障害物を除去する。労力又は機械力が不足する場合は、県土整備事務所に要請し、隣接市からの派遣を求める。

なお、他の所有者の敷地内で作業を行う必要があるときは、可能な限り所有者の同意を得る。除去した障害物は、環境班と連携し一時集積場所等に集積し、廃棄すべきものと保管すべきものとを明確に区分する。

## 第5 建築物・宅地の危険度判定

- 【資料編】 2-11 朝霞市被災建築物応急危険度判定要綱  
3-7 埼玉県被災宅地危険度判定実施要綱

### 1 被災建築物の応急危険度判定

#### (1) 応急危険度判定実施本部の設置

建設活動班は、応急危険度判定実施本部を設置し、調査資機材、ステッカー、調査区域の分担などの準備を行うとともに、県及び応急危険度判定協議会等の協力を得て応急危険度判定の有資格者を確保する。

#### (2) 応急危険度判定の実施

判定は、被災状況を調査の上、緊急を要する地区を決定し、災害対策本部、避難施設、病院、緊急輸送路等に係る建築物を優先して行う。

判定方法は、「被災建築物応急危険度判定マニュアル」に基づき目視点検により行い、判定の結果は、「危険」、「要注意」、「調査済」に区分し、建物の入口等分かりやすい場所に判定結果を色紙で表示する。

## 2 被災宅地の危険度判定

建設活動班は、被災した宅地の二次災害を防止し、住民の安全を図るために宅地の危険度判定を行う。

建設活動班は、県等を通じて宅地判定士の確保を要請して実施する。宅地の判定結果はステッカー等で表示する。

また、施設等に著しい被害を生じるおそれのある場合は、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、必要に応じ、適切な避難対策、被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

## 第6 住宅の解体

被災家屋の解体は、原則として家屋所有者の責任において、被災者生活再建支援金等を活用して実施する。

ただし、災害等廃棄物処理事業が適用される場合は解体家屋の運搬及び処分を市が実施し、さらに、大規模な災害等により被災家屋の解体について国の事業が適用される場合は、家屋の解体についても市が実施する。

### 1 解体の広報・受付

災害等廃棄物処理事業等が適用され、市が被災家屋の解体、処分を行うことを決定した場合は、国及び県の処理方針に従って適切な処理を推進する。

建設活動班は、対象家屋や申請方法等を広報し、申請窓口を設置する。申請窓口では、申請の受付、解体・運搬業者の紹介、手続きの説明等を行う。

### 2 解体・運搬の調整等

建設活動班は、環境班と連携し、家屋の解体によるアスベストの飛散防止措置の指導、撤去したがれきの仮置場や受入時期等の調整を行う。

## 第7 被災者住宅相談

被災建築物の応急危険度判定実施本部を設置したときは必要に応じて住宅相談窓口を設置する。

建設活動班は、市民班と連携して災害相談窓口に住宅相談窓口を開設し、次の相談項目に対応する相談員を配置する。

- |               |             |           |
|---------------|-------------|-----------|
| ① 応急危険度判定結果   | ② 被災調査、罹災証明 | ③ 被災度区分判定 |
| ④ 被災住宅の応急復旧   | ⑤ 被災住宅の応急修理 | ⑥ 住宅の解体等  |
| ⑦ 応急仮設住宅への入居等 |             |           |

## 第18節 文教対策・応急保育対策

### 〔方針・目標〕

- 学校及び幼稚園は、児童・生徒・園児等の安全を確保する。また、発災後は、避難所の運営等の災害対応に協力するとともに、速やかに授業等の再開ができるように努める。
- 保育園は、発災直後に園児の安全を確保する。また、発災後は、速やかに保育の再開ができるように努める。
- 社会教育施設では、発災後に利用者の安全を確保するとともに、安全な帰宅を促す。
- 避難所に指定されている施設の管理者は、避難所の運営に協力する。
- 施設の管理者は、帰宅困難な場合に当該施設で一時的に保護を行う。
- 施設の管理者は、災害用伝言ダイヤル（171）等を活用して情報発信に努める。
- 学校、幼稚園及び保育園は、保護者等への情報発信を行うために情報収集に努める。なお、必要に応じて財務・情報班と協力して、市SNS等を活用して情報発信を行う。

項 目	担 当
第1 応急教育	教育班
第2 保育園・幼稚園等の措置	福祉班
第3 文化財の応急措置	教育班、県
第4 社会教育施設等の措置	教育班

### 第1 応急教育

#### 1 児童・生徒の安全確保

##### (1) 安全の確保

施設の責任者（校長等）は、地震が発生した場合、地震関連情報を収集するとともに児童・生徒の安全を確保する。ガスの漏出、火災等により危険がある場合は、消防局等と連携の上、校外の安全な避難所に避難誘導をする。

また、施設設備の被害状況を把握し、児童・生徒、職員の状況を含めて教育班に報告する。

##### (2) 帰宅措置

施設の責任者は、下校途中における危険を防止するため、通学区域ごとの集団下校、教職員による引率等の措置をとる。また、児童・生徒を下校させることが危険と判断される場合は、保護者が来るまで学校にて保護する。

保護者が帰宅困難で来校できない場合は、来校できるまで、学校内の安全な場所で児童・生徒を保護する。

また、災害用伝言板等を活用して、児童・生徒の安否等を保護者へ発信する。

##### (3) 児童・生徒等の安否確認

地震が夜間・休日等に発生した場合、施設の管理者は、災害用伝言ダイヤル（171）を活用するなどして児童・生徒・教職員の安否の確認を行う。

## 2 避難所開設への協力

避難所に指定されている施設の管理者は、地震発生直後に体育館等のスペースを避難者収容のために供与し、避難所開設に協力する。

また、避難生活時には、避難所担当職員の役割等を協議し、可能な限り避難所の運営に協力する。

## 3 応急教育

### (1) 休業等の措置

施設の責任者は、学校の被災状況、避難所の利用、児童・生徒等の被災状況等を教育班に報告し、休業等の措置をとる。

### (2) 教育場所の確保

教育班は、施設の被害状況を調査し、校長と連携を取りつつ、応急教育のための場所を確保する。災害により校舎の全部又は一部の使用が困難となった場合は当該学校以外の最寄りの学校、公共施設等の場所を使用して教育を実施するよう努める。

### (3) 応急教育の準備

教育班及び校長は、臨時の学級編成を行い、児童・生徒及び保護者に授業再開を周知する。教職員の被災により、十分な人員を確保できない場合は、県教育委員会と連携して学級編成の組み替え、近隣学校からの応援等により対処する。

### (4) 学校給食

学校給食は、災害復旧又は社会の混乱が鎮静化するまで原則として行わない。

### (5) 学用品の給与

災害により学用品を失った児童、生徒に対し、教科書、必要な教材、文房具、通学用品を給与する。

教育班は、施設の責任者を通じて給与の対象となる児童・生徒数を把握し、被害状況別、小・中学校別に学用品購入（配分）計画表を作成する。とりまとめにあたっては、罹災者名簿及び学籍簿と照合する。

教科書については、県が市教育委員会からの報告に基づき、教科書供給所から一括調達し、その給与の方途を講じる。必要な教材、文房具、通学用品の調達は、市が業者から一括購入し、学校ごとに分配する。

### (6) 授業料の減免、奨学金の貸与の措置等

災害により修学が困難となった県立高校の生徒については、必要に応じ、授業料の減免、奨学金の貸与の措置が講じられる。

小・中学校等に関しても給食費の免除等県に準ずる措置の実施を検討する。

## 4 施設の応急復旧対策

教育班は、所管する学校施設の被害の程度を把握し、応急処理可能な場合は補修し、教育の実施に必要な施設・設備を確保する。校舎の全部又は大部分が被害を受け教育の実施が困難な場合は、早急に校舎の再建、仮校舎の建設の計画を立て、この具体化を図る。



## 第2 幼稚園・保育園等の措置

### 1 園児の応急措置

#### (1) 安全の確保

幼稚園及び保育園等では、地震等が発生した場合、地震関連情報を収集するとともに園児、職員の安全を確保する。ガスの漏出、火災等により危険がある場合は、消防局等と連携の上、園外の安全な避難所に避難誘導をする。

また、帰宅困難等の理由で保護者の迎えがない場合は、園児を安全な場所で保護する。

各施設の責任者（園長等）は、施設設備の被害状況を把握し、園児、職員の状況を含めて、福祉班に報告する。

また、災害用伝言板等を活用して、園児の安否等を保護者へ発信する。

#### (2) 園児等の安否確認

地震発生後、各施設の責任者は、災害用伝言ダイヤル（171）を活用するなどして、園児、職員の安否確認を行うとともに、保護者の所在、安否情報の把握に努める。

### 2 応急保育

福祉班は、保育園等の被害状況を把握する。既存施設において保育の実施ができない場合、避難先の小学校などで臨時的な保育園を設け保育する。交通機関の不通、保護者の被災等で通園に支障をきたす場合は、臨時的な保育園や近隣の保育園で保育する。

また、災害に関する理由により、緊急に保育が必要な場合は、保育措置の手続を省き、一時的保育を行うよう努める。

## 第3 文化財の応急措置

教育班は県と連携して、次の応急措置を行う。

#### (1) 建造物

建造物が被災した場合は、埼玉県教育委員会等の協力を得て被害状況をとりまとめ、以下の応急措置を施し、本修理を待つ。

- ① 被害の拡大を防ぐため、応急修理を施す。
- ② 被害が大きいときは、損壊を防ぎ、覆屋などを設ける。
- ③ 被害の大小にかかわらず、防護柵等を設け、安全と現状保存を図れるようにする。

#### (2) 美術工芸品

美術工芸品の保管場所が損害を受けた場合には、管理体制及び設備の整った公共施設に一時的に保管させる措置を講ずる。

## 第4 社会教育施設等の措置

施設管理者等は、地震によって建物等に被害が発生した場合は、避難誘導措置をとり、利用者の安全の確保に努め、早期帰宅が可能なように情報を提供する。交通途絶により帰宅困難となった者には、当該施設において一時的な収容を行う。

教育班は、所管の施設が被災した場合、補強・修理等の応急措置を行う。

また、避難所、物資の集積拠点として一時使用する場合又は利用者に開放する場合には、学校施設の応急修理に準じて修理を行い、安全を確認のうえ使用する。

## 第19節 要配慮者等の安全確保対策

### 〔方針・目標〕

- 発災後2日目には地域の自主防災組織や民生委員児童委員等は、在宅の避難行動要支援者の安否の確認を開始する。
- 避難所や在宅での避難生活が著しく困難な方を受入れするため、災害後の状況を踏まえ福祉避難所を開設し受入れを行うなど、要配慮者のニーズと生活環境に配慮する。
- 社会福祉施設の管理者は、入所者の安全確保を図り、12時間以内に入所・通所者の安否を発信する。市は、24時間以内に各施設の被害状況をまとめ、必要な支援等を行う。

項目	担当
第1 在宅要配慮者の安全確保	市民班、福祉班
第2 社会福祉施設入所者の安全確保	福祉班、各施設の管理者
第3 外国人の安全確保	財務・情報班、市民班

### 第1 在宅要配慮者の安全確保

#### 1 安否確認

福祉班は、各居宅に取り残された避難行動要支援者の安否確認を実施するための班を編成する。その際、あらかじめ作成した在宅避難行動要支援者の「名簿」、「個別避難計画」あるいは「避難行動要支援者台帳」等を活用し、民生委員児童委員や自主防災組織、避難支援等実施者等の協力を得ながら行う。

当該調査実施班及び調査協力者は、安否確認結果を地域防災拠点の通信手段等を利用して災害対策本部（福祉班）に報告する。

また、福祉班は、安否不明の避難行動要支援者を抽出し、再調査や警察署への捜索依頼等を行う。

#### 2 避難支援

介助が必要な避難行動要支援者の避難は、原則として自主防災組織等避難支援関係者が支援して安全な避難場所まで避難する。

避難支援が困難な場合は、福祉班は福祉関係団体等に協力を要請するとともに、公用車等による移送を行う。

なお、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合で、避難行動要支援者の生命、身体を保護するために特に必要がある場合は、名簿情報や個別避難計画情報を提供することに同意のない者についても必要最小限度で避難支援等関係者に提供する。

#### 3 避難所等での支援

##### (1) 情報提供

福祉班は、在宅や避難所等にいる要配慮者に対し、手話通訳者の派遣、音声情報の提供等を行うほか、FAXや文字放送テレビ等により、情報を随時提供する。

##### (2) 相談窓口の開設

福祉班は、市民班が開設した相談窓口、職員、福祉関係者、医師、ソーシャルワーカー等を配置し、総合的な相談に応じる。

**(3) 巡回サービスの実施**

福祉班は、民生委員・児童委員、医師、保健師、ホームヘルパーなどにより、チームを編成し、在宅、避難所、仮設住宅等で生活する要配慮者のニーズを把握し、介護、メンタルケア等の巡回サービスを実施する。

**(4) 生活支援物資の供給**

福祉班は、要配慮者の被災状況を把握し、市民班を通じて要配慮者向けの食料、飲料水、生活必需品等の備蓄物資の調達及び供給を行う。配布を行う際には、配布場所や配布時間を別に設けるなど配慮する。

**(5) 社会福祉施設等への一時入所**

福祉班は、避難所で介護等が困難な要配慮者を、可能な限り社会福祉施設等へ入所させるため、社会福祉施設等への一時受入れを要請する。

**(6) 福祉避難所の設置**

福祉班は、避難所や在宅での避難生活が著しく困難な要配慮者のため、指定福祉避難所又は災害協定を締結する社会福祉施設等を福祉避難所として開設する。

福祉班は、要配慮者の障がいの状態や、心身の健康状態等を考慮し、福祉避難所への受入れの優先順位を検討する。また、福祉避難所等の施設管理者と協議し、要配慮者の状態や介助者の状況を考慮して受入を調整し、施設の介護職員、要配慮者の家族等の協力を得て福祉避難所へ搬送する。

**(7) DWATの要請**

福祉班は、避難所の高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児その他の要配慮者の生活機能の低下の防止等のため、必要に応じて埼玉県災害福祉支援チーム(DWAT)の派遣を県に要請する。

**第2 社会福祉施設入所者の安全確保**

【資料編】 1-8 社会福祉施設一覧

**1 施設管理者の対応**

各施設の管理者は、入所者の安否を確認し、入所者の救助及び避難誘導を実施する。

また、食料、飲料水、生活必需品等の備蓄物資を入所者に配布するとともに、不足が生ずる場合は、県及び市に協力を要請する。

**2 市の対応****(1) 避難誘導及び受入先への移送の実施**

福祉班は、施設入所者の救助及び避難誘導を援助するため、近隣の社会福祉施設、自主防災組織、ボランティア団体等に協力を要請する。

**(2) 巡回サービスの実施**

福祉班は、自主防災組織、ボランティア団体等の協力を得ながら巡回班を編成し、被災した施設入所者や他の施設等に避難した入所者のニーズや状況を把握し、援助を行う。

**(3) ライフライン優先復旧**

福祉班は、社会福祉施設機能の早期回復を図るため、ライフライン事業者に対して、電気、ガス、上下水道等の優先復旧を要請する。

### 第3 外国人の安全確保

#### 1 安否確認

市民班は、職員や語学ボランティア等により調査実施班を編成し、外国人登録者名簿等に基づき、外国人の安否を調査する。その結果は県に報告する。

#### 2 避難誘導の実施

財務・情報班は、広報車等を活用して、外国語による要避難広報を実施し、外国人に対する速やかな避難誘導を行う。

#### 3 情報提供

財務・情報班は、ホームページ、テレビ・ラジオ等を活用して外国語による情報提供を行う。また、語学ボランティア等の協力を得て、災害広報紙等を作成し生活支援情報の提供を行う。

#### 4 相談窓口の開設

市民班は、災害に関する外国人の相談窓口を開設する。各相談窓口には、職員や語学ボランティア等を配置し、総合的な相談に応じる。

## 第20節 ボランティアの受入体制の確保

### 〔方針・目標〕

- 発災後、職員及び資機材等が揃い次第、速やかに災害ボランティアセンターを設置し、市社会福祉協議会と連携してボランティアへの対応を行う。
- 災害ボランティアセンターでは、市社会福祉協議会職員を運営スタッフとし、原則として市内のボランティア団体、NPO団体、ボランティア経験者の協力を得て活動を行う。

項目	担当
第1 ボランティアの要請・受入れ	福祉班、市社会福祉協議会
第2 ボランティアの活動	福祉班、市社会福祉協議会

### 第1 ボランティアの要請・受入れ

#### 1 ボランティア受入窓口の設置

福祉班及び市社会福祉協議会は、災害ボランティアセンターを設置し、ボランティアの受付・登録を行う。

##### ■災害ボランティアセンターにおける活動

- ① 被災者ニーズの把握
- ② ボランティアの振り分け
- ③ ボランティア活動用資機材、物資等の確保
- ④ 一般参加ボランティアの受付
- ⑤ ボランティア団体への要請
- ⑥ 災害対策本部との調整
- ⑦ 県災害ボランティアセンターへの要請
- ⑧ ボランティア保険加入手続き支援（県へのボランティア名簿の提出）

#### 2 ボランティアへの参加協力の周知

市社会福祉協議会は、各応急活動について必要とするボランティアの種類、人数を調査し、ボランティア団体に協力を要請する

また、広報紙、インターネット等を活用して一般ボランティアの参加協力を周知する。

### 第2 ボランティアの活動

#### 1 ボランティアセンターとの連携

##### (1) ボランティアセンターとの連携

福祉班及び市社会福祉協議会は、ボランティア活動についてコーディネートを担当する職員又はボランティアコーディネーターを配置し、ボランティアセンターとの連絡調整、情報収集・提供を行う。

なお、災害救助法が適用された場合は、市が委託するボランティア活動の調整事務に必要な人件費、旅費等を国庫負担の対象経費として記録し、県に請求する。

## ■ボランティアの活動内容

区 分	活 動 内 容
専門ボランティア	① 医療看護（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師等） ② 福祉（手話通訳、介護士） ③ 無線（アマチュア無線技士、タクシー無線） ④ 特殊車両操作（大型重機等操作資格者） ⑤ 通訳（外国語通訳） ⑥ 消防活動（初期消火活動等、救助活動、応急手当活動） ⑦ 被災建築物応急危険度判定（応急危険度判定士） ⑧ 被災宅地危険度判定（被災宅地危険度判定士） ⑨ 相談業務（弁護士、会計士、カウンセラー等）
一般ボランティア	① 救援物資の整理、仕分け、配分 ② 避難所の運営補助 ③ 清掃、防疫 ④ 要配慮者等の介護、生活支援 ⑤ 広報資料の作成 ⑥ その他危険のない軽作業

## 2 ボランティア活動への支援

### (1) ボランティア保険への加入

福祉班及び市社会福祉協議会は、ボランティア活動を行う団体等に対し、広報によってボランティア保険への加入を促進する。

また、受付したボランティアの住所、氏名、申し出日、活動予定期間を記した名簿を作成し、1ヶ月毎にとりまとめ、県へ報告する。

### (2) ボランティア活動拠点等の提供

福祉班は、ボランティア活動が効率的に行われるよう、ボランティア活動の拠点や使用する資機材を提供する。

## 第2章 南海トラフ地震関連情報の発表に伴う対応措置計画

### 第1節 基本方針

### 第2節 活動体制





# 第1節 計画の位置づけ

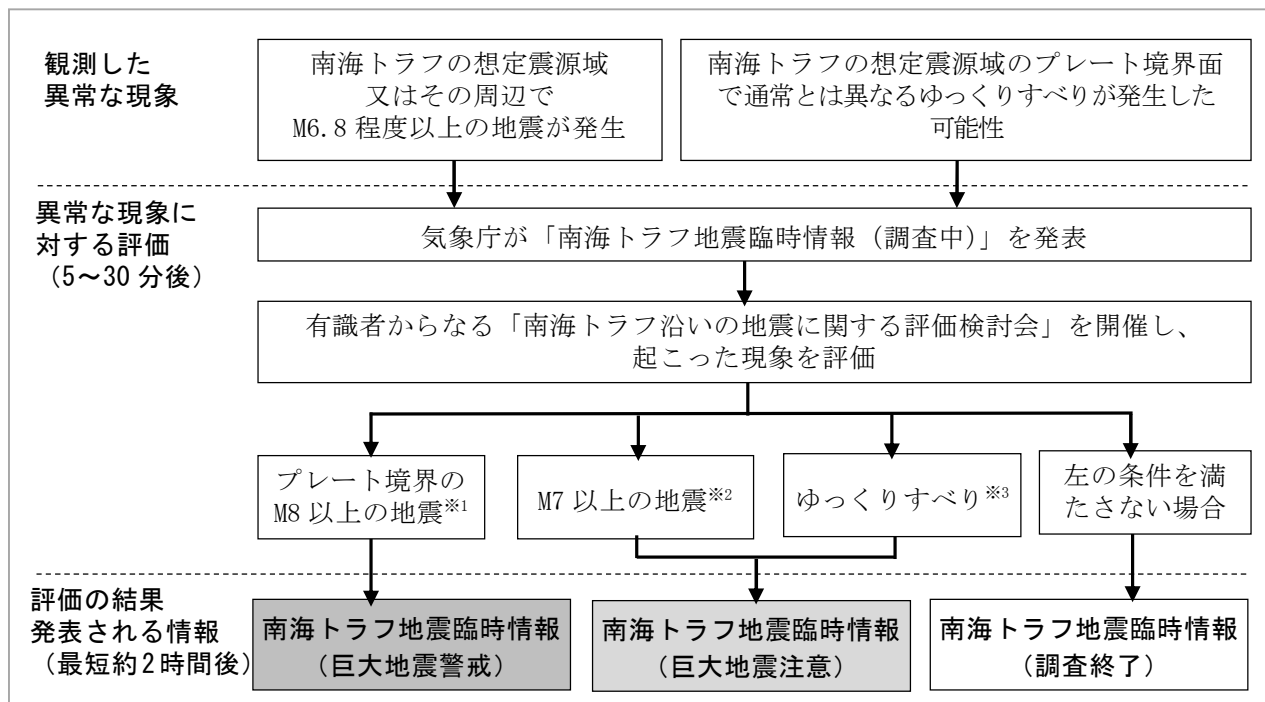
## 第1 基本方針

南海トラフ地震については、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「南海トラフ法」という。）を中心に対処が定められている。

南海トラフ法は、南海トラフ地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）の指定、南海トラフ地震防災対策推進基本計画等の作成、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域（以下「特別強化地域」という。）の指定、津波避難対策緊急事業計画の作成等、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的とした法律で、推進地域や特別強化地域に指定された場合に行わなければならない対策等を定めたものであるが、本市は、推進地域や特別強化地域には該当しない。

しかし、中央防災会議による南海トラフ地震の想定による市内の震度は最大で5強と予想されており、南海トラフ地震に関連する情報の発表により、社会的な混乱が発生することも懸念される。

### ＜異常な現象を観測した場合の情報発表までのながれ＞



※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界において、M8.0 以上の地震が発生した場合（半割れケース）。

※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界において、M7.0 以上、M8.0 未満の地震が発生した場合、又は南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲で M7.0 以上の地震が発生した場合（一部割れケース）。

※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる短い期間に、プレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合（ゆっくりすべりケース）。

<南海トラフ地震関連情報の種類>

情報名	キーワード	各キーワードを付記する条件	発表時間
南海トラフ地震臨時情報	調査中	<p>下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○監視領域内<sup>※1</sup>でマグニチュード 6.8 以上<sup>※2</sup>の地震<sup>※3</sup>が発生</li> <li>○1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべり<sup>※4</sup>が発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測</li> <li>○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測</li> </ul>	事象発生後5～30分程度
	巨大地震注意	<ul style="list-style-type: none"> <li>○監視領域内において、モーメントマグニチュード 7.0 以上の地震が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く）</li> <li>○想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合</li> </ul>	事象発生後最短2時間程度
	巨大地震警戒	<ul style="list-style-type: none"> <li>○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード<sup>※5</sup>8.0 以上の地震が発生したと評価した場合</li> </ul>	
	調査終了	<ul style="list-style-type: none"> <li>○（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合</li> </ul>	
南海トラフ地震関連解説情報	なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合</li> <li>○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く）</li> </ul>	随時

- ※1 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲。
- ※2 モーメントマグニチュード 7.0 の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードで M6.8 以上の地震から調査を開始する。
- ※3 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。
- ※4 南海トラフのプレート境界深部（30～40km）では、数ヶ月から1年程度の間隔で、数日～1週間程度かけてゆっくりとすべる現象が繰り返し発生しており、東海地域、紀伊半島、四国地方のひずみ計でこれらに伴う変化が観測されている。このような従来から観測されているものとは異なる場所でゆっくりすべりが観測された場合や、同じような場所であっても、変化の速さや規模が大きいなど発生様式が従来から観測されているものと異なるゆっくりすべりが観測された場合には、プレートの固着状況に変化があった可能性が考えられることから、南海トラフ地震との関連性についての調査を開始する。
- ※5 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、モーメントマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

## 第2節 活動体制

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合は、後発地震に備え、南海トラフ地震臨時情報に応じて次の体制をとる。なお、地震発生後の対応等、記載のない事項については、「第1章 震災応急対策計画」に準じる。

### 第1 活動体制

(1) 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたときは警戒第2配備を、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたときは非常第1配備をとり、災害対策本部を設置する。

#### (2) 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応

項目	南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	
	プレート境界における モーメントM8以上の地震	監視領域内における モーメントM7以上の地震	ゆっくりすべり
発生直後※1	○個々の状況に応じて避難等の防災対応を準備・開始	○今後の情報に注意	
(最短) 2時間程度 ～1週間	○日頃からの地震への備えを再確認する等。 ○地震発生後の避難では間に合わない可能性のある要配慮者は事前避難（自主避難）。それ以外の者は、避難の準備を整え、個々の状況等に応じて事前避難（自主避難）。 ○地震発生直後の避難では明らかに避難が完了できない地域の住民は事前避難（自主避難）。	○日頃からの地震への備えを再確認する等（必要に応じて事前避難（自主避難））。	○日頃からの地震への備えを再確認する等。
～2週間※2	〈巨大地震注意対応〉 ○日頃からの地震への備えを再確認する等。	○大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。	
すべりが収まったと評価されるまで	○大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。	○大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。	
大規模地震発生まで			

※1 ゆっくりすべりの場合の「発生直後」は、検討が必要と認められたときから。

※2 「2週間」とは、巨大地震警戒対応機関（1週間）+巨大地震注意対応期間（1週間）

## 第2 広報活動

---

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、市民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、南海トラフ地震臨時情報の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など市民の安全と生活に密接に関係する事項を周知する。

周知に当たっては、広報車、防災行政無線、メール等による情報伝達を実施する。また、自主消防組織やその他の公共的団体等の協力を得るなど多様な手段を活用する。

# 朝霞市地域防災計画

## 風水害等対策計画編

第1章 風水害応急対策計画

第2章 雪害等応急対策計画

第3章 複合災害応急対策計画



## 風水害等対策計画編の目次

<b>第1章 風水害応急対策計画</b> .....	<b>1 (195)</b>
<b>第1節 防災体制の確立</b> .....	<b>3 (197)</b>
第1 応急活動体制 .....	3 (197)
第2 警戒体制 .....	4 (198)
第3 非常体制（災害対策本部） .....	5 (199)
第4 関係機関の活動体制 .....	9 (203)
第5 突発災害への緊急対応体制 .....	10 (204)
第6 台風接近時のタイムライン .....	10 (204)
<b>第2節 事前措置及び応急措置</b> .....	<b>11 (205)</b>
第1 市長の事前措置及び応急措置 .....	11 (205)
第2 災害救助法の適用 .....	12 (206)
<b>第3節 災害情報の収集・伝達</b> .....	<b>15 (209)</b>
第1 警報等の伝達 .....	15 (209)
第2 被害情報の収集 .....	19 (213)
第3 災害通信体制の確保 .....	22 (216)
第4 安否情報の収集、管理 .....	23 (217)
第5 被災者台帳の作成 .....	24 (218)
<b>第4節 災害広報・広聴活動</b> .....	<b>26 (220)</b>
第1 災害広報活動 .....	26 (220)
第2 広聴活動 .....	27 (221)
<b>第5節 応援派遣・受援</b> .....	<b>29 (223)</b>
第1 受援体制の確立 .....	29 (223)
第2 自衛隊災害派遣要請 .....	31 (225)
第3 地方公共団体等への応援要請 .....	33 (227)
<b>第6節 救急救助活動</b> .....	<b>35 (229)</b>
第1 救急・救助活動 .....	35 (229)
<b>第7節 応急医療救護活動</b> .....	<b>37 (231)</b>
第1 応急医療活動 .....	37 (231)
第2 被災者等への医療 .....	39 (233)
<b>第8節 水防・土砂災害対策</b> .....	<b>40 (234)</b>
第1 水防対策 .....	40 (234)
第2 土砂災害対策 .....	41 (235)
<b>第9節 避難</b> .....	<b>42 (236)</b>
第1 避難活動 .....	42 (236)
第2 避難所の開設・運営 .....	48 (242)
第3 在宅避難者等への対応 .....	50 (244)
第4 広域一時滞在対策 .....	51 (245)
<b>第10節 災害警備活動・交通規制</b> .....	<b>52 (246)</b>

第1 警察の災害警備	52 (246)
第2 被災地の警備	52 (246)
第3 交通規制	52 (246)
<b>第11節 緊急輸送・燃料確保</b>	<b>54 (248)</b>
第1 緊急通行車両の確認	54 (248)
第2 緊急輸送路の確保	54 (248)
第3 ヘリコプター臨時離着陸場の開設	56 (250)
第4 緊急輸送	56 (250)
第5 燃料の確保	57 (251)
<b>第12節 給水、食料・生活必需品の供給</b>	<b>58 (252)</b>
第1 飲料水の供給	58 (252)
第2 食料の供給	59 (253)
第3 生活必需品の供給	61 (255)
第4 救援物資の受入れ・管理	62 (256)
<b>第13節 帰宅困難者の支援</b>	<b>63 (257)</b>
第1 情報の提供	63 (257)
第2 帰宅活動への支援	63 (257)
第3 一時滞在施設の提供	63 (257)
<b>第14節 遺体の取扱い</b>	<b>64 (258)</b>
第1 行方不明者の捜索	64 (258)
第2 遺体の処理・収容	64 (258)
第3 遺体の埋火葬	65 (259)
<b>第15節 環境衛生</b>	<b>67 (261)</b>
第1 廃棄物処理計画	67 (261)
第2 防疫活動	68 (262)
第3 食品衛生対策	69 (263)
第4 公害対策	69 (263)
第5 動物対策	69 (263)
<b>第16節 公共施設等の応急対策</b>	<b>71 (265)</b>
第1 公共建築物	71 (265)
第2 ライフライン	71 (265)
第3 交通施設	76 (270)
第4 その他の施設	77 (271)
<b>第17節 応急住宅対策</b>	<b>78 (272)</b>
第1 住家の被災調査・罹災証明書等の発行	78 (272)
第2 被災住宅等の応急修理	79 (273)
第3 応急仮設住宅の建設等	80 (274)
第4 住宅関係障害物の除去	81 (275)
第5 宅地の危険度判定	81 (275)
第6 住宅の解体	81 (275)
第7 被災者住宅相談	82 (276)



<b>第18節 文教対策・応急保育対策</b> .....	<b>83 (277)</b>
第1 応急教育 .....	83 (277)
第2 幼稚園・保育園等の措置 .....	85 (279)
第3 文化財の応急措置 .....	85 (279)
第4 社会教育施設等の措置 .....	85 (279)
<b>第19節 要配慮者等の安全確保対策</b> .....	<b>86 (280)</b>
第1 在宅要配慮者の安全確保 .....	86 (280)
第2 社会福祉施設入所者の安全確保 .....	87 (281)
第3 外国人の安全確保 .....	88 (282)
<b>第20節 ボランティアの受入体制の確保</b> .....	<b>89 (283)</b>
第1 ボランティアの要請・受入れ .....	89 (283)
第2 ボランティアの活動 .....	89 (283)
<b>第2章 雪害等災害応急対策計画</b> .....	<b>91 (285)</b>
<b>第1節 雪害対策</b> .....	<b>93 (287)</b>
第1 災害情報の収集・伝達 .....	93 (287)
第2 活動体制の確立 .....	93 (287)
第3 応急措置 .....	94 (288)
<b>第2節 竜巻等突風対策</b> .....	<b>96 (290)</b>
第1 災害情報の収集・伝達 .....	96 (290)
第2 活動体制の確立 .....	96 (290)
第3 応急措置 .....	97 (291)
<b>第3節 火山噴火対策</b> .....	<b>98 (292)</b>
第1 火山情報の収集・伝達 .....	98 (292)
第2 降灰対策 .....	99 (293)
<b>第3章 複合災害応急対策計画</b> .....	<b>101 (295)</b>
<b>第1節 基本方針</b> .....	<b>103 (297)</b>
第1 計画の目的 .....	103 (297)
第2 基本方針 .....	103 (297)
第3 複合災害の想定 .....	103 (297)
<b>第2節 災害応急対策</b> .....	<b>104 (298)</b>
第1 情報の収集・伝達 .....	104 (298)
第2 避難 .....	104 (298)
第3 災害発生後の対応 .....	104 (298)



# 第1章 風水害応急対策計画

- 第1節 防災体制の確立
- 第2節 事前措置及び応急措置
- 第3節 災害情報の収集・伝達
- 第4節 災害広報・広聴活動
- 第5節 応援派遣
- 第6節 救急救助活動
- 第7節 応急医療救護活動
- 第8節 水防・土砂災害対策
- 第9節 避難
- 第10節 災害警備活動・交通規制
- 第11節 緊急輸送・燃料確保
- 第12節 給水、食料・生活必需品の供給
- 第13節 帰宅困難者の支援
- 第14節 遺体の取扱い
- 第15節 環境衛生
- 第16節 公共施設等の応急対策
- 第17節 応急住宅対策
- 第18節 文教対策・応急保育対策
- 第19節 要配慮者等の安全確保対策
- 第20節 ボランティアの受入体制の確保



## 第1節 防災体制の確立

### 〔方針・目標〕

- 気象情報や河川情報等に対応して活動体制を確保し、本部設置等を行う。

項目	担当
第1 応急活動体制	各班
第2 警戒体制	各班
第3 非常体制（災害対策本部）	各班
第4 関係機関の活動体制	本部班、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他防災関係機関
第5 突発災害への緊急対応体制	各班
第6 台風接近時のタイムライン	各班

### 第1 応急活動体制

#### 1 体制の種別及び配備区分

災害対策の活動に当たってとるべき体制の種別及び配備レベル（1～5段階）は次のとおりとする。

体制・レベル	配備基準	活動方針
警戒体制	(レベル1) 警戒 第1配備 ① 気象警報が発表され、（警戒レベル2）警戒第2配備の配備基準に該当しないとき ② その他状況により危機管理監が必要と認めたとき	被害の可能性は低く、気象、河川等の状況を収集する
	(レベル2) 警戒 第2配備 気象警報が発表され、次のいずれかに該当するとき ① 新河岸川の朝霞水門における内水位が3.40m超 ② 都市建設部が、排水機場、朝霞水門に出動したとき ③ 荒川（治水橋）、新河岸川（宮戸橋）、黒目川（浜崎）の河川水位が氾濫注意水位を超えたとき ④ その他状況により危機管理監が必要と認めたとき	雨量、気象、河川等の情報を収集し、状況に応じて配備を強化する
	(レベル3) 警戒 第3配備 気象警報が発表され、次のいずれかに該当するとき ① 高齢者等避難（警戒レベル3）の発令基準に達すると見込まれるとき ② 浸水被害、道路浸水等が発生したとき、又は発生が予想されるとき ③ その他状況により危機管理監が必要と認めたとき	雨量、気象、河川等の状況を監視し、市内のパトロールや被害状況を収集し、状況に応じて配備を強化する
非常体制（災害対策本部）	(レベル4) 非常 第1配備 ① 市域に浸水等による被害が発生し、警戒体制では対処できないとき ② 避難指示（警戒レベル4）の発令基準に達すると見込まれるとき ③ 大規模な災害が発生したとき ④ その他状況により市長が必要と認めたとき	相当規模の災害の発生が予想される場合において、応急対策活動に即応できるように組織及び機能のすべてをあげて活動する

体制・レベル	配備基準	活動方針
(レベル5) 非常 第2配備	① 大規模な災害が発生したとき ② 緊急安全確保（警戒レベル5）の発令基準に達すると見込まれるとき ③ 市の地域に相当規模以上の災害が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき ④ 市の地域に災害救助法が適用される災害が発生したとき ⑤ その他状況により市長が必要と認めたとき	激甚な災害が発生した場合において、組織及び機能のすべてをあげて活動する

(注) 避難情報（警戒レベル〇）の発令基準は、第9節・第1「■避難情報の種類と判断の目安」による。

## 2 体制の施行及び配備区分の決定

災害対策の活動に当たってとるべき体制の施行及び配備区分の決定は、次のとおりとする。

- ① 警戒体制の施行及び配備区分の決定は、危機管理監が決定する。
- ② 災害対策本部の設置並びに非常体制の施行及び配備区分は、市長が決定する。
- ③ 体制の解除については、①及び②の規定を準用する。

### ■体制の施行及び配備の決定

体制等	決定者	備考
警戒体制	危機管理監	
非常体制 (災害対策本部)	市長（本部長） ※代理の順位 ①副市長（副本部長） ②教育長（副本部長）	市長、副市長、教育長ともに不在の場合、災害対策本部員3名以上が参集し協議して決定できる。
体制解散	上記を準用	

## 第2 警戒体制

### 1 警戒体制の発令・動員

危機管理監は、配備基準により、警戒体制を指示する。各部長は警戒レベルに応じて職員を動員する。なお、水防法に基づく水防に関する警戒も、本配備に従う。

### ■警戒体制の配備職員

配備区分	配備職員
警戒第1配備	危機管理室、都市建設部、上下水道部の必要な職員
警戒第2配備	危機管理室及び市長公室、総務部、都市建設部、上下水道部の必要な職員
警戒第3配備	危機管理室、総務部、市長公室、都市建設部、市民環境部、福祉部、こども・健康部、学校教育部、生涯学習部、上下水道部の必要な職員

### 2 警戒体制の活動

警戒体制の活動は、概ね次のとおりである。

① 河川等の警戒・監視	② 気象情報、河川情報等の収集・伝達
③ 被害情報の収集・伝達	④ 所管施設の点検
⑤ 市民等への情報の伝達	⑥ 関係機関等との連絡調整

### 3 災害対策本部への移行

災害が拡大したとき、若しくは拡大のおそれがあるときは、災害対策本部を設置し、警戒体制から災害対策本部の配備基準に移行する。

## 第3 非常体制（災害対策本部）

- 【資料編】 2-3 朝霞市災害対策本部条例  
6-4 災害対策本部室レイアウト

### 1 非常体制の発令・動員

市長は、災害が発生したときあるいはそのおそれがある場合に、必要があると認めたときは、災害対策本部を設置し、非常配備体制を発令する。

各部長は、非常体制のレベルに応じて、職員を動員する。

### 2 災害対策本部の設置

#### (1) 災害対策本部の設置基準

市長は、配備レベル4又は5の基準に達したとき、災害対策基本法第23条の2に基づき、災害対策本部を設置する。

#### (2) 災害対策本部の設置場所

本部班は、本部長の指示により市役所別館5階大会議室または、その他庁舎内の適切な場所に災害対策本部を設置する。

本部長は、市庁舎が災害対策本部としての機能が不十分である場合は、公共施設の中から代替施設となるものを指定し、災害対策本部を設置する。

その際、設置場所は中央公民館・コミュニティセンター及び保健センターを第一候補とする。

なお、災害対策本部はその機能を維持するため、原則として避難者を受け入れない。

#### (3) 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害の状況により必要に応じて、被災地に近い公共施設等に現地災害対策本部を設置し、現地災害対策本部長を指名する。また、必要な職員を派遣する。

#### (4) 防災関係機関連絡室の設置

本部班は、朝霞市防災会議と密接に連絡をとるとともに、ライフライン関係機関、自衛隊などの防災関係機関との連絡調整を図るために市役所別館5階または、その他庁舎内の適切な場所に防災関係機関連絡室を設置する。また、関係機関に連絡員の派遣を要請する。

#### ■本部設置・解散の通知先

- |                        |         |
|------------------------|---------|
| ① 県（災害対策課・南西部地域振興センター） | ② 朝霞警察署 |
| ③ 防災関係機関               |         |

### 3 職務等

本部長、副本部長、本部員の職務は次のとおりとする。

職名	担当者	職務
本部長	市長	本部の事務を総括し、災害対策に従事する全ての職員を指揮監督する。
副本部長	副市長、教育長	本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
本部員	危機管理監、市長公室長、各部長、審議監、会計管理者、議会事務局長、監査委員事務局長、理事、消防団長、朝霞消防署長、その他市長が必要と認める者	本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。本部長及び副本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

各職員は、災害対策本部事務分掌による活動を行う。

### 4 本部会議

本部長は、必要に応じて副本部長、本部員を招集し、重要事項の決定、対策の総合調整等を審議する。本部長は議長を務めるものとする。

なお、担当する本部事務の本部員に事故があるときは、参集した他の本部員等をもって、その職務に充てる。

#### ■本部会議の主な審議事項

- (1) 非常配備体制及び本部の解散に関する事。
- (2) 市各部の指揮総括及び調整に関する事。
- (3) 重要な災害情報の収集と伝達に関する事。
- (4) 避難指示等に関する事。
- (5) 警戒区域の設定に関する事。
- (6) 県、自衛隊、他市町村及び公共機関等に対する応援要請に関する事。
- (7) 災害救助法の適用に関する事。
- (8) 激甚災害の指定に関する事。
- (9) 国、県等への要望及び陳情等に関する事。

### 5 受援調整会議

危機管理監は、必要に応じて受援関係者を招集し、受援担当者は受援に関する調整会議を行う。詳細は、第5節・第1「受援体制の確立」による。

### 6 災害対策本部の解散

本部長は、災害の危険が解消したと認めたとき、若しくは災害発生後における応急措置が完了したと認めたときは、災害対策本部を解散する。災害対策本部を解散したときは、設置時と同様の機関を行う。

なお、災害の規模等により、事後処理を必要とする場合は、関係課等において継続して対処する。



■災害対策本部事務分掌

部	所掌班	担当課・室・所等	事務分掌
総括部	本部班	危機管理室 政策企画課	1 本部の設置、解散に関する事。 2 本部会議に関する事。 3 国、県、防災関係機関の災害対策本部及び防災会議委員との連絡調整に関する事。 4 地震情報、気象情報及び警報等の伝達に関する事。 5 避難情報の発令に関する事。 6 予算編成が必要な災害関連物資に関する事。
		秘書課	7 本部長、副本部長の秘書に関する事。 8 視察者、見舞者等への対応に関する事。
財務・情報班	情報班	市政情報課 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局	(情報担当) 1 防災情報センター立ち上げに関する事。 2 被害状況、活動状況(災害救助法適用事務の帳簿のとりまとめを含む)の把握、整理及び整理した情報に対する関係機関等からの照会への回答に関する事。 3 被災者台帳に関する事。
		シティ・プロモーション課	4 広報紙、HP、SNS、メール配信、Lアラート、防災行政無線、広報車等に関する事。 5 報道発表等報道機関に関する事。
		デジタル推進課	(システム担当) 6 システムインフラの動作状況・被害状況確認、復旧 7 安否情報システムに関する事。
		議会事務局	(議会担当) 8 議会との連絡調整に関する事。
職員班	職員班	職員課 人権庶務課	(財務担当) 9 災害予算編成及び財源対策に関する事。 10 災害予算の執行管理及び経理に関する事。 11 見舞金、義援金の受入れに関する事。
		財政課 出納室	1 職員の安否確認に関する事。 2 職員の健康管理に関する事。 3 職員の食料等の供給に関する事。 4 応援職員の調整、受入れ、派遣に関する事。 5 受援体制の構築、運用に関する事。
管財班	管財班	財産管理課 契約検査課	1 市庁舎の点検、応急措置、機能の確保に関する事。 2 公用車の配車、運行に関する事。 3 車両、燃料(車両以外の災害対策用燃料を含む)の確保に関する事。 4 緊急通行車両に関する事。 5 市内公共施設の被害状況の把握、災害対策拠点の移設に関する事。 6 市有建築物に係る工事、修繕の設計及び施工監理に関する事。 7 応急仮設住宅の建設等に関する事。
		調査班	1 住家の被害調査に関する事。 2 罹災証明の発行に関する事。
		課税課 収納課	

風水害応急対策計画 第1節 防災体制の確立

部	所掌班	担当課・室・所等	事務分掌
市民環境部	市民班	地域づくり支援課 総合窓口課 内間木支所 朝霞台出張所 朝霞駅前出張所	(被災者担当) 1 自治会・町内会との連絡調整に関する事 2 避難所(市民センター)の設置、運営に関する事 3 避難所及び仮設住宅の自治運営支援等に関する事 4 帰宅困難者に関する事 5 遺体の収容及び埋火葬に関する事 6 災害相談窓口に関する事 7 生活再建支援に関する事
		産業振興課 農業委員会事務局	(物流担当) 8 食料、生活必需品の供給に関する事 9 救援物資の受入れに関する事 10 農作物等農業被害調査に関する事 11 商工業被害調査に関する事 12 罹災に伴う農家・中小企業者に対する復旧資金援助に関する事
	環境班	環境推進課 資源リサイクル課	1 災害廃棄物の収集、処理に関する事 2 防疫に関する事 3 し尿の収集、仮設トイレの設置に関する事 4 死亡獣畜の処理、ペット等動物対策に関する事 5 環境汚染等の監視、井戸水の検査に関する事
福祉部 子ども健康部	福祉班	福祉相談課 生活援護課 障害福祉課 こども未来課 保育課 保育園 長寿はつらつ課	1 要配慮者の把握、避難行動要支援者の避難支援に関する事 2 要配慮者への生活支援に関する事 3 避難所(保育園)の設置、運営に関する事 4 福祉避難所の設置、運営に関する事 5 ボランティアの対応等市社会福祉協議会との連絡調整に関する事 6 災害弔慰金、見舞金、援護資金等の支給及び関係機関への申請に関する事 7 災害救助法に係る対応措置に関する事 8 園児の安全確保・安否確認に関する事
	医療対策班	健康づくり課 保険年金課	1 救護所の設置や救護班の編成に関する事 2 災害時医療救護マネジメントセンターに関する事 3 災害時の医療対策(医薬品等の確保、人工透析者等慢性疾患への対応等)に関する事 4 被災者の健康管理に関する事 5 医療機関、医師会、歯科医師会、薬剤師会等との連携に関する事

部	所掌班	担当課・室・所等	事務分掌
都市建設部	建設活動班	まちづくり推進課 開発建築課 みどり公園課 道路整備課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 公共土木施設の被害調査に関すること。</li> <li>2 道路、河川、橋梁、崖地等の警戒、排水作業等応急作業及び復旧工事に関すること。</li> <li>3 土木、建設業者への協力要請に関すること。</li> <li>4 応急資機材等の調達に関すること。</li> <li>5 建築物の応急危険度判定、宅地の危険度判定に関すること。</li> <li>6 被災住宅の応急修理の実施に関すること。</li> <li>7 住宅の解体等に関すること。</li> <li>8 応急仮設住宅の確保、入居等に関すること。</li> <li>9 緊急交通路の把握、緊急輸送道路の指定に関すること。</li> <li>10 バス輸送に関すること。</li> </ol>
上下水道部	上下水道班	上下水道総務課 水道施設課 下水道施設課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 上下水道施設の被害調査に関すること。</li> <li>2 上下水道施設の応急復旧に関すること。</li> <li>3 上下水道業者等への協力要請に関すること。</li> <li>4 給排水用資機材等の調達に関すること。</li> <li>5 応急給水に関すること。</li> </ol>
教育部	教育班	教育総務課 教育管理課 教育指導課 学校給食課 生涯学習・スポーツ課 文化財課 公民館（コミュニティセンター） 図書館	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 学校施設の被害調査に関すること。</li> <li>2 児童・生徒の安全確保、安否確認に関すること。</li> <li>3 学校の休校措置等に関すること。</li> <li>4 避難所（小・中学校、高校、大学、公民館）の開設、運営に関すること。</li> <li>5 炊き出しに関すること。</li> <li>6 文化財の被害調査及び応急措置に関すること。</li> <li>7 ヘリポートの開設、運営に関すること。</li> <li>8 施設の利用に関する支援に関すること。</li> </ol>
各班共通			<ol style="list-style-type: none"> <li>1 所管施設及び関係施設の被害調査並びに所管施設の応急措置に関すること。 ※各班の所管施設は、第3節・第2・2「■被害調査の対象と担当」参照</li> <li>2 担当窓口として指定された災害協定締結団体との連絡調整に関すること。 (資料編「4 災害協定・覚書一覧」参照)</li> </ol>

## 第4 関係機関の活動体制

【資料編】1-6 防災関係機関一覧

### 1 防災関係機関等

防災関係機関等は、市域に災害が発生し、又は発生しようとしているとき、法令、防災業務計画及び県、本計画の定めるところにより、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、市の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるよう必要な施策を講じるものとする。

### 2 職員の派遣要請

本部長は、情報の連絡及び災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要があると認めるときは、

防災関係機関等の長に対して、その所属職員を本部又は災害現地に派遣するよう要請する。

## 第5 突発災害への緊急対応体制

ゲリラ豪雨等の突発災害が発生した場合は、浸水、がけ崩れ、被害状況等の把握、水没箇所の救出、通行規制、排水作業、噴水箇所や崩壊箇所の応急措置等に必要な職員を速やかに配備するとともに、災害対策本部の設置を判断する。

また、ゲリラ豪雨等の突発災害は、大型台風より甚大な被害となる可能性がある一方、復旧等が比較的速やかに進められることから、迅速な対応が求められる。そのため、災害対策本部の設置の有無にかかわらず、災害対策本部事務分掌に基づき、各班が必要な活動をする。

災害対策本部の解散後も、災害応急対策の継続が必要な場合は、災害対策本部の事務分掌に基づき必要な活動を継続する。

### 1 大雨情報の収集・伝達

危機管理室は、気象台から記録的短時間大雨情報の発表や「県内全域に最大〇〇mm以上の降雨予想」といった予測を受けた場合、速やかに関係各課及び関係機関に伝達するとともに、必要に応じて防災行政無線等で市民に伝達する。

### 2 浸水・被害状況等の収集・調査

危機管理室は、集中豪雨時浸水箇所現場連絡員（※）と連絡をとり、浸水危険箇所の浸水や被害状況を速やかに把握する。

関係各課は所管する施設や地区の浸水や被害等の状況等を収集し、危機管理室に伝達する。

また、集中豪雨は、浸水時間が限られ、被災家屋の復旧等が比較的速やかに進められることから、課税課は、危機管理室と連携して把握した被害状況等から浸水範囲を推定し、調査すべき範囲を検討し、その検討に基づき住家の被害調査を速やかに実施する。

また、現地において被害が確認され、調査範囲が拡大した場合は危機管理室に確認の上、調査を実施する。

なお、災害対策本部の設置がないまたは、設置する時間的余裕がない場合かつ被害が広範囲に及ぶときは、各班から招集して編成した職員により、住家の被害調査の要否、消毒の希望の有無、各種支援制度の案内、その他の被害等を現地聴取する。

※集中豪雨時浸水箇所現場連絡員：集中豪雨時に浸水する危険性がある箇所ごとにあらかじめ配置した連絡員で、地域ごとの応急対策を迅速に行う役割を担う。

### 3 ボランティアの確保

福祉相談課及び市社会福祉協議会は、浸水家屋の片付やがれき処理等の支援を要する場合、災害ボランティアを募集し、支援を求める被災者へボランティアの派遣を行う。

## 第6 台風接近時のタイムライン

台風が接近し、大雨、洪水となって荒川、新河岸川及び黒目川の氾濫、崖崩れが発生するおそれがある場合、事前に気象情報や警報等が段階的に発表されることから、関係機関や市民が協調した防災行動を実施することが有効である。このタイプの災害に対してはあらかじめ設定したタイムラインを活用し、市や防災関係機関及び市民等が同じ時間軸で協調した防災行動を実施することとする。

## 第2節 事前措置及び応急措置

〔方針・目標〕

- 発災後3時間以内に被害の概要を把握し、県に災害救助法の適用を申請する。

項目	担当
第1 市長の事前措置及び応急措置	本部班、埼玉県南西部消防局、朝霞市消防団
第2 災害救助法の適用	各班

### 第1 市長の事前措置及び応急措置

#### 1 事前措置及び避難

##### (1) 出動命令等

市長は、災害が発生するおそれがあるときは、法令又は本計画の定めるところにより消防局、消防団に出動の準備を要請し又は出動を求め、又は警察官の出動を求める等災害応急対策責任者に対し、応急措置の実施に必要な準備をすることを要請する。(根拠法：災害対策基本法第58条)

##### (2) 事前措置等

市長は、災害が発生するおそれがあるときは、災害が発生した場合においてその災害を拡大するおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害の拡大を防止するために必要最小限度において、設備又は物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示する。(根拠法：災害対策基本法第59条)

##### (3) 避難の指示等

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを指示する。また、避難のための立退きを行うことによりかえって危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らして緊急を要するときは、緊急安全確保措置を指示する。(根拠法：災害対策基本法第60条)

#### 2 応急措置

市長、消防局、消防団は、次の法令により、応急措置を行う。

##### ■ 応急措置

応急措置 協力の指 示	消防、水防、救助その他災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するために必要な措置（災害対策基本法第62条）
	市域内の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者、その他法令により応急措置の責任を有する者への協力の指示（災害対策基本法第62条）
物件の使 用、処分等	応急措置のため、緊急の場合の次の措置 ・ 土地、建物等の一時使用、土砂、竹木等の一時使用、収用（災害対策基本法第64条第1項） ・ 工作物等の除去、保管（災害対策基本法第64条第2項）
	水防上、緊急の必要がある場所での、土地の一時使用、土砂、竹木等の一時使用、収用、障害物等の処分（水防法第28条）
	消火、延焼の防止又は人命救助のために必要な場合、消防局、消防団による土地、

	建物等の使用、処分又は使用制限（消防法第29条第1～3項）
応急対策の指示	応急措置のため、緊急の場合の、住民や現場にいる応急措置を行うべき者への応急措置の指示（災害対策基本法第65条）
	水防のためやむを得ない場合、住民、現場にいる者への水防活動への従事の指示（水防法第24条）
	消防団員による火災現場付近にいる者への消防活動への従事の指示（消防法第29条第5項）
警戒区域の設定	人命又は身体への危険を防止するための警戒区域の設定（災害対策基本法第63条）
	水防上、緊急の場所での、消防団による警戒区域の設定（水防法第21条）
	火災現場における、消防団員による消防警戒区域の設定（消防法第28条）

### 3 損害補償

市長は、応急措置の実施に伴う前記指示により通常生じた損失に対しては、補償を行う。また、応急措置の業務に従事又は協力した者が、そのために死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害の状態になったときは、法令の定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によって受ける損害を補償する。（根拠法：災害対策基本法第82条及び第84条）

## 第2 災害救助法の適用

【資料編】 3-1 被害の判定基準

3-2 災害救助法による救助の種類、方法、期間等

### 1 災害救助法の適用要請

本部班は、災害が発生し災害救助法の適用基準に該当する場合又は該当する見込みの場合は、遅滞なく被害状況を知事に報告し、災害救助法適用を要請する。また、財務・情報班は、防災情報センター（第3節の第2の1の「(1) 情報管理体制」参照）の情報から、災害救助法の適用基準に関わる情報を速やかに整理する。

### 2 災害救助法の適用基準

#### (1) 災害が発生した場合

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条第1項の1～4の規定による。

市における具体的適用基準は、次のとおりである。

#### ■災害救助法の適用基準

- |  |
|--|
| <p>(1) 家屋の全壊、全焼、流失等によって住家を滅失した世帯（以下、「滅失世帯」という。）の数が、100世帯以上に達した場合</p> <p>(2) 県内の滅失世帯の数が2,500世帯以上に達する場合であって、市の滅失世帯の数が50世帯以上に達する場合</p> <p>(3) 県内の被害世帯の数が12,000世帯以上に達する場合、又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情（※1）がある場合で、市の滅失世帯数が多数である場合</p> <p>(4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準（※2）に該当するとき</p> |
|--|

※1) 第1項の3に係る特別の事情

- ①災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。

※2) 第1項の4に係る基準

- ①災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。
- ②災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害に係った者の救出について特殊の技術を必要とすること。

(2) 災害が発生するおそれがある場合

災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置し、本市域がその所管区域になった場合で、現に救助を必要とするときである。

3 滅失世帯の算定

災害救助法の適用基準の(1)と(2)の指標となる滅失世帯数は、調査班の被害家屋調査結果(第17節の第1の「1 住家の被災調査」参照)により算定する。

(1) 滅失世帯の算定基準

住家が滅失した世帯の数の算定は、住家の「全壊(全焼・流失)」した世帯を基準とする。

そこまで至らない半壊等については、災害救助法施行令第1条第2項の規定により以下のとおり、みなし換算を行う。

■滅失世帯の算定方法

全壊(全焼・流失)住家	1世帯
半壊(半焼)住家	1/2世帯
床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住できない状態になった住家	1/3世帯

4 災害救助法の適用

災害救助法による事務は、知事が行い(法定受託事務)、市長がこれを補助する。知事は、市が実施した方がより迅速に災害に対処できると判断される次に掲げる救助の実施について、市長へ個別の災害ごとに救助に関する事務を通知により委任する。

なお、災害救助の程度、方法及び期間については、特別な基準の適用を申請できる。申請は、知事に対して行うが、期間延長については救助期間内に行う。(内閣府「災害救助法事務取扱要領」)

また、災害救助法の適用対象事務は、災害救助法適用の有無に関わらず、各事務の担当班(災害対策本部事務分掌による)が、災害救助法の様式で実施状況を記録し、財務・情報班に提出する。財務・情報班はこれらを整理し、本部班が県に報告する。

災害救助法の適用後の救助業務の実施項目は、次のとおりとする。

■災害救助法の適用対象事務

適用対象事務	実施期間	緊急を要する場合の市実施項目
避難所の設置	7日以内	○
炊き出しその他による食品の給与	7日以内	○
飲料水の供給	7日以内	○
被服、寝具その他生活必需品の給貸与	10日以内	○
医療	14日以内	○ 医療班派遣(県及び日赤支部)

助産	分娩の日から7日以内	○ 医療班派遣（県及び日赤支部）
学用品の給与	教科書 1か月以内 文房具等 15日以内	○
災害にかかった者の救助	3日以内	○
埋葬	10日以内	○
応急仮設住宅の供与	20日以内に着工	対象者・設置箇所の選定○、設置は県 （ただし、委任されたときは○）
災害にかかった住宅の応急修理	1か月以内	○
遺体の捜索	10日以内	○
遺体の処理	10日以内	○
障害物の除去	10日以内	○

※災害が発生するおそれがある場合は、避難所の設置のみの適用となる。

※期間については、すべて災害発生の日から起算する。ただし、知事が内閣総理大臣と協議してその同意を得た場合、実施期間を延長することができる。



## 第3節 災害情報の収集・伝達

### 〔方針・目標〕

- 情報を一元的に管理するため、災害対策本部内に「防災情報センター」を設置し、情報の収集・管理・提供を行う体制をとる。
- 集中豪雨の場合は、発災直後から速やかに、配備職員及び集中豪雨時浸水箇所現場連絡員が情報収集を行い、その後、災害対策本部設置の有無に関わらず、財務・情報班に引き継ぎ、災害後も情報の一元管理を行う。
- 罹災証明の発行開始とともに被災者台帳の運用を開始し、被災状況に応じて被災者が受けられる支援措置の漏れや重複を防止する。

項目	担当
第1 警報等の伝達	本部班
第2 被害情報の収集	本部班、財務・情報班、各班
第3 災害通信体制の確保	本部班、管財班
第4 安否情報の収集、管理	財務・情報班、各班
第5 被災者台帳の作成	財務・情報班、調査班、市民班、各班

### 第1 警報等の伝達

【資料編】 3-6 警報・注意報の発表地域区分

#### 1 気象情報

大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、県内の市町村ごとに発表される。

本部班は気象情報を監視し、警報等が発表されたときは、関係者等にその旨を伝達する。また、特別警報が発表された場合は、防災行政無線等でその旨を速やかに市民等に伝達する。

#### ■気象警報・注意報の発表基準（熊谷地方気象台：風水害関係）

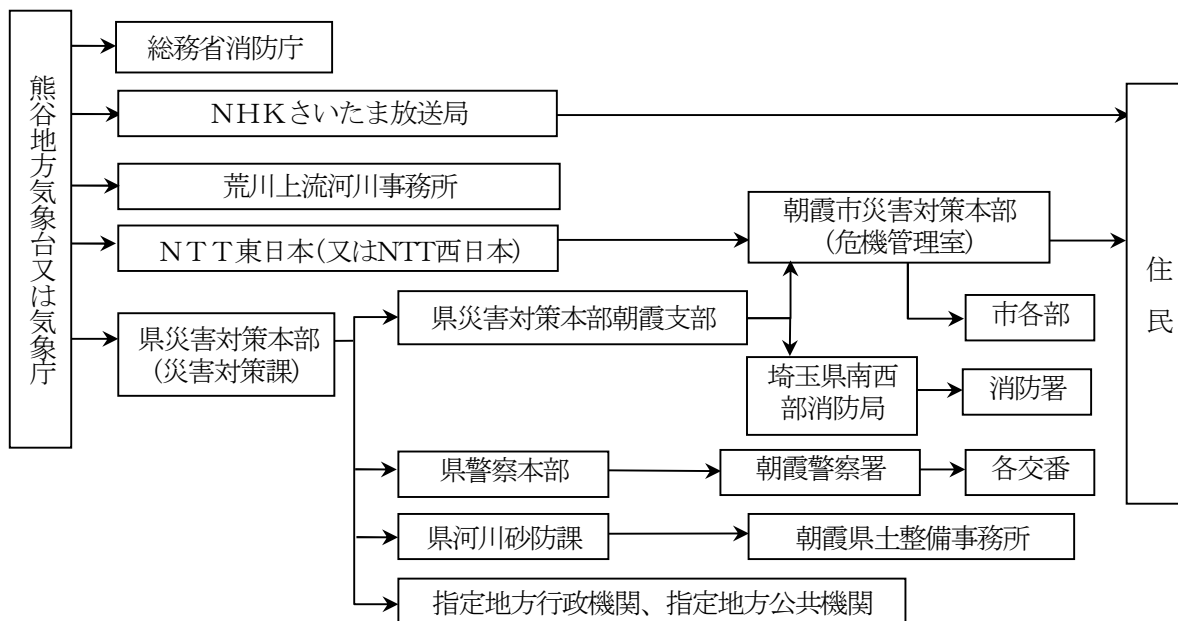
種類	発表基準
注意報	強風注意報 平均風速が11m/s以上で、主として強風による被害が予想される場合
	大雨注意報 大雨による土砂災害や浸水害が起こるおそれがあると予想される場合で、その基準は次の条件に該当する場合 表面雨量指数基準：10 土壌雨量指数基準：81
	洪水注意報 洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、その基準は次の条件に該当する場合 流域雨量指数基準：越戸川流域=4.2、黒目川流域=12.8 複合基準：新河岸川流域=（12，20） 指定河川洪水予報による基準：新河岸川〔宮戸橋〕 荒川〔治水橋・岩淵水門（上）〕
	大雪注意報 大雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、その基準は次の条件に該当する場合 12時間の降雪の深さが5cm以上と予想される場合

種 類		発 表 基 準	
警 報	暴風警報	平均風速が20m/s以上で、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合	
	大雨警報	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、その基準は次の条件に該当する場合	
		浸水害	表面雨量指数基準：15
		土砂災害	土壌雨量指数基準：118
	洪水警報	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、その基準は次の条件に該当する場合 流域雨量指数基準：越戸川流域=5.3、黒目川流域=16.1 複合基準：越戸川流域=(5, 4.2)、黒目川流域=(8, 12.4), 新河岸川流域=(7, 18) 指定河川洪水予報による基準：新河岸川 [宮戸橋]、荒川 [治水橋]	
大雪警報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、その基準は次の条件に該当する場合 12時間の降雪の深さが10cm以上と予想される場合		
記録的短時間大雨情報	1時間雨量で100mmを超す降水が観測された場合		
竜巻注意情報	竜巻、ダウンバースト等の激しい突風をもたらすような発達した積乱雲が存在しうる気象状況となった場合		

(注) 複合基準は、表面雨量指数と流域雨量指数の組み合わせによる基準値

■特別警報の発表基準

種 類	発 表 基 準
大 雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により大雨となると予想される場合。 ※朝霞市において、50年に一度程度発生すると推定される特別警報の目安となる数値は次のとおり。 ① 3時間雨量が129mm    ② 48時間雨量が354mm    ③ 土壌雨量指数が228
暴 風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合。
暴 風 雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合。
大 雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合。



■気象警報等の伝達系統（朝霞市域の関係機関等に限る）

## 2 洪水予報等

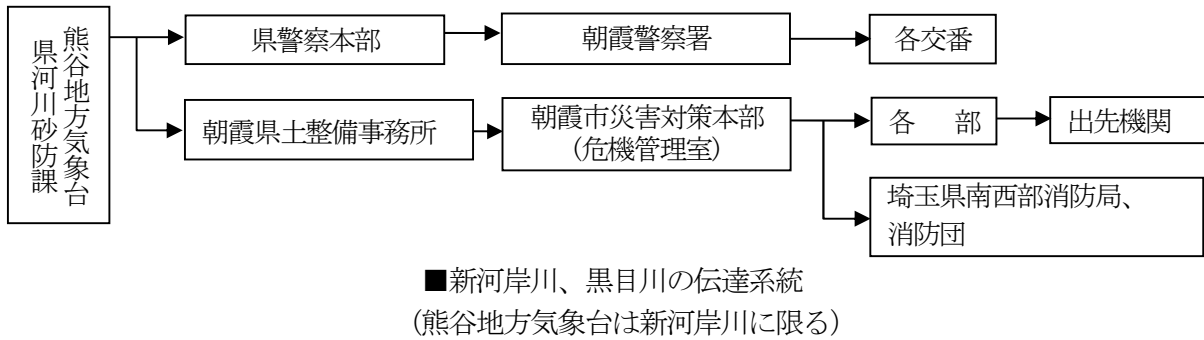
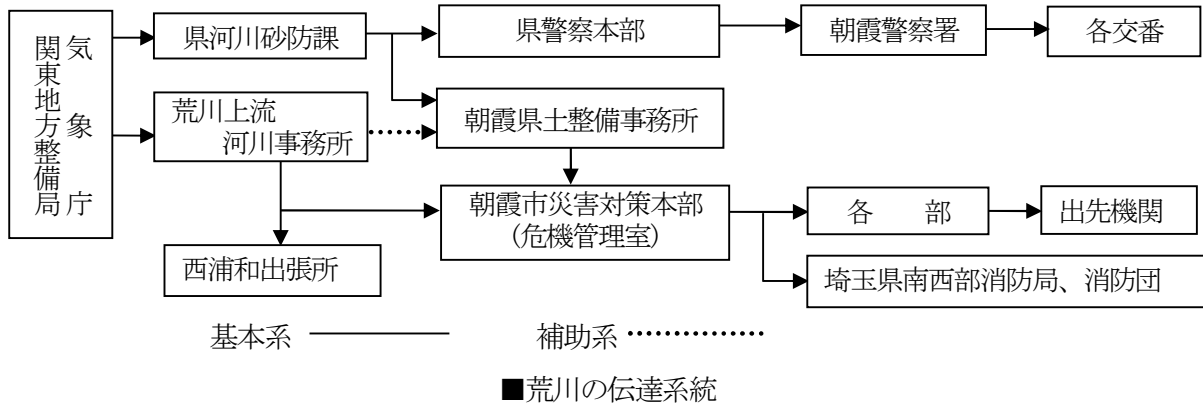
### (1) 洪水予報、避難判断水位到達情報

国土交通省と気象庁が共同で荒川の洪水予報を発表した場合、埼玉県と熊谷地方気象台が共同で新河岸川の洪水予報を発表した場合、又は埼玉県が黒目川の避難判断水位到達情報を発表した場合、本部班は関係者にその旨を伝達する。

なお、水防法第15条による浸水想定区域内の住民等への伝達方法は、第9節・第1の「1 避難の指示等」による。

#### ■洪水予報の種類

危険度レベル	洪水予報の標題 (洪水予報の種類)	水位等の名称 (解説)	市・住民に求める行動等
レベル1	(発表なし)	水防団待機水位 水防関係機関が水防活動の準備を始める目安となる水位	・水防関係機関待機
レベル2	氾濫注意情報 (洪水注意報)	氾濫注意水位 水防関係機関が出動して水防活動を行う目安となる水位	・住民は洪水に関する情報に注意 ・水防関係機関の出動
レベル3	氾濫警戒情報 (洪水警報)	避難判断水位 避難判断の参考となる水位	・市は高齢者等避難の発令を判断
レベル4	氾濫危険情報 (洪水警報)	氾濫危険水位（特別警戒水位） 河川の水が溢れるおそれのある水位	・市は避難指示の発令を判断 ・住民の避難完了
レベル5	氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫発生	・市は緊急安全確保の発令を判断 ・逃げ遅れた住民の救助等 ・住民は命を守る行動をとる ・住民の避難誘導 (新たに氾濫が及ぶ区域)



(2) 水防警報

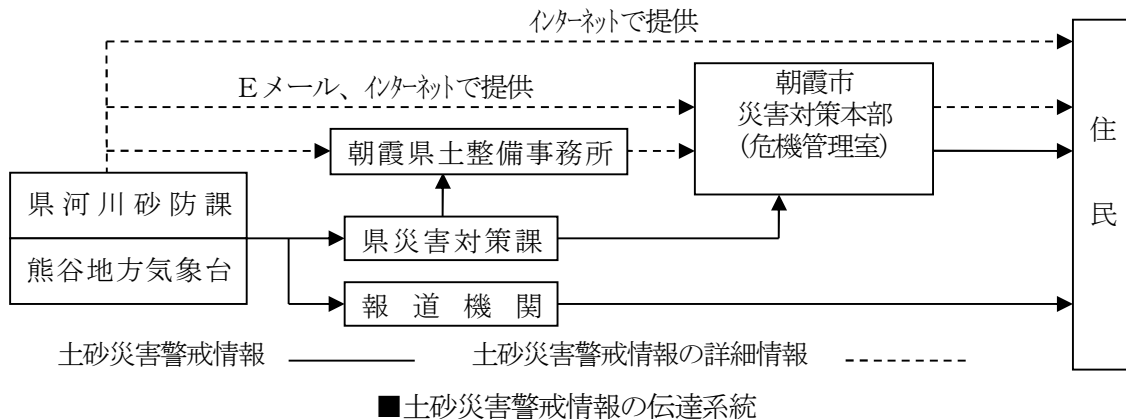
国土交通省関東地方整備局又は知事から水防警報が水防管理者（市長）に通知された場合、水防管理者（市長）は、水防関係者に待機又は出動等の措置を指示し、本部班はこれを伝達する。  
 なお、伝達警報系統は、洪水予報、避難判断水位到達情報に準ずる。

3 土砂災害警戒情報

県と熊谷地方気象台が共同で土砂災害警戒情報を発表した場合、本部班は関係者にその旨を伝達する。

なお、土砂災害警戒情報は、大雨警報（土砂災害）発表中に気象庁の作成する降雨予測に基づいて設定された監視基準に達した場合に、市町村単位で発表される。

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条による土砂災害警戒区域内の住民等への伝達方法は、第9節・第1の「1 避難の指示等」による。



## 第2 被害情報の収集

- 【資料編】 3-1 被害の判定基準  
 3-4 火災・災害等即報要領  
 9-1 県報告様式  
 9-2 火災・災害等即報要領報告様式

### 1 被害情報の収集

#### (1) 情報管理体制

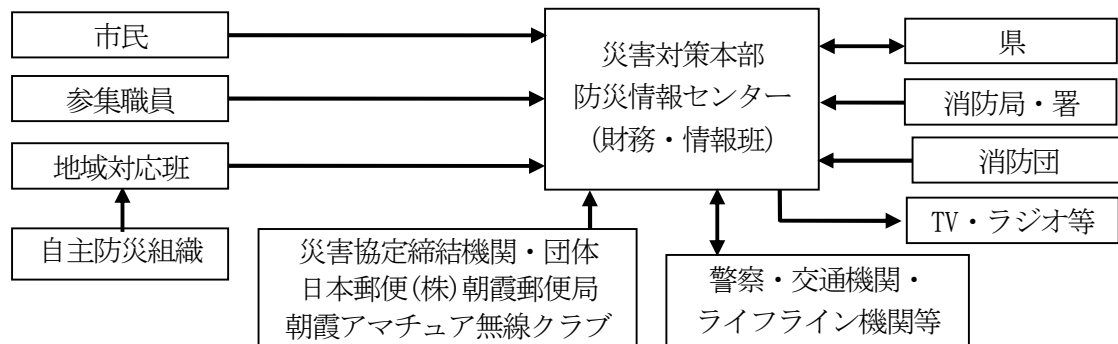
財務・情報班は、災害対策本部に防災情報センターを設置し、災害時に収集・伝達される情報を一元的に管理する。

#### ■収集する被害情報

<p>警戒活動期 (洪水等が終息するまでの期間)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①気象情報                         <ul style="list-style-type: none"> <li>・気象警報、洪水予報、土砂災害警戒情報、土砂災害警戒判定メッシュ情報</li> </ul> </li> <li>②消防情報                         <ul style="list-style-type: none"> <li>・救急・救助活動情報</li> </ul> </li> <li>③人的被害情報（人命救助・捜索情報）                         <ul style="list-style-type: none"> <li>・死者、負傷者、行方不明者に係る情報</li> <li>・避難の必要の有無及び避難の状況</li> <li>・人命救助・捜索に係る情報</li> </ul> </li> <li>④物的損害情報                         <ul style="list-style-type: none"> <li>・家屋の被害状況</li> <li>・道路、橋梁等の被害状況及び交通の状況</li> <li>・洪水及び河川管理施設の被害状況</li> <li>・崖崩れ及び崖崩れのおそれの有無</li> <li>・電気、ガス、上下水道、電話等ライフラインの被害状況</li> <li>・交通機関・道路の不通、ライフラインの障害</li> </ul> </li> <li>⑤避難所情報                         <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難状況</li> <li>・避難所の開設状況</li> </ul> </li> <li>⑥応急医療・救護情報                         <ul style="list-style-type: none"> <li>・救護所の開設など応急医療体制に関する情報</li> <li>・医療機関情報</li> </ul> </li> </ul>
<p>応急活動期 (洪水等が終息した後)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①気象情報                         <ul style="list-style-type: none"> <li>・二次災害につながるおそれのある気象情報</li> </ul> </li> <li>②消防情報                         <ul style="list-style-type: none"> <li>・救急・救助活動情報</li> </ul> </li> <li>③人的被害情報（人命救助・捜索情報）                         <ul style="list-style-type: none"> <li>・死者、負傷者、行方不明者に係る情報</li> <li>・避難の必要の有無及び避難の状況</li> <li>・人命救助・捜索に係る情報</li> </ul> </li> <li>④物的損害情報                         <ul style="list-style-type: none"> <li>・家屋の被害状況</li> <li>・道路、橋梁等の被害状況及び交通の状況</li> <li>・洪水及び河川管理施設の被害状況</li> <li>・崖崩れ及び崖崩れのおそれの有無</li> <li>・電気、ガス、上下水道、電話等ライフラインの被害状況</li> <li>・交通機関・道路の不通・復旧見込み、ライフラインの障害・復旧見込み、その他の生活安定に関する情報</li> </ul> </li> <li>⑤避難所情報                         <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難者数・給食数</li> <li>・避難所の運営状況</li> </ul> </li> <li>⑥応急医療・救護情報                         <ul style="list-style-type: none"> <li>・救護所の開設など応急医療体制に関する情報</li> <li>・医療機関情報</li> </ul> </li> </ul>

(2) 被害情報の収集方法

被害情報は、市民からの通報、参集職員等による報告、自主防災組織・消防団の報告等による。



■被害情報の収集伝達経路

2 被害調査

(1) 被害の調査

各担当班は、「3 被害の報告」を目的とし、災害の危険が解消した段階で、住家・人的被害及び所管施設等の被害調査を行うとともに、市民への対応を行う。各担当班及び調査対象は、次のとおりである。

なお、被害の判定は、「資料編3-1 被害の判定基準」による。

■被害調査の対象と担当

調査担当班	調査対象
調査班	住家被害*
建設活動班	道路、橋梁、河川、その他の公共土木施設、交通機関の被害
福祉班	社会福祉施設被害
医療対策班	病院被害、人的被害
市民班	非住家被害*、農作物、農業施設、商業及び工業の被害
環境班	廃棄物処理施設被害
上下水道班	上下水道施設被害
教育班	学校教育施設、社会教育施設及び文化財の被害
管財班	公共施設の被害
財務・情報班	ライフライン関係機関がとりまとめた被害情報

上記以外の被害については、災害対策本部の指示により調査する。

※調査班及び市民班が行う罹災証明書の発行、り災届出証明書の発行のための調査は「第17 節応急住宅対策 第1住家の被害調査・罹災証明書等の発行」参照

(2) 被害のとりまとめ

財務・情報班は、各担当班の調査結果をとりまとめ、本部班に報告し、災害対策本部で共有する。

3 被害の報告

本部班は、財務・情報班から報告された調査結果について、次により県に報告するものとする。なお、県に報告ができない場合は、直接消防庁を通じて内閣総理大臣に報告する。

(1) 報告すべき災害

- ① 災害救助法の適用基準に合致する場合
- ② 市が災害対策本部を設置した場合

- ③ 災害が2都道府県以上にまたがるもので、本市における被害が軽微であっても、全国的にみた場合に同一災害で大きな被害を生じている場合
- ④ 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要する場合
- ⑤ 災害による被害が当初は軽微であっても、今後①～④の要件に該当する災害に進展するおそれがある場合
- ⑥ その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められる場合

**(2) 報告の種別**

① 被害速報

発生速報と経過速報に区分する。この場合、報告すべき被害の程度については、住家被害、非住家被害及び人的被害並びに市関係公共土木被害を優先して報告するものとする。

ア 発生速報

埼玉県災害オペレーション支援システムにより、被害の発生直後に必要事項を入力する。なお、防災情報システムが使用できない場合は、様式第1号の発生速報により防災無線FAX等で報告する。

イ 経過速報

埼玉県災害オペレーション支援システムにより、特に指示する場合のほか2時間ごとに逐次必要事項を入力する。なお、防災情報システムが使用できない場合は、様式第2号の経過速報により防災無線FAX等で報告する。

② 確定報告

様式第3号の被害状況調べにより、災害の応急対策が終了した後7日以内に文書で報告する。

**(3) 報告先**

① 被害速報及び確定報告

被害速報及び確定報告は、県災害対策課に報告する。

なお、勤務時間外においては、危機管理防災部当直に報告する。

② 直接報告

県に報告ができない場合には、直接消防庁に報告する。

また、同時多発火災、あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到する場合は、その状況を電話により消防庁又は県に報告する。

■連絡先

県危機管理防災センター	勤務時間内 災害対策課 災害対策担当	①NTT 回線 TEL : 048-830-8181 (直通) FAX : 048-830-8159 ②県(地上系)防災行政無線を利用する通信方法 TEL : 6-8181 FAX : 6-8159 ※TEL : 68-6-8181 ③県衛星通信ネットワークを利用する通信方法 ※TEL : 69-200-6-8181 FAX : 69-200-6-8159
	勤務時間外 危機管理防災部当直 (宿直室)	①NTT 回線 TEL : 048-830-8111 (直通) FAX : 048-830-8119 ②県(地上系)防災行政無線を利用する通信方法 TEL : 6-8111

		FAX : 6-8119 ※TEL : 68-6-8111 ③県衛星通信ネットワークを利用する通信方法 ※TEL : 69-200-6-8111 FAX : 69-200-6-8119
消防庁	平日 (9 : 30~18 : 30) 応急対策室 応急対策係	①NTT 回線 TEL 03-5253-7527 FAX 03-5253-7537 ②地域衛星通信ネットワークを利用する通信方法 TEL 69-048-500-90-49013 FAX 69-048-500-90-49033
	休日・夜間（上記以外） 宿直室	①NTT 回線 TEL 03-5253-7777 FAX 03-5253-7553 ②地域衛星通信ネットワークを利用する通信方法 TEL 69-048-500-90-49102 FAX 69-048-500-90-49036

※庁内の電話機から発信する場合、電話番号の前に「0」をダイヤルしなくてよい。

#### (4) 県派遣連絡員との連携

被害が相当規模に及ぶ場合は、県から派遣される市町村情報連絡員等の協力を得て県災害対策本部への報告を行う。

また、同連絡員又は県災害オペレーション支援システムにより県からフィードバックされる災害情報を確認し、災害対策に活用する。

### 第3 災害通信体制の確保

#### 1 災害対策本部の通信施設

災害時には、次の通信施設を活用する。

本部班は、災害発生後、防災行政無線、電話等の通信施設の機能確認を行う。また、無線機の貸し出し等の管理を行う。

管財班は、市庁舎の停電、機器の破損等の支障が生じている場合は、自家発電装置の運転、機器の修理等の措置をとる。

##### ■通信施設

主な通信手段	主な通信区間
一般加入電話・FAX	災害対策本部・防災関係機関との連絡
災害時優先電話	
地域衛星通信ネットワーク (財)自治体衛星通信機構	災害対策本部～全国自治体・防災関係機関等
県防災行政無線等	災害対策本部～県・近隣市・防災関係機関
市防災行政無線（固定系）	災害対策本部→市内各所
市防災行政無線（移動系）	災害対策本部～地域防災拠点
メール	災害対策本部～市民・職員



## 2 その他の通信施設の利用

### (1) 専用通信施設の利用

市は、災害対策基本法第57条の規定に基づいて、電話等の利用が不可能となり、かつ通信が緊急を要する場合は、他機関が設置する有線電気通信設備又は無線通信施設を利用することができる。

#### ■専用通信施設等設置機関

① 警察	② 消防局	③ 消防団
④ 東日本旅客鉄道株式会社	⑤ 東武鉄道株式会社	
⑥ 東京電力パワーグリッド株式会社	⑦ 自衛隊	

### (2) 非常通信の利用

市は、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保等のための通信を行おうとする場合であって有線通信を利用することができないか又は著しく困難である場合は、電波法第52条の規定に基づいて最寄りの無線局で非常通信を行うことができる。

## 第4 安否情報の収集、管理

被災者の安否情報について家族及び親族等から照会があった場合、災害対策基本法に基づき、被災者の利益侵害（暴力、ストーカー行為、児童虐待、債権の取り立て、営業行為による被害等）のないように配慮して適切に回答する。

### 1 安否情報の収集、管理

財務・情報班は、市が管理する被災者の安否に関する情報（避難所収容者名簿、医療救護診療記録、避難行動要支援者名簿による安否確認結果等）を必要最小限度で内部利用し、また、必要に応じて県、警察等に被災者の安否に関する情報提供を求め、被災者ごとの安否情報を整理する。

また、行方不明者・安否不明者（災害が原因で所在不明となった者）の救出・救助活動を迅速に行うため、所在情報を入手する必要がある、生命の保護のため緊急かつやむを得ないときは、県が当該行方不明者・安否不明者の氏名・市町村名を公表することとしており、市（財務・情報班）はこれに協力する。

### 2 安否照会の受付

財務・情報班は、災害相談窓口で安否照会を受け付け、照会者に対して運転免許証、健康保険の被保険証、在留カード、住民基本台帳カード及びマイナンバーカードなどの本人確認書類等の提示を求めて本人確認を行う。

#### ■安否照会者の確認事項

- |                           |
|---------------------------|
| ① 照会者の氏名、住所               |
| ② 照会に係る被災者の氏名、住所、生年月日及び性別 |
| ③ 照会をする理由                 |

### 3 安否照会の回答

財務・情報班は、災害対策基本法に基づき、照会者の区分に応じて、次の安否情報を提供する。

#### ■照会者の区分と提供可能情報

照会者の区分	提供する情報
被災者の同居の親族	被災者の居所、負傷若しくは疾病の状況又は連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
被災者の親族（上記を除く） 又は職場の関係者	被災者の負傷又は疾病の状況
被災者の知人等	照会者が保有している安否情報の有無
上記のすべて	照会に際しその提供について被災者が同意した安否情報

## 第5 被災者台帳の作成

財務・情報班は、被害が甚大な場合等で市長が必要と認める場合、災害対策基本法による被災者台帳を作成し、被災者に関する次の情報を管理する。

また、被害が軽度等で被災者台帳の作成を要しない場合は、報告又は把握した情報を管理する。

- ① 氏名（住民基本台帳）
- ② 生年月日（住民基本台帳）
- ③ 性別（住民基本台帳）
- ④ 住所又は居所（住民基本台帳、安否情報システム）
- ⑤ 住家の被害その他市長が定める種類の被害状況
- ⑥ 援護の実施の状況（支援金等の支給、租税・公共料金の減免等）
- ⑦ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由（避難行動要支援者名簿等）
- ⑧ 個人番号※（住民基本台帳）
- ⑨ 電話番号その他の連絡先（安否情報システム等）
- ⑩ 世帯の構成（住民基本台帳）
- ⑪ 罹災証明書の交付状況（罹災証明書発行記録）
- ⑫ 台帳情報の提供先（市以外の者への台帳情報の提供に被災者本人が同意した場合）
- ⑬ 台帳情報を提供した旨及び日時（台帳情報を提供した場合）
- ⑭ その他被災者の援護の実施に関し市長が必要と認める事項

※個人番号とはマイナンバー（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律による）を指す。

### 1 被災者台帳の作成

財務・情報班及び被災者への各種援護措置を実施する班は、被災者ごとの被害状況や援護の実施状況等の情報を被災者台帳に整理し、被災状況に応じて被災者が受けられる援護措置に漏れや重複などの問題がないか確認する。

なお、災害救助法による救助が行われたときは、災害救助法第30条の規定により、必要に応じて県に対して被災者に関する情報提供を要請する。

## 2 被災者台帳の利用、提供

調査班は、被災者への罹災証明書交付の際に、市民班は災害相談窓口において、被害に応じて受けられる各種援護措置（支援金等の支給、税金・公共料金の減免等）の申請に当たっては被災者台帳の掲載情報を市が利用することで各種援護措置の効率化（支援金の支給申請における罹災証明書添付の省略等）などが図られることを説明する。

市民班は、災害相談窓口において、被災者本人又は家族等から被災者台帳情報についての照会を受け付け、当該情報を提供する。

## 3 被災者台帳の作成を要しない場合の情報管理

財務・情報班は、被災者台帳の作成を要しない災害において、被災者台帳で管理すべき項目について各班から報告され、又は把握した情報を管理する。

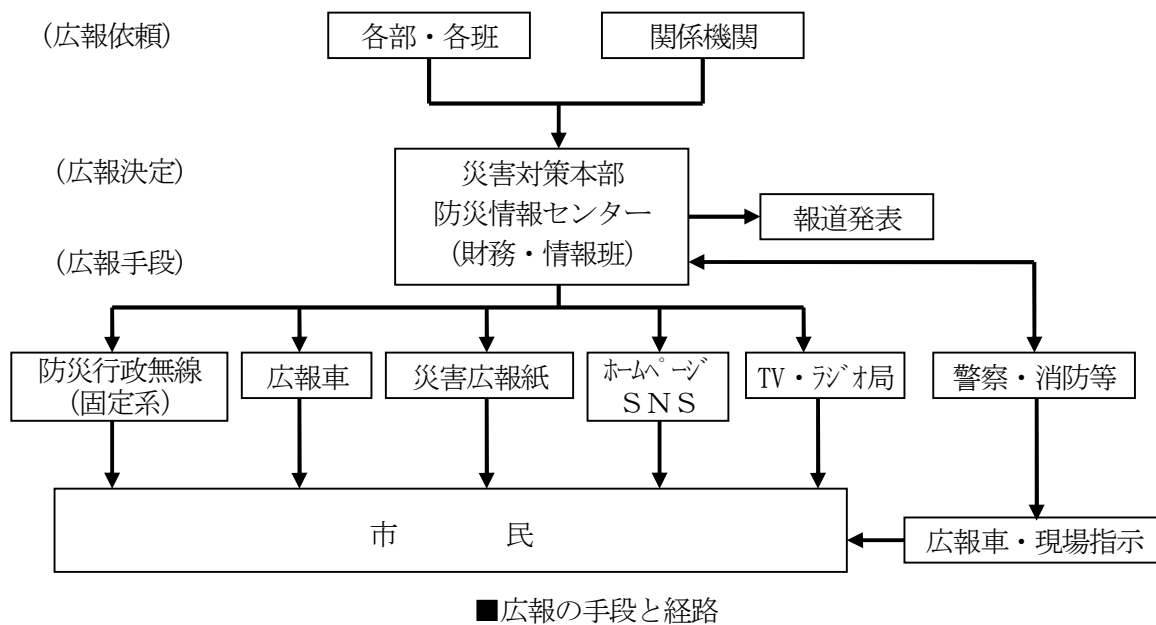
## 第4節 災害広報・広聴活動

〔方針・目標〕

- 速やかに、防災情報センター内に、防災無線、広報車等により市民に情報を伝達する体制を構築する。
- 災害広報紙を速やかに発行するとともに、テレビ、ラジオ、ホームページ等により市民に情報を提供する。
- 手話通訳、外国語通訳ボランティア等の確保により、可能な限り要配慮者に配慮した広報体制をとる。
- 行方不明者の問い合わせ等に速やかに対応し、その後被災者の医療、福祉、罹災証明、生活支援等の申込みや相談に対応するよう相談窓口を設置する。

項 目	担 当
第1 災害広報活動	財務・情報班、市民班、埼玉県南西部消防局
第2 広聴活動	市民班

### 第1 災害広報活動



#### 1 災害時の広報

##### (1) 警戒活動期の広報活動

財務・情報班は、防災行政無線（固定系）にて警報、避難等の広報を行う。さらに、必要により広報車等により広報を行う。

消防局は、広報車及び現場による指示にて避難等の広報を行う。

##### (2) 応急活動期の広報活動

財務・情報班は、広報を防災行政無線、広報車、災害広報紙、ホームページ・SNS、テレビ・ラジオ等にて行う。また、報道機関への要請を行う。

## 2 避難所での広報

財務・情報班は、市民班と協力して、次の方法で避難所での広報を行う。

広報にあたっては、避難所運営組織、ボランティア等との連携を保ち、情報の混乱が生じないようにする。

なお、障害のある人、高齢者等、情報の入手が困難な避難者に十分配慮する。

### ■避難所での広報

- |                  |             |
|------------------|-------------|
| ① 災害広報紙の配布       | ② 避難所広報板の設置 |
| ③ 避難所運営組織による口頭伝達 |             |

## 3 要配慮者への広報

財務・情報班は、外国人に対しては、通訳ボランティア等を活用する。また、視覚や聴覚に障害のある人に対しては、ラジオ、テレビの文字放送、FAXなどを可能な限り活用し要配慮者にも配慮する。

## 4 報道機関への発表

### (1) 記者発表

財務・情報班は、記者発表を行い、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関に対して、情報及び必要な資料を提供して市民への広報や物資等の支援を要請する。

### (2) 取材活動への要請

財務・情報班は、関係者以外の災害対策本部内への立入、取材は原則禁止する措置をとる。また、避難者への取材は、プライバシー等の配慮をするように要請する。

## 第2 広聴活動

### 1 相談窓口の設置

市民班は、市民からの問い合わせ、各種申請及び生活相談に対応するため、市役所に災害相談窓口を設置する。また、関係各班は、災害相談窓口相談員を配置する。

#### ■相談窓口

第1次 臨時相談窓口	発災後24時間 以内に設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行方不明者の問い合わせ</li> <li>・安否確認 等</li> </ul>
第2次 総合相談窓口	5日目から設 置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活再建支援</li> <li>・住宅関係（応急修理、仮設住宅、障害物等）</li> <li>・福祉関係（被災高齢者等生活支援、災害援護資金等）</li> <li>・商工融資</li> <li>・罹災証明 等</li> </ul>

## 2 被災者相談

### (1) 相談事項

相談窓口で扱う事項は、次のとおりである。なお、市単独では対応できない事項については、県が災害時に設置する災害情報相談センター（災害相談連絡会議）等との連携を図る。

■相談窓口の内容

① 総合案内	② 被災者生活再建支援制度
③ 各種減免申請	④ 応急修理（救助法）
⑤ 障害物除去（救助法）	⑥ 被災高齢者等生活支援事業
⑦ 災害援護資金貸付	⑧ 母子寡婦福祉資金貸付
⑨ 商工融資制度	⑩ 住宅復興補助制度
⑪ 倒壊家屋解体処理・支援事業	⑫ 罹災証明、再審査請求、届出証明
⑬ その他の相談事項	

(2) 広聴活動

市民班は、災害相談窓口での相談活動を通じて、被災者の要望等の収集を行い、関係各班に伝達する。

また、必要に応じて被災者の苦情等の把握・分析を行う。

## 第5節 応援派遣・受援

### 〔方針・目標〕

- 多数の要避難者を確認し次第、直ちに県、自衛隊に連絡する。
- 大規模な災害の場合は、市だけでは対応できないため、協定に基づく応援を協定締結団体に要請する。

項目	担当
第1 受援体制の確立	本部班、職員班、各班
第2 自衛隊災害派遣要請	本部班、教育班
第3 地方公共団体等への応援要請	本部班、各班

### 第1 受援体制の確立

#### 【資料編】3 災害協定・覚書一覧

#### 1 情報連絡員の派遣要請

本部長は、情報連絡や災害対策の調整を図るため、必要があると認めるときは、防災関係機関等の長に対して、情報連絡員となる職員を本部又は災害現地に派遣するよう要請する。

#### 2 受援体制の確立

##### (1) 各部各班の措置

初動期の72時間は受援が期待できないため、各班内で人材の過不足を調整する。なお、班を超える人材配置の調整は、職員班が行う。

また、個別の対策の災害協定や応援制度の運用は、連絡窓口となる班（資料編「4 災害協定・覚書一覧」参照）が関係団体へ直接要請し、受援の迅速化を図る。

##### (2) 総括部職員班の措置

職員班は、各班の応援ニーズや受援状況を全体的に集約し、県や他市町村への総合的な応援の要請を検討する。なお、県、他市町村への要請連絡は、本部班を通じて行う。

職員班は、本部班の調整のもと応援を受け入れるために、次の体制を確保する。

#### ■受入体制

食料、飲料水	原則、自前で確保を要請する。 朝霞市職員と同様の方法で食料、物資等の手配
受入予定施設	中央公民館、図書館、博物館、災害協定を締結している宿泊施設
現場への案内	応援を受ける担当班

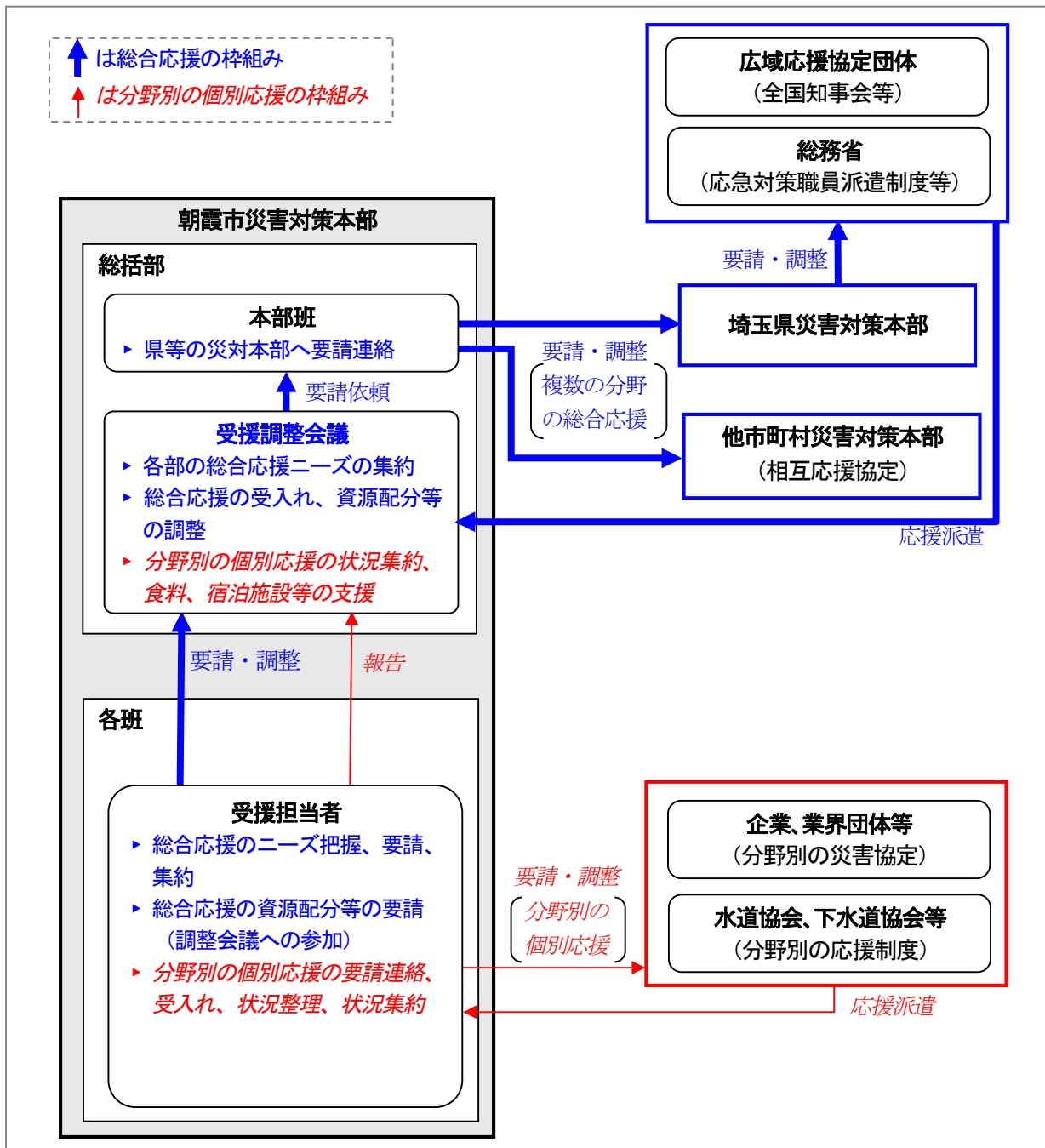
#### 3 調整会議の実施

危機管理監は、必要に応じて受援関係者を招集し、受援担当者は受援に関する調整会議を行う。

■ 受援調整会議の構成等

構 成	総括部の本部員、受援統括担当 <sup>※1</sup> 、各部の受援担当者 <sup>※2</sup>
事 務 局	職員班、本部班 (オブザーバー)
審 議 事 項	① 受援に関する方針の決定 ② 受援体制の総合調整 ③ その他受援に関する重要事項の決定
備 考	※1 受援統括担当は、危機管理監が指名する総括部の職員で、受援に関する庁内全体の情報集約、総合調整等を行う。 ※2 受援担当者は、各班長が指名する班内の職員で、班内の受援に関する情報収集・整理、職員班と各班との受援に関する連絡調整等を行う。

■ 要請・受入れフロー





## 第2 自衛隊災害派遣要請

- 【資料編】 9-3 自衛隊災害派遣要請依頼書  
9-4 自衛隊災害派遣撤収依頼書

### 1 災害派遣要請

#### (1) 要請依頼の手続き

自衛隊の災害派遣の要請は、人命の救助を優先して行うもので、次の3つの要件を勘案して行う。

##### ■自衛隊派遣要請の3つの要件

① 緊急性の原則	差し迫った必要性があること。
② 公共性の原則	公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護する必要性があること。
③ 非代替性の原則	自衛隊の部隊が派遣される以外に他に適切な手段がないこと。

本部長は、自衛隊の災害派遣の必要があると認められるときは、災害対策基本法第68条の2に基づき、知事に対して次の事項を明らかにした文書をもって依頼する。ただし、緊急を要する場合は、電話、無線で直接依頼し、後日文書を送付する。

また、緊急避難、人命救助が急迫し、知事に依頼するいとまがないと認められるとき、若しくは通信の途絶等で知事に依頼できないときは、直接最寄りの自衛隊の部隊の長に通報し、事後、所定の手続きを行う。

本部班は、これらの災害派遣要請依頼の手続きを行う。

##### ■災害派遣要請の手続及び連絡先

県危機管理防災センター 勤務時間内 危機管理課 危機管理担当	①NTT 回線 TEL : 048-830-8131 (直通) FAX : 048-830-8129 ②県(地上系) 防災行政無線を利用する通信方法 TEL : 6-8131 FAX : 6-8129 ※TEL : 68-6-8131 ③県衛星通信ネットワークを利用する通信方法 ※TEL : 69-200-6-8131 FAX : 69-200-6-8129
勤務時間外 危機管理防災部当直 (宿直室)	①NTT 回線 TEL : 048-830-8111 (直通) FAX : 048-830-8119 ②県(地上系) 防災行政無線を利用する通信方法 TEL : 6-8111 FAX : 6-8119 ※TEL : 68-6-8111 ③県衛星通信ネットワークを利用する通信方法 ※TEL : 69-200-6-8111 FAX : 69-200-6-8119

連絡方法	文書（緊急を要する場合は、電話、無線で行い、事後文書送付）
要請事項	① 災害の状況及び派遣を要請する事由 ② 派遣を希望する期間 ③ 派遣を希望する区域及び活動内容 ④ その他、参考となるべき事項

※庁内の電話機から発信する場合、電話番号の前に「0」をダイヤルしなくてよい。

■最寄りの自衛隊連絡先

部隊名 (駐屯地等)	連絡責任者		電話番号
	時間内	時間外	
陸上自衛隊 第32普通科連隊 (大宮)	第3科長	部隊当直司令 (連隊夜間当直)	048-663-4241～5 時間内 内線：436～439 時間外 内線：402

(2) 自衛隊の派遣活動

災害派遣時における自衛隊の支援活動は、次のとおりである。

■自衛隊の支援活動

① 被害状況の把握	② 避難の援助
③ 遭難者の捜索救助	④ 水防活動
⑤ 消防活動	⑥ 道路又は水路の啓開
⑦ 応急医療、救護及び防疫	⑧ 人員及び物資の緊急輸送
⑨ 給食、給水及び入浴支援	⑩ 物資の無償貸付又は譲与
⑪ 危険物の保安及び除去	⑫ その他

2 自主派遣

自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、自衛隊法第83条に基づき、次の判断基準により部隊等を自主派遣することができる。

■自衛隊自主派遣の判断基準

① 関係機関に対して災害情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること
② 知事等が自衛隊の災害派遣の要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること
③ 航空機・海難事故の発生等を探知した場合、又は近傍等での災害発生に際し、直ちに人命救助の措置をとる必要があると認められること
④ その他上記に順じ、特に緊急を要し、知事等の要請を待ついとまがないと認められること

3 派遣部隊の受入れ

(1) 自衛隊の受入れ

本部班は、自衛隊の災害派遣要請を依頼した場合、作業計画を作成し、次のような対応を行う。応援を受ける各班は、資機材や自衛隊部隊を作業現地に案内するなど派遣された自衛隊の活動を支援する。また、連絡員を派遣して各班相互の連絡にあたるものとする。

なお、作業計画作成にあたっては、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう最も効率的に作業を分担するよう配慮するものとする。

## ■自衛隊の受入体制

項目	内容
作業計画の作成	① 作業箇所及び作業内容 ② 作業の優先順位 ③ 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所 ④ 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所
資機材の準備	必要な資機材の確保に努める。
連絡窓口	① 本部班は連絡員を指名し派遣する。 ② 自衛隊からの連絡員の派遣を要請する。
本部事務室	朝霞市役所内（大会議室）
宿舎	災害協定を締結している宿泊施設
集結地	朝霞中央公園
現場への案内	各担当班が応援現場へ案内する。

## (2) ヘリコプターの受入れ

臨時ヘリポートは朝霞中央公園陸上競技場とする。教育班は、臨時ヘリポート予定地にヘリポートを開設する。

自衛隊との協議により他に設置する場合、本部班は土地の所有者又は管理者と調整する。

## (3) 経費の負担区分

自衛隊の救助活動に要した費用は、原則として市が負担する。その他必要経費については、自衛隊と協議して決定する。

## ■負担経費

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>① 救助活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕費</li> <li>② 宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料</li> <li>③ 宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料金等</li> <li>④ 救助活動実施の際生じた（自衛隊装備に係るものを除く。）損害の補償</li> </ul> |
|---|

## 4 撤収要請依頼

災害派遣の目的が達成されたとき、又はその必要がなくなったときは、本部長は、知事及び派遣部隊の長と協議の上、派遣部隊の撤収要請を行う。

## 第3 地方公共団体等への応援要請

## 1 応援要請

## (1) 県等への要請

本部長は、災害が発生し、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、以下のとおり知事又は指定地方行政機関等に対し、応援の要請又はあっせんの要請を行う。

■ 県への応援要請手続上必要な事項

要請の内容	事項	根拠法令
県への応援の要請 又は応急措置の実 施の要請	① 災害の状況 ② 応援（応急措置の実施）を要請する理由 ③ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の 品名及び数量 ④ 応援（応急措置の実施）を必要とする場所 ⑤ 応援を必要とする活動内容（必要とする応急 措置内容） ⑥ その他必要な事項	災害対策基本法 第68条
指定地方行政機 関、他都道府県 の職員又は他都道府 県の市町村の職員 の派遣又はあっせ んを求める場合	① 派遣要請又は派遣のあっせんを求める理由 ② 派遣要請又は派遣のあっせんを求める職員の 職種別人員数 ③ 派遣を必要とする期間 ④ 派遣される職員の給与その他勤務条件 ⑤ その他参考となるべき事項	派遣：災害対策基 本法第29条 あっせん：災害対 策基本法第30条 地方自治法第252 条の17
消防庁長官への消 防の応援の要請	① 災害の状況（負傷者、要救助者の状況）及び 応援要請の理由 ② 派遣を必要とする期間（予定） ③ 応援要請を行う消防隊の種別と人員 ④ 市への進入経路及び集結場所（待機場所） ⑤ 応援消防隊の活動に対する支援能力の見込み	消防組織法第44 条

(2) 協定締結市町村への要請

本部班は、他市町村への要請が必要な場合、災害対策基本法第67条により、市町村長に対して応援の要請を行う。

(3) 協定締結機関・団体への要請

各担当班は、応援協定等に基づき、関係する機関、団体等に応援を要請する。

(4) 応急対策職員派遣制度の活用

本部班は、応急対策職員派遣制度により他の市区町村職員による災害マネジメント等の対口支援を確保する場合は、対口支援団体の決定前においては県を通じて総務省へ、対口支援団体の決定後においては対口支援団体へ、総括支援チーム<sup>\*</sup>の派遣を要請する。

<sup>\*</sup>災害マネジメント総括支援員（災害対応に関する知見を有し、地方公共団体における管理職の経験などを有する者）と災害マネジメント支援員（避難所運営業務や罹災証明の交付業務などの災害対応業務に関する知見を有する者）など数名で構成し、被災市区町村長の指揮下で災害マネジメントを総括的に支援するチーム。

(5) 経費の負担

応援に要した費用は、原則として市の負担とする。

2 応援隊の撤収要請

本部長は、応援の目的が達成されたとき、又はその必要がなくなったときは、要請先と協議の上、撤収要請を行う。

## 第6節 救急救助活動

### 〔方針・目標〕

- 生き埋め現場からの救出、搬送など、地域の市民、自主防災組織と連携する。
- 多数の要救助者が発生した場合は、広域消防応援、緊急消防援助隊の派遣を求め活動にあたる。

項目	担当
第1 救急・救助活動	本部班、埼玉県南西部消防局、朝霞市消防団

### 第1 救急・救助活動

#### 1 救助情報の収集

要救助者を発見した者は、災害対策本部又は警察署等へ通報する。消防局は、自主防災組織及び警察署等から通報された情報を収集し管理する。

#### 2 救助活動

##### (1) 救助チームの編成、指揮

消防局は、救助情報に基づいて、署員及び必要に応じて消防団員の中から救助チームを編成して出動する。

##### (2) 応援要請

消防局は、被害状況等に応じて埼玉県警、隣接消防機関等の応援を要請する。また、必要に応じて建設業協会等に重機、資機材等の供給を要請する。

本部長は、高度な専門性を必要とする救急救助活動が必要と判断した場合には、知事に対し、埼玉県特別機動援助隊（埼玉 SMART）の出動を要請する。多くの救助事象が発生した場合には、本部長は知事に対し、自衛隊の派遣要請を依頼する。

##### (3) 市民・自主防災組織・事業所の救出救護

市民・自主防災組織・事業所は、二次災害の発生に十分注意しながら地域及び事業所内の被害状況を調査し、行方不明者の確認を行う。

また、建物等の下敷きとなっている者がいるときは、可能な限り協力して救助し、応急手当を行う。

#### 3 救急活動

消防局は、傷病者を救急車等で救護所又は後方医療機関へ搬送する。救急車が不足する場合は、他消防機関の救急車の応援を要請する。

本部班は、道路の被害等で救急車等による搬送ができない場合は、県に対してヘリコプターの出動を要請する。

#### ■救助救急活動の原則

- ① 救助活動は、傷病者の救助・救護活動を最優先とし、効率的な組織活動を行う。
- ② 救急活動は、救命処置を優先し、傷病者の迅速、安全な搬送を原則とする。
- ③ 現場の市、医療機関、警察、その他の関係機関と連絡を密にし、傷病者の効率的な救護にあたる。
- ④ 同時に小規模救助救急事象が発生した場合は、人命の危険度の高い事象を優先に救急・救助活動を行う。

#### 4 消防団の活動

消防団は、消防局の指揮のもと、次の業務を行う。

##### (1) 救出救助

「2 救助活動」によるほか、地域の被害状況に応じて、住民と協力し救助活動を行う。

##### (2) 避難誘導

避難の指示等がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させる。

##### (3) 情報の収集

早期の災害情報の収集を行う。

##### (4) 応援隊の受入準備

応援隊の受入準備及び活動地域の案内等を消防局と協力して行う。

#### 5 応援要請

##### (1) 消防相互応援協定による応援要請

組管理者（消防局）は、地域の消防力だけでは十分な活動が困難である場合には、あらかじめ結んだ消防相互応援協定に基づき他の消防機関に応援を要請する。

##### (2) 緊急消防援助隊

本部長は、消防相互応援協定による消防力では災害に対応できない場合又は特殊な災害が発生した場合は、以下の点に留意し県知事に対して消防庁長官へ緊急消防援助隊の出動を要請する。

なお、緊急消防援助隊の応援要請に際し、県知事と連絡が取れない場合には、直接消防庁長官に要請する。この場合、事後速やかに県知事に連絡する。

緊急消防援助隊の応援要請を行った場合には、消防局に緊急消防援助隊指揮支援本部を設置する。

###### ■知事への要請時の留意事項

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 災害の状況</li><li>② 活動区域及び活動計画</li><li>③ 必要な部隊及び資機材</li></ul> |
|---|

##### (3) 埼玉DMATへの応援要請

消防局長は、被災者の生命、身体等に重大な影響を及ぼすと判断される場合には直接、埼玉DMAT指定病院の長に対して埼玉DMATの出動を要請する。この場合、消防局長は、速やかに知事に報告し、その承認を得るものとする。

##### (4) 応援隊の受入れ

応援隊の受入場所を朝霞中央公園とする。

## 第7節 応急医療救護活動

### 〔方針・目標〕

- 保健センターに災害時医療救護マネジメントセンターを設置し、災害時応急医療救護活動の中心とする。
- 救護所設置予定施設に救護所を設置し、医師会、歯科医師会、薬剤師会と連携して傷病者の受け入れを行う。
- 発災後3日目から避難所で被災者の医療を開始する。

項目	担当
第1 応急医療活動	医療対策班、朝霞地区医師会、朝霞地区歯科医師会、朝霞地区薬剤師会、埼玉県南西部消防局
第2 被災者等への医療	医療対策班、朝霞地区医師会、朝霞地区歯科医師会、朝霞地区薬剤師会、朝霞保健所

### 第1 応急医療活動

【資料編】1-10 病院・救急診療所一覧

#### 1 災害時医療救護マネジメントセンターの設置

医療対策班は、保健センター内に災害時医療救護マネジメントセンターを設置し、医療情報の収集、朝霞地区医師会等の医療関係団体、県等との連携を図る。

#### 2 救護所の設置

医療対策班は、次の場所（敷地内）に救護所を設置し、医療用資器材、電源、テント等、応急医療に必要な資器材を搬送する。第二次医療機関の状況の確認を行う。

##### ■救護所設置場所

- |          |             |
|----------|-------------|
| ① 地域防災拠点 | ② その他の必要な箇所 |
|----------|-------------|

##### ■第二次救急医療機関

- |                |          |        |
|----------------|----------|--------|
| ① TMGあさか医療センター | ② 朝霞厚生病院 | ③ 塩味病院 |
|----------------|----------|--------|

#### 3 医療救護班の活動

##### (1) 医療救護班の派遣

医療対策班は、必要に応じ朝霞地区医師会に医療救護班の派遣を要請する。医療救護班のみでは対応できない場合は、医療対策班は、県に埼玉医療救護班の出動を要請する。

朝霞地区医師会は、「災害時における医療救護活動に関する協定書」に基づき、速やかに医療救護班の編成を行う。特に医療救護班の出動要請がない場合も、朝霞地区医師会長又は代理者が被害状況を判断し、必要と認められる場合には、医療救護班を出動する。この場合には、市災害対策本部に事後報告する。

##### (2) 救護所での医療活動

救護所での医療活動は、次のとおりである。

■救護所での医療活動

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>① 傷病者の応急手当</li> <li>② 負傷者の傷害等の程度の選別（トリアージ）</li> <li>③ 後方医療施設への搬送の要否及び搬送順位の決定</li> <li>④ 搬送困難な患者に対する医療の実施</li> <li>⑤ 死亡の確認</li> <li>⑥ その他必要な措置</li> </ul> |
|---|

(3) 埼玉DMATによる医療支援

埼玉DMATの活動内容については、次のとおりである。

■埼玉DMATの活動内容

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>① 災害現場における医療情報の収集及び伝達</li> <li>② 災害現場におけるトリアージ並びに応急治療及び搬送等</li> <li>③ 広域搬送基地医療施設等での医療支援</li> <li>④ 他の医療従事者に対する医療支援</li> <li>⑤ その他災害現場における救命活動に必要な処置</li> </ul> |
|---|

4 医薬品、医療用資器材等の確保

(1) 医薬品・医療用資器材の確保

救護所では、市備蓄の医薬品、医療用資器材及び医師が持参する医薬品を使用する。不足する場合、医療対策班は、朝霞地区薬剤師会、医薬品業者に要請する。

調達が困難なときは、医療対策班は、県を通じて医薬品業者、他医療機関等に要請する。また、輸送については、県の物流オペレーションチームと連携する。

(2) 血液製剤等の確保

医療対策班は、輸血用の血液及び血液製剤が必要なときは、日赤血液センターに要請する。また、必要に応じて市民へ献血の呼びかけを行う。

5 後方医療体制の確立

(1) 医療施設の確保

医療対策班は、重症者等を第二次救急医療機関に収容するよう要請する。収容が困難なときは、県内の災害拠点病院に要請する。

(2) 医療施設への搬送

医療対策班は、第二次救急医療機関等から災害拠点病院へ救急車で搬送する措置をとる。交通の状況により救急車で搬送が困難な場合は、県に防災ヘリコプター及び埼玉県ドクターヘリ、自衛隊等にヘリコプターでの搬送を要請する。

■後方医療機関

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>① 第二次救急医療機関；TMGあさか医療センター、朝霞厚生病院、塩味病院</li> <li>② 災害拠点病院             <ul style="list-style-type: none"> <li>○基幹災害医療センター：埼玉医科大学総合医療センター</li> <li>○地域災害拠点病院：独立行政法人国立病院機構埼玉病院</li> </ul> </li> </ul> |
|--|



## 第2 被災者等への医療

### 1 避難所等での医療、保健活動

医療対策班は、生活圏域単位に巡回医療班等を編成し、避難所、仮設住宅、自宅滞在者の医療、保健活動を実施する。

#### ■医療保健活動の実施項目

避難所	① 避難所の保健医療活動運営 ② 避難者の健康管理及び処遇調整 ③ 栄養対策 ④ 食中毒予防対策 ⑤ 感染症予防対策 ⑥ こころのケア対策の検討及び実施 ⑦ エコノミークラス症候群予防対策・介護予防対策 ⑧ 保健、医療、福祉の情報提供（広報や健康教育） ⑨ 仮設住宅入居予定者の健康状況把握のための検討及び準備
仮設住宅	① 健康状態の把握 ② 健康支援及び安否確認 ③ こころのケア対策の検討、実施（相談、健康教育） ④ 入居者同士の交流支援 ⑤ 仮設住宅から自宅に移る者への支援
在宅者	① 要配慮者の医療の継続支援、生活再建の支援調整、安否確認 ② 健康相談（窓口・電話・訪問）の実施 ③ こころのケア対策の実施（避難所内容と同様） ④ 保健、医療、福祉の情報提供（広報や健康教育） ⑤ 健康状態把握（要フォロー者の医療等への継続支援調整） ⑥ 新たな交流やコミュニティづくりの支援

### 2 慢性疾患への対応

#### (1) 慢性疾患患者への対応

医療対策班は、慢性疾患をもつ被災者の医療確保と継続を支援するため、主治医との調整、医薬品の調達、巡回医療班との連携をとる。

#### (2) 人工透析患者への対応

医療対策班は、人工透析患者への医療を確保するため、人工透析患者の把握、透析可能な医療機関の把握、患者の搬送、情報の周知等を行う。

### 3 精神科救急医療の確保

医療対策班は、相談窓口や巡回医療班等の対策活動を通じ、環境の急変等から病状が悪化し、緊急に入院が必要な精神障害のある人が認められた場合は、県内の精神科医療機関や臨床心理士の協力を得ながら、適切な診療体制を確保する。

## 第8節 水防・土砂災害対策

〔方針・目標〕

- 河川堤防・護岸、水路等を点検し、30分ごとに本部に連絡する。
- 降雨量が多いときは、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域の巡視を徹底する。

項 目	担 当
第1 水防対策	本部班、建設活動班、上下水道班、埼玉県南西部消防局、朝霞県土整備事務所、荒川上流河川事務所
第2 土砂災害対策	建設活動班、朝霞県土整備事務所

### 第1 水防対策

- 【資料編】 5-1 水害ハザードマップ  
 5-2 内水ハザードマップ  
 5-5 重要水防箇所・水位観測所

#### 1 水防体制

河川管理者（国土交通省、朝霞県土整備事務所）から水防警報が発表された場合、本部班は速やかに市長に伝達し、市長による水防活動についての指示を建設活動班、上下水道班及び消防団に伝達する。なお、県が定める水防信号は次のとおりである。

■水防信号

信 号	警鐘信号	サイレン信号	事 項
第1信号	○休止○休止	5秒 15秒 5秒 15秒 ○ー 休止 ○ー 休止	水防団待機水位（旧通報水位）に達したことを知らせるもの
第2信号	○ー○ー○ ○ー○ー○	5秒 6秒 5秒 6秒 ○ー 休止 ○ー 休止	水防関係機関及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの
第3信号	○ー○ー○ー○ ○ー○ー○ー○	10秒 5秒 10秒 5秒 ○ー 休止 ○ー 休止	当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの
第4信号	乱 打	1分 5秒 1分 5秒 ○ー 休止 ○ー 休止	必要と認める区域内の居住者に避難のための立ち退きを知らせるもの

- 備考 1 信号は適宜の時間継続するものとする。  
 2 必要があれば警鐘信号、サイレン信号を併用することができる。  
 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。

#### 2 水防活動

##### (1) 巡視

建設活動班、上下水道班は、消防団と連携して、河川、水路、下水道等の巡視を行い、30分ごとに本部へ報告する。  
 なお、河川堤防等の異常を発見した場合は、直ちに河川管理者に報告する。

##### (2) 排水等巡視

河川管理者及び建設活動班、上下水道班は、状況に応じて水門の開閉、ポンプの運転等、必要な措置を行うとともに、河川管理者に通知する。

また、浸水した箇所は、本部班が必要に応じて、消防ポンプ車による排水を消防団、消防局に指示、要請する。

### (3) 地下施設の安全対策

本部班は、消防機関を通じて、荒川及び新河岸川・黒目川の浸水想定区域内の不特定多数の者が利用する地下施設の管理者等に、洪水警報、避難指示等を伝達する。

不特定多数の者が利用する地下施設の管理者は、洪水情報を収集し、従業員、利用者等への警報等の伝達を行うとともに、浸水のおそれがある場合、止水板、土のう等による浸水防止活動を行う。

## 3 決壊時の処置

### (1) 通報

市長は、堤防その他の施設が決壊したとき、直ちにその旨を朝霞県土整備事務所長及び氾濫が予想される方向の隣接市長に通報する。なお、荒川の場合は荒川上流河川事務所長にも通報する。

### (2) 警察官の出動要請

堤防等が決壊又はこれに準ずべき事態が予想されるときは、市長は警察署長に対して警察官の出動を要請することができる。

## 4 河川施設の応急復旧

建設活動班及び各河川管理者は、堤防及び護岸の被害、障害物の状況等を調査し、応急排水や二次災害の防止措置等を講ずる。また、速やかに復旧計画をたてて、施設の復旧を図る。

## 5 資機材の確保

建設活動班は、水防活動や応急復旧に必要な資機材等が不足する場合、災害応急復旧工事に関する協定により、要員や資機材の供給を確保する。

## 第2 土砂災害対策

【資料編】5-4 土砂災害ハザードマップ

### 1 崖地の警戒・監視

建設活動班は、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域を巡視・点検し、崩壊の危険性を確認するとともに、危険性が高い場合は、速やかに関係者、周辺住民等にその旨を伝達する。

### 2 崩壊箇所の応急対策

建設活動班は、崩壊した崖地の被害状況を確認し、必要に応じて、立入り禁止区域の設定、住民避難の指示、亀裂箇所をビニールシートで覆うなど当面の安全措置を講ずる。

また、砂防ボランティア等の協力を得て、点検調査を行うとともに、安全措置を講ずる。

## 第9節 避難

### 〔方針・目標〕

- 市は、施設の管理者、自主防災組織と連携して避難所の開設と避難者の受入れを行う。
- 避難所の運営は、自主防災組織等が避難所運営組織を立ち上げ、自主運営を原則とする。市職員や施設管理者はその支援を行う。
- 避難所運営では、要配慮者の専用スペースの設置、介護ボランティア等の支援を行う。また、公共施設に福祉避難所を開設するなど、要配慮者の生活に配慮した対策を行う。

項 目	担 当
第1 避難活動	本部班、財務・情報班、福祉班、医療対策班、教育班
第2 避難所の開設・運営	本部班、財務・情報班、市民班、福祉班、教育班、各施設の管理者
第3 在宅避難者等への対応	財務・情報班、市民班、医療対策班
第4 広域一時滞在対策	本部班、市民班

### 第1 避難活動

- 【資料編】 7-2 浸水想定区域内の要配慮者等連絡施設  
7-3 県及び放送事業者の避難指示等発令時の情報提供・連絡先

#### 1 避難指示等

##### (1) 避難指示等の発令

市長をはじめとする避難指示等の発令権者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、避難を要する地域の高齢者等に対し、「高齢者等避難」を発令する。ただし、事態が切迫し、急を要するときは、避難指示を発令する。「高齢者等避難」は、その対象地域の高齢者を含む障害者等の避難行動要支援者に対し早期に避難する事を促すものである。

「避難指示」は、被害の危険が切迫している場合に発し、住民等を立ち退かせるものである。

なお、災害が発生し、又は切迫し、避難場所への移動が危険な場合、市長は、必要と認める地域の住民等に対し、「緊急安全確保」を発令することができる。

避難指示等の判断は、浸水想定区域については、洪水予報等を目安に、また土砂災害警戒区域については、土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒判定メッシュ情報を目安とする。なお、決定にあたっては、上流域の雨量、河川水位の状況、气象台、河川管理者、砂防関係機関の助言、現場の巡視報告、通報等を考慮して総合的かつ迅速に行う。

■避難指示等の発令権者及び要件

発令権者 (権限の種類)	指示を行う要件	根拠法令
市長 (避難指示等)	○災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき	災害対策基本法 第60条
知事 (避難指示等)	○災害の発生により市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	災害対策基本法 第60条
警察官 (避難指示等)	○市長が避難のための立退きを指示することができないと認められるとき	災害対策基本法 第61条
	○市長から要求があったとき	
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官(指示)	○人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要するとき	警察官職務執行法第4条
	○人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要する場合で、その場に警察官がいないとき	
知事又は知事の命を受けた県職員(指示)	○洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条
	○地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき	地すべり等防止法第25条
水防管理者(指示)	○洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条

■避難情報の種類と判断の目安

	発令時の状況・住民に求める行動	判断の目安
高齢者等 避難 (警戒レベル3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●発令される状況：災害のおそれあり</li> <li>●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難</li> <li>・高齢者等<sup>*</sup>は危険な場所から避難(「立退き避難」または「屋内安全確保」)する。</li> <li>※避難を完了させるのに時間を要する在宅または施設利用の高齢者及び障がいのある人等並びにその人の避難を支援する者</li> <li>・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【浸水想定区域】</li> <li>・氾濫警戒情報が発表されたとき</li> <li>・洪水キキクルが「警戒」のとき</li> <li>【土砂災害警戒区域】</li> <li>・土砂キキクルが「警戒」のとき</li> </ul>

	発令時の状況・住民に求める行動	判断の目安
避難指示 (警戒レベル4)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●発令される状況：災害のおそれ高い</li> <li>●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難</li> <li>・危険な場所から全員避難（「立退き避難」または「屋内安全確保」）する。</li> </ul>	<p>【災害共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害の前兆がある場合</li> </ul> <p>【浸水想定区域】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫危険情報が発表されたとき</li> <li>・洪水キキクルが「危険」のとき</li> </ul> <p>【土砂災害警戒区域】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害警戒情報が発表されたとき</li> <li>・土砂キキクルが「危険」のとき</li> <li>・大雨警報（土砂災害）の発表中に記録的短時間大雨情報が発表されたとき</li> </ul>
緊急安全確保 (警戒レベル5)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●発令される状況：災害発生または切迫（必ず発令される情報ではない）</li> <li>●居住者等がとるべき行動：直ちに自らの安全を確保</li> <li>・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、自らの安全を確保する行動（緊急安全確保）をする。</li> </ul>	<p>【災害共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・切迫した災害の前兆があるとき</li> <li>・すでに災害が発生しているとき</li> </ul> <p>【浸水想定区域】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫発生情報が発表されたとき</li> <li>・洪水キキクルが「災害切迫」のとき</li> </ul> <p>【土砂災害警戒区域】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大雨特別警報（土砂災害）が発表されたとき</li> <li>・土砂キキクルが「災害切迫」のとき</li> </ul>

(2) リードタイムの活用

前項に定める避難指示等の判断基準は、発災までの時間や避難に要する時間を考慮して設定しているものの、荒川及び新河岸川・黒目川の浸水想定区域内には多数の市民が存在し、これらの河川の氾濫が予想される場合には円滑な避難誘導が重要となる。

このため、荒川及び新河岸川・黒目川の氾濫に対する避難指示等の発令時には、あらかじめ設定したリードタイムを活用し、関係各班が同じ時間軸で協調した避難対策活動を実施する。

■荒川等の氾濫を想定したリードタイム（イメージ）

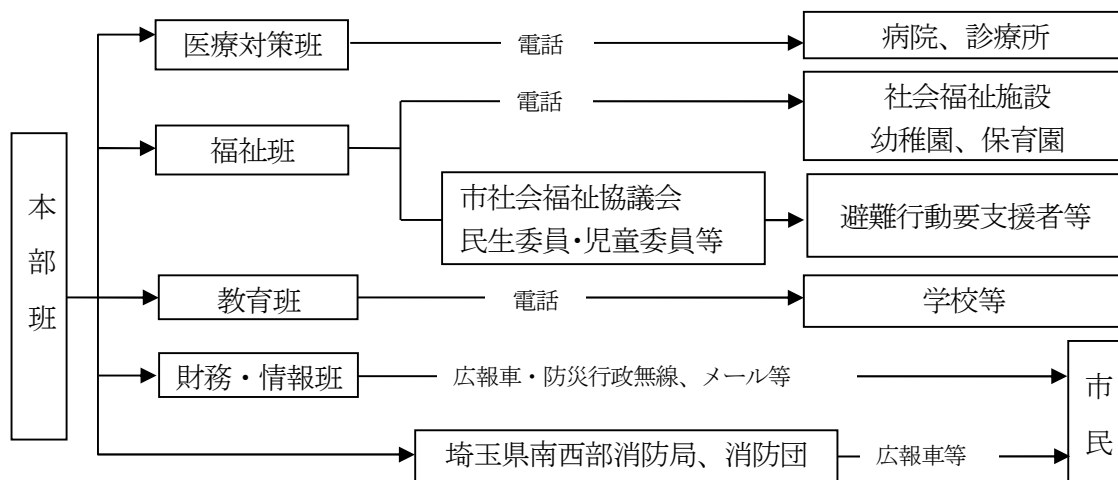
項目	○時間前	○時間前	○時間前	氾濫、 がけ崩れ 発生
災害の状況	▲台風の接近、警報等の発表 ▲気象・河川指標が避難指示等の基準に到達 ▲内水氾濫、堤防の漏水、土砂災害の前兆現象等			
市の活動	避難指示等の準備	▲気象情報、災害情報の収集【本部班、財務・情報班】 ▲関係機関（気象台、河川事務所、県）の助言（本部班） ▲避難指示等の発令の決定【市長】 ▲避難情報の設定【本部班】		
	避難情報の伝達	▲基本広報文の作成【財務・情報班】 ▲通信手段による伝達【財務・情報班】 ▲広報車の巡回放送【財務・情報班】 ▲要配慮者利用施設、避難支援関係者への連絡【福祉班】		
	道路規制等	▲避難対象区域の道路通行規制（進入禁止、誘導等） 【建設活動班】		
	避難所の開設・運営	▲避難所への駆け付け【教育班、福祉班、市民班】 ▲開設・受入れの準備【教育班、福祉班、市民班】 ▲避難者の受入れ開始・誘導 【教育班、福祉班、市民班】		
市民等の行動	▲高齢者等避難等を覚知、退避の準備 ▲避難行動要支援者の支援【避難支援関係者】 ▲安全な場所（避難所等）へ到着			

(3) 避難指示等の伝達

避難指示等の伝達経路は次のとおりとする。

本部班は、各部及び関係機関に避難指示等の伝達を要請する。

また、知事に対し、避難指示等の実施時刻、避難先、避難者数、避難対象区域の人口等を速やかに報告する。



■避難指示等の伝達経路

**(4) 解除**

市長は、災害による危険がなくなったと判断されるときには、避難指示等を解除し、住民に周知するとともに、速やかにその旨を知事に報告する。

**2 避難誘導**

**(1) 避難誘導**

災害の規模、状況に応じて、負傷者、要配慮者を優先して、避難場所へ誘導する。

■避難誘導者

誘導対象	避難誘導担当者
在宅者等	消防局、警察官、自治会・町内会、自主防災組織、民生委員・児童委員、消防団及びその他の地域防災の担い手等
市施設の利用者	施設管理者、教職員、施設職員
事業所等の従業員・利用者	施設の防火管理者及び管理責任者等
公共交通機関の利用者	施設管理者及び乗務員

**(2) 避難行動要支援者の避難誘導**

在宅の避難行動要支援者の避難は、自主防災組織及び民生委員・児童委員など、地域で協力・連携し、支援する。ただし、自力及び家族等の支援による避難が困難な者については、福祉班が準備した車両で避難させるよう努める。

**(3) 携行品の制限**

携行品は、円滑な避難行動に支障をきたさない最小限度のものとする。

**3 広域避難**

市長は、避難指示等を行った場合の立退き先を市内の指定緊急避難場所等とすることが困難で、他市町村に滞在させる必要がある場合に、災害対策基本法第61条の4による広域避難を実施する。

**(1) 広域避難の要請**

県内の他市町村に受入れを要請する場合は、その旨を県に報告し、当該市町村と協議する。

県外の市町村への広域避難が必要な場合は、県に対して当該都道府県と協議するよう求める。緊急を要する場合は、県に報告して当該市町村と協議する。

**(2) 広域避難の受入れ**

他市町村または県から本市への広域避難の受入れを求められた場合は、正当な理由がある場合を除いてこれを受諾し、指定緊急避難場所等を提供する。

**4 警戒区域の設定**

市長をはじめとする警戒区域の設定権者は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずるなどの措置を講じる。



■警戒区域の設定権者及び要件・内容

設定権者	設定の要件・内容	根拠法令
市長	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入を制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。	災害対策基本法第63条
知事	災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、上記の全部又は一部を市長に代わって実施しなければならない。	災害対策基本法第73条
消防局長 又は 消防署長	ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認めるとき、火災警戒区域を設定してその区域内における火気の使用を禁止し、又は総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、若しくはその区域への出入を禁止し、若しくは制限することができる。	消防法第23条の2
消防吏員又は消防団員	火災の現場においては、消防警戒区域を設定して、総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ又はその区域への出入を禁止し若しくは制限することができる。	消防法第28条
水防団長・団員、消防機関に属する者	水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入を禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。	水防法第14条
警察官	次の場合、上記に記載する市長等の職権を行うことができる。 市長若しくは市長の委任を受けた市職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。	災害対策基本法第63条
	消防長若しくは消防署長又はこれらの者から委任を受けた消防吏員若しくは消防団員が現場にいないとき又は消防長若しくは消防署長から要求があったとき。	消防法第23条の2
	消防吏員又は消防団員が火災の現場にいないとき又は消防吏員又は消防団員の要求があったとき。	消防法第28条
	消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったとき。	水防法第21条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	市長若しくは市長の委任を受けた市職員及び警察官が現場にいないとき、上記に記載する市長等の職権を行うことができる。	災害対策基本法第63条

## 第2 避難所の開設・運営

- 【資料編】 7-1 避難場所等一覧  
 9-5 避難所運営のための様式

### 1 避難所の開設

#### (1) 避難所の開設

本部班は、災害の状況に応じて風水害に対する緊急避難場所を兼ねる避難所の開設を決定し、教育班、福祉班、市民班に避難所開設を指示する。また、避難所の開設にあたっては施設の管理者に連絡をとる。

#### (2) 避難所の開設状況等の周知

財務・情報班は、埼玉県災害オペレーションシステムに避難所の開設状況を入力し、データ放送、FM放送等で市民等に周知する。また、避難所担当職員・地域対応班等が「VACANMaps」に入力した避難所の混雑状況を市民等に情報提供する。

#### (3) 避難施設の確認

避難所担当職員は、施設の管理者等と協力し、避難所施設の状況を確認する。避難所が施設損壊により危険な場合には、立ち入り禁止の表示をし、地域住民の協力を得る。必要に応じて、他の避難場所への誘導を行う。

#### (4) 災害対策本部への連絡

避難所担当職員は、避難所や避難者の状況を電話又は防災行政無線により災害対策本部へ連絡する。

財務・情報班は、本部で受けた避難情報を取りまとめる。

#### (5) 自主避難所の開設

本部班は、警戒レベル2の段階において、市民等から自主避難所の開設の要望があった場合、又は自主避難所の必要性が認められる場合、自主避難所を開設する。

### 2 避難所の運営

#### (1) 避難所運営組織

避難所の運営は、原則として自主防災組織を中心とした避難者の自主運営にて行う。自主防災組織は、組織のリーダーからなる避難所自主運営組織をつくり、自主的な運営を行う。避難所担当職員は、避難所自主運営組織の確立やボランティア等との調整を行う。

##### ■避難所運営の役割分担

避難所自主運営組織	避難所担当職員
① 運営方法等の決定	① 災害対策本部との連絡
② 生活ルールの作成	② 広報
③ 避難者カード・名簿の作成	③ 施設管理者、ボランティア等との調整
④ 市からの連絡事項の伝達	④ 避難所運営記録
⑤ 食料・物資の配給	⑤ 避難者カード・名簿のとりまとめ
⑥ ボランティア等との調整	
⑦ 避難者の要望等のとりまとめ	

特に、男女双方の視点が運営ルール等に反映され、男女のニーズの違いが十分配慮された避難者支援が行われるよう、避難所自主運営組織の役員及び避難所担当職員・地域対応班には、それぞれ女性も配置されることに努める。

## (2) 避難者の把握

避難所担当職員は、避難所自主運営組織の協力を得て、避難者カード、避難者名簿を作成する。また、自主防災組織と協力して、避難所施設以外の在宅避難者の把握も行う。

## (3) ボランティアへの協力要請

避難所では、食料、生活必需品の供給、炊き出し等にボランティアの協力を得る。避難所担当職員は、必要に応じてボランティアセンターにボランティアの派遣を要請する。

## (4) 避難所事務所の開設

避難所担当職員は、避難所内に避難所事務所を開設し、運営の拠点とする。

## (5) 避難所運営記録の作成

避難所担当職員は、避難所の運営状況について、避難所運営記録を作成し、1日に1度、本部へ報告する。

また、病人発生等、特別な事情のあるときは、そのつど必要に応じて報告する。

財務・情報班は、避難所に関する情報をとりまとめる。本部班は、定期的に避難者収容状況を県に報告する。

# 3 避難所設備の整備

## (1) スペースの配置

避難所担当職員は、施設管理者等と協力して避難所のスペースを用途に応じて配置する。また、生活スペース等は家族単位を原則とするが、その他のスペースは男女別に確保するように努め、特にトイレについては安全性等に配慮する。

### ■スペース例

① 生活スペース	② 休憩スペース	③ 更衣スペース
④ 洗面・洗濯スペース	⑤ 救護所スペース	⑥ 物資保管スペース
⑦ 配膳・配給スペース	⑧ 駐車スペース	⑨ トイレ
⑩ 避難所事務室	⑪ 授乳室	⑫ 育児室
⑬ 福祉避難室	⑭ ペット専用スペース	

## (2) 設備・備品の設置

避難生活に必要な設備・備品を設置する。不足の設備、備品は市民班が確保に努める。

### ■避難所の設備例

① 暖房器具	② 冷房器具	③ 扇風機	④ 仮設トイレ
⑤ 公衆電話	⑥ 給湯設備	⑦ 掲示板	⑧ 間仕切り
⑨ 食器、調理器具	⑩ 清掃用具	⑪ 洗濯機、物干し	
⑫ 畳・マット	⑬ 段ボールベッド等の簡易ベッド		
⑭ 仮設風呂・シャワー	⑮ テレビ・ラジオ・情報通信機器 (インターネット)		

## 4 生活の支援

### (1) 食料・物資の供給

避難所担当職員は、必要な食料等を市民班に要請する。市民班は要請に応じ、本部班と連携して協定業者等に必要な食料等の供給を依頼する。避難者への配布は、避難所自主運営組織が実施する。

食料配布の際は、食物アレルギーの避難者のために原材料表示や献立表の掲示等を行う。

### (2) 衛生管理

避難所担当職員は、避難所自主運営組織、保健師、ボランティア等と協力して、避難所の衛生対策及び感染症対策を行い、居住環境の保持や避難者の健康管理に努める。

### (3) 入浴支援

市民班は、公共施設や自衛隊の入浴支援及びホテル、公衆浴場等の入浴施設を確保し、被災者に対し入浴サービスを提供する。

## 5 女性や要配慮者、多様な人々への配慮

### (1) 避難所での対策

避難所運営において、高齢者、障害のある人、女性、子ども、外国人等の要配慮者、性的マイノリティなど多様な人々に対し、次のとおり配慮する。

- ① 要配慮者をはじめとした避難者のニーズの把握に努め、避難所の運営に反映する。また、障害のある人については、障害の状況によって支援内容が異なることから、必要な支援内容についての個別の確認を行う。
- ② 避難所における生活環境に注意し、良好な生活の確保に努め、間仕切りの設置など避難者のプライバシーの保護にも配慮する。
- ③ 避難生活では、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、避難者の健康状態を十分把握し、メンタルケアを含めた対応を行う。
- ④ 要介護高齢者、障害のある方、妊産婦等の専用スペース（福祉避難室）を設けるなどの特段の配慮を行い、医療機関への移送や福祉施設への入所、手話通訳者、ホームヘルパー、介護ボランティアの確保、派遣等の必要な措置をとる。
- ⑤ 外国人の避難者には、外国語の表示や通訳を確保する。
- ⑥ 女性や子育て家庭のニーズに配慮し、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置、生理用品や女性用下着の女性による配布、女性相談員の配置、防犯対策などを講じる。

### (2) 福祉避難所の開設

福祉班は、要介護高齢者、障害のある方の状況等により必要な場合は、災害協定を締結している社会福祉施設等に福祉避難所を開設し受入れを行う。

### (3) 車中泊避難スペースの確保

本部班は、災害協定を締結する事業者等の協力を得て車中泊避難スペースを確保する。

## 第3 在宅避難者等への対応

市は、市の避難所以外の自宅、車中泊等で生活を余儀なくされた在宅避難者に対しても避難所滞在者に準ずる支援に努める。

- (1) 市民班は、自治会・町内会、自主防災組織等に、在宅避難者や自主的な避難所の所在確認、在

宅避難者等への情報提供を依頼する。

財務・情報班は、在宅避難者に関する情報提供内容を安否情報システムで管理する。

- (2) 市民班及び医療対策班は、避難所を各地区の在宅避難者の支援拠点とし、食料及び生活必需品の供給、保健師による巡回健康相談等の実施に努める。また、医療対策班は、車中泊の避難者に対し、深部静脈血栓（エコノミークラス症候群）の発症を防止するための保健指導を行う。

## 第4 広域一時滞在対策

災害により被災者の居住場所を市内に確保できない場合、災害対策基本法による他市町村への広域一時滞在を実施する。

### 1 広域一時滞在の要請

市長（本部班）は、県内の他市町村の受入れが可能と予想される場合は、本市の具体的な被災状況、受入れを要する被災者数等を示して当該市町村と協議する。

また、県内の被災状況等から県外への広域一時滞在が必要な場合は、県に対して他の都道府県と受入協議を行うよう要請する。

受入れが決定された場合、市民班は、避難先となる市町村に職員を派遣し、本市の避難者の受入方法等を調整する。

### 2 広域一時滞在の受入れ

他市町村又は県から本市への広域一時滞在の受入れを要請された場合は、本市も被災している場合等の理由がある場合を除いてこれを受諾し、一時滞在用の公共施設等を提供する。

## 第10節 災害警備活動・交通規制

### 〔方針・目標〕

- 避難後の被災地や避難所における放火、盗難等の防犯のため、警察、自主防災組織と連携して警戒巡視や避難所での警備を強化する。

項目	担当
第1 警察の災害警備	朝霞警察署
第2 被災地の警備	市民班、朝霞警察署
第3 交通規制	建設活動班、朝霞警察署、朝霞県土整備事務所

### 第1 警察の災害警備

朝霞警察署は、大規模災害発生時の警備活動を円滑に行うため、必要に応じて市や関係機関と連携する。また、朝霞警察署の被災時は、市長が特に認めた施設を代替施設として使用するものとする。

#### ■警察の警備活動

- ① 情報収集、伝達及び広報
- ② 警告及び避難誘導
- ③ 人命の救助及び負傷者の救護
- ④ 交通秩序の維持
- ⑤ 犯罪の予防検挙
- ⑥ 行方不明者の搜索と検視（見分）
- ⑦ 漂流物等の処理
- ⑧ その他の治安維持に必要な措置

### 第2 被災地の警備

#### 1 被災地の警備

自主防災組織・自治会・町内会は、自らの居住区域の警戒巡視を行い、火災、盗難等を防止する。

#### 2 避難所の警備

市民班は、避難所の防犯対策を実施する。避難所担当職員は、避難所自主運営組織と連携して、避難所内における火災の防止や防犯に努めるようにする。

### 第3 交通規制

【資料編】 8-3 災害対策基本法に基づく交通規制表示

8-4 市内の特殊通行規制区間

#### 1 交通規制

交通規制等の実施者及び状況・内容は、以下のとおりである。

■交通規制の実施者

実施機関	規制を行う状況・内容	根拠法令
公安委員会	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限することができる。	災対法第76条
	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認めるとき、交通整理、歩行者又は車両等の通行の禁止その他道路における交通の規制をすることができる。	道路交通法第4条
警察署長	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認めるとき、歩行者又は車両等の通行の禁止その他の交通の規制のうち、適用期間の短いものを行うことができる。	道路交通法第5条
警察官	通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の移動、その他必要な措置を命ずることができる。また、措置をとることを命ぜられたものが当該措置をとらないとき又は命令の相手方が現場にいないときは、自ら当該措置をとることができる。	災対法第76条の3第1項 災対法第76条の3第2項
	道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生じるおそれがある場合において、当該道路における危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において、一時、歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限することができる。	道路交通法第6条第4項
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官、消防士	警察官がその場に行かない場合に限り、通行禁止区域等において、災対法第76条の3第1項、第2項に定められた職務を行うことができる。	災対法第76条の3第3項、第4項
道路管理者	道路の破損、欠壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限することができる。	道路法第46条

2 交通規制等の周知

建設活動班は、交通規制に関する情報をとりまとめ、通行禁止等を行う区域又は区間、対象、期間（終期を定めない場合は始期）並びに選定されている代替道路（う回路線）などについて、市の有するあらゆる広報媒体を活用して市民等に広く周知する。

## 第11節 緊急輸送・燃料確保

〔方針・目標〕

- 朝霞市道1級道路（11路線）及び橋梁の被災情報を、3時間以内に関係機関に提供する。
- 道路浸水の解消後24時間以内に、幹線道路の障害物を除去する。
- 発災後24時間以内に、燃料供給協力業者に連絡して供給体制を確保する。

項 目	担 当
第1 緊急通行車両の確認	管財班、県、朝霞警察署
第2 緊急輸送路の確保	建設活動班、朝霞県土整備事務所、朝霞警察署
第3 ヘリコプター臨時離着陸場の開設	本部班、教育班、自衛隊
第4 緊急輸送	本部班、管財班
第5 燃料の確保	管財班

### 第1 緊急通行車両の確認

- 【資料編】 8-2 緊急通行車両標章  
 9-7 緊急通行車両申出書  
 9-8 規制除外車両確認申出書

#### 1 申請の手続き

知事又は公安委員会は、災害対策基本法第76条に基づく通行の禁止又は制限を行った場合、緊急輸送のための車両の使用者の申出により、災害対策基本法施行令第33条の規定により緊急通行車両の確認（緊急通行車両標章及び確認証明書の交付）を行う。

管財班は、災害対策に使用する車両について、「緊急通行車両確認申請書」を公安委員会に提出する。公安委員会は、緊急通行車両であることを確認したときは、緊急通行車両標章及び確認証明書を交付する。

交付された緊急通行車両標章は、運転者席の反対側（助手席）の内側ウインドウガラス上部の前面から見やすい箇所に貼付し、確認証明書は、当該車両に備えつける。

#### 2 緊急通行車両の事前申出について

県公安委員会では、緊急通行車両の迅速な確認手続きを実施するため、あらかじめ関係機関から緊急通行車両の事前申出を受理している。

管財班は申出済み車両に、交付を受けている緊急通行車両確認標章・証明書を配備する。

### 第2 緊急輸送路の確保

- 【資料編】 8-1 市の緊急輸送道路

#### 1 幹線道路等の確保

##### (1) 情報収集等

建設活動班は、道路、橋梁等のパトロールを行い、市道の交通支障、被災状況等を把握する。また、通行の可否等について、30分ごとに本部に連絡する。

交通支障がある場合は、交通対策、う回路の設定、障害物除去、応急復旧等を行う。



**(2) 警察等との連携**

建設活動班は、警察署、県土整備事務所と連携し、交通状況、国道・県道の被害状況等の把握、う回路の検討等を行う。

**(3) 資機材の確保**

建設活動班は、交通対策、応急復旧等に必要な資機材等が不足する場合、災害応急復旧工事に  
関する協定により、要員や資機材の供給を確保する。

**2 緊急輸送路に関する交通規制対象道路**

県は、災害発生時の被害者の救援、緊急物資の輸送への対処を目的として、県内の国道、主要地方道等を緊急輸送道路として指定している。市内の該当する緊急輸送道路は、次のとおりである。

また、建設活動班は、市の緊急輸送道路について、被害の状況等により対応が困難な場合、交通規制の実施を警察に依頼する。

■緊急輸送道路

県 指 定	① 一般国道254号 ② 一般県道東京朝霞線：朝霞市幸町（新座和光線との交差点）～新座市境 ③ 主要地方道保谷志木線：市内全線 ④ 一般県道新座和光線：朝霞市膝折町（保谷志木線との交差点）～朝霞市膝折町（朝霞蕨線との交差点） ⑤ 一般県道和光志木線：志木市境～朝霞市北原（武蔵野線ガード下付近の交差点） ⑥ 主要地方道朝霞蕨線：朝霞市役所～朝霞市幸町（国道254号との交差点） ⑦ 市道8号線：朝霞市幸町（新座和光線との交差点～朝霞市役所前交差点）
市 指 定	① 主要地方道朝霞蕨線：市中部の地域防災拠点と朝霞クリーンセンターを結ぶ南北連絡路 ② 一般県道と光志木線：市北西部～市中部の地域防災拠点を結ぶ連絡路 ③ 一般県道ふじみ野朝霞線：内間木支所、第三小学校への連絡路及び市北部の東西連絡路 ④ 市道1号線：溝沼市民センターへの連絡路及び市中部における東西連絡路 ⑤ 市道2号線：国道254号と主要地方道朝霞蕨線を結ぶ南北連絡路 ⑥ 市道7号線：国道254号との交点から主要地方道朝霞蕨線との交点 ⑦ 市道8号線：市中部の地域防災拠点を結ぶ南北連絡路 ⑧ 市道9号線：市西部の地域防災拠点を結ぶ南北連絡路 ⑨ 市道22号線：第九小学校への連絡路

**3 放置車両等の移動**

建設活動班は、放置車両や立ち往生車両等が発生し、緊急通行車両の通行を確保するため緊急を要するとき、国土交通大臣又は県知事から指示を受けたとき、又は県公安委員会から要請を受けたときは、災害対策基本法第76条の6の規定に基づき、区間を指定して運転者等に対して車両の移動等を命令する。また、運転者がいない場合等は、自ら車両の移動等を行う。

### 第3 ヘリコプター臨時離着陸場の開設

本部班は、県からの指示があった場合、若しくは航空輸送が必要と判断した場合、ヘリコプター臨時離着陸場の開設を決定し、教育班（生涯学習・スポーツ課）へ被災状況の把握を指示する。

教育班（生涯学習・スポーツ課）は、ヘリコプター臨時離着陸場の開設が可能であるか、予定地の状況を早急に把握し、本部班に伝え、開設作業等について自衛隊等に協力する。

ヘリコプター臨時離着陸場は、次の候補地とする。

#### ■ヘリコプター臨時離着陸場候補地

- |              |                    |
|--------------|--------------------|
| ①朝霞中央公園陸上競技場 | ②東洋大学朝霞キャンパスグラウンド2 |
|--------------|--------------------|

### 第4 緊急輸送

#### 1 車両の確保

##### (1) 市有車両の確保・配車

管財班は、市有車両を管理し、災害時の配車計画に基づき、各班からの配車要請を踏まえて配車を行う。

##### (2) 車両の確保

管財班は、市有車両では不足する場合又は市有車両では輸送できない場合は、輸送業者等からトラック、バス等を調達する。必要とする車両等が調達不能となった場合、県に対して調達及びあっせんを要請する。なお、借上方式で調達した車両は、市有車両と同様に災害時の配車計画に組み込むものとする。

また、災害応急対策の実施のため緊急を要する場合は、災害対策基本法第86条の14及び第86条の18の規定を活用し、運送事業者である指定公共機関（日本通運(株)など）又は指定地方公共機関（県トラック協会、県バス協会）への運送要請を県に依頼する。この場合、運送すべき人、物資又は資材並びに運送すべき場所及び期日を示して運送を要請する。

#### 2 その他の輸送手段の確保

##### (1) 鉄道の輸送

本部班は、自動車による輸送が不可能な場合又は広域輸送が必要な場合は、東日本旅客鉄道株式会社及び東武鉄道株式会社に鉄道による輸送を要請する。

##### (2) 航空輸送

本部班は、災害による交通の途絶又は緊急的な輸送を必要とする場合は、県を通じてヘリコプターによる輸送を要請する。

#### 3 緊急輸送

##### (1) 緊急輸送の範囲

市及び防災関係機関が実施する緊急輸送の対象は、次のとおりである。

■緊急輸送の範囲

第1 段階	① 救助・応急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資 ② 消防活動等の災害の拡大防止のための人員、物資 ③ 初動の応急対策に必要な人員、物資 ④ 医療機関へ搬送する傷病者等 ⑤ 緊急輸送に必要な輸送施設・拠点の応急復旧、交通対策等に必要な人員・物資
第2 段階	上記に加え ① 食料、水等生命の維持に必要な物資 ② 傷病者及び被災者の被災地外への輸送 ③ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員、物資
第3 段階	上記に加え ① 災害復旧に必要な人員、物資 ② 生活必需品

(2) 緊急輸送の実施

各担当班は、各班からの輸送要請に基づき、輸送業者等と連絡調整を行い、本部班と連携し、車両等の手配を行い、緊急輸送を実施する。

輸送を依頼する場合には、交通情報に注意し、なるべく使用可能な路線を通知するよう努める。

第5 燃料の確保

管財班は、市有車両、借上車両などに必要な燃料を、災害協定を締結した燃料供給協力業者から調達し、優先給油を受けられる給油所を各車両に伝達する。

また、災害対策や病院等の非常用発電機の燃料が不足する場合、避難所の暖房や炊き出し等に用いる燃料が不足する場合、災害協定を締結した燃料供給協力業者に石油燃料及びガス燃料の供給をそれぞれ要請する。

必要とする燃料等が調達不能となった場合、県に対して調達及びあつせんを要請する。

## 第12節 給水、食料・生活必需品の供給

〔方針・目標〕

- 速やかに給水資機材、車両を確保し、応急給水を開始する。その後、全国からの応援を受け給水活動の充実を図る。
- 災害発生当初の食料、生活必需品は、①市民等の家庭内備蓄、②市の備蓄、③県の備蓄の順に充当することを基本とし、その後は食料販売業者、自衛隊の炊き出し等で供給する。
- 発災後、全国に救援物資の要請を行うが、原則として、自治体、企業、団体からの物資のみを受け入れる。

項 目	担 当
第1 飲料水の供給	上下水道班
第2 食料の供給	本部班、職員班、市民班、教育班
第3 生活必需品の供給	本部班、市民班、教育班
第4 救援物資の受入れ・管理	市民班

### 第1 飲料水の供給

- 【資料編】 6-1 応急給水所開設場所一覧  
 6-2 小中学校受水槽施設一覧

#### 1 被災状況等の把握

上下水道班は、水道施設の被災状況、断水の状況、避難所、病院等の情報を収集し、給水需要を把握する。

#### 2 応急給水実施計画等の作成

##### (1) 応急給水実施計画等の作成

上下水道班は、被災状況等の情報に基づき次のような応急給水実施計画を作成する。

■ 応急給水実施計画等の事項

給水方法	<input type="checkbox"/> 給水拠点への運搬給水（給水車） <input type="checkbox"/> 泉水浄水場及び岡浄水場での応急給水 <input type="checkbox"/> 第5号及び第10号取水井での応急給水 <input type="checkbox"/> 県水送水管からの応急給水 <input type="checkbox"/> 東京都水道局朝霞浄水場での応急給水	
給水拠点	<input type="checkbox"/> 地域防災拠点（各小学校）	<input type="checkbox"/> 避難所等
応急給水 配 備 表	<input type="checkbox"/> 輸送ルート <input type="checkbox"/> 給水場所の人員配置	<input type="checkbox"/> 給水実施期間
応援要請	<input type="checkbox"/> 朝霞市指定給水装置工事事業者 <input type="checkbox"/> 東京都水道局朝霞浄水場 <input type="checkbox"/> 自衛隊	<input type="checkbox"/> 日本水道協会埼玉県支部 <input type="checkbox"/> 埼玉県災害対策本部給水部 <input type="checkbox"/> 災害応援協定締結先 等

##### (2) 資機材、車両の確保

上下水道班は、応急給水用資機材及び給水車等の車両を日本水道協会埼玉県支部、朝霞市指定給水装置工事事業者、災害応援協定締結先等に要請し確保する。

**(3) 給水所（拠点）の周知・広報**

給水所を開設したときは、市民に対する周知事項をとりまとめ、財務・情報班に広報を依頼する。

**3 応急給水**

**(1) 優先給水**

上下水道班は、医療施設、避難所、福祉施設、老人施設等の重要施設に対し、優先給水を行う。

**(2) 給水活動**

上下水道班は、浄水場から給水拠点まで給水車等で運搬するとともに、浄水場及び第5号及び第10号取水井に応急給水所を設置する。

給水拠点では、市民自らが持参したプラスチック製タンク、バケツ等に給水する。また、給水拠点は、原則として地域防災拠点である小学校の校庭とする。復旧に長期を要するときは、応急仮設配管などの措置をとる。

**■給水量の基準**

項目	経過日数			
	災害発生～3日	4日～10日	11日～20日	21日～復旧まで
目標応急給水水量	3リットル/人・日	20リットル/人・日	100リットル/人・日	250リットル/人・日
用途	生命維持に必要最低限の水	調理、洗面など最低生活に必要な水	調理、洗面及び最低の浴用、洗濯に必要な水	被災前と同様の生活に必要な水
給水方法	備蓄飲料水の配布、給水拠点への運搬給水、浄水場及び第5号及び第10号取水井での応急給水	給水拠点への運搬給水、浄水場、第5号及び第10号取水井、県水送水管での応急給水	一部は復旧した水道管での給水、その他は左記の給水の継続	順次本給水に移行

**4 給水施設等の応急復旧**

上下水道班は、給水施設等の応急復旧を概ね以下のとおり行う。

**(1) 給水活動被害箇所の調査と応急復旧**

朝霞市指定給水装置工事事業者、日本水道協会埼玉県支部及び災害応援協定締結先との連携により、給水施設等の被害状況の調査及び応急復旧工事を行う。

**(2) 技術者、資材の調達要請**

応急、復旧工事の技術者、復旧資材が不足する場合は、知事及び日本水道協会埼玉県支部に対し調達あつせんを要請する。

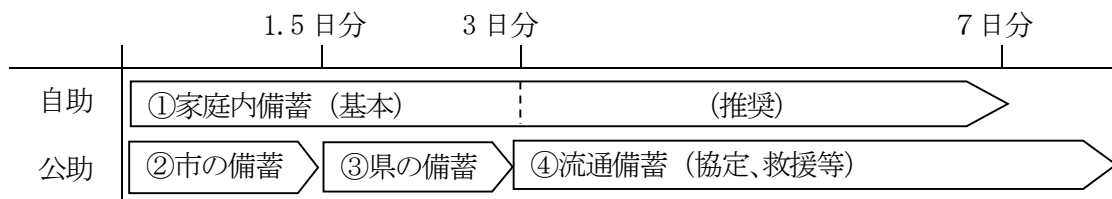
**第2 食料の供給**

- 【資料編】 3-3 米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（抜粋）
- 4 災害協定・覚書一覧
- 6-3 防災備蓄倉庫一覧
- 9-6 物資食料管理表

### 1 備蓄食料の供給

災害発生直後は、原則として、市民、事業所自らが備蓄した食料を充てる。  
また、避難所担当職員は、備蓄倉庫に保管してある備蓄食料を必要に応じて避難者へ供給する。

#### ■物資確保の役割区分



### 2 食料の確保

#### (1) 食料供給の対象者

食料供給の対象者は、次のとおりである。

#### ■食料供給の対象者

- ① 避難指示等に基づき、避難所に収容された人
- ② 住家が被害を受け、炊事の不可能な人
- ③ 施設で調理することができない社会福祉施設等の入所者
- ④ 災害応急活動従事者（災害救助法の実費弁償の対象外）
- ⑤ 食料供給システムが麻痺し、食料の調達が不可能となった人
- ⑥ 旅行者、市内通過者などで他に食料を得る手段のない人

#### (2) 需要の把握

市民班は、避難所等の被災者、職員、応援部隊等に対して、食料を供給するために必要な量を把握する。

#### (3) 食料の確保

市民班は、本部班と連携し、需要に基づき食品販売業者からの調達、県への要請、自衛隊への炊き出し要請により食料を確保する。確保すべき食品は、要配慮者やアレルギーに配慮した品目になるようにする。

#### (4) 政府所有の米穀の調達

県との通信等が途絶し、災害救助法が適用され応急食料が必要と認められる場合、本部長は、農林水産省農産局に対し、「米穀の買入・販売等に関する基本要領」に基づき応急用米穀の緊急引渡を要請し、確保する。市民班は、これらの調達手続きを行う。

### 3 食料の供給

#### (1) 食料の輸送

市民班は、食料調達業者が輸送困難なときは、食料の輸送を輸送業者に要請する。

食料の集積拠点は、朝霞中央公園野球場及び総合体育館とする。市民班は、集積拠点にて施設を管理する教育班と協力して食料等の物資の仕分け・管理を行う

#### (2) 食料の分配

避難所担当職員は、避難所にて避難所自主運営組織、ボランティア等の協力により避難者へ食料を分配する。市民班は職員へ食料を分配し、職員班は災害現場、庁内等で活動する災害協定等により応援派遣された者に食料を分配する。

### (3) 炊き出し

炊き出しにて食料を供給する場合は、市民班は、学校給食課のほか、自衛隊、日赤奉仕団、自主防災組織等に要請する。

また、市民班は、避難者自ら避難所等において炊き出しを実施する意向がある場合は、必要な食料や資機材を準備する。

### (4) 食料の管理

市民班は、集積拠点、避難所等における食料の管理を行い、受入れ、供給の状況を物資・食料管理表に記録する。また、備蓄物資の供給や物資の調達・輸送に関し、国の物資調達・輸送調整等支援システム等を活用し、県や関係機関との情報共有を図る。

避難所担当職員は、避難者等への食料と災害応急活動従事者への食料を明確に区分して記録する。

本部班は、炊き出し、食品の配分その他、食品の供給したとき（県の協力を得て実施した場合を含む）は、実施状況を速やかに県に報告するものとする。

## 第3 生活必需品の供給

- 【資料編】 4 災害協定・覚書一覧  
 6-3 防災備蓄倉庫一覧  
 9-6 物資食料管理表

### 1 備蓄品の供給

災害発生直後は、原則として、市民、事業所自らが備蓄した物資を充てる。

また、避難所担当職員は災害発生直後に避難所において毛布等の備蓄物資を供給する。

### 2 生活必需品の確保

#### (1) 生活必需品供給の対象者

生活必需品供給の対象者は、次のとおりであり、このうち特に必要と認められる者に支給する。

##### ■生活必需品供給の対象者

- ① 災害により住家に被害を受けた人
- ② 被服、寝具、その他生活上必要な最低限度の家財等を喪失した人
- ③ 被服、寝具、その他生活上必要な物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な人

#### (2) 生活必需品の需要の把握

生活必需品の必要量の把握は、食料と同様に行い、市民班が総括する。

#### (3) 生活必需品の調達

市民班は、協定業者等へ物資供給を依頼する。協定業者だけでは不足するときは、県、又は近隣市に対して物資の供給を依頼する。

### 3 生活必需品の確保

#### (1) 生活必需品の輸送

市民班は、物資調達業者が輸送困難なときは、生活必需品の輸送を輸送業者に要請する。輸送

方法は食料と同じとする。

### **(2) 生活必需品の保管**

調達した生活必需品の保管が必要なときは、朝霞中央公園野球場及び総合体育館を集積拠点とする。集積拠点では、市民班が施設を管理する教育班と協力して生活必需品等の物資の仕分け・管理を行う。

### **(3) 生活必需品の分配**

避難所担当職員は、避難所において、避難所自主運営組織、ボランティア等の協力のもとに搬送された物資を避難者に分配する。

---

## **第4 救援物資の受入れ・管理**

---

### **1 救援物資の取扱い**

救援物資は、個人からは受け入れないことを原則とする。市民班は、公共団体や企業等からの申し出については、提供申出者を登録し、改めて配送先等を連絡する登録制とし、必要なときに供給を要請する。

### **2 救援物資の受入れ・管理**

市民班は、朝霞中央公園野球場及び総合体育館に集積拠点を開設し、救援物資の受入れ・管理・配分を行う。

### **3 物流オペレーションチームとの連携**

大規模災害時に他の自治体などから送られてくる救援物資を効率よく仕分け・配送する国の物資調達・輸送調整等支援システムを稼働させるため、県に物流オペレーションチームが編成された場合、市民班は同チームと連携し、救援物資等に関する情報の一元管理、支援物資の受入れ及び配送の調整に協力する。



## 第13節 帰宅困難者の支援

### 〔方針・目標〕

- 必要に応じて、帰宅困難者情報支援ステーションを出張所に開設し、帰宅情報の提供を行う。
- 必要に応じて、一斉帰宅抑制の呼びかけや帰宅困難者のための一時滞在施設を提供するとともに、食料、飲料水、毛布等を提供する。

項目	担当
第1 情報の提供	市民班、東日本旅客鉄道株式会社、東武鉄道株式会社
第2 帰宅活動への支援	市民班
第3 一時滞在施設の提供	市民班

### 第1 情報の提供

市民班は、帰宅困難者情報支援ステーションを朝霞台出張所・朝霞駅前出張所に設置し、東日本旅客鉄道株式会社、東武鉄道株式会社と連携して、主に駅利用の帰宅困難者に対し、一斉帰宅の抑制の呼びかけ、交通情報、被害状況等の情報提供を行う。

市民班は、帰宅困難者の情報を本部に報告するとともに、必要に応じて市内の学校、企業等へ生徒、従業員、利用客等の一斉帰宅を抑制するため、施設内での一時待機を要請する。

### 第2 帰宅活動への支援

市民班は、帰宅活動を支援するために、駅等で飲料水・食料・地図の配布などを可能な限り行う。

また、県を通じて、災害協定に基づく災害時帰宅支援ステーション（ガソリンスタンド、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン等）でのトイレの利用及び一時休憩所の提供開始を要請する。

なお、県が市内に代替輸送の発着所を設置した場合は、医療対策班と連携して救護所等の設置に努める。

### 第3 一時滞在施設の提供

市民班は、必要に応じて一時滞在施設を開設し、食料、飲料水、毛布等を配付する。また、利用者に対し、定期的に交通機関等の情報を提供する。

なお、一時滞在施設を開設した場合は、その利用状況等を本部に報告する。

その他、状況に応じて災害協定を締結する宿泊施設を一時滞在施設として確保する。

#### ■一時滞在施設予定箇所

①市民会館

②産業文化センター

③リサイクルプラザ

## 第14節 遺体の取扱い

〔方針・目標〕

- 速やかに遺体安置所を設置し、警察、医師会等との連携により遺体の検視（見分）、検案を行い、検視、検案を終えた遺体を安置する。

項 目	担 当
第1 行方不明者の搜索	市民班、埼玉県南西部消防局、朝霞市消防団、朝霞警察署、自衛隊
第2 遺体の処理・収容	市民班、朝霞警察署、朝霞地区医師会、朝霞地区歯科医師会
第3 遺体の埋火葬	市民班

### 第1 行方不明者の搜索

【資料編】 9－9 要搜索者名簿

#### 1 行方不明者の搜索

本部長は、消防・警察・自衛隊等の関係機関の協力により搜索チームを編成し、警察又は市民班より入手する要搜索者名簿に基づき搜索活動を行う。行方不明者を発見し、すでに死亡していると認められるときは、警察署に連絡し警察官の検視（見分）を受ける。

#### 2 行方不明者情報の収集

市民班は、臨時相談窓口（市役所）で行方不明者等の問い合わせに対応し、避難所・被災現場等での情報とともに要搜索者名簿を作成する。要搜索者名簿は、朝霞警察署、消防局に提出し密接に連携をとる。

### 第2 遺体の処理・収容

【資料編】 9－10 遺体処理票

9－11 遺留品処理票

#### 1 遺体の収容

遺体の収容は、搜索チームにより行う。収容した遺体は、遺体安置所に搬送する。

#### 2 遺体の安置所の設置

市民班は、遺体の検視、検案等の遺体の処理、安置を行うため、朝霞市斎場に遺体安置所を開設する。

#### 3 遺体の処理

##### (1) 遺体の検視（見分）

警察署は、朝霞地区医師会等の協力のもと、死体取扱規則（国家公安委員会規則4号）等に基づき遺体の検視（見分）、検案を行う。検視（見分）、検案を終えた遺体は、市民班が朝霞市斎場に搬送する。

**(2) 遺体の処理**

市民班は、朝霞地区医師会等に対し、遺体の検案、洗浄、縫合消毒等の処理を要請する。災害救助法が適用された場合には、県の協定に基づき日赤救護班が行う。

**(3) 身元の確認**

警察署は、遺体の身元確認を行う。身元不明の遺体は、所持品、着衣、人相、特徴等撮影、記録など身元確認を容易にする措置をとり、市長に引き継ぐ。

市民班は、警察から身元不明の遺体の引き継ぎを受けた場合、資料をもとに、身元不明者の問い合わせに対応する。

**4 遺体の安置****(1) 納棺用品等の調達**

市民班は、葬儀業者にドライアイス、納棺用品等の供給及び遺体の納棺等を要請する。

**(2) 遺体の安置**

市民班は、遺体を安置し、一時保存、遺留品等の整理を行う。身元が判明した遺体は遺族に引き渡す。

**(3) 漂着遺体等の取扱い**

市民班は、漂着遺体等を次のように処理する。

- ① 遺体の身元が判明している場合は、その遺族又は被災地の市区町村長に引き渡す。
- ② 遺体の身元が判明しない場合は、市が行旅病人及び行旅死亡人取扱法の規定により処理する。ただし、災害救助法が適用された市区町村から漂着したものであると推定される場合は、被災地の市区町村に引き渡す。

なお、遺品の保管、遺体の撮影記録を保存する。

**第3 遺体の埋火葬****1 遺体の埋火葬****(1) 埋火葬の受付**

市民班は、市役所・支所・出張所等で埋火葬許可証を発行する。

**(2) 埋火葬の実施**

市民班は、近隣の火葬場を確保し、遺体を火葬する。遺体が多数のため、処理できないときは、近隣の火葬場又は協定締結市に火葬を依頼する。また、遺族では遺体の搬送が困難なときは、葬儀業者等に協力を要請する。

**(3) 埋火葬の調整・あっせん**

身元が判明している遺体の埋・火葬は、原則として、その遺族・親戚縁者が行うものとするが、火葬場の損傷、葬儀業者の被災、柩やドライアイス等の不足等から埋・火葬が行えないと認める場合、市民班は業者や火葬場等の調整及びあっせんを行う。

## 2 遺骨の保存

市民班は、引き取り手のない遺骨等を遺留品とともに保管する。引き取り手がないときは、福祉班に引き渡し、納骨堂等に保管する。

遺族等から遺骨、遺留品の引き取り希望のあるときは、遺体及び遺留品処理票により整理の上、引き渡す。

なお、外国人の埋葬を行うときは、風俗、習慣、宗教等に配慮する。

## 第15節 環境衛生

### 〔方針・目標〕

- 断水した地区には、仮設トイレを速やかに設置する。
- ペットは、飼養者が自己責任で保護するとともに、同行避難することも予想される。このため、発災後24時間以内に避難者間の合意形成のもと、避難所等を利用した飼育スペースの確保が図れるよう支援する。

項目	担当
第1 廃棄物処理計画	市民班、環境班
第2 防疫活動	市民班、環境班、医療対策班、朝霞保健所、朝霞地区医師会
第3 食品衛生対策	朝霞保健所
第4 公害対策	環境班
第5 動物対策	市民班、環境班

### 第1 廃棄物処理計画

#### 【資料編】1-4 清掃・し尿処理施設一覧

市は、朝霞市災害廃棄物処理計画に基づいて災害廃棄物処理実行計画を策定する。また、実行計画に基づいて進捗管理を行い、災害廃棄物の処理を適切に実施する。

#### 1 し尿の処理

##### (1) 仮設トイレの設置

環境班は、水道が断水した場合、避難者数等に応じて、仮設トイレを避難所、公園等に設置する。市備蓄分及び市内業者等からの調達で不足する場合は、県に対し支援を要請する。仮設トイレの設置基数は、50人に1基を基本とし、障害のある人等への配慮を行う。

また、断水等により自宅トイレが使用不能な場合は、ポータブルトイレの活用を図る。

##### (2) し尿の収集・処理

環境班は、仮設トイレ等のし尿の収集・処理計画を作成し、許可業者等に収集を要請する。し尿収集・処理が困難な場合は、県や隣接市等に応援を要請する。

なお、仮設トイレの清掃及び消毒は、市が資機材、薬剤を提供し、使用者が行うこととする。

#### 2 生活ごみの処理

##### (1) 収集・処理の実施

環境班は、道路の被災、避難所の開設及び収集車の配車等の状況から収集計画を立案し、ごみの収集、処理を行う。

なお、家財の浸水等により発生する水害廃棄物は、次の表により発生量を推計する。

##### ■水害廃棄物の発生量のめやす

項目	数量	項目	数量
全壊	12.9 t/世帯	一部損壊	2.5 t/世帯
大規模半壊	9.7 t/世帯	床上浸水	4.6 t/世帯
半壊	6.5 t/世帯	床下浸水	0.6 t/世帯

(平山・河田、2005「水害時の行政対応における災害廃棄物発生量に関する研究」より)

## (2) 収集の広報

環境班は、災害広報紙等を通じて、ごみの分別などのごみ捨てのルールを守るよう市民に協力を呼びかける。

また、市民班を通じ、避難所自主運営組織へ、避難所におけるごみ捨てルールの徹底を依頼する。

## (3) ごみ処理施設の確保

環境班は、市自らの処理機能を超えるごみが排出された場合は、県、近隣市及び民間の廃棄物処理業者等の協力を得て、仮置場や処理施設の確保を図る。

# 3 がれきの処理

## (1) がれき収集・処理計画の作成

環境班は、県等と連携し災害により生じたがれき等の災害廃棄物の量を推計し、必要な運搬・集積・処理体制を検討し「がれき収集・処理計画」を作成する。

## (2) がれきの収集及び処理

環境班は、がれきのうち危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集する。

がれきが大量に発生した場合は、被災地に近い公有地の仮置場を設置する。収集運搬は、原則的に市及び委託業者が行う。

なお、がれきは破砕・分別等を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図るものとする。

# 4 不法投棄の監視

環境班は、廃棄物を空地や河川敷等に不法投棄しないように監視をするとともに、災害広報紙を通じて、不法投棄の防止や適正な処理方法について周知する。

# 5 環境汚染が懸念される廃棄物の処理

環境班は、有害物質を含む廃棄物の飛散防止対策や有害物質取扱い事業所からの混入を防止し、適正に処置する。

---

## 第2 防疫活動

---

### 1 防疫業務

県は、発病状況を調査し、感染症患者の早期発見に努め検体採取を行う。

また、感染症患者からの二次感染予防のための保菌検索を行うとともに、感染経路の調査のため、被災地区の井戸の水質検査等を行う。

さらに、被災地区の医療機関の状況を把握し、収容計画を樹立するとともに、患者発生に際しては、市及び収容施設と連絡調整を行い、迅速に患者収容を行う。

### 2 感染症患者への措置

医療対策班、環境班は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下「感染症法」という。）に規定する一類～三類感染症が発生した場合、又は四類感染症等の発生動向に通常とは異なる動向が認められる場合は、県の行う必要な措置について協力するとともに、県の指示により消毒の実施及び害虫の駆除を行う。

## ■感染症患者等への措置

- |                  |                   |
|------------------|-------------------|
| ① 発生状況、動向及び原因の調査 | ② 健康診断            |
| ③ 就業制限           | ④ 感染症指定医療機関への入院勧告 |
| ⑤ 消毒等            |                   |

**3 消毒等の実施**

環境班は、朝霞地区医師会・関係業者等と協力して、災害により感染症が発生し、又は発生のおそれのある地域に消毒及び害虫駆除の実施を行う。また、住民組織を通じて薬品を配布する。防疫用資機材・薬剤は、市内の応援協力協定締結業者等から調達する。

**4 避難所における衛生管理****(1) 衛生指導**

市民班は、避難所運営組織、ボランティア等と協力して、避難所の衛生管理を行うよう指導する。

また、石けん、消毒薬品等の衛生物資が不足とならないよう調達し、避難所に配布する。

**(2) 食中毒等の予防**

市民班、医療対策班は、食中毒の予防のため、避難所では食料の管理、炊事場の清掃、炊き出し時の衛生管理を徹底するよう避難者に指導する。

また、食料供給業者に対しても、食中毒の予防を要請する。

**第3 食品衛生対策**

朝霞保健所長は、県から派遣された食品衛生監視班又は必要に応じて独自で編成した食品衛生監視班を指揮し、次のような食品衛生監視活動を行う。

- ① 救護食品の監視指導及び試験検査
- ② 飲料水の簡易検査
- ③ その他食品に起因する被害発生の防止

**第4 公害対策**

環境班は、工場、事業所等から有害物質が漏出し、周辺住民に影響のある場合は、注意喚起や避難等の措置を行う。

**第5 動物対策****1 放浪動物への対応**

環境班は、県、獣医師会及び動物関係団体等により構成される県動物救援本部等と連携して、飼い主の被災により遺棄又は逃げ出したペット等を保護する。

「動物の愛護及び管理に関する法律」に規定する特定動物（危険動物）が逸走した場合は、動物園及び警察の協力を得て収容、管理するよう県に要請する。

## 2 ペットへの対応

### (1) ペットの避難等

環境班は、飼い主の自己責任においてペットを避難させることを広報するとともに、避難所においては飼い主とともに避難した動物の飼養に関して適切な指導を行う等、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。また、その他の避難者の合意を得て、避難者の生活スペースから離れたスペース等を利用して飼育スペースを確保できるよう支援する。

さらに、獣医師会と連携してペット相談窓口を開設し、被災ペットの飼育相談、保護・救護等を行う。

### (2) 県動物救援本部との連携

環境班は、県動物救援本部に、避難所のペット飼育状況を報告、必要に応じて動物保護施設へのペットの一時預かり、必要な資機材や獣医師等の派遣等を要請する。

また、県の動物保護施設等が設置される場合は、市有施設や必要な資機材等の提供、確保に協力する。

その他、県動物救援本部に対し、所有者不明動物の所有者探しや情報提供、負傷動物の治療と保護収容、動物に関する相談等の対応を必要に応じて要請する。

## 3 家畜等への対応

市民班は、家畜及び畜産施設等の被害状況を速やかにまとめて県家畜保健衛生所に報告し、家畜の防疫及び飼料等の確保、病畜及び死亡獣畜等の処理等、衛生の確保に協力する。



## 第16節 公共施設等の応急対策

### 〔方針・目標〕

- 水道施設は発災後2日以内に配水管、給水管の破損による漏水箇所の止水、また、1週間以内に配水管、給水管の応急復旧を行い、2週間以内に復旧ができるよう作業を行う。
- 下水道施設は、発災後に汚水管渠を優先して被害調査を行い、1週間内に応急復旧計画を作成して下水道（汚水）の使用が可能となるよう応急復旧を行う。その後、雨水管渠の復旧を行う。
- ライフライン事業者、公共交通機関等と復旧状況等を共有する。

項目	担当
第1 公共建築物	管財班、建設活動班、公共建築物等を管理する班
第2 ライフライン	上下水道班、東京電力パワーグリッド株式会社、東京ガス株式会社、大東ガス株式会社、東日本電信電話株式会社
第3 交通施設	建設活動班、東武鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、朝霞県土整備事務所
第4 その他の施設	市民班、医療対策班

### 第1 公共建築物

公共建築物の管理者は、所管施設の被災状況の把握を行い、二次災害の防止措置を行う。

管財班は、公共建築物の管理者と連携して被災状況をまとめ、建設活動班は、避難所等の重要施設から地盤の危険度判定を行い、本部班へ報告する。

### 第2 ライフライン

#### 1 電気施設応急対策

東京電力パワーグリッド株式会社志木支社は、風水害による電力施設の被害の軽減及び被害の早期復旧を図り、電力供給の使命を果たすとともに電気事故の防止を徹底する。

##### (1) 非常態勢の組織

災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合には、災害対策支部を設置し、被害情報の収集、設備被害の防止並びに設備復旧に努め、電力供給確保に対処する。

##### (2) 市災害対策本部との連絡

市災害対策本部は、停電時、災害発生時等の非常時には、東京電力パワーグリッド株式会社と情報の交換を行い、復旧状況や広報・復旧要請等の連絡を相互に行う。

##### (3) 災害時における広報

###### ① 広報活動

災害の発生が予想される場合、または発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況および復旧状況についての広報を行う。

また、公衆感電事故、電気火災を防止するため下記の広報活動を行う。

- 無断昇柱、無断工事をしないこと。
- 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等設備の異常を発見した場合は、速やかに当社事業所に通報すること。
- 断線、垂下している電線には絶対にさわらないこと。
- 浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこと。

- ・屋外に避難するときは安全器またはブレーカーを必ず切ること。
- ・電気器具を再使用する時は、ガス漏れや器具の安全を確認すること。
- ・その他事故防止のため留意すべき事項

② 広報の方法

広報については、テレビ、ラジオ、新聞、ウェブ、SNS及びインターネット等を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

**(4) 災害時における復旧資材の確保**

① 調達

支部長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、次のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

- ・現地調達
- ・本（支）部相互の流用
- ・他電力会社等からの融通

② 輸送

災害対策用の資機材の輸送は、原則としてあらかじめ契約をしている取引先の車両、舟艇、ヘリコプター、その他調達可能な運搬手段により行う。

③ 復旧資材置場等の確保

災害時において、復旧資材置場および仮設用用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体の災害対策本部に依頼して、迅速な確保を図る。

**(5) 災害時における危険予防措置**

電力需要の実態に鑑み、災害時においても原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、支部長は送電停止等適切な危険予防措置を講じる。

**(6) 災害時における応急工事**

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連ならびに情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速・適切に実施する。

**(7) 災害復旧に関する事項**

① 復旧計画

支部は、各設備の被害状況を把握し、次に掲げる各号の項目を明らかにした復旧計画をたてる。

- ・復旧応援要員の必要の有無
- ・復旧要員の配置状況
- ・復旧資材の調達
- ・電力系統の復旧方法
- ・復旧作業の日程
- ・仮復旧の完了見込
- ・宿泊施設、食糧等の手配
- ・その他必要な対策

② 復旧準備

復旧計画の策定および実施にあたっては、次に定める各設備の復旧順位によることを原則とするが、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧を行う。

送電設備	1. 全回線送電不能の主要線路 2. 全回線送電不能のその他の線路 3. 一部回線送電不能の主要線路 4. 一部回線送電不能のその他の線路
変電設備	1. 主要幹線の復旧に関する送電用変電所 2. 重要施設に配電する中間・配電用変電所 (この場合重要施設とは、配電設備に記載されている施設を言う。)
配電設備	1. 病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設への供給回線 2. その他の回線

## 2 都市ガス施設応急対策

東京ガス株式会社、大東ガス株式会社は、ガス施設の被災による二次災害の防止及び速やかな応急復旧によって社会公共施設としての機能を維持する。

### (1) ガス施設応急対策

#### ① 情報の収集・報告

災害が発生した場合は、次に掲げる各情報を巡回点検、出社途上の調査等により迅速・的確に把握する。

- ア 災害情報（気象情報により観測した情報）
- イ 被害情報（一般情報・地方自治体・官公庁・報道機関・お客様等の情報）
- ウ その他災害に関する情報（ガス施設等の被害及び復旧に関する情報）

#### ② 情報の集約

被害推定を行い、被害の全体像の把握に努める。

#### ③ 広報活動

テレビ・ラジオ・インターネット・新聞等の報道機関を通じて行うほか、必要に応じて連携を図る。

- ア 対策要員の確保
- イ 他事業者等との協力（協力会社・日本ガス協会・他ガス事業者）
- ウ 危険予防措置（避難区域の設定・火気使用禁止等）
- エ 地震発生時の供給停止
- オ 応急工事
- カ その他必要な対策

### (2) 発災時のエネルギー供給機能の確保

都市ガス事業者は、災害時におけるガス供給の確保のため、移動式ガス発生設備等を用いて、被災した社会的重要度の高い施設（病院・福祉施設等）への優先的な供給に努める。

市は、避難所等でLPガスやLPガス機器を代替エネルギーとして使用する場合は、災害協定を締結する県LPガス協会に協力を要請する。

### (3) ガス施設復旧対策

#### ① 復旧計画の策定

救急病院、ゴミ焼却場、老人ホーム等の社会的な重要度の高い施設については、移動式ガス発生設備による臨時供給も含めて、優先的に復旧するように計画立案する。

#### ② 復旧作業（製造設備・供給設備）

復旧作業は、二次災害の発生防止に万全を期しつつ行う。

③ 復旧活動資機材の確保

ア 調達

各班長・各支部長は、予備品・貯蔵品等の復旧用資機材の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は、次のような方法により速やかに確保する。

- ・取引先、メーカー等からの調達
- ・被災していない他地域からの流用
- ・他ガス事業者等からの融通

イ 復旧用資機材置場等の確保

災害復旧は、復旧用資機材置場及び前進基地が必要となるため、あらかじめ調査した用地等の利用を検討する。また、この確保が困難な場合は、市災害対策本部に依頼して、迅速な確保を図る。

**3 上水道施設応急対策**

**(1) 作業体制の確保**

上水道施設に災害が生じた場合、上下水道班は、直ちに復旧作業に着手し、早期に完了するよう努める。

なお、資材、技術者等が不足する場合は、日本水道協会埼玉県支部災害対策要綱に基づく相互応援計画により、埼玉県支部長や災害応援協定締結先に要請し早期復旧に努める。

**(2) 応急復旧作業の実施**

上下水道班は、被害状況を調査し、復旧計画を作成し、応急復旧作業を実施する。復旧作業は、朝霞市指定給水装置工事事業者等に協力を要請する。また、作業は、原則として浄水場に近い配水管から行うものとするが、作業の難易及び復旧資機材の調達状況を考慮し、緊急度に応じて実施する。なお、医療施設、避難所、福祉施設、老人施設等については、優先的に作業を行うものとする。

**(3) 応急復旧資機材の確保**

上下水道班は、朝霞市指定給水装置工事事業者等に資機材の確保を要請する。市で応急復旧資機材が不足する場合は、県等に対し調達を要請する。

**(4) 市民への広報**

上下水道班は、断水の状況、応急復旧の見通し等について、市民への広報を実施するよう本部班へ依頼する。

**4 下水道施設応急対策**

**(1) 作業体制の確保**

上下水道班は、速やかに被害状況を把握して作業体制を確立する。また、広域的な範囲で被害が発生し、上下水道班のみでは作業が困難な場合は、県及び県外の自治体、災害応援協定締結先等に対し協力を要請する。

**(2) 応急復旧作業の実施**

上下水道班は、次のとおり応急復旧作業を実施する。

① 下水管渠

管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、ポンプによる下水の送水、仮水路、仮管渠の設置等を行い排水機能の回復に努める。

## ② ポンプ場

停電のため、ポンプ施設の機能が停止した場合は、自家発電により運転を行い、機能停止による排水不能が生じない措置をとる。

## (3) 市民への広報

上下水道班は、被害状況、応急復旧の見通し等について、市民への広報を実施するよう財務・情報班へ依頼する。

## 5 電気通信設備応急対策

災害等により電気通信設備に被害の発生、又は発生するおそれのある場合において、東日本電信電話株式会社埼玉事業部が実施する応急対策は次のとおりである。

## (1) 応急対策

## ① 災害時の活動体制

## ア 災害対策本部の設置

災害が発生、又は発生するおそれのある場合、災害の迅速かつ適切な復旧を図るため、社内規定により、埼玉事業部に災害対策本部を設置し対応する。

## イ 情報連絡

災害が発生、又は発生するおそれのある場合、市対策本部、その他各関連機関と密接な連絡をとると共に、気象情報・報道機関等の情報等に留意し、被害の状況、その他各種情報の把握に努める。

## ② 応急措置

電気通信設備に被害が発生した場合は、次の各号の応急措置を講ずる。

## ア 重要回線の確保

行政や災害救助活動等を担当する機関の通信を確保するため、応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置を講ずる。

## イ 特設公衆電話の設置

災害救助法が適用された場合等には、避難所等に罹災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

## ウ 通信の利用制限

通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保する必要がある時は、利用制限等の措置を行う。

## エ 災害用伝言ダイヤル等の提供

地震等の災害発生により著しく通信のふくそうが発生した場合には、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル等を速やかに提供する。

## ③ 応急復旧対策

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。

ア 被災した電気通信設備の復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。

イ 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係ない工事に優先して、復旧工事に要する要員・資材及び輸送の手当てを行う。

ウ 復旧にあたっては、行政機関、ライフライン事業者と連携し、早期復旧に努める。

## ④ 災害時の広報

ア 災害の発生、又は発生するおそれのある場合において、通信の疎通及び利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧状況の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

イ テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じて広報車による巡回広報及びホームページ等により、直接当該被災地へ周知する。

ウ 災害用伝言ダイヤル等を提供した場合、交換機よりのふくそうトーキ案内、避難所等での利用案内を実施するほか、必要に応じて報道機関、自治体との協力体制により、テレビ・ラジオ等で利用案内を実施する。

## (2) 復旧対策

### ① 復旧要員計画

ア 被災地の支店等要員のみでは短時間による復旧が困難な場合は、他支店等から応援措置を講ずる。

イ 被害が甚大で社内措置のみでは復旧が困難な場合は、社外復旧要員の措置を講ずる。

### ② 移動無線機、衛星車載局及び移動電源設備等の発動

### ③ 被災状況の把握

早期復旧に対処するため、電気通信設備の被災状況を迅速に把握するため、直通連絡回線、携帯無線等の利用のほかバイク隊等による情報収集活動等を行う。

### ④ 通信のふくそう対策

通信回線の被災等により通信がふくそうする場合は、臨時通信回線設定の考慮及び対地別の規制等の措置を講ずる。

### ⑤ 復旧工事は応急対策に引き続き、災害対策本部の指揮により実施する。

## 第3 交通施設

### 1 鉄道施設

東日本旅客鉄道株式会社及び東武鉄道株式会社は、気象状況等により、運行に危険が及ぶ可能性があるときは、所掌の業務計画、規準に基づいて、点検、運転規則、避難誘導等の措置を行う。

### 2 道路施設

道路管理者（建設活動班、朝霞県土整備事務所）は、所管の道路、橋梁について被害状況を把握し、道路交通の確保を図る。

#### (1) 被災状況の把握

災害が発生した場合は、所管道路を点検、調査し、道路及び占用物件の状況を把握する。

#### (2) 応急対策

路肩の崩壊、がけ崩れ、倒壊物等により通行に支障がある場合には、建設業者等に出動を依頼して障害物の除去を行い、迅速に通行可能にする。

また、危険箇所には道路標識や警戒要員を配置するなどの措置をとる。なお、道路上の障害物の除去は、緊急輸送等に必要な路線を優先して行う。

#### (3) 復旧対策

被災調査結果を整理検討のうえ、道路管理者及び占用者と協議し、応急復旧の方針を決定し、応急復旧を行う。

## 第4 その他の施設

### 1 不特定の人が利用する公共施設

不特定の人が利用する公共施設の管理者は、気象情報等を収集し、利用者の避難等、安全を確保する。また、災害が発生した場合は、所管施設の被災状況を調査し、二次災害の防止等の応急措置を行う。また、施設ごとに再開計画を策定し、早急に再開する。

### 2 畜産施設等

市民班は、家畜及び畜産施設等の被害状況を県中央家畜保健衛生所に報告する。

### 3 医療施設

医療施設の管理者は、あらかじめ策定した計画に基づき、患者の生命保護を最重点に対応する。各施設の責任者は通信手段の確保に努めるとともに、状況に応じて必要な措置をとり万全を期する。

医療対策班は、市内の医療施設の状況を把握する。

## 第17節 応急住宅対策

〔方針・目標〕

- 被害が広範囲に見込まれるときは、各班から招集して編制した職員により、住家の被災調査の要否、各種支援制度の案内、インフラの被害等を現地聴取する。
- 住家の被災調査は、一次調査5日間、二次調査15日間を目標とする体制とし、調査後は速やかに罹災証明の発行を行うような体制とする。
- 応急仮設住宅は、発災後1ヶ月以内の入居を目指して、県と連携して用地の確保、建設及び賃貸住宅の確保等を行う。
- 住宅の解体撤去は、建物の所有者が行うことを原則とし、市は、施工業者の紹介、がれきの処理等の支援を行う。2ヶ月までに解体作業、がれき類の撤去及び搬出を終了する。また、災害救助法に基づき、市は障害物の除去、応急修理を行う。

項 目	担 当
第1 住家の被災調査・罹災証明書等の発行	調査班、市民班
第2 被災住宅の応急修理	建設活動班
第3 応急仮設住宅の建設等	管財班、建設活動班
第4 住宅関係障害物の除去	建設活動班
第5 宅地の危険度判定	建設活動班
第6 住宅の解体	環境班、建設活動班
第7 被災者住宅相談	市民班、建設活動班

### 第1 住家の被災調査・罹災証明書等の発行

- 【資料編】 3-1 被害の判定基準  
 9-12 罹災証明申請書・罹災証明書  
 9-13 り災届出証明願及びり災届出証明書

#### 1 住家の被災調査

調査班は、被害住家の調査を行い、被害程度の認定を行う。認定の基準は、内閣府の「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」による。調査要員が不足する場合は、県、近隣市等に応援を要請する。

調査は、状況に応じて航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど適切な手法により実施する。

#### ■住家被害の程度と基準

被害程度	損壊割合※ <sup>1</sup>	損害割合※ <sup>2</sup>
全 壊	70%以上	50%以上
大規模半壊	50%以上70%未満	40%以上50%未満
中規模半壊	30%以上50%未満	30%以上40%未満
半 壊	20%以上30%未満	20%以上30%未満
準半壊	10%以上20%未満	10%以上20%未満
準半壊に至らない（一部損壊）	10%未満	10%未満

※1 損壊割合：住家の損壊、焼失又は流失した部分の延床面積に占める割合

※2 損害割合：住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める割合  
 （地震、水害、風害の場合は、原則として「※2 損害割合」により判定する。）

市民班は、上記に掲げる住家の損壊及び火災以外の非住家の被害調査を行う。



## 2 罹災証明書等の発行

調査班は、被災者からの住家に対する「罹災証明書」発行申請に対し、調査結果から作成した「罹災台帳」により発行する。また、住家の付帯物及び家財については、被害の事実ではなく届出があったことを証明する「り災届出証明書」を必要に応じて発行する。

市民班は、上記以外の、非住家等の被害については、被害の事実ではなく届出があったことを証明する「り災届出証明書」を必要に応じて発行する。

## 第2 被災住宅等の応急修理

### 1 応急修理の実施

災害救助法が適用された場合、災害により住宅が被災した者を修理対象者とし、被害の拡大を防止するための緊急修理又は日常生活に不可欠の部分について必要最小限の修理を行う。

#### (1) 需要の把握

建設活動班は、相談窓口にて、住宅の応急修理の申し込みを受付ける。住宅の応急修理の対象者は、次のすべての条件に該当する者である。

修理の種類	対象者
住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	○ 災害のため住家が半壊（焼）またはこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者 ※大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊が対象（全壊は修理することで居住することが可能な場合。）。
日常生活に必要な最小限度の部分の修理	○ 住家が半壊（焼）もしくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 ○ 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者 ※大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊が対象（全壊は修理することで居住することが可能な場合。）。

#### (2) 応急修理の実施

建設活動班は、応急修理支援制度の実施要領を作成し、被災者に周知する。また、相談窓口等において応急修理の申し込みを受付け、指定業者名簿に登録された業者のあっせん等を行う。

なお、資材の調達や施工業者の決定は、関係機関と綿密に連携し、迅速に行う。

## 2 被災者が行う応急修繕工事等への支援

### (1) 建築確認等の制限の緩和

建設活動班は、必要に応じて、建築基準法に基づき、被災区域等における建築物の応急修繕工事等を行うものについての法定基準や建築確認等の制限を緩和することにより、応急仮設住宅建設・応急修理等の支援を行う。

### (2) 建築確認申請手数料の減免等

被災者が、災害により住宅等を滅失又は破損したとき、これを建築又は大規模の修繕をする場合は、建設活動班は、建築確認申請手数料等を免除又は減免する。

### (3) 災害復旧用材の供給

建設活動班は、被災者の救助、災害の復旧及び木材受給の安定のため、県・国等に対し調達・供給支援を要請する。

### 第3 応急仮設住宅の建設等

#### 1 応急仮設住宅

災害救助法が適用された場合、県は応急仮設住宅を建設する。権限を委任された場合は市が行う。

##### (1) 需要の把握

建設活動班は、災害後に被害調査の結果から仮設住宅の必要な概数を把握し、県に報告する。また、災害相談窓口又は避難所にて、仮設住宅入居の申し込みを受付ける。

応急仮設住宅への入居対象者は、罹災証明の発行を受けているなど、次の条件に該当する者である。これ以外の者への適用については、県との協議により決定する。

##### ■応急仮設住宅への入居対象者

次のすべての条件に該当する被災者

- ① 住宅が全焼、全壊又は流失した被災者
- ② 居住する住家がない被災者
- ③ 自らの資力をもってして、住宅を確保できない被災者

##### (2) 建設用地の確保

管財班は、仮設住宅の建設地としてライフライン、交通、教育等の利便性を考慮して、原則として公有地を優先して選定する。なお、候補施設をあらかじめ選定しておく。

ただし、やむを得ず私有地を使用する場合は所有者と市の間に賃貸契約を締結するものとし、その場合は飲料水が得やすく保健衛生上適当な場所とする。

##### (3) 仮設住宅の建設

管財班は、県の定める応急仮設住宅設置要領等に基づいて、仮設住宅を建設する。

なお、気象条件や要配慮者に配慮して、冷暖房設備の設置、段差の排除等に配慮する。また、応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置する。また、移動式宿泊施設の災害協定を締結する団体に、仮設住宅としての利用について協力を要請する。

##### (4) 入居者の選定

建設活動班は、入居者の選定にあたり、福祉班、民生委員・児童委員等による選考委員会を設置して決定する。

なお、入居に際しては、それまでの地域的な結びつきや近隣の状況、要配慮者及びペットの飼養状況に対する配慮を行い、コミュニティの形成にも考慮する。

##### (5) その他の措置

要配慮者への措置として、社会福祉施設等を福祉仮設住宅として利用することができる。

##### (6) 維持管理

建設活動班は、市営住宅に準じて応急仮設住宅の維持管理を行う。

#### 2 既存住宅の活用

応急仮設住宅の確保が困難な場合等は、既存住宅の活用を図る。なお、入居者の基準等は、応急仮設住宅に準ずる。

##### (1) 公営住宅の確保

建設活動班は、住宅を失った被災者に対して、市営住宅の空き部屋を確保・提供するほか、必要に応じて、県営住宅、他の自治体公営住宅、都市再生機構・公社等住宅の空き部屋の情報を収

集し、被災者に提供する。なお、災害救助法が適用された場合は、県に対して、県営住宅等の空き部屋の提供を要請する。

## (2) 民間賃貸住宅の確保

建設活動班は、県に対し民間賃貸住宅の一時借り上げ又はあっせんによる提供を要請する。

## 第4 住宅関係障害物の除去

### 1 対象者

建設活動班は、日常生活に欠くことのできない場所（居室、炊事場、便所等）に堆積した土砂、立木などで日常生活に著しい支障を及ぼす障害物を除去する。

住宅関係の障害物除去の対象者は、次のとおりである。

- ① 障害物のため、当面の日常生活が営み得ない状態にあるもの。
- ② 障害物が日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれたもの。
- ③ 自らの資力をもってしては、障害物の除去ができないもの。
- ④ 住家が半壊又は床上浸水したものであること。
- ⑤ 原則として、当該災害により直接被害を受けたもの。

### 2 除去の実施

建設活動班は、市所有の資機材又は建設業協会等に応援を要請して障害物を除去する。労力又は機械力が不足する場合は、県土整備事務所に要請し、隣接市からの派遣を求める。

なお、他の所有者の敷地内で作業を行う必要があるときは、可能な限り所有者の同意を得る。除去した障害物は、環境班と連携し一時集積場所等に集積し、廃棄すべきものと保管すべきものとを明確に区分する。

## 第5 宅地の危険度判定

【資料編】 3-7 埼玉県被災宅地危険度判定実施要綱

建設活動班は、被災した宅地の二次災害を防止し、住民の安全を図るために宅地の被災状況に応じて宅地の危険度判定を行う。

建設活動班は、県等を通じて宅地判定士の確保を要請して実施する。宅地の判定結果はステッカー等で表示する。

また、施設等に著しい被害を生じるおそれのある場合は、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、必要に応じ、適切な避難対策、被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

## 第6 住宅の解体

被災家屋の解体は、原則として家屋所有者の責任において、被災者生活再建支援金等を活用して実施する。

ただし、災害等廃棄物処理事業が適用される場合は解体家屋の運搬及び処分を市が実施し、さらに、大規模な災害等により被災家屋の解体について国の事業が適用される場合は、家屋の解体についても市が実施する。

### 1 解体の広報・受付

災害等廃棄物処理事業等が適用され、市が被災家屋の解体、処分を行うことを決定した場合は、国及び県の処理方針に従って適切な処理を推進する。

建設活動班は、対象家屋や申請方法等を広報し、申請窓口を設置する。申請窓口では、申請の受付、解体・運搬業者の紹介、手続きの説明等を行う。

### 2 解体・運搬の調整等

建設活動班は、環境班と連携し、家屋の解体によるアスベストの飛散防止措置の指導、撤去しがれきの仮置き場や受入時期等の調整を行う。

---

## 第7 被災者住宅相談

---

建設活動班は、市民班と連携して災害相談窓口に住宅相談窓口を開設し、次の相談項目に対応する相談員を配置する。

- |             |               |             |
|-------------|---------------|-------------|
| ① 被災調査、罹災証明 | ② 被災住宅の応急復旧   | ③ 被災住宅の応急修理 |
| ④ 住宅の解体等    | ⑤ 応急仮設住宅への入居等 |             |

## 第18節 文教対策・応急保育対策

### 〔方針・目標〕

- 学校及び幼稚園は、児童・生徒・園児等の安全を確保する。また、発災後は、避難所の運営等の災害対応に協力するとともに、速やかに授業等の再開ができるように努める。
- 保育園は、発災直後に園児の安全を確保する。また、発災後は、速やかに保育の再開ができるように努める。
- 社会教育施設では、発災後に利用者の安全を確保するとともに、安全な帰宅を促す。
- 避難所に指定されている施設の管理者は、避難所の運営に協力する。
- 施設の管理者は、帰宅困難な場合に当該施設で一時的に保護を行う。
- 施設の管理者は、災害用伝言ダイヤル（171）等を活用して情報発信に努める。
- 学校、幼稚園及び保育園は、保護者等への情報発信を行うために情報収集に努める。なお、必要に応じて財務・情報班と協力して、市SNS等を活用して情報発信を行う。

項目	担当
第1 応急教育	教育班
第2 保育園・幼稚園等の措置	福祉班
第3 文化財の応急措置	教育班、県
第4 社会教育施設等の措置	教育班

### 第1 応急教育

#### 1 児童・生徒の安全確保

##### (1) 安全の確保

施設の責任者（校長等）は、気象情報等を収集するとともに児童・生徒の安全を確保する。また、施設設備の被害状況を把握し、児童・生徒、職員の状況を含めて教育班に報告する。

##### (2) 帰宅措置

施設の責任者は、下校途中における危険を防止するため、通学区域ごとの集団下校、教職員による引率等の措置をとる。また、児童・生徒を下校させることが危険と判断される場合は、保護者が来るまで学校にて保護する。

保護者が帰宅困難で来校できない場合は、来校できるまで、学校内の安全な場所で児童・生徒を保護する。

また、災害用伝言板等を活用して、児童・生徒の安否等を保護者へ発信する。

##### (3) 児童・生徒等の安否確認

災害が夜間・休日等に発生した場合、施設の責任者は、災害用伝言ダイヤル（171）を活用するなどして児童・生徒・教職員の安否の確認を行う。

#### 2 避難所開設への協力

避難所に指定されている施設の管理者は、体育館等のスペースを避難者收容のために供与し、避難所開設に協力する。

また、避難生活時には、避難所担当職員の役割等を協議し、可能な限り避難所の運営に協力する。

### 3 応急教育

#### (1) 休業等の措置

施設の責任者は、学校の被災状況、避難所の利用、児童・生徒等の被災状況等を教育班に報告し、休業等の措置をとる。

#### (2) 教育場所の確保

教育班は、施設の被害状況を調査し、校長と連携を取りつつ、応急教育のための場所を確保する。災害により校舎の全部又は一部の使用が困難となった場合は当該学校以外の最寄りの学校、公共施設等の場所を使用して教育を実施するよう努める。

#### (3) 応急教育の準備

教育班及び校長は、臨時の学級編成を行い、児童・生徒及び保護者に授業再開を周知する。教職員の被災により、十分な人員を確保できない場合は、県教育委員会と連携して学級編成の組み替え、近隣学校からの応援等により対処する。

#### (4) 学校給食

学校給食は、災害復旧又は社会の混乱が鎮静化するまで原則として行わない。

#### (5) 学用品の給与

災害により学用品を失った児童、生徒に対し、教科書、必要な教材、文房具、通学用品を給与する。

教育班は、施設の責任者を通じて給与の対象となる児童・生徒数を把握し、被害状況別、小・中学校別に学用品購入（配分）計画表を作成する。とりまとめにあたっては、罹災者名簿及び学籍簿と照合する。

教科書については、県が市教育委員会からの報告に基づき、教科書供給所から一括調達し、その給与の方途を講じる。必要な教材、文房具、通学用品の調達は、市が業者から一括購入し、学校ごとに分配する。

#### (6) 授業料の減免、奨学金の貸与の措置等

災害により修学が困難となった県立高校の生徒については、必要に応じ、授業料の減免、奨学金の貸与の措置が講じられる。

小・中学校等に関しても給食費の免除等県に準ずる措置の実施を検討する。

### 4 施設の応急復旧対策

教育班は、所管する学校施設の被害の程度を把握し、応急処理可能な場合は補修し、教育の実施に必要な施設・設備を確保する。校舎の全部又は大部分が被害を受け教育の実施が困難な場合は、早急に校舎の再建、仮校舎の建設の計画を立て、この具体化を図る。

## 第2 幼稚園・保育園等の措置

### 1 園児の応急措置

#### (1) 安全の確保

幼稚園及び保育園等では、気象情報等を収集するとともに園児、職員の安全を確保する。

各施設の責任者（園長等）は、施設設備の被害状況を把握し、園児、職員の状況を含めて、福祉班に報告する。

また、災害用伝言板等を活用して、園児の安否等を保護者へ発信する。

#### (2) 園児等の安否確認

各施設の責任者は、災害用伝言ダイヤル（171）を活用するなどして、園児、職員の安否確認を行うとともに、保護者の所在、安否情報の把握に努める。

### 2 応急保育

福祉班は、保育園等の被害状況を把握する。既存施設において保育の実施ができない場合、避難先の小学校などで臨時的な保育園を設け保育する。交通機関の不通、保護者の被災等で通園に支障をきたす場合は、臨時的な保育園や近隣の保育園で保育する。

また、災害に関する理由により、緊急に保育が必要な場合は、保育措置の手続を省き、一時的保育を行うよう努める。

## 第3 文化財の応急措置

教育班は、県と連携し次の応急措置を行う。

#### (1) 建造物

建造物が被災した場合は、埼玉県教育委員会等の協力を得て被害状況をとりまとめ、以下の応急措置を施し、本修理を待つ。

- ① 被害の拡大を防ぐため、応急修理を施す。
- ② 被害が大きいときは、損壊を防ぎ、覆屋などを設ける。
- ③ 被害の大小にかかわらず、防護柵等を設け、安全と現状保存を図れるようにする。

#### (2) 美術工芸品

美術工芸品の保管場所が損害を受けた場合には、管理体制及び設備の整った公共施設に一時的に保管させる措置を講ずる。

## 第4 社会教育施設等の措置

施設管理者等は、災害によって建物等に被害が発生した場合は、避難誘導措置をとり、利用者の安全の確保に努め、早期帰宅が可能なように情報を提供する。交通途絶により帰宅困難となった者には、当該施設において一時的な収容を行う。

教育班は、所管の施設が被災した場合、補強・修理等の応急措置を行う。

また、避難所、物資の集積拠点として一時使用する場合又は利用者に開放する場合には、学校施設の応急修理に準じて修理を行い、安全を確認のうえ使用する。

## 第19節 要配慮者等の安全確保対策

〔方針・目標〕

- 発災後2日目には地域の自主防災組織や民生委員児童委員等は、在宅の避難行動要支援者の安否の確認を開始する。
- 避難所や在宅での避難生活が著しく困難な方を受入れするため、災害後の状況を踏まえ福祉避難所を開設し受入れを行うなど、要配慮者のニーズと生活環境に配慮する。
- 社会福祉施設の管理者は、入所者の安全確保は入所者の安全確保を図り、12時間以内に入所・通所者の安否を発信する。市は、24時間以内に各施設の被害状況をまとめ、必要な支援等を行う。

項 目	担 当
第1 在宅要配慮者の安全確保	市民班、福祉班
第2 社会福祉施設入所者の安全確保	福祉班、各施設の管理者
第3 外国人の安全確保	財務・情報班、市民班

### 第1 在宅要配慮者の安全確保

#### 1 安否確認

福祉班は、各居宅に取り残された避難行動要支援者の安否確認を実施するための班を編成する。その際、あらかじめ作成した在宅避難行動要支援者の「名簿」、「個別避難計画」あるいは「避難行動要支援者台帳」等を活用し、民生委員児童委員や自主防災組織、避難支援等実施者等の協力を得ながら行う。

当該調査実施班及び調査協力者は、安否確認結果を地域防災拠点の通信手段等を利用して災害対策本部（福祉班）に報告する。

また、福祉班は、安否不明の避難行動要支援者を抽出し、再調査や警察署への捜索依頼等を行う。

#### 2 避難支援

介助が必要な避難行動要支援者の避難は、原則として自主防災組織等避難支援関係者が支援して安全な避難場所まで避難する。

避難支援が困難な場合は、福祉班は福祉関係団体等に協力を要請するとともに、公用車等による移送を行う。

なお、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合で、避難行動要支援者の生命、身体を保護するために特に必要がある場合は、名簿情報や個別避難計画情報を提供することに同意のない者についても必要最小限度で避難支援等関係者に提供する。

#### 3 避難所等での支援

##### (1) 情報提供

福祉班は、在宅や避難所等にいる要配慮者に対し、手話通訳者の派遣、音声情報の提供等を行うほか、FAXや文字放送テレビ等により、情報を随時提供する。

##### (2) 相談窓口の開設

福祉班は、市民班が開設した相談窓口にて、職員、福祉関係者、医師、ソーシャルワーカー等を配置し、総合的な相談に応じる。



**(3) 巡回サービスの実施**

福祉班は、民生委員・児童委員、医師、保健師、ホームヘルパーなどにより、チームを編成し、在宅、避難所、仮設住宅等で生活する要配慮者のニーズを把握し、介護、メンタルケア等の巡回サービスを実施する。

**(4) 生活支援物資の供給**

福祉班は、要配慮者の被災状況を把握し、市民班を通じて要配慮者向けの食料、飲料水、生活必需品等の備蓄物資の調達及び供給を行う。配布を行う際には、配布場所や配布時間を別に設けるなど配慮する。

**(5) 社会福祉施設等への一時入所**

福祉班は、避難所で介護等が困難な要配慮者を、可能な限り社会福祉施設等へ入所させるため、社会福祉施設等への一時受け入れを要請する。

**(6) 福祉避難所の設置**

福祉班は、避難所や在宅での避難生活が著しく困難な要配慮者のため、指定福祉避難所又は災害協定を締結する社会福祉施設等を福祉避難所として開設する。

福祉班は、要配慮者の障がいの状態や、心身の健康状態等を考慮し、福祉避難所への受け入れの優先順位を検討する。

また、福祉避難所等の施設管理者と協議し、要配慮者の状態や介助者の状況を考慮して受け入れを調整し、施設の介護職員、要配慮者の家族等の協力を得て福祉避難所へ搬送する。

**(7) DWATの要請**

福祉班は、避難所の高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児その他の要配慮者の生活機能の低下の防止等のため、必要に応じて埼玉県災害福祉支援チーム（DWAT）の派遣を県に要請する。

**第2 社会福祉施設入所者の安全確保**

【資料編】 1-8 社会福祉施設一覧

7-2 浸水想定区域内の要配慮者利用施設

**1 施設管理者の対応**

各施設の管理者は、入所者の安否を確認し、入所者の救助及び避難誘導を実施する。

また、食料、飲料水、生活必需品等の備蓄物資を入所者に配布するとともに、不足が生ずる場合は、県及び市に協力を要請する。

**2 市の対応****(1) 避難誘導及び受入先への移送の実施**

福祉班は、施設入所者の救助及び避難誘導を援助するため、近隣の社会福祉施設、自主防災組織、ボランティア団体等に協力を要請する。

**(2) 巡回サービスの実施**

福祉班は、自主防災組織、ボランティア団体等の協力を得ながら巡回班を編成し、被災した施設入所者や他の施設等に避難した入所者のニーズや状況を把握し、援助を行う。

**(3) ライフライン優先復旧**

福祉班は、社会福祉施設機能の早期回復を図るため、ライフライン事業者に対して、電気、ガス、上下水道等の優先復旧を要請する。

### 第3 外国人の安全確保

---

#### 1 安否確認

市民班は、職員や語学ボランティア等により調査実施班を編成し、外国人登録者名簿等に基づき、外国人の安否を調査する。その結果は県に報告する。

#### 2 避難誘導の実施

財務・情報班は、広報車等を活用して、外国語による要避難広報を実施し、外国人に対する速やかな避難誘導を行う。

#### 3 情報提供

財務・情報班は、ホームページ、テレビ・ラジオ等を活用して外国語による情報提供を行う。  
また、語学ボランティア等の協力を得て、災害広報紙等を作成し生活支援情報の提供を行う。

#### 4 相談窓口の開設

市民班は、災害に関する外国人の相談窓口を開設する。各相談窓口には、職員や語学ボランティア等を配置し、総合的な相談に応じる。

## 第20節 ボランティアの受入体制の確保

〔方針・目標〕

- 発災後、職員及び資機材等が揃い次第、速やかに災害ボランティアセンターを設置し、市社会福祉協議会と連携してボランティアへの対応を行う。
- 災害ボランティアセンターでは、市社会福祉協議会職員を運営スタッフとし、原則として市内のボランティア団体、NPO団体、ボランティア経験者の協力を得て活動を行う。

項目	担当
第1 ボランティアの要請・受入れ	福祉班、市社会福祉協議会
第2 ボランティアの活動	福祉班、市社会福祉協議会

### 第1 ボランティアの要請・受入れ

#### 1 ボランティア受入窓口の設置

福祉班及び市社会福祉協議会は、災害ボランティアセンターを設置し、ボランティアの受付・登録を行う。

##### ■災害ボランティアセンターにおける活動

- ① 被災者ニーズの把握
- ② ボランティアの振り分け
- ③ ボランティア活動用資機材、物資等の確保
- ④ 一般参加ボランティアの受付
- ⑤ ボランティア団体への要請
- ⑥ 災害対策本部との調整
- ⑦ 県災害ボランティアセンターへの要請
- ⑧ ボランティア保険加入手続き支援（県へのボランティア名簿の提出）

#### 2 ボランティアへの参加協力の周知

市社会福祉協議会は、各応急活動について必要とするボランティアの種類、人数を調査し、ボランティア団体に協力を要請する。

また、広報紙、インターネット等を活用して一般ボランティアの参加協力を周知する。

### 第2 ボランティアの活動

#### 1 ボランティアセンターとの連携

##### (1) ボランティアセンターとの連携

福祉班及び市社会福祉協議会は、ボランティア活動についてコーディネートを担当する職員又はボランティアコーディネーターを配置し、ボランティアセンターとの連絡調整、情報収集・提供を行う。

なお、災害救助法が適用された場合は、市が委託するボランティア活動の調整事務に必要な人件費、旅費等を国庫負担の対象経費として記録し、県に請求する。

■ボランティアの活動内容

区 分	活 動 内 容
専門ボランティア	① 医療看護（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師等） ② 福祉（手話通訳、介護士） ③ 無線（アマチュア無線技士、タクシー無線） ④ 特殊車両操作（大型重機等操作資格者） ⑤ 通訳（外国語通訳） ⑥ 消防活動（初期消火活動等、救助活動、応急手当活動） ⑦ 相談業務（弁護士、会計士、カウンセラー等） ⑧ 被災宅地の危険度判定活動（土木・建築等の技術者）
一般ボランティア	① 救援物資の整理、仕分け、配分 ② 避難所の運営補助 ③ 清掃、防疫 ④ 要配慮者等の介護、生活支援 ⑤ 広報資料の作成 ⑥ その他危険のない軽作業

2 ボランティア活動への支援

(1) ボランティア保険への加入

福祉班及び市社会福祉協議会は、ボランティア活動を行う団体等に対し、広報によってボランティア保険への加入を促進する。

また、受付したボランティアの住所、氏名、申し出日、活動予定期間を記した名簿を作成し、1ヶ月毎にとりまとめ、県へ報告する。

(2) ボランティア活動拠点等の提供

福祉班は、ボランティア活動が効率的に行われるよう、ボランティア活動の拠点や使用する資機材を提供する。

## **第2章 雪害等災害応急対策計画**

**第1節 雪害対策**

**第2節 竜巻等突風対策**

**第3節 火山噴火対策**



## 第1節 雪害対策

項目	担当
第1 災害情報の収集・伝達	本部班、財務・情報班
第2 活動体制の確立	各班
第3 応急措置	各班、埼玉県南西部消防局、朝霞警察署、朝霞県土整備事務所

### 第1 災害情報の収集・伝達

災害情報の収集・伝達は、風水害等対策計画編 第1章「第3節 災害情報の収集・伝達」に準じて行うものとし、雪害の場合は以下の点に留意するものとする。

#### 1 警報等の伝達

本部班は、大雪警報、暴風雪警報等の伝達を受けたときは、関係者に伝達する。

また、大雪特別警報、暴風雪特別警報について通知を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに防災行政無線等により住民等へ大雪への警戒を周知する。

#### 2 災害情報の収集・伝達

財務・情報班は、大雪による道路、交通、停電等の状況を各班及び関係機関から収集し、関係者に伝達する。

### 第2 活動体制の確立

#### 1 活動体制の確保

大雪警報が発表された場合、予想される積雪量や観測値を考慮し、積雪によって参集が困難となる前に必要な職員を確保できるように早めの配備体制を確保するとともに、災害対策本部の設置を判断する。

職員の動員に当たっては、一時滞在施設や指定避難所の開設を見込んで確保するとともに、職員の防寒具、宿泊、積雪により参集困難となった場合の措置等も考慮する。

その他、風水害等対策計画編 第1章「第1節 防災体制の確立」に準じ、活動体制を確保するものとする。

なお、学校、保育園、公共施設等を管理する部署及び市民等が参加する行事等を予定している部署は、休校（園）、休館、中止又は延期等の措置を早めに判断し、関係者に周知する。

#### 2 自衛隊の災害派遣要請

市長は、大雪により車両の立ち往生等への対応能力が大幅に不足し、迅速な救援・救助が必要な場合、知事に対して自衛隊の災害派遣要請を要求する。

なお、自衛隊の災害派遣要請について、風水害等対策計画編 第1章「第5節 応援派遣」に準ずる。

#### 3 広域的な支援体制の確立

本部班は、大雪により市内の除雪能力が不足する場合、県や協定団体等へ、除雪部隊や除雪機材等の応援派遣を要請する。

### 第3 応急措置

各種応急措置は、風水害等対策計画編 第1章の各節に定める内容に準じて行うものとし、大雪の場合は以下の点に留意するものとする。

#### 1 広報・問合せ対応

財務・情報班は、大雪時には次の情報を的確な手段で市民等へ速やかに提供するとともに、必要に応じて問合せ窓口を設置して対応する。

##### ■雪害情報の提供項目

種類	提供項目（内容）
注意喚起	○（警戒段階での）早期の帰宅、外出の抑制、停電への備え、雪かきの励行 ○（残雪による）凍結箇所での転倒、落雪、屋根の崩落等
生活情報	○ 学校・保育園等の休校（園）、公共施設の休館、イベントの中止・延期、ごみ収集の中止等 ○ 停電の状況（停電範囲、復旧見込み） ○ 一時滞在施設、指定避難所の開設状況（設置箇所、支援内容等）
交通情報	○ 道路交通情報（渋滞、除雪状況（除雪の箇所・優先順位）、路面凍結、通行規制（片側通行等）） ○ 公共交通情報（鉄道、路線バスの運休、臨時運行、再開等）

#### 2 避難者・帰宅困難者対策

教育班及び市民班は、大雪により自宅での生活が不安な市民等のため、必要に応じて指定避難所を開設し、自主避難者に開放するものとする。

また、鉄道や路線バスの停止、運休等によって多数の帰宅困難者が発生した場合、市民班は必要に応じて一時滞在施設を開設し、帰宅困難者の誘導、受入れを行うものとする。

#### 3 道路・交通対策

大雪により大規模な除雪が必要となる場合、建設活動班、朝霞県土整備事務所及び警察署等は、消防活動・物流等を考慮して除雪路線の優先順位、交通規制等の実施体制を協議し、効果的な道路・交通確保を行うものとする。

建設活動班は、大雪のため放置車両や立ち往生車両等が発生し、緊急通行車両の通行を確保するため緊急を要するとき、国土交通大臣又は県知事から指示を受けたとき、又は県公安委員会から要請を受けたときは、災害対策基本法第76条の6の規定に基づき、区間を指定して運転者等に対して車両の移動等を命令する。また、運転者がいない場合等は、自ら車両の移動等を行う。

#### 4 除雪対策

公共施設の管理者は、除雪用資機材、雪捨て場を確保して所管施設の除雪を行う。また、通学路では、自治会・町内会、保護者代表者連絡会等の協力を得て、残雪等からの児童等の安全を確保するものとする。



## 5 要配慮者・医療対策

福祉班は、大雪が予想される場合、人工呼吸器装着者等に停電への備え等必要な情報を提供し、状況に応じて安否確認を実施する。

埼玉県南西部消防局は、積雪により消防車両の通行困難な道路区間がある場合、必要に応じて県にヘリコプターによる救出・搬送を要請する。

## 6 復旧対策

各種災害復旧措置は「災害復旧復興計画編」に準じて行う。

## 第2節 竜巻等突風対策

項目	担当
第1 災害情報の収集・伝達	各班
第2 活動体制の確立	各班、市社会福祉協議会
第3 応急措置	各班、朝霞警察署

### 第1 災害情報の収集・伝達

災害情報の収集・伝達は、風水害等対策計画編 第1章「第3節 災害情報の収集・伝達」に準じて行うものとし、竜巻等の場合は以下の点に留意するものとする。

#### 1 竜巻情報等気象情報の伝達

本部班は、竜巻注意情報が熊谷地方気象台より伝達された場合、その確度等を踏まえ、必要に応じて市民へ速やかな広報を行う。

特に、竜巻注意情報に竜巻発生に関する目撃情報が示された場合は、状況に応じて防災行政無線等で速やかに竜巻への注意喚起を図るものとする。

#### 2 被害情報の収集・伝達、調査

各班は、所管施設の被害状況等を収集し、関係者に伝達する。

財務・情報班は、状況に応じて国や関係機関から航空写真を入手し、被災区域や被害の概況を速やかに把握し、本部班に報告する。本部班は状況により災害救助法の早期適用を県に要請する。

また、調査班は、竜巻等の突風災害は被害が局地的で、被災家屋の復旧等が比較的速やかに進むことから、被害家屋調査に速やかに着手するものとする。

### 第2 活動体制の確立

#### 1 災害対策本部の設置等

竜巻等の突風災害が発生した場合は、被害調査、広報、避難者対応、住宅対策等に必要な職員を速やかに配備するとともに、災害対策本部の設置を判断するものとする。

その他、風水害等対策計画編 第1章「第1節 防災体制の確立」に準じて活動体制を確保するものとする。

#### 2 ボランティアの確保

福祉班及び市社会福祉協議会は、被災家屋の片付けがれき処理等の支援を要する場合、災害ボランティアを募集し、支援を求める被災者へボランティアの派遣を行う。

### 第3 応急措置

各種応急措置は、風水害等対策計画編 第1章の各節に定める内容に準じて行うものとし、竜巻等の突風災害の場合は以下の点に留意するものとする。

#### 1 広報・相談対応

財務・情報班は、竜巻等の突風災害時には被災情報を的確な手段で市民等へ速やかに広報する。市民班は、必要に応じて災害相談窓口を設置して各種の問合せ・相談への対応、罹災証明、各種被災者支援サービスの受付等を円滑に行うものとする。

#### 2 避難者対応

教育班及び市民班は、家屋が被災した市民等のため、被災地区に避難所を開設し、市民班は食料等を提供するものとする。

また、本部班は、警察署に指定避難所や被災地区の夜間パトロール等を要請する。

#### 3 災害廃棄物の処理

環境班は、竜巻等の災害では、強風によって敷地内へ運ばれた廃棄物の撤去も必要となるため、県などからがれき収納用の土のう袋等を調達し、被災者への供給に努める。

なお、災害救助法が適用される場合は、同法による住居障害物の除去として自力で除去できない被災者を支援するものとする。

#### 4 被災家屋の復旧支援

建設活動班は、竜巻等の突風災害では屋根や開口部の破損が多いため、ブルーシートを速やかに調達し、被災者への供給に努める。また、状況に応じてブルーシートの設置作業について、自治会・町内会、自主防災組織、災害ボランティアに協力を依頼するものとする。

なお、災害救助法が適用される場合は、同法に基づく被災住宅の応急修理や住居障害物の除去として自力で修理できない被災者を支援するものとする。

その他、被災者に対し、公営住宅等の住宅確保、災害復興住宅融資等の支援を検討する。

#### 5 災害復旧

各種災害復旧措置は、「災害復旧復興計画編」に定める内容に準じて行うものとし、竜巻等の突風災害の場合は特に罹災証明の発行や住宅支援策等を速やかに実施するものとする。

## 第3節 火山噴火対策

項 目	担 当
第1 火山情報の収集・伝達	本部班、財務・情報班
第2 降灰対策	各班、朝霞県土整備事務所、朝霞警察署

富士山、浅間山などが大規模に噴火した場合、本市にも数 cm の降灰等があると予想され、降灰による健康被害、農産物の被害、視界不良による交通事故、さらにはその後の降雨による排水不良等の二次災害も懸念される。

富士山や浅間山の過去の大噴火では市域にも降灰が発生しているため、これらの被害を想定した対策を推進する。

### 第1 火山情報の収集・伝達

災害情報の収集・伝達は、風水害等対策計画編 第1章「第3節 災害情報の収集・伝達」に準じて行うものとし、火山災害の場合は以下の点に留意するものとする。

#### 1 火山情報の収集

本部班は、市域に影響の及ぶおそれのある火山が噴火した場合、気象庁の発表する火山警報等の情報を収集する。特に、降灰については、降灰予報及び風向き等の情報を収集する。

#### ■火山情報の種類と内容

情報の種類	内容
噴火警報・予報	噴火警報は、生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生やその拡大が予想される場合に「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表される。 また、噴火警報を解除する場合等には噴火予報が発表される。
火山の状況に関する解説情報	火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や警戒事項について、必要に応じて定期的又は臨時に解説される情報が発表される。
噴火に関する火山観測報	噴火発生時に、発生時刻や噴煙高度等が発表される。
降灰予報	以下の流れで情報が発表される。 ① 降灰予報（定時） ・噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間ごと）に発表する。 ・18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される、降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供する。 ② 降灰予報（速報） ・噴火の発生を通報する「噴火に関する火山観測報」を受けて発表する。 ・降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表する。 ・降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表する。 ・事前計算された降灰予報結果から適切なものを抽出することで、噴火後速やかに（5～10分程度で）発表する。 ・噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供する。

	<p>③ 降灰予報（詳細）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・噴火の観測情報（噴火時刻、噴煙高等）を用いて、より精度の高い降灰予測計算を行って発表する。</li> <li>・降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表する。</li> <li>・降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表する。</li> <li>・降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表する。</li> <li>・降灰予測計算結果に基づき、噴火後 20～30 分程度で発表する。</li> <li>・噴火発生から 6 時間先まで（1 時間ごと）に予想される降灰量分布や、降灰開始時刻を提供する。</li> </ul> <p>○ 降灰量の表現</p> <p>降灰量を降灰の厚さによって「多量（1mm 以上）」「やや多量（0.1mm 以上 1mm 未満）」「少量（0.1mm 未満）」の 3 階級に区分する。</p>
火山ガス予報	<p>居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する。</p>

## 2 火山情報の伝達

財務・情報班は、気象庁等の火山情報により市域に影響があることを把握した場合、防災行政無線等で、降灰の予想、外出時の注意喚起や心がけ等を周知する。

## 第2 降灰対策

### 1 降灰状況の調査

各班は、降灰についての通報や公共施設等で降灰や被害が確認された場合、又はそのおそれがある場合は、所管施設等の降灰状況を調査する。

### 2 交通対策

建設活動班、県及び警察署は、降灰時の視界不良による衝突事故やスリップ事故等が発生を防止するため、交通規制を実施する。

また、管理する道路上の火山灰については、緊急輸送道路を優先して除去する。なお、緊急を要する場合は、道路管理者間で調整して速やかに除灰体制を確保する。

### 3 火山灰の除去

敷地内の火山灰の除去は、原則として土地の所有者・管理者が行うものとする。

環境班は火山灰の処分場所を確保し、宅地等の各家庭から排出された灰を回収して処分する。

### 4 健康被害等への対応

医療対策班は、降灰の被害状況に対応して、市民の健康相談等を実施する。

### 5 農作物等への対応

市民班は、農業団体等と連携して火山灰の除去等について、適切な措置を検討し、指導する。

### 6 ライフライン対策

ライフライン事業者は、施設や設備への降灰による架線等の破断、絶縁不良・ショート、水質の悪化、取水障害等を防止するとともに、被害が発生した場合は速やかに応急復旧を行う。



# 第3章 複合災害応急対策計画

## 第1節 基本方針

## 第2節 災害応急対策





## 第1節 基本方針

### 第1 計画の目的

同種あるいは異種の災害が同時又は時間差をもって発生する複合災害は、東日本大震災における地震、津波、原子力発電所事故のように、被害の激化、広域化及び長期化が問題となる。

このため、本計画では、大規模地震と風水害による複合災害を想定し、応急対策に関して必要な体制を確立し、住民の生命・身体・財産を災害から保護し、複合災害による被害を軽減させることを目的とした対策を定める。

### 第2 基本方針

複合災害に対応するにあたっての基本方針は、次のとおりである。

なお、本計画に記載のない事項は、震災対策計画及び風水害等対策計画の各節の規定に準ずるものとする。

#### 1 人命救助が第一

人命救助を第一として、市、自主防災組織、町内会・自治会、地域防災ネットワーク、自衛隊、警察、消防等が緊密に連携し、早期の避難、被災者の救援・救助活動、消火活動等の災害応急活動に全力を尽くす。

#### 2 二次被害の防止

市民一人ひとりが自助・共助としての役割を果たすとともに、市が行う災害応急対策を支援し、被災者の安全を確保し、被害を最小限に抑える。

#### 3 ライフラインの早期復旧

被災者の生活を早期に再建するため、各ライフライン事業者が行う電気、ガス、水道及び通信等のライフラインや鉄道等の交通機関の早期復旧を図る。

### 第3 複合災害の想定

自然災害は単独で発生するばかりではなく、発生の確率は低いとしても複合的に発災する可能性がある。さらに、その災害の組み合わせや発生の順序は多種多様である。

本編では、本市に最も影響を与える最大の複合災害として、次の災害パターンを想定する。

#### 【想定する複合災害】

大規模地震の発生により、河川の堤防、水門等の施設が損傷し、復旧がままならないうちに、大型の台風が直撃し、荒川をはじめとする河川が氾濫し、市域が広範囲に長期間浸水することを想定する。

## 第2節 災害応急対策

項目	担当
第1 情報の収集・伝達	本部班、財務・情報班
第2 避難	本部班、市民班、福祉班、建設活動班、埼玉県南西部消防局、朝霞警察署
第3 災害発生後の対応	各班、全機関

### 第1 情報の収集・伝達

本部班は、気象情報、河川の水位情報等を収集し、必要な警戒体制を検討する。  
財務・情報班は、防災行政無線等により、市民に避難準備等の早めの防災行動を呼びかける。

### 第2 避難

#### 1 避難の原則

- (1) 台風の接近等により氾濫の危険性が高まったときは、浸水想定区域に対して早い段階で避難指示等を発令し、高台にある避難場所へ避難させる。
- (2) 高台への避難が困難な場合は、堅牢な建物の3階以上への屋内待避を指示する。(垂直避難)  
その他の避難対策については、風水害等対策計画編 第1章の「第9節 避難」に準ずる。

#### 2 広域避難

市内の避難所等の収容力の不足等により市外への広域避難が必要な場合、市長（本部長）は近隣市町村長又は県知事と協議し、洪水等に対して安全で円滑な移動が可能な近隣市町村の避難所への受入れを要請する。

市民班は、避難先となる市町村に職員を派遣し、本市の避難者の受入方法等を調整する。

#### 3 避難誘導等

建設活動班、福祉班は、消防局、警察署、福祉関係者、自主防災組織、自治会・町内会、地域防災ネットワーク等と連携し、避難誘導、避難行動要支援者の避難支援、避難路の確保等を行う。

### 第3 災害発生後の対応

複合災害が発生した後の対応については、風水害応急対策計画に準ずる。

## 朝霞市地域防災計画

# 大規模事故対策計画編

### 第1章 大規模事故災害応急対策計画



## 大規模事故対策計画編の目次

<b>第1章 大規模事故災害応急対策計画</b> .....	<b>1 (303)</b>
<b>第1節 基本対策</b> .....	<b>3 (305)</b>
第1 活動体制 .....	3 (305)
第2 応急措置 .....	3 (305)
<b>第2節 大規模火災対策</b> .....	<b>6 (308)</b>
第1 大規模火災対策 .....	6 (308)
<b>第3節 危険物等災害対策</b> .....	<b>8 (310)</b>
第1 危険物等災害対策 .....	8 (310)
第2 高圧ガス災害対策 .....	8 (310)
第3 火薬類災害対策 .....	9 (311)
第4 毒物・劇物災害対策 .....	9 (311)
<b>第4節 放射線災害対策</b> .....	<b>10 (312)</b>
第1 放射線災害対策 .....	10 (312)
<b>第5節 鉄道事故・施設災害対策</b> .....	<b>15 (317)</b>
第1 鉄道事故・施設災害対策 .....	15 (317)
<b>第6節 航空機事故災害対策</b> .....	<b>17 (319)</b>
第1 航空機事故災害対策 .....	17 (319)
<b>第7節 ライフライン施設災害対策</b> .....	<b>19 (321)</b>
第1 ライフライン施設災害対策 .....	19 (321)
第2 生活支援対策 .....	19 (321)



# 第 1 章 大規模事故災害応急対策計画

第 1 節 基本対策

第 2 節 大規模火災対策

第 3 節 危険物等災害対策

第 4 節 放射線災害対策

第 5 節 鉄道事故・施設災害対策

第 6 節 航空機事故災害対策

第 7 節 ライフライン施設災害対策





## 第1節 基本対策

項目	担当
第1 活動体制	本部班、埼玉県南西部消防局、朝霞警察署
第2 応急措置	関係各班、埼玉県南西部消防局、朝霞警察署、朝霞県土整備事務所、朝霞市消防団、県、施設管理者

### 第1 活動体制

大規模な事故等が発生した場合、原則として、事故の原因者、所管施設の管理者及び警察、消防局が連携して、救出、救急、消火等の活動を行うが、甚大な被害が発生した場合やそのおそれがある場合及び市民等に影響が及ぶ場合には、市や防災関係機関の機能をもって対策にあたる。

#### 1 市

総括部（本部班）が主体となって、速やかに職員の非常参集、情報収集・連絡体制及び災害対策本部の設置等、必要な体制をとり、関係機関相互の連携を図る。また、対処が困難な場合には、知事への自衛隊の災害派遣要請の要求、緊急消防援助隊の出動要請等を行う。

#### 2 消防局

消防計画に基づき、情報収集や必要な部隊運用を実施する。また、必要に応じて、消防相互応援協定に基づく他の消防機関への応援要請等を行う。

#### 3 警察署

情報収集及び立入規制、現場付近の交通規制等、関係機関と連携する。

### 第2 応急措置

- 【資料編】 3-4 火災・災害等即報要領  
9-2 火災・災害等即報要領報告様式

大規模事故は地震と同様に突発するものであるが、広域の被害となることは少ないため、地震や風水害の対策に比べて、より迅速、的確な対応が求められる。このため、大規模事故災害においては共通して、次の点に留意して応急措置を行うものとする。

#### 1 災害情報の収集・伝達

市は、災害の発生状況、人的被害状況等を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。

なお、市及び消防局は、県へ報告できない場合及び次の基準に該当する災害又は事故が発生した場合には、「火災・災害等即報要領」に基づき、消防庁へも報告する（覚知後30分以内）。

また、県は必要に応じてヘリコプター等による目視、撮影等による被害情報の収集を行うとともに、映像情報等の概括的な情報を把握し、警察、消防庁及び関係省庁に報告する。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>① 消防庁即報基準に該当する火災・災害のうち、一定規模以上のもの（「直接即報基準」に該当する火災・災害等）を覚知した場合</li> <li>② 通信の途絶等により知事に報告することができない場合</li> <li>③ 119番通報の殺到状況時にその状況を報告</li> </ul> |
|---|

■消防庁への直接即報基準

火災等即報	建物火災	ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災
	交通機関の火災	① 航空機、列車等の火災で次に掲げるもの ・航空機火災 ・列車火災
	危険物等に係る事故	① 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの ② 負傷者が5名以上発生したもの ③ 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの ④ 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの ・海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの ・500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等 ⑤ 市街地等におけるタンクローリーの事故に伴う火災・危険物の漏えい事故
	原子力災害	① 爆発、火災の発生、放射性物質・放射線の漏えい ② 放射性物質輸送車両の火災（そのおそれがあるものを含む。） ③ 核燃料物質等運搬中の火災、事故（その通報があった場合） ④ 基準以上の放射線の検出（その通報があった場合） ⑤ 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災で、放射性同位元素・放射線の漏えい
救急・救助事故即報	死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの ・列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故 ・バスの転落等による救急・救助事故 ・ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故 ・映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故 ・その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの	

2 被災者等への情報提供等

(1) 被災者、周辺住民等への情報提供

市は、県と協力して、災害の状況、安否情報、ライフラインや交通施設等公共施設の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供する。

また、情報提供に当たっては、掲示板、広報紙、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、高齢者、障害のある人、外国人等といった要配慮者に対して十分に配慮するものとする。

(2) 住民への情報提供

市は、県と協力して、住民に対し、災害の状況、安否情報、施設の復旧状況等の情報を積極的に伝達する。

(3) 関係者、住民等からの問い合わせ対応

市は、県と協力して、必要に応じ、発災後速やかに住民や関係者等からの問い合わせに対応する窓口を設置して、必要な人員の配置等体制の整備を図る。また、効果的・効率的な情報の収集・整理及び提供に努める。

3 救出・救助

市、消防局、消防団は、二次災害に十分注意し、救出、救助活動を実施する。

警察は、人身被害が発生した場合、消防機関等と協力して救出・救助活動にあたり、危険箇所の監視、警ら等を行う。

#### 4 消火活動

事故等により大規模な火災が発生した場合、消防局は、以下の原則に基づいて火災の鎮圧にあたる。

- ① 避難地及び避難路確保優先の原則  
火災が大規模に拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難地及び避難路確保の消防活動を行う。
- ② 重要地域優先の原則  
大規模に延焼拡大した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消防活動を行う。
- ③ 消火可能地域優先の原則  
大規模に延焼拡大した場合は、消火可能地域を優先して消防活動を行う。
- ④ 市街地火災消防活動優先の原則  
大工場、大量危険物貯蔵取扱施設、危険物輸送中の事故等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分の消防活動を最優先とした消防活動を行う。
- ⑤ 重要対象物優先の原則  
重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に発生した場合、重要対象物の防護に必要な消防活動を優先する。
- ⑥ 災害現場活動の原則
  - ア 出場隊の指揮者は、災害の態様を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助・救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。
  - イ 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢的現場活動により火災を鎮圧する。
  - ウ 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火造建物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。
- ⑦ 救急救助  
要救助者の救出救助とその負傷者の応急措置を行い、安全な場所へ搬送する。

#### 5 交通対策

道路管理者及び警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

警察は道路管理者と連携を保ち、緊急輸送を確保するため、道路及び交通状況を迅速に把握し、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行う。

#### 6 緊急輸送

市は、県と協力して、車両やヘリコプター等による輸送手段を状況に応じて確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行う。

#### 7 ライフライン・公共施設等の応急復旧

ライフライン・公共施設等の管理者は、専門技術者を活用するなどして、所管する公共施設・設備等の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、応急復旧を速やかに行う。

## 第2節 大規模火災対策

項目	担当
第1 大規模火災対策	本部班、埼玉県南西部消防局、朝霞市消防団、県

市街地火災やビル火災等が発生した場合は、現場の特性に応じた迅速な消防活動が必要となる。このため、大規模な火災等の発生時には、人的被害の軽減とともに火災拡大の防止を第一に対処する。

### 第1 大規模火災対策

#### 1 消防局の対応

次の点に留意して対応する。

##### (1) 情報収集、伝達及び応援隊の受入準備

- ① 災害状況の把握  
119番通報、かけこみ通報、消防無線、参集職員の情報等を総合し、被害の状況を把握し初動体制を整える。
- ② 把握結果の緊急報告  
消防局長は災害の状況を市町村長（場合によっては知事）に対して報告し、応援要請等の手続きに遅れないようはたらきかける。
- ③ 応援隊の受入準備  
応援隊の円滑な受入れを図るため、準備を行う。

##### (2) 大規模火災への対応

火災の状況に応じ、消防計画に基づいて火災の鎮圧にあたる。また、必要に応じて消防相互応援等に基づき他の消防機関に消火活動の応援要請を行い、現場に指揮所を設置して、消火活動の調整を行う。

#### 2 消防団の対応

##### (1) 出火防止

火災等の発生が予測された場合は、居住地付近の住民に対し、出火防止（火気の使用停止、ガスの元栓閉鎖・電気のブレーカー遮断等）を広報するとともに、出火した場合は住民と協力して初期消火を図る。

##### (2) 消火活動

地域における消火活動、あるいは主要避難路確保のための消火活動を、単独もしくは消防本部と協力して行う。また、倒壊家屋、留守宅での通電時の出火等の警戒活動を行う。

##### (3) 救急救助

消防局による活動を補佐し、要救助者の救出救助と負傷者に対するの応急処置を実施し、安全な場所へ搬送を行う。

##### (4) 避難誘導

避難の指示等がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させる。

**(5) 情報収集**

早期に災害情報を収集し、消防局に連絡する。

**(6) 応援隊の受入準備**

応援隊の受入準備及び活動地域への案内等を消防局と協力して行う。

**3 市の対応**

**(1) 応援要請**

市長は、市内の消防力では対応が困難と認める場合、知事又は消防相互応援協定に基づき他の消防機関に応援要請を求める。

要請は緊急の場合、通信により行い、後日文書を提出するが、被害が甚大で状況把握も困難である場合は、その旨を県に連絡し、被害状況の把握活動に対する支援を要請する。

**(2) 応援隊の受入れ**

応援隊の円滑な受入れを図るため、消防局と連携して受入体制を整える。

**4 県の対応**

市又は消防局の要請に基づき、県は他の地方公共団体、自衛隊との連携を図りつつ、ヘリコプターを積極的に活用し、大規模火災の偵察及び空中消火の早期実施に努める。

## 第3節 危険物等災害対策

項目	担当
第1 危険物等災害対策	施設管理者、警察署、埼玉県南西部消防局
第2 高圧ガス災害対策	施設管理者、県、警察署、埼玉県南西部消防局
第3 火薬類災害対策	施設責任者、警察署、埼玉県南西部消防局、朝霞市消防団
第4 毒物・劇物災害対策	施設管理者、朝霞保健所、警察署、埼玉県南西部消防局

危険物、高圧ガス、毒物・劇物等が漏えい、流出した場合には、爆発、火災、汚染等、施設や周辺に多大な悪影響を及ぼすおそれがある。このため、危険物等の種類や特性をふまえて、漏えい、火災、汚染拡大等の防止措置を速やかに行うとともに、危険物等施設の職員や周辺住民等の安全を確保する。

### 第1 危険物等災害対策

#### 1 活動方針

消防法により規制を受ける危険物施設に災害が発生し、又は危険な状態になった場合、危険物施設の管理者（以下「施設管理者」という。）は、危険物の取り扱い作業及び運搬を速やかに中止し、災害の拡大防止のための措置を講じるとともに、直ちに消防機関又は警察署等に通報する。

通報を受けた者は、直ちに関係機関に通報するとともに連携して災害防止の緊急措置を講じる。

#### 2 応急措置

施設管理者は、現場の消防、警察、関係機関との連絡を密にして、次の措置を講じる。

- (1) 危険物の出火・流出及び拡散の防止
- (2) 流出した危険物の除去、中和等
- (3) 災害を免れた貯蔵施設等の応急点検及び必要な応急措置
- (4) 立入禁止区域の設置
- (5) その他災害の発生又は拡大防止のための応急措置

### 第2 高圧ガス災害対策

#### 1 活動方針

高圧ガス保安法により規制をうける高圧ガス関係の事業所に災害が発生し、又は危険な状態になった場合、高圧ガス施設等の管理者（以下「施設管理者」という。）は、二次的災害を起こすおそれがあることから作業は必ず中止し、必要に応じガスを安全な場所に移すか又は放出し、住民の安全を確保するため退避させる等の措置を講ずるとともに、消防機関又は警察署等に通報する。通報を受けた者は、直ちに関係機関に通報するとともに、連携して緊急措置を講ずる。

#### 2 応急措置

- (1) 高圧ガス災害については、必要に応じ「埼玉県高圧ガス事故災害応急対策要領（平成20年7月20日施行）」に基づき応急措置を行う。
- (2) 施設管理者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にしてすみやかに次の措置を講ずる。
  - ① 製造作業を中止し、必要に応じ設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、この作業に必要な作業員以外は退避させる。
  - ② 貯蔵所又は充てん容器が危険な状態になったときは、直ちに充てん容器は安全な場所に移す。

- ③ ①、②に掲げる措置を講ずることができないときは、従業者又は必要に応じて附近の住民に退避するよう警告する。
- ④ 充てん容器が外傷又は火災を受けた場合には、充てんされている高圧ガスを安全な場所で廃棄し、又はその充てん容器とともに損害を他に及ぼすおそれのない水中に沈め、若しくは地中に埋める。
- (3) 知事は、災害の防止又は公共の安全の維持のため必要がある場合には高圧ガス保安法により緊急措置命令を発する。

### 第3 火薬類災害対策

#### 1 活動方針

火薬類取締法により、火薬庫が火災、水災等により危険な状態になった場合においては、火薬庫等の施設責任者（以下「施設責任者」という。）は、応急措置を講じ、住民の安全を確保するとともに、直ちに消防機関又は警察署等に通報する。通報を受けた者は、直ちに関係機関に通報するとともに、連携して災害防止の緊急措置を講ずる。

#### 2 応急措置

施設責任者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にしてすみやかに次の措置を講ずる。

- (1) 保管又は貯蔵中の火薬類を安全地域に移す余裕のある場合は、速やかにこれを安全な場所に移し、見張人をつけて、関係者以外の者の近づくことを禁止する。
- (2) 搬送途中に危険となった場合、又は搬送時間に余裕がなくなった場合は、火薬類を附近の水溝等の水中に沈める等安全な措置を講ずる。
- (3) 保管場所からの搬出に余裕がない場合は、火薬庫にあつては、入口窓等を目張等で完全に密閉し、木部には消火措置を講じ、爆発により災害を受けるおそれのある地域はすべて立入禁止の措置をとり、危険区域内の住民等を避難させるための措置を講ずる。

### 第4 毒物・劇物災害対策

#### 1 活動方針

毒物・劇物取扱施設に係る災害が発生し、不特定又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、毒物・劇物取扱施設の管理者（以下「施設管理者」という。）が応急措置を講じ、住民の安全を確保するとともに、直ちに、その旨を保健所、警察署又は消防機関に通報する。

また、通報を受けた者は直ちに関係機関に通報するとともに、連携して災害防止の緊急措置を講ずる。

なお、特殊な災害に対処するために、特別の必要があると認められる場合には、消防庁長官の指示による緊急消防援助隊の特殊災害部隊(毒劇物対応隊)により、応急措置を講ずる。

#### 2 応急措置

施設管理者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にしてすみやかに次の措置を講ずる。

- (1) 毒物・劇物の流出等の防止措置及び中和等の除外措置を講ずる。
- (2) 災害をまぬがれた貯蔵設備等の応急点検及び必要な災害防止措置を講ずる。
- (3) 毒物劇物による保健衛生上の危害を生ずる災害発生時の中和、消火等の応急措置及び緊急連絡、要員、資材確保等活動体制を確立する。

## 第4節 放射線災害対策

項 目	担 当
第1 放射線災害対策	事業者、県、朝霞警察署、埼玉県南西部消防局、関係各班

放射性物質の事故が発生した場合には、目に見えない災害に対して的確な措置を求められることになる。このため、関係機関は放射性物質の特徴をふまえて、専門家等と連携して、職員等の安全を確保しつつ円滑に応急対策を実施する。

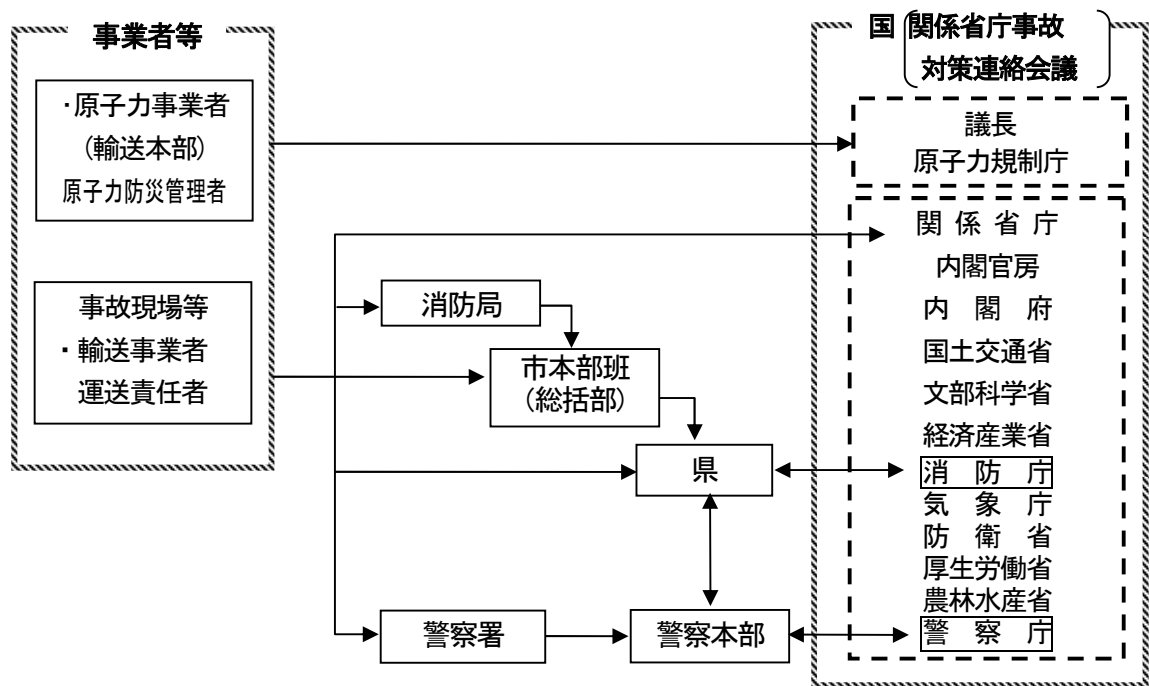
### 第1 放射線災害対策

#### 1 事故時の連絡通報体制、情報収集体制

##### (1) 核燃料物質等輸送時の事故

原子力事業者(原子力災害対策特別措置法(以下「原災法」という。)第2条第1項第3号に定める者。以下「事業者」という。)の原子力防災管理者は、核燃料物質等(原子力基本法第3条第2号に定める物質及びそれに汚染された物質)輸送中に核燃料物質等の漏えい等の事故が発生し、それが「特定事象(原災法第10条前段の規定に基づき通報すべき事象)」に該当する事象である場合、直ちに、原災法施行規則で定める「第10条通報」様式により、最寄りの消防機関及び警察署に通報するとともに、また、その後は以下の事項について、事故(事象を含む)発生場所を管轄する市町村及び県、安全規制担当省庁などに通報する。

- |                            |                    |
|----------------------------|--------------------|
| ① 特定事象発生の場所及び時刻            | ② 特定事象の種類          |
| ③ 検出された放射線量、放射性物質の状況及び放出状況 | ⑤ 周辺環境への影響         |
| ④ 気象状況(風向・風速など)            | ⑦ 被ばく者の状況及び汚染拡大の有無 |
| ⑥ 輸送容器の状況                  | ⑨ その他必要と認める事項      |
| ⑧ 応急措置                     |                    |



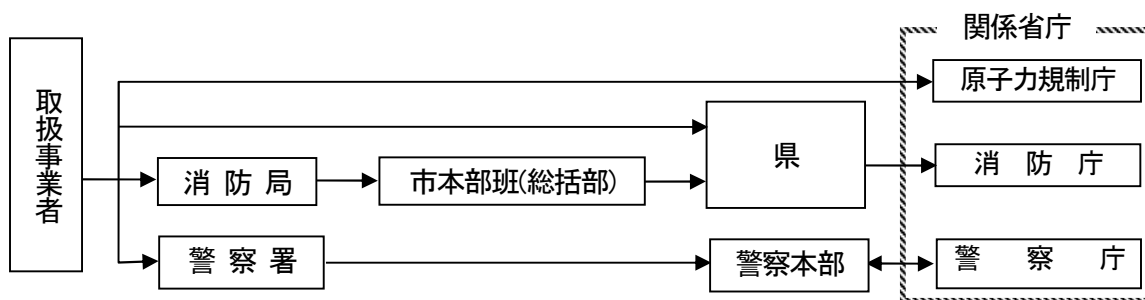
■核燃料物質等輸送時の事故(特定事象)発生に係る通報系統



**(2) 放射性物質取扱施設事故**

放射性物質取扱事業者は、施設において放射性物質の漏えい等の事故が発生した場合、速やかに以下の事項について、県、市、警察、消防機関及び国の関係機関に通報する。

- ① 事故発生の時刻
- ② 事故発生の場所及び施設
- ③ 事故の状況
- ④ 気象状況（風向・風速）
- ⑤ 放射性物質の放出に関する情報
- ⑥ 予想される災害の範囲及び程度等
- ⑦ その他必要と認める事項



■放射性同位元素取扱事業所での事故発生の場合に係る通報系統

**(3) 原子力発電所の事故**

危機管理室及び環境推進課は、朝霞市に被害をもたらすおそれのある原子力発電所において事故が発生した場合は、直ちに関係各署等と連携を図り情報収集を行う。また、必要に応じて消防局と協力し、市内の放射線量の測定を開始して情報収集を行う。

**2 活動体制****(1) 事業者及び核燃料物質等を輸送する者**

事業者及びその委託を受けて核燃料物質等を輸送する者（以下「事業者等」という。）は、事故の拡大防止のため、必要な応急措置を迅速に講じるものとする。

事業者等は、事故発生後直ちに、関係機関への通報、人命救助、消火、汚染防止、立入制限等の事故の状況に応じた応急の措置を講じるとともに、警察官、海上保安官又は消防吏員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な措置を実施するものとする。なお、事業者等の講ずべき措置は、以下のとおりとする。

- ① 関係機関への通報・連絡
- ② 異常事態発生に伴う放射線モニタリング
- ③ 消火及び輸送物への延焼防止
- ④ 輸送物の移動
- ⑤ 立入制限区域の設定及び立入制限（事故発生現場の半径 15m 以内の立入を制限する）
- ⑥ 汚染の拡大防止及び除染
- ⑦ 放射線障害を受けた者、又は受けたおそれのある者の救出
- ⑧ その他放射線障害の防止のために必要な措置

**(2) 警察**

核燃料物質等輸送事故の通報を受けた場合、事故の状況把握に努めるとともに、警察本部及び関係警察署に災害警備本部を設置するなど指揮体制を確立し、状況に応じて警察官の安全確保を

図りながら、事業者等、その他関係機関と協力して人命救助及び交通規制等の必要な措置を講ずる。

### (3) 消防局

核燃料物質等輸送事故の通報を受けた場合、直ちにその旨をび市、県及び消防庁に報告するとともに、事故災害の状況把握に努め、状況に応じて、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助・救急等の必要な措置を講じる。

#### ■警戒区域の設定に係る留意事項

警戒区域（応急対策を行うために必要な区域）として、原子力事業者が立入制限を行った事故発生現場の半径15m以内の立入制限区域を含め、道路上で事故発生現場の前後概ね100mを確保する。（「原子力施設等の防災対策について」原子力安全委員会、昭和55年6月決定、平成12年5月改訂の基準による。）

### (4) 県

事故発生後速やかに、被害状況等の情報収集活動に努めるとともに、応急対策を検討する。また、国との調整を図りつつ、専門的知識を有する職員の派遣、必要な人員及び資機材の提供など事故対策についての支援・協力を要請し、必要があると認める場合には、自衛隊の災害派遣要請を行う。

### (5) 市

事故の状況に応じて速やかに職員の非常参集、災害対策本部の設置、情報収集連絡体制及び放射線測定体制等、必要な体制を取り、機関相互の連携を図る。また、必要に応じて、知事に対し自衛隊の災害派遣を要求する。

## 3 応急措置の留意事項

### (1) 消火活動

核燃料物質等輸送中に火災が発生した場合、事業者等は輸送作業従事者等の安全を確保しつつ、迅速に消火活動を行う。

消防局は、事業者等からの情報や専門家等の意見をもとに、消火活動方法の決定及び活動中の安全性を確保し、事業者等と協力して迅速に消火活動を行うものとする。

### (2) 原子力緊急事態宣言発出時の対応

原災法第15条に規定する原子力緊急事態に至った場合、国は原子力緊急事態宣言を発出して、原子力災害対策本部及び現地対策本部を設置することから、県及び市はそれぞれ災害対策本部を設置し、原子力災害合同対策協議会の構成員として出席するとともに、必要に応じて以下の措置を講ずる。

### (3) 傷病者の搬送

市及び県は、傷病者の搬送にあたって、放射性物質に関する知識を有する者が傷病者の放射性物質の被ばく状況を確認し、二次汚染を防止する処置を施し、安全が確保された後搬送する。

### (4) 交通の確保

交通規制にあたって、警察及び道路管理者は、相互に密接な連絡を取る。特に、原子力規制庁等の国の機関及び応急対策活動に従事する原子力関係機関から派遣される専門家等の通行を優先するなど配慮する。

**(5) 避難対策****① 退避・避難等**

市及び県は、原災法に基づき内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、屋内退避又は避難に関する指示があったとき、又は核燃料物質等からの放射線の放出に伴う放射線被ばくから地域住民を防護するために必要があると認めるときは、「屋内退避」又は「避難」の指示を行う。

この場合、放射線の影響を受けやすい「乳幼児、児童、妊産婦」及びその付添人を優先し、さらに高齢者、障害のある人、外国人その他要配慮者に配慮する。

**② 警戒区域の設定**

市長は、事業者の原子力防災管理者からの事故情報、緊急時モニタリングの結果、専門家の助言等に基づき、予測線量当量が前表に掲げる線量に達するか、又は達するおそれがあると予測される地区について、屋内退避、避難を行う区域（警戒区域）を指定する。

警戒区域の設定範囲は、「核燃料物質等輸送事故災害現場を中心とした円形（現場が帯状であった場合は楕円形）半径15m」を基本とする。

警戒区域を設定した場合は、関係市町村長に通知する。また、警察その他の関係機関に対し、協力を要請する。

**(6) 核燃料物質等の除去等**

事業者は、防災関係機関との連携を図りつつ、事故終息後も汚染拡大防止に努めるとともに、事故現場及び周辺環境における放射性物質の除去・除染を行う。

**(7) 放射線量の測定体制の整備****① 校庭等における空間放射線量の測定体制の整備**

市は、学校施設、公園等をはじめとした市民の日常生活に密着する場所で空間放射線量の測定を実施し、市内における放射線量の分布等を把握するものとする。

**② 飲料水及び農産物等の放射性物質測定体制の整備**

市は、健康被害等を防止するため、飲料水及び農産物等の放射性物質の測定を実施し、市民に迅速かつ的確に情報を提供する。

**(8) 飲食物の摂取制限****① 摂取制限**

県及び市は、警戒区域を設定した場合など、事業者の原子力防災管理者からの事故の情報、緊急時モニタリングの結果及び国の指導、助言又は指示に基づき、必要に応じ、当該区域等における飲料水・飲食物の摂取制限を行う。

**② 解除**

県、市、原子力事業者等及び消防機関等は、環境モニタリング等による地域の調査等が行われ、問題がないと判断された後は、国及び専門家の助言を踏まえて、又は原子力緊急事態宣言解除宣言があったときは、交通規制、避難・退避の指示、警戒区域、飲料水・飲食物の摂取制限などの各種制限措置の解除を行うものとする。

**(9) 飲料水の供給体制**

市は、放射線関係事故により、飲料水が汚染された場合を想定し、震災対策計画編 第1章 第12節「第1 飲料水の供給」に準じて飲料水を提供する。

**(10) 健康調査等**

市及び県は、医療機関等と協力し、必要に応じて市民及び受入避難住民等の健康調査を行う。

緊急被ばく医療が必要と認められる者に対しては、二次汚染に注意し、専門医療機関への搬送等を行う。

**(11) 被害調査等**

市は、医療、損害賠償等に備えて、避難住民等の損害状況等を調査、記録する。また県は、緊急時モニタリング結果に基づく汚染状況図の作成等を行う。

**(12) 市民への情報伝達活動**

市及び防災関係機関は、核燃料物質等事故に係る災害の状況、安否情報、交通施設等の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、放射線量等の測定結果、交通規制の状況等について、適切かつ迅速に提供するものとする。また、情報提供については、広報誌、広報車、掲示板、市ホームページ等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、高齢者、障害のある人、外国人等といった要配慮者に対しても十分に配慮して行うものとする。

**(13) 住民相談窓口の整備**

市及び県は、住民等からの問い合わせ等に対応する体制について、あらかじめ整備するものとする。

## 第5節 鉄道事故・施設災害対策

項目	担当
第1 鉄道事故・施設災害対策	本部班、医療対策班、東日本旅客鉄道株式会社、東武鉄道株式会社、朝霞警察署、埼玉県南西部消防局、朝霞市消防団、朝霞地区医師会、朝霞地区歯科医師会、朝霞地区薬剤師会、県

列車の衝突や脱線事故が発生した場合は、救助が困難な死傷者が多数発生するおそれがある。また、輸送中の危険物等が流出した場合には、周辺での火災や環境汚染が発生するおそれがあるほか、交通施設の復旧が長期化する場合には、市民生活にも支障が生じるおそれがある。

このため、事故の状況を速やかに把握し、現場の特性に応じた救助・救急体制、二次災害の防止措置を講じるとともに、代替交通手段の確保と施設の早期復旧を図る。

### 第1 鉄道事故・施設災害対策

#### 1 活動体制

鉄道事故が発生した場合、事業者は直ちに、関係機関への通報、人命救助、消火、被害拡大の防止措置、立ち入り制限等、事故の状況に応じた応急措置を行い、これらを円滑、的確に行う体制を確立する。

また災害現場においては、警察官又は消防吏員の到着後、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な処置を実施する。

#### 2 応急措置の留意点

##### (1) 情報収集

県は、ヘリコプター等を活用して情報の収集を行うほか、県職員又は鉄道事故専門家からなる現地調査班を編成し、現地調査を行う。

##### (2) 避難誘導

###### ① 乗客等の避難

鉄道事故が発生し、乗客等の生命に危険が及ぶ場合は、高齢者、障害のある人、子供等の要配慮者を優先した避難誘導を行う。

鉄道事業者、警察署、消防局及び市は協力して、列車内又は駅構内等の乗客等を速やかに安全な場所に避難誘導し、現場一帯の立入り禁止等の措置を講じる。

###### ② 周辺住民

災害現場周辺の住民の生命、財産に危害が及ぶ場合、市長、警察官等は、震災対策計画編 第1章 第9節 避難「第1 避難活動」に準じ、避難指示を行う。

##### (3) 消火・救出・救護活動

市街地での事故により、延焼火災に発展するおそれがある場合、消防局は現場指揮所を設定して、消火、救助活動の調整を行う。

また、脱線、転覆等により、多数の負傷者が集団発生した場合、市及び消防局は、県、医療関係機関等と連携して現場付近に救護所及び救護指揮所を設置し、また、医療救護班や災害医療コーディネータを確保して医療救護活動を統括する。

**(4) 危険物流出対策**

事故車両から危険物の流出が認められた場合、鉄道事業者は関係機関と協力し、直ちに除去活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努める。

消防機関は、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行う。

警察は、直ちに警戒線を設定し、避難誘導活動を行う。

**(5) 代替輸送**

当該鉄道事業者は、他の路線への振替輸送、バス代行輸送等の代替交通手段の確保に努めることとし、被災していない関係鉄道事業者においては、可能な限り、代替輸送について努める。なお、バス代行輸送の場合においては、停留所の位置、バスルートの設定、専用レーンの設定などについて関係機関（運輸局、警察署、道路管理者等）と速やかに協議する。

## 第6節 航空機事故災害対策

項目	担当
第1 航空機事故災害対策	本部班、医療対策班、航空事業者、埼玉県南西部消防局、朝霞市消防団、朝霞地区医師会、朝霞地区歯科医師会、朝霞地区薬剤師会、県、朝霞警察署

航空機の墜落等が発生した場合は、救助が困難な死傷者が多数発生するおそれがある。このため、事故の状況を速やかに把握し、現場の特性に応じた救助・救急体制、二次災害の防止措置を講じる。

### 第1 航空機事故災害対策

#### 1 活動体制

航空機を所有する事業者は、航空機の墜落、衝突又は火災等の航空機事故が発生した場合には、東京空港事務所に速やかに通報する（航空法第76条）。また、災害対策を円滑、的確に行う体制を確立する。

現場においては、警察官又は消防吏員の到着後、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な処置を実施する。

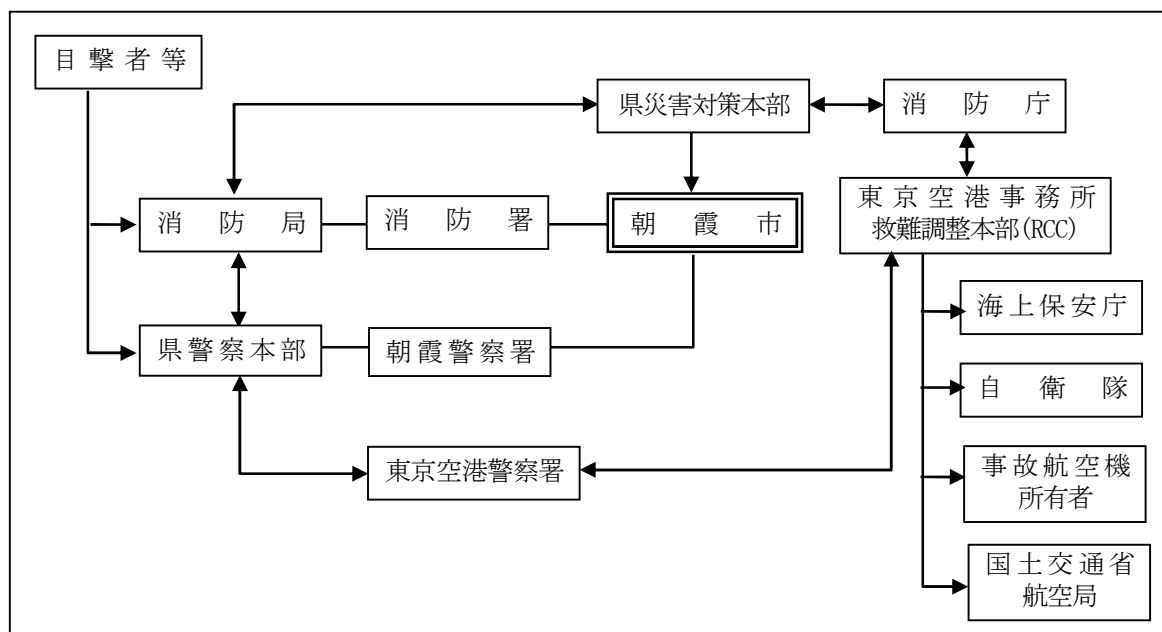
#### 2 応急措置の留意点

##### (1) 通報等の伝達

市、消防局及び関係機関は、航空機事故の通報等の連絡（次の事項）を速やかに行う。

- ① 事故の種類（墜落、不時着、器物落下等）
- ② 事故の発生日時、場所
- ③ 事故機の種別、乗員数、積載燃料量、爆発物等の危険物積載の有無
- ④ その他必要事項

##### ■航空機事故の通報伝達系統



## (2) 被害情報の収集

県は、ヘリコプター等を活用して被害状況等の収集を行うほか、県職員又は航空機事故対策の専門家からなる現地調査班を編成し、現地調査を行う。

## (3) 避難誘導

### ① 乗客等の避難

航空機事故が発生し、乗客等の生命に危険が及ぶ場合は、高齢者、障害のある人、子供等の要配慮者を優先した避難誘導を行う。

航空事業者、警察署、消防局及び市は、協力して乗客等を速やかに安全な場所に避難誘導し、現場一帯の立入り禁止等の措置を講じる。

### ② 周辺住民

災害現場周辺の住民の生命、財産に危害が及ぶ場合、市長、警察官等は、震災対策計画編 第1章 震災応急対策計画 第9節「第1 避難活動」に準じ、避難指示を行う。

## (4) 消火・救出・救護活動

市街地での事故により、延焼火災に発展するおそれがある場合、消防局は現場指揮所を設定して、消火、救助活動の調整を行う。

また、多数の負傷者が集団発生した場合、市及び消防局は、県及び医療関係機関等と連携して、現場付近に救護所及び救護指揮所を設置し、医療救護班や災害医療コーディネータを確保して、医療救護活動を統括するとともに、医療機関への搬送体制を確保する。

遭難機が国際線であることが判明した場合は、県を通じて成田空港検疫所等と連携して防疫活動を行う。



## 第7節 ライフライン施設災害対策

項 目	担 当
第1 ライフライン施設災害対策	本部班、上下水道班、東京電力パワーグリッド株式会社、東京ガス株式会社、大東ガス株式会社
第2 生活支援対策	本部班、市民班、上下水道班、教育班、東京電力パワーグリッド株式会社、東日本電信電話株式会社、東京ガス株式会社、大東ガス株式会社

### 第1 ライフライン施設災害対策

大規模な停電、断水等、ライフライン供給の重大な支障が生じた場合には、各事業者が災害対策本部を設置して復旧活動にあたる。

市は、情報連絡等の活動を行うため、本部班を中心とした体制を確保する。

なお、ライフライン施設の災害応急対策活動は、震災応急対策計画の第16節に準ずる。

### 第2 生活支援対策

市は、ライフラインが停止し、都市生活が困難となった市民に対し、必要に応じて、事業者と協力して、給水活動、食料・生活必需品等の供給等を行う。

それらの活動の実施要領は、震災応急対策計画第12節に準ずる。



# 朝霞市地域防災計画

## 災害復旧復興計画編

### 第1章 災害復旧復興計画



## 災害復旧復興計画編の目次

<b>第1章 災害復旧復興計画</b> .....	<b>1 (327)</b>
<b>第1節 迅速な災害復旧</b> .....	<b>3 (329)</b>
第1 災害復旧事業計画の作成 .....	3 (329)
第2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成 .....	3 (329)
第3 災害復旧事業の実施 .....	6 (332)
<b>第2節 計画的な災害復興</b> .....	<b>7 (333)</b>
第1 災害復興対策本部の設置 .....	7 (333)
第2 災害復興計画の策定 .....	7 (333)
第3 災害復興事業の実施 .....	8 (334)
第4 特定大規模災害時の措置 .....	8 (334)
<b>第3節 生活再建等の支援</b> .....	<b>9 (335)</b>
第1 被災者の生活確保 .....	9 (335)
第2 被災者等への融資等 .....	11 (337)
第3 義援金品の受入れ・配分 .....	12 (338)



# 第1章 災害復旧復興計画

第1節 迅速な災害復旧

第2節 計画的な災害復興

第3節 生活再建等の支援





## 第1節 迅速な災害復旧

項 目	担 当
第1 災害復旧事業計画の作成	総括部、各部
第2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成	総括部、各部
第3 災害復旧事業の実施	各部

### 第1 災害復旧事業計画の作成

市所管各部は、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分調査・検討し、それぞれが所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成するとともに、通常業務をできるだけ早く復旧させることに努める。

復旧事業計画の策定にあたっては、被災原因、被災状況等を的確に把握し、事業期間の短縮に努める。また、新たに災害の防止に努めるよう県各部局、国と十分連絡調整を図る。

なお、総括部は、各部が作成する個別の事業計画のとりまとめを行い、各事業推進上の財政面での調整や助言を行う。

災害復旧事業計画の種類は以下に示すとおりである。

- ① 公共土木施設災害復旧事業計画
- ② 農林水産業施設災害復旧事業計画
- ③ 都市災害復旧事業計画
- ④ 上水道災害復旧事業計画
- ⑤ 下水道災害復旧事業計画
- ⑥ 住宅災害復旧事業計画
- ⑦ 社会福祉施設災害復旧事業計画
- ⑧ 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- ⑨ 学校教育施設災害復旧事業計画
- ⑩ 社会教育施設災害復旧事業計画
- ⑪ 復旧上必要な金融その他の資金計画
- ⑫ その他の計画

### 第2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成

各部は、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成するとともに、国又は県が費用の全部又は一部を負担又は援助するものについては、財政援助及び助成計画を作成して、復旧事業費の査定実施が速やかに行えるよう努める。

なお、総括部は、各部が作成する個別の事業計画のとりまとめを行い、各事業推進上の財政面での調整や助言を行う。

#### 1 法律に基づく財政援助措置

国は、法律又は予算の範囲内において、国及び県が全部又は一部を負担し又は補助する。財政援助根拠法令は次のとおりである。

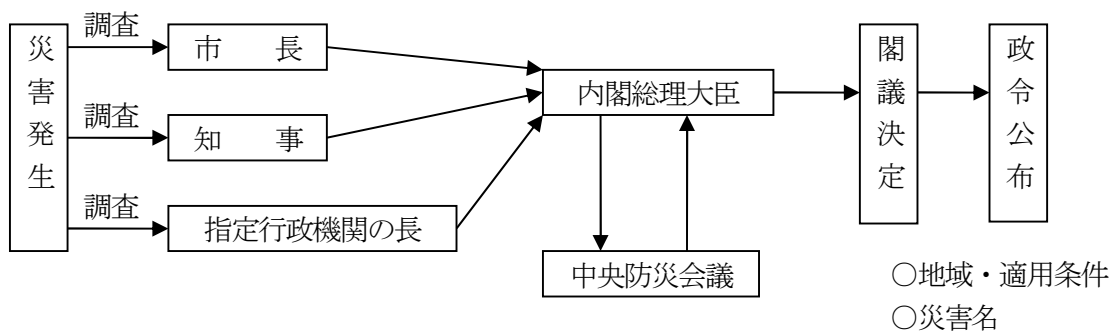
- ① 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- ② 公立学校施設災害復旧国庫負担法
- ③ 公営住宅法

- ④ 土地区画整理法
- ⑤ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- ⑥ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ⑦ 予防接種法
- ⑧ 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき予算の範囲内で事業費の2分の1を国庫補助する。
- ⑨ 農林水産業施設災害復旧事業国庫補助の暫定措置に関する法律
- ⑩ 県が管理している公立公園施設に関する災害復旧助成措置

## 2 激甚災害に係る財政援助措置

市及び県は、著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号）（以下「激甚法」という。）の指定を受け、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

激甚災害の基準については、「激甚災害指定基準」（昭和37年12月7日・中央防災会議決定）と「局地激甚災害指定基準」（昭和43年11月22日・中央防災会議決定）の2つがあり、この基準により指定を受ける。



■激甚災害指定の流れ

■激甚法による財政援助

助成区分	財政援助を受ける事業等
公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共土木施設災害復旧事業</li> <li>・公共土木施設復旧事業関連事業</li> <li>・公立学校施設災害復旧事業</li> <li>・公営住宅災害復旧事業</li> <li>・生活保護施設災害復旧事業</li> <li>・児童福祉施設災害復旧事業</li> <li>・老人福祉施設災害復旧事業</li> <li>・身体障害者更正援助施設災害復旧事業</li> <li>・知的障害者援護施設災害復旧事業</li> <li>・女性保護施設災害復旧事業</li> <li>・感染症指定医療機関災害復旧事業</li> <li>・感染症予防事業</li> <li>・堆積土砂排除事業</li> <li>・湛水排除事業</li> </ul>
農林水産業に関する特別の助成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置</li> <li>・農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例</li> <li>・開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助</li> <li>・天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例</li> <li>・森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助</li> <li>・森林災害復旧事業に対する補助</li> <li>・土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助</li> </ul>
中小企業に関する特別の助成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業信用保険法による災害関係保証の特例</li> <li>・小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例</li> <li>・事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助</li> </ul>
その他の財政援助及び助成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助</li> <li>・私立学校施設災害復旧事業に対する補助</li> <li>・市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例</li> <li>・り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例</li> <li>・小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等</li> <li>・母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例</li> <li>・水防資材費の補助の特例</li> <li>・雇用保険法による求職者給付に関する特例</li> </ul>

3 激甚災害に関する調査

市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

### 第3 災害復旧事業の実施

---

各部は、災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、復旧に必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等活動体制について必要な措置を早期に行う。復旧事業の事業費が決定され次第、速やかに事業が実施できるよう措置し、復旧事業の実施効率を上げるよう努める。

また、復旧事業の実施にあたっては、緊急といえども関係住民に対して理解を得られるように努める。

なお、災害復旧工事における労働災害を防止するため、災害復旧工事現場に対し監督指導等を行う。

## 第2節 計画的な災害復興

項目	担当
第1 災害復興対策本部の設置	本部班、各部
第2 災害復興計画の策定	本部班、各部
第3 災害復興事業の実施	各部
第4 特定大規模災害時の措置	各部

### 第1 災害復興対策本部の設置

市は、被災状況を速やかに把握し、災害復興の必要性を確認した場合は、市長を本部長とする「災害復興対策本部」を設置する。

### 第2 災害復興計画の策定

#### 1 災害復興方針の策定

本部班は、学識経験者、有識者、市議会議員、市民代表、行政関係職員より構成される「災害復興検討委員会」を設置し、災害復興方針を策定する。方針決定後は、速やかにその内容を市民に公表する。

#### 2 災害復興計画の策定

各部は、災害復興方針に基づき、具体的な災害復興計画を策定する。災害復興計画では、市街地復興に関する計画、産業復興に関する計画、生活復興に関する計画及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。

#### ■復興計画の項目例

都市の復興計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築制限実施計画</li> <li>・ 時限市街地の形成計画</li> <li>・ 復興対象地区の設定</li> <li>・ 復興まちづくり計画の策定</li> <li>・ 復興事業の推進施策</li> </ul>
住宅の復興計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自力再建支援策</li> <li>・ 公的住宅供給施策</li> </ul>
産業の復興計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小企業、農林業者等の支援策</li> <li>・ 地場産業等の復興支援策</li> <li>・ 雇用、就業の回復対策</li> </ul>
くらしの復興計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療、福祉、保健機能の回復策</li> <li>・ 学校教育、社会教育機能の回復策</li> <li>・ 消費者保護対策</li> </ul>

### 第3 災害復興事業の実施

---

#### 1 市街地復興事業のための行政上の手続きの実施

##### (1) 建築基準法第84条建築制限区域の指定

県は、被災した市街地で土地区画整理の必要が認められる場合には、建築基準法第84条による建築制限区域の指定を行う。

##### (2) 被災市街地復興特別措置法上の手続き

本部長（市長）は、被災市街地復興特別措置法第5条の規定による被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限等を行う。

被災市街地復興推進地域の指定は、通常の都市計画決定の手続きと同様の手順で行う。

#### 2 災害復興事業の実施

市は、災害復興に関する専管部署を設置し、当該部署を中心に災害復興計画に基づき、災害復興事業を推進する。

県は、市が行う災害復興事業の技術的、財政的な支援を実施する。

県及び市は、地域の復興を迅速に行うため、あらかじめ、復興手続きについて検討を行う。

### 第4 特定大規模災害時の措置

---

大規模災害からの復興に関する法律に基づく特定被災市となった場合は、必要に応じて県と共同して国の基本方針に即した復興計画を策定し、また、復興協議会を組織して復興整備事業の許認可の緩和等の特別措置の適用を受け、市街地開発事業、土地改良事業等を実施する。

なお、特定大規模災害等による被害により、行政機能の低下や専門知識を有する職員が不足する場合は、同法に基づき、復興を図るために必要な都市計画の決定や変更について県知事に対して代行を要請するほか、復興計画の作成や復興整備事業の実施等に必要となる人員が中長期的に不足する場合は、同法に基づき、関係地方行政機関の長に対して当該関係地方行政機関の職員の派遣を要請する。

## 第3節 生活再建等の支援

項目	担当
第1 被災者の生活確保	調査班、市民班、建設活動班、朝霞公共職業安定所、県、日本郵便株式会社朝霞郵便局
第2 被災者等への融資等	市民班、福祉班、県、県社会福祉協議会、住宅金融支援機構
第3 義援金品の受入れ・配分	財務・情報班、福祉班

### 第1 被災者の生活確保

#### 1 被災者に対する職業あっせん等

埼玉労働局（朝霞公共職業安定所）及び県は、次の対策を行う。市民班は、被災者等にこれらの情報を提供する。

##### (1) 埼玉労働局

- ① 災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、災害の状況に応じて、以下の措置を行う。
  - ア 臨時職業相談窓口の設置
  - イ 公共職業安定所に出向くことが困難な地域における臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施
  - ウ 職業訓練受講指示・職業転換給付金制度の活用等
  - エ 災害救助法が適用された市町村長から労務需要があった場合の労働者のあっせん
- ② 雇用保険の失業給付に関する措置
  - ア 証明書による失業の認定
  - イ 激甚災害による休業者に対する基本手当の支給
- ③ 災害により事業主が倒産等の状態に陥り、労働者に賃金を支払うことができなくなった場合、「賃金の支払確保に関する法律」の要件を満たす限り、雇用者の請求に応じ、速やかに不払いとなった賃金のうち一定額を立替するための手続をとる。

##### (2) 県

被災者の就職を支援するため、高等技術専門校において職業訓練を実施する。

#### 2 市税等の徴収猶予及び減免の措置

関係各班は、被災者の納付すべき市税等について、徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

また、国及び県も同様の措置をとる。

### 3 郵政事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策

日本郵便株式会社朝霞郵便局は、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、次のとおり、郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び救護対策を迅速かつ的確に実施する。

郵便関係	① 被災者に対する郵便葉書などの無償交付 ② 被災者が差し出す通常郵便物の料金免除 ③ 被災地あて救助用郵便物の料金免除 ④ 利用の制限及び業務の停止
郵便貯金関係	① 被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除 ② 郵便貯金業務の非常取扱い
簡易保険関係	① 簡易保険業務の非常取扱い ② 簡易生命保険資金による災害応急融資

### 4 生活必需品の安定供給の確保

県は、大規模災害発生後の生活必需品等の価格及び需給動向の把握に努め、状況により特定物資の指定を行い、適正な価格で売り渡すよう指導し、必要に応じ勧告又は公表を行う。

生活必需品等の著しい不足、価格の異常な高騰等を防ぐことを目的として、国、他の都道府県及び事業者団体に対し、必要に応じ、情報提供、調査、集中出荷及びその他の協力要請を行う。

市民班は、県の活動に協力する。

### 5 災害公営住宅の建設等

大規模な災害が発生し、自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、住宅被害の状況、被災者の要望等に応じ、公営住宅法に基づく災害公営住宅を建設若しくは買取又は被災者へ転貸するために借り上げる。

市は、低所得り災世帯のため、国庫から補助を受け整備し入居させる。

建設活動班は、県の指導のもと、災害公営住宅の建設等を行う。

### 6 被災者生活再建支援

市民班は、「被災者生活再建支援法」（平成10年法律第66号）に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活再建支援金を支給する。

また、被災者生活再建支援法等の対象とならない災害については、「埼玉県・市町村被災者安心支援制度」を活用し、被災者生活再建支援法と同様の支援金を支給する。

その他、災害救助法が適用とならなかった地域の半壊世帯には、「埼玉県・市町村半壊特別給付金」を支給する。

#### (1) 被災者生活再建支援法の対象災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、地震、噴火、地滑りその他の自然災害で、次のいずれかに該当する場合

- ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町村における自然災害
- ② 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害
- ③ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害
- ④ ①又は②の被害が発生した都道府県の他の市町村（人口10万人未満に限る）で5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害



- ⑤ ③又は④の都道府県の区域に隣接する都道府県内の市町村（人口10万人未満に限る）で①～③のいずれかに隣接し5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害
- ⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）又は2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る）における自然災害

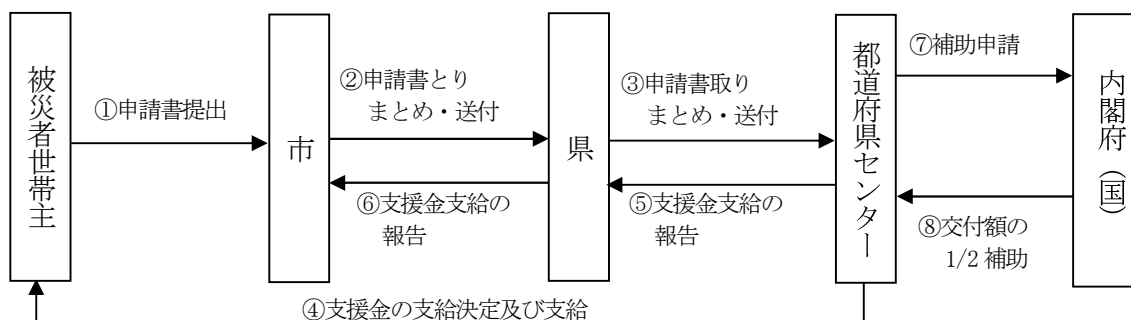
**(2) 支援金の支給世帯**

自然災害により被害を受けた世帯に被災者生活再建支援金が支給される。

- ① 居住する住宅が全壊した世帯
- ② 居住する住宅が半壊又は敷地に被害が生じ、倒壊防止等の事由により住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が見込まれる世帯
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）
- ⑤ 住宅が半壊し、相当規模の補修をしなければ居住が困難な世帯（中規模半壊世帯）

**(3) 支給手続き**

市は、被災者生活再建支援法が適用された大規模災害で著しい住宅被害を受けた世帯に対し、被災者生活再建支援金の申請を受け付けた上で申請書等の確認を行い、とりまとめて県への報告等を行う。



**第2 被災者等への融資等**

- 【資料編】 2-4 朝霞市災害弔慰金の支給等に関する条例
- 2-5 朝霞市災害見舞金支給規程

**1 被災者個人への融資**

**(1) 生活福祉資金**

県社会福祉協議会は、災害救助法が適用にならない災害によって被災した所得の低い者に対し、速やかに自力更正の一助となるよう、生活福祉資金貸付制度により、民生委員・児童委員及び市社会福祉協議会の協力を得て、災害援護資金及び住宅資金の貸付を予算の範囲内で行う。

なお、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、原則としてこの資金の貸付対象とならない。

**(2) 住宅復興資金**

住宅金融支援機構は、大災害により住宅に被害を受けた者に対し、住宅金融公庫法の規定に基づき、災害復旧住宅資金の融資を適用し、建設資金又は補修資金の貸付を行う。

### (3) 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

福祉班は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、自然災害（以下「災害」という。）により死亡した者の遺族に対しては災害弔慰金を、災害により精神又は身体に重度の障害を受けた者に対しては災害障害見舞金を支給し、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対しては災害援護資金を貸し付ける。また、朝霞市災害見舞金支給規程に基づき、自然災害により死亡又は負傷した場合、住家が全壊、全焼、流出、半壊、半焼又は床上浸水した場合に、見舞金を支給する。

## 2 被災中小企業への融資等

関係機関は、被災した中小企業の再建を促進するための資金対策として、一般金融機関及び政府系金融機関による施設の復旧に必要な資金並びに事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう、次の措置を実施する。

市民班は、被災者等にこれらの情報を提供する。

- ① 災害復旧資金貸付（株式会社日本政策金融公庫、商工組合中央金庫）
- ② 災害復旧高度化資金（県、中小企業基盤整備機構）
- ③ 小規模企業設備資金（県）
- ④ 中小企業体質強化資金（県）
- ⑤ 経営安定関連保証（信用保証協会）
- ⑥ 災害関係特例保証（信用保証協会）

## 3 被災農林漁業関係者への融資等

関係機関は、災害により被害を受けた農林漁業者又は団体に対し復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災融資法、株式会社日本政策金融公庫法及び埼玉県農業災害対策特別措置条例により融資する。市民班は、被災者等にこれらの情報を提供する。

- ① 天災融資法に基づく資金融資（県）
- ② 株式会社日本政策金融公庫法による資金貸付（株式会社日本政策金融公庫）
- ③ 埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づく資金融資（県）
- ④ 農業災害補償法に基づく農業災害補償（農業共済組合等）

## 第3 義援金品の受入れ・配分

### 1 義援金品の受入れ

財務・情報班は、義援金受付窓口を設置し、受付記録を作成して保管の手続きを行うとともに、寄託者に受領書を発行する。また、日赤埼玉県支部、ホームページ等を通じて募集を行う。

義援品は、救援物資と同様に扱う。

### 2 義援金の保管及び配分

福祉班は、義援金配分委員会を組織し、送金された義援金を保管し、委員会の配分計画に基づき配分する。寄託された義援金は被災者に配分するまでの間、義援金受付口座に預金保管する。

# 朝霞市地域防災計画

## 資料編



## 資料編の目次

1	連絡先等一覧	1 (343)
1-1	市役所・出張所一覧	1 (343)
1-2	消防署・消防団	1 (343)
1-3	公民館・市民センター一覧	1 (343)
1-4	清掃・し尿処理施設一覧	2 (344)
1-5	その他の市の防災関連施設	2 (344)
1-6	防災関係機関一覧	3 (345)
1-7	自主防災組織一覧	5 (347)
1-8	社会福祉施設一覧	7 (349)
1-9	病院・救急診療所一覧	13 (355)
2	条例等	14 (356)
2-1	朝霞市防災会議条例	14 (356)
2-2	朝霞市防災会議委員一覧	16 (358)
2-3	朝霞市災害対策本部条例	17 (359)
2-4	朝霞市災害弔慰金の支給等に関する条例	18 (360)
2-5	朝霞市災害見舞金支給規程	23 (365)
2-6	朝霞市自主防災資機材給付要綱	25 (367)
2-7	朝霞市防火防災訓練災害補償規則	27 (369)
2-8	朝霞市地域自主防災活動等事業費補助金交付要綱	30 (372)
2-9	朝霞市消火器設置詰替等事業費補助金交付要綱	33 (375)
2-10	朝霞市市民総合災害補償規則	36 (378)
2-11	朝霞市被災建築物応急危険度判定要綱	38 (380)
2-12	朝霞市防災士資格取得支援補助金交付要綱	40 (382)
2-13	朝霞市地域防災アドバイザー設置要綱	42 (384)
2-14	朝霞市医療的ケア児の災害時個別支援計画の作成等に関する要綱	43 (385)
2-15	朝霞市要配慮避難者等宿泊施設利用補助金交付要綱	44 (386)
2-16	朝霞市災害による市営住宅の一時使用に関する要綱	46 (388)
2-17	朝霞市防災行政無線局管理運用基準	48 (390)
2-18	朝霞市災害派遣手当等の支給に関する条例	51 (393)
2-19	避難確保計画策定支援委員会設置要綱	52 (394)
2-20	朝霞市避難行動要支援者支援制度実施要綱	53 (395)
2-21	朝霞市要配慮避難者等宿泊施設利用補助金交付要綱	57 (399)
3	国、県の基準等	59 (401)
3-1	被害の判定基準	59 (401)
3-2	災害救助法による救助の種類、方法、期間等	62 (404)
3-3	米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（抜粋）	67 (409)
3-4	火災・災害等即報要領	68 (410)
3-5	気象庁震度階級関連解説表	79 (421)
3-6	警報・注意報の発表地域区分	82 (424)
3-7	埼玉県被災宅地危険度判定実施要綱	83 (425)
4	災害協定・覚書一覧	85 (427)
5	危険箇所等	90 (432)
5-1	水害ハザードマップ	90 (432)
5-2	内水ハザードマップ	91 (433)

5-3	地震防災マップ	92(434)
5-4	土砂災害ハザードマップ	94(436)
5-5	重要水防箇所・水位観測所	95(437)
6	施設・設備	97(439)
6-1	応急給水所開設場所一覧	97(439)
6-2	小中学校受水槽施設一覧	97(439)
6-3	防災備蓄倉庫一覧	98(440)
6-4	災害対策本部室レイアウト	99(441)
7	避難	100(442)
7-1	避難場所等一覧	100(442)
7-2	浸水想定区域内の要配慮者利用施設	102(444)
7-3	県及び放送事業者の避難情報発令時の情報提供・連絡先	104(446)
8	交通・輸送	105(447)
8-1	市の緊急輸送道路	105(447)
8-2	緊急通行車両標章	107(449)
8-3	災害対策基本法に基づく交通規制表示	108(450)
8-4	市内の特殊通行規制区間	109(451)
9	各種様式	110(452)
9-1	県報告様式	110(452)
9-2	火災・災害等即報要領報告様式	114(456)
9-3	自衛隊災害派遣要請依頼書	120(462)
9-4	自衛隊災害派遣撤収依頼書	121(463)
9-5	避難所運営のための様式	122(464)
9-6	物資食料管理表	126(468)
9-7	緊急通行車両確認申出書	127(469)
9-8	規制除外車両確認申出書	128(470)
9-9	要搜索者名簿	129(471)
9-10	遺体処理票	130(472)
9-11	遺留品処理票	130(472)
9-12	罹災証明申請書・証明書	131(473)
9-13	り災届出証明願及びり災届出証明書	133(475)
10	用語集	134(476)

## 1 連絡先等一覧

### 1-1 市役所・出張所一覧

番号	名 称	所在地	電話番号
1	朝霞市役所	本町 1-1-1	048-463-1111
2	内間木支所	大字浜崎 231-1	048-471-1632
3	朝霞台出張所	西弁財 1-9-26	048-467-1115
4	朝霞駅前出張所	仲町 2-1-6-101	048-452-6000

### 1-2 消防署・消防団

番号	名 称	所在地	電話番号
1	埼玉県南西部消防局消防総務課	溝沼 1-2-27	048-460-0119
2	埼玉県南西部消防局朝霞消防署	溝沼 1-2-27	048-463-0119
3	埼玉県南西部消防局朝霞消防署浜崎分署	大字浜崎字川端 666-1	048-470-1190
4	消防団本部	本町 2-2-30	危機管理室 048-463-1788
5	〃 第1分団	膝折町 2-3-56	048-466-9065
6	〃 第2分団	溝沼 7-13-12	048-463-8066
7	〃 第3分団	岡 2-3-1	048-462-6061
8	〃 第4分団	根岸台 3-1-1	048-462-2235
9	〃 第5分団	本町 2-2-30	048-463-3667
10	〃 第6分団	栄町 4-2-7	048-466-2377
11	〃 第7分団	大字浜崎 231-1	048-475-1766
12	〃 第8分団	大字上内間木 318-1	048-456-2013

### 1-3 公民館・市民センター一覧

番号	名 称	所在地	電話番号
1	中央公民館・コミュニティセンター	青葉台 1-7-1	048-465-7272
2	東朝霞公民館	根岸台 6-8-45	048-463-9211
3	西朝霞公民館	膝折町 4-19-1	048-462-1411
4	南朝霞公民館	溝沼 1-5-24	048-461-0163
5	北朝霞公民館	朝志ヶ丘 1-4-1	048-473-0558
6	内間木公民館	田島 2-18-47	048-456-1055
7	弁財市民センター	西弁財 2-2-3	048-467-1616
8	朝志ヶ丘市民センター	朝志ヶ丘 3-8-16	048-476-5755
9	宮戸市民センター	宮戸 1-2-60	048-472-2134
10	栄町市民センター	栄町 4-4-26	048-466-6515
11	仲町市民センター	仲町 1-2-16	048-464-6810
12	溝沼市民センター	大字溝沼 1057-3	048-461-8885
13	根岸台市民センター	根岸台 2-15-12	048-450-1801
14	膝折市民センター	膝折町 1-7-40	048-462-4531

#### 1-4 清掃・し尿処理施設一覧

番号	名称	所在地	電話番号
1	朝霞市クリーンセンター	大字浜崎 390-45	048-456-1593
2	朝霞地区一部事務組合 し尿処理場	大字根岸 770	048-467-9921

#### 1-5 その他の市の防災関連施設

番号	名称	所在地	電話番号
1	水道庁舎・泉水浄水場	泉水 2-13-1	048-462-3366 (時間中) 048-463-1204 (時間外)
2	保健センター	本町 1-7-3	048-465-8611
3	ゆめばれす (市民会館)	本町 1-26-1	048-466-2525
4	総合体育館	青葉台 1-8-1	048-465-9811
5	武道館	本町 1-12-3	048-461-7522
6	中央公園陸上競技場	青葉台 1-9-1	048-465-7278
7	中央公園野球場	青葉台 1-9-2	048-465-7277
8	青葉台公園 (テニスコート)	大字膝折 2-30	048-463-1333
9	溝沼学校給食センター	大字溝沼 1029 - 8	048-451-0371
10	浜崎学校給食センター	浜崎 4-13-63	048-473-6291
11	斎場	大字溝沼 1259-1	048-460-0055
12	エコネットあさか (リサイクルプラザ)	大字浜崎 664-2	048-486-0222
13	産業文化センター	大字浜崎 669- 1	048-487-6222
14	図書館 本館	青葉台 1-7-26	048-466-8686
15	図書館 北朝霞分館	大字浜崎 669-1	048-470-6011
16	朝霞市博物館	岡 2-7-22	048-469-2285
17	弁財公園 (テニスコート)	東弁財 3-12	-
18	内間木公園 (テニスコート)	大字上内間木 518-3	048-456-2282
19	溝沼子どもプール	大字溝沼 1033	048-464-0023 (開場時のみ)
20	上野荒川公園 (サッカー場)	大字上内間木 651-1	-
21	城山公園 (バスケットコート)	岡 3-386	-
22	朝霞市クリーンセンター	大字浜崎 390-45	048-456-1593
23	浜崎農業交流センター (農産物直売所)	大字浜崎 18-2	048-473-1504



## 1-6 防災関係機関一覧

### 埼玉県

番号	名称	所在地	電話番号
1	埼玉県危機管理防災部消防課	さいたま市浦和区高砂 3-15-1 危機管理防災センター2F	048-830-8151
2	埼玉県南西部地域振興センター	三原 1-3-1 埼玉県朝霞地方庁舎 2F	048-451-1110
3	朝霞県税事務所	三原 1-3-1 埼玉県朝霞地方庁舎	048-463-1671
4	朝霞保健所	青葉台 1-10-5	048-461-0468
5	西部福祉事務所	坂戸市石井 2327-1	049-283-6780
6	さいたま農林振興センター	さいたま市浦和区北浦和 5-6-5 埼玉県浦和合同庁舎 2F	048-822-2492
7	朝霞県土整備事務所	大字浜崎 678	048-471-4661
8	朝霞警察署	栄町 5-9-5	048-465-0110
9	朝霞駅前交番	本町 2-13-51	048-461-4721
10	北朝霞駅前交番	浜崎 1-1-27	048-471-3111
11	花の木交番	田島 2-16-1	048-456-2150
12	新座防災基地	新座市新塚 5077-5	048-482-2575

### 指定地方行政機関

番号	名称	電話番号
1	関東管区警察局（広域調整第二課）	048-600-6000 内線 5541, 5542
2	関東財務局（総務課）	048-600-1078
3	関東信越厚生局（総務課）	048-740-0711
4	関東農政局（企画調整室）	048-740-0309
5	関東森林管理局（企画調整課）	027-210-1150
6	関東経済産業局（総務課）	048-600-0213
7	関東東北産業保安監督部（管理課）	048-600-0433
8	関東運輸局埼玉運輸支局	048-624-1835
9	東京航空局東京空港事務所（航空管制運航情報官）	03-5757-3022 03-5756-1531（夜間・緊急時）
10	熊谷地方气象台（防災担当）	048-521-5858
11	関東総合通信局（総務課）	03-6238-1623
12	埼玉労働局（総務課）	048-600-6200
13	関東地方整備局（統括防災グループ）	048-600-1333

### 自衛隊

番号	名称	所在地	電話番号
1	陸上自衛隊第三十二普通科連隊	さいたま市北区日進町 1-40-7	048-663-4241

指定公共機関

番号	名 称	所在地	電話番号
1	東日本旅客鉄道（株）北朝霞駅	浜崎 1-1-1	050-2016-1600
2	東日本電信電話（株）埼玉事業部	さいたま市浦和区常盤 5-8-17	048-626-6623
3	日本郵便（株）朝霞郵便局	本町 2-1-32	048-464-1132
4	日本赤十字社埼玉県支部	さいたま市浦和区岸町 3-17-1	048-789-7117
5	NHKさいたま放送局	さいたま市浦和区常盤 6-1-21	048-833-2041
6	日本通運（株）埼玉支店	さいたま市中央区下落合 1079-1	048-822-1111
7	東京電力パワーグリッド（株） 志木支社	志木市幸町 1-8-50	0120-995-442

指定地方公共機関

番号	名 称	所在地	電話番号
1	東武鉄道（株）朝霞駅	本町 2-13-52	048-461-0057
2	〃（株）朝霞台駅	東弁財 1-4-17	048-473-0777
3	（一社）埼玉県トラック協会 朝霞支部	志木市本町 4-11-15 第二高橋ビル 3F 清水運輸（株）	048-475-9071
4	大東ガス（株）	富士見市西みずほ台 1-2-12	049-259-1111
5	（株）テレビ埼玉	さいたま市浦和区常盤 6-36-4	048-824-3131
6	（株）エフエムナックファイブ	さいたま市大宮区錦町 682-2 JACK 大宮 11F	048-650-0795
7	（一社）朝霞地区医師会	本町 1-7-3	048-464-4666
8	（一社）朝霞地区歯科医師会	本町 1-7-3	048-465-2244
9	（一社）朝霞地区薬剤師会	西弁財 1-10-21 ブリランテ朝霞台 312	048-483-4125
10	（一社）埼玉県バス協会	さいたま市浦和区高砂 2-2-15 埼玉交通会館内	048-824-5539
11	（一社）埼玉県LPガス協会	さいたま市浦和区高砂 1-2-1-410 エイペックスタワー浦和オフィス 東館 4F	048-823-2020

その他公共的団体

番号	名 称	所在地	電話番号
1	朝霞市社会福祉協議会	大字浜崎 51-1	048-486-2479
2	あさか野農業協同組合朝霞支店	大字溝沼 466	048-461-0032
3	生活協同組合コープみらい コープデリ朝霞センター	膝折町 4-20-15	048-465-4331
4	朝霞市商工会	大字浜崎 669-1	048-470-5959

## 1-7 自主防災組織一覧

番号	組 織 名	結成年月日
1	県営朝霞幸町団地自主防災会	平成9年4月1日
2	コンフォール東朝霞防災会	平成9年4月6日
3	浜崎親交会自主防災会	平成9年5月1日
4	霞ヶ丘親睦会自主防災組織	平成9年7月1日
5	仲町町内会自主防災会	平成9年9月1日
6	朝霞田島住宅自主防災会	平成10年3月29日
7	浜崎南親和会自主防災会	平成10年4月12日
8	シャルマンコーポ第2朝霞自治会防災会	平成11年9月5日
9	東かすみ台町内会防災会	平成11年6月26日
10	富士見町内会防災会	平成12年2月6日
11	東南部町内会防災部	平成12年3月25日
12	緑ヶ丘親交会自主防災会	平成12年4月1日
13	霞ヶ丘東親和会自主防災会	平成12年4月18日
14	旭通り町内会自主防災部	平成15年4月28日
15	溝沼連合町内会自主防災会	平成16年5月8日
16	溝沼第五町内会自主防災会	平成16年5月8日
17	浜崎団地自治会自主防災推進本部会	平成17年7月20日
18	霞台町内会自主防災会	平成17年10月16日
19	ルネ朝霞台グランアベニュー自治会自主防災団	平成17年11月26日
20	膝折宿町内会自主防災防犯会	平成18年11月4日
21	宮戸町内会防災部	平成19年1月4日
22	向山自治会自主防災会	平成19年10月14日
23	栄町町内会自主防災会	平成20年7月7日
24	藤和志木タワー自主防災組織	平成20年8月1日
25	コープ野村朝霞台自治会自主防災会	平成20年7月1日
26	広沢町内会自主防災会	平成20年8月10日
27	上の原町内会自主防災会	平成20年8月1日
28	朝志が丘住宅自治会防災隊	平成21年2月1日
29	朝志ヶ丘自治会自主防災部	平成21年5月10日
30	城山町内会自主防災部	平成21年5月31日
31	三原連合町内会自主防災会	平成22年5月16日
32	ベルポート朝霞自治会防災会	平成22年10月1日
33	岡町内会自主防災会	平成23年11月25日
34	朝霞台ハウス親和会自主防災会	平成23年11月26日
35	膝折団地自治会自主防災会	平成24年5月1日
36	宮戸立出町内会自主防災会	平成24年11月24日
37	桜ヶ丘町内会防災会議	平成24年11月30日
38	中央町内会自主防災組織	平成25年4月21日
39	ザ・ステイツ志木自主防災組織	平成25年5月26日
40	グローサス朝霞台自主防災会	平成25年12月1日
41	境久保町内会自主防災会	平成26年4月25日
42	東町内会自主防災会	平成26年12月1日
43	モリス朝霞台自主防災組織	平成27年5月31日
44	富士見台自治会防災部	平成27年7月1日
45	下内間木町内会自主防災会	平成28年8月1日
46	田島町内会自主防災会	平成29年10月29日
47	本町霞台町内会・自主防災会	平成30年4月22日
48	宮戸道合自治会自主防災会	平成30年11月21日

番号	組 織 名	結成年月日
49	朝霞根岸台住宅自治会自主防災会	令和4年4月20日
50	ローリエ朝霞朝霞台自治会自主防災会	令和6年9月1日
51	コーラル自治会自主防災会	令和6年10月9日
52	スマートハイムシティ朝霞自治会自主防災会	令和6年10月26日

## 1-8 社会福祉施設一覧

### (1) 老人福祉施設

番号	名称	所在地	電話番号
<b>高齢者福祉施設（市）</b>			
1	朝霞市溝沼老人福祉センター	溝沼 7-13-11	048-464-5488
2	朝霞市浜崎老人福祉センター	大字浜崎 51-1 朝霞市総合福祉センター内	048-486-2476
3	朝霞市高齢者住宅 けやき荘	朝志ヶ丘 4-5-10	長寿はつらつ 課
4	朝霞市高齢者住宅 つつじ荘	根岸台 1-5-26	
5	朝霞市朝志ヶ丘高齢者地域交流室	朝志ヶ丘 1-4-2	
6	朝霞市栄町高齢者地域交流室	栄町 3-1-15 コトー朝霞中央公園 101	048-463-1921
<b>介護老人福祉施設</b>			
7	特別養護老人ホーム 朝光苑	青葉台 1-10-32	048-465-3255
8	特別養護老人ホーム 内間木苑	大字上内間木 498-4	048-458-2021
9	特別養護老人ホーム ハレルヤ	溝沼 1-5-6	048-466-2883
10	特別養護老人ホーム 花水木の里	大字宮戸 24-1	048-485-9641
11	特別養護老人ホーム 朝霞苑	大字溝沼 1231-2	048-485-8873
<b>介護老人保健施設</b>			
12	介護老人保健施設 つつじの郷	大字下内間木 1363-1	048-458-1117
13	介護老人保健施設 グリーンビレッジ朝霞台	大字宮戸 3	048-486-6622
14	介護老人保健施設 ケアライフ朝霞	溝沼 2-4-10	048-467-1711
<b>特定施設入居者生活介護</b>			
15	ベストライフ朝霞	幸町 2-17-8	048-458-5521
16	ふるさとホーム朝霞	根岸台 7-42-18	048-458-6100
17	朝霞ケアパークそよ風	宮戸 3-7-5	048-470-4120
18	コンフォルト朝霞	溝沼 1-5-2	048-423-0686
19	ニチイホーム 朝霞	朝志ヶ丘 1-7-12	048-470-5015
20	介護付有料老人ホーム みんなの家・朝霞膝折	膝折町 1-9-19	048-451-0200
21	イリーゼ朝霞	本町 1-38-7	048-451-3301
22	介護付有料老人ホーム プレザンメゾン朝霞	根岸台 7-48-77	048-460-3021
23	SOMPOケア ラヴィーレ朝霞	三原 5-3-69	048-460-4165
<b>認知症対応型共同生活介護</b>			
24	グループホーム 彩花	大字溝沼 806-1	048-423-4501
25	グループホーム ときわ	大字宮戸 1614	048-487-8170
26	グループホーム ひいらぎの里	岡 3-17-60	048-469-5946
27	グループホーム 桜ヶ丘	幸町 1-11-7	048-450-2300
28	トゥルーケアGHつつじの里	浜崎 4-1-64	048-485-2378
29	ミアヘルサきずなホーム朝霞	溝沼 7-8-30	048-458-0812

※市の施設と入所（入居）施設を掲載しています。

## (2) 障害者施設

番号	名称	所在地	電話番号
1	あさか向陽園	青葉台 1-10-60	048-466-1411
2	エムケーホームみんなの希望の家	宮戸 4-5-35	048-475-3011
3	成る実寮	宮戸 3-8-4	048-437-4561
4	ふれんず	泉水 2-12-2 第3サンビレッジ泉水 102・103	048-234-5660
5	グループホームつぐみ	溝沼 7-10-7	048-213-0694
6	クリード朝霞	大字浜崎 656-1	048-486-1231
7	オープン・ハート朝霞台	三原 1-4-1	048-424-8105
8	生活ホーム 朝霞青年寮	西弁財 1-7-17	048-466-1381
9	朝光苑障害者短期入所事業所	青葉台 1-10-32	048-465-3255
10	介護老人保健施設 つつじの郷	大字下内間木 1363-1	048-458-1117
11	はあとびあ福祉作業所	大字浜崎 51-1	048-486-2472
12	朝霞市障害者ふれあいセンター あさか福祉作業所	大字上内間木 493-9	048-456-1400
13	ひまわり工房	大字宮戸 17	048-487-7916
14	なかよしかふえ	朝志ヶ丘 1-2-6-108	048-476-6386
15	くれいん	大字浜崎 656-2	048-486-1231
16	リライト	仲町 1-1-30 サンロード朝霞 3F	048-468-5322
17	ポコポコプカブカ	本町 1-8-7 綿谷ビル 2F	048-458-0690
18	多機能型事業所つばさ工房	北原 1-2-18 プレジデント朝霞台Ⅱ 101・401	048-423-8802
19	はあとびあ福祉作業所	大字浜崎 51-1	048-486-2481
20	リロード	幸町 2-1-2-2F	048-464-7811
21	リハスワークあさか	仲町 2-2-44 パールウイング 9階A	048-483-4790
22	ウェルビー朝霞台駅前センター	浜崎 1-3-6 ル・クール 3 F 301	048-486-6577
23	C o c o r p o r t 朝霞台 O f f i c e	東弁財 1-7-30 KOYOBUILDING4F	048-424-8439
24	C o c o r p o r t 北朝霞 O f f i c e	西原 1-4-32 ドレイク北朝霞スカイオアシス 1 F	048-424-7342
25	自立生活援助事業所キラキラ朝霞	本町 1-7-17 ツインズハウスⅡ-101	048-423-6750
26	ぱれっと	溝沼 6-15-20	048-467-1539
27	レモンの木	仲町 2-2-19 リンクスビル 5階	048-466-0778
28	れすと	三原 2-29-11	048-462-2310
29	ひかりぎスタジオ朝霞	本町 2-4-25 T-BLD朝霞 3 F	048-485-1207
30	児童発達支援・放課後等デイサービス事業所P a l	本町 1-38-38	048-424-8504
31	ひかりぎスクール朝霞	本町 2-6-4 前田ビル 2F	048-486-9387
32	アートチャイルドケアSEDスクール朝霞台	浜崎 1-3-10A X-1 ビル 201	048-423-0132
33	児童発達支援元気キッズ朝霞教室	岡 1-15-2	048-452-6007
34	A B A 児童発達支援・放課後等デイ療育ぷーあーぷー朝霞台	東弁財 3-17-1 ロイヤルコーポ渡辺 110	048-485-8211
35	P a l 膝折教室	膝折町 1-10-8	048-424-8875
36	ひかりぎ朝霞台	西原 2-12-6-2F	048-473-2070

番号	名 称	所在地	電話番号
37	児童発達支援元気キッズP S C	根岸台 5-3-52	048-451-5055
38	コペルプラス朝霞台教室	浜崎 1-3-19 ソルティア朝霞台 1 F	048-487-9205
39	F r i e n d s 朝霞	溝沼 7-4-55	048-475-9595
40	アートチャイルドケア S E D スクール朝霞駅前	青葉台 1-3-2 青葉台メディカルプラザG 区画	048-424-2592
41	あすてらす朝霞	根岸台 6-8-20 甲斐ヴィレッジ	048-423-2784
42	P a l α あさか台	西弁財 2-5-12	048-485-8877
43	ハビー朝霞台教室	浜崎 1-3-6 ル・クール 3 F 301	048-487-7612
44	こぱんはうすさくら志木教室	三原 3-33-40W J・A-10 ビル 201	048-260-6215
45	児童発達支援センター元気キッズチルズ	大字浜崎 79-1	048-260-6312
46	てらびあぼけつと朝霞駅前教室	本町 2-5-33 協和商事第一ビル 2 F	048-458-3093
47	児童デイサービスまはろ朝霞台	東弁財 1-2-3	048-458-5101
48	児童発達支援・放課後等デイサービス事業所 P a l	本町 1-38-38	048-424-8502
49	A B A 児童発達支援・放課後等デイ療育ぶーあーぶー朝霞台	東弁財 3-17-16 ロイヤルコーポ渡辺 110	048-485-8211
50	P a l 膝折教室	膝折町 1-10-8	048-424-8875
51	児童発達支援元気キッズP S C	根岸台 5-3-52	048-451-5055
52	コペルプラス朝霞台教室	浜崎 1-3-19 ソルティア朝霞台 1 F	048-487-9205
53	F r i e n d s 朝霞	溝沼 7-4-55	048-475-9595
54	P a l α あさか台	西弁財 2-5-12	048-485-8877
55	児童発達支援センター 元気キッズチルズ	大字浜崎 79-1	048-260-6312
56	P a l 教室 N E O	膝折町 1-10-8 ヴィラアメニティ 103	048-458-3955
57	アートチャイルドケア S E D スクール朝霞台	浜崎 1-3-10 A X-1 ビル 201	048-423-0132
58	P a l 教室 U p	東弁財 1-3-4 2 F	048-485-8829
59	児童発達支援元気キッズ朝霞教室	岡 1-15-2	048-452-6007
60	放課後等デイサービスまいまい 1	西弁財 1-6-30 I M T 朝霞ビル 1 F	048-485-9911
61	児童デイサービスまはろ朝霞台	東弁財 1-2-3	048-458-5101
62	放課後等デイサービスさくらんぼ	三原 2-22-8	048-424-5720
63	クローバーよつばのいえ朝霞	栄町 3-5-15 クリオ朝霞式番館 112	048-423-9325
64	放課後等デイサービスまいまい 2	本町 3-1-15 アウルビル 2 F	048-458-3451
65	ひかりぎスタジオ朝霞	本町 2-4-2 T-B L D 朝霞 3 F	048-485-1207
66	児童発達支援・放課後等デイサービス事業所 P a l	本町 1-38-38	048-424-8504
67	たまみずき朝霞	本町 1-8-2 カーサモア朝霞 2 F	048-423-0549
68	放課後等デイサービスまいまい 3	泉水 3-3-6 第 7 サンビレッジ泉水 103	048-486-9180
69	ひかりぎ朝霞台	西原 2-12-6 2 F	048-473-2070
70	放課後等デイサービスすくすくすてっぷ朝霞	本町 2-6-19	050-6865-7474
71	クローバーよつばのいえ朝霞駅前	本町 2-13-6 朝陽ビル 4 F	048-423-7902
72	ひかりぎスクール朝霞台	浜崎 1-3-19 ソルティア朝霞台 2 F	048-260-6391

## (3) 児童福祉施設

番号	名 称	所在地	電話番号
1	はまさき児童館	大字浜崎 51-1 (はあとぴあ内)	048-486-2477
2	きたはら児童館	北原 2-8-11	048-471-7140
3	みぞぬま児童館	溝沼 7 - 13 - 11	048-450-0858
4	ねぎしだい児童館	根岸台 2 - 15 - 12	048-450-1815
5	ひざおり児童館	膝折町 1-7-40	048-458-6969
6	ほんちょう児童館	本町 2-3-22	048-487-8582
7	本町放課後児童クラブ	本町 1-25-1	048-463-4433 048-463-4446
8	朝志ヶ丘放課後児童クラブ	北原 2-6-39	048-473-8718
9	岡放課後児童クラブ	岡 3-17-64	048-464-8281
10	膝折放課後児童クラブ	膝折 4-11-26	048-463-9152 048-463-9168
11	栄町放課後児童クラブ	栄町 5-1-50	048-463-8670 048-469-6531
12	浜崎放課後児童クラブ	大字浜崎 220-1	048-474-7125 048-472-2885
13	泉水放課後児童クラブ	泉水 3-16-1	048-465-0818
14	幸町放課後児童クラブ	幸町 1-6-9	048-467-4760
15	根岸台放課後児童クラブ	大字台 295-1	048-467-0131
16	溝沼放課後児童クラブ	大字溝沼 828-1	048-458-5520 048-458-5530
17	本町アンジュクラブ	本町 1-32-18	048-423-2695
18	たまみずきっず栄町	栄町 4-6-5	048-423-8806
19	あさかだいアンジュクラブ	西原 1-2-45 シャンボール朝霞台 4F	048-485-8038
20	さつき放課後児童クラブ	本町 2-4-25 T - B L D朝霞ビル 2 F	048-423-5239
21	キッズクラブさいか本町	本町 1-29-44	048-424-4389
22	東弁財ぞうさん放課後児童クラブ	東弁財 3-13-6 ガーデンサラス 1 F	090-3725- 3221
23	キッズクラブさいか本町あおぞら・つばさ	本町 3-4-6	048-458-3554
24	たまみずきっず溝沼	溝沼 5-17-1	048-424-7355
25	キッズクラブあさか浜崎	浜崎 4-1-58	048-487-8181
26	キッズクラブさいか本町けやき	本町 2-7-28 ミュージション朝霞本町 1 F	048-485-8299
27	GENKIKIDS CANVAS (元気キッズキャンバス)	仲町 2-2-38 アウステル 2 F	048-486-9967
28	西弁財ぞうさん放課後児童クラブ	西弁財 1-3-6 西弁財ビル 1 F	080-9355-7380
29	朝霞幼稚園	幸町 3-5-16	048-463-7915
30	菩提樹の森幼稚園	膝折町 1-16-17	048-461-0240
31	さいか幼稚園	西弁財 1-6-17	048-461-6039
32	あさか台幼稚園	根岸台 7-2-6	048-461-6753
33	根岸幼稚園	根岸台 4-8-38	048-461-7112



番号	名 称	所在地	電話番号
34	朝霞花の木幼稚園	田島 1-12-1	048-456-0055
35	朝霞なかよし幼稚園	北原 2-7-16	048-472-5739
36	朝霞たちばな幼稚園	宮戸 3-7-1	048-473-8787
37	浜崎保育園	大字浜崎 662--1	048-471-0394
38	東朝霞保育園	根岸台 1-5-27	048-461-6011
39	溝沼保育園	溝沼 7-13-11	048-463-7165
40	本町保育園	本町 1-20-4	048-464-3750
41	根岸台保育園	根岸台 8-2-41	048-464-8710
42	北朝霞保育園本園	朝志ヶ丘 1-3-26	048-474-2530
43	北朝霞保育園分園	朝志ヶ丘 1-5-40	048-486-5774
44	栄町保育園	栄町 1-5-43	048-465-3811
45	泉水保育園	泉水 2-12-11	048-465-9625
46	さくら保育園	大字溝沼 435--1	048-469-7061
47	宮戸保育園	宮戸 4-6-2	048-486-5562
48	仲町保育園	仲町 2-4-31	048-450-7707
49	大山保育園	宮戸 3-10-45	048-473-6713
50	朝霞しらこぼと保育園	田島 2-4-11	048-456-1100
51	滝の根保育園	溝沼 2-10-24	048-463-5503
52	あさかたんぼぼ保育園	栄町 5-1 - 30	048-467-5191
53	さわらび保育園	本町 1-8-26	048-461-5200
54	朝霞どろんこ保育園	大字浜崎 69-1	048-474-6137
55	ゆりの木保育園	膝折町 1-6-29	048-450-8600
56	太陽と大地のこども保育園	大字岡 44-1	048-483-5334
57	朝霞ゆりかご保育園	西弁財 1-1-2	048-466-1205
58	いずみばし保育園	大字溝沼 863-1	048-487-7223
59	ひまわり保育園	根岸台 2-2-6	048-487-8686
60	朝霞ひだまりの森保育園	栄町 4-4-8	048-423-4492
61	第二あさかたんぼぼこども園	大字溝沼 1336-4	048-423-8631
62	三原どろんこ保育園	三原 3-23-2	048-486-7470
63	あさしがおかアンジュこども園	朝志ヶ丘 3-7-47	048-473-8650
64	仲町どろんこ保育園	仲町 2-9-48	048-450-3001
65	メリーポピンズ kids 朝霞ルーム	青葉台 1-3-15 リブリ青葉 1 F	048-465-5345
66	メリーポピンズ朝霞台ルーム	東弁財 1-4-7	048-487-4108
67	メリーポピンズ kids 北朝霞ルーム	西原 2-4-17	048-472-2645
68	駅前おれんじベビー保育園	仲町 2-2-38 アウステル 1 F	048-424-5739
69	仲町エンゼル保育室	仲町 2-1-21 ブリランテ 1 F・2 F	048-485-8122
70	白百合園	大字根岸 257-1	048-461-8177
71	朝霞にじいろ保育園	本町 2-4-44	048-462-2216
72	つくし保育園	溝沼 7-9-10	048-487-8851
73	北原保育園	北原 2-10-25	048-485-1197
74	おれんじゆめ保育園	根岸台 5-15-18	048-424-3738
75	あさかだいアンジュ保育園	西原 1-2-45	048-485-8028
76	メリーポピンズ北朝霞ルーム	西原 1-3-31 タウン・ピア西原 1 F 2 号室	048-471-4980
77	保育園元気キッズ第二朝霞岡園	岡 2-10-10	048-450-6115

番号	名 称	所在地	電話番号
78	かえで保育園	東弁財 3-19-7	048-458-8709
79	メリーポピンズ朝霞東口ルーム	仲町 1-1-27	048-465-4995
80	みはら保育園	三原 3-26-11	048-474-5668
81	保育園元気キッズ第二朝霞根岸台園	根岸台 5-2-18	048-487-7955
82	保育園元気キッズ第二あさかりード タウン園	根岸台 3-19-5 ハイムスイート朝霞 1 F	048-486-9546
83	朝霞たんぽぽ保育園なかよし園	本町 2-10-4	048-487-8545
84	よつばゆりかご保育園	西弁財 1-7-11	048-423-6578
85	けやき保育園	本町 2-4-12	048-487-7822

1-9 病院・救急診療所一覧

(埼玉県、令和5年4月1日現在)

救急	医療機関名 所在地 電話番号	診療科目	病床数			
			一般	精神	計	救急病床 (うち専用)
○	朝霞厚生病院 所在地：浜崎 703 電話番号：048-473-5005 FAX 番号：048-475-0549	内、外、消、整、脳、皮、放	85		85	4 (2)
○	医療法人社団武蔵野会 TMG あさか医療センター 所在地：溝沼 1340-1 電話番号：048-466-2055 FAX 番号：048-466-2059	内、消内、呼内、腎臓内科、循 内、小、小外、外、消化器外科、 呼外、整、皮、泌、耳、眼、脳、 婦、麻、形、リハ、放、精、神内、 心療、救急科、緩和ケア内科、 歯外、肛外、血液内科、糖 尿病内科、乳腺外科、小児 泌尿器科、病理診断科	446		446	74 (55)
○	医療法人山柳会 塩味病院 所在地：溝沼 2-4-1 電話番号：048-467-0016 FAX 番号：048-467-0018	内、消内、神内、循内、リハ、 整、呼内、内分泌内科、乳腺外 科、糖尿病内科、肝臓内科	77		77	5 (3)
	朝霞病院 所在地：溝沼 1333-2 電話番号：048-465-1181 FAX 番号：048-465-1183	精、神		101	101	

## 2 条例等

### 2-1 朝霞市防災会議条例

昭和 42 年 6 月 30 日

条例第 20 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、朝霞市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 朝霞市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により権限に属する事務  
(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 指定地方行政機関の職員
- (2) 埼玉県知事の部内の職員
- (3) 埼玉県警察の警察官
- (4) 市の職員
- (5) 市の教育委員会の教育長
- (6) 市の消防団長
- (7) 埼玉県南西部消防局の消防局長
- (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員
- (9) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

6 前項第 8 号及び第 9 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、埼玉県の職員、市の職員、関係公共機関の職員及び知識経験のある者のうちから、市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第 5 条 防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(議事等)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和63年条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成2年条例第28号)

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年条例第29号)

この条例は、平成10年10月1日から施行する。

附 則 (平成10年条例第34号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年条例第14号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年条例第1号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和4年3月25日条例第1号)

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

## 2-2 朝霞市防災会議委員一覧

区 分	機 関 名	職 名
会 長	朝霞市	市 長
1号委員	国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所	所 長
2号委員	埼玉県南西部地域振興センター	所 長
〃	埼玉県朝霞保健所	所 長
〃	埼玉県さいたま農林振興センター	所 長
〃	埼玉県朝霞県土整備事務所	所 長
3号委員	埼玉県朝霞警察署	署 長
〃	〃	警備課長
4号委員	朝霞市	副 市 長
〃	〃	市長公室長
〃	〃	危機管理監
〃	〃	総務部長
〃	〃	市民環境部長
〃	〃	福祉部長
〃	〃	こども・健康部長
〃	〃	都市建設部長
〃	〃	会計管理者
〃	〃	上下水道部長
〃	〃	議会事務局長
〃	〃	学校教育部長
〃	〃	生涯学習部長
〃	〃	監査委員事務局長
5号委員	朝霞市教育委員会	教 育 長
6号委員	朝霞市消防団	団 長
7号委員	埼玉県南西部消防局	消防局長
8号委員	日本郵便(株) 朝霞郵便局	局 長
〃	東京電力パワーグリッド(株) 志木支社	支社長
〃	東日本電信電話(株) 埼玉事業部 埼玉南支店	支店長
〃	大東ガス(株)	常務取締役
〃	東日本旅客鉄道(株) 北朝霞駅	駅 長
〃	東武鉄道(株) 朝霞台駅	駅 長
〃	(一社) 埼玉県トラック協会 朝霞支部	支 部 長
〃	(一社) 朝霞地区医師会 朝霞支部	理 事
9号委員	朝霞市自治会連合会	会 長
〃	朝霞市民生委員児童委員協議会	会 長
〃	朝霞市社会福祉協議会	常務理事
〃	朝霞市男女平等推進審議会	会 長
〃	朝霞市自主防災組織連絡会議	会 長
〃	朝霞市商工会	会 長

## 2-3 朝霞市災害対策本部条例

昭和 42 年 6 月 30 日  
条例第 21 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、朝霞市災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれにあたる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 10 年条例第 26 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年条例第 20 号）

この条例は、公布の日から施行する。

## 2-4 朝霞市災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和49年9月25日  
条例第20号

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた当時、朝霞市の区域内に住所を有した者をいう。

### 第2章 災害弔慰金の支給

#### (災害弔慰金の支給)

第3条 市は、市民が令第1条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

#### (災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

(1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。

(2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

- ア 配偶者
- イ 子
- ウ 父母
- エ 孫
- オ 祖父母

(3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対してなされたものとみなす。

#### (災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあつ



ては500万円とし、その他の場合にあつては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場にいあわせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 災害弔慰金は、次に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため市長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 市長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

### 第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあつては250万円とし、その他の場合にあつては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

### 第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 市は、令第3条に掲げる災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付け限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合
  - ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 150万円
  - イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円
  - ウ 住居が半壊した場合 270万円
  - エ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

- ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150 万円
- イ 住居が半壊した場合 170 万円
- ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。） 250 万円
- エ 住居の全体が滅失し、又は流失した場合 350 万円

(3) 第 1 号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270 万円」とあるのは「350 万円」と、「170 万円」とあるのは「250 万円」と、「250 万円」とあるのは「350 万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は 10 年とし、据置期間はそのうち 3 年（令第 7 条第 2 項括弧書の場合は、5 年）とする。

（保証人及び利率）

第 14 条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は無利子とし、保証人を立てない場合は据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年 1.5 パーセントとする。

3 第 1 項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第 9 条の違約金を包含するものとする。

（償還等）

第 15 条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第 13 条、第 14 条第 1 項及び第 16 条並びに令第 8 条、第 9 条及び第 12 条の規定によるものとする。

## 第 5 章 朝霞市災害弔慰金等支給審査委員会

（朝霞市災害弔慰金等支給審査委員会の設置）

第 16 条 法第 18 条の規定に基づき、朝霞市災害弔慰金等支給審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第 17 条 委員会は、市長からの諮問に応じ、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項について調査審議を行う。

（組織）

第 18 条 委員会は、委員 5 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 医師又は歯科医師
- (2) 弁護士又は司法書士
- (3) 市職員

（委員長）

第 19 条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

（任期）

第 20 条 委員の任期は、2 年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第 21 条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

(庶務)

第 22 条 委員会の庶務は、福祉部福祉相談課において処理する。

(雑則)

第 23 条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

## 第 6 章 補則

(委任)

第 24 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 50 年条例第 20 号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和 50 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 52 年条例第 15 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 5 条の規定は昭和 51 年 9 月 7 日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第 10 条第 1 項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(昭和 53 年条例第 25 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 5 条の規定は昭和 53 年 1 月 14 日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第 10 条第 1 項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(昭和 56 年条例第 19 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 5 条の規定は昭和 55 年 12 月 14 日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第 10 条第 1 項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(昭和 57 年条例第 23 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 9 条、第 10 条及び第 11 条の規定は、昭和 57 年 7 月 10 日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則(昭和 62 年条例第 5 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 13 条第 1 項の規定は、昭和 61 年 7 月 10 日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(平成 3 年条例第 26 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 5 条の規定は平成 3 年 6 月 3 日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第 10 条の規定は当該災害により負傷し、又は疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の第 13 条第 1 項の規定は同年 5 月 26 日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(平成 23 年条例第 13 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 4 条第 1 項の規定は、平成 23 年 3 月 11 日以後に生じ

た災害により死亡した市民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

附 則(平成 31 年 3 月 26 日条例第 14 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第 14 条及び第 15 条第 3 項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則(令和 2 年 3 月 27 日条例第 8 号)

(施行期日)

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 32 年朝霞市条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

## 2-5 朝霞市災害見舞金支給規程

昭和 47 年 3 月 16 日  
規程第 3 号

(目的)

第 1 条 この規程は、市民が災害により被害を受けたときに、被災者又はその遺族に災害見舞金又は弔慰金（以下「見舞金等」という。）を支給し、市民の福祉の増進を図ることを目的とする。

(対象)

第 2 条 市民が次の各号のいずれかに該当するときは、被災者又はその遺族に対し、見舞金等を支給する。

- (1) 火災若しくは爆発又は暴風、豪雨等の自然災害により現に居住する住家に被害を受けたとき。
- (2) 火災若しくは爆発又は暴風、豪雨等の自然災害により死亡し、又は重傷を負ったとき。

(受給資格)

第 3 条 見舞金等の支給を受けることができる者は、災害発生時に住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)による本市の住民基本台帳に記載されている者とする。

2 弔慰金の支給を受けることができる者は、災害発生時に死亡者と同居していた親族又は葬祭を行う者とする。

(支給額)

第 4 条 見舞金等の額は、次のとおりとする。

- (1) 住家が全焼し、全壊し、又は流出した場合 1 世帯につき 10 万円
  - (2) 住家が半焼し、又は半壊した場合 1 世帯につき 6 万円
  - (3) 住家が床上浸水した場合 1 世帯につき 5 万円
  - (4) 負傷した場合（全治 1 月以上の場合に限る。） 1 人につき 6 万円
  - (5) 死亡した場合 1 人につき 10 万円
- 2 前項各号のほか、延焼防止活動により住家が浸水し、又は破損し、一時的にその住家に居住することができなくなった場合においては、1 世帯につき 3 万円を支給するものとする。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、第 1 項第 1 号、第 2 号若しくは第 3 号又は前項に該当する世帯が単身世帯のときの災害見舞金の額は、当該支給額に 2 分の 1 を乗じて得た額とする。

(申請)

第 5 条 市民が第 2 条に規定する被害を被ったときは、災害見舞金等支給申請書（別記様式）により市長に申請するものとする。ただし、市長が特別の事情があると認めた者については、この限りでない。

(支給の決定)

第 6 条 前条の申請があったときは、市長はその内容を直ちに確認し、速やかに支給を決定するものとする。

(支給制限)

第 7 条 見舞金等は、支給の原因となった災害について災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）に基づく救助が適用される場合は、これを支給しないことができ、又は減額して支給することができる。

2 第 4 条第 1 項各号及び第 2 項の支給事由が同一世帯に重複して発生したときは、市長は見舞金等の額を調整して支給することができる。

(見舞金等の返還)

第 8 条 災害の原因が被害を受けた者の故意又は重大な過失によるものであるときは、市長は、見舞金等を支給しない。既に支給した見舞金等があるときは、その返還を命ずることができる。

2 偽りその他不正の手段によって見舞金等の支給を受けたときも前項と同様とする。

(委任)

第 9 条 この規程に定めるもののほか、見舞金等の支給に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規程は、昭和 47 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 50 年規程第 4 号)

この規程は、公布の日から施行し、昭和 50 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 52 年規程第 2 号)

この規程は、昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 55 年規程第 1 号)

この規程は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 62 年規程第 2 号)

この規程は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 2 年規程第 1 号)

この規程は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 4 年規程第 13 号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成 5 年規程第 3 号)

この規程は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 6 年規程第 2 号)

1 この規程は、公布の日から施行する。

2 この規程の施行の際現にあるこの規程による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則(平成 24 年規程第 4 号)

この規程は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

別記様式 省略

## 2-6 朝霞市自主防災資機材給付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、自主防災組織（以下「組織」という。）に対し、予算の範囲内で自主防災資機材（以下「資機材」という。）を給付することにより、災害時の防災活動のより一層の実効性を確保するとともに組織の育成及び充実に資する、もって地域防災力の向上に資することを目的とする。

(給付団体)

第2条 資機材は、組織した団体に対して給付するものとする。

2 組織した団体が、複数の自治会又は町内会の連合で構成している場合は、その構成団体数分を支給することができる。

(給付条件)

第3条 資機材の給付を受ける組織は、次に掲げる条件を備えていなければならない。

- (1) 組織の規約、組織編成等を定めていること。
- (2) 組織に継続性があると認められること。
- (3) 朝霞市内の一定の地域において防災活動を行っていること。

(給付資機材)

第4条 給付する資機材は、別表第1に掲げるものとする。

(給付申請)

第5条 資機材の給付を受けようとする組織は、自主防災資機材給付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、組織の規約、組織編成に関する書類その他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。なお、第2条第2項に該当する場合は、構成団体が分かるものを添付しなければならない。

3 給付の申請は、組織を結成した年度内に申請しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(給付決定等)

第6条 市長は、前条の申請書を受理した場合は、当該申請に係る内容を審査し、資機材の給付が適当と認めるときは、資機材の給付を決定し、申請のあった組織に対して自主防災資機材給付決定通知書（様式第2号）を交付するものとする。

2 資機材の給付は、1組織につき1回とする。

(資機材の受領)

第7条 資機材の給付を受けた組織の代表者は、速やかに自主防災資機材受領書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(使用の制限)

第8条 給付を受けた組織は、当該資機材を次に掲げる活動以外の用に供してはならない。

- (1) 災害時の防災活動
- (2) 防災訓練活動並びに資機材の使用方法の習得及び使用技術の向上等のための活動
- (3) 防災意識の普及啓発活動

(財産の処分制限)

第9条 この要綱により取得した資機材の処分制限期間は5年とする。

(資料等の提出)

第10条 市長は、必要と認めるときは、組織に対し関係資料の提出又は関係者の意見を求めることができる。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 2 月 25 日要綱第 3 号）

（施行期日）

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和 3 年 4 月 1 日要綱第 54 号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表第 1（第 4 条関係）

区 分	資 機 材 名	数 量
情報連絡用	トランジスタメガホン	2
救出救護用	救出工具セット	2
	・ 鉄道バール ・ 番線カッター	
	・ のこぎり ・ シャベル	
	・ ハンマー ・ ロープ等	
	防水シート	10
	担架	2
避 難 用	かまどセット	1

別記様式 省略



## 2-7 朝霞市防火防災訓練災害補償規則

平成8年4月1日  
規則第14号

(趣旨)

第1条 この規則は、市又は市内の自主防災組織が行う防火防災訓練に参加した者が当該防火防災訓練に起因する事故(以下「事故」という。)により死亡し、又は傷害(疾病を除く。以下同じ。)を受けた場合において、市が当該補償対象者に対して法律上の損害賠償責任によらないで行う災害補償(以下「補償」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自主防災組織 市内にある自衛消防組織、婦人防火クラブ、少年消防クラブその他の自主防火防災組織(事業所等の自衛消防組織を除く。)をいう。
- (2) 防火防災訓練 消防訓練、水防訓練その他の防災訓練をいう。
- (3) 補償対象者 次条に規定する防火防災訓練に参加した者をいう。
- (4) 被害者 補償対象者で、事故により死亡し、又は傷害を受けた者をいう。

(補償の対象となる防火防災訓練)

第3条 補償の対象となる防火防災訓練は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 市が行う防火防災訓練で、自主防災組織が参加したもの
- (2) 自主防災組織が行う防火防災訓練で、市長に防火防災訓練計画届出書(別記様式)の提出があり、市長が当該防火防災訓練の必要があると認めたもの
- (3) 第1号又は前号に準ずる方法により実施した防火防災訓練で、市内の町内会、自治会、婦人会等が参加したもの

(補償の種類)

第4条 補償の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡一時金
  - (2) 後遺障害一時金
  - (3) 療養補償
  - (4) 休業補償
- 2 同一の事故により被害者に補償を行う場合においては、死亡一時金及び後遺障害一時金は、重複して支給しない。この場合において、死亡一時金をもってこの規則の定めによる補償とする。

(被害者等への通知)

第5条 市長は、補償対象者が事故により死亡し、又は傷害を受けた場合において補償を行う必要があると認めたときは、被害者又はその遺族に対して補償を受けることができる旨を速やかに通知するものとする。

(死亡一時金)

第6条 市長は、補償対象者が事故により死亡し、又は傷害を受けた場合において当該事故のあった日から180日以内に死亡したときは、死亡一時金として500万円をその遺族に対して支給する。

(死亡一時金の受給遺族及び順位)

第7条 前条に規定する死亡一時金の支給を受けることができる遺族は、被害者の死亡当時の配偶者(婚姻の届出をしていないが、当該被害者の死亡当時、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹とする。

2 死亡一時金の支給を受ける遺族の順位は、次のとおりとする。

- (1) 被害者の死亡当時、主として当該被害者の収入により生計を維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。この場合において、同順位の遺族については配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹の順とし、父母については養父母を先にし、実父母を後にする。

(2) 死亡一時金の支給を受けることができる遺族が2人以上あるときは、これらの者はそのうちの1人を代表者とし、その旨を市長に届け出なければならない。この場合において、当該代表者を死亡一時金の受領者とする。

(後遺障害一時金)

第8条 市長は、補償対象者が事故により傷害を受け、その治癒後180日以内で、かつ、当該事故後1年6月以内において別表第1に定める程度の後遺障害が生じたときは、当該後遺障害の等級を決定し、当該後遺障害の等級に応じて同表金額欄に定める後遺障害一時金を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、被害者が事故後1年6月を経過してもなお治療を要する状態で、かつ、別表第1に定める程度の後遺障害があると認めるときは、当該1年6月を経過する日の前日における医師又は歯科医師（以下「医師等」という。）の診断により後遺障害の等級を決定し、その等級に応じて同表金額欄に定める後遺障害一時金を支給する。

3 別表第1に定める程度の後遺障害が2以上ある場合の後遺障害の等級は、重い後遺障害の等級によるものとする。

4 市長は、既に身体に障害のある補償対象者が事故により後遺障害の程度を加重したときは、加重後の後遺障害が該当する別表第1に定める等級に応じて同表金額欄に定める後遺障害一時金の額から加重前の後遺障害が該当する同表に定める等級に応じて同表金額欄に定める後遺障害一時金の額を差し引いた額を後遺障害一時金として支給する。

(療養補償)

第9条 市長は、補償対象者が事故により傷害を受け、それにより医師等の治療を受けるため病院、診療所に入院した場合は、療養補償として、別表第2に定める入院に要した日数(当該傷害により入院を繰り返したときは、最初の療養のため入院した日から起算して実際に入院に要した日数)に応じて同表金額欄に定める額を支給する。

(休業補償)

第10条 補償対象者が事故により傷害を受け、それにより就業できない場合は、休業補償として1日につき3,000円に休業日数(当該傷害により休業を繰り返したときは、最初に休業した日から起算して実際に休業した日数)を乗じて得た額を支給する。ただし、休業日数が90日を超えるときは、当該休業日数は、90日とする。

(治療を怠った場合等における措置)

第11条 被害者が正当な理由がなくその治療を怠ったために当該傷害が重大になったとき、又は死亡したときは、その者に対する補償については、その影響がなかった場合に相当する補償の額とする。

2 被害者が既に存在していた疾病の影響により、又は当該事故により傷害を受けた後に当該事故と関係なく生じた疾病若しくは傷害の影響により当該傷害が重大となり、又は死亡したときは、前項の規定を準用する。

3 市長は、被害者に重大な過失があるときは、その過失の程度に応じて補償の額を減額することができる。

(適用除外)

第12条 この規則は、次の各号のいずれかに該当する者については、適用しない。

(1) 事業所等の自衛消防組織の業務により防火防災訓練に参加した者

(2) 防火防災訓練の会場までの往路又は帰路で死亡し、又は傷害を受けた者

(3) 防火防災訓練中に休憩があった場合において、この休憩中に傷害(傷害に起因する死亡を含む。)を受けた者

(損害賠償)

第13条 市に法律上の損害賠償責任が生じた事故については、この規則による補償は行わない。この場合において、既に支払った補償金があるときは、当該補償金は損害賠償の額の一部とみなす。

(委任)

第 14 条 この規則に定めるもののほか、補償に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和 3 年 9 月 27 日規則第 23 号)

(施行期日)

1 この規則は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表 略

## 2-8 朝霞市地域自主防災活動等事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大地震等による被害を最小限に防止するための事業を組織的に実施する団体に対して、予算の範囲内において補助金を交付し、もって自主防災活動の推進に資することを目的とする。

(補助対象団体)

第2条 補助対象団体は、朝霞市内に所在する次の団体とする。

- (1) 自治会又は町内会により構成された自主防災組織
- (2) 市長が補助金を交付する対象として認めた団体

2 前項第2号の団体が、複数の自治会又は町内会の連合で構成している場合は、その構成団体数分を交付対象団体とすることができる。

(補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、次のとおりとする。

- (1) 防災訓練、防災に関する研修会等に関する事業（以下「防災訓練等活動事業」という。）
- (2) 防災に関するマップ、マニュアル等の作成等に関する事業（以下「防災啓発事業」という。）
- (3) 災害時に必要な備蓄食糧の整備に関する事業（以下「備蓄食糧整備事業」という。）
- (4) 災害時に自主防災活動を行うために必要な資機材の整備に関する事業（以下「資機材整備事業」という。）
- (5) 自主防災活動に必要な資機材等を保管するための倉庫の設置等に関する事業（以下「防災倉庫設置事業」という。）

2 宗教活動、政治活動又は営利を目的とする活動と認められる事業は、補助対象外とする。

(補助対象経費)

第4条 前条第1項各号に対する補助対象経費は、別表第1のとおりとする。

(補助金額)

第5条 補助金額は、別表第2のとおりとし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付方法)

第6条 第3条第1項第2号、第3号及び第4号の事業については、年度内1回の交付を限度とする。

(補助金交付申請)

第7条 補助対象団体の代表者は、補助金の交付を受けようとするときは、第3条第1項各号に掲げる事業ごとに地域自主防災活動等事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 実施計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類

(補助金交付決定)

第8条 市長は、前条の規定により申請を受けたときはこれを審査し、適当と認めたときは、交付を決定し、交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知する。

(実績報告)

第9条 補助金の交付決定を受けた団体の代表者は、補助の対象となった事業（以下「補助事業」という。）が完了したときは、速やかに地域自主防災活動等事業費補助金実績報告書（様式第5号）に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 実績報告書（様式第6号）
- (2) 収支決算書（様式第7号）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類

- 2 市長は、前項の報告を受けたときはこれを審査し、必要があると認めるときは、資料の提出及び説明を求めることができる。
- 3 前項の規定による審査において、適当と認めるときは補助金の額を確定し、地域自主防災活動等事業費補助金交付変更決定通知書（様式第8号）により第1項の規定による報告を行った団体の代表者に通知するものとする。

（決定の取消し）

第10条 市長は、前条第2項の審査の結果、次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、又は補助金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

- (1) 虚偽その他の不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

（帳簿及び証拠書類の整備及び保管）

第11条 補助金の交付を受けた団体の代表者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びにその収入及び支出に係る証拠書類を整備し、及び保管しなければならない。

- 2 前項の帳簿及び証拠書類は、その補助事業の完了日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成16年4月1日）

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年4月1日）

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

- 2 改正後の第6条第3号の規定は、結成後において防災倉庫設置事業に対する補助金の交付を受けていない補助対象団体であって、防災倉庫を所有していないものにも適用する。

附 則（平成19年4月1日）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年4月1日）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年11月1日）

この要綱は、平成24年11月1日から施行する。

附 則（平成26年4月1日）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日要綱第29号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年5月29日要綱第191号）

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

附 則（平成30年3月23日要綱第26号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和3年4月1日要綱第54号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和４年８月１日要綱第 100 号）  
この要綱は、令和４年８月１日から施行する。

別表 略  
様式 略

## 2-9 朝霞市消火器設置詰替等事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、災害発生時において、迅速な初期消火活動により住民の生命、身体及び財産を火災などの二次災害から守るため、自治会、町内会、自主防災組織（以下、「自治会等」という。）が設置するまちかど消火器又は消火活動に使用した消火器に係る費用の一部を予算の範囲内において補助し、もって市民の防災意識の高揚と自主防災活動の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) まちかど消火器 市民が日常の生活の用に供している道路に面した見やすい場所に設置し、誰でも容易に使用することができる状態で管理された粉末式10型消火器をいう。
- (2) 格納箱等 まちかど消火器を適切に管理するために必要な格納箱及び格納箱を固定するための器具又は台をいう。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、朝霞市内に所在地又は住所を有する団体又は個人で、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りでない。

- (1) 10世帯以上で組織された自治会等
- (2) 消火活動に使用した消火器を所有又は管理しているもの

(補助対象事由)

第4条 補助対象事由は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) まちかど消火器又は格納箱等を新設する場合
- (2) 老朽化により、まちかど消火器又は格納箱等を交換する場合
- (3) まちかど消火器の消火薬剤を詰め替える場合
- (4) 持ち去り又は破損等の被害により、まちかど消火器若しくは格納箱等を交換する場合又は消火薬剤を詰め替える場合
- (5) 消火活動に使用した消火器の交換又は消火薬剤を詰め替えることとなった場合

(補助金額)

第5条 補助金額は、次により算出した額とする。

- (1) 前条第1項第1号、第2号、第4号及び第5号の規定により新設又は交換する場合の消火器1本当たりの補助金の限度額は6,000円とする。
- (2) 前条第1項第1号、第2号及び第4号の規定により新設又は交換する格納箱等1個当たりの補助金の限度額は10,000円とする。
- (3) 前条第1項第3号、第4号又は第5号の規定により消火薬剤を詰め替える場合の消火器1本当たりの補助金の限度額は6,000円とする。

2 前条第1項第1号に規定するまちかど消火器及び格納箱等の補助対象数は、原則として自治会等を構成する世帯の数を10で除した数を限度とする。

(補助金の交付)

第6条 第4条第1項第1号から第3号に係る補助金の交付については年度内1回の交付を限度とする。ただし、同項第4号及び第5号に係る補助金の交付についてはこの限りでない。

(交付申請書)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、消火器設置詰替等事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 第4条第1項第1号から第3号に該当する場合  
ア 既設のまちかど消火器及び格納箱等並びに補助を受けようとするまちかど消火器及び格納箱等の位置図

イ 見積書等の補助対象経費がわかる書類の写し

(2) 第4条第1項第4号に該当する場合

ア 補助を受けようとするまちかど消火器及び格納箱等の位置図

イ 見積書等の補助対象経費がわかる書類の写し

ウ 当該消火器が持ち去り又は破損の被害を受けたものであることを説明する書類

(3) 第4条第1項第5号に該当する場合

ア 見積書等の補助対象経費がわかる書類の写し

イ 当該消火器が火災現場において使用したものであることを消防職員が確認した書類

(4) 前各号のほか、市長が必要とする書類

2 申請書の提出時に、見積書等の原本を提示するものとする。

3 第1項の申請期限は、当該申請事由の生じた日の属する年度内とする。

(交付決定)

第8条 市長は、前条第1項の規定による申請を受けた場合は、当該申請に係る書類を審査し、適当と認めるときは補助金の交付を決定し、消火器設置詰替等事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(実績報告書)

第9条 補助金の交付決定を受けた申請者は、補助事業が完了したときは、速やかに消火器設置詰替等事業費補助金実績報告書（様式第3号）に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 第4条第1項第1号から第4号に該当する場合

ア 補助事業後におけるまちかど消火器及び格納箱等の位置図

イ 補助事業の実施に要した費用の領収書の写し

(2) 第4条第1項第5号に該当する場合

ア 補助事業の実施に要した費用の領収書の写し

(3) 前各号のほか、市長が必要とする書類

2 実績報告書の提出時に、領収書の原本を提示するものとする。

3 市長が第1項に規定する書類の提出を受け、これを審査した結果、他の書類の提出又は説明が必要であると認めるときは、申請者は、これに応じなければならない。

4 前項の規定による審査において、適当と認めるときは補助金の額を確定し、消火器設置詰替等事業費補助金交付変更決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(設置場所の選定及び維持管理)

第10条 消火器を設置する場合は、災害に伴う初期消火活動が迅速に行うことができる場所を申請者の責任において選定し、設置するものとする。この場合において、市は、設置場所の選定及びその所有者等との交渉等は一切行わないものとする。

2 補助金の交付を受けた消火器及び格納箱等については、申請者が維持管理をしなければならない。この場合において、市は、補助金を交付した消火器及び格納箱等について一切の責任を負わないものとする。

(維持管理台帳の整備及び保管)

第11条 補助金の交付を受けた団体の代表者は、消火器の設置場所、設置、交換、詰め替え及び廃止した年月日等の必要事項を記載した維持管理台帳を整備し、保管しなければならない。

2 前項の代表者が交替したときは、維持管理台帳を引き継がなければならない。

3 維持管理台帳は、10年間保管するものとする。

(補助金の返還)

第12条 市長は、補助金の交付を受けた団体又は個人が虚偽等の申請により補助金の交付を受けたときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。



(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月23日要綱第22号)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年4月1日要綱第54号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

様式 略

## 2-10 朝霞市市民総合災害補償規則

昭和 62 年 6 月 30 日  
規則第 19 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、朝霞市（以下「市」という。）が主催する社会体育活動、社会教育活動、社会福祉活動、社会奉仕活動その他市が主催する活動及び行事等（以下「主催活動等」という。）に参加中の者が身体に傷害を被り、その直接の結果として死亡した場合若しくは後遺障害を生じた場合又は傷害により入院し、若しくは通院した場合の補償について定めるものとする。

(補償する対象)

第 2 条 市は、主催活動等に参加中の者が急激かつ偶然な外来の事故（以下「事故」という。）に起因して身体に傷害を被り、その直接の結果として死亡した場合若しくは後遺障害（身体の一部を失い、又はその機能に重大な障害を永久に残した状態をいう。以下同じ。）を生じた場合又は入院し、若しくは通院した場合においては、当該参加者（以下「被災者」という。）又はその相続人に対し、この規則に従い補償を行う。

2 前項の傷害には、身体外部から有毒ガス又は有毒物質を偶然かつ一時に吸入し、吸収し、又は摂取したときに急激に生ずる中毒症状（継続的に吸入し、吸収し、又は摂取した結果生ずる中毒症状を除く。）を含むものとする。ただし、細菌性食中毒及びウイルス性食中毒は、含まないものとする。

(補償金額及び補償基準)

第 3 条 市は、別表に定める給付額を、補償金として被災者又はその相続人に支払うものとする。

(補償金を支払わない場合)

第 4 条 市は、直接であると間接であるとを問わず、次に掲げる事由により、被災者が身体に傷害を被り、その直接の結果として死亡した場合若しくは後遺障害を生じた場合又は入院し、若しくは通院した場合においては、補償金を支払わないものとする。

(1) 被災者の故意又は重大な過失

(2) この規則に基づき死亡給付金を受け取るべき者の故意又は重大な過失。ただし、その者が死亡給付金の一部の受取人である場合には、他の者が受け取るべき金額については、この限りでない。

(3) 被災者の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為

(4) 被災者の脳疾患、疾病又は心神喪失

(5) 被発者の妊娠、出産、早産、流産又は外科的手術その他の医療処置。ただし、補償すべき傷害を治療する場合は、この限りでない。

(6) 大気汚染、水質汚濁等の環境汚染。ただし、環境汚染の発生が不測かつ突発的の事故による場合には、この限りでない。

(7) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変若しくは暴動又はこれらに随伴して生じた事故

(8) 地震、噴火若しくは津波又はこれらに随伴して生じた事故

(9) 核燃料物質（使用済燃料を含む。以下同じ。）若しくは核燃料によって汚染された物（原子核分裂生成物を含む。）の放射性、爆発性その他有毒な特性若しくはこれらの特性による事故又はこれらに随伴して生じた事故

(10) 前号以外の放射線照射又は放射能汚染

(11) スポーツを職業又は職務とする者が職業上又は職務上行うスポーツ活動中に被った事故

(12) 被災者が法令により定められた運転資格（運転する地における法令による。）を持たないで、自動車又は原動機付自転車（以下「自動車等」という。）を運転し、又は道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 65 条第 1 項に規定する酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間の事故

2 前項に定めるもののほか、頸部症候群（むち打ち症）、腰痛等で医学的他覚所見のないものに対しては、補償金を支払わないものとする。

(この規則の適用除外)

第5条 この規則は、次に掲げる者には、適用しない。

- (1) 市の業務に従事中の市の使用人（市が市の公務遂行のため委嘱した者で公務災害補償又はこれに準ずる補償を受ける者を含む。）
- (2) 運動競技を行うことを目的として組織されたアマチュア・スポーツ団体で高等学校、高等専門学校若しくは大学（短期大学を含む。）の生徒若しくは学生又は官公署若しくは会社等の社会人により構成された体育部、競技部、運動クラブ等の団体管理下のスポーツ活動に参加中の当該団体の構成員

(損害賠償の免責)

第6条 市は、この規則による補償を行った場合においては、同一の事由については、その価額の限度において、民法（明治29年法律第89号）又は国家賠償法（昭和22年法律第125号）による損害賠償の責めを免れる。

(準用)

第7条 この規則にない事項については、全国市長会市民総合賠償補償保険契約特約書、災害補償保険普通保険約款、スポーツ災害補償特約条項、施設災害補償特約条項及び入院医療補償保険金及び通院医療補償保険金の支払に関する特約条項の規定を準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年規則第41号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年規則第10号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月9日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

区 分	給 付 額
死亡給付金	100万円
後遺障害給付金	3万円以上100万円以下の範囲内で災害補償保険普通保険約款の定める額
医療補償給付金	入院日数 1日以上5日以下 1万円
	入院日数 6日以上15日以下 3万円
	入院日数 16日以上30日以下 6万円
	入院日数 31日以上60日以下 9万円
	入院日数 61日以上90日以下 12万円
	入院日数 91日以上 15万円
	通院日数 6日以上15日以下 1万円
	通院日数 16日以上30日以下 3万円
	通院日数 31日以上60日以下 4万5,000円
通院日数 61日以上 6万円	

## 2-11 朝霞市被災建築物応急危険度判定要綱

### 第1 目的

この要綱は、地震により多くの建築物が被災した場合、余震等による建築物の倒壊及び部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、被災建築物応急危険度判定に関し必要な事項を定めることにより、その的確な実施を確保することを目的とする。

### 第2 定義

この要綱において、次の各項に掲げる用語の定義は、それぞれ次の各項に定めるところによる。

#### 1 被災建築物応急危険度判定（以下「判定」という。）

地震により被災した建築物の余震等による倒壊及び部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、建築物の被害の状況を調査し、余震等による二次災害発生の危険度の判定、表示等を行うことをいう。

#### 2 応急危険度判定士（以下「判定士」という。）

被災建築物応急危険度判定業務に従事する者として、埼玉県被災建築物応急危険度判定士認定要綱に基づき知事の認定を受けた者又は埼玉県以外の都道府県の知事が定める者をいう。

#### 3 応急危険度判定コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）

判定の実施に当たり、判定実施本部及び災害対策本部と応急危険度判定士との連絡調整に当たる行政職員及び判定業務に精通した県内の建築関連団体（以下「関連団体」という。）等に属する者をいう。

#### 4 判定実施本部

朝霞市災害対策本部のもとに組織され、判定を実施する本部をいう。

### 第3 判定の実施

1 市長は、地震により相当数の建築物が被災し、余震等により二次災害の発生のおそれがあると判断したときは、直ちに判定の実施を決定し、災害対策本部のもとに判定実施本部の設置、その他必要な措置を講じるものとする。

2 市長は、判定実施本部を設置したときは、開発建築課長を判定実施本部長に任命するものとする。

3 市長は、地震被害に備え、朝霞市地域防災計画に基づき、判定実施本部の体制について、予め整備しておくものとする。

### 第4 判定実施計画

1 市長は、判定の対象となる建築物の範囲、応急危険度判定士、コーディネーター及びその他の判定業務従事者（以下「判定士等」という。）の人員などを定めた計画を定めるものとする。

2 前項の計画は、予め地震の規模、被災建築物等を推定し、判定を行うべき施設、区域及び判定対象建築物の決定等の基準を整備しておくものとする。

### 第5 判定の実施に関する県との連絡調整等

1 市長は、判定実施本部の設置を決定したときは、埼玉県県土整備部建築指導課長に速やかに連絡するものとする。

2 市長は、判定実施の決定に伴い、被災建築物数及び判定士等の計画から、短期に判定を終了することが困難と思われるとき等は、埼玉県知事に対して判定に関する支援を要請することができる。

3 判定実施本部長は、埼玉県判定支援本部の長に対し現地の被災状況を随時報告するとともに、支援の内容、支援開始時期等について協議、調整するものとする。

### 第6 判定体制の周知

1 市長は、判定体制の充実のため、県、彩の国既存建築物地震対策協議会（以下「協議会」という。）と協力して広報等を行い、判定活動の周知に努めるものとする。

- 2 市長は、判定技術の維持、判定意識の向上に必要な情報提供を行い、判定士等の啓発に努めるものとする。

#### 第7 応急危険度判定士等の確保

市長は、判定士等を招集するための連絡網を作成し、判定実施時における判定士等の速やかな確保に努めるものとする。

#### 第8 コーディネーターの任命

市長は、判定実施本部と判定士等との連絡調整及び判定士等に対しガイダンス等を行うため、建築課職員及び判定士の内から必要な者をコーディネーターに任命するものとする。

#### 第9 判定の方法及び判定結果の表示

- 1 判定は、朝霞市地域防災計画中、応急危険度判定の実施要領及び全国被災建築物応急危険度判定協議会で定める判定調査票に基づき実施するものとする。
- 2 判定を行った被災建築物については、判定結果に基づき、当該建築物の見やすい場所に「危険」、「要注意」、「調査済」のいずれかの表示を行うものとする。

#### 第10 判定士等の判定区域までの移動方法及び宿泊場所の設定等

- 1 市長は、判定士等の判定区域までの移動について、判定の実施の決定後速やかに、被災状況等を検討し輸送方法を手配するものとする。
- 2 市長は、判定士等の食料の準備及び必要に応じ宿泊場所の確保等に努めるものとする。

#### 第11 判定用資機材の調達

市長は、判定活動に必要な判定用資機材の調達・備蓄を行うものとする。

#### 第12 判定活動等における補償

市長は、判定活動に民間の判定士等を判定活動に従事させる場合は、「全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度運用要領」に基づく補償制度を適用するものとする。

#### 第13 その他

市長は、判定の円滑な実施を図るため、必要な財政上の措置、組織体制上の措置その他所要の措置を講じるものとする。

##### 附 則

この要綱は、平成15年11月1日から施行する。

##### 附 則（平成16年10月1日）

この要綱は、平成16年10月1日から施行する。

##### 附 則（平成26年4月1日）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

## 2-12 朝霞市防災士資格取得支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、地域における防災力の向上の担い手となる人材を育成、確保するため、防災士の資格を取得しようとする者に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

(定義)

第2条 防災士とは、社会の様々な場で減災と防災力向上のための活動が期待され、かつ、そのために十分な意識・知識・技能を有するものとして、特定非営利活動法人日本防災士機構（以下「日本防災士機構」という。）による認証登録を受けた者をいう。

(補助の対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は本市に住所を有し、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 市内の自主防災組織の会員で、当該自主防災組織の会長から推薦された者
- (2) 防災、消防関係団体に属する者で、当該団体の代表者から推薦された者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(補助の対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、防災士の資格の取得に要する経費であって、次に掲げるものとする。

- (1) 日本防災士機構が認証した研修機関(以下「認証研修機関」という。)が実施する防災士研修講座(以下「防災士研修講座」という。)の受講料
- (2) 日本防災士機構が実施する防災士資格取得試験の受験料
- (3) 日本防災士機構による防災士の認証登録の申請料

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助の対象経費の額を合計した額とし、1人につき1回限りとする。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「受講者」という。)は、防災士研修講座を受講する日の1月前までに朝霞市防災士資格取得支援補助金交付申請書及び交付請求書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第7条 市長は、申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべき受講者と認めたときは、朝霞市防災士資格取得支援補助金交付決定通知書(様式第2号)により受講者に通知し、認証研修機関が指定する口座に入金するものとする。

(実績報告書の提出)

第8条 補助金の交付を受けた受講者は、日本防災士機構による防災士の認証登録を受けたとき、又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了するときは、速やかに朝霞市防災士資格取得支援補助金実績報告書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。ただし、会計年度が終了することにより報告を行う場合であって、防災士の認証登録を受けていないときは、書類の添付は要しない。

- (1) 防災士認証状の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 市長が前項に規定する書類の提出を受け、これを審査した結果、他の書類の提出又は説明が必要であると認めたときは、受講者は、これに応じなければならない。

3 前項の規定による審査において、適当と認めたときは補助金の額を確定し、朝霞市防災士資格取得支援補助金交付確定通知書(様式第4号)により受講者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第9条 市長は、次に掲げることに該当すると認められる場合は、補助金の全部又は一部を返還させる

ことができる。

(1) 受講者が防災士の資格取得まで到らなかったとき。

(2) 受講者が偽りその他不正な手段によって、補助金の交付を受けたと認められるとき。

(受講者の責務)

第 10 条 受講者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 防災士の認証登録は、防災士研修講座を受講した日の属する年度内に、日本防災士機構から受けるよう努めること。

(2) 自主防災組織及び市が実施する防災に関する施策に対し、積極的に協力すること。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 30 年 3 月 23 日要綱第 24 号)

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 2 年 10 月 5 日要綱第 65 号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和 2 年 10 月 5 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の朝霞市防災士資格取得支援補助金交付要綱の規定は、令和 2 年 9 月 1 日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則 (令和 3 年 4 月 1 日要綱第 54 号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

様式 略

## 2-13 朝霞市地域防災アドバイザー設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、朝霞市地域防災アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）が、朝霞市並びに自治会・町内会、自主防災組織等（以下「自治会等」という。）が実施する防災訓練や防災に関する研修会等（以下「防災訓練等」という。）に協力するとともに自治会等からの相談に応じ、必要な助言を行い地域防災力の向上を図ることを目的とする。

(委嘱)

第2条 市長は、次に掲げる者をアドバイザーとして委嘱する。

- (1) 市の防災士資格取得支援補助金を活用して資格を取得した者で自治会等の自主防災活動に協力できるもの
- (2) 市内に居住し、防災士の資格を有している者で自治会等の自主防災活動に協力できるもの
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認めるもの

(アドバイザーの業務)

第3条 アドバイザーは、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 自治会・町内会の自主防災組織結成に向けた助言及び支援
- (2) 自治会等の防災訓練等の実施に向けた助言及び支援
- (3) 地域防災のネットワークの構築及び推進に向けた助言及び支援
- (4) 市が実施する防災訓練等への助言及び支援
- (5) 前各号に掲げるもののほか、地域防災及び自主防災に関する助言及び支援

(解嘱)

第4条 市長は、アドバイザーが次のいずれかに該当する場合は、アドバイザーを解嘱することができる。

- (1) 第2条の要件に該当しなくなった場合
- (2) 業務の遂行に支障があり、又はこれに耐えられない場合
- (3) アドバイザーたるにふさわしくない非行のあった場合

(謝金)

第5条 アドバイザーが第3条の業務を行うに当たり、防災訓練等に参加した場合は、予算の範囲内において1日に付き1,200円の謝金を支払うものとする。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。



## 2-14 朝霞市医療的ケア児の災害時個別支援計画の作成等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害時における支援を適切かつ円滑に実施するため、朝霞市内に居住する医療的ケア児の災害時個別支援計画（以下「個別支援計画」という。）を作成するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「医療的ケア児」とは、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年法律第81号）第2条第2項の医療的ケア児をいう。

(対象者)

第3条 個別支援計画の作成の対象となる者（以下「対象者」という。）は、市内に居住する医療的ケア児とする。

(個別支援計画の作成)

第4条 市長は、対象者及びその家族の災害時の対応を支援するため、関係機関等の協力を得て、対象者の個別支援計画を作成する。

2 市長は、前項の規定による個別支援計画の作成に当たり、その目的、作成方法及び前項に規定する支援を行う関係者との情報共有について、対象者及びその家族に説明し、同意を得るものとする。

(記載内容)

第5条 個別支援計画には、次に掲げる事項を記載する。

- (1) 対象者の氏名、住所及び連絡先
- (2) 使用している人工呼吸器等の機種及び取扱業者に関する情報
- (3) 災害時に備えて準備しておくものの品目、個数等
- (4) 停電時の対応方法
- (5) 地震、風水害等の災害種別ごとの対応方法
- (6) 関係者、緊急時の医療機関等の連絡先
- (7) 安否確認の方法
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 市長は、作成した個別支援計画について、1年に1回見直しを行い、そのほかに対象者の状況の変化に応じた見直しを行うことにより、適正な運営に努めるものとする。

(個別支援計画の保管)

第6条 作成した個別支援計画の原本は市長が保管し、副本は関係機関等が、それぞれ関係する範囲において保管するものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年12月2日から施行する。

## 2-15 朝霞市要配慮避難者等宿泊施設利用補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、風水害の発生に伴う新型コロナウイルス感染症の拡大及び当該新型コロナウイルス感染症に感染した場合の病状の程度が重篤となるおそれのある者への感染を防止するため、市長が避難勧告等を発令したときに、避難することを目的として宿泊施設に宿泊した要配慮避難者等に対して朝霞市要配慮避難者等宿泊施設利用補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 避難勧告等 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第56条第1項及び第60条第1項に規定する避難のための立ち退きの準備、勧告及び指示をいう。
- (2) 要配慮避難者 朝霞市避難行動要支援者支援制度実施要綱(平成28年朝霞市要綱)第4条第1項に規定する朝霞市避難行動要支援者台帳登録届出書の提出をしている者で、避難勧告等が発令された際に当該地域に居住しているものをいう。
- (3) 宿泊施設 旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項に規定する許可を受けた者が営む施設をいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、風水害の発生時において宿泊施設を避難場所として利用した者のうち、次に掲げる者とする。

- (1) 要配慮避難者及びその同伴者1名
- (2) その他市長が特に必要と認める者

(補助の対象経費)

第4条 補助の交付の対象となる経費は、風水害の発生時において避難勧告等の発令から解除までの間に宿泊施設に宿泊するために要した経費(宿泊施設までの移動に要した経費を除く。)とする。

(補助金の額)

第5条 市長は、この要綱に基づき予算の範囲内において補助金を交付する。

2 補助金の額は、一人につき、一泊当たり、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める額又は前条に規定の宿泊施設に宿泊するために要した経費のいずれか低い額とする。

- (1) 市内宿泊施設 5,000円
- (2) 市外宿泊施設 4,000円

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、宿泊期間の最後の日の属する年度の末日までに、朝霞市要配慮避難者等宿泊施設利用補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 宿泊施設が発行した領収書の写し
- (2) 宿泊した要配慮避難者における公的機関が発行する身分証明書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定)

第7条 市長は、前条の申請書等の提出があったときは、その内容を審査の上、交付の可否を決定し、速やかに朝霞市要配慮避難者等宿泊施設利用補助金交付決定(却下)通知書(様式第2号)により当該申請書等を提出した者に通知するものとする。

(補助金の交付方法)

第8条 市長は、前条に規定する補助金の交付の決定をしたときは、申請書に記載された口座に振込みにより交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 市長は、交付の決定を受けた者が偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受けたと認められるときは、朝霞市要配慮避難者等宿泊施設利用補助金交付決定取消通知書(様式第3号)により、当該交付の決定を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第10条 市長は、前条の規定により交付の決定を取り消した場合において、既に当該交付の決定に係る補助金が交付されているときは、既に交付した補助金の全部又は一部を返還するよう求めることができる。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式 略

## 2-16 朝霞市災害による市営住宅の一時使用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、災害により被災し、住宅を失い、又は引き続き居住することが困難となった者に対し、臨時応急措置として朝霞市市営住宅条例（平成15年朝霞市条例第13号）の規定にかかわらず一時的に市営住宅の使用を認め、住宅確保までの一時的な居住場所を提供することにより、被災者の生活再建を支援することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 地震、降雨、降雪、風水害、地すべり等の自然災害及び火災等をいう。
- (2) 市営住宅 朝霞市市営住宅条例施行規則（平成15年朝霞市規則第26号）別表に掲げる市営住宅をいう。
- (3) 被災者 災害により被災し、自ら居住する住宅を失った者をいう。ただし、故意又は重大な過失により被災した場合を除く。
- (4) 一時使用 災害時の緊急避難として、市営住宅を期間を限定して使用させることをいう。
- (5) 災証明書等 官公署が被災の程度を証明した書面をいう。
- (6) 入居者 一時使用により市営住宅に入居する被災者をいう。

(一時使用の許可要件)

第3条 市長は、市営住宅に空室があり、被災者が次に掲げる全ての要件を満たす場合に市営住宅の一時使用を許可することができる。

- (1) 被災時において市内に住所を有すること。
- (2) 被災者が他に避難先を確保できないこと。
- (3) 災証明書等の発行を受けていること。
- (4) 市税を滞納していないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号の暴力団員でないこと。

(一時使用の期間)

第4条 一時使用の期間は、1か月を限度とする。ただし、市長が特段の事由があると認めるときは、1回に限り1か月を限度として期間を延長することができる。

(一時使用の許可申請)

第5条 一時使用の許可を受けようとする被災者は、被災した日から1か月以内に次に掲げる書類を市長へ提出しなければならない。

- (1) 朝霞市市営住宅一時使用許可申請書（様式第1号）
- (2) 誓約書（様式第2号）
- (3) 被災者の世帯員全員が記載された住民票又はその写し
- (4) 災証明書等
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請書等の提出を行った者に対して、市営住宅の一時使用を許可するときは、朝霞市市営住宅一時使用許可（不許可）決定通知書（様式第3号）によりその旨を通知する。

3 前条ただし書に規定する一時使用の許可期間の延長を申請しようとする入居者は、使用許可期間が満了する日の1週間前までに朝霞市市営住宅一時使用許可期間延長申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定による申請書の提出を行った者に対して、市営住宅の一時使用期間の延長を許可するときは、朝霞市市営住宅一時使用期間延長許可（不許可）決定通知書（様式第5号）によりその旨を通知する。

(使用料)

第6条 朝霞市行政財産の使用料に関する条例第3条第2号の規定により一時使用に係る使用料は、免除する。

(共益費等)

第7条 入居者は、前条の規定にかかわらず、市営住宅の共用部分の費用並びに電気、ガス、水道及び下水道の使用料を他の居住者と同様に負担するものとする。

(条例等の遵守義務)

第8条 入居者は、一時使用の許可を受けた市営住宅を使用するに当たり、朝霞市市営住宅条例及び朝霞市市営住宅条例施行規則を遵守するものとする。

(住宅の返還)

第9条 使用期間満了日の7日前までに、朝霞市市営住宅返還届(様式第6号)により市長に届け出て、市長の指定する者の検査を受けた後に、市営住宅を返還するものとする。

(明渡し請求)

第10条 市長は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合は、一時使用の許可を取消し、住宅の明渡しを請求することができる。

- (1) 不正の行為によって一時使用の許可を受けたことが判明したとき。
- (2) 一時使用期間を満了した後、引き続き居住しているとき。
- (3) 前条の規定に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたとき。

(退去修繕費用)

第11条 退去に係る修繕費用は、免除する。ただし、入居者が故意又は過失により市営住宅を滅失し、又は毀損したときは、原形に復し、又はこれにより生じた費用を賠償するものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

様式 略

## 2-17 朝霞市防災行政無線局管理運用基準

(目的)

第1条 この基準は、朝霞市地域防災計画に基づく災害対策に係る事務及び行政事務に関し、円滑な通信の確保を図るため設置する朝霞市防災行政用無線局（以下「無線局」という。）の管理及び運用について、電波法（昭和25年法律第131号）及び関係法規に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 無線局 電波法第2条第5号に規程する無線局をいう。
- (2) 固定系親局 特定の2以上の受信設備に対し、同時に同一内容の通報を送信する無線局をいう。
- (3) 固定系子局 固定系親局の通信の相手方となる受信設備をいう。
- (4) 基地局 陸上移動局を通信の相手方として朝霞市庁舎内に設置する移動しない無線局をいう。
- (5) 陸上移動局 陸上を移動中又はその特定しない地点に停止中運用する無線局をいう。
- (6) 無線系 前各号の無線局及びその付帯設備を含めた通信システムをいう。
- (7) 無線従事者 無線設備の操作又はその監督を行うものであって、総務大臣の免許を受け、かつ、当該無線設備を操作する資格を有するものをいう。

(無線局の構成)

第3条 無線局の構成は、別表1のとおりとする。

(総括責任者)

第4条 無線系に総括管理者を置く。

- 2 総括管理者は無線系の管理、運用の業務を総括し、管理責任者及び固定系運用責任者を指揮監督する。
- 3 総括管理者は、危機管理監の職にある者を充てる。
- 4 無線系の管理、運営の組織は、別表2のとおりとする。

(管理責任者及び固定系運用責任者)

第5条 無線系に管理責任者及び固定系運用責任者を置く。

- 2 管理責任者は危機管理室長の職にある者を充て、総括管理者の命を受けて無線系の管理、運用（固定系の運用を除く。）の業務を行うとともに、その管理者、通信取扱責任者を指揮監督する。
- 3 固定系運用責任者はシティ・プロモーション課長の職にある者を充て、総括管理者の命を受けて固定系の運用業務を行うとともに、その管理者、通信取扱責任者を指揮監督する。

(管理者)

第6条 次の課等に管理者を置く。

- (1) 固定系親局及び基地局の通信操作を行う課等
- (2) 本庁以外であって、陸上移動局を配備した出先機関等
- 2 管理者は本庁にあっては当該課等の課長（危機管理室及びシティ・プロモーション課にあっては当該事務主管係長）、出先機関等にあっては当該機関の長をもって充てる。
- 3 管理者は管理責任者の命を受け、当該課等に設置した無線局の管理、監督の業務を所掌する。ただし、固定系運用の管理者は固定系運用責任者の命を受け、固定系親局の運営に係る監督の業務を所掌する。

(通信取扱責任者)

第7条 無線系に通信取扱責任者を置く。

- 2 通信取扱責任者は管理責任者（固定系は運用責任者）又は管理者の命を受け、無線局を管理及び運用し無線局に係る業務を所掌する。
- 3 通信取扱責任者は無線従事者の資格を有する職員のうちから管理責任者（固定系は運用責任者）が、これを指名する。

(無線従事者の任務)

第8条 無線従事者は無線系に属する無線局の無線設備の操作を行う。

2 基地局に配備された無線従事者は、その相手方である陸上移動局の通信取扱者の行う無線設備の操作を指揮監督する。

(通信取扱者)

第9条 通信取扱者は無線従事者の管理のもとに電波法等関係法令を遵守し、法令に基づいた無線局の運用を行う。

2 通信取扱者は無線局の運用に携わる一般職員とする。

(無線従事者の配置、養成等)

第10条 総括管理者は無線系に属する無線局の運用体制に見合った員数だけ無線従事者を配置するものとする。

2 総括管理者は無線従事者の適正な配置を確保するため、常に無線従事者の養成に留意するものとする。

3 総括管理者は無線従事者の現状を把握するため、毎年4月1日をもって無線従事者名簿(様式第1号)を作成するものとする。

(書類等の整理)

第11条 通信取扱責任者は電波法等関係法令に基づく業務書類を管理保管するものとする。

2 通信取扱責任者は電波法令集を常に現行のものに維持しておくものとする。

3 通信取扱責任者は無線従事者選解任届(様式第2号)を整理保管しておくものとする。

(無線局の運用)

第12条 無線局の運用方法については、無線局運用規則(昭和25年11月30日電波監理委員会規則第17号)及び別に定める運用細則によるものとする。

(無線設備の保守点検)

第13条 無線設備の正常な機能維持を確保するため、次のとおり保守点検を行う。

(1) 年点検 (精密点検)

(2) 月点検 (通常点検)

2 点検項目については、無線設備点検表(様式第3号)のとおりとする。

3 保守点検の責任者は、次のとおりとする。

(1) 年点検は総括責任者

(2) 月点検は管理責任者

4 前1項に定めるもののほか、無線設備の使用にあたっては、その機能を点検するものとする。

5 予備装置及び予備電源については、毎月1回以上その装置を使用し、その機能を点検しておくものとする。

6 点検の結果、異常を発見したときは、速やかに管理責任者に報告するものとする。

(通信訓練)

第14条 総括管理者は非常災害発生に備え、通信機能の確認及び通信運用の習熟を図るため、次により定期的に通信訓練を行うものとする。

(1) 総合通信訓練 毎年1回以上

(2) 定期通信訓練 毎四半期ごと

(研修)

第15条 総括管理者は毎年1回以上、通信取扱者等に対して電波法令等関係法令及び運用細則並びに無線機の取扱要領等の研修を行うものとする。

(閉庁日、夜間等における管理、運用)

第16条 閉庁日、夜間等における無線系の管理、運用の方法については別に定める。

(その他)

第 17 条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成元年 4 月 1 日)

この規程は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 3 年 4 月 1 日)

この規程は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 6 年 4 月 1 日)

この規程は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 7 年 10 月 1 日)

この規程は、平成 7 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 11 年 4 月 1 日)

この規程は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 22 年 4 月 1 日)

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 23 年 4 月 1 日)

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 3 年 9 月 1 日その他第 7 号)

この規程は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

別表 略

様式 略



## 2-18 朝霞市災害派遣手当等の支給に関する条例

平成 18 年 3 月 28 日条例第 15 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 24 条第 5 項の規定に基づき、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 32 条第 1 項（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）第 154 条及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 26 条の 8 において読み替えて準用する場合を含む。）及び大規模災害からの復興に関する法律（平成 25 年法律第 55 号）第 56 条第 1 項の規定による市に派遣された職員（以下「派遣職員」という。）の災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当（以下これらを「災害派遣手当等」という。）の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(災害派遣手当等の額等)

第 2 条 災害派遣手当等は、派遣職員が住所又は居所を離れて市の区域に滞在することを要する場合に限り、滞在した期間及び利用施設の区分に応じ、別表に定める額を支給する。

2 前項に規定する滞在した期間は、派遣職員が市の区域に到着した日から市の区域を出発した日の前日までの期間とする。

(委任)

第 3 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年条例第 13 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 28 日条例第 7 号）

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 25 日条例第 6 号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第 2 条関係）

利用施設の区分 滞在した期間	公用の施設又はこれに 準ずる施設（1 日につき）	その他の施設（1 日につき）
30 日以内の期間	3,970 円	6,620 円
30 日を超え 60 日以内の期間	3,970 円	5,870 円
60 日を超える期間	3,970 円	5,140 円

## 2-19 避難確保計画策定支援委員会設置要綱

平成 29 年 7 月 10 日要綱第 243 号

(設置)

第 1 条 浸水想定区域内にある要配慮者施設の避難確保計画策定等を支援するため、避難確保計画策定支援委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 避難確保計画の策定支援に関すること。
- (2) 避難確保計画策定等に関する情報の交換に関すること。
- (3) 要配慮者施設との連携構築に関すること。
- (4) その他計画策定支援等に関して必要と認められること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、危機管理室長をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員長が指名する。
- 4 委員は、別表に掲げる職員をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 3 委員長は、委員会の運営上必要があると認められるときは、委員以外の職員を会議に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の職員から資料の提出を求めることができる。

(部会)

第 6 条 委員会に、委員会の所掌事務の円滑な遂行に必要な作業を行うため、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき職員は、委員長が指名する。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、危機管理室において処理する。

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 7 月 10 日から施行する。

附 則（平成 30 年 1 月 16 日要綱第 3 号）

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

危機管理室長	こども未来課長	健康づくり課長
福祉相談課長	保育課長	道路整備課長
障害福祉課長	長寿はつらつ課長	教育指導課長

## 2-20 朝霞市避難行動要支援者支援制度実施要綱

平成 28 年 12 月 26 日要綱第 108 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）及び朝霞市地域防災計画に基づき、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における避難行動要支援者への支援を適切かつ円滑に実施するための制度に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 避難行動要支援者 高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者のうち、災害時に自ら避難することが困難な者であって、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援が必要なものをいう。
- (2) 避難行動要支援者名簿 次条に定める避難行動要支援者の範囲の者で作成された名簿をいう。
- (3) 避難行動要支援者台帳 避難行動要支援者名簿の登録者のうち、避難支援等関係者に対し、名簿の情報を提供することを避難行動要支援者本人の同意を得た上で作成された台帳をいう。
- (4) 避難支援等 避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置をいう。
- (5) 避難支援等関係者 自治会・町内会、自主防災組織、民生委員児童委員、朝霞市社会福祉協議会、朝霞市消防団、朝霞消防署、埼玉県朝霞警察署、地域包括支援センターその他市長が必要と認めた団体をいう。

(避難行動要支援者の範囲)

第 3 条 この要綱において、避難行動要支援者の範囲は、市内に住所を有し、かつ、災害時に避難することが困難な在宅者で、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 75 歳以上の者のみで構成する世帯に属する者
- (2) 要介護 1 以上の認定を受けている者
- (3) 身体障害者手帳の交付を受けている者で、その障害の程度が 1 級から 3 級までの者及び 4 級で種別が第一種のもの
- (4) 療育手帳（埼玉県療育手帳制度要綱（平成 14 年埼玉県告示第 1365 号）によるもの）の交付を受けている者で、その障害程度の等級が又は A のもの
- (5) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で、その障害の程度が 1 級又は 2 級のもの
- (6) 難病に係る医療受給者証の交付を受けている者
- (7) 障害支援区分の認定を受けている者
- (8) 前各号に掲げる者のほか、本人又は避難支援等関係者からの申出により支援が必要と認められたもの

(登録の届出)

第 4 条 避難支援等関係者の支援を受けようとする避難行動要支援者は、朝霞市避難行動要支援者台帳登録届出書（様式第 1 号。以下「届出書」という。）を市長に提出するものとする。

- 2 前項の規定による手続について、避難行動要支援者の身体の状態等により避難行動要支援者本人による必要事項の記載及び提出が困難な場合は、本人の家族等の者が本人に代わりこれを記載し、提出することができる。
- 3 市長は、民生委員児童委員等の協力を得て、避難行動要支援者の把握及び登録のために必要な調査を行うことができる。
- 4 避難行動要支援者は、前項の調査の際、第 1 項の届出書の提出を行うことができる。
- 5 前項の届出書を受けた避難行動要支援者に係る情報は、これを次条第 1 項の避難行動要支援者台帳に登載し避難支援等関係者で共有する。

(避難行動要支援者台帳の作成)

第 5 条 市長は、前条第 1 項の届出書の提出があった場合は、朝霞市地域防災計画の定めるところによ

り、避難支援等を実施するための基礎とする朝霞市避難行動要支援者台帳（様式第2号。以下「台帳」という。）を作成しなければならない。

2 台帳には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 電話番号その他の連絡先
- (6) 避難支援等を必要とする事由
- (7) 避難支援等実施者（避難支援等関係者のうち避難行動要支援者について避難支援等を実施するための個別避難計画に係る避難行動要支援者について避難支援等を実施する者をいう。）の氏名、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先
- (8) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- (9) 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

3 台帳の作成については福祉部障害福祉課及び長寿はつらつ課が行う。

4 危機管理室及び関係各課は、避難支援等関係者へ台帳を提供するとともに避難行動要支援者の支援を要請する。

（台帳等の情報の利用及び提供）

第6条 市長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難行動要支援者本人の同意を得た上で避難支援等関係者に対し、台帳の情報を提供するものとする。

2 市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な範囲で、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者名簿（以下「名簿」という。）の情報を提供することができる。この場合において、名簿の情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

（台帳の登録内容の変更等）

第7条 台帳に登録を受けた避難行動要支援者は、届出書に記載された事項に変更があったとき、又は当該登録を廃止しようとするときは、朝霞市避難行動要支援者登録変更・廃止届出書（様式第3号）により、速やかに市長に届け出なければならない。

2 市長は、台帳に登録を受けた避難行動要支援者が次の各号のいずれかに該当したときは、当該登録を取り消すものとする。

- (1) 市内に住所を有しなくなったとき。
- (2) 第3条各号に規定する者でなくなったとき。
- (3) 死亡したとき。

3 市長は、第1項の規定による届出があったとき、前項の規定による取消しをしたとき、又は登録の内容に変更等があったことを知ったときは、台帳の情報を変更し、又は登録を取り消すとともに、その旨を避難支援等関係者に通知するものとする。

（名簿等の更新）

第8条 名簿及び台帳の更新は、原則として年1回とする。

（避難支援等関係者による支援）

第9条 避難支援等関係者は、避難行動要支援者に対し、台帳の情報を活用して次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 災害時における避難誘導、救出活動及び安否確認
- (2) 前号の支援を容易にするために日常生活において行う声掛け及び防災訓練等への参加の呼び掛け
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要な支援

(台帳の取扱いに関する誓約)

第 10 条 避難支援等関係者は、第 6 条第 1 項の規定により台帳の提供を受けようとするときは、朝霞市避難行動要支援者台帳受領書兼誓約書(様式第 4 号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、提供した台帳の管理の状況に関して、避難支援等関係者に報告させ、又は調査に協力するよう求めることができる。

(避難行動要支援者支援体制の整備)

第 11 条 市は、自主防災組織、民生委員児童委員、朝霞市消防団等の地域防災の担い手と連携して災害発生時等における避難行動要支援者の避難支援体制の整備に努めるものとする。

(市の責務)

第 12 条 危機管理室及び関係各課は、この要綱に基づき実施される避難行動要支援者支援制度に係る次の事項について実施するよう努めるものとする。

(1) 避難行動要支援者からの台帳への登録を促進するため、地域との連携等による普及啓発

(2) 法令又は地域防災計画の定めるところにより、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分に配慮した災害応急対策

(3) 避難行動要支援者に該当する者の把握に努めるとともに、届出による登録の勧奨

(4) 広報紙等を通じた避難行動要支援者支援対策の周知

(5) 避難行動要支援者の避難支援等が円滑に行われるよう、避難支援等関係者との連絡体制等の構築(市内連絡会の設置)

第 13 条 避難行動要支援者への支援を迅速かつ円滑に実施するために、避難行動要支援者支援制度市内連絡会(以下「市内連絡会」という。)を設置する。

(市内連絡会の所掌事務)

第 14 条 市内連絡会の所掌事務は次のとおりとする。

(1) 避難行動要支援者支援の推進に関すること。

(2) 避難行動要支援者支援等に関する情報の交換に関すること。

(3) 避難支援等関係者との連携構築に関すること。

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、避難行動要支援者支援に関して必要と認められること。

(市内連絡会の組織)

第 15 条 市内連絡会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、危機管理室長をもって充てる。

3 副委員長は、委員長が指名する。

4 委員は、別表に掲げる職員をもって充てる。

(市内連絡会の委員長及び副委員長)

第 16 条 委員長は、市内連絡会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(市内連絡会の会議)

第 17 条 市内連絡会は、必要に応じ委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

3 委員長は、市内連絡会の運営上必要があると認められるときは、委員以外の職員を会議に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の職員から資料の提出を求めることができる。

(市内連絡会の庶務)

第 18 条 市内連絡会の庶務は、危機管理室において処理する。

(委任)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 28 年 12 月 26 日から施行する。  
(朝霞市災害時要援護者登録制度実施要綱の廃止)
- 2 朝霞市災害時要援護者登録制度実施要綱は、廃止する。  
(経過措置)
- 3 前項の規定による廃止前の朝霞市災害時要援護者登録制度実施要綱の規定に基づき作成された朝霞市災害時要援護者登録名簿は、台帳が作成されるまでの間この要綱の規定に基づき作成された台帳とみなす。

附 則 (平成 30 年 3 月 14 日要綱第 13 号)

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 3 年 4 月 1 日要綱第 54 号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (令和 4 年 3 月 9 日要綱第 26 号)

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 5 年 9 月 1 日要綱第 90 号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表 (第 15 条関係)

危機管理室長
地域づくり支援課長
福祉相談課長
障害福祉課長
長寿はつらつ課長

様式第 1 号 (第 4 条関係) 略

様式第 2 号 (第 5 条関係) 略

様式第 3 号 (第 7 条関係) 略

様式第 4 号 (第 10 条関係) 略

## 2-21 朝霞市要配慮避難者等宿泊施設利用補助金交付要綱

令和3年3月31日要綱第50号

(趣旨)

第1条 この要綱は、風水害の発生に伴う新型コロナウイルス感染症の拡大及び当該新型コロナウイルス感染症に感染した場合の病状の程度が重篤となるおそれのある者への感染を防止するため、市長が避難勧告等を発令したときに、避難することを目的として宿泊施設に宿泊した要配慮避難者等に対して朝霞市要配慮避難者等宿泊施設利用補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 避難勧告等 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第56条第1項及び第60条第1項に規定する避難のための立ち退きの準備、勧告及び指示をいう。
- (2) 要配慮避難者 朝霞市避難行動要支援者支援制度実施要綱(平成28年朝霞市要綱)第4条第1項に規定する朝霞市避難行動要支援者台帳登録届出書の提出をしている者で、避難勧告等が発令された際に当該地域に居住しているものをいう。
- (3) 宿泊施設 旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項に規定する許可を受けた者が営む施設をいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、風水害の発生時において宿泊施設を避難場所として利用した者のうち、次に掲げる者とする。

- (1) 要配慮避難者及びその同伴者1名
- (2) その他市長が特に必要と認める者

(補助の対象経費)

第4条 補助の交付の対象となる経費は、風水害の発生時において避難勧告等の発令から解除までの間に宿泊施設に宿泊するために要した経費(宿泊施設までの移動に要した経費を除く。)とする。

(補助金の額)

第5条 市長は、この要綱に基づき予算の範囲内において補助金を交付する。

2 補助金の額は、一人につき、一泊当たり、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める額又は前条に規定の宿泊施設に宿泊するために要した経費のいずれか低い額とする。

- (1) 市内宿泊施設 5,000円
- (2) 市外宿泊施設 4,000円

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、宿泊期間の最後の日の属する年度の末日までに、朝霞市要配慮避難者等宿泊施設利用補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 宿泊施設が発行した領収書の写し
- (2) 宿泊した要配慮避難者における公的機関が発行する身分証明書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定)

第7条 市長は、前条の申請書等の提出があったときは、その内容を審査の上、交付の可否を決定し、速やかに朝霞市要配慮避難者等宿泊施設利用補助金交付決定(却下)通知書(様式第2号)により当該申請書等を提出した者に通知するものとする。

(補助金の交付方法)

第8条 市長は、前条に規定する補助金の交付の決定をしたときは、申請書に記載された口座に振込みにより交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 市長は、交付の決定を受けた者が偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受けたと認められるときは、朝霞市要配慮避難者等宿泊施設利用補助金交付決定取消通知書(様式第3号)により、当該交付の決定を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第10条 市長は、前条の規定により交付の決定を取り消した場合において、既に当該交付の決定に係る補助金が交付されているときは、既に交付した補助金の全部又は一部を返還するよう求めることができる。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号(第6条関係) 略

様式第2号(第7条関係) 略

様式第3号(第9条関係) 略



### 3 国、県の基準等

#### 3-1 被害の判定基準

区分	基準
人的被害	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。また、「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。</li> <li>2 「行方不明者」とは、当該被害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いがある者とする。</li> <li>3 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。</li> <li>4 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。</li> </ol>
住家被害	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。</li> <li>2 棟とは、一つの独立した建物とする。</li> <li>3 世帯とは、生計を一つにしている実際の生活単位とする。</li> <li>4 「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。</li> <li>5 「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。</li> <li>6 「一部破損」とは、全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。</li> <li>7 「床上浸水」とは、全壊及び半壊に該当しない場合において、住家の床より上に浸水したものと及び土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。</li> <li>8 「床下浸水」とは、全壊及び半壊に該当しない場合において、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。</li> </ol>
非住家被害	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。</li> </ol>

区分	基 準
	2 「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公共保育園等の公用又は公共の用に供する建物とする。 3 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。 4 非住家被害は、全壊又は半壊の被害をうけたもののみを記入するものとする。
その他の被害	1 「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。 2 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。 3 「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。 4 「学校」とは、学校教育法第1条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。 5 道路とは、道路法第2条第1項に規定する道路のうち橋りょうを除いたものとする。 6 「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。 7 「河川」とは、河川法が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。 8 「港湾」とは、港湾法第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。 9 「砂防」とは、砂防法第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。 10 「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。 11 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。 12 「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。 13 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。 14 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。 15 「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。 16 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。 17 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。 18 「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。 19 「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。
火災発生	火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。
被害金額	1 「公立文教施設」とは、公共の文教施設とする。 2 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する

区分	基準
	<p>る法律による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。</p> <p>3 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路港湾及び漁港とする。</p> <p>4 「その他の公共施設」とは、公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。</p> <p>5 災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については、未査定額（被害見込額）を含んだ金額を記入する。</p> <p>6 「公共施設災害市町村」とは、公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。</p> <p>7 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。</p> <p>8 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。</p> <p>9 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。</p> <p>10 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。</p> <p>11 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。</p>

### 3-2 災害救助法による救助の種類、方法、期間等

(内閣府、令和5年6月)

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置 (法第4条第1項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 340円以内  高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。(ホテル・旅館の利用額は7,000円(食費込・税込)／泊・人以内とするが、これにより難しい場合は内閣府と事前に調整を行うこと。)
避難所の設置 (法第4条第2項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 340円以内  高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間(災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間)	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型応急住宅 1 規模応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 6,775,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として6,775,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
		○賃貸型応急住宅 1 規模建設型仮設住宅に準じる 2 基本額地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,230円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下表の金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること

被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与の費用の限度額

区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すごとに加算
全壊 全焼 流失	夏	19,200円	24,600円	36,500円	43,600円	55,200円	8,000円
	冬	31,800円	41,100円	57,200円	66,900円	84,300円	11,600円
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,300円	8,400円	12,600円	15,400円	19,400円	2,700円
	冬	10,100円	13,200円	18,800円	22,300円	28,100円	3,700円

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
医療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	輸送費、人件費は、別途計上
住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	災害のため住家が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して、1世帯当たり50,000円以内	災害発生の日から10日以内	
日常生活に必要な最小限度の部分の修理	1 住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分1世帯当り ①大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯706,000円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯343,000円以内	災害発生の日から3ヵ月以内（災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6ヵ月以内）	
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童4,800円 中学校生徒	災害発生の日から（教科書）1ヵ月以内 （文房具及び通学用品）15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
		5,100円 高等学校等生徒 5,600円		
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人(12歳以上) 219,100円以内 小人(12歳未満) 175,200円以内	災害発生の日から 10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10日以内	輸送費、人件費は、別途計上
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	(洗浄、消毒等) 1体当たり、 3,500円以内 一時保存： ○既存建物借上費：通常の実費 ○既存建物以外： 1体当たり 5,400円以内 検案、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 138,300円以内	災害発生の日から 10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費(法第4条第1項)	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費(法第4条第2項)	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（法第3条に規定する都道府県知事等をいう。）の総括する都道府県等（法第17条第1号に規定する都道府県等をいう。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。
		イ 3千万円以下の部分の金額については 100分の10 ロ 3千万円を超え 6千万円以下の部分の金額については 100分の9 ハ 6千万円を超え 1億円以下の部分の金額については 100分の8 ニ 1億円を超え 2億円以下の部分の金額については 100分の7 ホ 2億円を超え 3億円以下の部分の金額については 100分の6 ヘ 3億円を超え 5億円以下の部分の金額については 100分の5 ト 5億円を超える部分の金額については 100分の4		

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。



### 3-3 米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（抜粋）

#### 1 災害救助用米穀の引渡し体制整備

(1) 農産局長は、次に掲げる法律が発動された場合に、被災地等を管轄する都道府県知事（以下「知事」という。）又は市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）からの政府所有米穀の緊急の引渡要請を踏まえ対応する。

ア 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が発動され、救助を行う場合

イ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）が発動され、救援を行う場合

(2) (1)の具体的な内容は、次のとおりとする。

ア 農産局長が、知事又は市町村長の要請に応じて引き渡す米穀（以下「災害救助用米穀」という。）は、国内産米穀とする。

イ 知事は、災害救助用米穀を農産局長から全量買い受ける。

ウ イの米穀を販売する価格は、農産局長が別途定める。

エ 代金の納付期間は次のとおりとし、担保及び金利を徴しない。

(ア) (1)のアの場合は、30日以内（次に掲げる要件をすべて満たす場合は、3か月以内）であって農産局長と知事が協議して決定した期間とする。

a 大規模な災害が発生し、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づき政府が緊急災害対策本部又は非常災害対策本部を設置したこと。

b 自衛隊の派遣が行われていること。

c 知事から 30 日を超える延納措置を必要とする旨の要請があり、農産局長がやむを得ないと認めること。

(イ) (1)のイの場合は、3か月以内であって農産局長と知事が協議し決定した期間とする。

#### 2 災害救助用米穀の引渡方法

農産局長は、知事からの要請に応じて災害救助用米穀を知事に販売するときは、以下により販売手続を行う。

(1) 農産局長は、災害救助用米穀を知事又は市町村長の要請に応じて引き渡す場合は、知事と売買契約書（案）様式 4-24）により契約を締結する。

(2) 農産局長は、契約の締結を受けて受託事業体に対して、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示する。

(3) 農産局長は、災害救助用米穀の供給を迅速に行う必要がある場合であって、被災地等の状況その他の事情により知事と契約を締結するいとまがないと認める場合は、(1)及び(2)の規定にかかわらず、契約の締結前であっても、受託事業体に対し、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示することができる。この場合において、農産局長は、当該米穀の引渡し後遅滞なく知事と売買契約書（案）（様式 4-24）により契約を締結するものとする。

### 3-4 火災・災害等即報要領

(昭和59年10月15日 消防災第267号 消防庁長官)  
(最終改正 令和5年5月 消防応第55号)

#### 第1 総則

##### 1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第40条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

(参考)

消防組織法第40条

消防庁長官は、都道府県又は市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

##### 2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成6年4月21日付け消防災第100号）」、「災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付け消防防第246号）」、「救急事故等報告要領（平成6年10月17日付け消防救第158号）」の定めるところによる。

##### 3 報告手続

(1) 「第2 即報基準」に該当する火災又は事故（(1)において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合を含む。以下第1から第3までにおいて同じ。）は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。

ただし、2以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。

(2) 「第2 即報基準」に該当する災害が発生した場合（災害が発生するおそれが著しく大きい場合を含む。以下同じ。）には、当該災害が発生し、又はそのおそれがある地域の属する市町村は、災害に関する即報について都道府県に報告をするものとする。

(3) 「第2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報について消防庁に報告をするものとする。

(4) 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第一報を都道府県に加え、消防庁に対しても報告するものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は、第1報後の報告を引き続き消防庁に対しても行うものとする。

(5) 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したときは、迅速性を最優先として可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲でその第1報を報告するものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したものの中から逐次報告をするものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。

#### 4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、(1)の区分に応じた様式により、電子メールで報告をするものとする。ただし、電子メールが使用不能になるなど当該方法による報告ができない場合には、迅速性を最優先とし、電話等通信可能な方法による報告に代えることができるものとする。また、第1報後の報告については、各様式で報告が求められている項目が記載された既存資料（地方公共団体が独自に作成した資料や災害対策本部会議で使用された資料など）による報告に代えることができるものとする。

なお、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

##### (1) 様式

###### ア 火災等即報・・・第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災（特定の事故を除く。）については第1号様式、特定の事故については、第2号様式により報告すること。

###### イ 救急・救助事故・武力攻撃災害等即報・・・第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急処理事態を対象とする。なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故に起因して生じた救急事故等については、第3号様式による報告を省略することができる。

ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

###### ウ 災害即報・・・第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア火災等即報、イ救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

##### (2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星地球局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

###### ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等

###### イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

###### ウ 報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等

（テレビのニュース速報のテロップ又はテレビ・新聞等のマスコミの全国版のニュースにて報道される火災・災害等をいう。以下同じ。）

###### エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

#### 5 報告に際しての留意事項

(1) 都道府県又は市町村は、「第2 即報基準」及び「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告するものとする。

(2) 市町村又は都道府県は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配意し、迅速な報告に努めるものとする。

また、都道府県は、通信手段の途絶等が発生し、区域内の市町村が報告を行うことが十分にできないと判断する場合等にあつては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段

の効果的活用等、あらゆる手段を尽くして、被害情報等の把握に努めるものとする。

(3) 都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等関係機関と密接な連絡を保つものとする。

特に、人的被害の数（死者・行方不明者）については、都道府県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、都道府県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、当該情報が得られた際は、関係機関と連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告をするものとする。

(4) 市町村は、都道府県に報告することができない場合には、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告するものとする。

(5) (1)から(4)までにかかわらず、災害等により、消防機関への通報が殺到した場合には、市町村はその状況を直ちに消防庁及び都道府県に対し報告するものとする。

## 第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

### 1 火災等即報

#### (1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）等について報告をすること。

ア 死者が3人以上生じたもの

イ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの

ウ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

#### (2) 個別基準

次の火災及び事故については、上記(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア 火災

(ア) 建物火災

a 特定防火対象物で死者の発生した火災

b 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの

c 大使館・領事館、国指定重要文化財の火災

d 特定違反對象物の火災

e 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災

f 他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災

g 損害額1億円以上と推定される火災

(イ) 林野火災

a 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの

b 空中消火を要請又は実施したもの

c 住宅等へ延焼するおそれがあるもの

(ウ) 交通機関の火災

a 航空機火災

b タンカー火災

c 船舶火災であって社会的影響度が高いもの

d トンネル内車両火災

e 列車火災

(エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等（例示）

・消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

(ア) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

（例示）

・危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故

(イ) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの

(ウ) 特定事業所内の火災（ア）以外のもの。）

ウ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し、又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

(ア) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの

(イ) 負傷者が5名以上発生したもの

(ウ) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたものの

(エ) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故

(オ) 海上、河川への危険物等流出事故

(カ) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故

エ 原子力災害等

(ア) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの

(イ) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの

(ウ) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの

(エ) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

オ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

カ 消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

## 2 救急・救助事故即報

救急・救助事故即報については、次に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

(1) 死者5人以上の救急事故

(2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故

- (3) 要救助者が5人以上の救助事故
- (4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上の救助事故
- (5) 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故
- (6) 消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故
- (7) 自衛隊に災害派遣を要請したもの
- (8) 上記(1)から(7)に該当しない救急・救助事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響が高いことが判明した時点での報告を含む。）

（例示）

- ・列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
- ・バスの転落による救急・救助事故
- ・ハイジャックによる救急・救助事故
- ・不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故
- ・全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

### 3 武力攻撃災害等即報

武力攻撃災害等については、次の災害による火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

- (1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- (2) 国民保護法第172条第1項に規定する緊急対処事態における災害、すなわち、武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

### 4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当する災害（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

#### (1) 一般基準

- ア 災害救助法の適用基準に合致するもの
- イ 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- ウ 災害が2都道府県以上にまたがるもので1の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- エ 気象業務法第13条の2に規定する大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの
- オ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

#### (2) 個別基準

次の災害については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

- ア 地震
  - (ア) 当該都道府県又は市町村の区域内で震度5弱以上を記録したもの
  - (イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの
- イ 津波
  - (ア) 津波警報又は津波注意報が発表されたもの

(イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ 風水害

(ア) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(イ) 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(ウ) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

エ 雪害

(ア) 積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(イ) 積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの

オ 火山災害

(ア) 噴火警報（火口周辺）が発表されたもの

(イ) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

### 第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告をするものとする。

#### 1 火災等即報

(1) 交通機関の火災

第2の1の(2)のアの(ウ)に同じ。

(2) 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

第2の1の(2)のイ(ア)、(イ)に同じ。

(3) 危険物等に係る事故（(2)の石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

ア 第2の1の(2)のウ(ア)、(イ)に同じ。

イ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの

ウ 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの

(ア) 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの

(イ) 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等

エ 市街地又は高速道路上におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの

オ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

(4) 原子力災害等

第2の1の(2)のエに同じ。

(5) ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災

(6) 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるもの）

#### 2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

(1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故

(2) バスの転落等による救急・救助事故

- (3) ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故
- (4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故
- (5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの

### 3 武力攻撃災害等即報

第2の3の(1)、(2)に同じ。

### 4 災害即報

- (1) 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）
- (2) 第2の4の(2)のイ、ウ及びオのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

## 第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

### <火災等即報>

#### 1 第1号様式（火災）

##### (1) 火災種別

「火災種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

##### (2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

##### (3) 救急・救助活動状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること（消防機関等による応援活動の状況を含む。）。

##### (4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時を記入すること。

##### (5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

##### ア 死者3人以上生じた火災

(ア) 死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。）の概要

a 建物等の用途、構造及び周囲の状況

b 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過

##### (イ) 火災の状況

a 発見及び通報の状況

b 避難の状況

##### イ 建物火災で個別基準の e、f 又は g のいずれかに該当する火災

(ア) 発見及び通報の状況

##### (イ) 延焼拡大の理由

a 消防事情

b 都市構成

c 気象条件

d その他



- (ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称
- (エ) り災者の避難保護の状況
- (オ) 都道府県及び市町村の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）
- ウ 林野火災
  - (ア) 火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）
    - ※必要に応じて図面を添付する。
  - (イ) 林野の植生
  - (ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況
  - (エ) 空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種（所属）、機数等）
- エ 交通機関の火災
  - (ア) 車両、船舶、航空機等の概要
  - (イ) 焼損状況、焼損程度

## 2 第2号様式（特定の事故）

- (1) 事故名（表頭）及び事故種別  
特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。
- (2) 事業所名  
「事業所名」は、「○○（株）○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。
- (3) 特別防災区域  
発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下この項で「法」という。）第2条第2号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第2条第4号に規定する第一種事業所にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第5号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。
- (4) 覚知日時及び発見日時  
「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。
- (5) 物質の区分及び物質名  
事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法（昭和23年法律第186号）で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。
- (6) 施設の区分  
欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。
- (7) 施設の概要  
「○○と××を原料とし、触媒を用いて\*\*製品を作る△△製造装置」のように記入すること。  
なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。
- (8) 事故の概要  
事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。
- (9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況  
防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。
- (10) 災害対策本部等の設置状況  
当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を

設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(11) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

(例)

- ・自衛隊の派遣要請、出動状況

(12) 原子力災害等の場合

ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。

イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。

ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

<救急・救助事故・武力攻撃災害等即報>

3 第3号様式(救急・救助事故・武力攻撃災害等)

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア 「死傷者等」には、急病人等を含む。

イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数(見込)

救助する必要がある者(行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。)で、未だ救助されていない者の数を記入すること。また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等(応援出動したものを含む。)について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

(例)

- ・都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- ・避難指示の発令状況
- ・避難所の設置状況
- ・自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・NBC検知結果(剤の種類、濃度等)

- ・被害の要因（人為的なもの）
  - 不審物（爆発物）の有無
  - 立てこもりの状況（爆弾、銃器、人物等）

## <災害即報>

### 4 第4号様式

#### (1) 第4号様式(その1) (災害概況即報)

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合や災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）には、本様式を用いること。

#### ア 災害の概況

##### (ア) 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。

##### (イ) 災害種別概況

- a 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況
- b 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況
- c 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況
- d 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況
- e その他これらに類する災害の概況

#### イ 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している人的被害及び住家の被害に重点を置いて記入すること。

119番通報の件数を記入する欄については、第3 直接即報基準に該当する災害において、市町村から消防庁に直接報告をする際に記入すること。

なお、119番通報件数については、災害対応の初動段階において、災害の規模を推察する上で重要な情報となるため、集計が困難な場合は、入電の多寡について可能な限り報告をすること。

#### ウ 応急対策の状況

(ア) 当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等（以下「災害対策本部等」という。）を設置した場合にはその設置及び廃止の日時を記入すること。

なお、複数の市町村で災害対策本部等を設置するなど、当該欄に記入できない場合には、任意の様式を用いて報告をすること。

また、庁舎被害等の発生に起因して、予定された場所以外に災害対策本部等が設置されるなど特記すべき事象がある場合は、その旨を併せて記入すること

(イ) 消防機関等の活動状況については、地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。

(ウ) 自衛隊の災害派遣要請を行った場合には、その日時及び内容を記入すること。

(エ) その他都道府県又は市町村が講じた応急対策については、避難所の設置状況、他の地方公共団体への応援要請等について記入すること。

また、大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表された場合などにおいては、警報の伝達、避難指示等の発令状況等の警戒・避難対策について記入すること。なお、避難指示等の発令状況については、第4号様式（その1）別紙を用いて報告すること

#### (2) 第4号様式(その2) (被害状況即報)

管内の被害状況や避難に関する状況等を把握できる段階に至った場合、本様式を用いること。

ア 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

イ 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

ウ 災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

エ 災害の概況

災害の概況欄には次の事項を記入すること。

(ア) 災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

(イ) 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

(ウ) 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

オ 応急対策の状況

消防機関等の活動状況について記入するとともに、自衛隊の災害派遣要請を行った場合にはその日時及び内容を記入すること。

また、その他の欄については、避難所の設置状況、災害ボランティアの活動状況等を記入すること。

### 3-5 気象庁震度階級関連解説表

○人の体感・行動屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には目が覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物がわずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ばされることもある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

○木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに、傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

○鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

○地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂や液状化が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。
7		

○ライフライン・インフラ等への影響

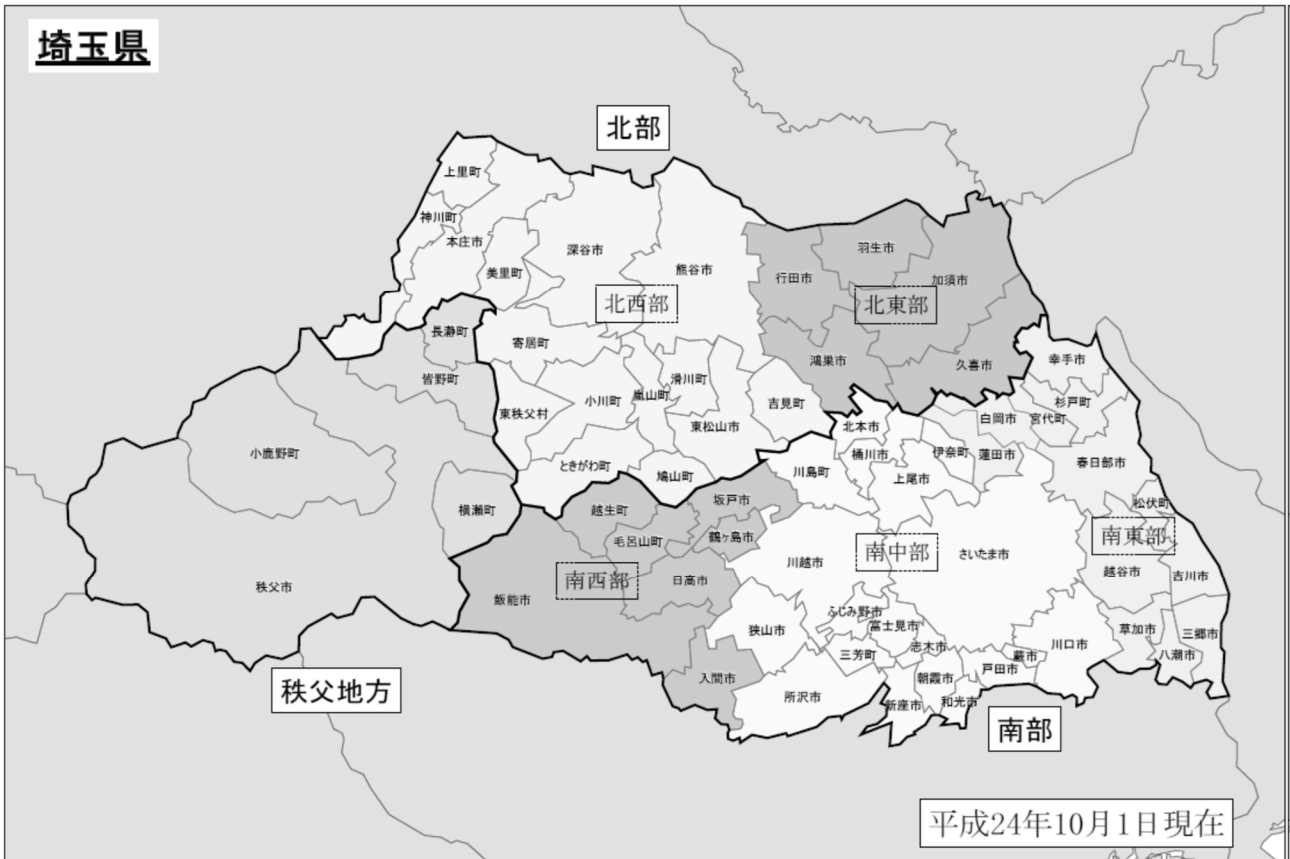
ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることもある。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者・管理者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者・管理者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問い合わせが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全確認のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

○大規模構造物への影響

長周期地震動による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いこと、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出ることなどがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

3-6 警報・注意報の発表地域区分





### 3-7 埼玉県被災宅地危険度判定実施要綱

#### (目的)

第1条 この要綱は、市町村において、災害対策本部が設置されることとなる規模の地震又は降雨等の災害（以下「大地震等」という。）により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度判定を実施することによって、二次災害を軽減、防止し住民の安全の確保を図ることを目的とする。

#### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一「宅地」とは、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第2条第1号に規定する宅地のうち住居である建築物の敷地及び危険度判定実施本部長が危険度判定の必要を認める建築物等の敷地並びにこれらに被

害を及ぼすおそれのある土地をいう。

二「宅地判定士」とは、被災宅地危険度判定を実施する者として、埼玉県被災宅地危険度判定士登録要綱（以下「登録要綱」という。）に基づき知事が被災宅地危険度判定士登録名簿に登録した者をいう。

三「被災宅地危険度判定」（以下「危険度判定」という。）とは、宅地判定士の現地踏査により、宅地の被災状況を調査し、変状項目ごとの配点から危険度を分類することをいう。

四「危険度判定実施本部」とは、危険度判定を実施するために被災した市町村の災害対策本部に設置する組織をいう。

五「危険度判定支援本部」とは、被災した市町村の実施する危険度判定活動を支援するために、県に設置する組織をいう。

六「被災宅地危険度判定連絡協議会」（以下「全国協議会」という。）とは、都道府県相互の支援等に関して事前に都道府県間の調整を行い、被災宅地危険度判定制度の実施体制の整備を図るために設置された組織をいう。

#### (県の事前準備)

第3条 知事は、危険度判定の実施に関する事項について、県内の市町村及び関係団体等と協議し、調整に努めるものとする。

2 知事は、市町村の協力を得て、危険度判定に関する講習会を開催し、宅地判定士の養成に努めるものとする。

3 知事は、登録要綱に基づき宅地判定士の登録及び更新に関する事務を行うものとする。

4 知事は、国、他の都道府県及び関係団体等と連携して、危険度判定の円滑な実施のための体制の整備を行うものとする。

5 知事は、危険度判定について、住民に周知させるため必要な処置を講じるものとする。

#### (市町村の事前準備)

第4条 市町村長は、危険度判定の実施に関する事項について、県と協議し、調整に努めるものとする。

2 市町村長は、危険度判定の円滑な実施のため、体制の整備を行うものとする。

3 市町村長は、危険度判定について住民に周知させるため必要な処置を講じるものとする。

#### (宅地判定士の事前準備)

第5条 宅地判定士は、常に危険度判定に関する知識の習熟に努めるものとする。

2 宅地判定士は、危険度判定の円滑な実施のため、県及び市町村が行う体制整備に協力するよう努める

ものとする。

(危険度判定の実施)

第6条 市町村長は、大地震等の発生後に、宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定する。

2 市町村長は、危険度判定の実施を決定した場合は、危険度判定の対象となる区域及び宅地を定める。

3 市町村長は、危険度判定の実施のための支援を知事に要請することができる。

4 知事は、市町村長から支援要請を受けた場合は、宅地判定士に協力を要請する等、支援措置を講じるものとする。

5 市町村長は、宅地判定士の協力のもとに、危険度判定を実施する。

6 被災の規模等により市町村が危険度判定の実施に関する事務を行うことができなくなったときは、知事は、危険度判定の実施に関し必要な措置を講じるものとする。

(判定結果の表示等)

第7条 市町村長は、二次災害を防止し、又は軽減するために、危険度判定の結果を当該宅地に表示する等、必要な措置を講じるものとする。

2 前項の規定による危険度判定結果の表示は、全国協議会の定める判定実施マニュアル等の手引による。

(資機材の調達及び備蓄)

第8条 県、市町村及び関係団体等は、危険度判定用資機材の調達及び備蓄に努めるものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるほか、この要綱の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年5月26日から施行する。

## 4 災害協定・覚書一覧

	協定・覚書名称	協定・覚書先	締結年月日	協定・覚書の内容	◎連絡窓口となる班・関係班
◆ 相互応援					
1	災害時相互応援に関する協定	志木市・新座市・和光市	H8. 8. 29	避難場所等の相互利用、災害資機材及び物資の相互提供	◎本部班 ・市民班、福祉班、教育班ほか
2	災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定	埼玉県内市町村	H19. 5. 1	食料、資機材等及び医療、施設の応急復旧等に必要資機材、他8項目	◎本部班 ・市民班、医療対策班ほか
3	災害時の応援に関する協定	岐阜県瑞浪市	H23. 9. 2	食料の提供、職員等の派遣	◎本部班 ・職員班、市民班ほか
4	災害時の応援に関する協定	長野県佐久市	H23. 10. 21	食料の提供、職員等の派遣	◎本部班 ・職員班、市民班ほか
5	災害相互援助協定	山形県東根市	H24. 11. 22	相互応援協定	◎本部班 ・職員班、各班
6	災害相互援助協定	福島県須賀川市	H27. 8. 1	相互応援協定	◎本部班 ・職員班、各班
◆ 複合・その他					
7	災害時における朝霞市と日本郵便朝霞支店の協力に関する協定	日本郵便(株)朝霞郵便局	H9. 12. 18	葉書等の無償交付、郵便物の料金免除等	◎本部班
8	地域における協力に関する協定・災害発生時における協力に関する協定	日本郵便(株)	R3. 3. 5	高齢者等の見守り活動、道路の損傷等の情報提供、被災状況の相互提供	◎本部班
9	災害時における応急対策活動基本協定	朝霞市商工会	H18. 9. 1	建設資機材、生活物資、保管場所の提供、運送等	◎本部班 ・建設活動班、市民班
10	災害時の応急活動用地の使用に関する協定	(学法)細田学園	H20. 12. 24	グラウンドの使用	◎本部班
11	災害時における電力復旧に関する覚書	東京電力パワーグリッド(株)志木支社	H22. 2. 5	電力復旧重要施設の早期復旧	◎本部班 ・管財班、医療対策班、福祉班ほか
12	災害時における避難場所利用及び応急対策業務に関する協定	前田道路(株)朝霞合材工場	H28. 5. 25	一時避難場所の提供、道路啓開や応急復旧等	◎本部班 ・建設活動班
13	災害時用公衆電話の設置・利用に関する覚書	東日本電信電話(株)埼玉事業部	H28. 10. 4	災害発生時の通信手段の確保	◎本部班
14	地域貢献型広告に関する協定	東電タウンプランニング(株)	H31. 4. 24	市内における地域貢献型広告の掲出	◎本部班
15	災害時における施設等の利用に関する協定	(独法)労働政策研究・研修機構労働大学校	R2. 9. 1	災害時における避難所、物資集積場所及び支援車両駐車場の提供	◎本部班 ・管財班、市民班、福祉班、教育班
16	災害時における動物救護活動に関する協定	埼玉県獣医師会南支部	H29. 3. 3	災害時の動物救護活動に対する協力	◎環境班
17	災害時における被災者支援に関する協定	埼玉県行政書士会	H29. 11. 22	災害時の罹災証明書等に関する相談業務	◎市民班
18	災害時における被災者等相談の実施に関する協定	埼玉司法書士会	R2. 10. 6	災害発生時における被災者等相談	◎市民班
19	災害時における物資(ユニットハウス等)の供給に関する協定	三協フロンティア(株)	R3. 8. 5	救援物資(ユニットハウス、仮設トイレ等)の供給	◎本部班 ・建設活動班、環境班
20	災害時におけるトイレトレーラー運転手の派遣の協力に関する協定	ロータス RV 販売(株)	R5. 3. 30	運転手の派遣	◎環境班

	協定・覚書名称	協定・覚書先	締結年月日	協定・覚書の内容	◎連絡窓口となる班 ・関係班
21	災害時における救援物資(トイレトレーラー)の供給に関する協定	(株)丸沼倉庫	R5. 4. 6	トイレトレーラーの供給	◎環境班
22	損害調査結果の提供及び利用に関する協定	三井住友海上火災保険(株)	R6. 12. 13	損害調査結果の提供	◎調査班
◆ 避難					
23	災害時における避難場所相互利用に関する協定	さいたま市	H9. 1. 17	避難場所相互利用	◎本部班 ・市民班、福祉班、 教育班
24	朝霞校舎の避難場所の承認	東洋大学	H16. 11. 15	3号館及び体育館を避難所とする。後に体育館のみ	◎本部班 ・市民班、福祉班、 教育班
25	災害時における県立学校の使用に関する覚書	埼玉県立朝霞高等学校	H22. 11. 1	体育館、格技場、トイレシャワー棟、合宿所、グラウンドを避難施設として利用	◎本部班 ・市民班、福祉班、 教育班
26	災害時における避難所利用に関する協定	(株)丸沼倉庫 物産ロジスティクスソリューションズ	H24. 7. 8 (R1. 11. 29 追加)	災害時における避難場所の提供	◎本部班 市民班、福祉班、 教育班
27	災害時における避難場所利用及び応急対応に関する協定	(株)朝日アセット・マネジメント	H29. 10. 20	一時避難場所の提供 生活用品等の提供	◎本部班 ・市民班
28	災害時における応援協力に関する協定	(公財)朝霞市文化・スポーツ振興公社	R2. 11. 11	災害時における公社職員の避難所運営等に関する応援	◎本部班 ・職員班、市民班、 福祉班、教育班
29	災害時における一時避難場所の提供及び生活物資の供給に関する協定	(株)カインズ	R2. 12. 17	一時避難場所の提供 生活用品等の提供	◎本部班 ・市民班
30	災害発生時における宿泊施設の提供等に関する協定	(株)ホスピタリティオペレーションズ	R3. 12. 28	「スマイルホテル北朝霞」を一時避難場所としての利用	◎本部班 ・市民班、福祉班、 教育班
31	災害時における移動式宿泊施設等の提供に関する協定	(株)デベロップ (株)マイタウン	R4. 2. 4	レスキューホテルの提供	◎本部班 ・市民班、福祉班、 教育班
32	災害時における避難所利用及び避難所における運動支援に関する協定	(株)ルネサンス 小寺 瑠璃子	R4. 2. 17	避難場所の提供及び避難所での運動支援	◎本部班 ・市民班、福祉班、 教育班
33	災害発生時における宿泊施設の提供等に関する協定	東横 INN 北朝霞駅西口	R5. 2. 16	一時避難場所としての利用	◎本部班 ・市民班、福祉班、 教育班
34	災害時における帰宅困難者への一時滞在施設の提供に関する協定	(株)遊楽	R6. 5. 1	一時避難場所としての利用	◎本部班
35	災害時における農地(市民農園)の使用に関する協定	青葉台農園土地所有者	H22. 7. 1	市民農園農地の一時避難場所等としての利用	◎本部班 ・市民班
◆ 災害情報・通信					
36	災害時の情報収集に関する協定	朝霞アマチュア無線クラブ	H20. 6. 30	情報収集の依頼	◎財務・情報班

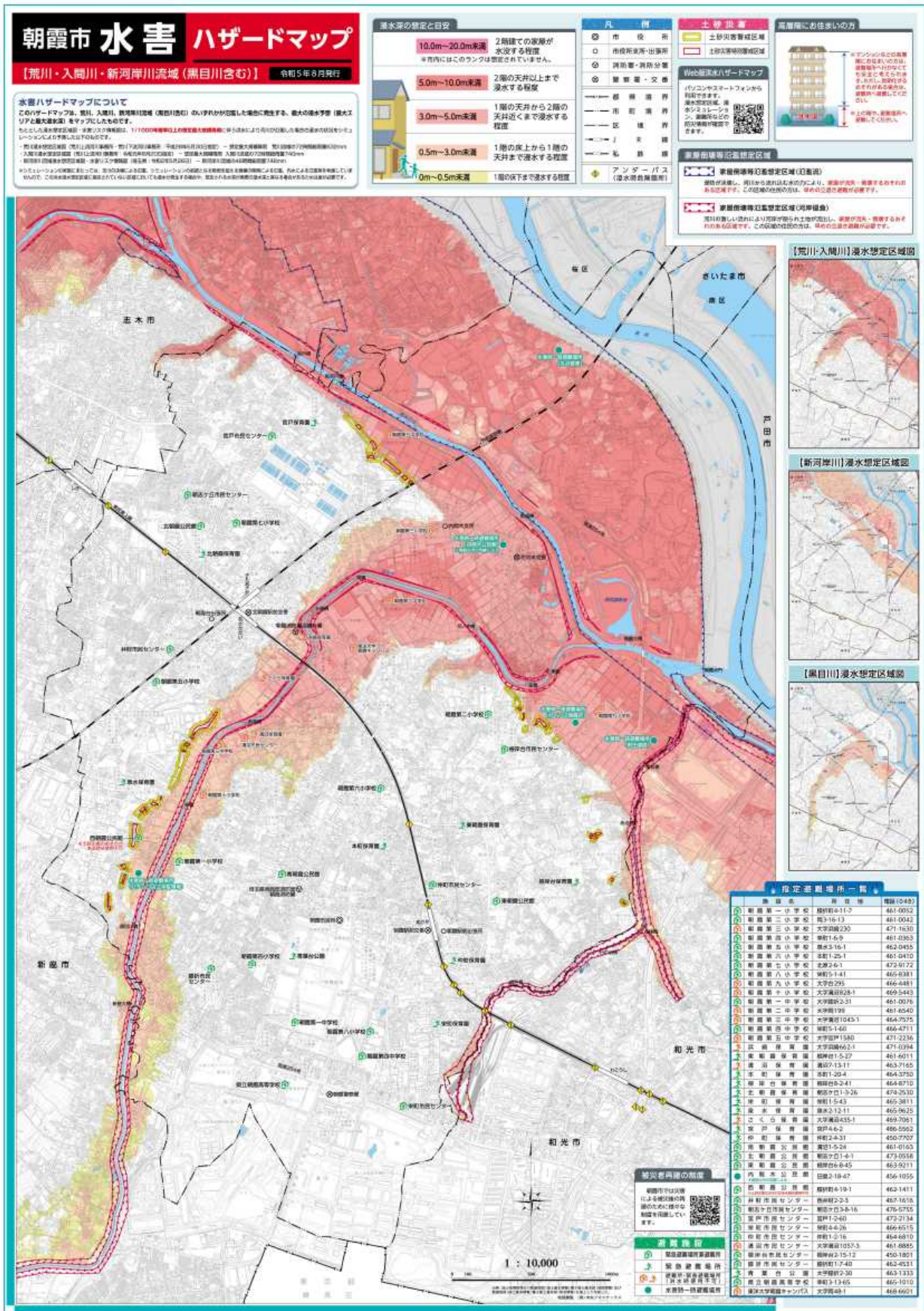
	協定・覚書名称	協定・覚書先	締結年月日	協定・覚書の内容	◎連絡窓口となる班・関係班
37	公共情報通信基盤を利用した情報提供及び活用に関する協定	荒川上流河川事務所	H23. 6. 8	公共情報通信基盤網（広域情報ネットワーク）を利用した河川情報等の情報交換	◎財務・情報班
38	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省関東地方整備局	H23. 8. 23	国土交通省の情報連絡員（リエゾン）を派遣	◎財務・情報班
39	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	(株)ゼンリン	H30. 5. 24	災害時における地図の提供	◎財務・情報班
40	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー(株)	R2. 3. 31	市HPのキャッシュサイト掲載、yahoo!防災アプリの使用	◎財務・情報班
41	災害時における放送等に関する協定	(株)ジェイコム埼玉・東日本	R2. 8. 27	災害時におけるJ:COMチャンネルでの緊急放送	◎財務・情報班
42	災害時緊急放送に関する協定	(株)コミュニティシェアFM	R3. 5. 20	災害時におけるラジオからの災害情報の放送	◎財務・情報班
43	災害時避難施設に係る情報の提供に関する協定	(株)バカン	R3. 7. 8	災害時各避難所の混雑状況をインターネットを通じて提供するシステムの導入	◎本部班 ・財務・情報班、市民班、福祉班、教育班
◆ 管財					
44	災害時におけるバス利用に関する協定	(一社)埼玉県バス協会西部地区部会	H21. 8. 4	バスによる避難者輸送	◎建設活動班 ・管財班、市民班、福祉班、教育班
45	災害時における電気設備等の復旧に関する協定	埼玉県電気工事工業組合	H21. 11. 26	公共施設等における電気設備等の復旧活動等の支援	◎管財班
46	災害時における燃料等の優先供給に関する協定	埼玉県石油業協同組合朝霞支部	H23. 11. 1	燃料の優先供給	◎管財班
47	災害時及び災害応援活動における物資等の輸送に関する協定	(一社)埼玉県トラック協会朝霞支部	H24. 2. 1	トラックによる輸送	◎市民班 ・管財班
48	災害時における車両貸渡に関する協定	埼玉県レンタカー協会	R2. 8. 6	災害時におけるレンタカーの貸渡	◎管財班
49	災害時における車両貸渡に関する協定	(株)アイ・ティ・エス	R4. 1. 5	災害時における車両貸渡	◎管財班
50	災害時における電動車両等の支援に関する協定	東日本三菱自動車販売(株) 三菱自動車工業(株)	R4. 7. 22	電気自動車の借用	◎管財班
◆ 飲食料・生活物資					
51	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	あさか野農業協同組合	H11. 4. 1	食料、生活物資等の提供(有料)	◎市民班
52	災害時における緊急設備支援に関する協定	(株)セレスポ	H12. 4. 1	協定避難場所に設置する	◎市民班
53	災害時におけるLPガス応急対応に関する協定	(一社)埼玉県LPガス協会朝霞支部	H14. 7. 17	LPガスの仮設供給等	◎市民班
54	災害時における救援物資(飲料水)の提供に関する協定	三国コカ・コーラボトリング(株)	H17. 2. 10	飲料水の提供	◎市民班
55	災害時における救援物資(飲料水)の提供に関する協定	(株)伊藤園	H20. 7. 18	飲料水の提供	◎市民班

	協定・覚書名称	協定・覚書先	締結年月日	協定・覚書の内容	◎連絡窓口となる班・関係班
56	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	生活協同組合コープみらい	H24. 11. 13	食料、生活必需品等の調達及び供給	◎市民班
57	災害時における生活物資の供給等の協力に関する協定	(株)セブン-イレブン・ジャパン	H28. 1. 8	飲食料及び生活必需品等の調達及び供給	◎市民班
58	災害時における物資供給に関する協定	(株)イトーヨーカ堂	R2. 12. 17	食料品及び生活必需品等の物資の供給	◎市民班
59	大規模災害発生時における商品の無償提供に関する協定	(株)ダイト	R3. 3. 29	災害時における自動販売機（賃貸借契約物件番号 A18、C18、C19）商品の無償提供	◎市民班
60	大規模災害発生時における商品の無償提供に関する協定	大蔵屋商事(株)	R3. 3. 29	災害時における自動販売機（賃貸借契約物件番号 C17）商品の無償提供	◎市民班
61	災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定	佐川急便(株)北関東支店	R4. 1. 6	災害時における支援物資受入業務	◎市民班
62	災害時における救援物資（飲料水）の提供に関する協定書	東京キリンビバレッジサービス(株)埼玉南支店	R6. 4. 1	飲料水の提供	◎市民班
◆ 保健・医療・福祉					
63	災害時における医療救護活動に関する協定書	(一社)朝霞地区医師会	H27. 12. 12	災害時における医療救護活動	◎医療対策班
64	災害時における歯科医療救護活動に関する協定書	(一社)朝霞地区歯科医師会	H27. 12. 12	災害時における歯科医療救護活動	◎医療対策班
65	災害時における医療救護活動に関する協定書	(一社)朝霞地区薬剤師会	H27. 12. 12	災害時における医療救護活動	◎医療対策班
66	朝霞市災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定	朝霞市社会福祉協議会	R5. 12. 26	ボランティアセンターの設置・運営	◎福祉班
◆ インフラ					
67	緊急時における朝霞浄水場の水道水の提供について（確認書）	東京都水道局朝霞浄水場	H16. 11. 15	近辺住民及び給水車等への水道水の提供	◎上下水道班
68	災害時における井戸水の供給支援に関する協定	(株)武蔵野ホールディングス	H23. 1. 27	井戸水を供給	◎上下水道班
69	災害時の応急給水活動用地の使用に関する協定書	宗教法人東圓寺	H28. 11. 6	応急給水活動のための駐車場用地の一時使用	◎上下水道班
70	災害発生時における水道施設の応援復旧作業の応援に関する協定	朝霞市指定給水装置工事事業者（11者）	H21. 4. 1	給水施設等の被害状況調査、緊急修繕及び応急給水	◎上下水道班
71	災害時における応援協力に関する協定書	アクアイースト(株)	R5. 7. 1	水道施設の緊急事態における電話窓口対応、災害情報の提供等	◎上下水道班
72	田子山樋管可搬式ポンプの運転管理等に関する覚書	志木市	H18. 1. 4	田子山樋管に設置の可搬ポンプ（朝霞市1台、志木市2台）は、先着市が運転作業する	◎建設活動班
73	災害時における応急対策活動における建設資機材等の提供に関する協定	朝霞市商工会建設部会	H18. 9. 1	建設資機材の提供	◎建設活動班

	協定・覚書名称	協定・覚書先	締結年月日	協定・覚書の内容	◎連絡窓口となる班・関係班
74	朝霞市災害応急復旧に関する覚書	市内土木事業者8社、市内造園事業者5社	R4.4.1	市道の応急復旧等	◎建設活動班
◆ 福祉避難所					
75	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	特別養護老人ホーム朝光苑	H24.6.1	福祉避難所の利用	◎福祉班
76	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	総合福祉センター	H24.6.1	福祉避難所の利用	◎福祉班
77	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	埼玉県社会福祉事業団あさか向陽園	H24.12.1	福祉避難所の利用	◎福祉班
78	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	障害者ふれあいセンター	H28.9.1	福祉避難所の利用	◎福祉班
79	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	特別養護老人ホーム内間木苑	R3.2.1	福祉避難所の利用	◎福祉班
80	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	特別養護老人ホームハレルヤ	R3.2.1	福祉避難所の利用	◎福祉班
81	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	特別養護老人ホーム花水木の里	R3.2.1	福祉避難所の利用	◎福祉班
82	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	多機能型障害福祉サービス事業所ひまわり工房	R3.2.1	福祉避難所の利用	◎福祉班
83	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	(株)日本クリード	R4.2.1	福祉避難所の利用	◎福祉班
84	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	介護老人保健施設ケアライフ朝霞	R4.2.1	福祉避難所の利用	◎福祉班
85	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	介護老人保健施設グリーンビレッジ朝霞台	R5.2.1	福祉避難所の利用	◎福祉班
86	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	介護老人保健施設つつじの郷	R5.2.1	福祉避難所の利用	◎福祉班
87	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	児童発達支援センター元気キッズチルズ	R5.2.1	福祉避難所の利用	◎福祉班
88	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	グループホーム桜ヶ丘	R6.2.1	福祉避難所の利用	◎福祉班

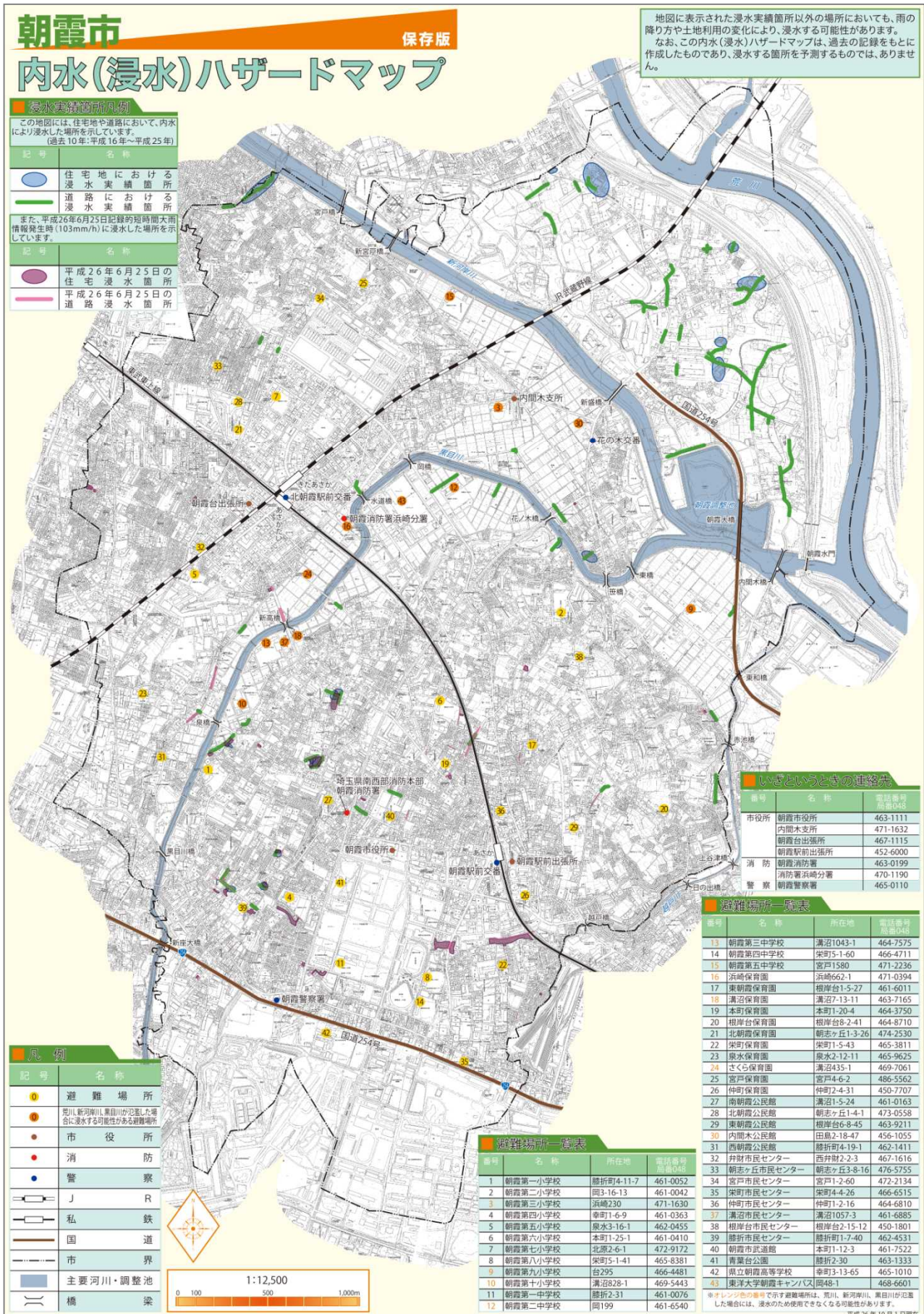
# 5 危険箇所等

## 5-1 水害ハザードマップ



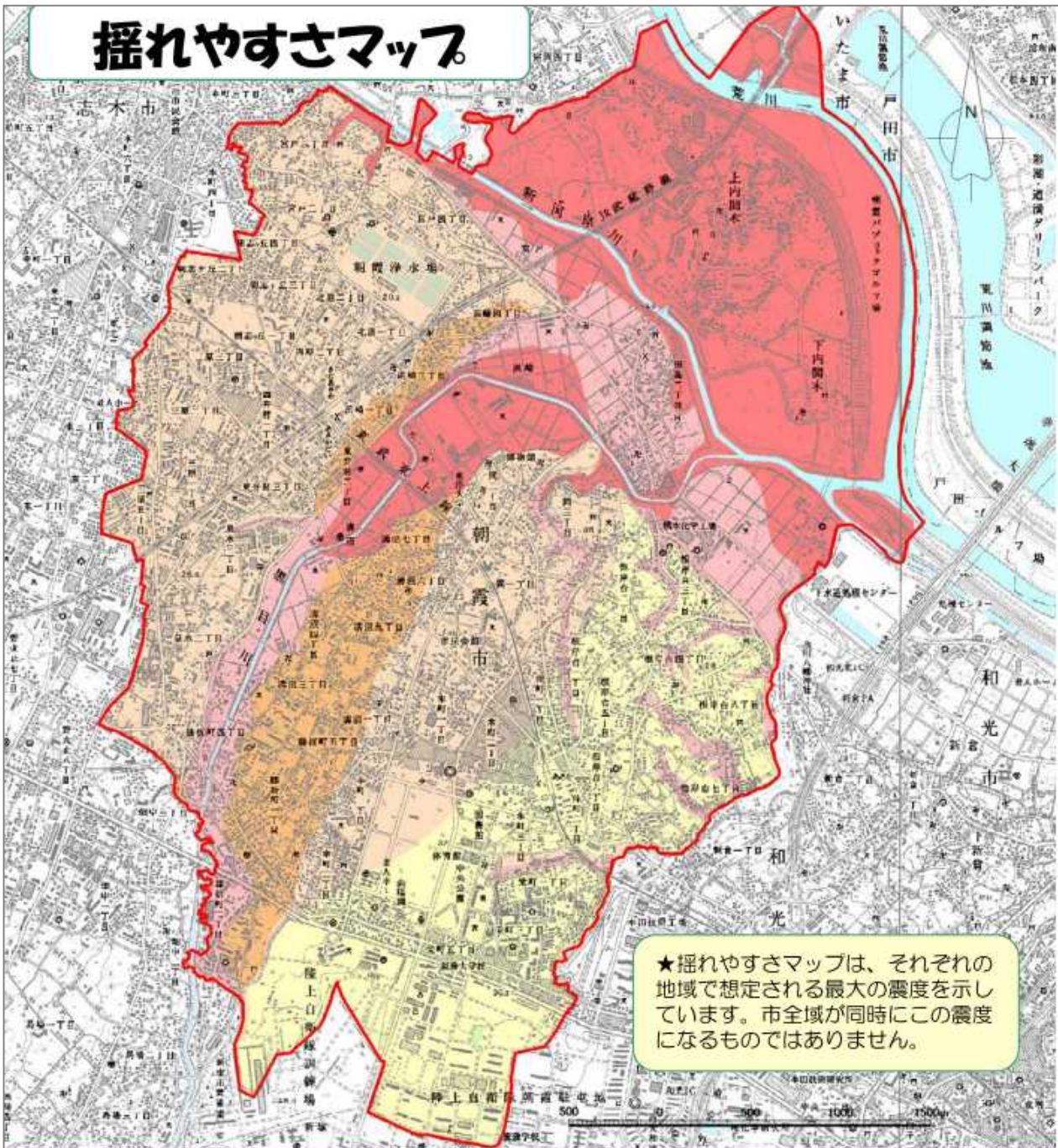


## 5-2 内水ハザードマップ



### 5-3 地震防災マップ

#### (1) ゆれやすさマップ

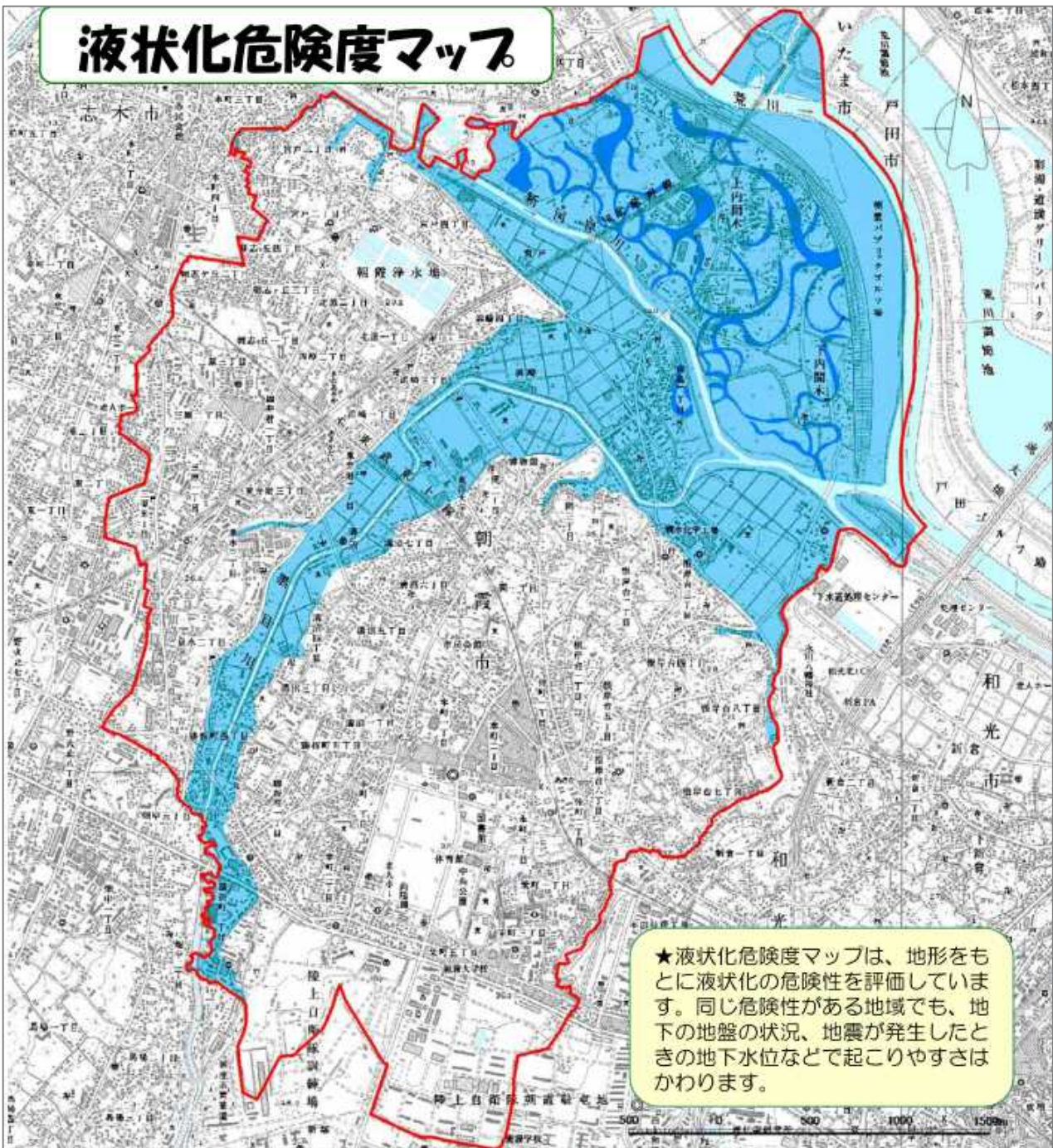


#### 凡例

出典) 気象庁震度階級関連解説表

震度階級 (計測震度)	震度6強(6.0以上6.5未満) 強い揺れ ← (6.3) = (6.2) = (6.1) = (6.0) →	震度6弱(5.5以上6.0未満) (5.9)
屋内の状況	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。
屋外の状況	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
木造建物 (住宅)	耐震性が高い: 壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。 耐震性が低い: 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。傾くものや、倒れるものが多くなる。	耐震性が高い: 壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。 耐震性が低い: 壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。

(2) 液状化危険度マップ



**Q液状化とは？**

液状化とは、地震によって地盤が液体のような現象で、水分をたくさん含んだ砂質の地盤で多く発生します。液状化が発生すると、地盤の上の建物を傾かせたり沈ませたりします。平成5年の北海道南西沖地震や平成7年の阪神・淡路大震災、平成19年の新潟県中越沖地震では、建物やライフライン、海岸や河川の構造物などに大きな被害をもたらしました。

**凡例**

液状化の可能性が極めて大きい		昔の河川跡などは、液状化の可能性が高い。
液状化の可能性が大きい		強い揺れで液状化が発生する場合がある。
液状化の可能性はない		台地や段丘では、地下水位も低く、液状化は発生しない。

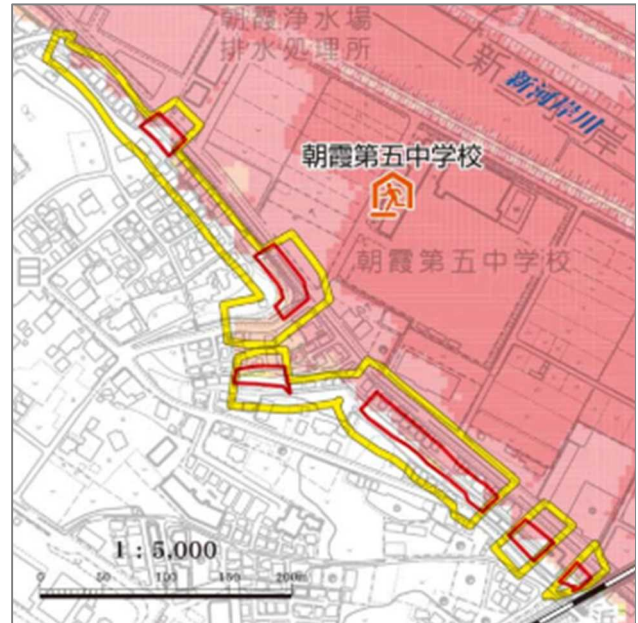
「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000(地図画像)を複製したものである。(承認番号 平20業複、第1048号)」

## 5-4 土砂災害ハザードマップ

### 岡・根岸台地区



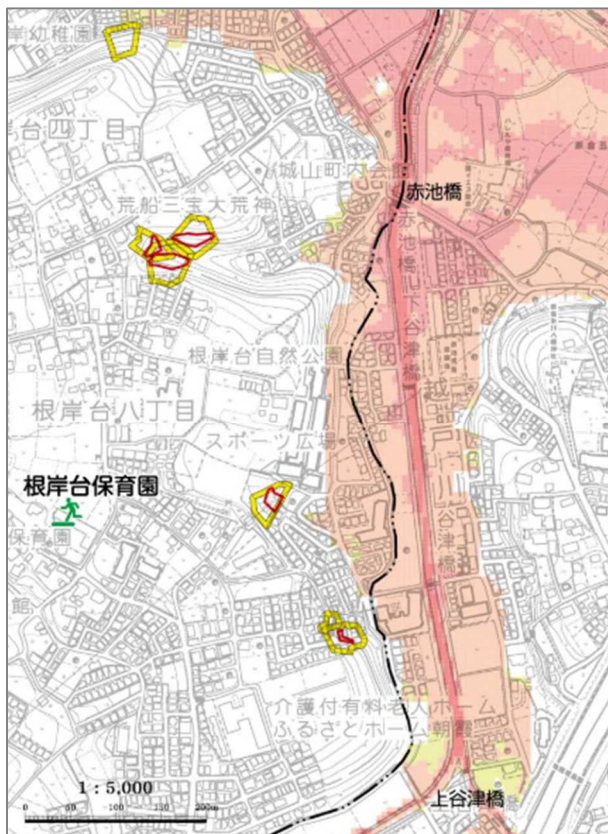
### 宮戸地区



### 泉水・膝折町地区



### 根岸台地区





(1) 重要水防箇所一覧

番 号	河川名	重要度		重要水防箇所	延長 (m)	重要な理由
		種 別	階級	地先名		
荒181	荒川	越水 (溢水)	B	朝霞市大字上内間木	64	計画高水流量規模の洪水の水位が計画堤防余裕高を満たさない
荒239	荒川	堤防高 堤防断面 漏水	B B B	朝霞市大字上内間木	85	計画高水流量規模の洪水の水位が計画堤防余裕高を満たさない 計画堤防断面以下で1/2以上 漏水の恐れがあるが対策が未施工
荒241	荒川	新堤防	要注	朝霞市大字上内間木	366	H24荒川上内間木堤防強化工事
荒242	荒川	漏水	B	朝霞市大字上内間木	195	漏水の恐れがあるが対策が未施工
新河11	新河岸川	高築堤	高	富士見市下南畑～ 朝霞市宮戸・志木市中宗岡	2,720	高築堤河川
新河12 ～14	新河岸川	高築堤	高	朝霞市宮戸～ 朝霞市上内間木	1,040	高築堤河川
新河16	新河岸川	高築堤	高	朝霞市宮戸	1,020	高築堤河川
新河17	新河岸川	堤防高	A	朝霞市大字浜崎	40	堤防高不足
新河18	新河岸川	高築堤	高	朝霞市上内間木	300	高築堤河川
新河19	新河岸川	高築堤	高	朝霞市田島～ 朝霞市台	1,060	高築堤河川
新河20	新河岸川	堤防高	A	和光市新倉～ 朝霞市上内間木	800	堤防余裕高不足
新河21	新河岸川	堤防高	A	和光市新倉～ 朝霞市台、根岸	1,200	堤防余裕高不足
新河22	新河岸川	堤防高	A	和光市新倉～	420	堤防余裕高不足
新河23	新河岸川	新堤防	A	和光市新倉～	520	堤防余裕高不足
新河24	新河岸川	堤防高	A	和光市新倉～	1,600	堤防余裕高不足 H25 境田外樋管工
越戸1	越戸川	堤防高	B	朝霞市下内間木～ 朝霞市根岸	1,000	堤防余裕高不足

出典：令和5年度埼玉県水防計画

(2) 水位観測所・基準水位一覧

観測所	対象河川	はん濫危険水位 (特別警戒水位)	避難判断水位	はん濫注意水位 (警戒水位)	水防団待機水位 (通報水位)
治水橋	荒川	12.70m	12.20m	7.50m	7.00m
宮戸橋	新河岸川	7.48m	7.12m	6.00m	4.50m
浜崎	黒目川	6.04m	-	5.80m	5.10m

## 6 施設・設備

### 6-1 応急給水所開設場所一覧

NO	名称	所在地
1	泉水浄水場	泉水2-13-1 (水道庁舎)
2	岡浄水場	岡2-2-43 (東円寺付近)
3	第5号取水井	岡2丁目地内 (博物館付近)
4	第10号取水井	幸町3丁目地内 (旧朝霞第四小学校付近)
5	東京都水道局朝霞浄水場	宮戸1-3-1 (正門付近)

### 6-2 小中学校受水槽施設一覧

学校名	基数	容量 (m <sup>3</sup> )
朝霞第一小学校	1	18
朝霞第二小学校	2	(20、9)
朝霞第三小学校	1	23
朝霞第四小学校	1	50.5
朝霞第五小学校	1	38.5
朝霞第六小学校	1	15
朝霞第七小学校	1	20
朝霞第八小学校	1	38
朝霞第九小学校	1	20
朝霞第十小学校	1	17.3
小計	11	269.3
朝霞第一中学校	1	8.0
朝霞第二中学校	1	28
朝霞第三中学校	2	(21、2.6)
朝霞第四中学校	1	16
朝霞第五中学校	1	12
小計	6	87.6
合計	17	356.9

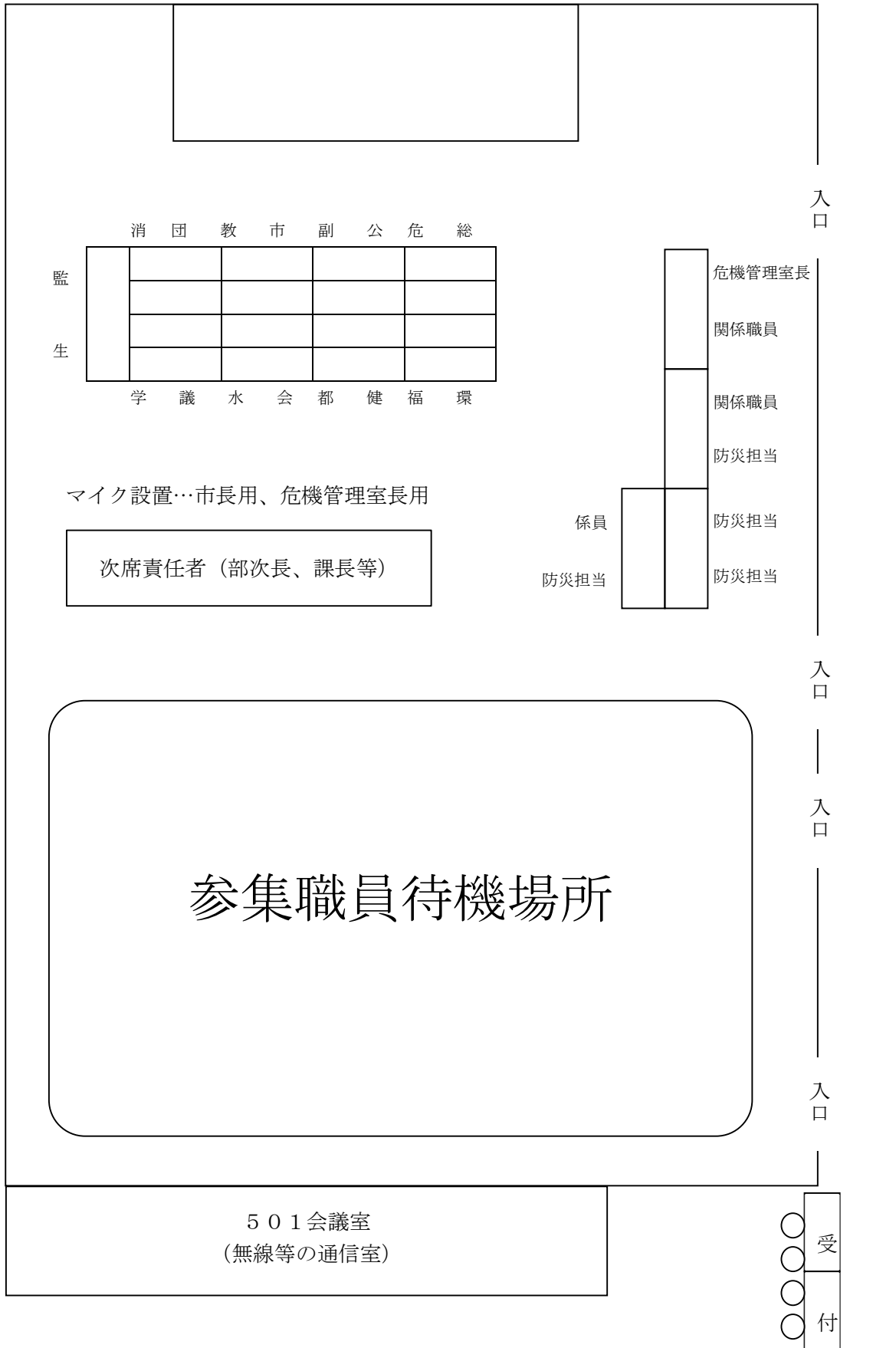
※記載容量は有効容量

### 6-3 防災備蓄倉庫一覧

設置場所	構造	面積	備考
朝霞第一小学校	R C造 1階建	40m <sup>2</sup>	
朝霞第二小学校	R C造 1階建	50m <sup>2</sup>	
朝霞第三小学校	S造 2階建 1階	50.9m <sup>2</sup>	第七分団詰所と併設
朝霞第四小学校	R C造 4階建 2階	56.59m <sup>2</sup>	小学校と併設
朝霞第五小学校	R C造 1階建	54.18m <sup>2</sup>	小学校と併設
朝霞第六小学校	R C造 1階建	50m <sup>2</sup>	
朝霞第七小学校	S造 1階建	47.38m <sup>2</sup>	朝志ヶ丘放課後児童クラブと併設
朝霞第八小学校	S造 1階建	49.68m <sup>2</sup>	
朝霞第九小学校	C B造 1階建	49.17m <sup>2</sup>	
朝霞第十小学校	S造 1階建	49.41m <sup>2</sup>	
宮戸市民センター	R C造 3階建 1階	29.4m <sup>2</sup>	
栄町市民センター	R C造 3階建 2階	36.4m <sup>2</sup>	
仲町市民センター	R C造 3階建 1階	24m <sup>2</sup>	
溝沼市民センター	R C造 3階建 2階	33.1m <sup>2</sup>	
根岸台市民センター	R C造 3階建 2階	40m <sup>2</sup>	
膝折市民センター	R C造 3階建 1階	35.2m <sup>2</sup>	
宮戸備蓄倉庫	S造 1階建	98.3m <sup>2</sup>	
水防倉庫	軽量鉄骨造 1階	57.8 m <sup>2</sup>	
保健センター防災倉庫	軽量鉄骨	52.93m <sup>2</sup>	
第6分団詰所防災倉庫	軽量鉄骨	45.52m <sup>2</sup>	第6分団詰所防災倉庫



6-4 災害対策本部室レイアウト



## 7 避難

### 7-1 避難場所等一覧

#### (1) 避難場所

No.	名称	所在地	電話番号 (048)	地域 防災 拠点	緊急避難場所			避難 所	ペット 屋内 受入
					地震	洪水	土砂		
1	朝霞第一小学校	膝折町4-11-7	461-0052	○					○
2	朝霞第二小学校	岡3-16-13	461-0042	○					○
3	朝霞第三小学校	大字浜崎230	471-1630	○		×			○
4	朝霞第四小学校	幸町1-6-9	461-0363	○					○
5	朝霞第五小学校	泉水3-16-1	462-0455	○					○
6	朝霞第六小学校	本町1-25-1	461-0410	○					○
7	朝霞第七小学校	北原2-6-1	472-9172	○					○
8	朝霞第八小学校	栄町5-1-41	465-8381	○					○
9	朝霞第九小学校	大字台295	466-4481	○		×			○
10	朝霞第十小学校	大字溝沼828-1	469-5443	○		×			○
11	朝霞第一中学校	大字膝折2-31	461-0076						○
12	朝霞第二中学校	大字岡199	461-6540			×			○
13	朝霞第三中学校	大字溝沼1043-1	464-7575			×			○
14	朝霞第四中学校	栄町5-1-60	466-4711						○
15	朝霞第五中学校	大字宮戸1580	471-2236			×			○
16	浜崎保育園	大字浜崎662-1	471-0394			×		×	
17	東朝霞保育園	根岸台1-5-27	461-6011					×	
18	溝沼保育園	溝沼7-13-11	463-7165			×		×	
19	本町保育園	本町1-20-4	464-3750					×	
20	根岸台保育園	根岸台8-2-41	464-8710					×	
21	北朝霞保育園	朝志ヶ丘1-3-26	474-2530					×	
22	栄町保育園	栄町1-5-43	465-3811					×	
23	泉水保育園	泉水2-12-11	465-9625					×	
24	さくら保育園	大字溝沼435-1	469-7061			×		×	
25	宮戸保育園	宮戸4-6-2	486-5562					×	
26	仲町保育園	仲町2-4-31	450-7707					×	
27	南朝霞公民館	溝沼1-5-24	461-0163						○
28	北朝霞公民館	朝志ヶ丘1-4-1	473-0558						○
29	東朝霞公民館	根岸台6-8-45	463-9211						○
30	内間木公民館	田島2-18-47	456-1055			×			○
31	西朝霞公民館	膝折町4-19-1	462-1411				×		○
32	弁財市民センター	西弁財2-2-3	467-1616						○
33	朝志ヶ丘市民センター	朝志ヶ丘3-8-16	476-5755						○
34	宮戸市民センター	宮戸1-2-60	472-2134						○
35	栄町市民センター	栄町4-4-26	466-6515						○
36	仲町市民センター	仲町1-2-16	464-6810						○

No.	名 称	所在地	電話番号 (048)	地域 防災 拠点	緊急避難場所			避 難 所	ペ ット 屋 内 受 入
					地震	洪水	土砂		
37	溝沼市民センター	大字溝沼1057-3	461-8885			×			○
38	根岸台市民センター	根岸台2-15-12	450-1801						○
39	膝折市民センター	膝折町1-7-40	462-4531						○
40	青葉台公園	大字膝折2-30	463-1333		※	※	※	×	
41	県立朝霞高等学校	幸町3-13-65	465-1010						
42	東洋大学朝霞キャンパス (体育館)	大字岡48-1	468-6601			×			
43	中央公民館	青葉台1-7-1	465-7272					×	
44	総合体育館	青葉台1-8-1	465-9811					×	

(注1) 緊急避難場所及び避難所に指定しない「×」の要件は、次のとおりである。

[地 震] 既存耐震不適格建築物である。

[洪 水] 浸水想定区域にかかる。

[土 砂] 土砂災害警戒区域にかかる。

[避難所] 適切な避難生活スペース・施設がない。対象：保育園、青葉台公園

(注2) 「※」は、空地部分を避難スペースとする。

(注3) 43、44 は避難場所が不足する場合に開設する。

## (2) 水害時一時避難場所

No.	名 称	所在地	備考
1	㈱丸沼倉庫物産ロジスティクスソリューションズ	大字上内間木682-1	建物の最上階
2	前田道路朝霞合材工場	大字根岸771	建物の最上階
3	東洋大学朝霞キャンパス	大字岡48-1	
4	カインズ朝霞店	根岸台3-20-1	
5	内間木公民館	田島2-18-47	
6	ジャムフレンドクラブ朝霞立体駐車場	膝折町4-13-33	

## (3) 福祉避難所

No.	名 称	所在地	摘要
1	特別養護老人ホーム 朝光苑	青葉台 1-10-32	高齢者施設
2	埼玉県社会福祉事業団 あさか向陽園	青葉台 1-10-60	障害者施設
3	朝霞市総合福祉センター (はあとびあ)	大字浜崎 51-1	その他社会福祉施設

## 7-2 浸水想定区域内の要配慮者利用施設

	施設名	施設所在地	施設所管課
障害者施設、児童クラブ			
1	障害者ふれあいセンター	大字上内間木 493-9	障害福祉課
2	総合福祉センター	大字浜崎 51-1	福祉相談課
3	はまさき児童館	大字浜崎 51-1	こども未来課
4	みぞぬま児童館	溝沼 7-13-11	こども未来課
5	浜崎放課後児童クラブ	大字浜崎 220-1	保育課
6	根岸台放課後児童クラブ	大字台 295-1	保育課
7	溝沼放課後児童クラブ	大字溝沼 828-1	保育課
8	キッズクラブあさか浜崎	浜崎 4-1-58	保育課
9	健康増進センター（わくわくどーむ）	大字浜崎 27	健康づくり課
10	はあとぴあ福祉作業所	大字浜崎 51-1	障害福祉課
11	ひまわり工房	宮戸 17	障害福祉課
12	クリード朝霞	浜崎 656-1	障害福祉課
13	グループホームつぐみ	溝沼 7-10-7	障害福祉課
14	Friends 朝霞	溝沼 7-4-55	障害福祉課
15	児童発達支援センター元気キッズチルズ	浜崎 79-1	障害福祉課
高齢者福祉施設			
16	特別養護老人ホーム内間木苑 ・内間木苑短期入所生活介護	大字上内間木 498-4	長寿はつらつ課
17	特別養護老人ホーム花水木の里	大字宮戸 24-1	長寿はつらつ課
18	介護老人保健施設つつじの郷 ・ホームケアふれあいの手	大字下内間木 1363-1	長寿はつらつ課
19	介護老人保健施設グリーンビレッジ朝霞台	大字宮戸 3	長寿はつらつ課
20	グループホーム ときわ	大字宮戸 1614	長寿はつらつ課
21	トゥルーケア GHつつじの里	浜崎 4-1-64	長寿はつらつ課
22	ミアヘルサきずなホーム朝霞	溝沼 7-8-30	長寿はつらつ課
23	溝沼老人福祉センター	溝沼 7-13-11	長寿はつらつ課
24	浜崎老人福祉センター	大字浜崎 51-1(総合福祉センター 2F)	長寿はつらつ課
25	朝霞ケアセンターそよ風	大字溝沼 1050-1	長寿はつらつ課
26	スリーベルディ朝霞	大字上内間木 719-3	長寿はつらつ課
27	SOMPO ケア朝霞	根岸台 3-6-12 大興ビル 3F	長寿はつらつ課
28	デイサービスひいらぎの里溝沼	溝沼 7-8-22	長寿はつらつ課
29	地域密着型特別養護老人ホーム朝霞苑	大字溝沼字仲田 1231-2	長寿はつらつ課
30	グループホーム彩花	大字溝沼 806-1	長寿はつらつ課
31	多機能ホーム 安心のおせわ〜く	大字浜崎 676	長寿はつらつ課
学校			
32	朝霞第三小学校	大字浜崎 230	教育指導課
33	朝霞第九小学校	大字台 295	教育指導課
34	朝霞第十小学校	大字溝沼 828-1	教育指導課
35	朝霞第二中学校	大字岡 199	教育指導課
36	朝霞第三中学校	大字溝沼 1043-1	教育指導課

	施設名	施設所在地	施設所管課
37	朝霞第五中学校	大字宮戸 1580	教育指導課
保育園等			
38	溝沼保育園	溝沼 7-13-11	保育課
39	第二あさかたんぼぼこども園	大字溝沼 1336-4	保育課
40	朝霞しらこぼと保育園	田島 2-4-11	保育課
41	朝霞どろんこ保育園	大字浜崎 69-1	保育課
42	浜崎保育園	大字浜崎 662-1	保育課
43	さくら保育園	大字溝沼 435-1	保育課
44	朝霞花の木幼稚園	田島 1-12-1	保育課
45	つくし保育園	溝沼 7-9-10	保育課
46	白百合園	大字根岸 257-1	保育課
47	太陽と大地のこども保育園	大字岡 44-1	保育課
48	いずみばし保育園	大字溝沼 863-1	保育課
49	TMG あさか医療センター附属たまご保育園	溝沼 7-6-26	保育課
50	保育園元気キッズ第二あさかりードタウン園	根岸台 3-1-20 ハイムスイート朝霞 1階	保育課
51	愛育園	大字根岸 257-1	保育課
52	どれみキッズハウス	大字溝沼 432-1	保育課
53	保育園元気キッズあさかりードタウン園	根岸台 3-16-17	保育課
病院			
54	朝霞厚生病院	大字浜崎 703	健康づくり課
55	朝霞病院	大字溝沼 1333-2	健康づくり課
56	TMG あさか医療センター	大字溝沼 1340-1	健康づくり課
57	あさか産婦人科	溝沼 537-1	健康づくり課

### 7-3 県及び放送事業者の避難情報発令時の情報提供・連絡先

#### (1) 県

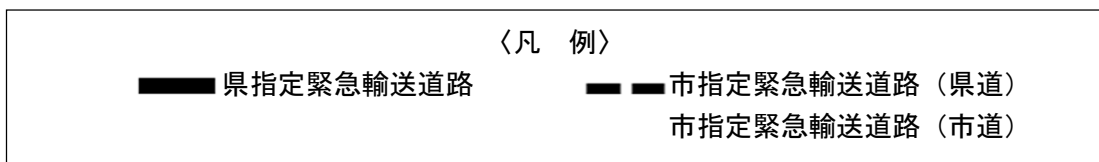
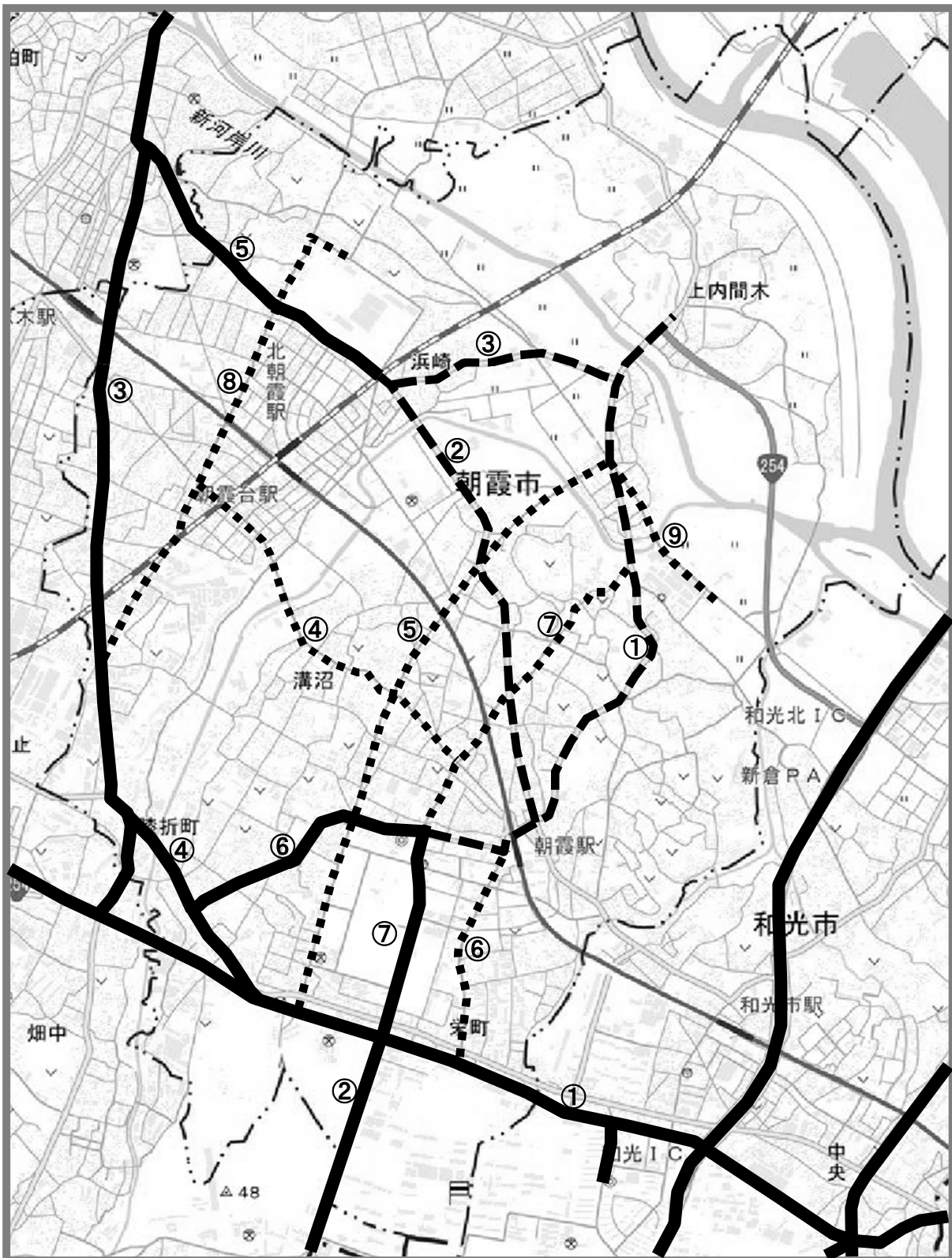
担当課	担当名	FAX	e-mail	電話番号
災害対策課	災害対策担当	048-830-8159	a8170-01@pref.saitama.lg.jp	048-830-8181

#### (2) 放送事業者

放送局	担当部署	FAX	e-mail	電話番号
日本テレビ	報道局社会部	03-6215-0042	shakaibu-editors@ntv.co.jp	03-6215-3520
TBSテレビ	報道局社会部	03-5571-3141 03-5571-2168	shakaibu@best.tbs.co.jp	03-5571-2179
フジテレビ	報道局社会部	03-5500-7576	shakai.desk@fujitv.co.jp	03-5500-8508
テレビ朝日	ニュース情報 センター社会部	03-3405-3390	ml-news-desk@tv-asahi.co.jp	03-6406-1330
テレビ東京	報道局	03-5473-3491	saigai@tv-tokyo.co.jp	03-5473-3233
テレビ埼玉	報道制作局報道部	048-824-3335	yono@tv-saitama.co.jp	048-824-4109 *048-824-4105 (予備)
NHK さいたま放送局	放送部ニュース	048-832-3665 048-832-6875	S11001-hinanjoho@nhk.or.jp	048-824-1730 048-831-8890 048-822-8644
J:COM さいたま	管理部	049-203-0028	takedakz@jupiter.jcom.co.jp	049-203-1048
TBSラジオ	編成局ニュース情報部	03-3505-0655	jyo@best.tbs.co.jp	03-5571-2570
文化放送	報道スポーツセンター	03-5403-1107	sekine@joqr.co.jp	03-5860-1075
ニッポン放送	編成局報道部	03-3287-7696	hodo@jolf.jp	03-3287-7622
FM NACK5	編成制作部	048-650-0391	t-konno@nack5.co.jp	048-641-0715
コミュニティ シェアFM	775 ライブリーFM 運営 事務局	—	775fm@lizon.co.jp	048-486-9233

## 8 交通・輸送

### 8-1 市の緊急輸送道路



■緊急輸送道路

県指定	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 一般国道254号</li> <li>② 一般県道東京朝霞線：朝霞市幸町（新座和光線との交差点）～新座市境</li> <li>③ 主要地方道保谷志木線：市内全線</li> <li>④ 一般県道新座和光線：朝霞市膝折町（保谷志木線との交差点）～朝霞市膝折町（朝霞蕨線との交差点）</li> <li>⑤ 一般県道和光志木線：志木市境～朝霞市北原（武蔵野線が「ト」下付近の交差点）</li> <li>⑥ 主要地方道朝霞蕨線：朝霞市役所～朝霞市幸町（国道254号との交差点）</li> <li>⑦ 市道8号線：朝霞市幸町（新座和光線との交差点～朝霞市役所前交差点）</li> </ul>
市指定	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 主要地方道朝霞蕨線：市中部の地域防災拠点と朝霞クリーンセンターを結ぶ南北連絡路</li> <li>② 一般県道和光志木線：市北西部～市中部の地域防災拠点を結ぶ連絡路</li> <li>③ 一般県道ふじみ野朝霞線：内間木支所、第三小学校への連絡路及び市北部の東西連絡路</li> <li>④ 市道1号線：溝沼市民センターへの連絡路及び市中部における東西連絡路</li> <li>⑤ 市道2号線：国道254号と主要地方道朝霞蕨線を結ぶ南北連絡路</li> <li>⑥ 市道7号線：国道254号との交点から主要地方道朝霞蕨線との交点</li> <li>⑦ 市道8号線：市中部の地域防災拠点を結ぶ南北連絡路</li> <li>⑧ 市道9号線：市西部の地域防災拠点を結ぶ南北連絡路</li> <li>⑨ 市道22号線：第九小学校への連絡路</li> </ul>



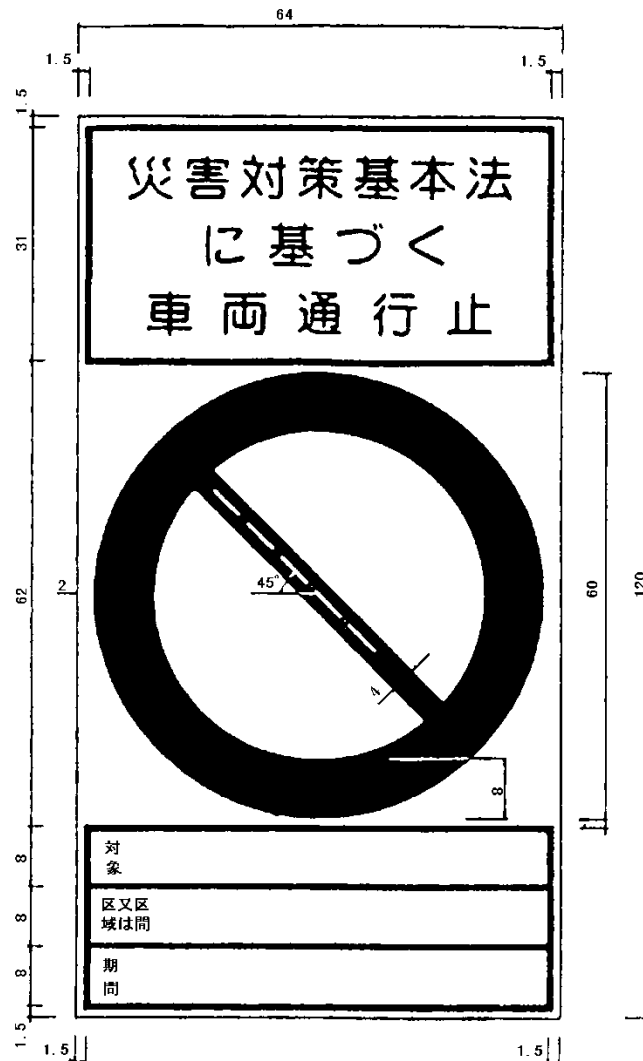
8-2 緊急通行車両標章



備考

1. 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
2. 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
3. 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

8-3 災害対策基本法に基づく交通規制表示



備考

1. 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
2. 縁線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
3. 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
4. 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

## 8-4 市内の特殊通行規制区間

### (1) 主要地方道

図面 対照 番号	路線名	担当 事務 所名	規制区間		交通量 台/日	規制条件 (通行止)	危険 内容	迂回路	指定 年度	備考 道路交通 遮断装置
			自 郡市町村字 至 郡市町村字	延長 (km)						
18	朝霞蕨線	朝霞	朝霞市上内間木	2.0	13,361	パトロー ル等によ り路面冠 水の発生 が予想さ れる場合	路面 冠水	(主)さいた ま東村山線	H4	

出典：令和6年3月 埼玉県地域防災計画

## 9 各種様式

### 9-1 県報告様式

様式第1号

#### 発 生 速 報

市町村

日 時 分 受信	発信者		受信者	
1 被害発生				
2 被害場所				
3 被害程度				
4 災害に対する措置				
5 その他必要事項				

(注) 内容は簡単に要を得たものとする。



被害状況調

市町村

災害の種別		発生地域	
被害日時	自 月 日	至 月 日	
報告区分	確定		

区分			被害	区分			被害
人的被害	死者		人	田畑被害	田	流出・埋	ha
	行方不明者		人		田	冠 水	ha
	負傷者	重 傷	人		畑	流失・埋	ha
		軽 傷	人			冠 水	ha
住家被害	全 壊		棟	道被害	決	壊	箇所
			世帯		冠	水	箇所
			人	そ	文 教 施 設	箇所	
	半 壊		棟		病 院	箇所	
			世帯		橋 り よ う	箇所	
			人	河 川	箇所		
	一部破損		棟	他 被 害	砂 防	箇所	
			世帯		清 掃 施 設	箇所	
			人		崖 く ず れ	箇所	
	床上浸水		棟		鉄 道 不 通	箇所	
			世帯		被 害 船 舶	隻	
			人		水 道 戸		
	床下浸水		棟		電 話	回線	
			世帯		電 気 戸		
			人		ガ ス 戸		
	非住家被害	公共建物	全壊(焼)		棟	り 災 世 帯 数	世帯
半壊(焼)			棟	り 災 者 数	人		
その他		全壊(焼)	棟	火災発生	建 物	件	
		半壊(焼)	棟		危 険 物	件	
					そ の 他	件	

区 分		被 害		市 災 町 害 村 対 策 本 部	名称				
公立文教施設	千円				設置	月	日	時	
農林水産業施設	千円					月	日	時	
公共土木施設	千円					解散	月	日	時
その他の公共施設	千円						月	日	時
小 計	千円								
公共施設被害市町村数		団体		災 設 害 置 対 市 策 町 本 村 部 名					
そ の 他	農 産 被 害	千円			計	団体			
	林 産 被 害	千円							
	畜 産 被 害	千円							
	水 産 被 害	千円							
	商 工 被 害	千円			計	団体			
	そ の 他	千円		消防職員出動延人数	人				
被 害 総 額		千円		消防団員出動延人数	人				
備 考	1. 災害発生場所 2. 災害発生年月日 3. 災害の種類概況 4. 消防機関の活動状況 5. その他（避難の勧告・指示等の状況）								

9-2 火災・災害等即報要領報告様式

第1号様式 (火災)

第 報

消防庁受信者氏名 \_\_\_\_\_

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

※ 特定の事故を除く。

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他					
出火場所						
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 ( 月 日 時 分)		(鎮圧日時) 鎮火日時	( 月 日 時 分) 月 日 時 分		
火元の業態・用途			事業所名 (代表者氏名)			
出火箇所			出火原因			
死傷者	死者(性別・年齢) 人		死者の生じた理由			
	負傷者	重症 人				
		中等症 人				
		軽症 人				
建物の概要	構造		建築面積	㎡		
	階層		延べ面積	㎡		
焼損程度	焼損棟数	全焼棟 半焼棟 部分焼 ぼや棟	計 棟	焼損面積	建物焼損床面積	㎡
						建物焼損表面積
					林野焼損面積	ha
り災世帯数	世帯		気象状況			
消防活動状況	消防本部(署)		台	人		
	消防団		台	人		
	その他(消防防災ヘリコプター等)		台・機	人		
救急・救助活動状況						
災害対策本部等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)



第2号様式 (特定の事故)

第 報

- 事故名 {
- 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
  - 2 危険物等に係る事故
  - 3 原子力施設等に係る事故
  - 4 その他特定の事故

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他( )					
発生場所						
事業所名	特別防災区域	〔レイアウト第一種、第一種、 第二種、その他〕				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 ( 月 日 時 分)	発見日時	月 日 時 分			
		鎮火日時 (処理完了)	( 月 日 時 分)			
消防覚知方法	気象状況					
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高圧ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他( )		物質名			
施設の区分	1 危険物施設 2 高圧混在施設 3 高圧ガス施設 4 その他( )					
施設の概要	危険物施設の 区 分					
事故の概要						
死 傷 者	死者(性別・年齢) 人		負傷者等 人( 人)			
			重症 人( 人) 中等症 人( 人) 軽症 人( 人)			
消 防 防 災 活 動 状 況 及 び 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況			出 場 機 関	出場人員	出場資機材	
			事業所	自衛防災組織	人	
				共同防災組織	人	
				そ の 他	人	
				消防本部(署)	台 人	
				消 防 団	台 人	
				消防防災ヘリコプター	機 人	
				海上保安庁	人	
		警戒区域の設定 月 日 時 分	自 衛 隊	人		
		使用停止命令 月 日 時 分	そ の 他	人		
災害対策本部等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第3号様式 (救急・救助事故・武力攻撃災害等)

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急処理事態における災害			
発生場所				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 ( 月 日 時 分)	覚知方法		
事故等の概要				
死 傷 者	死者 (性別・年齢)	負傷者等	人 ( 人 )	
	計 人	{ 重症 人 ( 人 ) 中等症 人 ( 人 ) 軽 症 人 ( 人 )		
	不明 人			
救助活動の要否				
要救護者数(見込)		救助人員		
消防・救急・救助 活動状況				
災害対策本部 等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 負傷者欄の ( ) 書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式（その1）

（災害概況即報）

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

災害名 (第 報)

災害の概況	発生場所							発生日時	年 月 日 時 分					
被害の状況	人的被害	死者		人	重傷		人	住家被害	全壊		棟	床上浸水		棟
		うち 災害関連死者		人		軽傷			人	半壊		棟	床下浸水	
		不明		人	一部破損				棟	未分類		棟		
	119番通報の件数													
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)				(市町村)							
	消防機関等の活動状況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)											
	自衛隊派遣要請の状況													
その他都道府県又は市町村が講じた応急対策 _____ _____														

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。





### 9-3 自衛隊災害派遣要請依頼書

文書番号  
年 月 日

埼玉県知事 殿

朝霞市長 印

自衛隊の災害派遣要請について

自衛隊法第83条に基づき、下記のとおり自衛隊の災害派遣方お願いいたします。

#### 記

1 災害の情况及び派遣を要請する事由

(1) 災害の状況

(2) 派遣を要請する事由

2 派遣を希望する期間

年 月 日 ( 時 分) から災害応急対策の実施が終了するまでの間

3 派遣を希望する区域及び活動内容

(1) 活動希望区域

(2) 活動内容

4 その他参考となるべき事項

## 9-4 自衛隊災害派遣撤収依頼書

文書番号  
年 月 日

埼玉県知事 殿

朝霞市長 印

### 自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について

年 月 日付第 号により自衛隊の災害派遣を要請しましたが、災害応急対策作業が一応完了しましたので、下記のとおり撤収方お願いいたします。

#### 記

- 1 撤収要請日時 年 月 日 時 分
- 2 派遣された部隊
- 3 派遣人員及び従事作業の内容
- 4 その他参考事項

9-5 避難所運営のための様式

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（       年       月       日       時       分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年       月       日
④ 男女の別	男       女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国籍	日本       その他（       ）
⑦ その他個人を識別する情報	
⑧ 負傷（疾病）の該当	
⑨ 負傷又は疾病の状況	
⑩ 現在の居所	
⑪ 連絡先その他必要情報	
⑫ 親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んでください。	回答を希望しない
⑬ 知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○を囲んでください。	回答を希望しない
⑭ ①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んでください。	同意する  同意しない
備考	

（注1）本収集は、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って安否情報の照会に対する回答に利用します。また、救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2）親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。

また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3）「③出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。

（注4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄に記入願います。

（注5）本様式提出後、内容に変更があった場合は、再度提出願います。





# 避難者名簿

番号	避難期間	災害名			避難所名			氏名	作成者	班	No.
		氏名	氏名	氏名	世帯主との続柄	現住所	離散家族氏名(続柄)				
	月 日～ 月 日										
	月 日～ 月 日										
	月 日～ 月 日										
	月 日～ 月 日										
	月 日～ 月 日										
	月 日～ 月 日										
	月 日～ 月 日										
	月 日～ 月 日										
	月 日～ 月 日										
	月 日～ 月 日										
	月 日～ 月 日										

(注1) 「離散家族氏名(続柄)」欄には、避難によって生き別れとなった者の氏名を記入すること。

(注2) 「事後消息」欄には、避難所出所後の行先を記入すること。

(注3) 「備考」欄には、住民以外の者の所用(業務、旅行ほか)等を記入すること。

# 避難所日誌

年 月 日 時 分現在		受信日時	月 日 時 分	
発信機関	避難所		発信者	
受信機関			受信者	
	男	女	計	備 考
避 難 者 数	人	人	人	

(運営状況)

(問題点・要望等)







9-9 要搜索者名簿

要搜索者名簿

No.

整理番号	届出月日	行方不明者							届出者			備考			
		住所	氏名	年齢	性別	身長 (cm)	体重 (kg)	着衣その他の特徴	住所	氏名	要搜索者との関係				
	月 日														
	月 日														
	月 日														
	月 日														
	月 日														
	月 日														
	月 日														
	月 日														
	月 日														
	月 日														
	月 日														
	月 日														

9-10 遺体処理票

遺 体 処 理 票

[ 朝霞市 ]

災 害 遺 体 番 号		第 号
死亡者	氏 名	
	住 所	
	遺 骨 処 理 番 号	第 号
	焼 骨 日 時 場 所	
引 取 人	氏 名	
	住 所	
	死 亡 者 と の 関 係	
	引 取 年 月 日	年 月 日
遺 留 品	処 理 番 号	第 号
	保 管 所	
備 考		
納 骨 場 所		

9-11 遺留品処理票

遺 留 品 処 理 票

[ 朝霞市 ]

災 害 遺 体 番 号		第 号
死亡者	氏 名	
	住 所	
	主 な 遺 留 品	
引 取 人	氏 名	
	住 所	
	死 亡 者 と の 関 係	
	引 取 年 月 日	年 月 日
遺 留 品	処 理 番 号	第 号
	保 管 所	
備 考		
遺 留 品 保 管 場 所		



## 罹災証明申請書

受付番号:

年 月 日

朝霞市長 あて

下記のとおり、罹災したことを証明願います。

## 記

世帯主住所		
世帯主氏名		
申請者 世帯主以外の場合	氏名	続柄

罹災原因	年 月 日の による
------	------------

被災住家※の 所在地	
住家 ※の被害の 程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない (一部損壊)
浸水区分	<input type="checkbox"/> 床上浸水 <input type="checkbox"/> 床下浸水

※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物  
のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)

住家以外の被害	
---------	--

使用目的	保険 ・ 税の減免 ・ 諸官庁 ・ その他( )
------	--------------------------

必要枚数	枚	備考
------	---	----

(整理番号 )

## 罹災証明書

世帯主住所	
世帯主氏名	

罹災原因	年 月 日 の による
------	-------------

被災住家※の 所在地	
住家※の被害の 程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない (一部損壊)
浸水区分	<input type="checkbox"/> 床上浸水 <input type="checkbox"/> 床下浸水

※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)

住家以外の被害	
---------	--

備考	
----	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

朝霞市長

9-13 り災届出証明願及びり災届出証明書

り災届出証明願 及び り災届出証明書

年 月 日

朝霞市長 あて

(申請者) 住 所

氏 名

電 話

下記のとおり、り災のあったことを届出します。

り災原因	
り災年月日	年 月 日 午前・午後 時 分頃
発生場所	
り災内容 の概要	

上記のとおり り災の届出があったことを証明する。

この証明は損害の程度、過失の有無及び他の災害との因果関係を明らかにするものではない。

年 月 日

朝霞市長

証 明 番 号	第 号
備 考	

[添付書類] り災したことが分かる写真

## 10 用語集

### 【あ行】

#### 液状化

地震によって地盤が一時的に液体のようになる現象で、小規模な場合は、地下から泥水が噴き出す程度であるが、規模が大きくなると地盤が軟弱になるため不等沈下による建物や石油タンクの倒壊や、道路の陥没、堤防の沈下等が発生する。埋立地や河川沿いの低地など、水分をたくさん含んだゆるい砂質の地盤で発生しやすい。

#### エコノミークラス症候群

長時間座り詰めの結果、血流が徐々に悪くなり下肢静脈に血栓(血の固まり)ができる。この血栓が肺まで達すると肺動脈の血管が詰まり息苦しさや胸の痛みとなり、最悪の場合呼吸困難により死亡することがある。避難生活等で長時間同じ姿勢を取っている場合に発症することがあり、平成16年新潟県中越地震において自家用車等で避難生活をした被災者に発生し、注目された。エコノミークラスで長時間フライトする乗客にこの症状が見られることから「エコノミークラス症候群」と呼ばれるようになった。

#### 応急仮設住宅

大規模災害によって住家が滅失または破損し、居住する住家が得られない者を収容するために応急的に建設する仮設住宅のこと。応急仮設住宅の設置は、災害救助法適用後は県が行い、市はこれに協力する。ただし、災害救助法が適用されない場合は、市長(本部長)が特に必要と認めた場合において設置する。

#### 大雨・豪雨

強い雨を表す言葉で、両者は必ずしも明確に区別されていない。気象庁が発表する予報や警報では、大雨警報というように大雨を用いている。大きな災害が発生した場合には、「平成17年〇〇豪雨」のように命名し、災害対策基本法でも豪雨を用いている。このように、大雨は多量の雨が降ることを表し、豪雨は災害を含んだ空間的・時間的なまとまりをもった現象に使用されている。

### 【か行】

#### 外水はん濫

河川の水位が上昇し、堤防を越えてはん濫したり、堤防が決壊して洪水となったりすることをいう。

#### 帰宅困難者

災害などを原因とする公共交通機関の不通により、会社や学校から自宅に帰ることが困難となった人のことをいう。

#### 記録的短時間大雨情報

大雨警報が発表されている時に、数年に1回程度発生する激しい短時間の大雨を観測、又は解析したことを発表する情報で、現在の降雨がその地域にとって希な激しい状況であることを周知するために気象庁から発表される。

#### 急傾斜地崩壊危険区域

急傾斜地崩壊危険箇所のうち、一定の行為を制限したり、防災工事を行う必要がある区域について、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づいて、県知事が指定する区域である。

## 救護所

災害や大規模事故が発生した場合に、被災現場等に医師会や病院から医師等が派遣され応急的な医療活動を行うための場所である。

## 緊急消防援助隊

消防組織法第45条に規定する部隊で、大規模災害の発生に際し、同法第44条に規定する要請又は指示等により出動し、被災市町村長の指揮の下、消防の応援等を行うことを任務としている。

## 緊急輸送路

県や市等が、人命の救助や災害応急対策活動に必要な物資、資機材、要員等の広域的な緊急輸送を行うために、事前に指定する道路のことである。指定された緊急輸送路の管理者は、それぞれの計画に基づき、その整備を実施する。

## 警戒区域

災害現場で身体等に対する危険防止、また、消火活動火災調査のため関係者以外の出入りを禁止したり制限したりする区域のことである。立入制限区域ともいう。火災のほか、風水害、土砂災害、火山災害、原子力関連の事故などの場合にも設定される。一般には災害対策基本法第63条に基づき指定される区域をいい、罰則付きで区域内への立ち入りについて制限、禁止、退去命令等がされる。

## 警報

重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して行う予報。気象、地面現象、高潮、波浪、浸水、洪水の警報がある。気象警報には暴風、暴風雪、大雨、大雪の警報がある。

## 激甚災害制度

甚大な被害が発生した場合に、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき、中央防災会議の意見を聴いた上で、政令でその災害が「激甚災害」として指定される。激甚災害に指定されると、地方公共団体の行う災害復旧事業等への国庫補助の嵩上げや中小企業に対する低利融資など、特別の財政助成措置が講じられる。

## 広域避難場所

地震時の市街地延焼火災から身を守るための広いオープンスペースのこと。概ね10ha以上の空地（10ha未満の空地であっても、周辺に耐火建築物等が存在し、火災に対して有効な遮断が可能な場所を含む）、又は土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められるもの。

## 洪水予報

洪水予報指定河川について、気象庁と国土交通省または都道府県の機関が共同して、洪水のおそれの状態を基準地点の水位又は流量を示して行う洪水の予報である。気象庁と国土交通省の機関が行う洪水予報では、はん濫後において、はん濫により浸水する区域及びその水深を予報する。

## 高齢者等避難

警戒レベル3の避難情報で、高齢者等（避難を完了させるのに時間を要する高齢者及び障害のある方並びにその方の支援をする方）が危険な場所から避難すべき状況において、市町村長から必要な地域の巨樹者等に対して発令する。

## コミュニティ支援ボード

障がいのある人や外国人など、文字や話し言葉によるコミュニケーションが難しい方々が、わかりやすい絵記号や写真、イラストを指差すことで自分の意思を伝えるためのツールのこと。コミュニケーション支援ボードともいう。

## 【さ行】

### 災害救助法

災害時に、国が地方自治体や日本赤十字社及び国民の協力の下に、応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の安定を図ることを目的とした法律である。災害救助法の適用を受けた災害の場合は、救出、避難所設置、食品の給与、応急仮設住宅の設置等の対策にかかる費用が国庫負担の対象になる。

### 災害拠点病院

災害時に発生する傷病者に対応するため、「24時間体制が取れる」「ヘリ等の広域搬送に対応できる」などの条件を満たす総合病院で厚生労働省が指定する。災害拠点病院は、地域災害医療センターと、特に各県単位で中心となる施設が基幹災害医療センターとして指定されている。

### 災害対策基本法

災害から国土と国民の生命、財産を守るために、国、自治体、公共機関によって必要な体制を整備し、責任の所在を明らかにすると共に、計画の策定、災害予防、災害応急対策、災害復旧などの措置などを定めた法律である。1959（昭和34）年の伊勢湾台風の被害をきっかけに、防災関係法令の一元化を図るために1961（昭和36）年に制定された。

### 災害対策本部

災害時に対策を決定し、指揮をとる本部。大規模な災害発生時の対策・指揮をとるところで、災害発生直後に設立される部門であるが、災害の規模、種別等によりその役割・内容は大きく異なる。また、設置される場所・所属等も多数となる可能性がある。JCO 臨界事故では、政府、県庁、市町村、各防災対策機関、対応にあたる医療施設、JCO 工場等で設置された。

### 災害用伝言ダイヤル

地震など大災害発生時は、安否確認、見舞、問合せなどの電話が爆発的に増加し、電話がつながり難い状況（電話ふくそう）が1日～数日間続くことが予想される。そのため、このような状況の緩和を図るため、通信事業者が提供する被災地内の電話番号をメールボックスとして、安否等の情報を音声により伝達するボイスメールのサービスのことである。

### 災害用伝言板

大規模災害が発生した場合に各携帯電話会社等が提供するシステムで、携帯電話やスマートフォンからメッセージを登録し、インターネットで家族等がメッセージを確認できるものである。

### J-A L E R T（ジェイ アラート）

全国瞬時警報システムのことで、気象庁から送信される気象関係情報や、内閣官房から送信される有事関係情報を、人工衛星を利用して地方公共団体に送信し、市町村の同報系防災行政無線を自動起動するシステムである。

### 自主防災組織

地域住民が「自分たちの地域は、自分たちで守ろう」という連帯感に基づき自主的に結成する組織。平常時には知識の普及、防災訓練の実施、防災用資機材の整備を行い、災害時には情報の収集伝達、初期消火、負傷者の救出救護、避難誘導などの活動を行う。災害による被害を最小限にし、いち早く立ち直るためには、地域ぐるみの協力体制が不可欠であり、自主防災組織がこの役割を果たす。

### 指定行政機関

内閣総理大臣が、関係法に基づいて指定する行政機関のことである。

内閣府、国家公安委員会、警察庁、防衛省、金融庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、原子力安全・保安院、国土交通省、国土地理院、気象庁、海上保安庁及び環境省がある。

#### 指定緊急避難場所

地震や大規模な火災等による熱や延焼、水害における浸水等の危険から、身の安全を確保するために避難する空間や施設である。災害対策基本法では、災害の種類ごとに安全な場所を指定するための基準を示している。

#### 指定公共機関

内閣総理大臣が、関係法に基づいて指定する公共機関のことである。

独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令及び内閣総理大臣公示で指定されている組織。

#### 指定地方行政機関

内閣総理大臣が関係法に基づいて指定する指定行政機関の地方支分局のことである。

#### 指定地方公共機関

都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定する。

#### 指定避難所

被災した人などを収容し、避難生活の場とする施設のこと。災害対策基本法では、災害の影響が少なく、輸送が容易な場所であることを指定基準としている。

#### 集中豪雨

集中豪雨とは、狭い地域に比較的短時間に多量の雨が降る現象をいう。その範囲や雨量にはっきりとした定義はない。集中豪雨が初めて使われたのは、1953年8月15日の朝日新聞の夕刊とされており、集中豪雨という表現が現象を的確に表していたため、マスコミ用語からしだいに気象用語として定着した。

#### 震度

その地点での地震の揺れの強さを示す数値で、ある場所での地震動の強さをいくつかの階級に分けて表す数値をいう。日本では気象庁震度階級によって表され、かつては体感及び周囲の状況から推定していたが、1996年（平成8年）4月からは、計測震度計により自動的に観測し10段階に区分している。

#### 水防管理団体

水防の責任を有する市町村（特別区を含む。）又は水防に関する事務を共同に処理する市町村の組合若しくは水害予防組合をいう。

#### 水防管理者

水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう。

#### 水防警報

水防法に基づいて、洪水又は高潮によって災害が発生するおそれがあるときに、水防を行う必要がある旨を、河川管理者から水防管理者に対して警告を行う発表をいう。水防警報の種類は、水防

機関（消防本部、消防署、消防団）への指示を考慮して設定されている。

## 水防法

洪水又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、これによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的として制定された法律である。

水防活動は、この法律により定められた水防計画に基づき、具体的な活動が行われる。

## 疎通（そつう）

通信が支障なく通じること。

## 【た行】

### タイムライン

「いつ」、「誰が」、「何をするのか」を、あらかじめ時系列で整理した防災行動計画である。

国、地方公共団体、企業、住民等が連携してタイムラインを策定することにより、災害時に連携した対応を行うことができる。

### 注意報

災害が起るおそれがある場合にその旨を注意して行う予報。気象、地面現象、高潮、波浪、浸水、洪水の注意報がある。気象注意報には風雪、強風、大雨、大雪、雷、乾燥、濃霧、霜、なだれ、低温、着雪、着氷、融雪の注意報がある。

### 中央防災会議

内閣総理大臣を会長とし、防災担当大臣や防災担当大臣以外の全閣僚、指定公共機関の長、学識経験者からなる会議で、防災基本計画等の作成及びその実施の推進、非常災害の際の緊急措置に関する計画の作成及びその実施の推進、防災に関する重要事項の審議、防災に関する重要事項に関する内閣総理大臣及び防災担当大臣への意見の具申等を行う。

### 直下型地震

陸地を震源とする比較的浅い地震の通称。海のプレートの動きは、海溝型地震の原因となるだけでなく陸のプレートを圧迫し、内陸部の岩盤にもひずみを生じさせる。ひずみが大きくなると、内陸部の地中にあるプレート内部の弱い部分で破壊が起こる。こうして起こる地震は、海溝型の巨大地震に比べると規模は小さいが、局地的に激震を起こす。都市直下の浅いところを震源とする場合には大きな被害をもたらす。兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）はこれにあたる。

### 特別警報

予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合に、その旨を示して行う警報。気象、地面現象、高潮、波浪の特別警報がある。気象特別警報には暴風、暴風雪、大雨、大雪の特別警報がある。

### 都市(型)水害

都市部では、地面が道路舗装やコンクリートで覆われているため、降った雨が地面にしみ込まずに大部分が河川に流れ込む。このため、強い雨が短時間に降ると、河川や水路の水位が急激に上昇して氾濫しやすくなる。また、下水溝、用水溝でも排水機能が追いつかなかつたり、河川から逆流したりして浸水する。これを都市（型）水害と呼ぶ。

### 土砂災害警戒情報

大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住



民の自主避難の参考となるよう、都道府県と気象庁が共同で発表する防災情報のことである。

土砂災害警戒情報は、降雨から予測可能な土砂災害の内、避難勧告等の災害応急対応が必要な土石流や集中的に発生する急傾斜地崩壊を対象としている。しかし、土砂災害は、それぞれの斜面における植生・地質・風化の程度、地下水の状況等に大きく影響されるため、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定することはできない。また、技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等は、土砂災害警戒情報の発表対象とはしていない。

### 土壌雨量指数

土砂災害発生の危険性を示す指標で、降った雨が土壌中に貯まっている状態を示す指数。レーダー・アメダス解析雨量、降水短時間予報をもとに、全国くまなく 5km 四方の領域ごとに算出する。

また、土壌雨量指数と土砂災害の危険度との対応を分かりやすく表現するため、5km 四方領域ごとに、過去の一定期間内に出現した一雨毎の土壌雨量指数を、高い順に並べたものを履歴順位といい、一般に、履歴順位が高いときほど土砂災害発生の危険度が高くなる。

### トリアージ

災害や事故の時、多数の傷病者が同時に出た際に、早期に治療を要する重症患者を発見し、早期に適切な治療を受けさせることで、より多くの人命を救うことを目的として傷病の程度や治療の優先順位の判定をすることをいう。本来は戦場での負傷者の傷病の程度を判定するために使われていた言葉である。

## 【な行】

### 内水氾濫

大きな河川の水位が上昇したために、そこに流れ込む水路の水が行き場を失って、宅地等に逆流したり、宅地等に降った大雨が、水路や下水道に排水しきれずに、水が溜まることをいう。

### 南海トラフ地震

駿河湾から日向灘沖にかけてのプレート境界を震源域としておおむね 100～150 年間隔で繰り返して発生してきた大規模地震で、前回の南海トラフ地震（1944 年の昭和東南海地震及び 1946 年の昭和南海地震）が発生してから 70 年以上が経過した現在では、次の南海トラフ地震発生の切迫性が高まってきている。また、南海トラフ全域を対象として、異常な現象を観測した場合や地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価した場合等は「南海トラフ地震に関連する情報」の発表を行っている。

## 【は行】

### VACANMap

株式会社バカンが運営する地図情報サービス。令和 2 年度に災害協定を締結したことから、避難所運営職員等が避難所の混雑状況等を更新することで、リアルタイムでの避難所の開設、混雑状況の確認を行うことができるようになった。

### ハザードマップ

災害による被害を予測し、その被害範囲を地図にまとめたものである。

最近では避難場所や避難経路などを書き込んだものもハザードマップとよんでおり、水防法、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律、地震防災対策特別措置法により、洪水、土砂災害、地震・津波に対するハザードマップの作成が市町村の義務となっている。

### 氾濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じるはん濫の恐れがある水位をいう。あらかじめ指定し

た河川（「洪水予報指定河川」という。）における水位が氾濫危険水位に到達した時には、国土交通省または都道府県と気象庁は共同して、避難が必要とされる警戒レベル4に相当する「氾濫危険情報」を発表する

### 氾濫注意水位

水害の発生に備えて、水防法で定める水防管理団体が出動する目安になる水位である。洪水予報指定河川の水位が氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる時には、国土交通省または都道府県と気象庁は共同して、避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当する「氾濫注意情報」を発表する。

### 被災建築物の応急危険度判定

応急危険度判定は、大地震により被災した建築物を調査し、その後に発生する余震などによる倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒などの危険性を判定することにより、人命にかかわる二次的災害を防止することを目的として行われる。

その判定結果は、建築物の見やすい場所に表示され、居住者はもとより付近を通行する歩行者などに対してもその建築物の危険性について情報提供するものである。これらの判定は建築の専門家が個々の建築物を直接見て行われる。

### 被災者生活再建支援制度

被災者生活再建支援法に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給することにより、その自立した生活の開始を支援するものである。

### 被災宅地危険度判定

災害対策本部が設置されるような大規模な地震又は大雨等によって、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、要請を受けた被災宅地危険度判定士が危険度判定を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握することにより、宅地の二次災害を軽減・防止し住民の安全を確保することを目的として行われる。

### BCM（事業継続管理）

Business Continuity Managementの略で、企業が事業継続に取り組むうえで必要な、BCP（事業継続計画）の策定から、その導入・運用・見直しという継続的改善を含む、包括的・統合的な事業継続のためのマネジメントのことをいう。

### BCP（事業継続計画）

Business Continuity Planの略で、地震などの災害や事故・事件などが起きた場合に、企業が、従来の防災対策に加え、中核事業の継続・早期復旧を図るために平常時に行うべき活動並びに緊急時（災害時）の対応方法、手段などを事前に取り決めておく計画のことである。

### 避難行動要支援者

災害時に自ら避難することが困難であり、特に支援を要する要配慮者をいう。

### 避難指示

警戒レベル4の避難情報で、災害が発生するおそれが高く、災害危険区域等の危険な場所から避難すべき状況において、市町村長等が必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して発令する。

### 避難判断水位

避難の必要も含めてはん濫に対する警戒を要する水位である。洪水予報指定河川では、避難判断水位に到達し、さらに上昇が見込まれる場合、あるいは一定時間後にははん濫危険水位に到達が見込

まれる場合に、高齢者等の避難が必要とされるレベル3に相当する「氾濫警戒情報」を発表する。

### **福祉避難室**

一般の避難所において、要配慮者のために確保されたスペースをいう。

### **福祉避難所（指定福祉避難所）**

高齢者、障害者その他特別な配慮を必要とする要配慮者を受け入れるための設備、人材等を備えた避難所をいう。

### **輻輳（ふくそう）**

通信回線にアクセスが集中して通常できるはずの通信ができなくなること。

### **防災会議**

自治体の防災対策を推進するために、都道府県知事、市町村長を会長として、地域の防災関係機関の代表者によって組織された会議で、地域防災計画の策定や災害情報の収集等を行う。

### **防災基本計画**

災害対策基本法に基づき、中央防災会議が作成する国の防災に関する基本的な計画のことである。

## **【ま行】**

### **マグニチュード**

地震全体の規模を表す数値、震源のエネルギーの大きさを示す。マグニチュード1の違いは、約30倍である（マグニチュード2の違いで1000倍）。関東大震災はマグニチュード7.9、兵庫県南部地震は7.2であった。地震被害の大きさ・広がり、一般的に言ってマグニチュード7程度では、一つの県を占める規模、マグニチュード8では、複数県にまで拡大すると考えられている。

## **【や行】**

### **要配慮者**

高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦、難病患者、外国人など災害時に特に配慮を要する方々をいう。災害弱者や災害時要援護者ともいう。

### **要配慮者利用施設**

防災上の配慮を要する者（高齢者、障がいのある人、乳幼児など）が利用する施設で、高齢者施設や障害者施設などの社会福祉施設、幼稚園や小学校などの学校、病院や診療所などの医療施設などが対象となる。

## **【ら行】**

### **ライフライン**

現代社会においては、電気・ガス・水道・電話、道路、鉄道など、日常生活を維持していくうえで必須の諸設備のことである。

### **リードタイム**

警報や避難勧告等の発表から、防災関係者や地域住民への情報伝達、避難行動等の防災行動に要する時間を考慮して設定される時間をいう。

---

## 朝霞市地域防災計画

---

昭和 44 年 作成

昭和 51 年 4 月 修正

昭和 54 年 4 月 修正

昭和 59 年 4 月 修正

平成元年 3 月 修正

平成 2 年 3 月 修正

平成 4 年 3 月 修正

平成 8 年 3 月 修正

平成 13 年 3 月 修正

平成 25 年 3 月 修正

平成 28 年 3 月 修正

令和 7 年 2 月 修正

編集発行 朝霞市防災会議

《事務局》朝霞市危機管理室

〒351-8501 朝霞市本町 1 - 1 - 1

電話 048-463-1111 (代表)

---